

自己点検評価・外部評価報告書

（令和4事業年度）

（第4期中期目標期間）

令和5年6月

独立行政法人日本学術振興会

目 次

外部評価委員会委員長からの報告	1
外部評価の総括	3
令和4事業年度における業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書	17
第4期中期目標期間における業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書	165
令和4年度監事監査報告	351
附属資料	
独立行政法人日本学術振興会中期計画等の策定及び評価等に関する規程	357
独立行政法人日本学術振興会自己点検評価実施要領	363
独立行政法人日本学術振興会計画・評価委員会規程	365
独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程	367
独立行政法人日本学術振興会外部評価委員名簿	371
独立行政法人日本学術振興会外部評価実施要領	373
独立行政法人日本学術振興会令和4事業年度における業務実績及び 第4期中期目標期間における業務実績に関する評価手法について	377
独立行政法人日本学術振興会第4期中期目標	409
独立行政法人日本学術振興会第4期中期計画	427
令和4（2022）年度独立行政法人日本学術振興会年度計画	457
令和4事業年度及び第4期中期目標期間における業務実績に関する 自己点検評価・外部評価の実施経緯	491

令和 5 年 6 月 23 日

独立行政法人日本学術振興会

理事長 杉 野 剛 殿

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会

委員長 巽 和 行

令和 4 事業年度及び第 4 期中期目標期間における業務実績に関する
外部評価報告書について

標記のことについて、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程（平成
16 年 2 月 20 日規程第 4 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、報告します。

外部評価結果の総括

【はじめに】

日本学術振興会（振興会）は、学術の振興を図ることを目的とした我が国唯一の独立したファンディングエージェンシーとして、科学技術立国日本を支える不可欠の組織であり、長年にわたって、我が国の研究者に多大な貢献をしてきた。振興会の事業は、科学研究費助成事業（科研費）を中心とする研究助成、我が国の将来を担う優秀な研究者の育成支援、学術振興の中核を担う大学における教育研究基盤強化の取組支援などを核とし、国際化や国際交流の促進の支援も横断的に行っている。

これらの事業は、国の運営費交付金及び補助金によって運営されていることから、振興会はすべての事業の自己点検評価と外部評価を毎年行い、事業の改善につなげるとともに、その結果を公表して社会の負託に応えようとしている。その責の一旦を担う日本学術振興会外部評価委員会は、振興会の令和4年度における業務実績の全体について、また、第4期中期目標期間（平成30年度～令和4年度）における業務実績の全体について、振興会から提出された自己点検評価報告書等を精査することにより、評価を行った。

評価にあたっては、平成30年4月1日より開始した第4期中期目標期間において定められた項目ごとに、その達成状況等を精査・検討した。また、本委員会では、振興会の事業全般に関する今後の課題についても指摘した。その中には、早期に改善することは困難だが長期的に重要な課題、あるいは振興会の業務の範囲を超える課題、むしろ文部科学省で検討すべき課題も含まれている。本委員会による評価が振興会の業務のさらなる改善に活用され、振興会の事業がより優れた成果を挙げることで、日本の学術が一層振興されることを期待して、次のとおり総括する。

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

第4期中期目標期間は、2年目の令和元年度末（令和2年初頭）に始まる新型コロナウイルス感染症のまん延が、振興会事業に様々な点で影響を与えた期間である。特に、後半3年間は、感染防御の観点から人的接触を抑えるため在宅勤務や行動変容が求められ、事業の遂行に大きく影響した。研究者は、科研費や国際事業など研究計画の思わぬ遅延や計画未達などに直面した。このような事情を勘案し、振興会では調書や各種報告書の締め切りの延長や、補助事業期間の延長申請を認めるなど、研究者や研究機関の負担軽減策を積極的に採用した。また、特別研究員に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間の中断や延長の承認、海外渡航義務期間の緩和など、柔軟な特例措置をとった。このように、振興会では、さまざまな制約のもとでも研究が遂行できるよう、可能な限り柔軟な対応がとられたこ

とを評価したい。同時に、そのために職員の負担が大きくなったことは容易に想像できるが、それにもかかわらず、遅滞なく業務が行われてきたことは、職員のコミュニケーションがよくとれており、業務に対する共有された認識があったからこそであり、機能している組織であるとして高く評価したい。行動変容や在宅勤務を要求されたのは、振興会職員も同様であり、振興会職員の献身的貢献には敬意を表したいが、コロナ禍でできていたのだからと締切の延長などが常態化しないよう配慮を望みたい。また、今回経験した非常時の事務処理の課題を点検し、今後の非常事態に備えるとともに、正常に戻ったときの事業遂行の適正化についても考察すべきである。

新型コロナウイルス感染症による最大の変化は、振興会の各種委員会を計画通り円滑に行うために、オンライン会議が常態化したことである。通信環境整備、各委員との接続確認などのオンライン形式特有の事前準備を入念に行い、円滑な会議運営がなされ、業務の遅滞を招かなかった。令和2年度後半からは、一部事業のオンライン形式の面接審査に、事前質問の実施、音声付きプレゼンテーション資料の事前視聴などの審査の質を高める工夫を取り入れたことも評価できる。また、「WPI サイエンスシンポジウム」では WPI 研究者と遠隔地の高校生の双方向交流が可能になったが、オンライン形式の強みを生かしたものと評価できる。新しい時代に研究者が適応できるよう、振興会として、ソフトスキル教育による支援を行うなど、さらなる工夫をお願いしたい。

更に、多くの会議がオンライン化されたことにより、海外を含め遠隔地からの参加も容易になったなどメリットの部分と、対面会議での円滑なコミュニケーションや深掘した議論の欠如などデメリットの部分がある。これらを総括して、最適な組み合わせを戦略的に実施されたい。学術システム研究センターでは、この3年間の経験に基づき、合議審査のあり方について検討を重ね、今後の科研費の合議審査は Web 形式で実施することを基本方針として決定している。オンライン審査の長所を生かすとともに、対面審査の長所も取り入れたハイブリッド形式の審査会についても検討を加えてほしい。審査の質をより高め、新しい方式を定着させるためにも、多面的な事後検証を期待したい。オンライン形式の委員会が常態化したことで、会議資料のデジタル化が進んでいることも踏まえ、生成 AI に悪用されたりしないためにも、情報のセキュリティにはこれまで以上に意を用いてほしい。

2-1. 法人の業務運営

第4期中期目標期間中、後半3年間は新型コロナウイルス感染症への対応に追われる一方、学術研究をめぐって世界が大きく動いた時期であった。同時に、国際的な競争が激化する中で、将来の研究の担い手である若手研究者を質と量の両面でいかに確保・育成していくか、そういった年来の課題への対応も待たなしに迫られた。この困難な状況のもと、振興会では、評議員や学術顧問を通して研究者等の意見を取り入れ、我が国の学術振興に貢献するようさまざまな事業が適切に実施された。この中期目標期間に、多くの研究者や研究機関から要望の強かった科研費の2月末日審査結果通知を実現したことは、研究者の意見を取り

入れた業務運営の目に見える優れた実績であり高く評価する。また、特別研究員等の要望を聞き取る姿勢があり、「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」の創出につながったことも評価すべきである。

学術システム研究センターは、振興会を特徴づける重要な組織である。科研費の審査システムに関して、センターで議論されたことが文部科学省の審議会に報告され、制度の改善が行われたことは、センターの提言・助言機能に実効性があったと評価できる。今後は、センターでの建設的な議論、結論を学術行政に適切に取り入れるためにも、現在のように文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会に単に報告するだけでなく、積極的に提言・要望を行うべきであると考えます。

学術システム研究センターの研究員については、全ての学問領域をカバーしたうえで、多様な視点からの意見を活かすため、ジェンダーバランス、所属機関の形態、地域的なバランス等、多様性に配慮しながら第一線で活躍中の研究者を研究員として確保し、事業改善の提案・助言や業務運営を行っている。令和4年度には科研費における「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」の創設に伴う業務増に対応するため、多分野からの主任研究員を新規に11名増員するなど、各種の多様性の確保にも努めている。特にこの中期目標期間で女性研究員の比率が増加し続け、終了時に32%を実現したことは、ジェンダーバランスをめざす努力の成果である。他方、センター研究員の所属機関は、分野によっては旧七帝大を中心とした主要国立大学に偏っているきらいもある。議論の多様化のためにも、企業の研究者を加えるなどの配慮が望まれる。

男女共同参画の推進は、世界経済フォーラム（WEF）のジェンダーギャップ指数（2023年）が世界で125位と過去最低を更新した日本にとって、喫緊の課題である。日本の知の創出をリードする学術の世界でも、女性の参画はより多面的な視点をもたらし、自由な発想・イノベーションを生み出すうえできわめて重要だ。より多くの女性研究者が活躍できるようになれば、日本全体の研究力の向上にもつながる。これは、研究者社会全体の課題であり、振興会としても、その役割を積極的に果たしていくことが求められる。

前述したセンターの女性研究員比率も、日本の大学教授の女性の割合18.3%を大きく上回ったとはいえ、女性教授がそもそも極めて少ないことに注意すべきである。先の指数でも、日本は指導的立場の女性が際立って少ないことが指摘されている。その結果、現状では、特定の者に負担が集中する弊害が起きており、憂慮されている。このようなアンバランスを解消し、真に研究力を強化するためにも、女性教授の比率を高めることが重要だ。そのためには、女性の大学院生を増やすことから始める必要がある。子供のときから様々な分野の科学に興味を持って研究を志せるよう、特別研究員等から様々な世界で活躍する研究者になっている女性をロールモデルとして積極的に紹介するような取組も考えてほしい。

女性が研究を続けられるような仕組みも重要だ。育児の負担が女性だけにかからないように、民間企業では男性の育児休暇が当たり前になりつつある。学術の世界でもそうした取組を進め、研究と家庭の両立を図る必要がある。ライフイベントによる研究中断は男性も女性

も等しく受け入れ、これをキャリアのマイナス要素にしない点が理解されることは今後必要だと思われるが、特に実験系では、研究中断は本人にとって極めてストレスになることも容易に想像できる。こうした場合のサポートとして、実験・技術補佐員あるいは臨時ポスドクの雇用など育休期間の研究活動を支援する仕組みも考えられる。女性研究者に対する支援で成果をあげている大学もあり、そうした例も参考にしながら、振興会が今後もライフイベントを経験した研究者の研究継続への支援に取り組むことを期待する。

振興会ではすでに、男女共同参画に関して、さまざまな取組が行われているが、より広く社会に周知することも求められる。その点、男女共同参画推進のための研究者のコミュニティーサイト“CHEERS!”では、特に在外の邦人研究者から、各国の男女共同参画やワークライフバランスの状況の紹介が積極的に行われており、有用な情報交換が期待できる。このサイトの存在はもっと知られるべきであろうし、国内事例ももっと報告されてよい。また紹介されている海外の事例を検証し、可能であれば政策や事業に積極的に取り入れるべきである。振興会が日本社会の男女共同参画推進をけん引していく役割を担っていくことを期待する。

一方、背景には、研究者の数自体が減っていく少子化がある。これも社会全体の課題ではあるが、学術界としての取組も重要だ。例えば、学位取得後数年の博士研究員での研さんを積んだ研究生産力の高い30代の研究者は、任期付きポジションが圧倒的に多いという現実に突き当たる。主要研究大学では助教の任期がなくなる傾向にあるものの、安定したポジションにつけなければ人生設計ができず、少子化にもつながる。安心して結婚し、育児ができる環境を整備することは、社会的な課題に対応するとともに、研究力の向上に大いに貢献すると考える。振興会の男女共同参画にかかわる様々な取組は、このためにも有効であり、一層の強化を期待したい。

2-2. 世界レベルの多様な知の創造

科研費は、研究者の柔軟で自由な発想に基づく優れた研究を支援する最も重要な研究助成制度である。自然科学系の日本人ノーベル賞受賞者25名のほとんどが、その研究の創成期や展開期において科研費に支援されている事実は、科研費の重要性、有効性を雄弁に物語っている。ノーベル賞につながるような独創的な研究は、開始時点では真に萌芽的なものであり、政策課題や産業化課題に選ばれる可能性は低く、科研費でこそ支援しなければならない。日本の科学研究力を向上させるためにも、科研費の充実は最重要課題であり、採択率や予算措置を含めて今以上の支援を望む。

振興会は科研費の実施業務を担うとともに、科研費制度改革にも取り組んでおり、その努力と成果は高く評価できる。第4期中期目標期間の間には、科研費審査システム改革2018が開始され、その検証が不断に行われ、改善、改革が加えられてきた。分科細目表から審査区分表への変更、同一審査委員による二段階審査、審査委員当たりの審査件数上限の低減化など、審査の質の向上に意が用いられてきている。より優れた実効性のある科研費制度をめざして、引き続き改善に取り組んでほしい。とりわけ、確固たる学術基盤に基づいた、挑戦

的で独自性のある新たな概念が生まれるような研究を正しく審査・評価し、支援できる科研費制度であってほしい。

令和3年度までには、科研費の多くの種目で2月末日の審査結果の通知が実現した。科研費の4月1日交付内定が実現して以来、研究者から強い要望のあった審査結果通知のさらなる早期化の実現であり、高く評価する。特別推進研究などの大型研究種目についても、令和6年度から2月末日審査結果通知が実現するようである。この早期化に関して、半年余りの周知期間ののち、令和4年度公募から開始されたことは、あまりにも性急ではなかったかという懸念があるが、センター研究員や審査委員への事後アンケートから、好意的に受け止められていることが理解できる。いうまでもないことだが、科研費の各種制度改善など研究者への影響が大きい変更については、研究者コミュニティとの緊密な連携が重要である。例えば、科研費審査システム改革2018では、学術システム研究センター研究員を通して、検討内容が関係各学会でも共有されたことや、パブリックコメントが実施されたことなど、丁寧に慎重な対応がなされていた。このような慎重さ、丁寧さが振興会の科研費業務遂行への信頼と安心感を与えていたと思う。大学や研究機関などの現場との距離が近いことが振興会の大きな特徴であり、これからも研究者に向き合い、研究者に信頼される振興会としての姿勢を明確に保ち続けてほしい。

審査結果通知の早期化に伴い、特別推進研究などの大型研究種目では応募時期が4月から6月の2か月になり、また、基盤研究(B)などの種目では7月から9月となっている。これまでは長期の夏季休暇中に海外に出かけ情報収集したり、集中的な実験研究で研究を深めたりして、秋の科研費応募に備えることができていたが、今後はそのような研究サイクルは難しくなる。応募時期が年度初めから半年余り続くことになり、研究への影響も決して小さくない。研究者がこの応募サイクルに早く順応し、今まで以上に質の高い研究計画調書が提出されるようになることを期待したい。

振興会職員にとっても、秋以降の半年に集中していた科研費の公募業務および審査・評価業務が、年度初めからほぼ1年にわたって継続することになり、特に年度初めは交付業務と混在するほか、年度終わりには各種報告書、繰越申請受理などの業務と審査結果通知が混在するなど、メリハリがない業務遂行になるのではないかと危惧される。このような中でもこれまで通りきめ細かく、円滑かつ着実に業務を実施することを期待している。

科研費の透明性・公正性は、その厳格な審査(peer review)によってもたらされている。審査委員の育成は、日本の学術を振興するためにも極めて重要である。科研費審査システム改革2018以降、一人の審査委員の審査件数上限の低減化により、審査委員の数が増加した。また、中堅・若手研究者の審査委員への積極的登用により、経験の浅い審査委員が相当数増えたことになるが、審査に携わる前に、審査委員を育成するための教育訓練・研修システムを考えることはできないものだろうか。また、学術システム研究センターでは、審査を引き受けることは研究者の名誉ある責務であることを強調し、またそのメリットをまとめて「科研費の審査委員をお引き受けいただくにあたって」という文書にし、ウェブサイトで公開し

ている。適切な対応であり、評価したい。

平成 23 年度から始まった一部種目の基金化が、この中期目標期間に「研究活動スタート支援」、「挑戦的研究（開拓）」などに拡張され、また創設された「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」にも適用されたことは極めて有効な措置である。基金化は、大型種目ほど、その効果が高まると期待できる。今後も多くの種目の基金化の措置を追求してもらいたい。

多くの国際事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により研究やシンポジウムの実施に遅滞を招いた令和 2 年、3 年の 2 年間であったが、令和 4 年度は多くの国で入国制限が緩和され、海外に出かける研究者が増えたことは喜ばしい。研究者間の信頼を醸成し、国際的研究者コミュニティの一員となるためには、外国人研究者と対面での真剣な議論に参加し、相手に認められる必要があるからである。国際化に対する支援では、「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」の創設、特別研究員奨励費に対する「国際共同研究強化」への応募機会を拡大したことなどを、特に高く評価したい。振興会職員も、外国の学術振興機関との情報交換を当該国において実施できるようになることを期待している。

2－3．知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

日本の学術の将来にとってとりわけ重要であり、何より優先すべきなのは、できるだけ多くの若い研究者が自由な発想で研究に取り組めるようにすること、つまり博士後期課程への進学者を増やし、安心して研究に打ち込める場を用意することだろう。この点で振興会の役割はきわめて大きい。まず、博士課程への進学者をいかに増やすかが課題だ。第 4 期中期目標期間中には、科学技術振興機構（JST）の創発的研究支援事業や次世代研究者挑戦的研究プログラムが始まり、若手研究者支援の施策が拡大したが、博士後期課程及びそれ以降への個人に対する支援では振興会の特別研究員制度がその中核を担うことはいうまでもなく、その拡充が求められる。一方、諸施策により支援を受ける若手研究者数が増える中で、特別研究員制度は、より質を高めトップ層の若手研究者に特化していくのか、さらに支援対象者を増やしていくのか、といった方向性を議論することも重要となってくる。そのために、実際の研究現場で支援を受ける若手研究者がどのように各制度を受け止めているかを知ることが第一歩だろう。科学技術・学術政策研究所（NISTEP）の定点調査などでは、まだまだ若手研究者の支援は不十分というような結果もあるが、制度の効果が反映するまでにはタイムラグもあるので、そのことも踏まえ、継続的な議論が必要である。

そうした状況のなか、特別研究員の個別の要望等に従い、新型コロナウイルス感染症の影響への対応以外にも様々な制度運用の改善や見直しがなされ、採用者の利便が図られていることを評価したい。それぞれ異なる要望に対応する振興会職員のきめ細かな個別の対応が、特別研究員のより良い研究環境の確立に貢献したと判断できる。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置を事例別にまとめて、特例措置の活用事例としてウェブサイトに掲載したことは、特別研究員採用者、申請希望者に対する有効なメッセージとなっているだろう。

また、学術システム研究センターでの検討を踏まえ、特別研究員の審査システムにも大幅な改革が行われた。特に、これまで書面審査と面接・合議審査の二本立てであったところ、面接審査の代わりに書面審査及び合議審査が導入・実施され、令和4年度には改革の最終形として、「二段階の書面審査」方式が導入された。この改革に伴い研究遂行力を自ら分析し研究に関する自身の強み等を記入する項目を申請書に設けるなど、研究者としての資質や将来性の評価がより重点的に審査できるようにした。このようなセンターでの議論の本質が、実際に審査に携わる審査委員と共有できたのか、またよりよい選考となったのかなど、今後の検証を待ちたい。特別研究員への申請と科研費「特別研究員奨励費」への応募を同時にできるようにしたことも重要な進展である。博士後期課程学生や若手研究者が、研究計画を立案するときの実現可能性を経費の点で考える機会となり、研究経営のセンスを磨くことになる。漠然とした研究計画立案から、具体的な研究計画立案につながり、研究者の資質を涵養するとともに申請の質の向上に貢献すると期待できる。

博士後期課程に進学しない理由についての理工系修士課程学生の NISTEP による意識調査では、①経済的自立及び社会進出への希望②博士号取得後の就職の不安③進学後の経済的問題、となっており、やはり経済的問題や進路の不安が大きい。博士号取得者の進路の多様化は、企業もふくめ、社会全体で取り組むべき課題ではあるが、例えば、振興会でも、博士号取得者を積極的に採用して活躍してもらえば、博士のキャリアパスの好例を示すことになり、業務の向上にも資することになる。すでに博士課程修了者の採用をめざす取組が行われているが、よりいっそう力を入れてほしい。

特別研究員に限らず、海外特別研究員制度や、外国人研究者招へい事業は、個々の研究者の研究活動の進展に役立つだけでなく、研究に対する多様な視点の確保や、文化の交流という意味でもきわめて重要な活動と思われる。その中で、今後の課題としてもらいたい点が二点ある。

一点目は、現在、為替の数年間の変動や各国の物価高が顕著になっている現状がある。特に、海外特別研究員等の海外で研究に従事する研究者にとっては海外で生活を続けていく上で困難な状況が続いているのではないかと懸念される。このため、振興会では令和4年度中に物価高が著しい地域に渡航した海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム採用者及び特別研究員を対象に特例として一時金の支給などを実施し、適切な対応をとっている。一方、このような生活環境の変化は今後も起こりうると思われるため、その都度適切な対応がとられる仕組みの構築が必要と思われる。

二点目は、外国で研究活動を実施する邦人研究者や日本で研究活動を実施する外国人研究者への研究環境のサポートの重要性である。海外特別研究員制度や、外国人研究者招へい事業がこれに当たるが、研究者が異国でも十分整った形で研究を続けられる環境を整えることを忘れてはならない。両者に共通する要因として、配偶者や家族の帯同のための旅費や住居費、親族の不幸などに伴う旅費等の経済支援の可能性がある。さらに、医療や子女の教育環境、宗教上の配慮等、招へいされた海外研究者が日本でその能力を最大限発揮するための、

あるいは海外研究者、特に優秀な若手研究者が研究遂行先として日本を選択するための環境整備も今後検討する必要がある。

振興会の次世代の研究者養成に係る各種事業のフォローアップや申請者等に関する分析は重要と考える。人材育成事業で支援された研究者がどのような形で社会や世界で活躍しているのか、きめ細かいデータを今後も蓄積していくことは、この人材育成事業の重要性や特色をアピールする上で大切なことと思われる。特に、海外特別研究員制度のフォローアップや外国人研究者招へいのフォローアップは重要である。また、特別研究員-DCの申請者が増える一方で、特別研究員-PD、RPDの申請者は減少傾向にあるのはなぜか。その原因も分析し、より実効性のある支援の形を見出してほしい。若い研究者を増やすことの日本にとっての死活的な重要性を考えれば、特別研究員制度の意義を各方面に丁寧に説明することで理解を広げ、財政的な充実につなげていく必要がある。

さらに、もっとも研究生産力の高い30代での安定した進路の提供も重要である。卓越研究員制度はその解決策の一端ではあるが、数が限られており、限界がある。また、可能ならば特別研究員-PDから卓越研究員という道も用意してほしい。学位取得者の進路の多様化も必要と考えるが、大学から企業、企業から大学という道をもっと太くすることが求められる。一方で、学位取得者は、日本国内だけでなく海外に進路を見出すという気概を持つべきであろう。海外特別研究員だけではなく海外に進路を見出すためのきっかけを与える制度を振興会が創出してもらえるとありがたい。

2-4. 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

振興会が教育・研究に関する国の諸事業の実施機関として選出されていることは、振興会の有する審査・評価業務に対するこれまでの知見の蓄積と研究者からの信頼が評価されていることである。世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)、大学・大学院教育改革の支援事業及び大学のグローバル化の推進事業の様々なプログラムに対して、審査・評価・管理業務を担い、期待以上の成果を挙げている。これからは新たに、「地域の中核・特色ある研究大学の強化促進」にかかわる事業が始まるが、それにあたり経営企画部に大学経営支援課を設置し、この事業の公募に向けた業務にかかわる体制や、公募の始まる令和5年度以降の審査・評価・進捗管理等の業務体制を整備したことは適切な措置であったと評価する。

まず、WPIは拠点の期待以上の実績により、高い評価を得ている事業であるが、振興会は、審査・評価・進捗管理等の業務を適切かつ着実に実施し、事業の成功を支えている。WPIから生み出された成果は、拠点関係者の努力、精励によるものであることはもちろんであるが、振興会はWPIの成果最大化に向けてのバックヤードとして有効に機能している。特に、広報活動は、高校生を含め社会一般を対象としたよく考えられたものとなっており、WPIの価値を一層高めているものであると高く評価したい。一方で、WPIなどの大型の事業については、自走への支援も必要であり、特に、大学の規模が小さくなると余剰体力もないと考えられる。少なくとも事業が行われている途中から、拠点の関係者や事業実施主体である文部科学省と

拠点のフォローアップの事務局の役割を担う振興会とで話し合いを始める必要があると考える。補助金のある期間が順調であったとしても、支援期間終了後にすぐさま自走へ移るのも難しいと考えられることから、ある程度の経済的支援なども検討し、継続できるような合理的な基準に基づく柔軟な仕組みの構築と、評価を経て支援を継続する場合の基準の公表は心掛けてほしい。

次に、教育研究機能の強化事業では、性格の異なる多数のプログラムに対して、それぞれ国の定めた制度・方針に従い、審査・評価・フォローアップのためのミッションの異なる多数の委員会を管理している。実際、データを見るとほぼ週1回のペースで様々な委員会が開催されている。こうした管理業務を円滑に、高い質を維持して行うために必要な数の職員は確保してほしい。

振興会には、上記諸事業の実施機関として役割を果たしてきた立場から、審査・評価業務に対するこれまでの知見の蓄積と研究者からの信頼がある。今後は、学術の振興という観点から、単に文部科学省事業の実施機関という枠を超えて、大学特に大学院の機能強化のための教育改革プログラムに関して、対応する審議会等に対して、企画立案・提言あるいは助言機能を持つことも視野に入れてほしい。

2-5. 強固な国際研究基盤の構築

振興会の学術国際交流事業は柔軟に運営されており、我が国の学術研究の海外展開と国際連携を支えている。学術国際交流事業は振興会の重要な事業の一つであり、新規事業の開拓や多様な海外学術振興機関との連携を積極的に進め、協力関係を一層深めることが我が国の教育研究の発展のために不可欠である。このような時期に国際事業予算が漸減傾向にあることがとりわけ懸念される。我が国の学術研究の国際展開を先導できるよう、引き続き国際関連予算の獲得と増額を文部科学省と協力して働きかけてほしい。

振興会の国際事業は多岐にわたり、「世界レベルの多様な知の創造」、「知の開拓に挑戦する次世代の研究者の育成」、「大学等の強みを生かした教育研究機能の強化」のそれぞれの事業に国際化に関するプログラムや項目がある。このような状況に対応するために振興会全体の国際化が求められている。その中で、振興会が事業の国際化と戦略的展開のために、理事長直轄の国際統括本部を置き、「日本学術振興会第4期中期計画に係る国際戦略」を策定し、着実に業務を遂行していることは評価できる。

一方、外部からは振興会の国際化にかかわる取組が見えにくく、定められた国際戦略に基づいてどのような議論がなされているのか、それを振興会事業にどのように反映させるのかといった具体的な活動が業務実績報告にはほとんど見えてこない。もっと「見える化」、「見せる化」を進めてほしい。その際、ダイバーシティを意識してその情報も発信するよう、全体の意識を高めていって欲しい。

学術研究はますますボーダーレスになっていき、支援する振興会もそれに対応できなければならない。科学技術立国を謳う日本にとって、海外との自由な交流の重要性は論を俟たな

いが、研究インテグリティや経済安全保障の観点から研究開発の面でも管理が求められるようになっており、国際化にかかわる事業への影響も考えられる。技術には明確に国境があり、外国と比較した場合の優位性や機密性が重要になってくるからだ。振興会としても、十分に検討する必要があるだろう。このような観点からも、国際戦略に基づき、国際化にかかわる事業の立案・提言機能を振興会に備えるべきであると考ええる。

国際戦略の策定にあたっては、我が国の国際貢献という視点からも全体ビジョンを明確に打ち出すべきであり、すでに追い抜かれた研究領域やこれから巻き返す攻め口、まだ手をつけられていない領域といったことに関しても議論が必要である。こうしたことについては学術システム研究センターの体制で十分議論可能であると考え、体制が不十分であるとすれば体制を強化して最優先で取り組むべきと考える。

振興会が発展途上国を含め主要国に海外研究連絡センターをおいていることは、振興会の国際戦略にとって極めて重要である。最近では、“CHEERS!”を通して、海外の男女共同参画事情を紹介するシンポジウムなどが海外研究連絡センターを中心に開催されていることを知ることができる。一方で、様々な研究者の国際ネットワークのハブとしての機能も有しているだろう。先の「見える化」にも関わるが、海外の学術振興機関や研究機関との訪問交流実績なども積極的に発信してほしい。国としても海外研究連絡センターの活動への十分な支援を望む。

理事長直轄の国際統括本部が設置され、国際事業全般を俯瞰する仕組みが構築されて数年が経つ。新たな我が国の国際的学術政策の立案および他国の支援組織とのより緊密な連携がなされることに期待したい。国際統括本部においては、海外研究連絡センターとも連携しつつ、国際活動に関する高い見識と経験を積んだ幅広い学識経験者から助言を受けつつ、諸外国の国際共同研究プログラムや研究支援制度に係る情報収集を行う体制を整備してほしい。

また、学術国際交流を推進するためには、人事交流と研究活動の財政支援が必要な場合があるが、予算執行が複数の部署に分かれており、連携が困難な場合がある。国際統括本部が主導して、各事業間・部署間の緊密な連携を促すことが求められる。

2-6. 総合的な学術情報分析基盤の構築

学術システム研究センターによる学術動向調査は、個々の研究領域の専門家が作成しているので、大変価値のあるものにもかかわらず、現状では、調査報告がどのように活用されているかがわかりづらい。例えば国際戦略立案を最終ゴールとするなど何かテーマや切り口を決めたうえで研究員の負担を増やさない形で調査をお願いするのもひとつの方策と思われる。また、研究には大きな流れがあり、そうした動向を見極めることも重要と考えられる。振興会として調査の方向性を定めた具体的な情報収集システムを検討してほしい。そして、この情報収集システムを充実させ、振興会が世界の学術動向を把握し、情勢に対応したプログラムなどを提案するような組織へと発展させて欲しい。

また、現在、生成 AI に関する議論が社会的にも大きな関心事となっている。振興会にお

いては、数々の助成事業において申請書類があり、その中で、申請者が様々な過程において、生成 AI で得た文章や画像を利用する場合が考えられ、また、審査過程に於いても、生成 AI の利用によって計画の実現可能性などを判断する可能性が考えられる。振興会として、申請過程や審査過程における生成 AI ソフトに関するガイドラインをまとめて発表すべきと考えられるが、その際には、具体的な活用の場面を想定して、リスクに対する方策を決めていく必要がある。

ファンディングエージェンシーとしての振興会には、リスクへの対応や技術面で新たな展開に出遅れることのないよう、こうした AI そのものの研究や開発に挑む基盤的な研究をしっかりと支援するという姿勢を示してほしい。

2-7. 横断的事項

我が国の科学研究の現状や博士課程進学者の伸び悩みを鑑みると、振興会の活動が社会から理解されることが必要であり、科学研究の成果に関する情報発信に努めることが求められる。

振興会は電子申請システムの対象事業等の拡充を図るとともに、e-Rad の連携活用の推進、適切な情報セキュリティ対策の実施等に取り組むなど、着実に実施している。また、令和 4 年度にウェブサイトのデザインやページ構成の大幅な見直し等を行い、大規模なリニューアルを実施された。

科研費の使用については、新型コロナウイルス感染症の影響による繰越の緩和を含めて、受給者が使いやすいように改訂が加えられてきているにもかかわらず、研究費不正のニュースが後を絶たないのは残念なことである。科研費の恩恵にあずかる研究者は、研究費の適正な使用を心がけてほしい。振興会には、研究費の不正使用や研究活動の不正行為を防ぐべく、よりいっそう実効性をもたせた取組を継続するとともに、不正事案の発生状況やその内容などの分析が望まれる。

また、振興会の業務実績に関する評価について、中期目標を達成するための計画に基づき業務運営が行われている点は報告書に詳細にまとめられ、適切に評価が行われる仕組みとなっている。しかし、学術的な研究への支援の成果測定まで踏み込むものとはなっていない。中長期での視点が重要となるものの、過去の実績を分析し、今後の方針に反映する取組も重要であるため、振興会において、研究支援の成果を業務実績評価に反映できないか検討されることを期待する。

3. その他業務運営の効率化に関する事項等

各委員から提起された、日本の学術の振興を図る上で重要と考えられるその他の意見を以下に列挙する。

- ・ 国際卓越研究大学が誕生するなど、大学支援のあり方が大きく変わっていきこうとしており、一部の大学に研究資金が集中することにもなりそうだ。そうしたときに、振興会は

研究支援や人材育成の面でどういう役割を担っていくのか。裾野を広げ、支えることがますます重要になってくるかもしれない。新たな時代に対応した役割を考えておく必要があるのではないか。

- ・ 近年、日本の論文発表数、Top10%論文の比率の増加率がともに停滞し、また分野によってはTop10%論文比率が減少している。しかし、科研費の申請数や、成果等を見ると、個々の研究者の研究力が低下しているとは思われない。増加率の停滞は、論文を書く人口および論文執筆にかかる時間が減少していることに原因の一端があると思われる。先述した通り、論文執筆人口を増やすには、博士後期課程への進学者を増やし、学位取得者に安定したポジションを提供することが重要な対策となろう。特別研究員（DC）制度は、少なくとも経済的不安を解消し研究に専念できる環境を提供するため、極めて重要な制度である。今後もその拡充に努めてほしい。
- ・ 研究力強化のために必要なもう一つの方策は、大学教員を研究・教育現場に戻し、最低限論文執筆の時間を確保することである。研究時間は細切れでは意味がなく、数か月間集中できるというようなレベルでの時間の確保が必要である。国立大学法人化以降、様々な申請書や報告書の作成に、有能な大学教員が駆り出され、研究時間が圧迫されている。振興会の各種書類が簡略化され、電子化、押印廃止となっていることは極めて重要であるが、大学機能強化プログラムの報告書に関しては、各採択機関の担当事務職員だけで記載できるような内容にすることも考えてほしい。
- ・ 振興会が業務の効率化を常に考慮し、一般管理費の前年度比 3%減を達成し続けていることは高く評価したい。しかし、最近の物価上昇を考えると、毎年の一律削減という目標・計画はほかの業務遂行に悪影響を与えるのではないかという懸念を抱く。無理な経費削減は、無理な業務遂行を強いることになり、エラーを誘発する危険がある。振興会職員が効率化という目標に委縮することなく、ゆとりをもって日常業務に取り組める環境づくりを期待したい。
- ・ さまざまな支援事業があるが、それぞれの大学や研究領域によって事情が異なる一方、審査や評価をする側にも多様性が大きい。よって、今後については大きく括れるような事業を検討していく必要はないだろうか。研究と同じで、細分化方向には進めやすいが、大括り化するほうが大変であるが、いくつもの審査会や評価委員会を設置するのではなく、可能な範囲で少なくする方策を考える必要があり、これが事務作業を軽減することにもつながると考える。

【おわりに】

以上のように、振興会のさまざまな事業は、新型コロナウイルス感染症の広がりにより多大な影響を受けながらも、第 4 期中期目標に沿って着実順調に遂行されて期待通りの成果を挙げ、さらに期待以上の成果を挙げている事業やプログラムも多いことが確認された。

振興会はその規模の割に扱う事業が多岐にわたっており、その一つひとつが我が国の学術

の振興にとってきわめて重要である。それぞれの事業についてこれまでに蓄積された学術振興施策に関するノウハウを活用して、振興会が我が国の学術教育行政におけるシンクタンクとしての役割をより積極的に果たしていくことが強く望まれる。

振興会ではこの中期目標期間中、ミッション達成に備え、理事長直轄の国際統括本部の設置や大学経営支援課の創設など、限られた人員の中での組織強化も適切に行われている。各事業については、常に検証・見直しが行われ、受給者にとって望む方向で改善が加えられていることも評価できる。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し受給者側の負担軽減の様々な特例措置が取られたが、それは対応する振興会各部局職員の負担増になった側面もある。勤務形態の変容が求められながらも、各事業を遅滞なく円滑に遂行してきたことは、振興会職員のたゆまぬ努力のおかげである。彼らの担う目には見えない地道な作業が日本の学術を支えていることは言うまでもない。適切な人員配置によって振興会職員がワークライフバランスの取れた勤務ができるようになることは、日本の学術の進展にさらにプラスに働くであろう。振興会の機能にふさわしい人員配置と予算措置が取られることを願ってやまない。

日本の研究をめぐる状況は厳しさを増しており、日本の学術研究、とりわけ、研究者の自由な発想に基づく基礎研究を支える唯一のファンディングエージェンシーとしての振興会の役割は従来にも増して大きくなっている。政府による研究支援は「出口」志向が強まる傾向が顕著になってきている。振興会としては、学問の基盤となる独創的な基礎研究を支援することが真の意味で未来を切り開くのだという姿勢を堅持し、その基本を決してゆるがせにすることなく、ファンディングエージェンシーとしての務めを果たしてほしい。これまでの実績を踏まえたうえで、国内外の状況を広く見渡し、また長期的視点を持って自らの役割を再確認し、その名の通り、日本の学術の振興に取り組んでほしい。

令和4事業年度における業務実績に関する 自己点検評価・外部評価報告書

令和5年6月

独立行政法人日本学術振興会

○ 自己点検評価・外部評価の位置づけ

- ・独立行政法人通則法では、中期目標管理法人の業務運営について、主務大臣が法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人はこれを達成するための計画（中期計画・年度計画）を作成し、これらに基づき業務運営を行うとされている。
- ・業務の運営状況については、独立行政法人通則法第32条に基づき、毎事業年度終了後3ヶ月以内に自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣へ提出し、評価を受けなければならない。

○ 自己点検評価・外部評価の体制

- ・独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」）に、計画・評価委員会を設置。委員会は理事長、理事、学術システム研究センター所長及び副所長、学術情報分析センター所長及び副所長、世界トップレベル拠点形成推進センター長、審議役、国際統括本部長、さらに、各部長、参事及び監査・研究公正室長によって構成される。
- ・振興会に独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会を設置。委員は、学界及び産業界を代表する有識者等の内から理事長が委嘱する。

○ 自己点検評価・外部評価報告書の構成

評価項目毎に以下の内容で構成。

1. 当事務及び事業に関する基本情報
2. 主要な経年データ
3. 事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績に関する自己点検評価及び外部評価委員による評価
4. その他参考情報

○ 評価の基準

「独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日 総務大臣決定）」に従い、評定区分はSABCD（Bが標準）とする。

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

目 次

令和4事業年度の評価項目	ページ	令和4事業年度の評価項目	ページ
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1	7 横断的事項	108
1 総合的事項	1	(1) 電子申請等の推進	111
(1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営	3	(2) 情報発信の充実	113
(2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化	4	(3) 学術の社会的連携・協力の推進	119
(3) 学術研究の多様性の確保等	7	(4) 研究公正の推進	120
2 世界レベルの多様な知の創造	10	(5) 業務の点検・評価の推進	122
(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進	15	II 業務運営の効率化に関する事項	125
(2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	32	1 組織の編成及び業務運営	126
(3) 学術の応用に関する研究等の実施	40	2 一般管理費等の効率化	127
3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	42	3 調達等の合理化	128
(1) 自立して研究に専念できる環境の確保	46	4 業務システムの合理化・効率化	130
(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成	55	III 財務内容の改善に関する事項	132
(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供	63	1 予算（人件費の見積り含む。）、収支計画及び資金計画	133
(4) 研究者のキャリアパスの提示	68	2 短期借入金の限度額	136
4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	70	3 重要な財産の処分等に関する計画	136
(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進	74	4 剰余金の使途	136
(2) 地域の中核・特色ある研究大学の強化促進	83	IV その他業務運営に関する重要事項	137
(3) 大学教育改革の支援	84	1 内部統制の充実・強化	138
(4) 大学のグローバル化の支援	90	2 情報セキュリティの確保	139
5 強固な国際研究基盤の構築	93	3 施設・設備	139
(1) 事業の国際化と戦略的展開	95	4 人事	140
(2) 諸外国の学術振興機関との協働	97	5 中期目標期間を超える債務負担	142
(3) 在外研究者コミュニティの形成と協働	98	6 積立金の使途	142
(4) 海外研究連絡センター等の展開	99		
6 総合的な学術情報分析基盤の構築	102		
(1) 情報の一元的な集積・管理	103		
(2) 総合的な学術情報分析の推進	104		
(3) 学術動向に関する調査研究の推進	107		

令和 4 事業年度における業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	1 総合的事項 (1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営 (2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 (3) 学術研究の多様性の確保等		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第 13 条、第 15 条第 6 号、第 9 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度		平成 30 年度	令和元年 度	2 年度	3 年度	4 年度
								予算額（千円）	307,581	311,768	305,250	311,783	317,482
								決算額（千円）	469,094	537,880	459,368	494,267	439,106
								経常費用（千円）	470,181	494,890	415,592	445,957	456,682
								経常利益（千円）	862	-24,991	96,028	36,429	103,593
								行政サービス実施 コスト（千円）	472,961	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	522,600	415,592	445,957	456,682
								従事人員数	4	4	3	3	1

注 1）予算額、決算額は「1 総合的事項」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注 2）従事人員数については「1 総合的事項」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
		<評価と根拠> 評価：A 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから、評価をAとする。 ・評議員会の開催及び学術顧問との意見交換を通して、研究者の意見を取り入れた業務運営が計画通りに実施されている。 ・学術システム研究センターでは、全ての学問領域をカバーしたうえで、多様な視点からの意見を活かすため、男女比のバランス、所属機関の形態、地域的なバランス等、多様性に配慮しながら第一線で活躍中の研究者を研究員として確保し、事業改善の提案・助言や業務運営を行った。特に女性研究員の割合が前年度に比べて向上したこと、また国際先導研究の創設に伴う業務増への対応として、主任研究員を増員したことは高く評価できる。 ・学術システム研究センターでは、集中的に審議が必要な重要な課題について検討を行うため、複数のワーキンググループ等を開催し、機動的に審議を行った。とりわけ、科学研究費助成事業（科研費）の審査の在り方について多面的に分析、検証、改善の検討を行い、特に合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針を策定したほか、科研費審査システム改革2018の点検を行うなど、今後の科研費制度改革の検討を積極的に行っていることは、科研費制度を改善していく上で大変重要なことであり高く評価できる。特別研究員事業について、申請者・研究機関の手続の省力化及び若手研究者が予め研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として、「特別研究員の申請」に併せて「科学研究費助成事業－科研費－（特別研究員奨励費）」の応募を同時に受付できるように申請方法、審査方法、審査の手引を検討し、令和5（2023）年2月に公開された令和6（2024）年度募集要項等に反映されたこと、及び特別研究員-PD等を受入研究機関で雇用できるようにする事業の創設について検討し、令和5（2023）年1月に公開	<評価に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評価をAとする。 ・学術システム研究センターにおいて、科研費合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針を策定したこと、5年間の経験を踏まえた科研費審査システム改革2018の点検を行ったことなど、科研費制度の向上について検討を積極的に行っていることは高く評価できる。また、特別研究員事業について、「特別研究員の申請」と「科学研究費助成事業－科研費－（特別研究員奨励費）」の応募を同時に受付できるように申請方法、審査方法、審査の手引を検討し、募集要項に反映されたこと、及び特別研究員-PD等を受入研究機関で雇用できるようにする事業の創設について検討し、募集要項等に反映されたことは高く評価できる。 また、学術システム研究センターにおいて、女性研究員の割合が令和4（2022）年度には44人（32%）と前年度よりも増加するなど、学術研究の多様性を確保しつつ、国際先導研究の創設に伴う業務増への対応として主任研究員を増員するなど、体制を強化したことは高く評価できる。 ・学術研究の多様性の確保については、「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を実施するなど、研究分野における男女共同参画を推進しており高く評価できる。	

		された「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」募集要項等に反映されたことは、第一線級の研究者が学術研究に対する真摯な議論を行って実務レベルに昇華させる学術システム研究センターならではのものとして、高く評価できる。 ・学術研究の多様性の確保については、男女共同参画推進委員会において、「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」のフォローアップを実施しており、中期計画の達成に向けた取組の進捗管理が適切に実施されていると評価できる。 ・「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」の実施は、女性研究者の経済的な不安を軽減し、安心して研究者としてのキャリアを継続できるようにするものであり、研究分野における男女共同参画を推進する取り組みとして高く評価できる。 ＜課題と対応＞ ・引き続き研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。 ・今後も引き続きワーキンググループやタスクフォースを必要に応じて開催し、科研費やその他の事業の透明性、公平性の確保に貢献し、新たな課題等への柔軟な対応に努める。 ・「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」に基づく取組状況のフォローアップを行い、第5期中期目標期間においても、引き続き取り組みを進めていく。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・引き続き研究者の意見を取り入れつつ業務運営を図ることを期待する。 ＜その他事項＞ —
＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ 【評価指標】 1－1 研究者等の意見聴取状況（評議員会の開催実績等を参考に判断） ＜評価の視点＞ 1－1 研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、評議員会の開催実績や学識経験者からの意見聴取実績	＜主要な業務実績＞ 【評議員会】 ・評議員は、理事長の諮問に応じ、学術界、産業界、大学等を代表する学識経験者で構成されており、学術研究支援に関する政策にも通じたメンバーを含んでいる。 ・評議員会は、令和4(2022)年6月8日、11月22日に開催し、令和3(2021)年度における業務の実績・第4期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価及び日本学術振興会の今後の取り組み等について審議した。 【学術顧問】 ・学術の振興に係る諸課題について、役員や事業担当が必要に応じて各学術顧問と個別に意見交換を行い、学術研究に特に高い識見を持つ立場からの専門的な助言を聴取した。例えば、学術研究支援のあり方や若手研究者の支援のあり方についての助言をいただいた。	（1）研究者等の意見を取り入れた業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・以下の評価指標に対する自己評価に記載のとおり、評議員会の開催及び学術顧問との意見交換を通して、研究者の意見を取り入れた業務運営が計画通りに実施された。 ＜課題と対応＞ ・令和4(2022)年度は中期計画通り業務を実施しており、引き続き研究者の意見を取り入れた業務運営を図	（1）研究者等の意見を取り入れた業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ ・令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・評議員会および学術顧問との意見交換を通して、研究者の意見を取り入れた業務運営を行うことができていると評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び

及びそれら意見を踏まえた業務運営状況を参考に判断する。		る。 (各評価指標等に対する自己評価) ・評価指標である1－1については、学術研究を行う研究者を含めた評議員会を開催するとともに、役員が学術顧問と意見交換を行うことにより、研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、事業運営の改善を行うなど、研究者の意見を取り入れた業務運営が図られたと言えることから、計画通りに実施されたと判断する。	改善方策＞ ・若手研究者の意見を取り入れる仕組みが明確に見えるとうい。 ＜その他事項＞ －				
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ 【評価指標】 1－2 学術システム研究センターによる各種事業への提案・助言の状況（有識者の意見を踏まえ判断） ＜評価の視点＞ 1－2 第一線級の研究者の知見を生かした、各種事業への提案・助言が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。	＜主要な業務実績＞ 【学術システム研究センター】 ■学術システム研究センターの体制 ・9つの専門調査班（人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学系科学、情報学、生物系科学、農学・環境学、医歯薬学）に研究員を配置することにより、全ての学問領域をカバーしている。 研究員の選考にあたっては、研究開発法人や民間の研究機関を含む、科学研究費助成事業（科研費）に応募可能な研究機関の長に候補者の推薦を依頼している。選考の際には前任者と同一の研究機関からの選任を行わないようにするとともに、国・公・私立大学及び大学共同利用機関等、組織形態のバランス、地域的バランス、男女比バランスに配慮している。また、選考過程において候補者の科研費等の採択実績や審査委員歴を踏まえつつ、外部の学識経験者に意見を聴取し、第一線で活躍中の研究者を確保している。 <table><tr><td>所長（1人）</td><td>大野 弘幸</td></tr><tr><td>副所長（2人）</td><td>岸本 美緒 福田 裕穂</td></tr></table> ・主任研究員 31 人 ・専門研究員 108 人 計 139 人（うち、大学以外 5 人） ・男女比バランスについては、令和4（2022）年度当初に就任した新規研究員 42 人のうち女性研究員は 13 人であり、研究員の全体では女性研究員 41 人（32％）になり、前年度より女性研究員 8 人増となった（令和3（2021）年度は、研究員全体のうち女性研究員 33 人（26％））。 ・ <u>科研費国際先導研究の創設に伴う業務増への対応のため、令和4（2022）年7月から8月にかけて、新規主任研究員 11 人（うち女性研究員は 3 人）を増員し、着実にセンター業務を実施した。増員に伴い、令和4（2022）年度の研究員全体は、139 人（うち女性研究員は 44 人（32％））となった。</u> ・センターの定例会議や審査委員候補者選考等のすべての業務について、引き続き、情報セキュリティの確保に留意してリモートで業務を実施する体制を整備したことにより、研究員が来会できない新型コロナウイルス感染症の影響下においても着実にセンター業務を実施した。 ・上述のような体制を整備し、科研費、特別研究員事業、学術国際交流事業の審査委員候補者（合計約 11,000 人）の選考及び審査結果の検証を着実に実施し、ま	所長（1人）	大野 弘幸	副所長（2人）	岸本 美緒 福田 裕穂	（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから、評定をaとする。 ・全ての学問領域をカバーしたうえで、多様な視点からの意見を活かすため、男女比のバランス、所属機関の形態、地域的なバランス等、多様性に配慮しながら第一線で活躍中の研究者を研究員として確保し、事業改善の提案・助言や業務運営を行っている。特に女性研究員の割合が前年度に続けて向上したこと、また国際先導研究の創設に伴う業務増への対応として、主任研究員を増員したことは高く評価できる。 ・情報セキュリティの確保に留意しつつ、全国各地の研究員がリモートで業務を実施できる体制を整備し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても中期計画通りに業務を実施したことに加え、ポストコロナを念頭に、ハイブリッド形式での会議開催の試行を増加したことは高く評価できる。 ・集中的に審議が必要な重要な課題について検討を行うため、科研費及び特別研究員事業でワーキンググループを開催し、継続的に審議を行った。特に、 <u>科研費の審査の在り方について多面的に分析、検証、改善の検討を行い、特に合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針を策定したほか、科研費審査システム改革 2018 の点検を行うなど、今後の科研費制度改革の検討を積極的に行っていることは、科研費制度を改善していく上で大変重要なことであり高く評価できる。特別研究員事業について、申請者・研究機関の事務の省力化及び若手研究者が予め研究経費</u>	（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をaとする。 ・ <u>学術システム研究センターにおいては、科研費の審査の在り方について多面的に分析、検証、改善の検討を行っている。COVID-19 への対策で始まった Web 形式の審査方式を踏まえて、今後の合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針を策定し、科学研究費補助金審査部会に報告を行うとともに、ウェブサイトで公開した。さらに審査を行うことが研究者の責務であることの周知に加え、審査を行うことの利点を改めて整理し周知するなど、審査の質の向上を図っている。科研費審査システム改革 2018 に関して、これまでの5回にわたる公募・審査の経験や審査システム改革の定性的な効果、その後の制度改善等について点検を行い、科研費制度の向上に貢献しており極めて高く評価できる。</u> ・さらに同センターで特別研究員制度について、特別研究員-PD 等を受入研究機関で雇用できるようにする事
所長（1人）	大野 弘幸						
副所長（2人）	岸本 美緒 福田 裕穂						

	た研究員が分担して各種審査会に出席した。 ■会議開催実績 ・学術システム研究センターに以下の会議等を設置し、これらの会議での議論を踏まえて科学研究費助成事業、研究者養成事業、学術国際交流事業の各事業について提案・助言等を行うとともに、各事業の審査・評価業務に専門的な見地から関与した。 ・また、単なる提案・助言にとどまらず、各事業への実装の状況から、各種会議において再度検証を行い更なる事業改善に繋げる PDCA サイクルを絶えず回し、よりよい審査・評価制度へ継続的に取り組んでいる。 ・ポストコロナを念頭に、対面とリモート参加を組み合わせたハイブリッド形式の会議開催について開催基準等を検討し、この基準に基づきハイブリッド形式での主任研究員会議・専門調査班会議の開催の試行を増加した。 >主任研究員会議：19 回（原則月 2 回） >専門調査班会議：108 回（原則専門調査班ごとに月 1 回、9 班がそれぞれ実施） >科学研究費事業改善のためのワーキンググループ（以下「科研費 WG」という。）：11 回 【主な検討事項】（主任研究員会議での検討事項も含む） ・科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会から示された「審査負担の軽減等による持続可能な審査システムの構築」に係る論点提起を受け、現状の分析、検証を行い、合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善に関する基本方針を策定し、科学研究費補助金審査部会において報告を行うとともに、令和 5（2023）年 3 月にホームページで公開した。特に、合議審査の開催形式については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ令和 2（2020）年度以降実施してきた Web 会議形式での合議審査の経験を踏まえ、今後の会議形式について、引き続き Web 会議形式とするか、以前の集合形式に戻すか、という観点で学術システム研究センターにおいて議論を行い、①議論を経て採否を決定する科研費審査の本質に大きな影響を与えていないこと、②Web 会議形式を経験した審査委員の多くが同形式の審査を望んでいること、③日程確保の容易さや移動負担の軽減などから、審査委員の辞退率の低下や多様性の確保が期待でき、理想の審査セットの実現が期待できること、④同様に Web 会議形式によるリモート審査を導入した諸外国の配分機関において重大な支障を来している事例が見受けられないこと、などを確認した上で、今後の科研費の合議審査は Web 会議形式で実施することを基本とすること、ただし、5 年程度経過後に、DX 化対応の進捗状況も踏まえ、再点検することを基本方針として決定した。また、審査委員に対して、今後も引き続き審査を快く引き受けていただくために、審査を行うことが研究者としての責務であることの周知に加え、審査を行うことの利点を改めて整理し、令和 5（2023）年 3 月にホームページで周知した。さらに、今後の科研費の審査の在り方や方向性の検討の起点とするため、科研費審査システム改革 2018 に関して、これまでの 5 回にわたる公募・審査の経験や審査システム改革の定性的な効果、その後の制度改善等について点検を行い、その結果を取りまとめた報告書を令和 5（2023）年 3 月にホ	を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として、「特別研究員の申請」に併せて「科学研究費助成事業－科研費－（特別研究員奨励費）」の応募を同時に受付できるように申請方法、審査方法、審査の手引を検討し、令和 5（2023）年 2 月に公開された令和 6（2024）年度募集要項等に反映されたこと、及び特別研究員-PD 等を受入研究機関で雇用できるようにする事業の創設について検討し、令和 5（2023）年 1 月に公開された「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」募集要項等に反映されたことは、第一線級の研究者が学術研究に対する真摯な議論を行って実務レベルに昇華させる学術システム研究センターならではのものと、高く評価できる。 ・ホームページや説明会等の開催により、分かりやすい情報発信に努め、中期計画を着実に実施している。 <課題と対応> ・今後も引き続きワーキンググループやタスクフォースを必要に応じて開催し、科研費やその他の事業の透明性、公平性の確保に貢献し、新たな課題等への柔軟な対応に努める。 ・引き続き研究者コミュニティ及び社会に対して、学術システム研究センターの業務について分かりやすい情報発信に努める。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である 1－2 については、第一線級の研究者から構成されるセンター研究員による主任研究員会議、専門調査班会議、及び各種ワーキンググループにおける検討・議論を経て各種事業に対する提案・助言が行われたことに対し、有識者から構成される運営委員会において、提案・助言の適切性を評価する意見を得ており、高く評価できる。	業の創設について検討し、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」募集要項等に反映されたことは高く評価できる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・学術システム研究センターでの検討事項やその結論が科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会に報告されているが、単に報告だけではなく、積極的な提言や要望を行う機能をもつのが望ましいと思う。 ・学術システム研究センターでは各専門分野での専門委員会のほかに、ワーキンググループがあり、科研費や特別研究員の申請・審査方法の改善を行っている。ワーキンググループには主として主任研究員が当たっているようであるが、特定のメンバーに過度な負担が生じないような配慮を望む。 ・学術システム研究センターにおける女性研究員の割合が前年度に続いて向上したことは高く評価できる。女性研究員は 44 人で、全体に占める割合は 32％であり、今後も継続して増加させる努力を進めてほしい。 <その他事項> —

ームページで公開した。

>特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループ：8回

【主な検討事項】

・特別研究員事業の申請方法、審査方法、審査の手引について、改善のための検討を行った。特に、申請方法については、申請者・研究機関の手続の省力化及び若手研究者が予め研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として、「特別研究員の申請」に併せて「科学研究費助成事業－科研費－（特別研究員奨励費）」の応募を同時に受付できるように検討を進めた。検討の結果は、令和5（2023）年2月に公開された令和6（2024）6年度募集要項等に反映された。

・令和3（2021）年度に作成した「特別研究員制度の改革について（議論のまとめ）」の検討内容も踏まえ、特別研究員-PD 等を受入研究機関で雇用できるようにする事業の創設について検討を行った。検討の結果は、令和5（2023）年1月に公開された「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」募集要項等に反映された。

■運営委員会の実施

・センターの運営及び業務実施に関する方針等について、多様な視点からの意見を反映できるように運営委員会で審議を行った（令和4（2022）年度は5回開催）。運営委員会では、副所長の人事、学術研究動向等に関する調査研究の実施、センターによる各種事業への提案・助言の適切性等について審議を行った。運営委員会では、センターが各種事業の審査委員候補者選考、審査結果の検証等の業務を着実に実施するとともに、科研費や特別研究員事業等の審査方法の改善についてワーキンググループ等での議論を経て適切な提案・助言を行っている、との意見を得た。

●運営委員会名簿（令和4（2022）年度）

相澤 彰子	国立情報学研究所コンテンツ科学研究系教授
井上 眞理	九州大学名誉教授
喜々津 哲	株式会社東芝 研究開発センター シニアエキスパート
栗原 和枝 （委員長代理）	東北大学未来科学技術共同研究センター教授
瀧澤 美奈子	科学ジャーナリスト、日本科学技術ジャーナリスト会議副会長
田代 和生	慶應義塾大学名誉教授
辻中 豊	東海大学副学長
永田 恭介	筑波大学学長
宮寫 和男	金沢工業大学産学連携室教授
山本 正幸 （委員長）	東京大学名誉教授、自然科学研究機構基礎生物学研究所名誉教授

	吉野 彰 旭化成株式会社名誉フェロー ■事業における審査・評価等のプロセス等のホームページによる情報発信 ・センター業務の具体的な内容や活動の成果についてわかりやすく発信するため、引き続きホームページでの情報発信に努めた。また、科研費に関する学術システム研究センターの役割をはじめとして、事業における審査・評価のプロセスについても可能な限り公表している。 https://www.jsps.go.jp/j-center/gyomu_jyosei.html ■説明会等の実施 ・令和6(2024)年度に新規就任する研究員の候補者の推薦を研究機関に依頼するに当たっては、オンラインでの説明会を令和5(2023)年2月21日に実施し、59機関が参加のもと、センター研究員の業務等について周知を図った。 ・国立大学協会の総会及び各地区支部会議、私立大学連盟理事会、大学共同利用機関機構長及び総合研究大学院大学長による会議、RU11 研究担当理事・副学長懇談会において説明・資料配布を行い、学長等に対してもセンター業務の重要性について周知を図った(計6回)。 ・センター研究員が所属する研究機関や学会等で説明会(計14回)を行うことにより、センターの活動に対する理解だけでなく、科学研究費助成事業、特別研究員事業などの振興会事業についても広く周知を図るよう努めている。		
<主な定量的指標> — <その他の指標> 【評価指標】 1－3 学術研究の多様性の確保と現代的要請を踏まえた業務運営状況(有識者の意見を踏まえ判断) <評価の視点> 1－3 学術研究の多様性を確保する観点から、幅広い分野等への支援や女性研究者の参画を促進するとともに、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。	<主要な業務実績> 【学術研究の多様性の確保等】 ・学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営の状況について明らかにするため、「学術研究の多様性の確保等を踏まえた業務運営状況の報告」を作成した。本報告書において、学術研究の多様性の確保に係る業務運営状況として、振興会の諸事業における応募・採択状況や、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営状況として、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の各観点から、取組実績等を取りまとめた。 【男女共同参画の推進】 ■男女共同参画推進ウェブサイト「CHEERS!」の運営 ・学術分野における男女共同参画の推進を目的としたウェブサイト「CHEERS!」において、海外の研究現場における事例や、振興会の支援制度について等の情報を発信した。(https://cheers.jsps.go.jp/) ■JSPS 男女共同参画推進シンポジウムの開催 ・男女共同参画に関する情報の共有等を目的とする、男女共同参画推進シンポジウム『男性の家庭進出 学術分野における その効果、課題、解決策について』を令和4(2022)年12月6日にオンラインにて開催し、研究者や、研究機関等における事務職員等を含む、390名の参加登録を得た。 ・シンポジウムの開催後に、参加者へのアンケートを実施し、シンポジウム全体	(3) 学術研究の多様性の確保等 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから、評定をaとする。 ・年度計画通り、学術研究の多様性の確保や、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営に向けた取組が着実に実施されている。 ・「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」に基づき、ホームページ「CHEERS!」を介した情報発信や、男女共同参画の推進に向けたシンポジウムの開催、アドバイザー制度の導入を行うなど、振興会の諸事業における男女共同参画の推進に向けた取組が着実に進められており、高く評価できる。 ・JSPS 男女共同参画推進シンポジウムの開催動画をYouTube チャンネルに掲載するなど、学術分野における男女共同参画の重要性を広く周知する取組を行っていることは高く評価できる。	(3) 学術研究の多様性の確保等 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をaとする。 ・学術研究の多様性を確保するためにも特に重要な男女共同参画推進に関して、以下に記すような顕著な実績を挙げていることは高く評価できる。 ・ホームページ「CHEERS!」や、男女共同参画推進シンポジウムの開催等によって、広く情報発信を実施している。 ・男女共同参画推進アドバイザー制度を活用することで、研究者と情報を共有しつつ、振興会の諸事業における男女共同参画の推進に向けた検

	について、5段階評価のうち、84.8%の回答者が「満足」「やや満足」を選択するなど、高評価を得た。 ・シンポジウムの開催後に、振興会の YouTube チャンネルにシンポジウムの動画を掲載した。 https://www.youtube.com/playlist?list=PL2KNlckjN7cXoLLKU8gmJzFqH6uUYrqNL ■ JSPS 男女共同参画推進アドバイザー ・ JSPS 男女共同参画推進アドバイザーは、研究分野や職位、年齢等に配慮した現役の研究者で構成されている。 ・ JSPS 男女共同参画推進アドバイザーは、ウェブサイト CHEERS! への記事の執筆や、JSPS 男女共同参画推進シンポジウムへの出席等、振興会が行う男女共同参画の推進に向けた取組に協力するとともに、学術分野における男女共同参画に関する課題等の情報を収集し、振興会に報告を行っている。 ■ 「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」の実施 ・ 研究現場における男女共同参画推進に向けた取り組みについて、研究現場からの要望を基に検討し、女性研究者の妊娠中及び出産後の健康の確保のため、<u>日本学術振興会の特別研究員（DC、PD、RPD、SPD、CPD）または海外特別研究員（一般、RRA）の採用者のうち、採用期間中に出産を理由として採用の中断を行う者を対象として「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援金」（以下「キャリア継続支援金」という）を支給する「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を令和5（2023）年1月より開始した。</u> ・ 令和4（2022）年度中に申請を受け付けた37件について、キャリア継続支援金を支給した。 ■ 男女共同参画推進基本指針の取組状況の確認 ・ 男女共同参画推進委員会（令和5（2023）年3月24日）において、学術の振興を目的とする振興会として、学術分野における男女共同参画の更なる推進を重要課題と位置付け、研究者の活動を安定的・継続的に支援するという役割を一層果たしていくため令和2（2020）年3月に策定した「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」の取組状況について確認を行った。 ・ 令和4（2022）年度においては以下のような取組が行われている事を確認した。 ・ 科学研究費助成事業や特別研究員事業等において、研究とライフイベントとの両立を可能とするための各種取組を継続的に実施するとともに、研究者に案内をしている。 ・ 振興会内の各種委員会の委員や学術システム研究センター研究員や審査委員の選考にあたって、女性の確保に努めている ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止も踏まえ、Web 会議システムを積極的に活用している。	・ 「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」の実施は、女性研究者の経済的な不安を軽減し、安心して研究者としてのキャリアを継続できるようにするものであり、研究分野における男女共同参画を推進する取り組みとして高く評価できる。 ・ 男女共同参画推進委員会において、「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」のフォローアップを実施しており、中期計画の達成に向けた取組の進捗管理が適切に実施されていると評価できる。 <課題と対応> ・ 「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」に基づく取組状況のフォローアップを行い、第5期中期目標期間においても、引き続き取組を進めていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・ 評価指標である1－3について、振興会の男女共同参画の推進に係る取組は JSPS 男女共同参画推進アドバイザー等から高く評価されるなど、目標達成に向けた取組が行われていることが確認された。	討を行っている。 ・ 女性研究者が安心して研究者としてのキャリアを継続できるよう「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を開始している。 ・ 「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」のフォローアップが実施されており、中期計画の達成に向けた取組の進捗管理が適切に実施されている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・ 今後も、研究現場および日本学術振興会の事業運営において、男女共同参画の推進に向けた取り組みを進めることを期待する。 ・ 学術振興の立場から少子化に対応するために、ライフイベントでの研究中断に対処する措置を男性研究者に対しても検討し、男性の育児参加の促進に寄与することを期待する。 <その他事項> —

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I - 2	2 世界レベルの多様な知の創造 (1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 (2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 (3) 学術の応用に関する研究等の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標 7 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 施策目標 7-3 科学技術の国際活動の戦略的推進 政策目標 8 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化 施策目標 8-2 基礎研究・学術研究の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第 15 条第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 18 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】 世界レベルの多様な知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することや、前例のない国際共同研究への新たな支援枠組みの導入に際しては、相手国との間で、異なる諸制度の調整を行い、研究者にとって使いやすい仕組みを構築する必要があることから難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度行政事業レビュー番号 0192, 0219
参考URL	科学研究費助成事業 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html 二国間交流事業 https://www.jsps.go.jp/j-bilat/bilat.html 日独共同大学院プログラム https://www.jsps.go.jp/j-jg_externship/index.html 国際共同研究事業 https://www.jsps.go.jp/j-bottom/index.html 研究拠点形成事業 https://www.jsps.go.jp/j-c2c/index.html 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 https://www.jsps.go.jp/kadai/index.html 人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業 https://www.jsps.go.jp/j-di/index.html		

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
関連指標								予算額（千円）	233,780,728	239,967,471	243,178,385	241,330,092	239,807,249
科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査（※）結果	—	5.6	5.3	5.2	5.2	—	—	決算額（千円）	231,037,989	233,863,847	225,893,339	238,597,636	245,549,807
	—	73%	70%	77%	67%	79%	83%	経常費用（千円）	230,612,528	233,875,032	225,771,313	238,819,845	245,525,008
	—	75%	78%	78%	82%	75%	78%	経常利益（千円）	105,729	-16,074	2,279	-171,951	886,760
	—	84%	92.9%	100%	66.7%	87.5%	90.0%	行政サービス実施コスト（千円）	229,820,121	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	—	233,993,662	225,771,313	238,819,845	245,525,008
事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合	—	73%	70%	77%	67%	79%	83%	従事人員数	62	59	61	63	64
二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合	—	75%	78%	78%	82%	75%	78%						
事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合	—	84%	92.9%	100%	66.7%	87.5%	90.0%						

(※)「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問

注1) 予算額、決算額は「2 世界レベルの多様な知の創造」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 注2) 従事人員数については「2 世界レベルの多様な知の創造」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
		＜評価と根拠＞ 評価：A 令和4（2022）年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評価をAとする。 ・科研費の審査業務については、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき着実に実施されている。審査・評価を公正性・透明性を持って行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、研究遂行が困難となった研究者や研究機関に向けて、各種申請期限の延伸や特例の設定、手続きの簡素化等の柔軟な対応を行っている。特に集合形式の審査会が実施できなくなった状況において、オンライン形式の審査会等により約9万件もの膨大な応募課題の中から優れた研究課題を選定することで、研究者が研究を早期に開始することができるようにするなど、審査業務を円滑に実施したことは極めて高く評価できる。 ・基盤研究等の審査結果について、研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう、全研究種目の業務スケジュールを点検した上で公募・審査スケジュールを早期化し、2月28日に通知した。また、ヒアリングを実施する研究種目のうち特別推進研究についても、公募・審査の早期化及び迅速な審査業務の実施により、令和5（2023）年度助成分については3月16日に審査結果を通知するとともに、令和3（2021）年度の外部評価における指摘等を踏まえさらなる早期化に向けた検討を実施し、令和6（2024）年度公募以降、特別推進研究については1月上旬、基盤研究（S）については2月中旬の審査結果通知の実施を決定し、各研究機関に周知した。審査結果通知時期の早期化により、研究スタッフの継続雇用や物品調達の準備、出張の調整等の事前手続きを前年度中に実施できるようにするため前年度のうちに審査結果を通知してほしい、という研究者や研究機関の要望に応えたことは極めて高く評価できる。 ・大規模、長期間の国際共同研究を強力に支援する新	＜評価に至った理由＞ 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評価をAとする。 ・科学研究費助成事業は、研究者の自由な発想に基づく意欲的な研究を支援する重要な事業であり、科学技術立国日本を支える根幹となっている。同事業については、文部科学省の定める基本的考え方・役割分担に基づく審査・評価、公募・交付、広報の各業務が、日本学術振興会により着実に実施されている。また、振興会がこれらの業務を担っていることが、科学研究費への確たる信頼感を醸成していると感じている。 ・令和3（2021）年度に早期化した公募・審査のスケジュールを踏襲し、令和4（2022）年度も2月28日に審査結果を通知したうえ、ヒアリングを要する特別推進研究についても3月16日に審査結果通知を行っている。また、科研費の審査結果通知時期の早期化について、審査委員及び応募者に対してアンケートを実施し、フォローアップを行ったことは高く評価できる。回答者の80%以上が賛意を示しており、令和3（2021）年度に懸念された唐突感が払しょくされ好意的に受け入れられていることが理解できる。また、特別推進研究、基盤研究（S）の大型種目に対し令和3（2021）年度の外部評価における指摘等を踏まえさらなる早期化に向けた検討	

		研究種目「国際先導研究」について、人材育成や機関支援等に関する評定要素、海外レビューなどの新たな審査の仕組み及び環境整備費やスタートアップ経費などの新たな交付の仕組み等を導入しつつ、非常に短期間で確実に審査を完遂し、令和4(2022)年12月に交付内定を行ったこと、また当初スケジュールよりも早期に交付決定を行ったことは、我が国の学術研究のプレゼンスを高めることに大きく貢献するもので、極めて高く評価できる。 ・特別研究員奨励費について、特別研究員の募集と特別研究員奨励費の応募を同時に行う仕組みを導入し着実に応募を開始したことや、基金化、「国際共同研究強化」への応募機会の拡大及び特別研究員奨励費（学術条件整備）という特別研究員の研究ポテンシャルを最大限引き出せるような仕組みを導入したことは、若手研究者である特別研究員の国際的な研究活動とアカデミア採用前後の研究活動の継続・発展を後押しするとともに、研究者及び研究機関の事務負担の軽減に寄与するもので、高く評価できる。 ・学術システム研究センターにおいて、審査の在り方について多面的に分析、検証、改善の検討を行い、特に合議審査の開催形式及び審査資料の電子化等に向けた審査の改善方針を策定したほか、科研費審査システム改革2018の点検を行うなど、今後の科研費制度改革の検討を積極的に行っていることは、科研費制度改革を改善していく上で大変重要なことであり極めて高く評価できる。 ・国際的な共同研究等を推進するため、二国間交流事業を着実に実行し、研究者や大学等のニーズに対応する形で多様な国との共同研究やセミナーを支援するとともに、国際共同研究事業においては、複数の相手国学術振興機関とリードエージェンシー方式を導入したプログラムの実施に向け協議し、本会がリードエージェンシーとなり審査を実施することにより両機関の相互理解と協力関係を一層強固なものとした。また、両事業ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、委託期間の延長等の弾力的な運用を実施しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議も円滑に進むよう努め、新規課題を採択するなど、中期計画を上回る実績を上げた。研究拠点形成事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、委託期間の延長等の弾力的な運用	を実施し、令和6(2024)年度公募からそれぞれ1月上旬、2月中旬に審査結果を通知することを決定したことは高く評価できる。昨年度も指摘したように、交付内定の早期化は、受給者や受給研究機関にとってメリットがあるばかりでなく、審査委員が余裕をもって期限内に審査を終えることが可能になったことは、審査の質の向上にも資することが期待され、研究者の要望に対し振興会のこれまでの真摯な検討とその実施の英断を高く評価したい。 ・審査・評価業務については、前年度までと同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン形式で行っているが、過去2年間の経験を活かし、勤務形態の変容や行動自粛等の制約を受ける中で、通信環境の整備をはじめ、1,000名を超える審査委員に対し事前のオンライン接続テストを実施する等、入念な準備によりきめの細かい質の高い審査・評価を継続し、審査業務を円滑に実施したことは、極めて高く評価できる。 ・令和4(2022)年度が創設後初めての審査となった国際共同研究加速基金（国際先導研究）では、新たな仕組みを導入しつつ、多段階にわたる審査プロセスを極めて短期間で完遂した。中でも合議審査対象課題のすべてに対して海外レビューを漏れなく実施した点は高く評価できる。 ・研究の国際化の推進に関する取組においては、令和3(2021)年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による渡航制限等の影響が長引く中、委託契約期間の延長等の弾力的な運用を行うことで、二国間交流事業、研究拠点形成事業等を着実に推進し、実施した。二国間交流事業

		用を実施しつつ、多国間交流の枠組みによる研究交流拠点の構築や若手研究者の育成を図るなど、業務を着実に実施した。 以上のとおり、国際的な共同研究等についても中期計画を上回る成果が得られていると評価できる。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、引き続き実社会対応プログラム、グローバル展開プログラム及び領域開拓プログラムを推進するとともに、実社会対応プログラムの事後評価を行った。また、新たに学術知共創プログラムを開始し、着実に事業を実施していると評価できる。 人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業では、拠点機関の中間評価を実施するとともに、「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の成果と今後の展望（報告書）」を作成し配布するとともに、振興会・拠点機関・国立情報学研究所の三者で緊密な連携を図りデータカタログ（JDCat）を運用しており、事業を円滑かつ着実に推進していると評価できる。 <課題と対応> ・科研費について、学術研究の特性を踏まえ、より効率的・効果的な助成制度となるよう、引き続き不断の見直しを行っていく。	では、オンライン形式での開催や延長の承認を行うなど、日本と関係諸国の研究者に配慮した適切な対応がなされたことを高く評価したい。 新型コロナウイルス感染症の影響下にありながら、これまで通り諸外国の学術振興機関との協議を継続的に実施することで、相手国の学術振興機関との間での協力関係を緊密なものにさせたことも特筆される。特に、スイス国立科学財団（SNSF）とのプログラムでは、令和4（2022）年度の実施に向け、遅滞なく公募を開始し、スイス SNSF のリードにより新規課題を採択するとともに、ドイツ研究振興協会（DFG）とのプログラムでは、日本学術振興会がリードエージェンシーとして公募、審査を実施したことは、相手国の学術振興機関との相互理解と協力関係を一層強固なものとした証と言え、高く評価できる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・科研費の審査結果通知の早期化は、研究者の強い要望に基づいて実施しており、今後も研究者の要望を踏まえ、改善を行うという柔軟な姿勢で臨んでほしい。 ・科研費の審査の在り方については引き続き多面的に分析、検証、改善の検討を行い、科研費審査システム改革 2018 の点検を起点として、今後の科研費の審査の在り方や方向性の検討を継続してほしい。 ・国際的な共同事業の推進はコロナ禍で相当困難であったと思われる。このように世界中が新型コロナウイルス感染症の影響で困難に直面している時期にこそ、海外の学術振興機関との連携を強化し、国際的

			な人的つながりを強めることができる好機でもある。日本学術振興会の活動のさらなる国際化に向けて奮闘を期待したい。 <その他事項> —
<主な定量的指標> 【関連指標】 2-A 科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査（※）結果 （※）「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問 2-B 事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合 <その他の指標> 【評価指標】 2-1 科研費の審査・評価の公正性、透明性（有識者の意見を踏まえ判断） 2-2 科研費の交付処理状況（B水準：ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知） <評価の視点> 2-1 資金配分機関として公正性、透明性を確保した適切な審査等が行われた	<主要な業務実績> ・科研費の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下のとおり滞りなく確実に実施した。また、令和3（2021）年度補正予算で創設した新研究種目「国際先導研究」について、新たな審査や交付の仕組みを導入しつつ極めて短期間で審査を完遂し、令和4（2022）年12月に交付内定を行った。 ・科研費改革は、①審査システムの見直し、②研究種目・枠組みの見直し、③柔軟かつ適正な研究費使用の促進の三つの取組を柱として推進している。平成30（2018）年度助成（平成29（2017）年9月公募）から導入した新たな「審査区分表」を適用するとともに、同一の審査委員による書面審査と合議審査を実施する「総合審査」方式及び同一の審査委員が2段階にわたり書面審査を実施する「2段階書面審査」方式により審査を着実に実施した。 ・長年に亘って研究者から要望が寄せられていた科研費の審査結果通知時期の早期化について、審査システム改革2018を経て研究種目毎に審査スケジュールを組むことが可能になったこと、電子申請システム／電子審査システムの構築・高度化により効率的に公募・審査が実施できるようになったことから、基盤研究等の審査結果について引き続き研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう、令和3（2021）年度に早期化した公募・審査のスケジュールを踏襲し、2月28日に審査結果を通知した。また、ヒアリングを実施する研究種目のうち特別推進研究についても、公募・審査の早期化及び迅速な審査業務の実施により、3月16日に審査結果を通知した。前年度のうちに審査結果が通知されることで、研究スタッフの継続雇用や物品調達準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できるようになり、研究者や研究機関の利便性が格段に高まったほか、早期化の前に実施した審査委員に対するアンケートにおいて、審査を引き受けにくい時期として回答が多かった1月～4月に主に実施していた審査の時期を10月～1月に移動できたことで審査委員の負担軽減にもつながった。なお、早期化後に審査委員及び応募者に対して実施したアンケートによると80%以上の方は賛意を示しており、「見直すべき」と回答された方でも更に早期化すべきや申請期限をもう少し延長すべき、周知を徹底すべきであったといった意見がほとんどであり、「元に戻すべき」という回答は皆無であった。 ・令和6（2024）公募以降に向けて、特別推進研究及び基盤研究（S）については、令和3（2021）年度の外部評価における指摘等を踏まえさらなる早期化に向けた検討を実施し、それぞれ1月上旬、2月中旬に審査結果を通知することを決定した。また、その他の研究種目についても改めて業務スケジュールを総点検し、学術システム研	（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 補助評定：s <補助評定に至った理由> 令和4（2022）年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げ質的に顕著な成果が得られていると言えることから評定をsとする。 ・科研費業務については、中期計画に記載されている事項（科研費委員会の開催や透明性の高い審査・評価システムの構築、研究費の交付）を着実に実施するのみならず、並行して、新たな制度設計を行うなど科研費制度の不断の見直し・改善を行っている。特に、<u>新たに創設した国際先導研究の公募・審査を完遂し採択課題の研究が順調にスタートしたことや、令和5（2023）年度助成に係る前年度2月末の審査結果通知を着実に実施したこと、大型研究種目に係るさらなる早期化に向けた検討を行ったこと、見直し後の審査区分表に基づく審査を着実に実施したこと、特別研究員奨励費の応募方法の改善や基金化、学術条件整備の導入を行ったこと、研究活動スタート支援の応募要件を変更したこと、挑戦的研究の事前の選考により不採択となった応募研究課題について審査結果の通知時期を約4か月早期化したこと、研究計画調書の引き戻し機能を電子応募システムに実装し、応募期限前であれば研究機関が提出済みの応募書類を取り下げることを可能としたこと、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、研究遂行が困難となった研究者や研究機関に向けて、各種申請期限の延伸や特例の設定、手続きの簡素化等の柔軟な対応を行ったことは、研究者からの要望に応えた対応であり、高く評価できる。</u>学術システム研究センターにおいて、現状の分析、検証、改善を行い、合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針を策定したほか、科研	（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 補助評定：s <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を量的及び質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げ、質的に顕著な成果が得られていると言えることから評定をsとする。 ・科研費審査業務については、オンライン形式による合議制審査委員会の開催、審査の電子化の推進ほか審査の質的充実、透明性の高い審査・評価システムの構築、研究費の円滑な交付等（中期計画に記載されている事項）が着実に実施されたと高く評価される。さらに、<u>合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針を策定し、ウェブサイトで公表したことも評価できる。</u> ・新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2（2020）年度から実施されているオンライン形式が常態化した審査会であっても、令和4年度は1,000名を超える審査委員に対する接続テスト等入念な事前準備がなされ、なお公募締め切り時期の早期化に伴う審査期間の早期化にも対応し、審査業務を円滑に実施したことを高く評価する。令和3年度に引き続き大半の研究課題につい

か、有識者の意見を踏まえ判断する。 2－2 交付処理の迅速性を確保する観点から、ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知することを達成水準とする。 2－A 卓越した研究成果が持続的に生み出されるための環境の整備状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度調査における実績（指数5.6（※））を基準とした状況変化を評価において考慮する。 （※）指数5.5以上で、最も高い水準である「状況に問題はない」とされる。 2－B 独創的・先駆的な学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成25～28年度の評価において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：73%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。	究センターにおいて議論した上で、基盤研究（A）と基盤研究（B）等の公募・審査スケジュールを統合し7月中旬公募開始、9月中旬公募締切とするなど、全ての研究種目の公募・審査スケジュールを設定し、令和4（2022）年12月に各研究機関に周知した。 ・研究者からの要望に基づき、挑戦的研究について、事前の選考で不採択となった応募者に対する審査結果の通知時期を早期化し、令和5（2023）年2月28日に通知した。これにより、当該応募研究課題の構想を他の事業等への応募に利用することが可能となり、研究者の利便性が向上した。 ・平成30（2018）年度助成にかかる審査より適用されている「審査区分表」については、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会からの要請を受け、3年度に亘る学術システム研究センターでの議論を経て、令和5（2023）年度助成からの適用を目指して各研究種目の審査区分毎の応募件数等の検証を行った上で必要な見直しを行った。具体的には、学術システム研究センターを中心に、より公正な審査方法や各小区分（306区分）の内容の例等について検討を行い、令和5（2023）年度公募では、306小区分の約31%を占める96区分の内容の例について見直しを行い、195単語を追加、220単語を削除した「審査区分表」の改訂版を適用して公募・審査を実施した。 ・令和5（2023）年度公募から適用される「審査区分表」の改訂に合わせて、より公正な審査及び今後の審査区分の更なる大括り化を目指す観点から、<u>基盤研究（B）において、著しく応募件数の少ない状況にある一部の小区分については、他の小区分と合同で審査を行うこととし、令和5（2023）年度助成に係る公募から適用した</u>。実際の審査に当たっては、研究計画調書や電子審査システム上で合同審査区分として表示されるようにし、また審査委員に対しても合同審査区分の審査委員であることを明確にして委嘱するなど、混乱が生じないように工夫することで円滑に審査を実施した。 ・科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会から示された「審査負担の軽減等による持続可能な審査システムの構築」に係る論点提起を受け、<u>学術システム研究センターにおいて、現状の分析、検証を行い、合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善に関する基本方針を策定し、科学研究費補助金審査部会において報告を行うとともに、令和5（2023）年3月にホームページで公開した</u>。特に、合議審査の開催形式については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により令和2（2020）年度以降実施してきたWeb会議形式での合議審査の経験を踏まえ、今後の会議形式について、引き続きWeb会議形式とするか、以前の集合形式に戻すか、という観点で学術システム研究センターにおいて議論を行い、①議論を経て採否を決定する科研費審査の本質に大きな影響を与えていないこと、②Web会議形式を経験した審査委員の多くが同形式の審査を望んでいること、③日程確保の容易さや移動負担の軽減などから、審査委員の辞退率の低下や多様性の確保が期待でき、理想の審査セットの実現が期待できること、④同様にWeb会議形式によるリモート審査を導入した諸外国の配分機関において重大な支障を来している事例が見受けられないこと、な	費審査システム改革2018の点検を行うなど、今後の科研費制度改革の検討を積極的に行っており、これは科研費制度を改善していく上で大変重要なことである。 【審査・評価の充実】 ・文部科学省が定める基本的考え方を踏まえ、適切な審査方針等を決定し、年度計画通り着実に審査が実施されている。令和5（2023）年度助成に係る科研費の審査は、約9万件の膨大な応募研究課題を受け付け、そのうち審査時期が異なる研究種目を除く約72,000件については、応募が締め切られた9月から1月の約5か月という短期間で約6,500名にも及ぶ審査委員がピアレビューにより優れた研究課題を選定している。集合形式の審査会が実施できなくなった状況において、令和3（2021）年度に引き続きオンライン形式の審査会等により公募・審査スケジュールの見直しを進めつつ優れた研究課題を選定することで研究者が研究を早期に開始することができるようにしたことは高く評価できる。 ・審査委員の選考にあたり、令和3（2021）年度に引き続き「若手研究」採択経験者についても審査委員候補者データベースへ登録し、委員候補者の新規登録者数を着実に充実（登録者総数147,623（対前年度4.6%増））させるとともに、選考過程において、学術システム研究センター研究員の参画を得て、約36万件にも及ぶ前年度の審査に対する検証を実施し、当該検証結果を踏まえて、適切な審査委員を選考しており、公正な審査制度を構築している。あわせて、年齢層が比較的低い（49歳以下）研究者の審査委員への積極的登用を進め、審査委員に占める49歳以下の割合の増を着実に図っている。 ・科研費全体における学術研究の国際化を推進する仕組みの構築のため、令和4（2022）年度から、<u>審査委員候補者データベースに国際活動情報に係る項目の追加（国際性に留意した審査委員選考環境の充実）や、国際共同研究を実施する研究者と所属研究機関の連携強化についてのルール整備（補助条件及び機関使用ルールへの追加）</u>といった取組を実施し、<u>科研費における研究活動等の国際化に向けた取り組みを推進したことは評価できる</u>。 なお、全ての審査委員の任期が満了した種目について速やかに審査委員名簿を公表することで透明性の高	て2月末日に、令和4年度は新たにヒアリング審査を含む特別推進研究においても3月16日に審査結果の通知を發出し、年度当初からの研究開始に支障がないようにしたことは特筆される。 ・前年度に引き続き、「基盤研究（B）」「基盤研究（C）」「若手研究」の審査委員に49歳以下の若手・中堅研究者を積極的に登用し、前年度比0.4%ポイント増の構成比49.9%を達成した。審査を行うことは研究者の責務であるとともに、若手研究者も審査業務に携わることによって、その経験を通して、申請書の作成能力向上につなげることができるなどのメリットが共有された証でもある。審査委員候補者データベースの充実は今後の審査の質向上のために適切な取組で、日本の科学の将来を見越した適切な方策であると評価する。 ・令和4（2022）年度が創設後初めての審査となった国際共同研究加速基金（国際先導研究）では、新たな仕組みを導入しつつ多段階にわたる審査プロセスを極めて短期間で完遂した。中でも合議審査対象課題のすべてに対して海外レビューを漏れなく実施した点は高く評価できる。 ・前年度に始まった審査結果通知の早期化について、昨年度の外部評価での指摘に基づき、特別推進研究、基盤研究（S）の大型研究種目について、<u>業務スケジュール等を検討し、それぞれ1月上旬、2月中旬に審査結果を通知することを決定したことは高く評価できる</u>。科研費で雇用している研究スタッフの継続雇用が円滑になり、研究者のみならず所属研究機関にとってもメリットがある。

	どを確認した上で、今後の科研費の合議審査は Web 会議形式で実施することを基本とすること、ただし、5 年程度経過後に、DX 化対応の進捗状況も踏まえ、再点検することを基本方針として決定した。また、審査資料の電子化については、令和 4 (2022) 年度に電子媒体の利便性を向上させたことに加え、研究計画調書のカラー化、検索機能の標準化、審査期間の延伸、審査委員・事務担当者の審査資料の保管・廃棄に係る事務負担軽減、環境負荷の低減といったことが期待できることから、令和 5 (2023) 年度公募において一部の研究種目で試行することとした。さらに、審査委員に対して、今後も引き続き審査を快く引き受けていただくために、審査を行うことが研究者としての責務であることの周知に加え、審査を行うことの利点を改めて整理し、令和 5 (2023) 年 3 月にホームページで周知した。加えて、今後の科研費の審査の在り方や方向性の検討の起点とするため、科研費審査システム改革 2018 に関して、これまでの 5 回にわたる公募・審査の経験や審査システム改革の定性的な効果、その後の制度改善等について点検を行い、その結果を取りまとめた報告書を令和 5 (2023) 年 3 月にホームページで公開するとともに審査部会に報告した。 ・審査の電子化を推進し、電子審査システムの Web ブラウザ上で研究計画調書を閲覧する機能を導入した。これにより、応募課題毎にパスワードを入力する必要がなくなるとともに、フリーハンドでの書き込みが可能となるなど電子媒体で審査を行う審査委員の負担を大幅に軽減することができた。 ・審査においてアンコンシャス・バイアスをできるだけ排除するため、審査の手引きの留意事項として、科研費審査におけるアンコンシャス・バイアスの事例紹介や対処法を追加することにより、審査において各審査委員にアンコンシャス・バイアスの存在を認識させ、審査の過程において排除していくことを徹底することとした。 ・特別研究員奨励費については、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を得た若手研究者である特別研究員に対する国際的な研究活動とアカデミア採用前後の研究活動の継続・発展を後押しするため、令和 5 (2023) 年度継続課題及び令和 5 (2023) 年度公募より、基金化、「国際共同研究強化」への応募機会の拡大及び特別研究員奨励費（学術条件整備）という特別研究員の研究ポテンシャルを最大限引き出せるような仕組みを導入した。 特に、基金化については、科研費の利便性を向上させ、国際共同研究に参加しやすい状況を整えるため、令和 4 (2022) 年度以前の継続課題は令和 4 (2022) 年度補正予算、令和 5 (2023) 年度新規採用者の研究課題は令和 5 (2023) 年度当初予算より基金化を実施し、継続課題については 3 月上旬に交付内定通知を行った。また、特別研究員奨励費（学術条件整備）については、特別研究員（PD、RPD、CPD）が研究機関において雇用された場合に、研究インテグリティの確保や安全保障貿易管理、不正行為防止に関する研究機関の適切な管理下で、特別研究員の研究遂行上不可欠な要素である「主体的に研究に専念できる」条件を確保するための支援経費として令和 5 (2023) 年度当初予算で措置した。併せて、基金化へのスムーズな移行が可能となるよう電子申請システムの改修などを行った。 ・特別研究員奨励費の応募については、令和 5 (2023) 年度分までは特別研究員の採用	い審査システムの構築を図っている。 また、10 月に開催された科学研究費委員会において、令和 4 (2022) 年度科研費の審査の総括を計画通り行った。 ・審査では、審査委員と応募者が審査に臨むに当たっての姿勢を示した「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」を手引及び審査システム画面に示すことにより、ピアレビューによる科研費の審査がより健全に機能するよう図っており、審査マニュアルにおいては、審査におけるアンコンシャス・バイアスの排除の重要性を新たに追記するなど、学術的な意義に基づいて審査を実施するよう、審査委員への周知を徹底することで、審査システムに対する理解向上を図っている。以上の取組により、公正で透明性の高い審査制度を着実に整備した。 ・科研費審査システム改革 2018 後、改革の実効性・有効性を検証するため、審査会での意見交換や学術システム研究センター研究員による検証、また令和元 (2019) 年度に実施した審査委員アンケートにより、新たな審査システムである総合審査、2 段階書面審査とも有効に機能していることが確認された。例えば、総合審査における採択課題は、必ずしも書面審査の評点（平均点）の上位とはなっておらず、ばらつきがあった。このことから、単に書面審査の結果のみに頼ることなく、合議審査により議論を深め、学術的価値の高い研究課題を採択する仕組みが機能し、審査の質の向上が図られていると考えられる。 ・「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」については、令和 4 (2022) 年度審査から、質疑応答に先立ち、応募者による概要説明（ショートプレゼン）を導入した。審査委員の意見を踏まえた仕組みの改善は、実施後のアンケートでは、「代表者が重要と考えている内容が明確になる」等の肯定的な意見が複数寄せられており、オンライン会議形式によるヒアリングにおける、通信トラブル等の中断リスクを極力排除しつつ、審査の質の向上が図られていると考えられる。 ・令和 4 (2022) 年度が創設後初めての審査となった国際共同研究加速基金（国際先導研究）では、多段階にわたる審査プロセスを極めて短期間で完遂した。中でも合議審査対象課題のすべてに対して海外レビューを漏れなく実施した点は高く評価できる。また、研究計画調書のカラー化や審査資料の電子化を試行するなど、審査業務においても改善を先導した。	・特別研究員奨励費について、特別研究員事業と連携した改革を行い、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により特別研究員を雇用する場合に「特別研究員奨励費（学術条件整備）」において支援を行うようにしたことは、極めて高く評価できる。また、特別研究員への応募と特別研究員奨励費の応募を同時に行うこととしたことは、若手研究者が研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むことになり、経費面を含めた実現可能性を考慮することで研究計画の質の向上につながることから、高く評価できる。 ・これまでに引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた研究機関や研究者の実態を勘案し、各種提出書類の締切延長や、申請手続きの簡素化などの特例措置を取るなど、柔軟に対応されたことを高く評価したい。 ・「若手研究者の活性化、国際化を促す「対策」を立案し、我が国の研究活動の発展を計ってほしい」という昨年度の外部評価での指摘に対応し、特別研究員に対する国際的な研究活動とアカデミア採用前後の研究活動の継続・発展を後押しするため、令和 5 (2023) 年度継続課題及び令和 5 (2023) 年度公募より、基金化、「国際共同研究強化」への応募機会の拡大及び特別研究員奨励費（学術条件整備）という特別研究員の研究ポテンシャルを最大限引き出せるような仕組みを導入する決定をしたことは、高く評価できる。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > ー

	内定後に別に応募を行っていたが、令和6(2024)年度応募分より、研究者・研究機関の手続きの省力化や特別研究員に応募する若手研究者があらかじめ研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供や経費面を含めた実現可能性を考慮することで研究計画の質の向上を図る目的から、特別研究員の募集と特別研究員奨励費の応募を同時に行うこととし、令和5(2023)年2月上旬に募集を開始した。これにより、従来よりも応募時期が1年前倒しになる応募書類の様式変更等が生じるため、応募書類の中に詳細な補足資料を添付するとともにFAQを作成しホームページで周知を行うなど応募者に混乱が生じないよう配慮した。 ・若手研究者の挑戦の機会を増やし、ステップアップの可能性を高めるため、令和5(2023)年度公募より、「若手研究(2回目)」と「挑戦的研究(開拓)」について、重複応募及び重複受給を可能とした。 ・研究活動スタート支援は基盤研究等の公募締切日以降に科研費応募資格を取得した者を対象としており、公募スケジュールの早期化に伴い10月1日に研究機関に採用される研究者が応募できないこととなっていたところ、研究者からの要望に基づき、応募要件を変更し、10月1日以降に研究機関に採用された研究者が基盤研究等に応募しなかった場合に研究活動スタート支援に応募することを可能とし、基盤研究等の公募要領等で周知した。 ・令和5(2023)年1月から、研究計画調書の引き戻し機能を電子応募システムに実装し、応募期限前であれば研究機関が提出済みの応募書類を取り下げることが可能とした。これにより、応募書類の誤送信や提出漏れといった研究機関及び応募者の締切前後の物理的・心理的負担を軽減するとともに、電子申請システムの負荷を分散した。また、提出後であっても、応募期間内かつ研究機関のスケジュールの範囲内で、誤植の修正や追加で獲得した研究業績等を調書に反映させることが可能となった。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新型コロナウイルス感染症に関連したFAQを令和4(2022)年度も更新し、研究計画の変更をはじめとした従前から実施している柔軟な取り扱いについて改めて周知したほか、研究者及び研究機関からの要望を踏まえ、文部科学省と連携しつつ、引き続き交付申請の留保や研究課題の再延長等の対応を行った。 ・新型コロナウイルス感染症に関連したFAQ https://www.jsps.go.jp/file/storage/grants/j-grantsinaid/data/faq202210.pdf ・施設に立ち入れないなど事業継続に困難をきたす研究機関や研究者の実態を勘案し、各種提出書類について、締切の延長や、申請手続きの簡素化など特例的な対応を行った。 1. 交付申請の留保 ・若手研究について、応募時に博士の学位を取得しておらず、令和4(2022)年4月1	・「特別推進研究」、「基盤研究(S)」の研究進捗評価(検証)並びに「特別推進研究」、「基盤研究(S)」(平成30(2018)年度以降に採択された研究課題)及び「研究成果公開促進費(国際情報発信強化)」の中間評価、「基盤研究(S)」の事後評価(平成30(2018)年度以降に採択された研究課題)を適切に実施し、評価結果についてはウェブサイトにおいて広く公開するなど、年度計画通り着実に評価業務が行われている。 【助成業務の円滑な実施】 ・オンラインによる会議の実施に当たっては、通信環境の整備やITリテラシーを一定基準以上有することが必要とされる中で着実に対応し、事業遂行に大きな影響を与えなかった。特に各合議審査に先立ち当日の円滑な進行を確保するため1,000名を超える審査委員に対して事前の接続テストを実施し、大きな接続トラブルを生じさせることなく全ての審査会を完遂したことは特筆に値する。また、審査委員の旅費や日当が不要になることから、前年度に引き続き、審査コストの大幅な効率化を実現した。 ・日本語版の公募要領等に加え、英語版の公募要領等も作成し公表しており、日本の研究機関に所属している外国人研究者が応募する際の利便性の向上を図るなど、着実に業務を実施している。また、科学研究費委員会を開催し、審査方針を決定後、研究者等が確認できるよう応募受付期限前に公表しており、研究者の申請準備の便宜の向上や、透明性を確保していることは高く評価できる。 ・令和5(2023)年1月から、研究計画調書の引き戻し機能を電子応募システムに実装し、応募期限前であれば研究機関が提出済みの応募書類を取り下げることが可能としている。応募書類の誤送信や提出漏れといった研究機関及び応募者の締切前後の物理的・心理的負担を軽減するとともに、電子申請システムの負荷を分散したほか、提出後であっても、応募期間内かつ研究機関のスケジュールの範囲内で、誤植の修正や追加で獲得した研究業績等を調書に反映させることが可能となったことは、研究者の要望に応えた対応であり、高く評価できる。 ・国際先導研究の公募に当たっては令和4(2022)年度第2次補正予算による公募が見込まれたことから、令和4(2022)年11月に予告を行い、前回からの改善を加えた上で令和5(2023)年1月に公募を開始した。	<その他事項> —

日までに博士の学位を取得する予定の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い令和4(2022)年4月1日までに博士の学位を取得できていない者は、交付申請を留保できることとし、その場合の交付申請を令和5(2023)年3月31日まで延長可能とした。

274件中52件(19.0%)が交付申請を留保した。

・特別研究員奨励費について、特別研究員－DC、PD、RPDの採用内定者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和4(2022)年4月1日時点で特別研究員－DC、PD、RPDの申請資格要件を満たさない状況が生じた場合には、交付申請を留保できることとし、その場合の交付申請を令和5(2023)年1月31日まで延長可能とした。

2,393件中17件(0.7%)が交付申請を留保した。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする研究課題の令和5(2023)年度への基金種目の補助事業期間の再延長を認めた。繰越し件数等の詳細は以下のとおり。

【補助金種目の繰越し】

・令和4(2022)年度から令和5(2023)年度への繰越し申請件数(4,750件)

令和3(2021)年度から令和4(2022)年度への繰越し申請件数(6,713件)と比較して29.2%減となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元(2019)年度への申請件数(2,445件)と比較して94.2%増となった。

【基金種目の補助事業期間の延長】

・令和4(2022)年度が最終年度の研究課題の令和5(2023)年度への補助事業期間延長承認申請

：約10,750件(前年度比約0.98倍)

・令和3(2021)年度から令和4(2022)年度に補助事業期間を延長した研究課題のうち、再度の延長が認められた課題の令和5(2023)年度への再延長申請：約7,760件(前年度延長及び再延長した課題の約50%)

【審査・評価の充実】

■審査業務

(審査業務)

・科学研究費委員会について、4月15日、6月10日、10月13日、3月7日にオンライン形式で開催し、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」に基づき、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の一部を改正した。このことにより、研究種目の特性に応じ、適切に審査を行う仕組みを整備した。

・研究者からご意見・ご要望窓口等に寄せられたご意見や審査委員に対するアンケート結果を踏まえ、研究計画調書の様式について、令和3(2021)年度に実施した基盤研究及び若手研究に合わせて、研究活動スタート支援についても応募者の重複感の軽減や審査委員の負担軽減を図るため、科研費審査システム改革2018の趣旨を堅持しつつ、「1 研究目的、研究方法など」及び「2 本研究の着想に至った経緯など」

この予告・公募に際しては、令和3(2021)年度補正予算による公募の審査と並行して、また同審査終了後わずかな期間で改善を検討・決定しており、高く評価できる。

・若手研究者があらかじめ研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供や経費面を含めた実現可能性を考慮することで研究計画の質の向上を図るほか、研究者及び研究機関の手続きを省力化し事務負担の軽減に寄与することを目的として、令和6(2024)年度応募分より、特別研究員の募集と特別研究員奨励費の応募を同時に行う仕組みを導入し、令和5(2023)年2月上旬に募集を開始した。従来より応募時期を1年前倒したことで、応募者に混乱が生じないよう配慮し、着実に応募を開始したことは高く評価できる。

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ホームページ上で事業主旨や公募内容の変更点等を周知するとともに、質疑応答の代替手段としてFAQを充実させることで従来の集合形式による説明会にあったメリットを補完した。また、研究機関からの要望に応じて、全国各地の研究機関からの要望に応じて説明会を行い、公募内容や制度の改善等に係る正しい理解の促進を積極的に図っている。

(審査業務)

・審査の電子化を推進し、電子審査システムのWebブラウザ上で研究計画調書を閲覧する機能を導入するなど、審査委員の負担の軽減を積極的に図っていることは評価に値する。

・基盤研究(B)において、著しく応募件数の少ない状況にある一部の小区分については、他の小区分と合同で審査を行い、令和5(2023)年度助成に係る公募から適用したことは、より公正な審査及び、今後の審査区分の更なる大括り化を目指す観点から、高く評価できる。

(交付業務)

・科学研究費委員会の審査結果に基づき、大部分の研究種目について、年度当初の4月1日付で交付内定通知を発出しており、書面審査だけでなくヒアリング審査も行っている研究種目についても、研究を早期に開始できるよう交付業務を迅速に行っている。また、研究者からの要望を受けて、令和5(2023)年度助成分か

	を統合するなどの見直しを実施し、令和4(2022)年度助成に係る公募より適用した。 ・令和4(2022)年度助成に係る特別推進研究については書面審査及び合議審査を同一の審査委員(32名)が行い、審査委員相互の議論を通じて採択候補研究課題を選定する審査方式「総合審査」にて実施しているが、支援規模等を踏まえて、より総合的な観点からの審査を実施するため、書面審査後に、ヒアリングを経て合議審査を実施した。また、専門性も配慮し、審査意見書(海外レフェリーも含む)を活用した。12月22日から12月24日にかけて第1回合議審査(ヒアリング研究課題の選定)を、2月10日から2月24日にかけて第2回合議審査(ヒアリングの実施、合議による採択候補研究課題の選定)をそれぞれオンライン会議形式により実施し、3月8日の運営小委員会において10件の採択を行い、4月1日に交付内定通知を発出した。 - また、次年度以降の改善方策を検討するため、書面審査やオンライン会議形式での合議審査(ヒアリングを含む)に対する審査委員の負担感や、集合形式とオンライン会議形式それぞれのメリット・デメリットなどについてアンケート調査を行った。 - オンライン会議形式によるヒアリングにおいては、通信トラブル等の中断リスクを極力排除するため、研究内容の説明を事前の説明動画提出で代替し、ヒアリング当日は質疑応答から開始していたが、「いきなり質疑応答から始めるのはやりにくい」といった審査委員の意見を踏まえ、令和4(2022)年度審査から、質疑応答に先立ち、応募者による概要説明(ショートプレゼン)を導入した。実施後のアンケートでは、「代表者が重要と考えている内容が明確になる」等の肯定的な意見が複数寄せられた。 ・令和4(2022)年度助成に係る基盤研究(S)については書面審査及び合議審査を同一の審査委員(126名)が行い、審査委員相互の議論を通じて採択候補研究課題を選定する審査方式「総合審査」にて実施しているが、支援規模等を踏まえて、より総合的な観点からの審査を実施するため、書面審査後に、特別推進研究と同様の方法によるヒアリングを経て合議審査を実施した。また、専門性も配慮し、審査意見書を活用した。1月12日から2月3日にかけて第1回合議審査(ヒアリング研究課題の選定)を、3月11日から4月1日にかけて第2回合議審査(ヒアリングの実施、合議による採択候補研究課題の選定)をそれぞれオンライン会議形式により実施し、4月19日の運営小委員会において80件の採択を行い、4月27日に交付内定通知を発出した。また、次年度以降の改善方策を検討するため、特別推進研究と同様にアンケート調査を行った。 ・令和5(2023)年度助成に係る基盤研究(A)、(B)、(C)及び若手研究については、新規応募研究課題約7万2千件について、基盤研究(A)は令和4(2022)年9月の応募締切後、令和4(2022)年10月上旬から令和5(2023)年1月中旬にかけて、また基盤研究(B)、(C)及び若手研究は令和4(2022)年10月の応募締切後、令和4(2022)年11月上旬から令和5(2023)年1月下旬にかけて審査を行い、令和5(2023)年2月28日に審査結果通知及び令和5(2023)年4月1日に交付内定通知を発出することで4月当初から研究を開始できるよう、迅速に審査を実施した。基盤研究(B)、(C)、若手研究については、同一の審査委員が2段階にわたり、書面審査を行い採否を決定する審査方式「2段階書面審査」を実施し(審査委員約6,000名)、基盤研究(A)に	ら、挑戦的研究について事前の選考による審査結果(不採択)の通知を従来の審査結果通知(6月下旬)よりも、4か月早期化し2月下旬に行ったことも、当該応募研究課題の構想を他の事業等への応募に利用することが可能となり研究者の利便性の向上に寄与し、更なる制度改善を着実に進めたものとして、高く評価できる。 ・基盤研究等の審査結果について、研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう、全研究種目の業務スケジュールを点検した上で令和4(2022)年度助成から公募・審査などを早期化し、2月28日に通知した。また、ヒアリングを実施する研究課題のうち特別推進研究についても、公募・審査の早期化及び迅速な審査業務の実施により、令和5(2023)年度助成分については3月16日に審査結果を通知するとともに、令和3(2021)年度の外部評価における指摘等を踏まえさらなる早期化に向けた検討を実施し、令和6(2024)年度公募以降、特別推進研究については1月上旬、基盤研究(S)については2月中旬の審査結果通知の実施を決定し、各研究機関に周知した。前年度のうちに審査結果が通知されることで、研究スタッフの継続雇用や物品調達の準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できることになるなど、研究者や研究機関の利便性を格段に高めることになることから極めて高く評価できる。 ・特別研究員奨励費について、令和4(2022)年度中に令和5(2023)年度継続課題の基金化を実施し、令和5(2023)年度公募は基金化に向けた規程整備や電子申請システム改修等の準備を遅滞なく実施した。基金化により研究費の柔軟な使用が可能となるほか、海外研究者との国際共同研究に参加しやすい環境となること、研究者及び研究機関の事務負担が軽減されることなど、改善に寄与したことは評価に値する。 ・国際先導研究は、交付内定時・決定後に種目特有の研究経費の追加配分が可能であることを踏まえ、具体的な交付業務を検討の上、開始した。この際、<u>公募要領で示したスケジュールどおり交付内定を行うことはもとより、約1か月前倒しで交付決定を行ったこと、電子的手続きを整備したこと、研究者に向けた解説を配付したことは高く評価できる。</u> ・新型コロナウイルス感染症を事由とする補助事業期間の再延長申請を認める等の柔軟な対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大前に比べて大

	ついては、書面審査及び合議審査(審査委員約 500 名)を同一の審査委員が行い、審査委員相互の議論を通じて採択候補研究課題を選定する審査方式「総合審査」で配分審査のための小委員会を従来の集合形式ではなく、オンライン形式で延べ 82 回実施した。 ・令和 4 (2022) 年度助成に係る独立基盤形成支援(試行)について、本種目の支援対象者は、支援対象年度の 4 月 1 日現在で「基盤研究(C)」又は「若手研究」の研究代表者として新規に採択された者であるが、年度が始まってからの公募では研究代表者が所属する研究機関における当該年度の経費執行計画が既に決まっていることから、本制度が研究機関に求めている支援額の措置を計画的に行いにくい場合があるため、令和 3 (2021) 年度の公募より公募開始時期を 3 ヶ月程度前倒した。3 月 23 日に公募要領を公開し、6 月 10 日の科学研究費委員会において 130 件の採択を行い、6 月 27 日に交付内定通知を発出した。支援対象の研究種目を従来の「若手研究」から「基盤研究(C)」にも拡大して 3 年目となり、応募件数は 179 件と、令和 3 (2021) 年度助成とほぼ同数であった。 ・挑戦的研究(開拓・萌芽)については、令和 4 (2022) 年度助成分として、令和 3 (2021) 年度中(令和 3 (2021) 年 11 月 18 日～12 月 20 日)に実施したプレスクリーニング(事前の選考)に引き続き、令和 4 (2022) 年 2 月 10 日～3 月 14 日にかけて(開拓)の書面審査及び(萌芽)の 1 段階目の書面審査を実施した。その後、4 月 11 日～5 月 10 日にかけてオンライン会議形式で(開拓)の合議審査をのべ 80 回実施し、5 月 11 日～5 月 24 日にかけて(萌芽)の 2 段階目の書面審査を実施、6 月 30 日に交付内定通知を発出した(審査委員は事前の選考～(萌芽)の 2 段階目の書面審査を通して約 500 名)。令和 4 (2022) 年度助成分からは、審査委員の負担を大幅に軽減するため、挑戦的な研究課題を見出すことができることを担保しつつ挑戦的研究(萌芽)の審査方式を見直し、「2 段階書面審査」で行うこととした。また、応募研究課題が種目の趣旨に合致しているかどうかを評価するため、評定要素を「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素」と「B. 研究計画の内容に関する評定要素」に整理した。令和 5 (2023) 年度助成分として、令和 4 (2022) 年 11 月 14 日～12 月 15 日にプレスクリーニング(事前の選考)を、令和 5 (2023) 年 2 月 6 日～3 月 6 日に(開拓)の書面審査及び(萌芽)の 1 段階目の書面審査を実施した。令和 5 (2023) 年度に実施する(萌芽)の 2 段階目の書面審査に向けて、審査システムを改修した。令和 5 (2023) 年度公募からは、若手研究者のより規模の大きな研究への挑戦を促進するため、「若手研究」(2 回目)と「挑戦的研究(開拓)」の重複応募・受給制限を緩和した。また、令和 5 (2023) 年度助成分からは、研究者からの要望を受け、事前の選考による審査結果(不採択)の通知を従来の審査結果通知(6 月下旬)よりも、4 か月早期化し 2 月 28 日に行った。 ・国際共同研究加速基金(国際先導研究)については、令和 3 (2021) 年度補正予算による公募への新規応募研究課題 131 件について、令和 4 (2022) 年 5 月中旬から 12 月中旬にかけて「総合審査」(審査委員 32 名)を実施し、15 件の研究課題を採択し、令和 4 (2022) 年 12 月 20 日に交付内定通知を発出した。 審査に先立ち、本研究種目が新規に創設されたことを踏まえ、全審査委員を対象に	幅に増加した申請を遅滞なく処理し、研究者の研究計画等の進捗状況に応じて弾力的に研究費を使用できるよう対応していることは、年度計画を上回る成果であり高く評価できる。また、実績報告書及び実施状況報告書の提出件数が年々増加している中、実績報告書に基づく額の確定処理を円滑に行っていることも評価に値する。 ・科学研究費助成事業は、これまでも、平成 23 (2011) 年度から一部種目に基金化を導入するなど、常に他の競争的研究費制度に先がけて制度改善を行っており、令和元(2019)年度からは海外渡航時における科研費の中断・再開制度を導入し、また、基金対象課題の拡大に伴う準備等を着実に実施するなど、多くの研究活動の活性化や研究費の効率化、研究者の負担軽減が図られている。科研費は、現時点においても、学術研究の特性を踏まえた、非常に効率的・効果的な助成制度となっているが、若手研究者の挑戦の機会を増やし、ステップアップの可能性を高めるため、令和 5 (2023) 年度公募から、「若手研究」(2 回目)と「挑戦的研究(開拓)」の重複応募・受給制限を緩和したほか、特別研究員に対する国際的な研究活動とアカデミア採用前後の研究活動の継続・発展を後押しするため、国際共同研究強化への応募機会を拡大し、特別研究員奨励費(学術条件整備)という特別研究員の研究ポテンシャルを最大限引き出せるような仕組みを導入したことなど、学術研究の更なる発展を図るべく不断の見直し等を行っていることは、更なる制度改善を着実に進めたものとして、高く評価できる。 ・学術研究助成基金については、安全性の確保を最優先としつつ、運用期間、運用額及び金融商品を設定して流動性を確保するとともに、複数の金融機関から引き合いを行い、収益性の向上に留意し、着実な管理及び運用を行っている。 【研究成果の適切な把握】 ・令和 3 (2021) 年度に終了した研究課題の研究成果報告書について、国民へ研究成果を還元するという観点から、報告が可能な全ての研究課題について提出させており、着実に業務を実施した。 また、科学研究費助成事業データベース(KAKEN)について、研究成果報告書のダウンロード数は減少したものの、研究成果も掲載している課題詳細画面へのアクセス数は増加したことから、KAKEN を通じた研究成果

	趣旨や審査方法等に関する説明会をオンライン会議形式により実施した（出席率：88%）。また、説明会の様子を録画したものを配付し、出席できなかった委員による視聴も可能とした。 審査においては、プレスクリーニング（事前の選考）及び、支援規模等を踏まえて、より総合的な観点からの審査を実施するため、ヒアリングを経て合議審査を、また、専門性も配慮し、審査意見書（海外レビューを含む）を活用した。 具体的には、6月1日～23日にかけてプレスクリーニング（事前の選考）を、7～8月にかけて審査意見書の作成及び海外レビューを、8月30日～9月29日にかけて書面審査を実施した。続けて、10月17日～25日にかけて第1回合議審査（ヒアリング研究課題の選定）を、11月21日～12月6日にかけて第2回合議審査（ヒアリングの実施、合議による採択候補研究課題の選定）を、12月12日に運営小委員会をそれぞれオンライン会議形式により実施した。 プレスクリーニング（事前の選考）においては、迅速な審査の実施及び審査の電子化の試行のため、電子審査システムで研究計画調書を閲覧する仕組みとし、印刷に必要な期間を審査期間に充てるとともに調書をカラーで作成・閲覧することを可能とした。 海外レビューにおいては、本研究種目が国際共同研究を対象としていることを踏まえ、合議審査の対象となるすべての研究課題に対し、海外の研究機関に所属する応募研究課題の研究分野に精通した研究者に意見及び総合評点を求めた。学術システム研究センターが適切な海外レビュー候補者を選考できるよう、学術情報分析センターが開発した海外レビュー候補者選考支援システムから作成したリストを参考資料として提供した。また、迅速かつ多数のレビュー依頼及び電子的なレビューを行うため、メールシステムの構築及び電子審査システムの開発を行った。選考の結果、35か国・地域等の延べ数百名へ依頼を行い、対象となる研究課題すべてに対するレビューを得た。この海外レビューは、以降の審査に活用することとしているが、後述する審査委員向けアンケートにおいて80%以上の委員から「必須である」又は「有用である」との回答を得た。なお、本海外レビューは、国際動向を踏まえた国際的な評価を導入し極めて優れた研究の支援を強化するための仕組みであり、評価が著しく低い研究課題は審査の過程で審査対象から除外した。また、採択された研究課題の研究代表者に対しては、研究遂行の参考のため、海外レビューのうち「応募者に対するフィードバック」を通知した。 書面審査においても、研究計画調書の視認性等を確保するため、カラーで印刷を行い、審査委員に配付した。配付に際しては、早期に入稿・校正を行い、迅速な審査のため書面審査の開始約10日前に発送し、審査委員の閲覧時間を確保した。 合議審査においても、審査の電子化の試行の一環として、審査資料の一部は電子媒体のみの配付とした。ヒアリングは、特別推進研究と同様の方法により実施した。 審査終了後、次年度以降の公募や審査の改善のため、審査委員向けアンケートを行った。本研究種目は、若手研究者の人材育成を趣旨の一つにしており従前の種目とは異なる着目点が審査に必要であったが、70%近くの委員から「支障はない」又は「熟慮を要したが本種目の趣旨に沿った審査ができた」との回答を得た。また、複数の委員から円滑な審査業務を評価する旨の自由記述も得た。 審査の結果不採択となった応募者に対しては審査結果を開示することとしているが、令和4（2022）年度第2次補正予算による公募が令和5（2023）年1月に開始した	の社会還元・普及等が着実に行われていると考えられる。 さらに、国民が科研費においてどのような研究が行われているか、また、研究成果が生み出されたかを知ることができるよう、分かりやすい形での情報提供を行い、学術研究の一端を社会に対して広く紹介する目的のため、新たに大型研究種目（特別推進研究、基盤研究（S）、学術変革領域研究（A・B）、国際先導研究）の新規採択研究課題の研究概要と国際共同研究加速基金（国際先導研究）の審査結果の所見を「大型研究種目 採択課題情報」のページにまとめて掲載するなど、様々な情報を広く公開している。 なお、国際先導研究については、令和4（2022）年度第2次補正予算による公募へ応募する研究者の参考とするため、交付内定の約1か月後に本会ウェブサイトで早期公開しており、応募者が種目の趣旨の理解を深めることに貢献している。 ・「科研費 研究成果トピックス」については、原稿の様式を統一し記入要領を提示したことによって、研究成果が伝わりやすい情報発信を可能としたほか、一般の方にも読みやすく理解しやすい内容となり、多くの国民に科研費やその研究成果をわかりやすく紹介された。また、作成依頼の仕方等を工夫したことで、研究機関や研究者の負担軽減を実現しつつ、研究の現場に近い観点で選定した数多くの優れた科研費の研究成果を発信した。さらに、研究機関の連絡先掲載やホームページにおける公開方法を工夫する、KAKENへのリンクを設ける、検索性を向上する、各課題の基礎情報画面の追加を実施するなど、科研費に関する積極的な情報発信や広報普及活動に着実に取り組んでいる。 ・研究者用ハンドブックや科研費FAQについて、利用者の目線に立ち、従来のPDFファイルに加えて電子ブック形式での閲覧も可能とするなど掲載方法を工夫することにより、利便性の向上を図ったことは、科研費の適切な執行等の周知に大きく貢献しており、高く評価できる。 <課題と対応> ・学術研究の特性を踏まえ、より効率的・効果的な助成制度となるよう、引き続き不断の見直しを行っていく。 ・引き続き、研究者の利便性向上を図りながら円滑な募集・交付業務等を実施するとともに、わかりやすい

	ことを踏まえ、再度応募する研究者の参考となるよう公募要領で示したスケジュールより約1か月前倒しで開示を行った。 ・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））については、令和4（2022）年度助成分として、令和4（2022）年度の新規応募研究課題311件について、令和4（2022）年9月下旬から令和5（2023）年1月上旬にかけて同じ審査委員による書面審査及びオンライン会議形式の合議審査（審査委員約120名。小委員会を15回開催）を実施し、113件の課題を採択し、令和5（2023）年1月31日に交付内定通知を发出した。 ・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））については、令和4（2022）年度の新規応募研究課題665件について、令和4（2022）年6月中旬から令和4（2022）年8月下旬にかけて科研費「審査区分表」の「中区分」を活用した「2段階書面審査」（審査委員約430名）を実施し、180件の課題を採択し、令和4（2022）年10月7日に交付内定通知を发出した。 ・国際共同研究加速基金（帰国発展研究）については、令和4（2022）年度の新規応募課題50件について、令和4（2022）年9月下旬から令和5（2023）年1月下旬にかけて同じ審査委員による書面審査及びオンライン会議形式の合議審査（国際共同研究強化（A）と同じ小委員会において審査）を実施し、16件の課題を採択し、令和5（2023）年2月17日に条件付き交付内定通知を发出した。 ・奨励研究については、審査区分毎に同一の審査委員が書面審査を2回行い採否を決定する「2段階書面審査」を引き続き実施した。 ・研究成果公開促進費については、小委員会において書面審査を行った上で、同一の審査委員によるオンライン会議形式で合議審査を7回実施し、採択を行った。 ・基盤研究（A）等のオンライン形式の合議審査に先立ち、当日の円滑な進行を確保するため1,000名を超える審査委員に対して事前の接続テストを実施した。 （審査委員の選考） ・審査委員の選考に当たっては、学術システム研究センター研究員が審査委員候補者データベース（令和4（2022）年度において約6,500名の新規登録者を加え、登録者数は147,000名以上に充実）を活用し、専門的見地から適切な審査委員を選考した。具体的には、学術システム研究センターの研究員によって、審査の公正性の観点から、利益誘導の有無や、審査規程（ルール）に基づいた審査の実施状況等についての検証（※）を行い、前年度の検証の結果、利益誘導を行っている、あるいは審査規程（ルール）に基づかない審査を行ったと認められた審査委員については、当該結果を適切にデータベースに反映した上で選考を行った。この他、<u>次世代の審査委員を育成するなどの観点から、令和3（2021）年度に引き続き、「若手研究」の採択経験者をデータベースへ登録し審査委員候補者の拡充を図るとともに、研究分野の事情も考慮に入れつつ、年齢層が比較的低い（49歳以下）研究者を「基盤研究（B）」「基盤研究（C）」「若手研究」の審査委員に積極的に登用した。これにより、当該研究種目の審査委員に占める49歳以下の割合は前年度比0.4%増（構成比49.9%）となった。</u> ・科研費全体における学術研究の国際化を推進する仕組みの構築のため、<u>令和4（2022）年度から、審査委員候補者データベースに国際活動情報に係る項目の追加（国</u>	情報発信を行っていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である2－1については、外部有識者で構成する科学研究費委員会において令和4（2022）年度の応募・採択件数、審査の組織、方法、経過等について総括を行い、審査・評価の公正性・透明性が確保されていることが確認された。また、各年度の審査終了後に行う審査の検証においても、審査の中で利害関係や利益誘導が行われていないか等を確認しており、様々な形で審査・評価の公正性・透明性を確認できる仕組みを構築している点は高く評価できる。 ・評価指標である2－2については、中期目標に定められた水準にて交付処理を行うだけではなく、迅速かつ正確に約9万件の新規応募課題を処理していることや毎年に応募、審査、交付業務を行う傍ら、科研費の審査システムに係る不断の見直しや改善を図っている点は高く評価できる。 ・関連指標である2－Bについては83%であった。今後も推移を確認しつつ、研究成果が一層生み出されるよう、引き続き制度改善を行っていくこととする。	

	際に留意した審査委員選考環境の充実) や、国際共同研究を実施する研究者と所属研究機関の連携強化についてのルール整備 (補助条件及び機関使用ルールへの追加) といった取組を実施した。 ※令和4 (2022) 年度科研費の審査の検証 実施時期: 令和3 (2021) 年12月～令和5 (2023) 年1月 実施件数: 約36万件 ・審査に当たっては、2段階書面審査方式、総合審査方式を導入することにより、同一の審査委員が2回にわたって審査を行うことで、他の審査委員の意見も踏まえながら自身の評価の再検討を可能としている。 なお、10月に開催された科学研究費委員会において令和4 (2022) 年度助成に係る科研費の審査の総括を行い、ウェブサイトで公表し、文部科学省の審議会においても報告した。 ●「審査に係る総括」 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/data/r03/R3_shinsa_soukatsu.pdf ●令和3 (2021) 年度国際共同研究加速基金 (「国際共同研究強化 (A・B)」、 「帰国発展研究」) の審査に係る総括 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/data/r03/r3kokusai_sokatsu.pdf また、審査委員名簿についても、審査終了後にウェブサイト上で公表することとしており、全ての審査委員の任期が満了した研究種目について名簿を公表し、透明性の高い審査システムの構築を図った。 ●審査委員名簿 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/14_kouho/meibo.html (新たな審査システムの理解向上) ・審査を担当する審査委員の公平かつ公正な審査に資するため、審査の手引を作成した。また、審査委員と応募者が審査に臨むに当たっての姿勢を示した「科学研究費助成事業 (科研費) の審査について」を手引及び審査システム画面に示すことにより、ピアレビューによる科研費の審査がより健全に機能するよう図ったほか、審査の手引並びに幹事説明会において審査にあたっての姿勢を説明し、科研費の審査方式について、審査委員への周知を徹底した。 ・<u>学術システム研究センターからの提案に基づいて、審査委員が審査に先立って、改革の趣旨や背景、意義等についてさらに理解を深めることが重要との考えのもと、学術システム研究センターでの議論を経て資料「科研費審査システム改革2018の趣旨等について」により審査委員へ事前に周知した。</u> (新たな審査システムの改善)	

・科研費審査システム改革の検証や改善のため、審査会での意見交換や審査委員に対するアンケートの実施により、審査委員からの新たな科研費の審査方式等に対する意見を把握した。

■評価業務

(研究進捗評価の実施)

・科学研究費委員会において、「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」については、これまでの研究成果、研究組織の適切性、研究費の使用、研究目的の達成見込みといった当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、書面・合議による研究進捗評価（検証）（100件）を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、審査業務同様、従来の集合形式ではなく、オンライン形式により、すべての小委員会（特別推進研究3小委員会、基盤研究（S）21小委員会）で合議を実施し、確実に評価を完了させた。

また、研究進捗評価（検証）結果については、令和4（2022）年11月2日にウェブサイトにおいて広く公開した。

●研究進捗評価の実施状況

部会名	研究種目	研究進捗評価 の内容	委員会開催 実績	実施課題数
審査・評価 第一部会	特別推進 研究	研究進捗評価 (検証)	令和4（2022） 年6～8月	14件
審査・評価 第二部会	基盤研究 (S)	研究進捗評価 (検証)	令和4（2022） 年6～8月	86件
				計 100件

・特別推進研究：14件

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/25_tokusui/hyouka_04.html

・基盤研究（S）：86件

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/12_kiban/cg_hyouka_r04.html

(中間評価・事後評価の実施)

・科学研究費委員会において、「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」（平成30（2018）年度以降に採択された研究課題）については、当初予見していなかった展開を含むこれまでの研究の進展状況や研究成果、研究組織の適切性、研究費の使用といった当該研究課題の中間年度における研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、ヒアリング・書面・合議による中間評価（90件）を行った。

・「基盤研究（S）」（平成30（2018）年度以降に採択された研究課題）については、当初予見していなかった展開を含む研究目的の達成度や研究成果、研究費の使用といった当該課題の研究終了翌年度における研究課題の目的達成度等を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、書面・合議による事後評価（2件）を行った。

・なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、研究進捗評価と同様オンライン形式により、全ての小委員会（特別推進研究3小委員会、基盤研究（S）21小委員会）で合議を実施し、確実に評価を完了させた。

	また、中間評価・事後評価結果については、令和4(2022)年11月2日にウェブサイトにも広く公開した。 ・令和3(2021)年度に創設した国際共同研究加速基金(国際先導研究)は、研究期間の5年度目に中間評価、研究期間終了年度翌年度に事後評価を予定しており、また、中間評価の結果により、研究期間の延長、研究経費の増減額、研究の中止等を行うこととしている。令和3(2021)年度における制度設計に引き続き、具体的な評価業務の検討を行った。 ・研究成果公開促進費(国際情報発信強化)について、対象となる成果公開の進捗状況を把握し、当該成果公開のその後の取組に資するため、5年間の内約を行った継続事業課題のうち3年目の課題について、ヒアリング等による評価を実施した。なお、評価結果をウェブサイトにおいて公開している。加えて、中間評価を受けた課題を発展させる目的で、助成期間最終年度において令和5(2023)年度科研費に応募がされた場合は、中間評価結果を科研費の配分審査に活用した。 ●令和4(2022)年度中間評価実施件数： ・特別推進研究：10件 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/25_tokusui/hyouka_04.html ・基盤研究(S)：80件 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/12_kiban/cg_hyouka_r04.html ・研究成果公開促進費(国際情報発信強化)：8件 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/index.html ●令和4(2022)年度事後評価実施件数： ・基盤研究(S)：2件 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/12_kiban/cg_hyouka_r04.html 【助成業務の円滑な実施】 ■募集業務(公募) ・令和5(2023)年度助成に係る公募情報について、7月及び8月作成の日本語版の公募要領等に加え、英語版の公募要領等も作成し、併せてウェブサイトで公表することにより、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにした。なお、外国人研究者の利便性向上を図るため、令和5(2023)年度公募における主な変更点等、研究計画調書の様式、記入要領、重複制限一覧表といった特に重要な部分については、日本語版の公募要領と同日に英語版を公表した。研究機関担当者向けの内容等、その他の部分を含む公募要領全体の英語版については、それぞれ7月20日、8月16日に公表した。 ・令和6(2024)年度公募以降に向けて、特別推進研究及び基盤研究(S)については、令和3(2021)年度の外部評価における指摘等を踏まえさらなる早期化に向けた検討を実施し、それぞれ1月上旬、2月中旬に審査結果を通知することを決定した。また、その他の研究種目についても改めて業務スケジュールを総点検し、学術システム研究センターにおいて議論した上で、基盤研究(A)と基盤研究(B)等の公募審査スケジュールを統合し7月中旬公募開始、9月中旬公募締切とするなど、全ての研究種目の公募・審査スケジュールを定め、令和4(2022)年12月に、各研究機関に周知		

	した。 ・9月及び10月上旬の基盤研究等の応募受付期限前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう8月2日に科学研究費委員会（オンライン会議）において主な審査方針等を決定後、8月17日に公表した。 ・研究活動スタート支援及び国際共同研究加速基金（海外連携研究（旧国際共同研究強化（B）））については、令和5（2023）年3月1日より公募を開始し、英語版の公募要領等を研究活動スタート支援は3月27日に、国際共同研究加速基金（海外連携研究（旧国際共同研究強化（B）））は3月17日に、それぞれ提供を開始した。 ・国際共同研究加速基金（国際先導研究）については、研究種目創設後間もないこと、また大規模な国際共同研究の計画立案が必要であることを考慮し、応募者の準備時間を十分確保するため、令和3（2021）年度補正予算による公募の審査と並行して令和4（2022）年度第2次補正予算閣議決定後の11月18日に公募の予告を行い、1月12日に日本語版及び英語版の公募要領等（よくある質問（FAQ）を含む）を公表した。この際、日本語を解さない応募者の機会損失を避けるため、英語版の公募要領等は日本語版と同日に公表した。 なお、前回公募からの変更として、若手研究者の自立に資する取組を幅広く実施できるよう人材育成のための経費の費目区分への「設備備品費」の追加、速やかに研究活動に反映できるよう事前の選考後の速やかな審査結果（不採択）の通知、審査委員等が利害関係者を速やかに確認できるよう研究計画調書への海外共同研究者の出力といった改善を検討し、実施することとした。 ・令和5（2023）年1月に公開した国際共同研究加速基金（国際先導研究）、並びに令和5（2023）年3月に公開した研究活動スタート支援及び国際共同研究加速基金（海外連携研究（旧国際共同研究強化（B）））の日本語版の公募要領について、応募者へ電子媒体で配布していることを踏まえ、フォントの調整などにより可読性を確保し、またファイル内のリンクの設定などにより利便性を高めた。加えて、電子ファイルの配布に際してウェブアクセシビリティの観点を取り入れた設計を行った。 ・研究者用ハンドブックについて、従来、PDFファイルのみの掲載としていたところ、電子化の推進の一環として、スマートフォンやタブレット端末等による閲覧を想定した操作性の向上のため、令和4（2022）年6月に電子ブック形式による掲載を行った。これにより、研究者がハンドブックの冊子体を持ち歩くことなく、外出先でも使用ルールの概要等を容易に確認することが可能となった。 ・科研費FAQについて、従来、PDFファイルのみの掲載としていたところ、50ページを超えるため必要な項目を検索しづらいといった利便性の面で課題があった。そのため、令和5（2023）3月に新たに専用のサイトを公開し、視認性や検索の利便性が大幅に向上するとともに、個別の質問ごとのアクセス数のカウントが可能になり、今後のFAQの一層の充実化に活用できることとなった。 ・説明会の実施 例年「科学研究費助成事業公募要領等説明会」として開催してきた説明会について、令和元（2019）年度より「科学研究費助成事業説明会」と名称を変更し、最近の科研費制度変更を行った趣旨や目的、科研費制度における関係者の役割や研究者の責務等	

について、より理解を深めてもらうことを目的とする説明会を開催していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従来の集合形式に代え、日本学術振興会のウェブサイト に 科 研 費 制 度 の 概 要 や 令 和 5 (2 0 2 3) 年 度 の 公 募 内 容 の 変 更 点 等 の 説 明 資 料 を 掲 載 し た 。 資 料 で は 公 募 に お け る 主 な 変 更 点 、 科 研 費 改 革 の 趣 旨 、 令 和 5 (2 0 2 3) 年 度 の 概 算 要 求 、 公 募 内 容 の 変 更 点 等 に つ い て 説 明 す る と と も に 、 質 疑 応 答 の 代 替 手 段 と し て FAQ を 充 実 さ せ た 。 加 え て 、 制 度 の 改 善 や 公 募 の 内 容 等 に 係 る 正 し い 理 解 の 促 進 を 図 る た め 、 機 関 等 か ら の 要 望 に 応 じ て 全 国 各 地 で 個 別 説 明 会 を 開 催 し た (23 回 。 う ち オ ン ラ イ ン 開 催 13 回) 。

■ 交付業務

・ 令和 4 (2022) 年度科研費について、科学研究費委員会等の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、下記のとおり研究種目の交付業務を迅速に行った。

● 交付内定通知の日程

研究種目	交付内定日
・ 基盤研究（ A ・ B ・ C ） 、 若手研究の新規研究課題及び継続研究課題、新学術領域研究の継続の研究領域に係る新規研究課題及び学術変革領域研究（ A ・ B ） の継続研究課題	4 月 1 日
・ 特別推進研究、基盤研究（ S ） 、 特定奨励費及び特別研究員奨励費の継続研究課題	
・ 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の新規事業課題及び継続事業課題	
・ 奨励研究の新規研究課題	
特別推進研究の新規研究課題	4 月 1 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	4 月 22 日
基盤研究（ S ） の新規研究課題	4 月 27 日
学術変革領域研究（ B ）	5 月 20 日
学術変革領域研究（ A ）	6 月 16 日
独立基盤形成支援（試行）の新規研究課題	6 月 27 日
挑戦的研究（開拓・萌芽）の新規研究課題	6 月 30 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	7 月 1 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	7 月 27 日
研究活動スタート支援の新規研究課題	8 月 31 日
特別研究促進費	7 月 22 日
独立基盤形成支援（試行）の新規研究課題	6 月 27 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	9 月 28 日
特別研究員奨励費の新規研究課題及び資格変更した特別研究員（ CPD ） への追加交付	10 月 1 日
特別研究員奨励費の新規研究課題	10 月 1 日
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（ B ））	10 月 7 日

特別研究員奨励費の新規研究課題	11月16日
国際共同研究加速基金（国際先導研究）	12月20日
特別研究員奨励費の新規研究課題	1月1日
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））	1月31日
国際共同研究加速基金（帰国発展研究）	2月17日

※4月上旬より後に交付内定通知を発している種目は「ヒアリング等を行っている」種目や、「公募や応募の時期が異なる」種目などである。

・ヒアリングを実施するなど研究種目にふさわしい審査を実施している特別推進研究や基盤研究（S）、事前の選考を行っている挑戦的研究（開拓・萌芽）、公募・審査の時期を別途設定している研究活動スタート支援等を除き、基盤研究、若手研究の不採択となった応募者のうち希望者に対し、おおよその順位、評定要素毎の平均点、不十分と評価された項目など書面審査等の結果について、令和4（2022）年4月11日に電子申請システムにおいて開示を行った。

（新種目における新しい助成の仕組み）

・令和3（2021）年度に創設した国際共同研究加速基金（国際先導研究）は、交付内定時に「若手研究者のための研究環境確保経費」の追加配分、交付決定後に「テニユア職を得た研究者のためのスタートアップ経費」の追加交付、研究代表者の交替を可能としており、令和3（2021）年度における制度設計に引き続き、具体的な交付業務の検討を行った。

「若手研究者のための研究環境確保経費」については、応募研究課題ごとに状況が異なるため研究計画調書の内容から配分額の算出を審査と並行して進め、公募要領で示したスケジュールどおり交付内定を行った。なお本経費による研究環境確保を含め速やかに研究が開始できるよう、公募要領で示したスケジュールより約1か月前倒しで交付決定を行った。

「テニユア職を得た研究者のためのスタートアップ経費」については、電子的に手続きが完結するよう電子申請システムの改修を実施し、研究代表者の交替についても具体的な手続きを科学研究費委員会にて審議・決定した。

これらの経費や手続きについて、研究代表者や研究機関の理解向上のため、FAQに追加収録するとともに、解説した文書を作成し交付内定時に配付した。

（制度改善による弾力的な運用）

・科研費（補助金分）については、従前通り繰越手続により次年度に研究費を繰越しており、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度に繰越す研究課題は令和3（2021）年度から令和4（2022）年度に繰り越した研究課題数（6,713件）と比較して29.2%減、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著に表れる前の令和元（2019）年度から令和2（2020）年度に繰り越した研究課題数（3,750件）と比較して26.7%増となる約4,750件であった。科研費（基金）分については、補助事業期間を令和4（2022）年度から令和5（2023）年度に延長する研究課題は約10,750件であった。令和3（2023）年度から令和4（2022）年度に延長をした課題については、延長申請1回、再延長申請1回までの課題について新型コロナウイルス感染症の影響による再延長（令和4（2022）年度から令和5（2023）年度）の申請を認めることとした結果、令和3（2021）年度から令

	和 4 (2022) 年度に延長した課題の約 50% となる約 7,760 件の研究課題から再延長の申請があった。 ・平成 25 (2013) 年度から科学研究費補助金に「調整金」の枠を設け、補助金分の対象研究種目において前倒し使用や繰越事由に該当しない研究課題について次年度使用を可能とする制度改革を行い、令和 4 (2022) 年度はのべ 203 件の研究課題の前倒し使用、485 件の研究課題の次年度使用の承認を行うなど、研究等の進捗状況に応じて弾力的に経費の執行ができるようにした。 ・学術研究助成基金により交付している（基金分）については、前倒し使用（令和 4 (2022) 年度申請実績 911 件）や次年度使用（令和 4 (2022) 年度に次年度使用した研究課題は約 57,500 件）等の年度にとらわれない弾力的な運用を行った。 ※平成 25 (2013) 年度を基準とした増加率 繰越：約 3.2 倍 調整金（前倒し使用）：約 3.0 倍、 調整金（次年度使用）：約 6.4 倍、 科研費（基金分）前倒し使用：約 1.1 倍、 科研費（基金分）次年度使用：約 2.4 倍 ・若手研究者等が海外渡航による科研費での研究を断念することなく、帰国後の研究費が保障されるよう海外渡航時における科研費の中断・再開制度を令和元 (2019) 年度より導入し、令和 4 (2022) 年度は 145 件の申請を受理した。 （額の確定及び状況の確認） ・令和 4 (2022) 年度に提出された科学研究費助成事業に係る実績報告書（約 38,200 件（うち基金分約 16,484 件））については、5 月 31 日までに提出を受け、額の確定を行った。 ・令和 3 (2021) 年度に継続した科研費（基金分）の課題については、5 月 31 日までに実施状況報告書の提出を受け、約 63,400 件について状況の確認を行った。 ・国庫債務負担行為が導入された特別推進研究の令和 4 (2022) 年度に継続した課題については、5 月 31 日までに実績報告書の提出を受け、額の確定を行った。 【学術研究助成基金の管理及び運用】 ・学術研究助成基金については、「独立行政法人日本学術振興会法」（平成 14 年法律第 159 号）第 18 条第 3 項並びに「独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規定（平成 23 年 4 月 28 日規程第 26 号）及び「独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金の運用に関する取扱要項」（平成 21 (2009) 年 11 月 27 日理事長裁定）に基づき、安全性の確保を最優先としつつ、流動性の確保や収益性の向上に留意した管理及び運用を行った。 具体的には、助成金の交付時期及び交付額を考慮した上で、運用期間、運用額及び金融商品を設定して流動性を確保するとともに、金融庁の指定する格付け機関のうち、2 社以上から高い格付けを受けた金融機関を選定することにより、安全性を確保した。	

【研究成果の適切な把握】

■研究成果の把握・公表

・令和3(2021)年度に終了した研究課題の研究実績の概要及び研究成果報告書について、科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開した。令和4(2022)年度において、KAKENにおいてPDFファイルで公開している研究成果報告書のダウンロード数は約310万回と、前年度から65万回減少したが、一方で各研究課題の課題詳細画面へ研究成果の件数等も掲載を始めたことに加え、外部サイトとの連携を進めた結果、課題詳細画面へのアクセス数は約330万回と前年度から約110万回増加した。

また、科研費の研究開始時における公開情報の充実のため、採択された課題の研究概要を、科研費の研究終了後における公開情報の充実のため、研究成果報告書に新たに「研究成果の学術的意義や社会的意義」欄を設け、研究成果がより分かりやすく説明された成果報告書を、それぞれKAKENに公開した。さらに、審査結果の所見を基盤研究(A)については令和元(2019)年度より、挑戦的研究(開拓)については令和3(2021)年度より公開している。令和4(2022)年度より採択が開始された、国際共同研究加速基金(国際先導研究)の研究概要と審査結果の所見も同年度より公開している。さらに、令和5(2023)年度公募より開始された合同審査区分について滞りなく公開するために国立情報学研究所(NII)と仕様の調整を実施した。その他、利用者の利便性向上のために、令和3(2021)年度より、KAKENにおいて国際共同研究の相手国等の情報が検索できる機能を実装しており、令和4(2022)年度は更なる利便性上向上を目的として、研究成果情報の検索機能の改善や各課題の基礎情報画面の追加を実施した。

・「研究成果の発信」に関し、現在、学術雑誌等では、近年の情報通信技術(ICT)の発展に伴い、インターネットを通じて無料で自由に論文にアクセスできる「オープンアクセス」化の流れが世界的に拡大していることを踏まえ、科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について公募要領で周知するとともに、「実績報告書(研究実績報告書)」で報告する科研費論文については、オープンアクセス化の状況についても併せて報告を受けた。

※研究実績(実施状況)報告書で令和4(2022)年度中に報告された科研費論文数に占めるオープンアクセス化した(予定含む)論文数の割合約41.4%(約7万6千件)

■広報誌等

・科研費による研究成果を一般の方々にわかりやすく紹介する「科研費 研究成果トピックス」について、原稿の様式と記入要領を提示した上で、選考・作成・校閲を研究機関の裁量に委ねることで、研究機関や研究者、振興会の業務負担及び費用負担の軽減に努めた。令和3(2021)年度に引き続き、令和4(2022)年度も試行的に研究成果についての原稿の提出を研究機関に依頼した。31機関から75件の原稿の提出を受け、ホームページに掲載した。(令和3(2021)年度:28機関、96件)掲載した研究成果については、令和3(2021)年度に作成した専用ホームページに掲載し、検索性を向上するよう取り組んだ。科研費及びその研究成果の発信を充実させるため、掲載に当たっては、KAKENの各研究者のページへのリンクを設けた。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/37_topics/index.html

	・学術研究の一端を社会に対して広く紹介する目的のため、大型研究種目（特別推進研究、基盤研究（S）、学術変革領域研究（A・B）、国際先導研究）の新規採択研究課題の研究概要を「大型研究種目 採択課題情報」のページにまとめて掲載した。 なお国際先導研究については、令和4（2022）年度第2次補正予算成立後に直ちに当該予算による公募開始（令和5（2023）年1月中旬）を予定していたことから、応募する研究者の参考とするため、採択された研究代表者の協力を得て交付内定（令和4（2022）年12月20日）の約1か月後（令和5（2023）年1月26日）の早期公開を行った。なお同旨により採択研究課題の審査結果の所見（概要）についても同日公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/30_lsrp/index.html														
<主な定量的指標> 【関連指標】 2－C 二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合 2－D 事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合 <その他の指標> 【評価指標】 2－3 国際共同研究における新たな枠組みの導入による申請・審査過程の効率化・国際化（有識者の意見を踏まえ判断） <評価の視点> 2－3 英語での申請に加え、相手国対応機関と審査を分担することにより、審査過程の効率化・国際化が図られたか、有識者の意見を踏まえ判断する。	<主要な業務実績> 【諸外国との二国間交流の支援】 ■二国間交流事業 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題では、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用したセミナーの開催などにより、交流を推進した。渡航を要とする計画を含む課題は、後述の特例措置により、委託期間を延長した。 ●協定等に基づく共同研究・セミナー・研究者交流 ・我が国の研究水準の向上、国際競争力の強化を一層進めるため、諸外国の学術振興機関との協定等に基づき実施される二国間交流事業においては、32か国、42機関との協定等に基づき、下記のとおり支援した。 >共同研究：315件・セミナー：20件 派遣交流総数：866人 受入交流総人数：664人 >研究者交流：7人（派遣：1人、受入：6人） ※研究者交流（派遣）において、令和5（2023）年度募集分にスイスを新規追加。 ※研究者交流（受入）は令和4（2022）年度をもって終了。 >申請・採択実績（令和4（2022）年度実施分） <table><tr><th></th><th>申請件数</th><th>採択数</th><th>採択率</th></tr><tr><td>共同研究・セミナー</td><td>734件</td><td>150件</td><td>20.4%</td></tr><tr><td>研究者交流派遣</td><td>14件</td><td>3人</td><td>21.4%</td></tr></table> ・新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議についても円滑に進むよう努め、新規課題を採択した。 ●オープンパートナーシップ共同研究・セミナー ・協定等に基づく二国間交流事業を実施している国以外との交流に対する研究現場からのニーズにも幅広く応えるため、我が国と国交のある全ての国（台湾及びパレスチナについてはこれに準じて取り扱う）を対象に、下記のとおり支援した。 また、オープンパートナーシップセミナー（大学間連携）により、大学コンソーシアム等の組織的な取組への支援を行った。		申請件数	採択数	採択率	共同研究・セミナー	734件	150件	20.4%	研究者交流派遣	14件	3人	21.4%	（2）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから、評定をaとする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、弾力的な運用を実施し、学術国際交流が停滞しないよう研究者のニーズに配慮した支援を行っており、着実に業務を実施したと評価できる。 ・諸外国の学術振興機関との協定等に基づき実施する事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議が円滑に進むよう努め、とりわけ国際共同研究事業について、本会がリードエージェンシーとなり、遅滞なく新規課題を採択したことは、高く評価できる。 【諸外国との二国間交流の支援】 ・二国間交流事業では、研究者のニーズや諸外国の学術振興機関との関係に配慮して、継続的な見直しを行いながら中期計画通り着実に業務を実施した。 ・日独共同大学院プログラムについては、中間評価及び事後評価を着実に実施した。 【国際的な共同研究の推進】 ・国際共同研究事業では、採択課題の研究が円滑に実施されるよう滞りなく支援するとともに、<u>ドイツ研究振興協会（DFG）とのプログラムについては本会がリードエージェンシーとして、主体的に公募、書面審査及び日独合同合議審査を実施し、遅滞なく新規課題を</u>	（2）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をaとする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人の入国制限、勤務形態の変容など、国際共同研究の実施やセミナーの開催には大きな制約が課せられる中、令和4（2022）年度においても、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用したセミナーの開催などにより交流を推進し、また渡航を要とする計画を含む課題は、後述の特例措置により、委託期間を延長するなど、柔軟で多様な支援が行われたことを高く評価する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国の学術振興機関を含めた協議をオンライン形式の審査・評価で実施し、例年通り新規採択課題を採択したことは評価できる。 ・諸外国の学術振興機関との協定
	申請件数	採択数	採択率												
共同研究・セミナー	734件	150件	20.4%												
研究者交流派遣	14件	3人	21.4%												

2-C 国際的な共同研究の促進と国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成 25～28 年度の調査において、研究成果の発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：75%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。 2-D 国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：84%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。	>共同研究・セミナー・セミナー（大学間連携）：100 件 派遣交流総数：306 人 受入交流総人数：101 人 ●オープンパートナーシップ申請・採択実績（令和 4（2022）年度実施分） <table border="1"> <tr> <th></th><th>申請件数</th><th>採択数</th><th>採択率</th></tr> <tr> <td>共同研究・セミナー・セミナー（大学間連携）</td><td>172 件</td><td>53 件</td><td>30.8%</td></tr> </table> ・上記採択数のうち、令和 4（2022）年度に支援した協定等を締結していない国との交流は 29 か国・46 件（下表参照）であり、研究現場からの多様な国との交流ニーズに幅広く対応できた。 ●オープンパートナーシップ令和 4（2022）年度採択内訳（交流相手国・地域） <table border="1"> <tr> <th></th><th>共同研究</th><th>セミナー</th><th>セミナー（大学間連携）</th></tr> <tr> <td>協定等を締結していない国（共同研究：28 か国・41 件、セミナー：4 か国・4 件、セミナー（大学間連携）：1 か国・1 件）</td><td>スリランカ、マレーシア、モンゴル、台湾、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ケニア、オーストラリア、イタリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、フィンランド、ルーマニア、ロシア、イラク、イラン、ヨルダン、エクアドル、パラグアイ、ブラジル、ペルー、カナダ、米国</td><td>台湾、ギリシャ、カナダ、米国</td><td>台湾</td></tr> <tr> <td>協定等を締結している国（共同研究：4 か国・6 件、セミナー：1 か国・1 件）</td><td>ベトナム、ドイツ、フランス、ベルギー</td><td>ドイツ</td><td></td></tr> </table> （新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用） ・オンライン等を介した交流等の実施に必要な設備・備品に係る経費を支出可能と		申請件数	採択数	採択率	共同研究・セミナー・セミナー（大学間連携）	172 件	53 件	30.8%		共同研究	セミナー	セミナー（大学間連携）	協定等を締結していない国（共同研究：28 か国・41 件、セミナー：4 か国・4 件、セミナー（大学間連携）：1 か国・1 件）	スリランカ、マレーシア、モンゴル、台湾、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ケニア、オーストラリア、イタリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、フィンランド、ルーマニア、ロシア、イラク、イラン、ヨルダン、エクアドル、パラグアイ、ブラジル、ペルー、カナダ、米国	台湾、ギリシャ、カナダ、米国	台湾	協定等を締結している国（共同研究：4 か国・6 件、セミナー：1 か国・1 件）	ベトナム、ドイツ、フランス、ベルギー	ドイツ		採択した。また、<u>スイス国立科学財団（SNSF）とのプログラムでは、令和 4（2022）年度の実施に向け、遅滞なく公募を開始し、スイス SNSF のリードにより新規課題を採択したことは、両機関の相互理解と協力関係を一層強固なものとしたと高く評価できる。</u> ・JSPS-LEADSNET（リーズネット）については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、オンライン形式による新しい形の交流会を開催することで、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を積極的に図っている。 【研究交流拠点の形成支援】 ・研究拠点形成事業において、国際的に競争の激しい先端研究分野及び地域共通課題の解決に資する研究分野において多国間交流の枠組みによる研究交流拠点の構築や若手研究者の育成を進めており、中期計画通り着実に業務を実施していると評価できる。また、本事業に採択された研究交流課題に対し支援期間終了後にアンケートを実施した結果、拠点機関から、申請時の目標を達成でき、今後も相手国研究者との交流を継続・発展させるとの回答があり、本事業実施により、我が国及び相手国の拠点形成に寄与していると評価できる。 <課題と対応> ・引き続き、諸外国の学術振興機関との協力の下、国際的な共同研究など国を超えた優れた学術研究への支援を行っていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である 2-3 について、国際共同研究事業で、スイス SNSF とのプログラムについては、遅滞なく公募を開始し、スイス SNSF のリードにより、新規課題を採択するとともに、ドイツ DFG とのプログラムでは、本会がリードエージェンシーとして、主体的に公募、審査、採択したことは高く評価できる。 ・関連指標 2-C について、前中期目標期間と同水準の 78%の課題で発展的な成果を出したと研究者自身が評価したことは着実に業務を実施したと評価できる。 ・関連指標 2-D について、新型コロナウイルス感染症の影響により、事後評価を実施できない課題があっ	に基づく二国間交流事業として、32 か国 42 機関との間で共同研究（315 件）、セミナー（20 件）を支援し、さらに協定を結んでいない国との交流を促進すべく、オープンパートナーシップ共同研究、セミナーとして多数支援したことを高く評価したい。このプログラムでは、オンライン等を介した交流等の実施に必要な設備・備品に係る経費を支出可能とするとともに、委託費の 50%以上を旅費に使用するという条件を免除するなど、新型コロナウイルス感染症の影響下でも可能な限り国際交流を推進し、我が国の研究水準の向上、国際競争力の強化に資するものとして高く評価される。 ・国際共同研究事業では、ドイツ研究振興協会（DFG）について日本学術振興会がリードエージェンシーとして公募、審査を行い、新規課題を採択している。 また、スイス国立科学財団（SNSF）とのプログラムでは、遅滞なく公募を開始し、スイス SNSF のリードにより新規課題を採択したことは、過去のリードエージェンシー方式に関する協議、試験的運用の成果が活かされたものである。これらは、日本学術振興会の国際化に直接寄与する成果であり、日本学術振興会は今後も自信を持って相手方の学術振興機関に対応してもらいたい。 ・研究拠点形成事業において、多国間交流の枠組みによる研究交流拠点の構築のみならず、若手研究者の国際化支援も進めるべく、着実に対応している。 ・適切な中間評価、事後評価により進捗状況を把握し、評価結果を公表していることは、事業の透明化、実質化に貢献していると評価できる。
	申請件数	採択数	採択率																				
共同研究・セミナー・セミナー（大学間連携）	172 件	53 件	30.8%																				
	共同研究	セミナー	セミナー（大学間連携）																				
協定等を締結していない国（共同研究：28 か国・41 件、セミナー：4 か国・4 件、セミナー（大学間連携）：1 か国・1 件）	スリランカ、マレーシア、モンゴル、台湾、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ケニア、オーストラリア、イタリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、フィンランド、ルーマニア、ロシア、イラク、イラン、ヨルダン、エクアドル、パラグアイ、ブラジル、ペルー、カナダ、米国	台湾、ギリシャ、カナダ、米国	台湾																				
協定等を締結している国（共同研究：4 か国・6 件、セミナー：1 か国・1 件）	ベトナム、ドイツ、フランス、ベルギー	ドイツ																					

するとともに、委託費の50%以上を旅費に使用するという条件を免除した。

- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和4(2022)年度の委託期間を令和5(2023)年度に延長可能とした。

■日独共同大学院プログラム

- ・令和4(2022)年度実施件数：1件
- ・ドイツ DFG と連携し、ドイツ DFG が実施する予備審査に係るレビュー2名を選定した。
- ・中間評価と事後評価を実施した。

＜中間評価の実施・公表実績＞

実施課題数	評価結果
令和元(2019)年度 採択課題1件	A：想定どおりの意義をあげつつあり、現行の努力を継続することによって目標の達成が概ね期待できる

※評価はS～Cの4段階で実施

＜事後評価の実施・公表実績＞

実施課題数	評価結果
平成28(2016)年度 採択課題1件	A：意義があった

※評価はS～Cの4段階で実施

評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-jg_externship/08_hyouka.html

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用)

- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和4(2022)年度の委託契約を令和5(2023)年度に延長可能とした。(申請件数：0件)

【国際的な共同研究の推進】

■国際共同研究事業

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題では、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用した研究発表などにより、研究を推進した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の低減及び円滑な事業実施の観点から、複数年度の委託契約を締結し、研究費の年度間繰越を認め、委託期間の延長も可能とすることにより、研究の進捗状況に応じて研究費を執行できる弾力的な経費執行の促進に努めた。

●欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム (ORA プログラム)

- ・欧州等4か国の学術振興機関(フランス国立研究機構(ANR)、ドイツ研究振興協会(DFG)、英国社会科学研究会議(ESRC)、カナダ社会・人文科学研究会議(SSHR))との連携により、社会科学分野における多国間国際共同研究事業を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議が円滑に進むよう努め、20件の応募から遅滞なく1件を採択した。(令和4(2022)年度支援件数：新規1件、継続4件)

たが、90.0%の課題で想定どおりあるいはそれ以上の成果を上げていることは着実に業務を実施したと評価できる。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

—

＜その他事項＞

- ・令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による海外渡航制限が緩和され、多くの研究者が海外での研究活動に参加するようになったことは喜ばしいことである。
- ・ワクチン接種、適切な感染防止行動により、感染が危惧される場でもかなり感染は防止できるという研究結果も多く出てきているので、若手研究者は積極的に振興会事業を利用して、海外に進出してほしい。

(参考) 平成 30(2018)年度公募実施 対象分野：社会科学 申請件数：12 件 採択件数：3 件
令和 2(2020)年度公募実施 対象分野：社会科学 申請件数：2 件 採択件数：1 件

●国際共同研究教育パートナーシッププログラム (PIRE プログラム)

- ・米国国立科学財団 NSF と連携して行う国際共同研究事業について、令和 4(2022)年度実施に向け新たに募集を行い、2 件を採択した(対象分野：気候変動、クリーンエネルギー)。(令和 4(2022)年度支援件数：新規 2 件)
- ・平成 27(2015)年度採択課題の終了を受けて、事後評価を実施した。

<事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
1	A：意義があった

※評価は S～C の 4 段階で実施

事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-bottom/06_c_jigohyouka.html

●スイスとの国際共同研究プログラム (JRP)

- ・スイス国立科学財団 (SNSF) と連携して行う国際共同研究事業を実施した。
- (参考) 令和元(2019)年度公募実施 対象分野：数物系科学、化学、工学系科学、情報学、農学・環境学 申請件数：21 件 採択件数：8 件
- ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、相手国機関との協議が円滑に進むよう努め、令和 4(2022)年度の実施に向け、遅滞なく公募を開始するとともに、スイス SNSF がリードエージェンシーとなり、67 件の応募から 10 件を採択した(対象分野：未来社会のデザイン(全分野))。
- (令和 4(2022)年度支援件数：新規 10 件、継続 8 件)

●ドイツとの国際共同研究プログラム (JRP-LEAD with DFG)

- ・ドイツ DFG と連携して行う国際共同研究事業を実施した。
- (参考) 平成 30(2018)年度公募実施 対象分野：地球科学 申請件数：25 件 採択件数：9 件
- ・令和 4(2022)年度の実施に向け、本会がリードエージェンシーとなり、新たに公募を行い、書面審査を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、オンラインを介した日独合同合議審査が円滑に進むよう努め、43 件の応募から遅滞なく 8 件を採択した(対象分野：エネルギー貯蔵・変換・輸送のための材料科学／工学)。
- (令和 4(2022)年度支援件数：新規 8 件、継続 5 件)
- ・平成 30(2018)年度採択課題の終了を受けて、事後評価を実施した。

<事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
4	A：意義があった／4 課題

※評価は S～C の 4 段階で実施

事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-bottom/06_h_jigohyouka.html

	●英国との国際共同研究プログラム（JRP-LEAD with UKRI） ・英国研究・イノベーション機構（UKRI）と連携して行う国際共同研究事業を実施した。（令和4（2022）年度支援件数：継続16件） （参考）平成30（2018）年度公募実施 対象分野：生命科学、環境科学 申請件数：169件 採択件数：10件 令和3（2021）年度公募実施 対象分野：社会科学、芸術・人文学 申請件数：166件 採択件数：10件 ・平成30（2018）年度採択課題の終了を受けて、事後評価を実施した。 <事後評価の実施・公表実績> <table><tr><th>実施課題数</th><th>評価結果</th></tr><tr><td>4</td><td>A：意義があった／4課題</td></tr></table> ※評価はS～Cの4段階で実施 事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-bottom/06_i_jigohyouka.html ●中国との国際共同研究プログラム（JRP with NSFC） ・中国国家自然科学基金委員会（NSFC）と連携して行う国際共同研究事業を実施した。（令和4（2022）年度支援件数：継続4件） （参考）令和元（2019）年度公募実施 対象分野：サステイナブル・レメディエーション 申請件数：35件 採択件数：4件 （新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用） ・弾力的な経費執行に対応するため、複数年度の委託契約を締結し、研究費の年度間繰越を認めるとともに、委託期間の延長も可能とした。 ■国際共同研究加速基金 ・国際共同研究加速基金については、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」に基づき、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の一部を改正するなど、研究種目の特性に応じ、適切に審査を行う仕組みを整備した。科学研究費委員会の審査結果に基づき、下記のとおり交付業務を迅速に行った。 <table><tr><th>研究種目</th><th>交付内定日</th></tr><tr><td>国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））</td><td>10月7日</td></tr><tr><td>国際共同研究加速基金（国際先導研究）</td><td>12月20日</td></tr><tr><td>国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））</td><td>1月31日</td></tr><tr><td>国際共同研究加速基金（帰国発展研究）</td><td>2月17日</td></tr></table> ■JSPS-LEADSNET（リーズネット）事業 JSPS-LEADSNET（リーズネット）について、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案して、集合形式による研究者交流会に代えオンライン形式による研究者交流会を開催し、真に国際的な視野を持つリーダーとして活躍できるよう、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を図る機会を提供した。	実施課題数	評価結果	4	A：意義があった／4課題	研究種目	交付内定日	国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））	10月7日	国際共同研究加速基金（国際先導研究）	12月20日	国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））	1月31日	国際共同研究加速基金（帰国発展研究）	2月17日	
実施課題数	評価結果															
4	A：意義があった／4課題															
研究種目	交付内定日															
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））	10月7日															
国際共同研究加速基金（国際先導研究）	12月20日															
国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））	1月31日															
国際共同研究加速基金（帰国発展研究）	2月17日															

【研究教育拠点の形成支援】

■研究拠点形成事業

(A. 先端拠点形成型)

・先端のかつ国際的に重要な研究課題について、米英独仏等の32か国・地域との間で20機関47課題を、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで実施した。

●交流国・地域数：32か国（令和3（2021）年度：36か国）

アイルランド、アルゼンチン、イタリア、インド、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、タイ、台湾、中国、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、米国、ベトナム、ベルギー、ポーランド、メキシコ、ルクセンブルク

・採択3年目（ただし、支援期間が3年間の1課題については採択2年目）の課題に対する中間評価を実施した。また、支援期間を終了した課題に対し、事後評価を実施した。令和3（2021）年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により事業計画の実施期間を延長した課題の中間評価、事後評価については、延長期間終了後に評価を行うこととした。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による延長期間が終了した課題に対し、中間評価、事後評価を実施した。

●中間評価の実施・公表実績

	実施課題数	評価結果
中間評価	8	A：想定どおりの成果をあげつつあり、現行の努力を継続することによって目標の達成が概ね期待できる／8課題

※評価は、平成30（2018）年度採択課題まではA～Dの4段階で実施し、平成31（2019）年度採択課題からはS～Cの4段階で実施

中間評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-c2c/hyouka_a.html

●事後評価の実施・公表実績

	実施課題数	評価結果
事後評価	7	A：想定どおりの成果をあげており、当初の目標は達成された／5課題 B：ある程度成果があがり、当初の目標もある程度達成された／2課題

※評価は、平成27（2015）年度採択課題まではA～Dの4段階で実施し、平成28（2016）年度採択課題からはS～Cの4段階で実施

事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-c2c/hyouka_a.html

●申請採択状況（令和5（2023）年度募集分）

国際事業委員会において、課題の先端性・重要性やネットワークの構築等多角的な視点から選考を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ヒアリング審査はオンライン形式で実施した。

		申請件数	採択数	採択率
研究拠点形成事業 (A. 先端拠点形成型)		14 件	8 件	57.1%

(B. アジア・アフリカ学術基盤形成型)

・アジア・アフリカ地域の問題解決に資する研究課題について、51 か国・地域との間で 23 機関 39 課題を、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで実施した。

●交流国・地域数：51 か国（令和 3 (2021)年度：47 か国）
アルジェリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、エチオピア、オマーン、ガーナ、カザフスタン、カタール、ガボン、韓国、カンボジア、キルギス、ケニア、ザンビア、ジブチ、シンガポール、スーダン、スリランカ、セネガル、タイ、台湾、タジキスタン、タンザニア、中国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パーレーン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルキナファソ、ベトナム、ベナン、ボツワナ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、モザンビーク、モロッコ、モンゴル、ヨルダン、ラオス、ルワンダ、レバノン

・本事業に採択された研究交流課題に対し支援期間終了後にアンケートを実施した結果、拠点機関から、申請時の目標を達成でき、今後も相手国研究者との交流を継続・発展させるとの回答を得る等、我が国及び相手国の拠点形成に寄与したことが確認された。

●申請採択状況（令和 5 (2023)年度募集分）
国際事業委員会において課題の重要性・必要性やネットワークの構築等多角的な視点から選考を実施した。

	申請件数	採択数	採択率
研究拠点形成事業（B. アジア・アフリカ学術基盤形成型）	26 件	8 件	30.8%

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用)

① 令和 3 (2021)年度に実施していた課題の内、事前の申請により 54 件について、委託期間を延長して令和 4 (2022)年度も支援した。

② 研究交流経費総額の 50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。

③ 弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和 4 (2022)年度の委託契約を令和 5 (2023)年度に延長可能とした。(申請件数：A型 22 件、B型 15 件)

・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題では、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用した研究発表やセミナーの開催などにより、研究交流を推進した。渡航を要とする計画を含む課題は、前述の特例措置を利用し、事業計画の実施期間を延長した。

	【審査・評価業務】 (審査業務) ・公募事業は国際事業委員会等において利害関係者の取扱いに厳正を期しつつ、書面審査及び合議審査（ヒアリング審査を含む）を競争的な環境の下で行った。合議審査はオンライン形式により実施し、審査業務を滞りなく行った。 >審査委員に審査の手引等を配布して、審査基準及び評価方法を明確に示し、併せて利害関係者の取り扱いについても周知し、公平で公正な審査体制を維持した。 >書面審査員の名簿は任期終了後に、合議審査を行う国際事業委員会委員の名簿は年度終了後にホームページで公開するとともに、審査方針や審査方法も公開し、審査の透明性確保に努めた。 >審査結果について、学術システム研究センターにおいて審査意見の適切性等について分析・検証（審査に問題があった審査員や有意義な審査を行った審査員の特定など）を行い、翌年度の審査員候補者を選考した。 (評価業務) ・上述のとおり、「日独共同大学院プログラム」、「研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）」、「日中韓フォーサイト事業」及び「国際共同研究事業」の4事業において、事業の成果及び効果を把握するため、採択を終了した課題に対する事後評価を実施したほか、「日独共同大学院プログラム」、「研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）」及び「日中韓フォーサイト事業」においては、事業の進捗状況等を確認し、適切な助言を行うとともに、その課題を継続すべきかどうかを判断するため中間評価を実施した。事後評価、中間評価いずれの結果も報告書とともにウェブサイト公開した。	

<主な定量的指標> — <その他の指標> 【評価指標】 2－4 学術の応用に関する研究における適切な課題設定に向けた取組状況（有識者からの意見聴取実績等を参考に判断） <評価の視点> 【目標水準の考え方】 2－4 様々な学術的・社会的要請に応えた課題設定に向けた取組が行われたか、有識者からの意見聴取実績や情報収集の取組等を参考に判断する。	<主要な業務実績> 【課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業】 以下の4つのプログラムを実施した。 ■実社会対応プログラム（平成30(2018)年度～令和3(2021)年度） ・平成30(2018)年度に採択した8件の研究テーマのうち、令和3(2021)年度末まで委託契約を延長した7つの研究テーマについて、額の確定を行った。 －研究テーマ公募型研究テーマ：8件 ■グローバル展開プログラム（令和元(2019)年度～令和3(2021)年度） ・令和元(2019)年度に採択した6件の研究テーマについて研究評価を実施した。部会において有識者による評価を行い、6件中、Aが3件、Bが3件と判断された。（評価はS～Cの4段階で実施。）また、令和3(2021)年度末に委託契約が終了した同研究テーマの額の確定を行った。 －研究テーマ公募型研究テーマ：6件 ■領域開拓プログラム（令和2(2020)年度～令和4(2022)年度） ・令和2(2020)年度に採択した11件及び平成29(2017)年度に採択し研究期間の延長が認められた1件の研究テーマについては、委託業務実績報告書により研究の進捗状況を確認するとともに年次支出報告書の提出を受け、額の確認を行った。 －研究テーマ公募型研究テーマ：12件 ■学術知共創プログラム（令和3(2021)年度～令和8(2026)年度、令和4(2022)年度～令和9(2027)年度） ・令和3(2021)年度に採択した2件の研究テーマについては、委託業務実績報告書により研究の進捗状況を確認するとともに年次支出報告書の提出を受け、額の確認を行った。また、令和3(2021)年度中に公募を行った令和4(2022)年度新規採択研究テーマの選定を行い、29件中2件を新規採択し支援を開始した。 －研究テーマ：4件 また、以下の取組を行った。 ・各プログラムの実施に当たっては、専門家による公正な審査を実施するため事業委員会及び部会を設置し、透明性・信頼性の確保及び適切かつ円滑な運営を図った。 ・公募要領等の審査に係る基本的な情報の他、各プログラムの採択研究テーマの研究概要及び概要図についてウェブサイトで情報を公開した。 ・円滑な事業実施の観点から、複数年の委託契約を締結し、研究費の年度間繰越を認め、研究の進捗状況に応じて研究費を執行できる弾力的な経費執行の促進に努めた。 ・本事業の効果的な成果の周知普及・プレゼンス向上のため、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、オンライン形式によるシンポジウムを12月に開催し、基調講演、令和元(2019)年度グローバル展開プログラム及び令和4(2022)年度学術知共創プログラムに採択された研究テーマの活動報告、パネルディスカッションを行った。また、シンポジウム終了後、ホームページに開催報告及び当日の録画映像を掲載し、広く成果を発信した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、従来の対面形式での会議ではなく、メ	（3）学術の応用に関する研究等の実施 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、令和4(2022)年度は既存の2つのプログラムを実施するとともに、グローバル展開プログラムの事後評価を行った。また、令和3(2021)年度に公募を行った学術知共創プログラムの選定を行った。情報発信の観点からは、採択研究テーマの研究概要及び研究成果等をホームページに掲載した。また、シンポジウムを開催した。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、従来の対面形式での会議ではなく、メール形式やオンライン形式による会議を実施することで、委員や関係者の安全を確保しつつ事業運営を行った。以上により、着実に業務を実施していると評価できる。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業では、JDCat分析ツールの運用を開始するとともに、「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の成果と今後の展望（報告書）」の作成・公開を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、従来の対面形式での会議ではなく、オンライン形式による会議を実施することで、委員や関係者の安全を確保しつつ事業運営を行うとともに、振興会・拠点機関・国立情報学研究所の三者で緊密な連携を図り、事業を円滑かつ着実に推進している。以上により、中期計画通りに着実に業務を実施していると評価できる。 <課題と対応> ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業において、引き続き学術知共創プログラムを実施するとともに、新たに研究テーマを公募・採択するなど、先導的な人文学・社会科学研究を推進していく。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業は令和4(2022)年度で終了するが、令和5(2023)年度より人文学・社会科学データインフラ	（3）学術の応用に関する研究等の実施 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・先導的人文学・社会科学研究推進事業が開始され、3＋1プログラムが順調に進行していることは評価できる。 ・グローバルプログラム6件について有識者による研究評価が行われるなど、本プログラムは成果が生み出される段階に達した。 ・令和元(2019)年度より検討が行われてきている課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業における人文学・社会科学分野の特性を踏まえた評価指標を、令和3(2021)年度の公募から審査の観点の一つとして加えたことは重要な進展である。振興会はこのとりまとめと審査要項の作成に貢献したものと評価したい。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の成果に期待したい。「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の成果と今後の展望（報告書）」が作成され公開されたことを評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・人文学・社会科学の特性を踏まえた評価がどのように行われているかを、理工系研究者なども含めて周知することは、人文学軽視の風潮に警鐘を鳴らすうえでも大事であると、令和2(2020)年度指摘した。理

	ール形式やオンライン形式による会議を実施することで、委員や関係者の安全を確保しつつ着実に事業を運営した。 【人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業】 ・運営委員会において、事業の適切かつ円滑な運営を行った。 ・拠点機関が提供するメタデータを横断的に検索可能な人文学・社会科学総合データカタログ（JDCat）を運用開始した。また、オンライン分析ツール（JDCat 分析ツール）の開発を進め、令和4（2022）年4月に運用を開始した。 ・国立情報学研究所との連携を密にするとともに、振興会・拠点機関・国立情報学研究所の三者で連絡協議会等を開催し、データインフラストラクチャー構築の取組状況の共有を行った。 ・事業の概要、成果及び令和5（2023）年度以降の人文学・社会科学データインフラストラクチャーのあり方についてまとめた「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の成果と今後の展望（報告書）」を作成し、令和4（2022）年6月に公開した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、従来の対面形式での会議ではなく、メール形式やオンライン形式による会議を実施することで、委員や関係者の安全を確保しつつ着実に事業を運営した。	トラクチャー強化事業を開始し、これまで事業で整備した基盤を引き続き強化していく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である2－4については、有識者の意見を踏まえ採択された研究テーマを適切に支援しており、着実に実施していると言える。	工系研究者は論文数、引用数、あるいはh-indexなど、日常的に数値による世界的評価にさらされている。双方の相互理解を深め文理融合を推進するためにも、人文学・社会科学の特性を踏まえた評価指標を提示することは重要ではないだろうか。 <その他事項> —

4. その他参考情報				
○日本の論文に占める科研費が関与する論文の状況				
	(1996年-1998年)	(2001年-2003年)	(2006年-2008年)	(2011年-2013年)
日本の論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN論文）の件数	23,800	30,940	37,393	40,157
日本のTOP10%補正論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN論文）の件数	2,630	3,141	3,695	3,893
	(1996年-1998年平均)	(2001年-2003年平均)	(2006年-2008年平均)	(2011年-2013年)
日本の論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN論文）の割合	36.0%	41.5%	49.0%	52.0%
日本のTOP10%補正論文に占める科研費が関与する論文（Wos-KAKEN論文）の割合	52.1%	55.6%	61.5%	60.4%
※出典：「論文データベース（Web of Science）と科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の連結による我が国の論文産出構造の分析」追加資料（文部科学省科学技術・学術政策研究所）				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3	3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成 (1) 自立して研究に専念できる環境の確保 (2) 国際舞台で活躍する研究者の養成 (3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供 (4) 研究者のキャリアパスの提示		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第2号、第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくための取組として重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考URL	特別研究員事業 https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業 https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/ 海外特別研究員事業 https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html 若手研究者海外挑戦プログラム https://www.jsps.go.jp/j-abc/index.html 外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員） https://www.jsps.go.jp/j-fellow/index.html 外国人研究者招へい事業（外国人招へい研究者） https://www.jsps.go.jp/j-inv/index.html 論文博士号取得希望者に対する支援事業 https://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/index.html サイエンス・ダイアログ https://www.jsps.go.jp/j-sdialogue/index.html 日本学術振興会賞 https://www.jsps.go.jp/jsps-prize/index.html		日本学術振興会育志賞 https://www.jsps.go.jp/j-ikushi-prize/index.html 国際生物学賞 https://www.jsps.go.jp/j-biol/index.html HOPE ミーティング https://www.jsps.go.jp/hope/index.html ノーベル・プライズ・ダイアログ https://www.jsps.go.jp/j-nobel_prize_dialogue/index.html 先端科学シンポジウム https://www.jsps.go.jp/j-bilat/fos/index.html リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 https://www.jsps.go.jp/j-lindau/index.html 卓越研究員事業 https://www.jsps.go.jp/j-le/index.html

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成 目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
評価指標								予算額（千円）	24,810,475	24,145,857	23,563,408	23,757,324	23,331,243
特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度） 上段：特研、下段：海特	80% 程度		97.4%	97.6%	98.2%	97.1%	97.0%	決算額（千円）	23,469,021	22,250,799	20,031,135	20,669,372	23,522,220
			94.9%	95.8%	95.5%	94.2%	92.5%	経常費用（千円）	23,497,706	22,255,310	19,951,517	20,273,800	23,582,794
特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）	80% 程度		92.8%	92.1%	85.1%	94.3%	94.5%	経常利益（千円）	-37,173	331,072	429,960	736,489	1,806,124
			100.0%	97.9%	98.1%	98.8%	95.4%	行政サービス実施コスト（千円）	23,442,113	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	22,313,118	19,951,517	20,273,800	23,582,794

上段：特研、下段：海特										従事人員数	30	29	29	27	28
外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 75%程度）		75%程度	76.8%	89.4%	86.0%	84.0%	88.6%	94.0%							
若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が95%程度）	HOPE ミーティング	95%程度	91～100%	100%	－ （開催中止）	－ （開催延期）	92.2%	98%							
	ノーベル・プライズ・ダイアログ			96.8%	－ （開催無し）	－ （開催延期）	－ （開催延期）	97.2%							
	先端科学シンポジウム			96%	94.3%	－ （開催延期）	－ （開催延期）	90.2%							
関連指標															
特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況	5年経過後 1段：PD 2段：海特	－	91.6% 94.2%	86.2% 91.9%	90.6% 89.2%	86.3% 91.5%	84.2% 90.5%	84.6% 92.3%							
	10年経過後 (DC)	－	88.5%	84.3%	86.9%	87.7%	82.4%	78.2%							

注1）予算額、決算額は「3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2）従事人員数については「3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
		<評価と根拠> 評価：A 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評価をAとする。 ・特別研究員事業においては、令和4(2022)年度においても、1.1万人を超える申請及び5千人を超える採用者（新規＋継続）について、募集、審査、採用、採用後に係る一連の膨大な業務を採用計画等に基づき、滞りなく円滑に実施している。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、若手研究者の研究活動に生じた影響を踏まえ、採用期間の中断、延長、採用開始時期の延期など、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を不断に設定・実施している。さらに、採用者等からの要望を踏まえ、令和4(2022)年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在した特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム採用者を対象に、臨時的救済的一時金を支給している。これらの取組は、事業の安定的な運営に加え、新型コロナウイルス感染症の影響下や急激な物価高等で研究活動や生計の維持に予期せず支障が生じた若手研究者に安心を与え、その研究継続を安定的かつ柔軟に支援したものであり、高く評価できる。 また、特別研究員の審査がこれまで以上に公正かつ効果的なものとなるよう、審査制度改革の最終形として導入することとした「二段階の書面審査」方式について、令和5(2023)年度採用分 PD・DC の審査（令和4(2022)年度実施）より、その運用を開始した。さらに、ポストコロナも見据えた採用時及び採用後の手続、書面審査及び審査委員の委嘱手続に係る更なる電子化の取組も進めている。加えて、DCの採用期間中に博士の学位を取得し、PDに資格変更した者の研究奨励金単価を通常の PD と同額に増額する運用を開始している。 このほか、令和6(2024)年度採用分より「特別研究員の申請」と「科研費(特別研究員奨励費)の応募」を同時に受け付けることとしたことや、PD・RPD・CPDに係	<評価に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評価をAとする。 ・特別研究員事業、海外特別研究員事業及び外国人研究者招へい事業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響に対応するため、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を柔軟に設定しつつ、募集・審査、採用手続及び採用後の手続に係る各種業務を円滑に実施するとともに、制度の魅力や効果の向上に向けた改革にも積極的に取り組んでおり、年度計画を大きく上回る実績が見られる。特に以下に掲げる実績については高く評価できる。 特別研究員、海外特別研究員及び外国人研究者招へい事業の募集・審査に関し、令和4(2022)年度採用分の採用内定者の決定・通知を遅滞なく行ったことに加え、特別研究員においては、令和6(2024)年度採用分の募集・審査に向けて、特別研究員の申請と科研費(特別研究員奨励費)の応募の一本化を行ったことは、事業の更なる効果的・効率的な運営の実現に加え、若手研究者に研さんの機会を提供すべく積極的な改革を図ったものであり、高く評価できる。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大が特別研究員及び海外特別研究員の研究活動に及ぼす影響	

		る「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の創設など、学術システム研究センターの議論等も踏まえながらき細かく検討の上、大きな制度改革に積極的に取り組んでいる。 こうした特別研究員制度の充実、魅力・効果の向上に向けた様々な制度改革の取組は、制度利用者の利便性の向上や事業の効果的・効率的な運営に資するだけでなく、優秀な若手研究者の幅広い活躍を促し、研究意欲を高め、更なる研究専念に資するものであり、年度計画を大きく上回る内容で制度の改善・充実を進めたものとして、特筆に値する。 ・優れた若手研究者が積極的に海外で研さんする機会を推進する取組、外国人研究者招へいの取組においても、新型コロナウイルス感染症の影響に左右されことなく、募集、審査、採用に係る一連の業務を例年と同じスケジュールで円滑に実施し、採用内定者の決定・通知を遅滞なく行っている。 このほか、採用期間の中断や採用開始時期の延期、海外特別研究員事業においては、採用期間の延長など、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を迅速に設定し、柔軟な制度運用により優れた若手研究者の研究継続を着実に支援している。また、海外特別研究員事業においても世界的な物価上昇等の状況を鑑み、令和5(2023)年度より指定都市単価を導入することとしたほか、令和5(2023)年度採用分の審査において「二段階の書面審査」方式を導入したこれらの取組は、年度計画を大きく上回る事業改善の取組として高く評価できる。 ・研究者の顕彰及び研さん機会の提供に係る事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、審査会はオンライン形式で開催するとともに、事業趣旨に鑑み、シンポジウムは対面形式で開催する等、中期計画に沿って適切に事業を実施している。 ・研究者のキャリアパスの提示に係る事業においても、中期計画に沿って着実に事業を実施している。 ＜課題と対応＞ ・特別研究員事業の募集、審査、採用、採用後に係る一連の膨大な業務を円滑に実施し、我が国の優秀な若手研究者の養成・確保にこれまで以上に貢献していく。	を把握しながら、多様な特例措置を設定し、採用者が置かれた状況に柔軟に対応するとともに、これら特例措置をウェブサイト事例（ケース）ごとに整理して掲示している。こうした取組は、制度利用者の立場に立った柔軟かつ丁寧な対応として高く評価できる。加えて、令和4(2022)年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在する特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム採用者に対し、臨時の救済的一時金を支給したことも、制度利用者に安心を与え、その研究継続を安定的かつ柔軟に支援したものとして高く評価できる。 さらに、特別研究員制度の基本設計・趣旨を踏まえつつ、研究奨励金以外の他の資金援助の受給要件の緩和やDC採用期間中に博士号を取得しPDに資格変更した者に対する研究奨励金の増額支給の運用開始、PD・RPD・CPDの研究環境向上のための雇用支援事業の創設、採用時及び採用後の手続、書面審査及び審査委員の委嘱手続に係る更なる電子化等の推進など、不断の制度改革を積極的に進めている。こうした取組は、ポストコロナの生活様式も見据えた制度の利便性向上に加え、若手研究者の能力を高め活躍の機会を拡げるとともに、研究意欲の向上、更なる研究専念にも資するものであり、制度の魅力や効果を大きく向上させるものとして高く評価したい。 ・研究者の顕彰や、研究者の研鑽機会を提供する事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、審査会はオンライン形式で開催するとともに、シンポジウ

		また、若手研究者を取り巻く様々な状況を把握し、研究者を目指す者にとって特別研究員事業がより魅力あるものとなるよう、引き続き採用者の処遇改善や支援の充実等の制度改革に努めていく。 ・海外特別研究員事業、若手研究者海外挑戦プログラム、外国人研究者招へいの各種事業において、採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ着実に実施していくとともに、各種事業の周知に向け、効果的な情報発信に取り組んでいく。	ムは感染対策に最大限配慮しつつ、対面形式で開催する等により、事業の趣旨に沿って適切に業務を遂行している。 ・卓越研究員事業においても、中期計画に沿った着実な業務の遂行が確認できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・感染がさらに拡大した令和4(2022)年度においても、令和3(2021)年度までの取組以上の制度改革や柔軟な運用を実施したことは高く評価できる。感染症がきっかけで実施した対応でも、定常時に戻っても、そのまま実施したほうがよいものは数多くあるので、内容を選別してしっかりと残していく必要がある。 特に、リモート会議の有効な活用や電子ファイルによるペーパーレスは時間やコストを大幅に低減するばかりではなく、機密保持などの管理の面でも有効なので、その効果を明確にして継続展開してほしい。 ＜その他事項＞ —
＜主な定量的指標＞ 【評価指標】 3－1 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度） 3－2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評	＜主要な業務実績＞ 【大学院博士（後期）課程学生や博士の学位を有する者等への支援】 ■特別研究員事業 ●特別研究員の採用及び支援 ・採用計画に基づき下表のとおり特別研究員-SPD、PD、DC（以下それぞれ「SPD」、「PD」、「DC」という。）を採用し、研究奨励金を支給した。また、出産・育児により研究を中断した研究者の研究復帰を支援するため、特別研究員-RPD（以下「RPD」という。）を採用し、研究奨励金を支給した。さらに、若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに、海外研究者とのネットワーク構築を支援するため、特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）（以下「CPD」という。）を採用し、研究奨励金等を支給した。これにより、5千名を超える若手研究者を採用し、将来の学術研究を担う	（1）自立して研究に専念できる環境の確保 補助評定：s ＜補助評定に至った理由＞ 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を量的及び質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げ質的に顕著な成果が得られていると言えることから、評定をsとする。 ・特別研究員事業においては、1.1万人を超える申請及び5千人を超える採用者（新規+継続）について、募	（1）自立して研究に専念できる環境の確保 補助評定：s ＜補助評定に至った理由＞ 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を量的及び質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げ、質的に顕著な成果が得られていると言えることから評定をsとする。

価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）

【関連指標】

3－A 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

<その他の指標>

－

<評価の視点>

3－1 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

3－2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

3－A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度の状況（5年経過後特別研究員-PDは91.6%、5年経過後海外特別研究員は94.2%、10年経過後特別研究員-DCは

優秀な若手研究者の育成・支援を行った。

「特別研究員の採用状況」（単位：人）

	令和3年度からの継続者数	令和4年度新規採用者数	中途辞退者数	採用期間満了者数	次年度への継続者数
SPD	9	－	1	7	1
PD	541	360	207	168	512※
DC1	1,460	707	103	614	1,450
DC2	1,099	1,095	293	867	1,034
RPD	160	69	30	53	146
合計	3,269	2,231	634	1,709	3,143

※PDの「次年度への継続者数」は、CPDに採用された者(PD:14名)を除く人数。

資格	令和3年度からの継続者数	令和4年度新規採用者数	中途辞退者数	採用期間満了者数	次年度への継続者数
CPD	34	14	6	1	41

<対象者>

－SPD：PD申請者のうち、特に優れた者

※SPDの新規採用は令和2(2020)年度をもって終了

－PD：博士の学位取得者等

－DC1：博士課程（後期）第1年次に在籍する者等

－DC2：博士課程（後期）第2年次以上に在籍する者等

－RPD：出産・育児により研究活動を中断した者

－CPD：PD又はSPDの新規採用者

－採用時の資格で計上

－新規採用者数は、令和4(2022)年度に採用した数

－中途辞退者数は、令和5(2023)年3月31日現在の数（中途辞退者数の約9割が就職を理由に辞退）

－育志賞受賞による採用者を含む

「PD、DC、RPDの令和5(2023)年度採用分申請者数」（単位：人）

	PD	DC1	DC2	RPD	合計
申請者数	1,565	3,991	5,860	152	11,568

「CPDの令和4(2022)年度採用分申請者数」（単位：人）

	CPD
申請者数	38

－CPD：PDの新規採用者を対象に募集

●男女共同参画を進めるための取組

集、審査、採用、採用後に係る一連の膨大な業務を滞りなく円滑に実施した。また、新型コロナウイルス感染症の若手研究者に対する影響が令和4(2022)年度においても継続していることを踏まえ、引き続き制度利用者の立場に立った様々な特例措置を設定し、柔軟な制度運営を不断に実施した。さらに、令和4(2022)年度における欧米を中心とした著しい物価高等に伴う特別研究員採用者への影響を踏まえ、令和4(2022)年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在した採用者に対し、臨時的救済的一時金を支給した。

このほか、令和2(2020)年度からの審査制度改革の最終形として、PD・DCについて「二段階の書面審査」方式での審査を実施するとともに、令和6(2024)年度採用分より「特別研究員の申請」と「科研費(特別研究員奨励費)の応募」を同時に受け付けることとするなど、学術システム研究センターの議論に基づく募集・審査制度の抜本的な見直しを積極的に推し進めた。

さらに、電子申請システムやその他システムの改修等により採用者・採用内定者だけでなく、申請者・審査委員・機関担当者が行う業務や手続等に関して更なるペーパーレス化・電子化等を進めた。

事業運営においては、制度の基本設計・趣旨を踏まえた上で、令和4(2022)年度より、他の支援制度の受給制限の緩和やDC採用期間中の博士号取得者への研究奨励金単価の増額支給の運用を開始するとともに、採用者からの要望や学術システム研究センターの議論等も踏まえて、PD・RPD・CPDを受入研究機関で雇用することを可能とする「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を創設するなど、多くの制度改革について検討・決定・実施し、若手研究者を取り巻く様々な状況を踏まえた更なる制度の改善・充実に積極的に取り組んだ。

こうした取組は、ポストコロナの生活様式も見据えた更なる制度の効率的・効果的な運営に資するだけでなく、採用者の安定的な研究継続や更なる研究意欲の向上、研究専念環境の整備に向けて、特別研究員事業の魅力や効果を大きく向上させるものであり、特筆に値する。

具体的な理由については、下記の通り。

・特別研究員事業の募集、審査、採用、採用後に係る一連の膨大な業務（申請総数：11,568名、新規・継続採用数：5,500名）を、限られたスケジュールの中で

・特別研究員事業においては、募集から審査、採用、採用後に係る一連の膨大な業務を円滑に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や海外での急激な物価高等により若手研究者の研究活動に支障が生じる状況が継続する中、特別研究員採用者及び申請者の置かれた状況に寄り添い様々な特例措置を設定し、該当する採用者に臨時的救済的一時金を支給するなど、採用者の研究継続を安定的かつ柔軟に支援している。海外での生活環境の変化（特に物価高等など）に対応した柔軟な措置を講じたことは、海外での活発な研究活動の維持に役立つと考えられ、また、これらのことは、柔軟な対応が求められる非常時にあつて、適時適切な対応及び安定的な事業運営として、高く評価できる。

・学術システム研究センターの議論を経て選考方法の抜本的な見直しを行い、令和5(2023)年度採用分PD・DCより「二段階の書面審査」方式で審査を実施したこと、また、令和6(2024)年度採用分PD・DC・RPDより「特別研究員の申請」と「科研費(特別研究員奨励費)の応募」の一本化を行ったことは、審査制度のより効果的な運用の実現に加え、若手研究者に研さんの機会を提供すべく積極的な改革を図ったものとして高く評価できる。

・特別研究員制度の基本設計・趣旨を踏まえつつ、研究奨励金以外の他の資金援助の受給要件緩和や、DC採用期間中に博士号を取得しPDに資格変更した者に対する研究奨励金の増額支給の運用開始、PD・RPD・CPDに関する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事

88.5%)を基準とした状況変化を評価において考慮する。	・特別研究員事業において、出産・育児の際に採用を中断しその期間分を採用延長できる制度や、研究再開準備支援として採用中断期間中に短時間の研究を継続できるよう、研究奨励金の半額を支給する制度を実施した。これらの取組により、特別研究員のライフイベントとキャリア形成の両立支援、活躍促進を図った。 「出産・育児に伴う中断及び延長の令和4(2022)年度取扱数」 (単位:人) <table><tr><th>資格等</th><th>中断・延長者数</th><th>うち研究再開準備支援 取得者数(※)</th></tr><tr><td>SPD, PD, CPD, DC</td><td>46</td><td>9</td></tr><tr><td>RPD</td><td>24</td><td>8</td></tr><tr><td>合計</td><td>70</td><td>17</td></tr></table> (※) 中断期間中に研究奨励金の半額を支給 ・「特別研究員-RPD 研究交流会」を3年ぶりに対面で開催した。開催にあたっては、秋篠宮皇嗣妃殿下の御臨席を賜るとともに、研究活動における出産・育児に係る課題と、今後の研究展望等についての意見交換を行ったほか、先輩研究者による体験談も交え、分野を越えた研究交流・情報交換の機会を提供した。 ・令和6(2024)年度採用分のDC、PD、RPDの募集要項及び令和5(2023)年度採用分のCPDの募集要項において、日本学術振興会における男女共同参画の取組の一環である「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」(女性研究者の妊娠中及び出産後の健康の確保のため、対象事業の採用者の出産に伴う研究中断期間中に支援助成金を措置することで、安心して研究者としてのキャリアを継続できるようにすることを目的とした事業)及び「CHEERS!」(研究とライフイベントの両立に関する情報発信等を行うウェブサイト)の紹介を記載し、積極的な周知を図った。 「令和4(2022)年度採用分申請者数・採用者数に占める女性比率」 <table><tr><th>資格</th><th>申請者</th><th>採用者</th></tr><tr><td>DC1</td><td>25.0%</td><td>20.8%</td></tr><tr><td>DC2</td><td>26.7%</td><td>22.5%</td></tr><tr><td>PD</td><td>27.1%</td><td>23.0%</td></tr><tr><td>RPD</td><td>89.1%</td><td>88.4%</td></tr><tr><td>CPD</td><td>18.4%</td><td>21.4%</td></tr></table> ●審査の適切な実施 ・令和5(2023)年度採用分のDC・PD・RPDの選考に当たっては、<u>1万1千名を超える申請者について、263の審査グループ(延べ約1,600名の審査員)による「二段階の書面審査」</u>を行い、例年のスケジュールから遅延することなく、令和4(2022)年9月28日にPD・DCの第1次採用内定を、12月26日にPD・DCの第2次採用内定を該当者に対して通知した。また、RPDについては、これより早い令和4(2022)年8月10日に採用内定を該当者に対して通知した。	資格等	中断・延長者数	うち研究再開準備支援 取得者数(※)	SPD, PD, CPD, DC	46	9	RPD	24	8	合計	70	17	資格	申請者	採用者	DC1	25.0%	20.8%	DC2	26.7%	22.5%	PD	27.1%	23.0%	RPD	89.1%	88.4%	CPD	18.4%	21.4%	採用計画等に基づき着実・円滑に実施しており、高く評価できる。 ・男女共同参画推進のための取組として、出産・育児に伴う採用期間の中断・延長や、研究再開準備支援のほか、<u>3年ぶりに「特別研究員-RPD 研究交流会」の対面での実施、「キャリア継続支援事業」及び「CHEERS!」</u>など研究とライフイベントの両立に関する情報の紹介など、採用後の支援をきめ細かく実施しており、高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染拡大の若手研究者への影響が令和4(2022)年度においても生じている状況を踏まえ、<u>採用期間の中断、延長や、採用開始時期の延期を可能とする取扱いなど、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を設定・実施</u>しており、これらの取組は、将来の学術研究を担う優れた若手研究者に安心を与え、その研究継続を安定的かつ柔軟に支援したものとして、高く評価できる。 また、多数の特例措置を新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事象(ケース)毎に分類・整理し継続的に分かりやすくホームページで紹介する取組も、制度利用者の立場に立って利便性を向上させる取組として高く評価できる。 ・令和4(2022)年度における欧米を中心とした著しい物価高等に伴う特別研究員採用者への影響を踏まえ、<u>令和4(2022)年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在した採用者に対し、臨時の救済的一時金を支給</u>したことは、生計の維持や研究活動に支障が生じた若手研究者に安心を与え、その研究継続を安定的かつ柔軟に支援したものとして、高く評価できる。 ・特別研究員からの要望やその取り巻く状況を考慮するとともに、制度の基本設計・趣旨を踏まえ、令和4(2022)年度より<u>海外渡航支援・促進等を目的とする助成金等について、一定の要件のもと受給を認める運用を開始</u>し、特別研究員が海外研さんを積む上での環境の改善を図っている。これは、若手研究者の可能性を広げ、更なる幅広い活躍を支援するものとして、高く評価できる。 ・令和4(2022)年度より、<u>DC採用期間中に博士号を取</u>	業」の創設など、制度改善に向けた不断の取組を積極的に進めている。また、採用手続、採用後の諸手続、書面審査及び審査委員の委嘱手続における更なる電子化等も推進している。こうした取組は、制度利用者の利便性の向上、事業の効果的・効率的な運営に資するだけでなく、若手研究者が自らの能力を高め活躍の機会を高めるとともに、研究意欲を高め、更なる研究の専念に資するものであり、制度の魅力向上を大きく前進させたものとして、高く評価できる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ー <その他事項> 例えば物価高や為替レートを織り込むなど、世界情勢の変動の影響に対応できる支援制度が構築できないか検討してほしい。
資格等	中断・延長者数	うち研究再開準備支援 取得者数(※)																															
SPD, PD, CPD, DC	46	9																															
RPD	24	8																															
合計	70	17																															
資格	申請者	採用者																															
DC1	25.0%	20.8%																															
DC2	26.7%	22.5%																															
PD	27.1%	23.0%																															
RPD	89.1%	88.4%																															
CPD	18.4%	21.4%																															

・令和4(2022)年度採用分CPDの選考については、申請受付から審査、採用までの業務を可能な限り迅速に遂行することで、CPDに申請したPD採用者の研究活動等への影響に可能な限り配慮した。具体的には、令和4(2022)年6月23日に申請を締め切り、延べ49名の審査員による書面審査を行った上で、特別研究員等審査会委員長及び副委員長による採否の判定を経て、8月17日に採用内定を該当者に対して通知した(採用開始日は10月1日)。

・書面審査に当たっては、審査委員の適切な審査の実施、負担軽減に資するため、審査の基準や利害関係者の取扱い等を分かりやすく記載した「審査の手引」を作成し、審査委員に配布して周知した。なお、令和4(2022)年度には、審査委員の利便性を考慮し、同手引を電子申請システムの審査員用画面からも確認できるようにした。

・令和3(2021)年度審査実施分までは、審査委員に送付する審査資料は紙媒体のみの対応としていたが、審査委員からの意見も踏まえ、希望する審査委員については、電子媒体のみによる審査を可能とする対応を実施した。

・令和3(2021)年度審査実施分までは、審査に係る留意事項や審査規定等の個別の文書を申請書類に添付し配布していたが、令和4(2022)年度審査実施分では、それらの文書をひとつの冊子体に統合するとともに、審査の流れをわかりやすくまとめた概要や審査に関するFAQを掲載し、審査委員の負担軽減に努めた。

・PDは、採用後の受入研究機関を博士課程在学時の大学(出身研究機関)とは別の研究機関とすることを申請資格としているところ、選考にあたり、特例措置の適用を受けて出身研究機関を受入研究機関とすることを希望する申請者については、特例措置希望理由の妥当性を確認するよう審査委員に周知し、適切に資格審査を実施した。周知にあたっては審査方法を明確かつ簡潔に「審査の手引」等に記述し、精度の高い審査を実施した。

「博士の学位を取得した研究機関以外場で研究する者(令和4(2022)年度採用分)」

資格	新規採用者数(育志賞受賞に伴う採用者を除く)	博士の学位を取得した研究機関以外場で研究する者の数	割合
PD	356人	355人	99.7%

・審査方針や審査方法等はホームページ上で公開し、審査の透明性の確保に努めた。
https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html
また、不採用者に対しては、各審査項目の評価、総合評価及び不採用者の中でののおおよその順位等の選考結果を開示した。なお、採用者については振興会のホームページ上で氏名、研究課題名、受入研究機関等を公開している。
https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_saiyoichiran.html

・「特別研究員等審査会」の委員(59名)、専門委員(約1,600名)の選考にあたり、

得しPDに資格変更した場合、採用期間の残期間について通常のPDに支給する額(月額36.2万円)に研究奨励金を増額支給する運用を開始しており、このことは、採用者の研究意欲を高め、優れた若手研究者がより安心して研究に専念できる環境のいち早い整備に大きく寄与するものであり、高く評価できる。

・特別研究員採用者からの要望や学術システム研究センターでの議論等を踏まえ、従来雇用関係がなく不安定な身分との指摘があったPD・RPD・CPDについて、受入研究機関で雇用することを可能にするるとともに、当該研究機関の責任において、PD等の育成と研究環境の向上を図る「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を創設したことは、優秀な若手研究者がこれまで以上に安心して研究に専念できる環境の整備を前進させただけでなく、更なる研究現場の活性化により、ひいては我が国全体の研究力の強化にも貢献するものであり、特筆に値する。

・採用時手続に関する全機関アンケートの結果を踏まえ、機関担当者がより扱いやすい仕様に電子申請システムの機能を改修した取組に加え、審査員の委嘱手続の更なる電子化に伴うシステム改修に着手したことは、特別研究員や受入研究機関、審査委員及びその所属機関の事務負担を軽減するとともに、申請状況の適正な管理、各種申請に対する詳細な分析を可能にするなど、利便性・有効性を大きく向上させた。また、これにより、自宅等に行ながら各種手続が完結できるようになることで、ポストコロナ時代の新たな生活様式にも大きく寄与することとなる。これらは、新型コロナウイルス感染症の影響下が過ぎても継続的に活用していくものであり、ポストコロナも見据えた制度の効率的かつ効果的な運営の大きな前進として、高く評価できる。

・特別研究員の審査がこれまで以上に公正かつ効果的なものとなるよう、審査制度改革の最終形として導入することとした「二段階の書面審査」方式について、令和5(2023)年度採用分PD・DCの審査(令和4(2022)年度実施)より、その運用を開始した。また、令和6(2024)年度採用分の募集について、学術システム研究センターでの議論を経て、申請者・研究機関の手続の省力化及び若手研究者が予め研究経費を見据えて研究

	学術システム研究センター研究員が審査委員候補者データベースを活用して「候補者名簿案」を作成した。なお、同センターでの審査委員候補者の選考過程においては、各分野の申請状況や候補者の所属機関のバランスを考慮し、適切な人材を選定すること等を前提としながら、女性研究者の積極的な選考にも配慮した。（令和4（2022）年度審査委員女性比率：23.7%、令和5（2023）年度審査委員候補者女性比率：25.0%） ●事業の評価 （進路状況調査等） ・採用期間終了後の進路状況調査を実施し、常勤の研究職への就職状況を通じて事業の効果を確認した。これにより、PD（採用終了5年後）、DC（採用終了10年後）共に約8割の者が常勤の研究職に就いていることから、本事業が我が国の研究者の養成・確保のため有効に機能していることが確認できた。 また、進路状況調査の結果は、ホームページ等で「就職状況調査」として国民に分かりやすい形で公表した。 https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_syusyoku.html 「PD、DCの常勤の研究職への就職状況」 <table><tr><th rowspan="2">令和4（2022）年度</th><th colspan="2">DC</th><th colspan="2">PD</th></tr><tr><th>終了5年後</th><th>終了10年後</th><th>終了5年後</th><th>終了10年後</th></tr><tr><td>常勤の研究職</td><td>68.4%</td><td>78.2%</td><td>84.6%</td><td>91.0%</td></tr><tr><td>ポスドクフェロー</td><td>9.5%</td><td>2.5%</td><td>5.9%</td><td>1.4%</td></tr><tr><td>非常勤の研究職</td><td>2.6%</td><td>1.8%</td><td>2.7%</td><td>2.2%</td></tr><tr><td>非研究職</td><td>16.9%</td><td>15.6%</td><td>6.4%</td><td>4.5%</td></tr><tr><td>学生</td><td>0.9%</td><td>0.2%</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>無職等</td><td>1.6%</td><td>1.6%</td><td>0.5%</td><td>0.8%</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">平成28(2016)年度</th><th colspan="2">DC</th><th colspan="2">PD</th></tr><tr><th>終了5年後</th><th>終了10年後</th><th>終了5年後</th><th>終了10年後</th></tr><tr><td>常勤の研究職</td><td>75.1%</td><td>88.5%</td><td>91.6%</td><td>92.2%</td></tr><tr><td>ポスドクフェロー</td><td>9.1%</td><td>1.5%</td><td>2.3%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>非常勤の研究職</td><td>2.5%</td><td>1.0%</td><td>2.0%</td><td>1.9%</td></tr><tr><td>非研究職</td><td>11.8%</td><td>8.6%</td><td>3.8%</td><td>4.3%</td></tr><tr><td>学生</td><td>0.5%</td><td>0.1%</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>無職等</td><td>1.0%</td><td>0.2%</td><td>0.3%</td><td>1.1%</td></tr></table> ・令和4（2022）年度における若手研究者を対象とした賞について、特別研究員採用経験者の受賞状況を調査し、以下のとおり、本事業経験者の割合が高いことが確認された。	令和4（2022）年度	DC		PD		終了5年後	終了10年後	終了5年後	終了10年後	常勤の研究職	68.4%	78.2%	84.6%	91.0%	ポスドクフェロー	9.5%	2.5%	5.9%	1.4%	非常勤の研究職	2.6%	1.8%	2.7%	2.2%	非研究職	16.9%	15.6%	6.4%	4.5%	学生	0.9%	0.2%	－	－	無職等	1.6%	1.6%	0.5%	0.8%	平成28(2016)年度	DC		PD		終了5年後	終了10年後	終了5年後	終了10年後	常勤の研究職	75.1%	88.5%	91.6%	92.2%	ポスドクフェロー	9.1%	1.5%	2.3%	0.5%	非常勤の研究職	2.5%	1.0%	2.0%	1.9%	非研究職	11.8%	8.6%	3.8%	4.3%	学生	0.5%	0.1%	－	－	無職等	1.0%	0.2%	0.3%	1.1%	計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として、「特別研究員の申請」と「科研費(特別研究員奨励費)の応募」を同時に受け付けることとし、その旨を反映した令和6（2024）年度採用分募集要項を令和5（2023）年2月に公開した。これらは特別研究員の募集の更なる効果的・効率的な運営に資する取組であり、高く評価できる。 ・令和6（2024）年度採用分より、電子申請システムの申請画面について英訳を併記するとともに、DCの募集要項及び申請書作成要領等の英語版をウェブサイト上で公開したことは、申請者の利便性向上と、外国籍の申請者のサポートを行っていた申請機関担当者の事務負担の大幅な軽減を前進させた取組であり、高く評価できる。 ・主たる評価指標である「特別研究員採用者への支援に対する評価」、「特別研究員の受入先の評価」では、中期目標に定められた水準を大きく上回る実績を上げており、特別研究員事業が採用者及び受入先の双方から極めて高い評価を得ていることが分かる。 <課題と対応> ・特別研究員事業の募集、審査、採用、採用後に係る一連の業務を円滑に実施し、引き続き我が国の学術研究の将来を担う優秀な若手研究者の養成にこれまで以上に貢献していく。 また、若手研究者を取り巻く様々な状況を把握し、研究者を目指す者にとってより魅力ある事業となり、事業の効果が最大化していくよう、引き続き採用者の処遇改善や支援の充実等の制度改革に努めていく。 加えて、新たに開始する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」についても、今後の事業の運営状況を踏まえ、更なる制度の充実等を図っていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である3－1（現状の支援に対する評価）については中期目標に定められた水準（80％程度）を大きく上回る97.0％であり、極めて高い肯定的評価を受けている。 ・評価指標である3－2（特別研究員の活動状況に関する評価）については中期目標に定められた水準(80％	
令和4（2022）年度	DC		PD																																																																														
	終了5年後	終了10年後	終了5年後	終了10年後																																																																													
常勤の研究職	68.4%	78.2%	84.6%	91.0%																																																																													
ポスドクフェロー	9.5%	2.5%	5.9%	1.4%																																																																													
非常勤の研究職	2.6%	1.8%	2.7%	2.2%																																																																													
非研究職	16.9%	15.6%	6.4%	4.5%																																																																													
学生	0.9%	0.2%	－	－																																																																													
無職等	1.6%	1.6%	0.5%	0.8%																																																																													
平成28(2016)年度	DC		PD																																																																														
	終了5年後	終了10年後	終了5年後	終了10年後																																																																													
常勤の研究職	75.1%	88.5%	91.6%	92.2%																																																																													
ポスドクフェロー	9.1%	1.5%	2.3%	0.5%																																																																													
非常勤の研究職	2.5%	1.0%	2.0%	1.9%																																																																													
非研究職	11.8%	8.6%	3.8%	4.3%																																																																													
学生	0.5%	0.1%	－	－																																																																													
無職等	1.0%	0.2%	0.3%	1.1%																																																																													

「特別研究員採用経験者の受賞実績」 (単位：人)	
賞の名称	特別研究員採用経験者の 受賞者数 (全受賞者数)
令和4年度文部科学大臣表彰若手科学者賞	76 (98)
第19回日本学士院学術奨励賞	3 (6)
第19回日本学術振興会賞	17 (25)
第13回日本学術振興会育志賞	15 (18)

(審査結果の検証)

・特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターにおいて審査意見の適切性等の分析・検証を行い、その結果を翌年度の審査委員候補者の選考に反映させた。

また、審査区分毎の申請者数の状況を確認し、審査グループ数の調整を行うなど、審査体制の改善を行った。

(SPDの評価)

・SPDについては、学術システム研究センターにおいて、中間評価(2年目終了後：SPD 本人の自己評価及び受入研究者が作成した評価書を基に研究の進捗状況等を検証)、及び事後評価(採用終了後：SPD 本人の自己評価及び受入研究者が作成した評価書を基に採用期間全体の研究状況等を検証)を行い、その評価結果を本人に対して通知した。

●柔軟な事業運営

(新型コロナウイルス感染症への対応)

・令和4(2022)年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大が前年度に引き続き社会に大きな影響を及ぼしたことから、若手研究者に生じた様々な影響を考慮し、制度利用者の様々な状況に可能な限り対応できるよう、以下の特例措置を講じた。

① DC・PD・SPD・RPD・CPDを対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が生じたことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置(令和4(2022)年度中断開始分)を設け【通知は令和4(2022)年2月25日付】、その運用を行った。

なお、本特例措置の申請者は50名となり、本特例措置は採用者にとって有効な措置だったことが確認できる。

② 令和4(2022)年度に採用期間が終了となるDCを対象として、大学が延長を認める在学期間(原則最大6ヶ月)について、採用期間の延長を認める特例措置を設けた。

【令和4(2022)年8月31日付通知】

また、当該採用延長期間中の研究奨励金については、対象となり得るDC及びその受入研究者に対して調査を実施しニーズを把握するとともに、令和5(2023)年度予算において所要額を確保のうえ支給することとし、該当者の研究環境の維持を柔軟に支援した。【令和4(2022)年12月26日付通知】

なお、本特例措置の申請者は211名となっており、本特例措置は該当するDCにとって有効な措置だったことが確認できる。

程度)を大きく上回る94.5%であり、極めて高い肯定的評価を受けている。

・関連指標である3-Aについては、5年経過後PDの就職状況は84.6%、10年経過後DCの就職状況は78.2%となっており、中期目標の基準となっている平成28(2016)年度の状況(5年経過後PDは91.6%、10年経過後DCは88.5%)と概ね同水準であった。

	③ 令和5(2023)年度採用分 DC・PD・RPD の採用内定者を対象として、採用開始となる令和5年4月1日において申請資格(採用要件)を満たさない場合は、令和5(2023)年4月1日以降も引き続き採用内定者として取り扱う特例措置を設けた。【令和4(2022)年10月14日付通知】 本特例措置については、25名採用内定者(PD:24名、DC:1名)から申請がなされ、少数ではあるものの新型コロナウイルスに起因して生じた採用内定者への影響に柔軟に対応した。 なお、①～③の特例措置については、前年度に引き続き本会ウェブサイトにおいて新型コロナウイルス感染症の影響の事象(ケース)毎に分類し、「特別研究員事業における特例措置の活用事例～新型コロナウイルス感染症の影響で研究遂行などに困ったら～」として纏めて掲載し、多数の特例措置を可能な限り分かりやすく発信することに努めた。 https://www.jsps.go.jp/j-pd/token_tokurei_2020.html (海外の著しい物価高等に伴う対応) ・令和4(2022)年度において欧米を中心に近年類を見ない急激な物価高等が生じたことを踏まえ、令和4(2022)年度中に<u>海外の物価高が著しい地域に長期間滞在した特別研究員を対象に、渡航先での生計の維持や研究活動等に支障が生じていることに対する臨時の救済的一時金(臨時特別給付金)を支給した。</u> ●制度運用の見直し・改善等 (1)「特別研究員の申請」と「科研費(特別研究員奨励費)の応募」の一本化 <u>令和6(2024)年度採用分 DC・PD・RPD より、申請者・研究機関の手の省力化及び若手研究者が予め研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として、「特別研究員の申請」に併せて「科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の応募」を同時に受け付けることとし、その旨を令和6(2024)年度採用分募集要項に反映するとともに、令和5(2023)年2月にウェブサイトにおいて公開した。これにより、制度利用者は、特別研究員の採用内定後に改めて「科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)」の研究計画等を作成し、応募することを省略できることとなった。</u> (2) DC 募集要項及び電子申請システムの英語版の作成・公開 募集要項及び申請に使用する電子申請システムについては、従来、日本語版のみ公開していたが、申請者、申請機関、受入研究者等からの要望を踏まえ、令和6(2024)年度採用分より、<u>電子申請システムの申請画面について英訳を併記するとともに、DCの募集要項や申請書様式、申請書作成要領等について英語版をウェブサイト上に公開した。</u>これにより、申請者の利便性向上と、外国籍の申請者のサポートを行っていた申請機関担当者の事務負担の大幅な軽減につながった。 (3) PD、RPD、CPD への雇用制度の導入 <u>特別研究員採用者からの要望や、学術システム研究センター、文部科学省における審</u>		

議会等での意見等を踏まえ、従来雇用関係がなく不安定な身分との指摘があった PD・RPD・CPD（以下「PD 等」と総称する。）について、受入研究機関で雇用することを可能にするとともに、当該研究機関の責任において、PD 等の育成と研究環境の向上を図る「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を創設することとし、令和 5（2023）年 1 月に令和 5（2023）年度分の募集要項を公開した。なお、本事業では、PD 等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する研究機関を公募により雇用制度導入機関に登録の上、PD 等の雇用に係る経費を当該機関に交付するとともに、「科学研究費助成事業 特別研究員奨励費（学術条件整備）」においても支援を行うこととした。

（４）特別研究員制度以外の資金援助制度に係る受給制限の緩和
特別研究員採用者からの要望やその取り巻く状況を考慮するとともに制度の趣旨も踏まえた上で、令和 4（2022）年度より、海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金等について、特別研究員としての研究課題の遂行に支障が生じない限り受給を認めることとする運用を開始した。

（５）DC 採用期間中の博士の学位取得者の処遇向上
令和 3（2021）年度までは、DC の採用期間中に博士の学位を取得し、PD に資格を変更した場合でも、研究奨励金の支給額（月額 20 万円）に変更はなかったが、優秀な若手研究者がより安心して研究に専念できる環境をいち早く整備するため、令和 4（2022）年度より、博士の学位の取得により DC から PD に資格を変更した場合は、採用期間の残期間について、通常の PD に支給する額（月額 36.2 万円）に研究奨励金を増額支給する運用を開始した。

（６）採用内定者に係る採用手続の電子化等
採用内定者が申請時と同様の「電子申請システム」上で採用手続も行えるよう、前年度にシステムの拡張を実施したが、令和 4（2022）年度には新たに全受入研究機関事務担当者へアンケートを実施し、その結果を踏まえて、令和 5（2023）年度採用者及び事務担当者向けに、機能を更に充実させ、令和 5（2023）年 1 月より運用を開始した。具体的には、受入研究機関において、自機関で受け入れる採用内定者の手続の進捗を把握できるようにし、機関担当者の更なる利便性向上・負担軽減を進めた。また、採用内定者情報の適正管理や確認作業の簡素化など利便性と有効性を大きく向上させた。さらに、従来日本語表記のみであった採用内定者向け「採用手続の手引」や「電子申請システム」内の採用手続に係る記載について英語表記を追加し、併せて利便性の向上を図った。

（７）審査委員の委嘱手続の電子化促進等
「特別研究員等審査会」の委員（約 60 名）、専門委員（約 1,600 名）の委嘱手続について、個人宛の委嘱依頼文書及び機関宛の兼業依頼文書について、従来は紙媒体での送付（回答は WEB フォーム）であったところ、電子媒体のみで事務手続きが完結するよう令和 4（2022）年度にシステムの改修に着手し、事務手続の更なる簡素化を図った。

	●審査制度の改善に関する検討と見直しの実施 ・特別研究員の採用審査について、更なる公正かつ効果的な審査制度とするため、過年度に学術システム研究センターに設置した「特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループ」において検討された「二段階の書面審査」方式（関連する審査区分を組み合わせ設定した審査グループ毎に同一の審査委員（原則6名）により二段階の書面審査を実施するもの）を令和4（2022）年度より導入した。また、これに伴い、総合評価（相対評価）の評点分布の変更など新たな審査スキームについて、審査委員に配布する「審査の手引」にも反映した。 ・令和6（2024）年度採用分 DC・PD・RPD より、申請者・研究機関の手続の省力化及び若手研究者が予め研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として、「特別研究員の申請」に併せて「科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）」の応募を同時に受け付けることとしたことを踏まえ、令和5（2023）年度に審査を実施する審査委員に配布する「審査の手引」の見直しを行った。 ・令和3（2021）年度審査実施分までは、審査に係る留意事項や審査規定等の個別の文書を申請書類に添付し配布していたが、令和4（2022）年度審査実施分では、それらの文書をひとつの冊子体に統合するとともに、審査の流れをわかりやすくまとめた概要や審査に関する FAQ を掲載し、審査委員の負担軽減に努めた。 「特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループの開催実績」 <table><tr><th>開催日</th><th>議事内容等</th></tr><tr><td>2022 年 5 月 20 日</td><td>・特別研究員事業・海外特別研究員事業等の概要について ・令和4年度採用分特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）書面審査の手引について ・特別研究員制度の改革について（令和4年4月日本学術振興会）（報告）</td></tr><tr><td>6 月 17 日</td><td>・令和5年度採用分特別研究員、海外特別研究員等の申請状況について（報告） ・令和4年度特別研究員等審査会委員について（報告）</td></tr><tr><td>9 月 2 日</td><td>・令和6年度採用分特別研究員の申請書（案）について ・令和5年度特別研究員、海外特別研究員事業等の概算要求の概要等について（報告）</td></tr><tr><td>11 月 18 日</td><td>・令和6年度採用分特別研究員-PD、DC、RPD の審査方法及び募集要項等について ・令和5年度採用分特別研究員-CPD の審査方法及び募集要項等について ・令和6年度採用分海外特別研究員の募集要項等について ・令和6年度採用分海外特別研究員-RRA の募集要項等について ・研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（仮称）について ・その他</td></tr><tr><td>12 月 16 日</td><td>・令和6年度採用分特別研究員-PD、DC、RPD の審査方法及び募集要項等について ・令和5年度採用分特別研究員-CPD の募集要項等について</td></tr></table>	開催日	議事内容等	2022 年 5 月 20 日	・特別研究員事業・海外特別研究員事業等の概要について ・令和4年度採用分特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）書面審査の手引について ・特別研究員制度の改革について（令和4年4月日本学術振興会）（報告）	6 月 17 日	・令和5年度採用分特別研究員、海外特別研究員等の申請状況について（報告） ・令和4年度特別研究員等審査会委員について（報告）	9 月 2 日	・令和6年度採用分特別研究員の申請書（案）について ・令和5年度特別研究員、海外特別研究員事業等の概算要求の概要等について（報告）	11 月 18 日	・令和6年度採用分特別研究員-PD、DC、RPD の審査方法及び募集要項等について ・令和5年度採用分特別研究員-CPD の審査方法及び募集要項等について ・令和6年度採用分海外特別研究員の募集要項等について ・令和6年度採用分海外特別研究員-RRA の募集要項等について ・研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（仮称）について ・その他	12 月 16 日	・令和6年度採用分特別研究員-PD、DC、RPD の審査方法及び募集要項等について ・令和5年度採用分特別研究員-CPD の募集要項等について	
開催日	議事内容等													
2022 年 5 月 20 日	・特別研究員事業・海外特別研究員事業等の概要について ・令和4年度採用分特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）書面審査の手引について ・特別研究員制度の改革について（令和4年4月日本学術振興会）（報告）													
6 月 17 日	・令和5年度採用分特別研究員、海外特別研究員等の申請状況について（報告） ・令和4年度特別研究員等審査会委員について（報告）													
9 月 2 日	・令和6年度採用分特別研究員の申請書（案）について ・令和5年度特別研究員、海外特別研究員事業等の概算要求の概要等について（報告）													
11 月 18 日	・令和6年度採用分特別研究員-PD、DC、RPD の審査方法及び募集要項等について ・令和5年度採用分特別研究員-CPD の審査方法及び募集要項等について ・令和6年度採用分海外特別研究員の募集要項等について ・令和6年度採用分海外特別研究員-RRA の募集要項等について ・研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（仮称）について ・その他													
12 月 16 日	・令和6年度採用分特別研究員-PD、DC、RPD の審査方法及び募集要項等について ・令和5年度採用分特別研究員-CPD の募集要項等について													

	<table><tr><td></td><td>・研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業の募集要項等について</td></tr><tr><td>2023 年 1 月 20 日</td><td>・令和 5 年度特別研究員事業、海外特別研究員事業等の予算案の概要について（報告） ・研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業の募集について（報告）</td></tr><tr><td>2 月 17 日</td><td>・特別研究員事業等の審査について ・令和 6 年度採用分海外特別研究員・海外特別研究員-RRA 書面審査の手引について ・令和 5 年度特別研究員-SPD 評価について</td></tr><tr><td>3 月 17 日</td><td>・令和 4 年度のまとめと次年度検討事項について</td></tr></table> ◆募集・採用業務の円滑な実施 ・特別研究員に支給する研究奨励金について、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、令和 4（2022）年度においても採用者情報を同機構に提供し、重複チェックを実施した。 ・特別研究員制度について広く周知を図るため、<u>令和 6（2024）年度採用分の募集内容や申請方法等について、研究機関等の事務担当者や申請希望者を対象とした説明動画をオンラインで配信した。</u>さらに、令和 6（2024）年度採用分の特別研究員の募集・審査に係る主な変更点や申請者に留意いただきたい点等を趣旨とともに簡潔に纏めた資料を説明動画とともに本会ホームページに公開の上、各機関の事務担当者及び申請希望者等に広く周知した。このほか、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」について、令和 5（2023）年 3 月に説明動画及び資料を本会ホームページに公開し、各機関の事務担当者に通知したほか、国立大学協会等関係団体の会議等において各機関の長を対象に事業概要を説明するなど、広く周知を図った。		・研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業の募集要項等について	2023 年 1 月 20 日	・令和 5 年度特別研究員事業、海外特別研究員事業等の予算案の概要について（報告） ・研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業の募集について（報告）	2 月 17 日	・特別研究員事業等の審査について ・令和 6 年度採用分海外特別研究員・海外特別研究員-RRA 書面審査の手引について ・令和 5 年度特別研究員-SPD 評価について	3 月 17 日	・令和 4 年度のまとめと次年度検討事項について		
	・研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業の募集要項等について										
2023 年 1 月 20 日	・令和 5 年度特別研究員事業、海外特別研究員事業等の予算案の概要について（報告） ・研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業の募集について（報告）										
2 月 17 日	・特別研究員事業等の審査について ・令和 6 年度採用分海外特別研究員・海外特別研究員-RRA 書面審査の手引について ・令和 5 年度特別研究員-SPD 評価について										
3 月 17 日	・令和 4 年度のまとめと次年度検討事項について										
<主な定量的指標> 【評価指標】 3－1 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80％程度） 3－2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80％程度） 3－3 外国人研究者を受け入れた研究機関における	<主要な業務実績> 【若手研究者の海外派遣（個人支援）】 ■海外特別研究員事業（執行業務） ・令和 4（2022）年度は、令和 5（2023）年度採用分の選考・審査業務を行う一方、令和 4（2022）年度新規採用者・継続採用者合計 406 名（うち新規 157 名）に対する資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。 ・希望者に対して、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いの手続を行った。（令和 4（2022）年度実績：5 名）また、傷病により研究に専念することが困難な者に対し、傷病を理由とする採用の中断及び延長の取扱いの手続も行った。（令和 4（2022）年度実績：1 名） （物価高への対応） ・<u>令和 4（2022）年度中に海外の物価高が著しい地域に滞在する海外特別研究員に対し、臨時の救済的一時金を支給した。</u>	（2）国際舞台で活躍する研究者の養成 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えるため、評定を a とする。 ・新型コロナウイルス感染症の発生当初から、採用者からの要望やその影響を踏まえて対応を検討し、様々な救済的特例措置の実施、採用者の立場に立った迅速で柔軟な対応を行ったこと等の制度改善を実施していることは高く評価できる。 【若手研究者の海外派遣】 ・<u>令和 4（2022）年度中に海外の物価高が著しい地域に滞在する海外特別研究員および若手研究者海外挑戦プログラム採用者に対し、臨時の救済的一時金を支給したことは高く評価できる。</u>	（2）国際舞台で活躍する研究者の養成 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評定を a とする。 ・海外特別研究員事業・若手研究者海外挑戦プログラムにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響や海外での急激な物価高等により若手研究者の研究活動に支障が生じる状況が継続する中、採用者の置かれた状況に寄り添い様々な特例								

研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が75%程度） 【関連指標】 3-A 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 3-1 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。 3-2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。 3-3 国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査の結果（平成25～28年度実績：76.8%）を踏まえ、75%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とす	（新型コロナウイルス感染症への対応） ・<u>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国が入国制限を強化し、各機関が研究環境の封鎖などを実施したことにより、渡航や現地での研究の実施が困難となった採用者に対し、個々の状況を踏まえ、採用期間の延長などの取扱について柔軟な対応を実施するとともに、以下の特例措置を実施した。</u> - 新型コロナウイルス感染症の影響により研究の遂行に支障が生じた海外特別研究員を対象として、採用期間を延長し、滞在費・研究活動費を追加支援する特例措置を実施し、令和5年3月末時点で123名（令和元(2019)年度以前の採用者78名、令和2(2020)年度採用者21名、令和3(2021)年度採用者24名）の採用者に適用した。 - 令和5年度採用者を対象として、令和5年4月1日に申請資格を満たさない場合について、最長令和6年1月1日まで採用開始を延期可能とする措置を実施し、1名の採用者に適用した。 （審査業務） ・特別研究員等審査会において、専門的見地から審査及び選考を行った。なお、選考に当たっては、今年度より、これまでの審査の観点について一層綿密に評価を行うため、「二段階の書面審査」方式（申請者の審査区分に応じた書面審査セットにおいて審査員6名による一段階目の書面審査を実施し、その結果ボーダーゾーンとなった申請を対象に、一段階目と同一の審査員により、二段階目の書面審査を実施するもの）を導入した。 ・審査の基準や、利害関係者の取扱いについて明記した手引を委員に対して配布し、審査に厳格を期した。 なお、学術システム研究センターに設置されたワーキンググループでの検討を踏まえ、募集要項や審査方法の見直し等を図ることにより、公正で透明性の高い選考・審査体制の整備に継続的に取り組んだ。 選考結果については、不採用者に、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び不採用者の中でのおおよその順位を通知した。なお、採用者については、振興会のウェブサイト上で氏名等を公開した。 採用者一覧： https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_list.html （事業内容の改善・見直し） ・世界的な物価上昇等の状況を鑑み、令和5(2023)年度より指定都市単価を導入することとした。 （募集業務） ・令和4(2022)年度には、令和6(2024)年度採用分海外特別研究員の募集と併せて、令和6(2024)年度採用分海外特別研究員-RRA事業（以下「RRA事業」という。）の募集を行った。	・世界的な物価上昇等の状況を鑑み、令和5(2023)年度より指定都市単価を導入することとしたことは高く評価できる。 ・<u>新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、例年と同時期に採用内定を決定し、申請者の進路決定に遅延が生じないように選考を実施したことは高く評価できる。</u> ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について、令和2(2020)年度および令和3(2021)年度に引き続き、個々の状況に応じた柔軟な対応を迅速に行った。特に採用者及び申請希望者に生じる様々な影響を考慮し、採用期間の延長措置や申請資格を満たさない場合の採用開始の延期を可能とする特例の取扱等、<u>制度利用者の立場に立った多様な特例措置を設置・実施し、採用者に対する救済支援を行い、優れた若手研究者の研究を支援すべく柔軟な制度運営に努めたものとして高く評価できる。</u> ・学術システム研究センターでの集中的な検討を経て、<u>これまでの審査の観点をより一層綿密に評価できる「二段階の書面審査」方式を導入したことは全ての申請者に対し、より公平・公正かつ効果的な審査を実現するための重要な取り組みとして高く評価できる。</u> 【外国人研究者の招へい】 ・外国人研究者招へいの取組においても、我が国の研究機関の研究環境の国際化が停滞しないため、新型コロナウイルス感染症の影響の状況に応じて、優れた外国人研究者の招へいの取組を円滑かつ着実に実施したことは評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症に対する対応についても、申請者の状況を考慮して例年と同時期に採用を決定したことに加え、採用者や受入研究機関のニーズを適切に把握して、来日期限の延長や中断の柔軟な取扱いなどの特例措置を講じ、希望する採用者全員の採用開始を支援したことは高く評価できる。 ＜課題と対応＞ ・海外特別研究員事業、若手研究者海外挑戦プログラム、外国人研究者招へいの各種事業において、採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ着実に実施していくとともに、各種事業の周知に向け、効果的な情報発信に取り組んでいく。	措置を設定し、採用者の研究継続を柔軟に支援したことは大いに評価できる。 ・外国人研究者招へい事業は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、日本の学術研究の国際化に大いに寄与したことは大いに評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・外国人研究者招へいの各種事業において、採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ着実に実施していくとともに、各種事業の周知に向け、効果的な情報発信にいかに取り組んでいくかが課題として挙げられる。 ・感染症の拡大に対応するために、渡航の延期や一時帰国など柔軟な対応を実施したことは高く評価できる。その一方で、このことによる研究の中断が及ぼした影響についても適切に把握して、対策を講じる必要がある。 ＜その他事項＞ 海外特別研究員制度は、若手の研究者の海外での研究場所を確保する事業として優れた制度であると考えます。一方、配偶者や家族がいる場合の対応（家族の旅費や滞在費）や、緊急の一時帰国への対応などより充実したベネフィットの可能性について調査検討をしてほしい。

る。	3－A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度の状況（5 年経過後特別研究員-PD は 91.6%、5 年経過後海外特別研究員は 94.2%、10 年経過後特別研究員-DC は 88.5%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。																				
	・募集要項、申請書、審査方針、書面審査セット、申請・採用状況及び採用者一覧等について、振興会ウェブサイトを通じて、広く一般に公開し、申請者が迅速に入手できるようにした。 ・申請書の作成から提出まで完結させる電子申請システムについて、令和 4（2022）年度においても、申請者及び事務担当者の利便性を考慮し、使いやすいよう改修を行った。 ・併せて、電子申請システムの体験版や簡易版操作手引を整備しているほか、専用のコールセンターを引き続き設置し、申請者が円滑に申請できるよう便宜を図った。 募集要項（海外特別研究員事業）： https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sin.html 募集要項（RRA 事業）： https://www.jsps.go.jp/j-ab/rra_sin.html 選考方法（審査方針等）： https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_houhou.html 申請・採用状況： https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_shinsei.html 採用者一覧： https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_list.html 書面審査セット： https://www.jsps.go.jp/j-ab/ab_sinsa-set.html ・特別研究員事業と併せて海外特別研究員事業の制度について広く周知を図るための説明や令和 6（2024）年度採用分の募集に係る申請書作成について各機関の事務担当者に注意点を広く周知するためのウェブサイトを作成した。当該ウェブサイトに掲載した説明資料においては、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、優れた若手研究者が結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断等の後に、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する、RRA 事業の周知に努めた。 （就職状況調査） ・令和 4（2022）年度に海外特別研究員（平成 31（2019）年度採用者）の採用終了後の就職状況調査を実施した。また、調査結果をウェブサイト上で公表する準備を行った。 ●平成 31（2019）年度採用者の採用期間終了後の就職状況 <table><tr><th>区分</th><th>人数</th><th>割合</th></tr><tr><td>常勤の研究職（国内）</td><td>74 人</td><td>40%</td></tr><tr><td>常勤の研究職（海外）</td><td>18 人</td><td>10%</td></tr><tr><td>非常勤の研究職</td><td>3 人</td><td>2%</td></tr><tr><td>ポストドクター（国内）</td><td>16 人</td><td>9%</td></tr><tr><td>ポストドクター（海外）</td><td>56 人</td><td>30%</td></tr></table>	区分	人数	割合	常勤の研究職（国内）	74 人	40%	常勤の研究職（海外）	18 人	10%	非常勤の研究職	3 人	2%	ポストドクター（国内）	16 人	9%	ポストドクター（海外）	56 人	30%	（各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である 3－1 については中期目標に定められた水準（80%程度）を大きく上回る 92.5%であった。 ・評価指標である 3－2 については中期目標に定められた水準（80%程度）を大きく上回る 95.4%であった。 ・評価指標である 3－3 については中期目標に定められた水準（75%程度）を上回る 94.0%であった。 ・関連指標である 3－A については、5 年経過後海外特別研究員の就職状況は 92.3%であり、中期目標に定められた基準（平成 28（2016）年度の状況（5 年経過後海外特別研究員は 94.2%））と概ね同水準であった。	
区分	人数	割合																			
常勤の研究職（国内）	74 人	40%																			
常勤の研究職（海外）	18 人	10%																			
非常勤の研究職	3 人	2%																			
ポストドクター（国内）	16 人	9%																			
ポストドクター（海外）	56 人	30%																			

非研究職	19 人	10%
計	186 人	—

・採用期間終了後 1 年、5 年及び 10 年経過した者を対象とした就職状況等の追跡調査を実施し、事業の効果を検証した。また、調査結果をウェブサイト上で公表する準備を行った。

●海外特別研究員の常勤の研究職への就職状況

区分	割合
5 年経過後（平成 26 年度採用者）	92.3%

■若手研究者海外挑戦プログラム

（審査業務・募集業務）

・博士後期課程学生が積極的に海外での研究に従事できるよう支援するため、平成 29 (2017) 年度に創設した「若手研究者海外挑戦プログラム」について、令和 4 (2022) 年 3 月に募集を開始した令和 4 (2022) 年度採用分（第 2 回）の審査業務を 6～8 月の限られた期間内に迅速かつ適切に行い、9 月には採用結果を開示した。さらに、令和 5 (2023) 年度採用分の募集に係る要項を作成し、令和 4 (2022) 年 7 月に公開した。当該募集要項においては、引き続き年 2 回の募集を行い申請希望者の利便性を確保するとともに、2 段階書面審査を実施し、審査の合理化・迅速化を図っている。

（採用手続）

・令和 4 (2022) 年度採用分については、採用後の手続を簡潔に記した手引を新たに準備すると同時に、各種手続に係る様式一式を準備した。手引及び様式を準備するに当たっては、採用者の負担を可能な限り減らすため、簡易な手続方法となるよう努めた。令和 5 (2023) 年度採用分については、前年度採用分で問合せがあった部分や分かりにくい表現を適宜改め、全般的に手引及び様式の見直しを行った上で、採用手続を行った。また、手引及び様式は振興会ウェブサイトで公開し、容易に入手できるよう工夫に努めた。

（執行業務）

・令和 4 (2022) 年度は、令和 5 (2023) 年度採用分の選考・審査業務を行う一方、令和 4 (2022) 年度採用分合計 142 名に対する資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。

・特に、類似の例のないベンチフィアの支払いに当たっては、受入機関によって異なる請求内容を丁寧に確認し、適切な支給か否かを見極めた上で、事例を収集・分析しつつ適切な執行に努めた。

（物価高への対応）

・令和 4 (2022) 年度中に海外の物価高が著しい地域に滞在する若手研究者海外挑戦プログラム採用者に対し、臨時の救済的一時金を支給した。

	■海外渡航を促進するための取組 ・ERC (European Research Council (欧州研究会議)) と協力し、引き続き「ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業」を実施した。 ・令和 5 (2023) 年度分の募集については、令和 5 (2023) 年 1 月に特別研究員の受入れを希望し、かつ ERC 研究費の支援を受けている研究者の情報を特別研究員に提供するとともに、オンラインシステムにて申込受付を開始した。また、渡航希望者が受入研究者と円滑に連絡が取り合えるよう、振興会から受入研究者宛に事業趣旨や特別研究員事業の説明を記載した英文レターを準備し、振興会ウェブサイトで公開している。 【諸外国の優秀な研究者の招へい】 ■外国人研究者招へい事業 (外国人特別研究員、外国人招へい研究者) (募集業務等) ・招へいの目的や外国人研究者のキャリアステージに合わせることができるよう、複数のプログラムにより事業を構成し、国内公募と海外対応機関からの推薦により申請を受け付けた。 ・リーフレット (和文及び英文) を作成し、ウェブサイトでの掲載、国内大学等研究機関だけでなく、海外研究連絡センター及び海外対応機関を通じた配布によって、積極的な広報活動を行った。 ・外国人研究者及び受入研究者が計画を十分に検討できるよう、募集要項 (和文及び英文) を来日時期の 1 年前に作成、公開した。また、様々な計画に対応できるよう、年複数回に分けて募集した。 ・「外国人特別研究員 (戦略的プログラム)」の募集を令和 4 (2022) 年度をもって終了し、「外国人特別研究員 (欧米短期推薦)」に統合することで、事業の重点化を進めた。 (申請受付・採用業務) ・「外国人特別研究員 (一般)」及び「外国人特別研究員 (欧米短期)」の募集にあたって、引き続き、妊娠・出産・育児のライフイベントによる研究中断を経た者の申請要件を緩和した。 ・引き続き、募集要項とともに審査区分表等を作成、公開することにより、申請者に対する選考方法の透明性を高めるとともに、幅広い分野の審査員によるピアレビューを適切に機能させた。 ・引き続き、全ての申請を電子申請システムにより受け付け、申請受付の効率化及び受入研究機関の負担軽減を図った。 ・国内公募分の選考にあたっては、我が国の学界の第一線の研究者で構成される国際事業委員会において、専門的見地から書面審査及び合議審査による二段階審査を行った。 ・「外国人特別研究員 (一般)」及び「外国人招へい研究者 (長期・短期)」について、不採用の申請におけるおおよその位置づけを電子申請システムにより開示することにより、情報公開を進めた。 ・選考方法について、ウェブサイト上で公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-ippa/senko.html	

<https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-oubei-s/senko.html>

<https://www.jsps.go.jp/j-inv/senko.html>

なお、採用者一覧もウェブサイト上で公開している。

<https://www.jsps.go.jp/j-fellow/saiyo/index.html>

<https://www.jsps.go.jp/j-inv/adoptlist.html>

（採用期間中の運営業務）

- ・外国人特別研究員（欧米短期）において、採用期間開始時に博士号の学位を有しない場合であっても、その後に学位記等の提出があった場合の滞在費（月額）を博士号を有する者と同額に増額する見直しを令和5（2023）年度から全ての外国人特別研究員（欧米短期）を対象に実施することとした。
- ・外国人研究者管理システムを改修し、個々の招へい計画に応じた効率的かつ迅速な滞在費支給等を行った。
- ・採用期間中の手続きに係る手引き・様式及びFAQ（和文及び英文）の更新を行い、従来問い合わせの多かった事項等を整理することで、外国人研究者、受入研究者及び受入研究機関が事業を有効活用し、経費を適切に執行する環境整備を行った。
- ・引き続き、採用後の手続きに係る様式等の提出について、提出専用ウェブサイトを活用することにより、受入研究機関の事務の負担軽減を図った
- ・外国人特別研究員（一般・欧米短期）において、希望者に対して出産・育児に伴う採用の中断の対応を行ったほか、令和5（2023）年度から「月初からの」という条件を撤廃し、任意の日程より中断開始を可能とすることとした。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響を鑑み、来日期限を延長する特例措置を実施したほか、一時出国や中断などの取扱いについて柔軟な対応を実施した。
- ・特例措置の内容については、受入機関に通知するとともに、ウェブサイトで公開している。

（事業の評価）

- ・事業の改善を目的とし、事業終了後、外国人研究者及び日本側受入研究者に対してアンケート調査への回答や報告書の提出を求めることにより実績等の把握に努めている。令和4（2022）年度中に採用期間が終了した外国人特別研究員（一般）の日本側受入研究者へのアンケート調査においては、94.0%が肯定的な評価をしている。
- ・今後の事業運営の参考とするために、令和2（2020）年度に新規採用した外特（一般）採用期間終了後の就職状況を調査し、活躍状況や事業の成果についての検証を実施した。

●令和4（2022）年度プログラム別受入実績（単位：人）

	申請・採用実績			受入実績	
	国内公募			新規来日者実数	総滞在者数**
	申請数	採用数	採用率		
外国人特別研究員	2,004	230	11.5%	84	347

(一般)						
外国人特別研究員 (欧米短期)	187	51	27.3%	69	217	256
外国人特別研究員 (戦略的プログラム)				9	18	19
外国人特別研究員 (サマー・プログラム)				78	155	158
外国人招へい研究 者(長期)	183	60	32.8%		94	113
外国人招へい研究 者(短期)	237	105	44.3%		269	271

* 延べ34の海外対応機関からの推薦。

** 総滞在者数：前年度からの継続滞在者を含む。

●令和4(2022)年度地域別受入実績(単位：人)

地域	受入実績(総滞在者数*)	割合
アジア	563	36.8
オセアニア	44	2.9
アフリカ	47	3.1
ヨーロッパ	635	41.6
北米	189	12.4
中南米	25	1.6
中東	25	1.6
合計	1,528	

* 総滞在者数：前年度からの継続滞在者を含む。

・新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置の影響を受けた令和元(2019)年度～令和3(2021)年度採用者について、令和4(2022)年度の指定の時期まで来日期限の延長を認めるなど採用者の立場に立った柔軟な対応を実施し、希望する採用者全員が来日し採用を開始することができた。

(外国人特別研究員(一般/欧米短期/戦略的プログラム/サマー・プログラム))

・計71の国・地域から計1,144名を招へいし、若手研究者に日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供した。

・外国人特別研究員(戦略的プログラム)では、海外対応機関との連携のもと、優秀な若手研究者の確保に努めた。

・博士号取得前後の若手研究者を夏期2か月招へいする外国人特別研究員(サマー・プログラム)では、新型コロナウイルスの影響に鑑み、従来の一斉来日ではなく、離散来日(9月30日までの任意の採用開始日)を認める柔軟な措置を講じた。また、日本滞在中の複数人にインタビューを実施したほか、海外研究連絡センター等と連携して来日前後のオリエンテーション等を実施した。

・令和元(2019)年度に採用され、これまでに採用期間を終了した外国人特別研究員

	(一般) 296 名中 114 名 (38. 5%) が終了後も日本の大学等研究機関で研究を継続している。 ・引き続き、外国人特別研究員の採用終了後の日本における研究活動支援のための情報提供として、事前収録のビデオ（日本の大学等研究機関へ就職している、外国人特別研究員経験者による講演）を、採用期間中の外国人特別研究員へ公開する取組を実施した。 ・外国人特別研究員の採用期間終了後の日本定着を促進するため、日本の大学等研究機関で研究に従事する外国人特別研究員経験者へインタビューを実施し、広報物を作成した。 (外国人招へい研究者（長期／短期）) ・計 60 の国・地域から計 384 名を招へいし、我が国の大学等研究機関に対し、共同研究、討議、意見交換、講演等の機会を提供した。 ・日本側受入研究者のアンケートによれば、国際共著論文等が執筆されているなど、国際共同研究の進展に結びついている。 ・研究活動報告書を公開し、情報公開を進めた。 ・制度の柔軟性を高めるため、令和 5 (2023) 年度より採用期間の中断を認める試行実施を行うこととした。 ■論文博士号取得希望者への支援事業 ・ODA 被支援国のうち、アジア・アフリカ諸国等の論文博士号取得希望者 42 人に対して学位取得のための研究に必要な支援を実施した。 ・令和元 (2019) 年度に新規採用され、委託契約期間延長の特例措置を希望しなかった者のうち、29%が令和 3 (2021) 年度までに博士号を取得した。 ・申請の一部の資料について、紙媒体での提出を求めていたが、電子媒体での提出に変更し、紙媒体での提出を不要とし、申請者の負担軽減を図った。 ●令和 4 (2022) 年度支援状況 <table><tr><th>申請者数</th><th>採用者数</th><th>継続者数※</th><th>総被支援者数</th></tr><tr><td>27 人</td><td>9 人</td><td>33 人</td><td>42 人</td></tr></table> ※継続者数には委託契約期間延長の特例措置の対象者を含む ■外国人研究者への交流支援、生活支援 ・来日直後の外国人特別研究員（一般）に対し、年 4 回にわたりオリエンテーションを実施し、研究者同士の交流や採用経験者との交流機会を設けるとともに、日本語・日本文化や日本の研究環境に関する講義を実施した。参加者からは高い満足度評価を得た。 ・日本での円滑な研究生活を支援するため、日常生活で必要となる情報に加え、学術関連情報を充実させた生活ガイドブックを、外国人研究者招へい事業の採用者に対して採用通知時に配付した。 ●オリエンテーションの実施日と参加人数実績 <table><tr><th>実施日</th><th>参加人数</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	申請者数	採用者数	継続者数※	総被支援者数	27 人	9 人	33 人	42 人	実施日	参加人数			
申請者数	採用者数	継続者数※	総被支援者数											
27 人	9 人	33 人	42 人											
実施日	参加人数													

	<table><tr><td>令和4（2022）年6月16日（オンライン）</td><td>27</td></tr><tr><td>令和4（2022）年9月14日（対面） ※3年ぶりに対面形式にて実施した。</td><td>42</td></tr><tr><td>令和4（2022）年11月10日（対面）</td><td>33</td></tr><tr><td>令和5（2023）年2月8日（対面）</td><td>34</td></tr><tr><td>延べ参加者数</td><td>136</td></tr></table> ■サイエンス・ダイアログ事業 ・招へいた外国人特別研究員が、高等学校等において、研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを延べ135回実施し、5,684名の生徒が参加した。 ・新型コロナウイルス感染防止対策を目的としたオンライン形式の講義を可能とし、参加校81校中6校がオンライン形式の講義を選択した。 ・将来的な女性研究者育成支援に資する観点から、令和5（2023）年度実施要領から、女性講師の派遣希望を受け付ける見直しを行った。	令和4（2022）年6月16日（オンライン）	27	令和4（2022）年9月14日（対面） ※3年ぶりに対面形式にて実施した。	42	令和4（2022）年11月10日（対面）	33	令和5（2023）年2月8日（対面）	34	延べ参加者数	136		
令和4（2022）年6月16日（オンライン）	27												
令和4（2022）年9月14日（対面） ※3年ぶりに対面形式にて実施した。	42												
令和4（2022）年11月10日（対面）	33												
令和5（2023）年2月8日（対面）	34												
延べ参加者数	136												
<主な定量的指標> 【評価指標】 3－4 若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が95%程度） <その他の指標> － <評価の視点> 3－4 若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果（平成25～28年度実績：91～100%）を踏まえ、各シンポジウム等において95%程度の肯定的評価を得ることを達成水	<主要な業務実績> 【優れた若手研究者の顕彰】 ■日本学術振興会賞 ・人文学、社会科学及び自然科学の全分野において、原則45歳未満で博士又は博士と同等以上の学術研究能力を有する者のうち、論文等の研究業績により学術上特に優れた成果をあげている研究者を対象に第19回日本学術振興会賞受賞候補者の推薦について、我が国の学術研究機関及び学協会に対し依頼した。 ・被推薦者について、学術システム研究センターにおける6ヶ月に及ぶ綿密な査読を経て、令和4（2022）年10月26日開催の本賞審査会（委員長：小林 誠 高エネルギー加速器研究機構特別栄誉教授、他12名で構成）における選考結果に基づき、受賞者を決定した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、審査会をオンラインで開催した。 ・授賞式は、秋篠宮皇嗣同妃両殿下に御臨席を依頼し、令和5（2023）年2月7日に挙 ●第19回日本学術振興会賞の推薦・受賞状況 <table><tr><td>推薦要項発送数</td><td>候補者数</td><td>受賞者数</td><td>割合</td></tr><tr><td>3,574 機関</td><td>521 人</td><td>25 人</td><td>4.8%</td></tr></table> ・歴代受賞者の情報について各受賞者の URL をとりまとめ、日本学術振興会賞ウェブサイトに一覧として公開した。 https://www.jsps.go.jp/j- jsps-prize/ichiran.html ■日本学術振興会育志賞 ・人文学、社会科学及び自然科学の全分野において、34歳未満で大学院における学業成績が優秀であり、豊かな人間性を備え、意欲的かつ主体的に勉学及び研究活動に	推薦要項発送数	候補者数	受賞者数	割合	3,574 機関	521 人	25 人	4.8%	（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・日本学術振興会賞及び日本学術振興会育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を通して、創造性に富み優れた若手研究者の顕彰を円滑かつ着実に実施した。 ・国際生物学賞に係る事務を円滑かつ着実に実施した。 ・国際的な研さん機会を提供する事業では、新型コロナウイルス感染症の感染防止に最大限配慮しつつ、第14回HOPEミーティングを対面・集合形式で開催した。また、先端科学シンポジウムに関しては、対応機関との調整のもと感染防止に最大限配慮し、水際対策にも適切に対応しながら、日仏・日米独・日加の3回のシンポジウムを対面・合宿形式で成功させ、参加者のネットワーク形成に寄与した。 <課題と対応> ・引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰等の取組における募集、選考等を着実に進めていくよう、各事業の特性に配慮しつつ工夫に努める。	（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、優れた若手研究者の顕彰の円滑かつ着実な実施に努めて欲しい。 <その他事項> －		
推薦要項発送数	候補者数	受賞者数	割合										
3,574 機関	521 人	25 人	4.8%										

準とする。

取り組んでいる大学院博士後期課程学生を対象に第13回日本学術振興会育志賞候補者の推薦について、我が国の大学及び学協会に対し候補者の推薦を依頼した。

・被推薦者について、学術システム研究センターにおける面接選考を含む約6ヶ月に及ぶ予備選考を経て、令和5(2023)年1月5日開催の本賞選考委員会(委員長:清水孝雄 国立国際医療研究センタープロジェクト長、他8名で構成)における選考結果に基づき、受賞者を決定した。

・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、面接選考及び選考委員会をウェブ会議形式で開催した。

・授賞式は、秋篠宮皇嗣同妃両殿下に御臨席を依頼し、令和5(2023)年3月2日に挙

行した。

●第13回 日本学術振興会 育志賞の推薦・受賞状況

推薦要項発送数	候補者数	受賞者数	割合
2,494 機関	166 人	18 人	10.8%

・歴代受賞者の情報について各受賞者の URL をとりまとめ、日本学術振興会育志賞ウェブサイトに一覧として公開した。

https://www.jsps.go.jp/j-ikushi-prize/ichiran.html

・育志賞受賞者のネットワーク構築を図ることを目的として、令和5(2023)年3月13日に育志賞研究発表会を開催した。

・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、研究発表会をオンラインで開催した。

【国際生物学賞に係る事務】

・国際生物学賞委員会は、授賞対象分野で著名な外国人研究者を含む審査委員会を組織し、計4回(オンライン開催)の会議を経て、第38回国際生物学賞を、58件の推薦から東京大学名誉教授 塚本勝巳博士に授与することを決定した。

・本年度に延期された第37回との合同形式による授賞式を令和4(2022)年12月14日に日本学士院において実施した。また、第37回、第38回それぞれの国際生物学賞記念シンポジウムを、令和4(2022)年12月17-18日に東京大学、基礎生物学研究所との共催でそれぞれ実施した。

・国際生物学賞パンフレットを作成し、約1,600件の関係機関、研究者に配布し広報を行った。

・国際生物学賞基金の寄付金拡大に努め、5,060,000円(4件)の寄付を受け入れた。

・基金の管理・運用については、普通預金により適切に運用した。

・第39回国際生物学賞の審議は、令和4(2022)年10月20日に基本方針を決定し、同日に第1回の審査委員会を開催(授賞式は令和5(2023)年12月頃に実施予定)した。

●第38回及び39回頭彰に係る事務

開催日	内容
令和4年 5月24日	第38回国際生物学賞審査委員会(第3回会議:オンライン開催)(受賞候補者を8名に絞込)

(各評価指標等に対する自己評価)

・評価指標である3-4については、HOPE ミーティングは98%、ノーベル・プライズ・ダイアログは97.2%、先端科学シンポジウムは90.2%と、中期目標に定められた水準(95%)と同程度となっている。

令和4年 6月20日	第38回国際生物学賞審査委員会（第4回会議：オンライン開催）（受賞候補者の選定）
令和4年 8月8日	第39回授賞分野に関する会議（オンライン開催）
令和4年 8月8日	第76回国際生物学賞委員会（オンライン開催）（第38回国際生物学賞受賞者の決定）
令和4年 10月20日	第77回国際生物学賞委員会（オンライン開催）（審査委員長・幹事・専門委員の選出等）
令和4年 10月20日	第39回国際生物学賞審査委員会（第1回会議：オンライン開催）（専門委員選考等）
令和4年 12月28日	第39回国際生物学賞審査委員会（第2回会議：オンライン開催）（審査委員会の日程、審査手順の確認、受賞候補者推薦依頼状等）

【ノーベル賞受賞者と若手研究者との対話の場の提供】

■HOPE ミーティング

・第14回 HOPE ミーティング（対象分野：物理学、化学、生理学・医学及び関連分野）について、本ミーティングの趣旨及び全参加者の健康に配慮した開催形態について運営委員会に諮りつつ検討を重ね、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しつつ、対面・集合形式による開催とすることを決定した。

・この決定を受け、ノーベル賞受賞者への講演依頼、海外推薦機関への参加者推薦依頼、国内参加者の募集などの開催準備を行った。

・梶田隆章運営委員会委員長（2015年ノーベル物理学賞）を始めとする8名のノーベル賞受賞者（うち、2名はオンライン参加）と、21か国・104名の参加者による講演・討議、参加者によるポスター発表やチームプレゼンテーション等が行われ、活発な質疑応答・意見交換がなされた。また、オンラインで参加する講演者による講演やグループディスカッションは、時差を考慮して当該講演者が参加しやすい時間帯に組み入れるなど、プログラムを工夫した。

・開催に際しては、参加者が滞りなく参加できるよう、出入国に係る各国の水際対策の方針変更等に適切に対応するとともに、消毒・マスク着用の励行、毎日の検温・抗原検査の実施により、徹底した感染対策に努めた。また、会期中に参加者が抗原検査で陽性となり、PCR検査の結果を待っている間でも、部分的にオンラインで参加できるよう配慮した。

・会議後に行った参加者へのアンケート調査では、回答者の98%が第14回 HOPE ミーティングへの参加経験を「素晴らしい」又は「良い」と評価した。

・日本側参加者は公募を行い、HOPE ミーティング運営委員会による書面及び合議審査を経て決定している。第14回については、第14回公募による採択者に加えて、オンライン開催であった第13回の国内参加者についても、事業趣旨に鑑み、第14回に参加することを認めた（第13回に参加した10名のうち6名が参加）。

・2回開催した運営委員会は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大のリスクに配慮し、オンラインで実施した。

●第 14 回 HOPE ミーティング	
期間	令和 5 (2023) 年 2 月 27 日～3 月 3 日
開催形態	つくば国際会議場
講演者	・ドナ・ストリックランド (2018 年ノーベル物理学賞) ・梶田隆章 (2015 年ノーベル物理学賞) ・天野浩 (2014 年ノーベル物理学賞) ・ベンジャミン・リスト (2021 年ノーベル化学賞) ・グレゴリー・ウィンター (2018 年ノーベル化学賞) ・ヨハン・ダイゼンホーファー (1988 年ノーベル化学賞) ・ハーベイ・J・オルター (2020 年ノーベル生理学・医学賞) ・ティム・ハント (2001 年ノーベル生理学・医学賞)
参加国・地域数	日本、オーストラリア、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、イスラエル、ケニア、韓国、マレーシア、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、セネガル、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ベトナム (21 か国・地域)

■ノーベル・プライズ・ダイアログ

・「ノーベル・プライズ・ダイアログ」は、ノーベル・プライズ・アウトリーチ（ノーベル財団広報部門）が平成 24(2012)年よりスウェーデンにおいてノーベル賞授賞式の時期に開催している一般向け公開シンポジウム「Nobel Week Dialogue」を、平成 27(2015)年 3 月に、同団体との共催でスウェーデン国外としては世界で初めて開催したものである。第 5 回目となるノーベル・プライズ・ダイアログは、当初令和 3(2021)年 3 月に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた延期を経て、令和 4 (2022) 年 10 月に対面とオンライン・事前録画を組み合わせたハイブリッド形式で開催した。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえたうえでより効果的なプログラムになるよう、共催機関であるノーベル・プライズ・アウトリーチとオンラインでの綿密な打合せを重ねた。

○ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2022

日程：令和 4 (2022) 年 10 月 23 日（日）

テーマ：Water Matters 水から考える持続可能な未来

パネリスト数：23 名（うちノーベル賞受賞者 7 名）

（主な登壇者）

- ・天野 浩 (2014 年物理学賞)
- ・ピーター・アグレ (2003 年化学賞)
- ・ティム・ハント (2001 年生理学・医学賞)
- ・ポール・ミルグロム (2020 年経済学賞)
- ・コンスタンチン・ノボセロフ (2010 年物理学賞)
- ・ダン・シェヒトマン (2021 年化学賞)

・クルト・ヴェートリッヒ（2002年化学賞）等
 参加者数：国内外約400名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者数を約半数に制限。このうち、アンケート回答者の97.2%がノーベル・プライズ・ダイアログにまた参加したいと評価）
 動画視聴回数：令和5（2023）年1月23日時点で各動画視聴回数計9,140回超

【若手研究者への国際的な研鑽機会の提供】

■先端科学シンポジウム

- ・自然科学から人文科学・社会科学にわたる異分野間で先端科学について討議を行う先端科学シンポジウムを実施した。
- ・平成26（2014）年度以来中断していた日仏先端科学シンポジウムを、フランス国立科学研究センターとの共催により8年ぶりに再開した。新型コロナウイルス感染拡大以降初めてとなる先端科学シンポジウムの国内開催でもあり、参加者間の座席の配置やPCR検査等、感染拡大防止に最大限配慮した結果、1名の感染者を出すこともなく成功裏に終了した。日本側からは20名の若手研究者が参加した。
- ・日仏先端科学シンポジウムに関しては、今回の実施状況を見て次回以降の継続可否を判断することとなっていたが、フランス国立科学研究センターとの協議の結果、次回以降も継続して実施することが決定し、覚書再締結に向けた手続きを完了した。
- ・日米独先端科学シンポジウムは、米国科学アカデミー及びフンボルト財団（ドイツ）との共催により2回の延期を経て米国で開催し、日本側からは22名の若手研究者が参加した。また次年度の開催に向け、相手国企画委員（PGM）とともにトピックの選定を行うPGM会議を行うなど、両対応機関と協力して着実に準備を進めた。
- ・日加先端科学シンポジウムは、3年の延期を経て、カナダ王立協会及びカナダ先端研究機構との共催によりカナダで開催した。日本側からは29名の若手研究者が参加した。
- ・海外で開催した日米独及び日加の先端科学シンポジウムについては、相手国への入国時・日本帰国時の政府レベルの水際対策や航空機の減便等について不断の情報収集を行い、参加研究者が滞りなくシンポジウムに出席できるよう尽力した。
- ・長年、日本との先端科学シンポジウム実施の要望を受けていたイスラエルに関して、令和5（2023）年度中に試行的にシンポジウムを開催する方向で科学技術イノベーション省と協議を開始し、対象分野や企画委員の選定を行った。

令和4（2022）年度参加者アンケート（抜粋）	回答率
学術的な視野が広がった	98.2%
同種のシンポジウムにもう一度参加したい	90.2%

○第10回日仏先端科学（JFFoS）シンポジウム
 共催機関：国立科学研究センター（CNRS）
 日程：令和4（2022）年6月24日～6月27日
 開催場所：日本・京都市
 参加者数：日本20名、フランス20名

	○第3回日米独先端科学（JAGFOS）シンポジウム 共催機関：米国科学アカデミー（NAS）、フンボルト財団（AvH） 日程：令和4（2022）年9月15日～9月18日 開催場所：米国・アーヴァイン 参加者数：日本22名、米国19名、ドイツ21名 ○第2回日加先端科学（JCFoS）シンポジウム 共催機関：カナダ王立協会（RSC）、カナダ先端研究機構（CIFAR） 日程：令和5（2023）年3月6日～3月9日 開催場所：カナダ・バンフ 参加者数：日本29名、カナダ30名 ■国際的な会議等への若手研究者の参加支援 リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 ・令和2（2020）年度開催予定であったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていた経済学分野の会議に加え、化学分野の会議が、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会及びリンダウ・ノーベル賞受賞者会議基金により対面・集合形式で開催された。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から課される会議参加及び渡航に伴う様々な条件を主催者等に確認しながら、それぞれ4名、8名の日本人参加者の派遣に伴う手続きを行った。 ・また、令和5（2023）年度開催予定の生理学・医学分野会議に参加する日本人参加者の募集及び推薦業務を行った。 ○リンダウ・ノーベル賞受賞者会議（第71回化学） 開催期間：令和4（2022）年6月26日～7月1日 リンダウ・ノーベル賞受賞者会議（第7回経済学） 開催期間：令和4（2022）年8月23日～8月27日			
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> 【卓越研究員事業】 ・文部科学省が定めた公募要領に基づき、公募情報を振興会ウェブサイトに掲載し、電子申請システムを用いて令和4（2022）年6月に研究者105名の新規申請を受け付け、我が国の第一線級の研究者等からなる卓越研究員候補者選考委員会を設置した上で、同委員会による書面審査を実施し、審査結果を文部科学省に報告した（同省において書面審査結果に基づき卓越研究員候補者を48名決定）。 ・文部科学省が定めた審査方法や審査の観点を公募時にウェブサイト上で公開するとともに、審査終了後にウェブサイトを通じて、任期を終了した審査員の名簿を公表するなど、審査の透明性の確保に努めた。 ・審査員に対して、審査の手引き等を配付して書面審査の基準や利害関係者の取扱いについて周知し、信頼性の高い審査を実施した。 ・令和4（2022）年度の本事業への理解促進のため、令和4（2022）年5月に研究者を対	（4）研究者のキャリアパスの提示 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・事業の実施に当たっては、専門家による公正な審査体制を整備し、事業の透明性、信頼性を確保しながら、文部科学省の定めた審査要領に従って審査業務を着実に実施した。また、補助金の交付業務について、54機関に対して円滑に補助金を交付するとともに、56機関に対して額の確定調査を適切に実施した。	（4）研究者のキャリアパスの提示 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・中期計画の通り、専門家による公正な審査体制の確立、事業の透明性をはかるなど順調に実績を上げていると評価できる。	

	象とした公募説明会を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、ウェブサイトにて資料及び説明動画を掲載するオンライン開催とした。 ・令和4(2022)年度の公募において、電子申請システムを用いて25研究機関から42件のポスト申請を受け付け、申請結果を文部科学省に報告するとともに、ポスト情報をウェブサイトで一覧化し公開した。 ・ポストを提示した研究機関と卓越研究員候補者(申請者)の当事者間交渉を支援するため、候補者(申請者)に関する情報提供を行った(その後、今年度候補者となった48名に前年度からの候補者資格の継続者105名を加えた計153名の中から、当事者間交渉が完了した候補者について、文部科学省が15名を卓越研究員に決定(令和4(2022)年度公募要領において、卓越研究員の決定人数は10名を予定していた))。 ・卓越研究員を採用した研究機関(新規分、継続分の計54機関)に対して、円滑に補助金を交付した。また、令和3(2021)年度に補助金を交付した研究機関(56機関)に対して、額の確定調査を適切に実施した上で、額の確定通知書を送付した。 ・令和5(2023)年度の公募に向け、申請や一覧化公開等のための電子申請システムを構築した。 ・文部科学省における本事業の効果的な運営に資するよう、卓越研究員に対して、研究活動状況について追跡調査を実施し、その結果を取りまとめて文部科学省へ報告した。 ・本事業を広く周知するため、公募に関する情報をウェブサイトで公開し、情報発信を行った。また、本事業の概要や卓越研究員の声をまとめ、ウェブサイトで公開した。研究機関の声については、引き続き研究機関向けのパフレットに掲載し、ウェブサイトで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-le/index.html	<課題と対応> ・引き続き、公正性、透明性が確保された審査、円滑な交付を着実に実施していく。 (各評価指標等に対する自己評価) —	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I - 4	4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化 (1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進 (2) 地域の中核・特色ある研究大学の強化促進 (3) 大学教育改革の支援 (4) 大学のグローバル化の支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第3号、第6号、第7号、第8号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくための取組として重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考URL	世界トップレベル研究拠点プログラム https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/index.html 卓越大学院プログラム https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/index.html デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 https://www.jsps.go.jp/j-x-pro/ 知識集約型社会を支える人材育成事業 https://www.jsps.go.jp/j-chishiki/index.html 地域活性化人材育成事業～SPARC～ https://www.jsps.go.jp/j-sparc/ 大学の世界展開力強化事業 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html スーパーグローバル大学創成支援事業 https://www.jsps.go.jp/j-sgu/index.html		

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成 目 標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度		平成 30 年度	令和元年 度	2 年度	3 年度	4 年度
評価指標									予算額（千円）	709, 970	662, 773	717, 405	727, 859	861, 772
大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）		－	42～77 回	72 回	58 回	50 回	31 回	49 回	決算額（千円）	620, 258	560, 184	648, 761	641, 055	770, 213
関連指標									経常費用（千円）	619, 003	565, 437	630, 054	686, 168	756, 018
大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況	世界トップレベル研究拠点プログラムにおいて、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合	－	100%	－	100%	100%	100%	－	経常利益（千円）	5, 028	-24, 499	18, 724	-41, 918	25, 419
	大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合	－	75%	79%	82%	89%	95%	83%	行政サービス実施コスト（千円）	629, 598	－	－	－	－
								行政コスト（千円）	－	629, 382	630, 054	686, 168	756, 018	
								従事人員数	22	19	20	21	21	

注１）予算額、決算額は「４ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注２）従事人員数については「４ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
		<評価と根拠> 評価：A 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評価をAとする。 ・各事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けながらも、事業が円滑に実施できるよう積極的かつ前広に、十分な工夫や柔軟な措置を講じるとともに、現下の新型コロナウイルス感染症への対応にとどまらず、ポストコロナに向けた積極的な取組や検討を行っており高く評価できる。 ・世界最高水準の研究拠点の形成促進においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の継続により、例年の対面形式でのフォローアップが困難な中で、オンライン化の充実に向け事務局が入念に準備し、新規拠点の公募・審査及び採択業務を実施した上、委員、拠点との連携のもと、平時に劣らないきめ細やかなフォローアップを実現したことは高く評価できる。また、成果の最大化に向けた活動支援に関しても、オンライン化による継続的なアウトリーチの取組のほか、高校生向を中心とした一般に向けて WPI 拠点の研究者とその研究を紹介することで WPI や WPI 拠点への関心を惹起することを狙ったブックレットの作成、小中学生やその親を主な対象とした雑誌への WPI や拠点を紹介する広告記事の掲載、国内外の多様な層に向けて WPI を印象付けるプロモーション動画の制作など、果敢な姿勢で新たな取組を進めたことは高く評価できる。 ・大学教育改革の支援においては、事業ごとに委員会や部会等を合計 26 回開催し、審査・評価業務に従事した。令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、ウェブ会議による面接審査や面接評価を円滑に行えるよう、面接時の審査・評価システムの構築を行った。また、審査・評価業務等を継続させるための業務の効率化を行い、限られた人員体制の下で滞りなく着実に関係資料等の確認を行ったことは高く評価できる。採択プログラムのフォローアップについても、担当委員及び大学の要望を踏まえた上で大学を訪問する形での視察	<評価に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評価をAとする。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大による勤務形態の変容や行動自粛等の制約を受けている中でも、各事業の審査・評価・管理業務が円滑に、かつ良質的に実施されるよう会議のオンライン化のみならず、ウェブ会議による面接審査や面接評価、オンラインでの現地視察の実現など積極的な取組や検討を行っていることを高く評価する。これらの経験は、現下の新型コロナウイルス感染症への対応にとどまらず、ポストコロナ時代においても有効に機能する新たな審査・評価の仕組みとしても評価できる。 ・WPI プログラムにおいては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、対面方式のフォローアップが不可能となったが、オンライン方式により、英語による資料作成や運営等の通常の進捗管理に加えて新規採択拠点の審査、補助金支援期間5年目の拠点に対する中間評価をコロナ前と同等の質を維持して行った上、補助金支援を終了した拠点の「WPI アカデミー拠点」としての認定審査も並行して行うなど、量的・質的に負荷が大きく複雑な業務を滞りなく遂行していることは大変高く評価できる。 ・令和5(2023)年度の新規採択拠点の公募において、伴走成長方式の「WPI CORE」および「複数のホスト機関で提案する WPI」という二つの新方式を採用して公募を実施したことは、新しい試みとして高く評価できる。	

		やウェブ会議による参加を使い分けて行い、実効性をより高める為の工夫を行った点、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と対応について確認を行いフォローアップするとともに現地視察報告書に記載することで対応事例の共有を図った点は高く評価できる。 ・大学のグローバル化の支援において、オンラインを活用した新たな審査・評価システムや審査・評価方法を確立し、引き続き確実に実施するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態にも柔軟に対処したことに加え、評価結果の迅速かつ積極的な情報発信をおこなったことは高く評価できる。また、新規採択事業におけるオンラインを活用した面接評価では、審査部会からより綿密な評価を実施するための事前質問回答の実施、申請大学による音声付き資料によるプレゼンテーションの視聴等、対面評価と同等な評価情報量となるようきめ細やかな対応や適切な情報管理を実施したことは高く評価できる。中間評価における現地調査は、新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しつつ、平成 30(2018)年度以来の対面実施となり、オンラインでは不可能なプログラムの実習設備や実習室等の施設視察等が実施できたことは、評価に値する。 <課題と対応> ・WPI においては、引き続き、拠点の審査・評価・管理業務を着実に実施する。特に、令和 5 年度も前年度に引き続き新規拠点の公募・審査が予定されており、アカデミー拠点も含めて拠点の数が年々増えて行く中、効率的なフォローアップのための更なる体制整備に努める。 ・また、WPI の成果の最大化にあたっては効果的な情報発信について引き続き工夫を凝らしつつ、様々な媒体を通じた情報発信や、国内外のブランディングの戦略的な推進に努める。 ・大学教育改革及び大学のグローバル化を支援する国の助成事業において、引き続き公正かつ迅速・円滑な審査・評価を実施していくとともに、プログラムの着実な実施に向けてフォローアップ体制の充実・強化を図りつつ、各大学の参考となりうる情報の積極的な発信にも努めていく。	また、WPI の成果の最大化に関する取組においても高校生向けに拠点研究者を紹介するブックレットの作成と配布や「第 11 回 WPI サイエンスシンポジウム」を開催し、高校生など若い世代の基礎科学及び基礎研究に対する興味・関心の向上を促進したほか、小中学生やその親を主な対象に WPI の認知度向上を図った広告記事の掲載や、WPI のプロモーション動画制作など、新たな取組を果敢に進めたことは高く評価できる。 ・大学教育改革の支援においては、プログラムごとに必要な委員会等が組織され、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、オンライン方式の審査・評価委員会が計画的に開催され、適切な審査・評価が行われている。また、フォローアップ担当委員の要望や各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、大学を訪問しての視察や、大学への訪問とウェブ会議による参加を使い分けたハイブリッド型の視察も一部のプログラムにおいて行うなど、感染拡大防止に配慮しつつフォローアップの実効性を担保するための様々な工夫を行ったことは、ポストコロナも見据えた成果であると高く評価できる。大学と同様に新型コロナウイルス感染症による勤務形態の変容や制約があったはずの振興会担当職員の質量とも通常をはるかに凌駕する献身的な尽力の賜物であったことは容易に推測でき、このことは特筆に値する。 ・大学のグローバル化の支援において、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するための新たな審査・評価システムや審査・評価方法が確立されているほか、スケジュールの大幅な変更にも臨機応変に対応し滞りなく業務を実施するなど、振興会の業務の質量とも例年を凌駕していることが認められ、高く評価できる。

				<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、各プロジェクトがどのような影響を受けたのか、それに対して振興会および各プロジェクトはどのように対応しようとしたのかを、事業の内容から明らかにしておく必要があるのではないかと。それが振興会および各プロジェクトの評価にも繋がるし、また他大学等にとっても取り入れるとよい課題になると考えられる。 <その他事項> —	
<主な定量的指標> 【評価指標】 4－1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の実施状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等を参考に判断） 【関連指標】 4－A 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況 <その他の指標> — <評価の視点> 4－1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評	<主要な業務実績> ・文部科学省が令和4（2022）年度以降のWPI プログラムによる国際研究拠点形成に係る審査・評価・進捗管理等を担う機関を募った「国際研究拠点形成総合支援事業」の実施機関に採択され、同省からの補助金交付を受けて業務を実施した。 ・振興会において定めた「世界トップレベル研究拠点プログラム委員会規程」に基づき、国内外の学術研究機関の長・教員及び学識経験を有する者等からなるプログラム委員会等を組織し、審査・評価・管理業務を実施した。 ・業務の実施に当たっては、国の定めた制度・方針を踏まえ、プログラム・ディレクター（PD）、プログラム・ディレクター代理（DPD）及び拠点ごとのプログラム・オフィサー（PO）を配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する体制を整備した。また、平成 29(2017)年度に文部科学省が設けた世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）アカデミーについて、WPI アカデミー拠点のフォローアップのため、アカデミー・ディレクター（AD：令和4（2022）年度はPDが兼務）及び拠点ごとのアカデミー・オフィサー（AO）を配置し、その運営状況を確認している。 ・各拠点のフォローアップは、プログラム委員会及び拠点作業部会において、いずれも外国人委員を含むメンバー（委員等 40 名中外国人 16 名、40％）により、国際的な観点を踏まえ実施した。 世界トップレベル研究拠点プログラム委員会名簿（令和4（2022）年 11 月現在） <table><tr><td>天野 浩</td><td>国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 教授 2014 年ノーベル物理学賞受賞</td></tr></table>	天野 浩	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 教授 2014 年ノーベル物理学賞受賞	（1）世界最高水準の研究拠点の形成促進 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから、評定をaとする。 ・国の定めた制度・方針を踏まえ、PD・PO体制を構築するとともに、プログラム委員会や拠点作業部会において外国人研究者も参画した体制を整備することにより、審査・評価・進捗管理業務を国際的な視点で着実に実施した。 ・とりわけ、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が続く中で、オンライン会議を活用し、事務局による念入りな準備のもと、国内外の委員と繋がり、拠点作業部会による現地視察（3拠点：国外評価者を含む各50人程度参加）及びプログラム委員会によるヒアリング（5拠点：国外委員を含む60人程度参加）を実施し、進捗状況を平時に劣らずきめ細かく把握して、各拠点の改善すべき点等を取りまとめて提示した。特に、<u>現地視察については「若手研究者によるポスターセッション」及び「研究現場の設備や環境に関する動画の視聴による視察」など、令和3（2021）年度の経験を踏まえ、より実際の現地訪問に近づけることを昨年度に引き続き実現したことは高く評価できる。</u> ・更に、令和4(2022) 年度は現地視察とプログラム委員会でのフォローアップ結果の取り纏めという通常の進捗	（1）世界最高水準の研究拠点の形成促進 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をaとする。 ・WPI 事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により対面方式に制約がある中でも、「目に見える研究拠点」の形成のため、事業が円滑に実施できるよう会議や現地視察等のオンラインによる実施の充実及びそのための入念な事前準備など様々な工夫や柔軟な措置を講じ、海外委員の出席する会議の円滑な実施を含め、文部科学省の方針を踏まえ適切に実施したことは高く評価できる。特に、令和4（2022）年度は通常の進捗管理に加えて新規採択拠点の審査、補助金支援期間5年目の拠点に対する中間評価の審査・評価業務にも対応する等、量的にも質的にも大きな負荷がかかる中、全ての業務を適切かつ円滑に成し遂げたことは特筆すべき実績と言える。 ・令和5(2023) 年度の新規採択拠点の公募において、伴走成長方式の「WPI CORE」および「複数のホスト機関で提案するWPI」
天野 浩	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 教授 2014 年ノーベル物理学賞受賞				

価等を行う体制整備の状況等を参考	に判断する。	4－A 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が100%（平成28年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が75%（平成25～28年度における中間評価及び事後評価の実績））を基準とした状況変化を評価において考慮する。	石村 和彦	国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長	管理に加えて、新規採択拠点の審査、補助金支援期間5年目の拠点（2拠点）に対する中間評価に加え、補助金支援期間終了機関のアカデミー認定という各種の審査・評価業務を並行して行うことが求められたところ、オンラインの機能を活用して審査・評価の効率化と円滑化を図り、全ての業務を滞りなく遂行したことは特に高く評価できる。	という二つの新方式を採用して公募を実施したことは、新しい試みとして高く評価できる。また、拠点への現地視察において「若手研究者によるポスターセッション」のオンラインでの実施や「研究現場の設備や環境に関する動画の視聴による視察」など、実際の現地訪問に近づける取組を組織的に実施したことも、前年度までの経験を踏まえ業務の更なる質的向上を達成したものであるとして高い評価に値する。		
			川合 眞紀	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長			・WPI アカデミー拠点についても、9つのアカデミー拠点のフォローアップ、2つのアカデミー拠点の拠点長交代に係る審議を着実に進めている。 ・令和4(2022)年11月から令和5(2023)年3月にかけての、補助金支援期間中にある WPI 拠点への PD・PO 訪問、WPI アカデミー拠点に対する AD・AO 視察訪問を、対面会議方式で実施したことは、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況の変化を踏まえた積極的な取組である。 ・WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務については、「国際研究拠点形成総合支援事業」の趣旨を踏まえ、国内外の社会の多様な層から WPI が見える存在となるよう、WPI 拠点や文部科学省と足並みを揃えながら意欲的な取組を行っている。 ・特に、「初等・中等教育段階」も含めた社会との協働に係る新たな取組として、 <u>小中学生及びその親を主たる読者層とした定期刊行物における WPI 事業や拠点の研究者等を紹介する広告記事の掲載を行い、出版物のみならずインターネットや SNS など多様な媒体を駆使した施策の展開により、小中学生とその家族に対して WPI に対する関心と理解の増進を図ったことは、従来の施策ではアプローチが難しかった層が WPI を知り、関心を抱く機会を創出したものとして、特筆に値する。</u> 読者アンケートで「記事を読んで WPI のことをもっと知りたいと思いましたか」との問いに対して98.8%の読者が肯定的な回答を寄せたことや、WPI の研究者が参加した SNS の動画配信において5,000回を超える視聴回数を得ていることは、施策の効果を示すものとして高く評価できる。 ・また、令和4(2022)年度の新規の取組として、高校生を中心とした一般に向けて各拠点の若手研究者を紹介するブックレットの制作を行った。 ・なお、WPI 事業自体の存在感を国内外の多様な層に印象付けることを狙いとしたプロモーション動画の制作を開始したことも、WPI のプレゼンス向上に向けた重要な取組といえる。撮影にあたり、事前に拠点に赴いて、撮影内容等についての綿密な打合せを行い、WPI 事業のみならず WPI 拠点にとっても広報効果の高い動画となるように	・一方で、令和4(2022)年11月から令和5(2023)年3月にかけての、補助金支援期間中にある WPI 拠点への PD・PO 訪問、WPI アカデミー拠点に対する AD・AO 視察訪問を、対面会議方式で実施したことは、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況変化を踏まえ、より効果的なフォローアップのため不断の検討を行った結果の取組として評価する。 ・世界トップレベル研究拠点プログラム委員会における女性委員比率が昨年から増加したことは、高く評価できる。 ・WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務についても、前年度に引き続きオンラインツールを用いた活動を積極的に進めたことは高く評価できる。特に研究大学コンソーシアム（RUC）と共催したシンポジウムにおいて、視聴者の9割以上から「参考になった」との評価を得たことは、WPI の成果を共有・展開する効果を遺憾なく発揮したものであるとして高く評価できる。 第11回「WPI サイエンスシンポジウム」をハイブリッド形式での開催とすることも、遠隔地の高校生等の参加を促して、より多くの若い世代に基礎科学・基礎研究への関心・興味を抱ききっかけとするための試みとして評価したい。 ・「初等・中等教育段階」も含めた社会との協働に係る新たな取組として、 <u>小中学生とその親を主たる読者層とした定期刊行物における WPI への関心を高めることを狙った広告記事の掲載（ペイドパブリシテ</u>
			永井 良三	自治医科大学 学長				
			長谷川 眞理子	国立大学法人総合研究大学院大学学長				
			濱口 道成（委員長）	国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 先進的研究開発戦略センター（SCARDA）センター長 国立研究開発法人科学技術振興機構 顧問				
			松本 紘	公益財団法人国際高等研究所 所長				
			ハリエット・ウォルバーグ	カロリンスカ医科大学 教授				
			クラウス・フォン・クリッツィング	マックス・プランク研究所 部局長 1985年ノーベル物理学賞受賞				
			リタ・コーウェル	メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団(NSF)長官				
			ビクター・ヨセフ・ザウ	米国医学アカデミー 会長				
ジャン・ジニー・ジュスタン	フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問							
リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究センター所長							
リム・チュアン・ポー	シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官							
プログラム委員名簿及び各拠点作業部会委員名簿については、ウェブサイトで公開している。 プログラム委員名簿： https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/07_iinkai.html 各拠点作業部会委員名簿： https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/08_followup.html								
・審査・評価・進捗管理業務に加え、WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動支援を行うため、世界トップレベル拠点形成推進センター（以下「WPI センター」という。）のセンター長に WPI プログラムに深い知見を有する PD を委嘱し、業務を円滑に実施するための万全の体制を敷いている。								
■審査 令和3(2021)年度の2月から3月にかけて令和4(2022)年度に採択を予定する新規拠点3件の公募を行ったところ16件の拠点構想の申請があったことを受け、プログラム委員会及びプログラム委員会の下に								

	設置された審査委員会により、二段階の書類審査と合議審査により絞り込みを行った上でヒアリングを行う三段階の審査により、3件の採択候補拠点を決定するとともに審査委員会からのコメントをとりまとめ、文部科学省に報告した（その後、同省において3件の採択拠点を決定・発表）。 具体的には、第1段審査においてはプログラム委員及びPD等から選出された審査委員により構成される一次審査委員会により、書面審査及び書面審査結果に基づくオンラインでの合議審査を行った。第2段審査においては、国内外の研究者から書面審査委員（拠点構想の組織体制を審査するシステムレビュー7名及び研究面の審査を行うサイエンスレビュー54名）を選出し、6月上旬から7月上旬の約1ヶ月間で着実に書面審査を実施した後、当該書面審査結果を踏まえ、8月2日に国内のプログラム委員による会議（以下「国内委員会」という。）を2次審査会としてオンラインで実施し、ヒアリング対象（6件）の絞り込みを行った。2次審査会では各委員がzoomの投票機能に評価を入力し、集計結果を迅速に集計・共有できる方式を導入したことにより、合議審査を円滑かつ効率的に進めることができた。 3次審査は海外の委員も含めて行う令和4（2022）年度第1回プログラム委員会としてオンラインで9月14日、15日及び16日に開催し、ヒアリング対象となった6件の拠点構想のホスト機関長及び拠点長候補者からの説明と質疑応答を経て、3件の採択候補拠点を決定した。3次審査においても委員による評価の入力・集計には2次審査と同様のzoomの投票機能を使用して議論の円滑化・効率化を進めた。 以上のように会議のオンライン化を踏まえた業務の円滑化及び効率化に向けた取組を積極的に行うことで、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下においても滞りなく審査業務を行った。（2月に公募を開始し、9月中旬に採択候補拠点を決定するスケジュールは前回の公募・審査が行われた令和3（2021）年度と同様。） また、審査の過程を通じて、審査委員と申請機関及び拠点構想関係者との利益相反には慎重な配慮を行った。なお、審査結果については、事業ホームページで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/03_sinsa.html 文部科学省が令和5（2023）年度に新規拠点を採択することに伴い、伴走成長方式の「WPI CORE」及び「複数のホスト機関で提案するWPI」という二つの新方式による公募の実施となったことを踏まえて各種関係文書や手続きを改定・整備した上、プログラム委員会国内委員会の承認を得て公募を行い、「WPI CORE」17件、「複数のホスト機関で提案するWPI」2件の申請を受け付けた。 ■フォローアップ 拠点構想の進捗状況及び拠点の運営状況の把握と管理を、各委員の利益相反に配慮しつつ、以下のとおり適切に実施した。令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面形式での会議や	努めていることは、各WPI拠点の実施するイベントなど様々な場所での使用機会を広げることにつながるものとして評価できる。 アウトリーチ活動や成果の横展開に関する活動において、前年度に続きオンライン会議等を活用した活動を意欲的に推進したことも高く評価できる。 ・中でも、<u>研究大学コンソーシアム（RUC）と共催したシンポジウムにおいて、視聴者の9割以上から「参考になった」との評価を得たことは、WPIによって培われた優れた研究拠点形成の経験・ノウハウの展開を高い水準で実践したものととして重要である。</u>また、「第11回WPIサイエンスシンポジウム」の開催により、若い世代を含む多様な参加者の基礎科学及び基礎研究に対する興味・関心の向上へとつなげたことも高い評価に値する。 ・WPI拠点に蓄積された経験・ノウハウの共有・展開については横展開のプラットフォームとなるウェブサイト「WPI Forum」においてWPI拠点で異分野の融合により新たな研究が生まれた背景や仕掛けを「WPIならではの研究創成ものがたり」として紹介する取組を積極的に継続している。このことは、国内の研究機関及び研究者に広く有益な示唆を与えるものと言える。 ・本会が作成したデータベースの雛形を新規採択されたWPI拠点に提供し、各拠点におけるAlumniデータベース構築を支援したことは、WPI事業により進められた国際頭脳循環に向けた取組を各拠点の資産として蓄積し、Alumni組織の基礎を作るための重要な貢献と言える。 このほか、WPIの国際的なブランド価値向上にむけて、海外研究連絡センターが開催するフォーラムへのWPI拠点の研究者の登壇や、AAAS年次会合での情報発信など、様々な機会を活用・創出してWPIの認知度向上に努めたことも、積極的な取組として評価に値する。また、<u>WPI事業及び各拠点の国際的評価や、各拠点が行った研究活動の科学的・社会的インパクト、過去にWPIに在籍した研究者の業績及びキャリアパスの変化に関する調査報告書をウェブサイトに公開したことは、WPI事業の更なる発展のための基盤となる情報を得ることにとどまらず、WPI事業の成果を広く社会に発信したものととして評価できる。</u> ・調査・分析業務においては、従来の学術雑誌掲載論文では捕捉しきれない可能性がある、情報科学分野の研究成果の計測方法を検討するための情報収集を進めており、評価手法の改善に向けた不断の取組として重要である。	<u>イ）を行ったことは、未来の学術研究を担う世代に「研究者・研究という仕事」の魅力を伝えるとともに、先端的な研究のあるWPIに対する関心と理解を広めるための素晴らしい取組と言える。</u>冊子だけではなく誰もが閲覧できるウェブサイトの記事を掲載し、SNSを用いてWPIの研究者と視聴者との双方向の交流を行うなど、多様な媒体を駆使して効果を高める工夫を行ったことも高く評価できる。 また、WPIのプロモーション動画の制作に着手したことも、WPIのプレゼンス向上に向けた重要かつ意欲的な取組として評価に値する。 ・Alumni組織の確立は、各拠点の活動、成果の世界的共有や展開のために重要であると判断できるが、振興会がその確立に向けて主導的役割を果たして各拠点を牽引していることは、高く評価できる。 ・WPI拠点に蓄積された経験・ノウハウをウェブサイトを通じて共有・展開する取組も積極的かつ不断に進めており、評価できる。 また、海外研究連絡センター主催のフォーラムへのWPI拠点の研究者の参加など、WPIの国際的ブランド価値の向上に向けた試みも積極的に行っている。更に、WPI事業及び各拠点の国際的評価や、各拠点が行った研究活動の科学的・社会的インパクト等を多角的に調査・分析した調査報告書を公開したことも、客観的エビデンスに基づくブランディング戦略の構築に大きく資するものと考えられ、高く評価できる取組である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・WPIは評価の高い事業であり、実力のある各拠点の優れた研究実施により成果が上がっていると考えられる。支援業務においても様々な工夫が見られ、今後の継続も

	拠点に実際に赴く現地視察等は令和3(2021)年度に引き続きオンラインにて実施することとし、委員や拠点関係者の安全を確保しつつ着実に目的を達成した。 フォローアップ結果は、文部科学省に報告するとともに、令和5(2023)年度始めに事業ウェブサイトにおいて公開予定。 https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/08_followup.html □補助金支援期間にある5拠点のうち、平成30(2018)年度、令和3(2021)年度採択拠点については、PD、DPD及び拠点担当のPOを中心とした拠点作業部会による現地視察(3拠点: <u>国外評価者を含む各50人程度参加</u>)をオンラインで行うとともに、プログラム委員会(オンライン)が進捗状況についてヒアリング(5拠点: <u>国外委員を含む60人程度参加</u>)を実施し、フォローアップ結果として、拠点の改善すべき点等を取りまとめた。 令和4(2022)年度の現地視察では、前年度の経験を踏まえつつ、より実際の現地訪問に近い内容となるように工夫を凝らした。具体的には、「拠点の主な研究者による研究成果発表と質疑応答」、「若手研究者によるポスターセッション」及び「研究現場の設備や環境に関する動画の視聴による視察」を内容に加え、視察日程も各拠点につき2日間に分けて実施した。 上記の現地視察は3つの拠点を対象に、技術的な準備や拠点との事前調整を入念に行い、6月～9月にかけて1拠点ずつ実施した。特にポスターセッションについては、各拠点専用のポータルサイトを開設し、各拠点につき最大30名分のポスターとフラッシュトークを掲載し、現地視察の1週間前からPD、DPD等が閲覧可能にする等の配慮を行うことで、視察当日に若手研究者との懇談が円滑に進むように配慮した。この結果、ポスターセッションを実施した現地視察では全ての拠点の作業部会メンバーから、若手研究者の現状を把握する上でポスターセッションは有意義であったとの評価が寄せられた。 □補助金支援期間にある拠点のうち、平成30(2018)年度に採択された2拠点については、11月1日にオンラインにて開催した本年度第2回のプログラム委員会において、中間評価を実施した。中間評価では、拠点長及びホスト機関長からヒアリングを行うと共に、POが現地視察の状況を報告し、プログラム委員が各拠点の進捗状況を確認・評価すると共に、改善すべき点等を取り纏めた。中間評価においても、審査委員会と同様のWebフォームを用いた評価の入力・集計方式を導入したことにより、迅速な集計結果の共有と、円滑な議論の進行につなげることができた。 中間評価の結果は、文部科学省を通じてプログラム委員会によるコメントと併せて拠点に通知された。 □補助金支援期間にある拠点のうち、平成29(2017)年度に採択された2拠点及び令和3(2021)年度に採択された1拠点について、11月2日	<課題と対応> ・引き続き、拠点の審査・評価・管理業務を着実に実施する。特に、令和5(2023)年度に予定されている新規拠点採択のための審査に向けて、更なる体制整備に努める。 ・WPIの成果の最大化のための効果的な情報発信について引き続き工夫を凝らしつつ、様々な媒体を通じた情報発信を進める。 (各評価指標等に対する自己評価) ・評価指標である4-1については、ノーベル賞受賞者を含むプログラム委員会及び拠点作業部会のいずれも外国人を含む委員構成にするとともに、英語による資料の作成、及びオンライン会議の運営を時差の問題にも取り組みながら行っており、新型コロナウイルス感染症の影響下の困難を様々な工夫で乗り越え例年どおりの水準で達成された。令和4(2022)年度は、3件の新規採択のために半数が外国人となる計54名のサイエンスレビューをシステムレビューと共に限られた日程で行ったこと、5拠点から9拠点となったアカデミー拠点の国際頭脳循環事業の実施や拠点長交代などフォローアップも滞りなく実施したことも評価する。	考えられる。 ・アウトリーチ活動やブランディングには工夫が見られ、今後も継続してほしい。このような活動は、研究活動や研究運営とは異なる専門性が求められるものであり、振興会並びに各拠点にマーケティングや企画力のある専門性を備えた職員の配置、あるいは適切なアウトソーシングを考えるべきであろう。 <その他事項> —

	にオンラインにて開催した本年度第 2 回プログラム委員会においてフォローアップを実施した。 また、平成 24(2012)年度に採択された 3 拠点のうち 1 拠点については、申請に基づき 9 月のプログラム委員会での審査により「WPI アカデミー」拠点に認定された。 □令和 4(2022) 年度に新たに採択された 3 つの WPI 拠点に対して、令和 5(2023) 年 1 月から 2 月にかけて PD、DPD、PO による拠点訪問を実施した。拠点訪問では拠点長及びホスト機関の長などから拠点の立ち上げ状況を聴取し、意見交換を行うとともに、WPI の趣旨に沿った研究拠点として順調な発展が望めるよう、必要に応じて助言を行った。 なお、補助金支援期間にあるその他の拠点についても令和 5(2023) 年 1 月から 3 月にかけて PD、DPD、PO による拠点訪問を行い、拠点長及びホスト機関の長などにプログラム委員会による中間評価又は年次フォローアップの結果を伝達するとともに、必要に応じて助言を行った。 これらの拠点訪問は、新型コロナウイルス感染症対策としての行動制限が緩和された状況を踏まえ、実際に拠点を訪問して対面会議の方式で行い、PD 等の訪問者側と拠点側出席者との間でより一層円滑なコミュニケーションが行われるように努めた。 □WPI アカデミー 平成 29(2017)年度認定拠点のうち補助金支援拠点を除く 4 拠点及び令和 2 年度に認定された 1 拠点の活動状況について、11 月の第 2 回プログラム委員会において AD から報告を行った。また、全ての WPI アカデミー拠点に対して、11 月から令和 5(2023)年 3 月にかけて AD (PD)、DPD、AO による拠点視察訪問を実施し、フォローアップを行った。当該拠点訪問も実際に拠点を訪問して対面会議の方式で行い、AD 等の訪問者と拠点関係者との間でより円滑なコミュニケーションが取れるように努めた。 なお、2 つの WPI アカデミー拠点から拠点長交代の申し出があり、1 月 17 日に開催した国内委員会において、ホスト機関長、拠点長及び新拠点長候補者よりヒアリングを行い、引き続き拠点としての高いレベルの活動が出来ることを確認し、交代を承認した。 ■WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援 業務の実施にあたっては、アウトリーチ担当者を集めた会議の開催を通じ、WPI 拠点や文部科学省との情報・方向性の共有を図った。また実施した取組は、アンケート結果や取組の効果、アウトリーチ担当者会議での各担当者からの意見等を踏まえ、振興会理事、PD、DPD、AD 等で構成される WPI センター会議において、幅広い対象を適切にカバーできているか、認知・理解の向上に繋がる種をどれだけまいたか、目的に則した取組であったか等の観点から評価し、その結果を次の取組にフィードバックした。		

	□WPI のブランディング等 WPI プログラム全体が社会から「見える」存在となることを目指し、以下の取組を行った。令和 4(2022)年度も前年度に引き続きオンライン方式と対面方式の活動を目的に応じて併用し、業務の効果的・効率的な実施に努めた。 ●WPI のブランディングに向けた取組 ・国内外に向けた情報発信媒体として、事業及び各拠点の概要と成果を示したパンフレット（日英併記）を作成・配布したほか、振興会ウェブサイトにおいても掲載した。令和 4(2022)年度に新規採択された 3 拠点に関する情報はパンフレットの追補版として纏め、配布を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/19_pamphlet.html ・国内に向けた取組としては、11 月 23 日に第 11 回となる「WPI サイエンスシンポジウム」を東京大学ニューロインテリジェンス国際研究機構（IRCN）との共催で東京大学・伊藤謝恩ホールにて開催し、「科学で拓く無限大の可能性」と題して、高校生を中心とした幅広い世代を対象に、科学・技術や研究への理解向上と関心醸成を目的として世界最高水準の科学を紹介するとともに、研究者との直接対話の機会を提供した。同シンポジウムはオンラインでも中継され、284 名の参加者（実地参加 51 名、オンライン参加 233 名）を得た。当日は WPI 拠点の研究者が自らの研究紹介のほか、研究者となるに至った経緯や研究職の魅力について講演やパネルディスカッションを行い、参加者からの質問に答えた。<u>シンポジウム参加者へのアンケートにおいては、高校生を中心とした回答者の 98%が「基礎科学、基礎研究に対する興味・関心が更に高まった」と答えている。</u> ・主に高校生を対象としたプレゼンスの向上施策としては、WPI 拠点で活躍する研究者やその研究の紹介を通じて WPI 及び WPI 拠点への関心を惹起することを狙った高校生向け WPI ブックレットも制作し、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）生徒研究発表会及び WPI サイエンスシンポジウムの会場において頒布したほか、見学受け入れ時の頒布用に各 WPI 拠点にも提供した。 ・「国際研究拠点形成総合支援事業」で求められている「初等・中等教育段階」も含めた社会との協働に係る取組として、小中学生及びその親を主たる読者層とした定期刊行物においてペイドパブリシティ（記事体広告の掲載）を実施した。具体的には、株式会社朝日新聞出版が刊行する「ジュニアエラ」（発行部数 25,000 部）及び「AERA with Kids」（発行部数 24,200 部）において、3 号にわたり計 7 つの WPI 拠点とその研究者を紹介する記事体広告を掲載し、小中学生とその親に対して「研究者・研究という仕事」の魅力を伝えるとともに、先端的な研究の場である WPI に対する関心と理解の増進を図った。当該記事体広告はウェブサイト「AERA dot.」において無料で読むことができるようにしたほか、抜き刷り冊子を全国 200 の小学校に計 1,000 部を配布して、	

	施策の効果の向上を図った。なお、「AERA dot.」に掲載した記事体広告のページビュー数は公開から1か月間で19,000を超えたほか、読者アンケートでは「記事を読んで WPI のことをもっと知りたいと思いましたか」との問いに対して回答者の98.8%が「そう思う」又は「非常にそう思う」と回答した。 また、本施策の一環として筑波大学国際統合睡眠医科学研究機構(WPI-IIIS)の研究者を招いた「AERA with Kids」のインスタライブも開催し、研究者が視聴者からの質問に答える双方向の交流も実現することで、WPIに対する理解・関心の更なる促進にも努めた。当該インスタライブの延べ視聴回数(アーカイブ視聴を含む。)は5,000回に達した。 ・WPIが世界最高レベルの研究拠点として魅力的な研究成果を創出していることが企業関係者にも広く認知されるよう、日本経済団体連合会(以下「経団連」という。)の協力を得て、科学技術・産学官連携に関係する部会に所属する会員企業(約70社)に対してWPI拠点主催イベント等の情報の周知を行った。令和4(2022)年度は、WPI拠点が主催・参画するイベントの開催情報に加えてWPI拠点の研究活動・実績も周知内容に含めるとともに、周知の頻度も前年度の年2回から2か月に1回、計年5回に増やして実施した。 ・海外に向けたWPIのブランディングの取組としては、振興会の海外研究連絡センターと連携し、センターが所在国で開催するシンポジウムにおいてWPI拠点の研究者がWPIやその成果を紹介する機会を設けている。令和4(2022)年度はワシントン研究連絡センターが9月9日に米国ワシントンD.C.において開催した「第25回Science in Japan Forum」において、WPI拠点の一つである東京工業大学地球生命研究所(WPI-ELSI)の拠点長及び主任研究者が講演を行った。「Sample Return and the Origin of Life」をテーマにワシントンD.C.の会場とオンラインのハイブリッド形式で開催された同フォーラムではワシントン研究連絡センター長によるWPIの事業紹介に加え、WPI拠点全体を紹介する動画を休憩時間に放映することで、「最先端の研究拠点群としてのWPI」のイメージをアピールした。また、3月2日から5日かけて米国ワシントンD.C.で開催された米国科学振興協会(American Association for the Advancement of Science: AAAS)の年次会合においてワシントン研究センターがブース展示を行い、WPIプログラム及びWPI拠点を紹介するポスターの展示やパンフレットの配布等を行った。 ・国内外におけるWPIのプレゼンスを高めるための新たな施策として、各WPI拠点とWPI事業との関係性を明示的に打ち出して事業自体の存在感を印象付けることを狙いとしたプロモーション動画の制作を開始した。当該動画制作においては令和4(2022)年度までに採択された全17拠点で撮影を行うこととし、令和4(2022)年度においては5つの拠点でそれぞれ2日間にわたる撮影を行った。撮影にあたっては、事前に制作受託会社を伴って拠点に赴き、撮影内容や撮影場所等についての綿	

密な打合せを行い、事業の広報のみならず、個々の WPI 拠点にとっても広報効果の高い動画となるように努めた。また、WPI のイメージをより広く社会に認知してもらうための WPI のロゴを活用したブランディングクリップ動画も作成した。

・その他のアウトリーチ活動としては、WPI の公式 Facebook アカун トにおいて、各拠点の研究成果やイベント等の周知を行ったほか、科学に興味がある一般層に向けてわかりやすく発信することを目的として、講談社ブルーバックス公式サイト上に WPI 拠点の研究成果を記事として掲載する取組を行った。また、広報媒体として WPI センターのホ スト機関である振興会のメルマガ等を積極的に活用するほか、振興会 広報室や会内の他事業の広報との情報交換・連携にも努めている。

●ファンドレイジング活動の支援

・WPI 拠点による寄付の募集を WPI 公式 Facebook アカун トで周知し たほか、産学官連携の促進に向けたイベントへの WPI の参加情報を経 団連会員企業へ周知する等の取組により、WPI 拠点が行うファンドレイ ジング活動を支援した。また、ファンドレイジングに係る基礎知識・ノ ウハウ及びファンドレイジング研修の資料一式、各拠点の取組事例、フ ァンドレイジング活動の体験インタビュー記事を、本会が WPI 拠点の 知見を国内の大学等と共有するプラットフォームとして開設したウェ ブサイト「WPI Forum」の関係者限定ページに掲載して拠点間のノウハ ウ展開を推進する取組を継続的に行った。

<https://wpi-forum.jsps.go.jp/>

●国際頭脳循環の促進に繋がる活動の支援

・日本の国際頭脳循環の加速・拡大に資するべく、WPI アカデミー拠点 と業務委託契約を締結し、海外の研究者の招へい、WPI アカデミー拠点 の研究者の海外への派遣や、国際シンポジウムの開催などの活動を支 援する取組を実施した。

□情報収集・分析

・今後の WPI 事業の運営を検討する上での基礎資料として、以下の調 査分析を行った。

1) 令和 4 (2022) 年度に中間評価の対象となる、平成 30 (2018) 年 度採択拠点の研究論文に関する書誌情報及び指標 (トップ 10%論文数 /率、トップ 1 %論文数/率、国際共著論文数/率等) の調査・集計を行 った。

2) 平成 19(2007) 年度、平成 22(2010) 年および平成 24 (2012) 年 度に WPI に採択された 9 拠点及び拠点毎に比較対象として選定された ベンチマーク機関の研究論文に係る書誌情報及び指標の調査・分析を行 った。

3) 情報科学分野の研究成果は学術雑誌への論文掲載よりも学会の プロシーディング (講演要旨) として発表されることが多いことから、

	情報科学分野における科学的成果の評価手法を検討するための基礎情報を得るため、情報科学分野の会議録文献を広範囲にカバーするデータベースを用いた試験的な調査・分析を行った。 なお、令和 2(2020) 年度及び 3(2021) 年度にかけて行った「WPI 事業及び各拠点の国際的評価」、「各拠点が行った研究活動の科学的・社会的インパクト」及び「過去に WPI に在籍した研究者の業績及びキャリアパスの変化」に関する調査分析結果を取りまとめた報告書を本会のウェブサイトで公開した。 調査報告書の URL : https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/20_reports.html □成果の共有・展開 ・「WPI Forum」のコンテンツ充実に向けた取り組みとして、WPI 拠点だからこそ生まれてきた融合研究や、新たな研究領域を創成した事例などを、その研究が生まれるに至った仕掛けなども含めて紹介する「WPI ならではの研究創成ものがたり」の連載を継続し、4 件のインタビュー記事を公開した。 また、本会が研究とライフイベントの両立に関する情報発信等を行うためのウェブサイト「CHEERS!」において「WPI Forum」のコンテンツの一つである「WPI 現場の経験から」へのリンクを設定し、多様性のある研究環境の実現に向けた WPI 拠点の取組が、より多くの大学等に共有されるよう展開をしている。 WPI Forum の URL : https://wpi-forum.jsps.go.jp/ CHEERS! の URL : https://cheers.jsps.go.jp/casestudy/ ・大学、研究機関の研究者や URA を対象として研究大学コンソーシアム (RUC) が主催するシンポジウムに、令和 4(2022) 年度も共催機関として企画段階から参画した。「多様性と研究力強化」をテーマにオンラインで開催された同シンポジウムにおいて、本会は分科会のひとつとして「多様性を重視する研究環境に向けた取り組み」を企画・実施した。当該分科会では、WPI 拠点から複数の研究者が登壇し、男女共同参画や国際的な研究環境など、研究組織の多様性を向上させるための取組について事例紹介を行うとともに、多様性のある研究組織がもたらす効果等についてパネルディスカッションを行い、視聴者からの質問に答えた。登壇者のうち英語を母語とする外国人研究者の発言については日英同時通訳を付けて配信し、視聴者の便に供した。 シンポジウムには延べ 620 名の参加があり、アンケートでは回答者の 95% から「参考になった」との感想を得た。 ・本事業を通じて我が国で研究を行った経験のある研究者の Alumni 組織確立に向けて、各拠点における Alumni データベースの構築を促進するため、本会が作成した「Alumni 研究者等データベース雛形」を令和 4(2022) 年度採択拠点到配布した。配布に当たって詳細なマニュアルも	

		添付し、拠点での効果的な活用の促進に努めた。	
＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	＜主要な業務実績＞ ■基金の設置 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、中期目標等の変更を受けて、国から交付された補助金により、新たに「地域中核研究大学等強化促進基金」を令和 5（2023）年 3 月 27 日付けで造成した。 ■体制及び関連規程の整備 ・地域の中核大学や研究の特定分野に強みを持つ大学が、その強みや特色のある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る環境整備を支援する「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価・進捗管理、交付業務及び事業成果の最大化に向けた必要な支援業務等を行うため、組織規程を改正し、令和 5（2023）年 1 月 1 日付けで経営企画部に大学経営支援課を設置した。 ・本事業の効果的な運用を目指し、文部科学省と定期的に協議を行うとともに、令和 5（2023）年度からの事業公募に向け、「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程」を定め、審査・評価・進捗管理等の実施体制を整備した。 ・「独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程」等の関係規程を整備し、基金の適切な管理・運用体制を構築した。	（２）地域の中核・特色ある研究大学の強化促進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・組織規程を改正し、経営企画部に大学経営支援課を設置するとともに、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の公募等に向けた業務に必要な人員を確保し、体制を整備したことは評価できる。 ・本事業の制度設計に係る文部科学省の検討状況について情報収集及び定期的に協議を行うとともに、「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程」を定め、令和 5（2023）年度以降に、国の定めた制度・方針等を踏まえた審査・評価・進捗管理等を実施するための体制整備を行ったことは評価できる。 ・基金造成に必要な諸規程の整備を行い、基金の適切な管理・運用体制を構築し、国から交付された補助金により、本事業の実施に必要な「地域中核研究大学等強化促進基金」を新たに造成したことは、中期計画通り着実に業務を実施していると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・今後、国の定めた制度・方針等を踏まえ、振興会に設置する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」において、公募に向けた検討を行う。また、公募終了後は公正性、透明性を確保した適切な審査等を実施する。 ・事業の着実な実施に向けて、進捗管理体制の整備・充実を図りつつ、情報の積極的な発信にも努めていく。	（２）地域の中核・特色ある研究大学の強化促進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の実施にあたり、経営企画部に大学経営支援課を設置するなど必要な体制整備を行ったこと、また、令和 5 年度からの公募、審査・評価・進捗管理等に向けた関係規程の整備及び基金の造成等が着実に進められていることは評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・国の定めた制度・方針等を踏まえ、文部科学省とも連携し、本事業の効果的な運用を図ることを期待する。 ＜その他事項＞ —

<主な定量的指標> 【評価指標】 4-2 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断） 【関連指標】 4-A 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況 <その他の指標> — <評価の視点> 4-2 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。 4-A 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が100%（平成28年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が75%（平成25～28年度における中間評価及び事後評価の実績））を基準とした状況変化	<主要な業務実績> ・大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、事業ごとに振興会において定めた委員会規程に基づき、大学の学長・教員並びに学識経験を有する者等からなる委員会等を組織し審査・評価業務を実施。 ●委員会等開催実績 <table><tr><td>卓越大学院プログラム委員会</td><td>2回</td></tr><tr><td>同 審査・評価部会</td><td>9回</td></tr><tr><td>デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業</td><td>4回</td></tr><tr><td>知識集約型社会を支える人材育成事業委員会</td><td>6回</td></tr><tr><td>地域活性化人材育成事業～SPARC～</td><td>5回</td></tr></table> ・上記審査・評価に当たっては、国の定めた制度・方針等を踏まえ、事業ごとに専門家によるプログラム委員会等の公正な審査・評価体制を整備している。 ・大学院の教育改革を支援する国の助成事業（卓越大学院プログラム）では、令和元(2019)年度採択プログラム11件について書面評価、現地調査及び面接評価からなる評価業務を、<u>新型コロナウイルス感染症の影響下においても確実に実施し評価結果を通知したことに加え、採択プログラムに対するフォローアップ担当委員による現地視察などのフォローアップに関する業務の充実に努めた。</u>まず、フォローアップの実施に際しては、部会を開催して、フォローアップ担当委員の意識共有を図った。その上で、平成30(2018)年度に採択された15件のプログラムについて、採択4年度目の評価結果の対応状況等を確認するためフォローアップ担当委員による現地視察を行い、学生との意見交換の実施に加え、日常的な進捗状況の把握、相談、助言等を行うプログラムオフィサー（以下、「P0」という）も立ち会うことによる専門的見地からの情報共有や議論を行うことで、事業目的の着実な達成及び採択プログラムが補助期間終了後も定着・発展するための取組が適切に行われるよう的確な指導、助言等を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と対応についての確認も行い、現地視察報告書において、大学院教育全体の改革の取組などの進捗状況や改善を要する点をまとめるとともに各プログラムの新型コロナウイルス感染症の影響下における対応事例の共有を図った。<u>現地視察においては、新型コロナウイルス感染症対応による影響がある中で、感染拡大防止に配慮しつつ、委員会の意見を踏まえ、フォローアップ担当委員の要望や各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、大学を訪問しての視察とウェブ会議による参加を使い分けるなど、実効性を担保するための様々な工夫を行った。</u> ・大学院の教育改革を支援する国の助成事業（デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業）では、8件の申請を受け付け、委員会において、書面審査とオンラインを活用した合議審査を行い、客観的かつ公正な審査を実施し選定候補事業計画を決定した（その後、文部科学省が6件の採択を決定）。審査は、委員による書面審査を行った。書面審	卓越大学院プログラム委員会	2回	同 審査・評価部会	9回	デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	4回	知識集約型社会を支える人材育成事業委員会	6回	地域活性化人材育成事業～SPARC～	5回	（3）大学教育改革の支援 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評定をaとする。 ・大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、事業ごとに委員会や部会等を合計26回開催し、審査・評価業務に従事している。 ・事業の実施に当たっては、事業ごとに国の定めた制度・方針等を踏まえ、専門家による公正な審査・評価体制を整備し、事業の透明性、信頼性、継続性を確保している。また、審査・評価結果のウェブサイトへの掲載、従来の日本語版パンフレットに加え英語版のパンフレットを作成し関係機関へ配布する等、情報公開を積極的に実施した。令和4年度は前年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況にあり、事務局側も出勤抑制などの制約がある中で、事務局による念入りの準備、様々な工夫のもと、滞りなく着実に業務を進めたことは高く評価できる。 ・大学院の教育改革を支援する国の助成事業（卓越大学院プログラム）では、新型コロナウイルス感染症の影響下において、ウェブ会議による面接評価を可能にするため、オンラインにより参加する評価者の面接評価の評点を集計するウェブ集計システムを構築するなどの工夫を行った。加えて、<u>フォローアップの一環として行われた委員現地視察においては、委員会の意見を踏まえ、フォローアップ担当委員の要望及び各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、委員が現地に赴いての対面による視察や、ウェブ参加を使い分けるなど、制約がある中でも、現地視察の実効性を担保するための様々な工夫を行うことで着実に業務を遂行したことは高く評価できる。</u>また、各プログラムにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と対応について確認を行い、<u>各プログラムの新型コロナウイルス感染症の影響下での取組を丁寧にフォローアップするとともに、現地視察報告書に記載し対応事例の共有を図ったことは、ポストコロナも見据えた好事例の波及を促す点</u>で高く評価できる。 ・学部の教育改革を支援する国の助成事業（地域活性化人材育成事業～SPARC～）の審査業務において、知	（3）大学教育改革の支援 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評定をaとする。 ・大学教育改革の支援に関しては、振興会の有する審査・評価業務に関する経験と知識が十分生かされ、それぞれのプログラムに対して適切な委員会や専門部会の設置、運営がなされ、事業の円滑な推進に貢献していることは例年通りである。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、大学院の教育改革を支援する国の助成事業（卓越大学院プログラム）と学部の教育改革を支援する国の助成事業（知識集約型社会を支える人材育成事業）の両プログラムについて、オンライン形式の審査・評価委員会が計画的に開催され、適切な審査・評価が行われている。フォローアップ担当委員による現地視察では、担当委員の要望や各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、大学を訪問しての視察やウェブ会議による参加を使い分けて行うなど、感染拡大防止に配慮しつつフォローアップの実効性を担保するための様々な工夫を継続して行っていることは、ポストコロナも見据えた成果であると高く評価できる。 ・大学院の教育改革を支援する国の助成事業（卓越大学院プログラム）では、平成30(2018)年度に採択された15件のプログラムについて、事業目的の着実な達成及び採択プログラムが補助期間終了後も定着・発展するための取組が適切に行われるようフォローアップ担当委員による委員現地視察が、フォローアップの一環として行われたが、この際現地視察の実効性を担保するための様々な工夫を行ったことは、ポストコロナも見据えた取組と言える。ま
卓越大学院プログラム委員会	2回												
同 審査・評価部会	9回												
デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	4回												
知識集約型社会を支える人材育成事業委員会	6回												
地域活性化人材育成事業～SPARC～	5回												

を評価において考慮する。	査においては各委員が全申請事業について行った書面審査の結果を速やかに集計するなど迅速かつ効率的な審査を行った。なお、委員会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議事内容に応じて Web 会議又はメール審議を選択して開催するなど開催方法を工夫した。審査終了後、ウェブサイト等を通じて、審査結果、計画調書等を含め、積極的に関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 ・学部の教育改革を支援する国の助成事業（知識集約型社会を支える人材育成事業）における評価業務では、令和 2（2020）年度に採択した 6 件の事業計画（メニューⅠ、Ⅱ）に対して、委員会における書面評価、現地調査、合議評価等により中間評価を実施した。評価に当たっては、委員会委員による書面評価を行った上で、委員会において複数回の議論がなされた後、現地調査を経て評価結果を決定した。令和 3（2021）年度に採択した 3 件の事業計画（メニューⅢ）に対しては、フォローアップ担当委員による毎年度のフォローアップとして、フォローアップ担当委員が作成した委員フォローアップ報告書に基づいて実施した。進捗状況に課題がある取組に対し適切なフォローアップを行うため、委員会として必要と判断した取組 2 件に対し、書面によって追加確認した。委員フォローアップ報告書については、今後の事業運営にあたって参考となるよう、大学へ開示した。 ・学部の教育改革を支援する国の助成事業（地域活性化人材育成事業～SPARC～）における審査業務では、令和 4（2022）年度に新規公募した「タイプ①.学部等の再編を目指す取組」、「タイプ②.高度な連携を目指す取組」について、書面審査及び面接審査の 2 段階審査を行い、それぞれ 3 件ずつの選定候補事業計画を決定し、その後速やかに審査結果の通知を行った。採択後は、事業趣旨に沿った事業計画の運営や事業目的の着実な達成がなされるよう、フォローアップ担当委員による進捗状況の確認及び委員現地視察等を行うフォローアップ体制を構築した。 【卓越大学院プログラム】 ・卓越大学院プログラム委員会（以下「委員会」という）において決定された評価要項等に基づき、令和元（2019）年度に採択された 11 件のプログラムについて中間評価を実施した。評価要項及び中間評価調書の作成に当たっては、事業主体である文部科学省に綿密に相談しながら、委員会の意見も反映させた評価要項等を取りまとめた。中間評価調書については、大学の事務負担も考慮して、定量的データについては文部科学省が毎年度実施している実施状況調査を活用する等、評価の簡略化を図っている。また、当初の計画から達成された点と達成に至らなかった点を明確にするため、中間評価調書において申請時の計画調書と実際の取組状況や成果を対比できる様式を作成した。 ・採択校から提出された全 11 件の中間評価調書について、新型コロナ	知識集約型社会を支える人材育成事業における令和 3（2021）年度の対応に続き、新型コロナウイルス感染症の影響下において、WEB 会議による面接審査を可能にするため、オンライン参加する委員の面接審査の評点を集計する WEB 集計システムを構築するなどの工夫を行い、限られた人員体制の下、滞りなく審査を実施し、令和 3（2021）年度よりも早い時期に審査結果を申請大学に通知できたことは高く評価できる。 【卓越大学院プログラム】 ・中間評価を実施するに当たり、大学の事務負担も考慮して、定量的データについては文部科学省が毎年度実施している実施状況調査を活用する等、評価の簡略化を図っていることは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下における限られた人員体制の下で全 11 件のプログラムを対象とする中間評価業務に滞りなく着実に対応したことは高く評価できる。 ・効果的なフォローアップが行えるよう、部会を開催し意識共有を図り、平成 30（2018）年度に採択された 15 件のプログラムについてフォローアップ担当委員による現地視察を実施することで、事業目的の着実な達成及び採択プログラムが補助期間終了後も定着・発展するための取組が適切に行われるよう、採択 4 年度目の評価結果に付した留意事項及び採択 2 年度目の現地視察報告書の意見等への対応を確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行ったことは評価できる。特に、フォローアップ担当委員及び大学の要望を可能な限り踏まえ、大学を訪問しての視察や、ウェブ会議による参加を使い分けて行い、実効性をより高めるための工夫を行った点や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と対応について確認を行いフォローアップを行った点は高く評価できる。 ・委員現地視察に P0 が立ち合うことで、専門的見地からの助言を行うことが可能になり有益であった。また、フォローアップ担当委員と P0 が情報共有や議論を行うことで、今後の P0 によるフォローアップの改善につなげることができ、評価できる。 ・海外への広報も必要であると捉え日本語版のパンフレットに加え、英語版のパンフレットも作成し、関係各所へ配布することで、積極的な広報に引き続き努めていることは評価できる。 ・評価終了後には、評価決定から 5 日後という短期間で、	た、委員現地視察に P0 が立ち会うことは、フォローアップ担当委員と P0 が現地視察において情報共有や議論を行うことが可能になり、今後の P0 によるフォローアップの改善につながる優れた取組であると評価できる。 ・令和元（2019）年度に採択された 11 件のプログラムについて行われた中間評価では、提出された 11 件の中間評価書について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、限られた人員体制の下で滞りなく着実に確認を行っているが、評価終了後 5 日後という短期間のうちにホームページにより中間評価結果、中間評価結果の総括、委員名簿を含めた関係情報を公表したことは、特筆すべきである。 ・大学院の教育改革を支援する国の助成事業（デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業）の審査及びフォローアップにおいて、事業主体である文部科学省と綿密に相談しながら Web 会議やメール審議を組み合わせ、円滑に委員会を運営し、事業趣旨を捉えた審査を実施したことは評価できる。 ・また、審査終了後、ウェブサイト等を通じて、審査結果、計画調書等を含め、積極的に関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した点、特に委員会コメントを取りまとめ審査の透明性を担保するだけでなく、選定事業計画に期待する取組等について社会に広く公表した点が評価できる。 ・学部の教育改革を支援する国の助成事業（地域活性化人材育成事業～SPARC～）の審査、学部の教育改革を支援する国の助成事業（知識集約型社会を支える人材育成事業）の中間評価及びフォローアップにおいて、新型コロナウイルス感染症対応による影響がある中での審査、中間評価及

	ウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、限られた人員体制の下で滞りなく着実に確認を行った。 ・評価に当たっては、卓越大学院プログラム審査・評価部会（以下「部会」という）委員による書面評価、現地調査及び面接評価を行った上で、委員会において評価結果を決定した。評価結果は11件のうち3件が5段階評価で最良の「S」（計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる。）、5件が「A」（計画どおりの取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を達成することが期待できる。）、2件が「B」（一部で計画と同等又はそれ以上の取組も見られるものの、計画をやや下回る取組もあり、本事業の目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要である。）、1件が「C」（取組に遅れが見られ、一部で十分な成果を得られる見込みがない等、本事業の目的を達成するために当初計画の縮小等の見直しを行う必要がある。見直し後の計画に応じて補助金額の減額が妥当と判断される。）であった。「計画を超えた取組」のS評価や「計画どおりの取組」のA評価が併せて約73%という結果となり、全体として、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材（高度な「知のプロフェッショナル」）の育成を実現するため、着実に取組が実施されていることが確認できた。中間評価において明らかとなった先駆的な取組や成果を社会に広く発信するとともに他大学への普及を促すため、中間評価結果の総括を取りまとめた。また、各プログラムの中間評価結果には、評価項目ごとに、成果だけでなく今後具体的に求められる課題点をコメントとして明確に記載することにより、補助期間終了までにより一層充実した取組を積み重ねるようプログラムの継続と発展を促した。なお、このような中間評価結果の取りまとめに当たって、振興会事務局は、全11件の中間評価結果のコメントの事実確認や平仄を合わせるとともに部会に作成要領を示すことによりコメントを充実させた。 ・評価終了後、5日後にホームページを通じて中間評価結果、中間評価結果の総括、委員名簿を含めた関係情報を公表した。また、中間評価結果報告書（冊子）を作成・配布することで、評価方法等も含めた積極的な関係情報の提供を行い、評価の透明性に配慮した。 中間評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-takuetsumpro/followup_r1.html ・部会については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、機動的にウェブ会議環境を整えて実施した。特に、面接評価をウェブ会議で実施するにあたり、オンラインにより参加している各部会委員が付した評点及び意見を集計するためのウェブ集計システムを構築することにより、ウェブ会議においても迅速な集計を実現し、滞りなく面接評価を実施した。	中間評価結果等をウェブサイトで公開することにより、迅速かつ積極的な情報発信に努めており、評価の透明性、信頼性の確保が認められる。 ・評価結果について事業全体の成果を中間評価結果の総括としてまとめたことは、事業成果等の普及の観点から高く評価できる。 ・中間評価の様式について、採択プログラムの評価やフォローアップを中心的に行う部会にもアンケートを実施し、改善点を次年度の中間評価に反映させることとしたことは高く評価できる。 【デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業】 ・新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、事業主体である文部科学省と綿密に相談しながら円滑に委員会を運営し、事業趣旨を捉えた審査を実施したことは評価できる。 ・書面審査においては各委員が全申請事業について行う形をとりつつも、書面審査の結果を速やかに集計するなど迅速かつ効率的な審査を行った点は評価できる。 ・議事内容に応じて委員会の開催方法をWeb会議又はメール審議を選択するなど、新型コロナウイルス感染症に対応して審査・評価業務を実施した点は評価できる。 ・審査終了後、ウェブサイト等を通じて、審査結果、計画調書等を含め、積極的に関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した点、特に委員会コメントを取りまとめ審査の透明性を担保するだけでなく、選定事業計画に期待する取組等について社会に広く公表した点が評価できる。 【知識集約型社会を支える人材育成事業】 ・中間評価及びフォローアップを実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整により、新型コロナウイルス感染症による影響がある中でも、円滑に委員会を運営し、事業趣旨を捉え実施したことは評価できる。 ・効果的なフォローアップが行えるよう、委員会を開催し意識共有を図り、令和3（2021）年度に採択された3件の事業計画（メニューⅢ）について、フォローアップ担当委員による実施状況の確認を実施することで、的確な指導、助言等を行ったことは評価できる。	びフォローアップとなったが、前年度の実績も踏まえた上で文部科学省との綿密な連絡調整および十分な準備のもと、メール審議とWeb会議を組み合わせ、円滑に委員会を運営し、十分な準備のもと、審査等体制を迅速かつ効率的に構築し、滞りなく業務を進めたことは高く評価できる。審査は、書面審査及び面接審査の2段階審査を行い、令和4（2022）年度に実施したタイプ①、②の書面審査においては、事業の性質上、ペーパーレフェリーを学界・産業界・行政等の属性を踏まえて適切に配置し、審査体制を迅速かつ効率的に構築したことは評価できる。フォローアップについては、フォローアップ担当委員による委員現地視察を行う体制を構築し、フォローアップ要項において、その実施方法等を明確化したことは評価できる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・現在の新型コロナウイルス感染症への対応だけではなくポストコロナに向けた積極的な取組や検討についても具体的に明らかにしてほしい。 <その他事項> —

	・平成 30(2018) 年度に採択された 15 件のプログラムについて、採択 4 年度目の評価結果の対応状況等を確認するためフォローアップ担当委員による委員現地視察を実施した。<u>委員現地視察においては、委員会の意見を踏まえ、一律にウェブ会議による視察を行うのではなく、フォローアップ担当委員の要望及び各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、委員が現地に赴いての対面による視察や、ウェブ会議による参加を使い分けて行うなど、新型コロナウイルス感染症の影響下の制約がある中で感染拡大防止に配慮しつつ、現地視察の実効性を担保するための様々な工夫を行った。</u>現地視察に先立ち、部会を開催して委員現地視察の効果的な実施に向けてフォローアップ担当委員の意識共有を図った。また、現地訪問に際しては、各プログラムの資料を作成の上で個別にフォローアップ担当委員と打合せを行うなどにより、プログラムごとの問題点を共有しフォローアップ担当委員が的確な指導、助言等を行えるよう努めた。 ・委員現地視察に P0 が立ち合うことで、P0 現地訪問の情報共有や専門的見地からの助言を行うことが可能になり、委員現地視察を実施する上で有益であった。また、フォローアップ担当委員と P0 が現地視察において情報共有や議論を行うことで、今後の P0 によるフォローアップの改善につながった。 ・学生に対してプログラムに対する改善点や卓越性をどのように捉えているかなどの質問を行うことで、有益な回答を得ることが可能になり、学生の視点も含めた大学への助言につなげることができた。 ・令和元(2019)年度採択プログラムの中間評価前の P0 現地訪問を含め、令和 4 (2022) 年度 P0 現地訪問をウェブ会議により 30 件のプログラムに対して行った。 ・現地視察及び令和 4 (2022) 年度 P0 現地訪問においては、委員会での議論を踏まえ、<u>各プログラムにおける新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対応について確認を行い、各プログラムの新型コロナウイルス感染症の影響下での取組を丁寧にフォローアップするとともに、現地視察報告書に記載し対応事例の共有を図った。</u> ・令和 5 (2023) 年度に実施する令和 2 (2020) 年度採択プログラムに対する 4 年度目評価（中間評価）に関して、令和 4 (2022) 年度に実施した中間評価のプロセスや結果も踏まえ、事業主体である文部科学省と綿密に相談しながら、<u>委員会のみならず、採択プログラムの評価やフォローアップを中心的に行う部会にもアンケートを実施し、改善点を令和 5 (2023) 年度の中間評価に反映させることとした。</u> ・知識集約型社会を支える人材育成事業の審査・評価等業務において、本事業の P0 制度などの仕組みが活用されるなど、本事業の審査・評価等業務で培った知見・ノウハウ等が、他の事業の審査・評価等業務に波及している。 ・採択プログラムに多数の留学生が参加していることに鑑み、日本人以外への広報も必要であると捉え、各採択プログラムの概要をわかりや	・委員現地視察に P0 が立ち合うことで、P0 現地訪問や日常的な相談・助言で確認された各事業計画の状況や課題等に関する情報を共有することが可能になり有益であったと評価できる。また、フォローアップ担当委員と P0 が情報共有や議論を行うことで、今後の P0 によるフォローアップの改善につなげることができ、評価できる。 ・中間評価結果等をホームページで公表することにより、積極的な情報発信に努めており、公正さ、透明性、信頼性の確保が図られたことは評価できる。 【地域活性化人材育成事業～SPARC～】 ・本事業における審査を実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整により、新型コロナウイルス感染症による影響がある中でも、円滑に委員会を運営し、事業趣旨を捉えた審査を実施したことは評価できる。 ・審査は、書面審査及び面接審査の 2 段階審査を行った。タイプ①、②の書面審査においては、事業の性質上、ペーパーフェリーを学界・産業界・行政等の属性を踏まえて適切に配置し、審査体制を迅速かつ効率的に構築したことは評価できる。 ・フォローアップについては、フォローアップ担当委員による委員現地視察を行うフォローアップ体制を構築し、フォローアップ要項において、その実施方法等を明確化したことは評価できる。 <課題と対応> ・大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業において、引き続き公正かつ迅速・適切な審査・評価を実施していくとともに、プログラムの着実な実施に向けてフォローアップ体制の充実・強化を図りつつ、各大学の参考となりうる情報の積極的な発信にも努めていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である 4－2 については 26 回であった。 ・関連指標である 4－A については、中期目標に定められた水準（75%）を上回る 76.5%であった。	

	すく説明した日本語版のパンフレットに加えて、英語版のパンフレットを作成した。また、各プログラムのグッドプラクティスを紹介する欄を新たに設けることで、好事例の横展開に貢献した。作成したパンフレットは全国の大学へ広く配布することで事業の積極的な広報に努め、開始5年度目である本事業の知名度向上に寄与することができた。 【デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業】 ・事業主体である文部科学省において作成された公募要領（案）を踏まえ、文部科学省と綿密に相談しながら審査要項（案）及び計画調書（案）を作成し、令和4（2022）年度第1回の事業委員会（以下「委員会」という）において審査要項等を決定の上、8月に8件の申請を受け付けた。その後、委員会において、書面審査とオンラインを活用した合議審査を行い、客観的かつ公正な審査を実施し、9月開催の第2回事業委員会において選定候補事業計画を決定した（その後、文部科学省が6件の採択を決定）。 ・書面審査において各委員が全申請事業について行った書面審査の結果を速やかに集計するなど、迅速かつ効率的な審査を行った。 ・委員会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議事内容に応じてWeb会議又はメール審議を選択して開催するなど開催方法を工夫した。 ・審査終了後、ウェブサイト等を通じて、審査結果、計画調書等を含め、積極的に関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。特に、審査結果については、委員会コメントを取りまとめ、審査の透明性を担保するだけでなく、選定事業計画に期待する取組等について社会に広く公表した。 ■審査結果 https://www.jsps.go.jp/j-x-pro/sinsakekka.html ■選定事業計画一覧 https://www.jsps.go.jp/j-x-pro/sinsakekka.html ・他の事業を参考に、フォローアップ担当委員によるフォローアップ体制を構築し、フォローアップ要項において、その実施方法等を明確化した。 【知識集約型社会を支える人材育成事業】 ・令和2（2020）年度に採択した6件の事業計画（メニューⅠ、Ⅱ）に対して、委員会における書面評価、現地調査、合議評価により中間評価を実施した。評価に当たっては、委員会委員による書面評価を行った上で、委員会において複数回の議論がなされた後、現地調査を経て評価結果を決定した。 ・現地調査に先立ち、委員会を開催して、中間評価を見据えた現地調査の効果的な実施に向けて評価担当委員の意識共有を図った。また、現地調査にPOが立ち会うことで、PO現地訪問や日常的な相談・助言で確認された各事業計画の状況や課題等を情報共有することが可能になり、現地調査を実施する上で有益であった。さらに、調査担当委員とPOが		

	現地調査において情報共有や議論を行うことで、今後のPOによる指導・助言に役立てることができた。 ・評価結果は6件のうち3件が5段階評価で最良の「S」（計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる。）、2件が「A」（計画どおりの取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を達成することが期待できる。）、1件が「B」（一部で計画と同等又はそれ以上の取組も見られるものの、計画を下回る取組があり、本事業の目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要である。）であり、S評価やA評価が併せて約83.3%という結果であった。評価結果については、速やかに取りまとめ、大学へ開示するとともに、ホームページ等において公表した。 ■中間評価結果 https://www.jsps.go.jp/j-chishiki/chukan_hyoka/result.html ・令和3（2021）年度に採択した3件の事業計画（メニューⅢ）に対しては、フォローアップ担当委員による毎年度のフォローアップとして、フォローアップ担当委員が作成した委員フォローアップ報告書に基づいて実施した。進捗状況に課題がある取組に対し適切なフォローアップを行うため、委員会として必要と判断した取組2件に対し、書面によって追加確認した。委員フォローアップ報告書については、今後の事業運営にあたって参考となるよう、大学へ開示した。 【地域活性化人材育成事業～SPARC～】 ・令和4（2022）年度に新規公募した「<u>タイプ①.学部等の再編を目指す取組</u>」、「<u>タイプ②.高度な連携を目指す取組</u>」について5月にタイプ①は4件、タイプ②は5件の申請を受け付け、その後、書面審査とオンラインを活用した面接・合議審査を行い、客観的かつ公正な審査を実施し、8月開催の第4回委員会において選定候補事業計画を決定した（その後、文部科学省がそれぞれ3件ずつの採択を決定）。また、<u>事業主体である文部科学省と綿密に連絡調整することで、新型コロナウイルス感染症による出勤抑制がなされていたにも関わらず、知識集約型社会を支える人材育成事業における令和3（2021）年度の対応よりも早い時期に審査結果を申請大学へ通知することができた。</u> ・審査は、担当委員による書面審査及び委員全員による面接審査の2段階審査を行った。タイプ①、②の書面審査においては、事業の性質上、ペーパーレフェリーを学界・産業界・行政等の属性を踏まえて適切に配置し、審査体制を迅速かつ効率的に構築した。 ・委員会については、令和3（2021）年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、メール審議とWEB会議を併用するなど、新型コロナウイルス感染症による影響を最小限にするため、委員会の開催方法を工夫した。特に、面接審査をWEB会議で実施するにあたり、オン	

	ラインにより参加している各委員が付した評点及び審査コメントを集計するためのWEB集計システムを構築することにより、WEB会議においても迅速な集計を実現し、滞りなく面接審査を実施した。 ・審査終了後、ウェブサイト等を通じて、審査結果、委員名簿、計画調書等を含め、積極的に関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 ■審査結果 https://www.jsps.go.jp/j-sparc/sinsakekka.html ■採択事業計画一覧 https://www.jsps.go.jp/j-sparc/sentei.html														
<主な定量的指標> 【評価指標】 4－2 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断） <その他の指標> － <評価の視点> 4－2 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。	<主要な業務実績> ・大学のグローバル化を支援する国の2つの助成事業について、国の定めた制度・方針等を踏まえ、学識経験者等で構成する委員会等を組織した上で、審査・評価業務を行った。 ●委員会等開催実績 <table><tr><td>大学の世界展開力強化事業プログラム委員会</td><td>4回</td></tr><tr><td>同 審査部会</td><td>3回</td></tr><tr><td>同 中間評価部会</td><td>4回</td></tr><tr><td>同 事後評価部会</td><td>3回</td></tr><tr><td>スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会</td><td>2回</td></tr><tr><td>同 検証部会</td><td>3回</td></tr></table> ・大学の世界展開力強化事業、スーパーグローバル大学創成支援事業では、令和4(2022)年度も令和3(2021)年度に引き続きオンラインを活用し、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めつつ、審査・評価等を実施した。 ・審査・評価業務等の終了後は各結果をウェブサイトに掲載することにより情報の迅速かつ積極的な公開に努めるとともに、文部科学省に報告することで、同省による今後の施策を検討する上での参考となるよう配慮した。 【大学の世界展開力強化事業】 ・新規採択事業について、令和4(2022)年3月のプログラム委員会（以下「委員会」）において審査要項等を決定し、5月に申請を受け付け、審査部会において書面審査及び面接審査を行い、客観的かつ公正な審査を実施し、8月の委員会において採択候補を決定した（その後、文部科学省が14件の採択を公表）。 ・新規採択事業公募説明会が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりオンラインで開催されることとなったが、事業実施主体である文部科学省と密に連携し、大学からの質問対応について新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑に行った。	大学の世界展開力強化事業プログラム委員会	4回	同 審査部会	3回	同 中間評価部会	4回	同 事後評価部会	3回	スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会	2回	同 検証部会	3回	（4）大学のグローバル化の支援 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4(2022)年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し中期目標を上回るペースで実績を上げていることから評定をaとする。 ・大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、国の定めた方針を踏まえ専門家による公正な審査・評価体制と関係要項等を整備した上で、新型コロナウイルス感染症の影響下における短期間での審査・評価となったが、業務を円滑に進めるための様々な工夫を行い事業ごとに委員会や部会を合計19回開催し、事業の透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、業務成果の速やかな情報公開を着実に実施したことは高く評価できる。 【大学の世界展開力強化事業】 ・新規採択事業公募説明会が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりオンラインで開催されることとなったが、事業実施主体である文部科学省と密に連携し、大学からの質問対応について新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑に行ったことは高く評価できる。 ・大学の世界展開力強化事業においては、オンラインを活用した審査・評価システムを用いる等し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても柔軟に対処したことは高く評価できる。 ・オンラインを活用した審査・評価システムの導入に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の審査と変わらず遂行できるよう、審査委員に対しきめ細やかな対応・情報管理を行い、審査を円滑に進めたことは高く	（4）大学のグローバル化の支援 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をaとする。 ・大学の世界展開力強化事業の各事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、審査・評価がオンライン方式で行われたが、計画通りの採択候補の報告や中間評価、フォローアップ等が適切に行われたことは評価できる。 特に、各事業の中間評価における面接評価において、評価部会からより綿密な評価を実施するための事前質問回答の実施、申請大学による音声付き資料によるプレゼンテーションの視聴等、対面評価と同等な評価情報量となるようきめ細やかな対応と適切な情報管理を実施できたことは高く評価できる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・大学のグローバル化事業は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響をもっとも強く受けた分野だと考えられる。それをどのように乗り越えようとしたのか、各大学での取組等を把握し、グッドプラクティス
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会	4回														
同 審査部会	3回														
同 中間評価部会	4回														
同 事後評価部会	3回														
スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会	2回														
同 検証部会	3回														

	・審査終了後、審査結果報告（冊子）やウェブサイトを通じて計画調査や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 ・令和2（2020）年度採択の全8件について、令和4（2022）年3月の委員会において中間評価要項等を決定の上、評価部会において書面評価を実施した。面接・合議はオンラインを活用した方法を用い、客観的かつ公平、公正な評価を行い、令和4年3月の委員会において評価を決定した。結果は、1件が5段階評価で最良の「S」（優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる）、3件が標準の「A」（これまでの取組を継続することによって、事業目的を達成することが可能と判断される）、2件が「A-」（これまでの取組を一部改善することによって、事業目的を達成することが可能と判断される）、2件が「B」（当初目的を達成するには、助言等を考慮し、より一層の改善と努力が必要と判断される）であり、各プログラムにおいて質の保証を伴う付加価値の高い魅力的な教育の取組が実施され、概ね当初の計画どおり順調に進んでいることを確認した。各プログラムに対しては、評価コメントにおいて今後対応が求められる課題等を併せて記し、必要な改善を促した。 ・オンラインを活用した面接評価では、評価部会からより綿密な評価を実施するための事前質問回答の実施、申請大学による音声付き資料によるプレゼンテーションの視聴等、対面評価と同等な評価情報量となるようきめ細やかな対応と適切な情報管理を実施し、オンラインによる面接方法を実施した。また、オンライン評価システムの開発によって、評価委員の自宅から面接評価に参加する等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した評価を実施した。 ・書面評価において「B」となった事業のうち1件及び「A」となったが事業の実情について更なる情報把握が必要と認められた1件については、現地調査を行い、大学役員を含む事業担当者やプログラムの参加学生とのインタビューを通じて事業の実情に関する精密な調査を行った。特に、コロナ禍以降実現していなかった対面での現地調査を実施し、オンラインでは不可能な、プログラムの実習設備や実習室等の施設視察等を行う等、有意義な現地調査となった。 ・評価終了後、中間評価結果報告書（冊子）やウェブサイトを通じて取組の進捗状況の概要や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 ・平成29（2017）年度採択の全11件について、令和4（2022）年3月の委員会において事後評価要項等を決定の上、評価部会において書面・合議による客観的かつ公平、公正な評価を行い、令和5（2023）年3月の委員会において評価を決定した。結果は、1件が5段階評価で最良の「S」（事業計画を上回る成果をあげており、事業目的は十分に実現された）、9件が標準の「A」（事業計画どおりの成果をあげており、事業目的は実現された）、1件が「A-」（一部でやや不十分な点はあるものの、概ね事業計画どおりの成果をあげており、事業目的は実現されたと判断された）であり、個々の大学のグローバル展開力の強化に対応したき	評価できる。 ・中間評価における現地調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降実現していなかった対面での現地調査を実施し、オンラインでは不可能な、プログラムの実習設備や実習室等の施設視察等を行った。各局面で適切な評価を行えるよう、柔軟な業務執行を行ったことは高く評価できる。 ・新規採択、中間評価、事後評価及びフォローアップ終了後には、審査・評価結果等をウェブサイトで公開することにより、迅速かつ積極的な情報発信に努めており、審査・評価の透明性、信頼性の確保及び積極的な情報発信が認められ高く評価できる。 【スーパーグローバル大学創成支援事業】 ・事業実施主体である文部科学省との間で、運営上の様々な課題の達成に向けた綿密な連絡調整を行うことにより、事業趣旨を的確に捉えた委員会運営等を円滑に行ったことは高く評価できる。 ・令和5（2023）年度の事業終了を見据え、事業全体の検証を行う検証部会を設置するにあたり、事業実施主体である文部科学省との間で部会設置から運営まで綿密な意見交換及び調整を進め、着実に実施してきたことは高く評価できる。 <課題と対応> ・大学のグローバル化を支援する国の助成事業において、引き続き公正かつ迅速・適切な審査・評価を実施していくとともに、プログラムの着実な実施に向けてフォローアップ体制の充実・強化を図りつつ、各大学の参考となりうる情報の積極的な発信にも努めていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である4－2については19回であった。 ・関連指標である4－Aについては、中期目標に定められた水準（75%）を上回る89.5%であった。	として共有する等して今後に活かして欲しい。 <その他事項> －

	め細やかな体制基盤の確立と、ニーズを踏まえた事業展開によって得た実績や経験を積み上げることで当初の計画に沿って目的を概ね実現し、期待された成果を挙げたことを確認した。 ・特に中間評価でB評価を受けたプログラムについては、文部科学省と連携してフォローアップを行い、その結果、よりよい成果につながった。 ・評価終了後、事後評価結果報告（冊子）やウェブサイトを通じて取組の実績の概要や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 ・中間・事後評価の実施対象ではない平成 30 (2018) 年度採択の全 10 件、令和元 (2019) 年度採択の全 3 件及び令和 3 (2021) 年度採択の全 20 件の各取組内容や目標の達成に向けた進捗状況を確認すべくフォローアップを行った。取りまとめた結果は委員会に報告するとともに、我が国の大学にとってのグローバル展開力強化のための参考となるようウェブサイトを通じて公表し、社会に向けた情報発信を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html 【スーパーグローバル大学創成支援事業】 ・平成 26 (2014) 年度に採択された全 37 件の取組内容や目標の達成に向けた進捗状況についてフォローアップを行い、とりまとめた結果を委員会において報告の上、我が国の大学の国際化に向けた取組のための参考となるようウェブサイトを通じて公表することで、社会に向けた情報発信を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-sgu/index.html ・令和 5 (2023) 年度の事業終了を控え、事業全体の検証を行う検証部会を開催した。その運営に関し文部科学省との間で綿密な連絡調整に努めた。		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I - 5	5 強固な国際研究基盤の構築 (1) 事業の国際化と戦略的展開 (2) 諸外国の学術振興機関との協働 (3) 在外研究者コミュニティの形成と協働 (4) 海外研究連絡センター等の展開		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第3号
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】 強固な国際研究基盤の構築に当たっては、振興会の業務全般を横断する基盤の機能を有する組織の整備という初めての取組を行うこととしており、また、これまで長期的に実施してきた事業の在り方を検討する際には、多様な関係者の理解を得ながら実施するプロセスが不可欠であることから、難易度は高い。		関連する政策評価・行政事業レビュー
参考URL	グローバルリサーチカウンスル（GRC） https://www.jsps.go.jp/j-grc/index.html 日中韓フォーサイト事業 https://www.jsps.go.jp/j-foresight/index.html 招へい研究者への交流支援、研究者ネットワークの強化 https://www.jsps.go.jp/english/e-plaza/index.html		外国人研究者再招へい事業（BRIDGE Fellowship Program） https://www.jsps.go.jp/j-plaza/bridge/index.html JSPS Researchers Network(JSPS-Net) https://www-jsps-net.jsps.go.jp/ 海外研究連絡センターにおける調査・情報収集 https://www-overseas-news.jsps.go.jp/

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度			平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
評価指標									予算額（千円）	434, 009	444, 362	450, 056	456, 566	464, 930
同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）	－	56	56	45	44	49	76		決算額（千円）	816, 454	822, 296	600, 146	645, 563	908, 065
									経常費用（千円）	824, 504	822, 296	581, 674	617, 303	895, 402
									経常利益（千円）	－23, 165	－19, 465	77, 527	65, 671	116, 733
海外研究連絡センター等における活動状況（B水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度）	年間 840 件 程度	年間 652～ 1, 181 件	715	1, 858	576	611	666		行政サービス実施コスト（千円）	812, 770	－	－	－	－
									行政コスト（千円）	－	897, 274	581, 674	617, 303	895, 402
									従事人員数	10	13	14	15	18
関連指標														
国際交流事業の採用者による国際共著論文数	－	年間 341～ 422 件	331	365	318	415	370							

注1）予算額、決算額は「5 強固な国際研究基盤の構築」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2）従事人員数については「5 強固な国際研究基盤の構築」の事業担当者数を計上（重複を含む）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
		<評価と根拠> 評価：B 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価をBとする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による諸外国の学術機関等との交流に代えて、オンラインを介した学術振興機関長との交流を積極的に実施することで、これまで以上に海外の学術振興機関とのパートナーシップの強化を図るなど、計画通り着実に業務を実施している。 ・新型コロナウイルス感染症の多大な影響がありながらも、同窓会支援業務や海外研究連絡センター業務について臨機応変に対応するだけでなく、オンラインでのイベント開催等のための環境整備をいち早く行い、対面でのイベントに代わり積極的に代替策を遂行するなど、着実に海外情報の収集や発信を行っていることは評価できる。 ・海外研究連絡センター及び学術情報分析センターを含む関係各所、各国の学術振興機関及び研究者ネットワークと意見・情報交換を行い、計画通り順調に強固な国際研究基盤を構築していると評価できる。 <課題と対応> ・諸外国との強固かつ双方向の国際研究基盤を構築・発展させるため、既存のネットワークを発展させながら、最新の国際的な動向を注視し、国際的視点に立つて各事業を推進していく。	<評価に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価をBとする。 ・最近設置された国際統括本部において、海外研究連絡センターや学術情報分析センター等との意見交換や国際事業委員会委員との意見交換が行われた。国際統括本部に期待される我が国の学術政策の国際対応への戦略立案に向けた活動が評価される。 ・対面での交流に依然として制限がある状況下、海外の学術振興機関との連絡はオンラインを活用して密に保たれ、パートナーシップの維持に最善を尽くしていることを評価する。国際的な取り組みに関する情報も国内の研究機関へオンラインで発信されている。 ・我が国の大学や研究機関が、海外研究連絡センターを海外拠点として活用している。連絡センターのオンライン業務に即した環境整備が引き続き行われたことも高く評価できる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・事業の国際化に対する戦略的展開を立案するため有識者の意見を聴取して、日本学術振興会として我が国の学術発展のための国際戦略が望まれる。 ・我が国の研究力向上のためには、これまで以上に国際研究基盤を充実させることが求められている。学術	

			研究の国際競争力を維持・強化するための国際戦略を立案し、それを実施することが強く望まれる。 <その他事項> ・国際研究プログラムの新規設定や既存プログラムのさらなる充実や情報提供に積極的に努めてほしい。 ・新型コロナウイルス感染の回復は国によってばらつきがあり、欧米などではいち早く元に戻った一方で、我が国ではなお、制限のある状況が続いている。こうした状況を注視しながら、国際交流事業の実施に努めてほしい。 ・ポストコロナに向けて、オンライン交流を従来の対面型交流をどのように組み合わせるか、効率的な交流方法を探って欲しい。									
<主な定量的指標> 【関連指標】 5－A 国際交流事業の採用者による国際共著論文数 <その他の指標> 【評価指標】 5－1 前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況（有識者の意見を踏まえ判断） 5－2 国際的な取組の内容に関する発信状況（有識者の意見を踏まえ判断） <評価の視点> 5－1 事業の在り方に係る検討を経て、効果的な改善・強化が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断す	<主要な業務実績> 【国際共同研究等に係る基本的な戦略】 ・国際統括本部において、各種事業の国際的な活動や海外関係機関等の動向・現状を共有する国際統括本部会議を開催し、最新の情報を海外研究連絡センター及び学術情報分析センターを含む関係各所と随時共有し、必要に応じて意見交換した。また、学術国際交流事業の申請・採用状況について、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、有識者である国際事業委員会委員と意見交換を行った。 ■事業説明の実施 ・大学等研究機関や学会からの要望に応じて事業情報の提供を行い、学術国際交流事業の制度や募集の内容等に係る認知度の向上と理解の促進に努めた。また、対面での説明会を実施できないことに代えて、事業説明の動画をオンラインで公開した。 ○令和4(2022)年度 主な事業説明対応実績 <table><tr><td>開催場所</td><td>開催月</td><td>対象・目的</td></tr><tr><td>公立大学協会（オンライン）</td><td>令和4年7月</td><td>教職員向け振興会事業説明</td></tr><tr><td>奈良国立大学機構（奈良女子大学）</td><td>令和4年11月</td><td>教職員向け振興会事業説明</td></tr></table> ■各国の学術振興機関との意見・情報交換 ・我が国との研究者交流に関心のある各国の学術振興機関からの面会要望に応え、学術国際交流事業の制度や募集の内容等に係る認知度の向上と理解の促進に努めるとともに、両国の研究者交流の発展等を目的とした意見・情報交換を行い、各国	開催場所	開催月	対象・目的	公立大学協会（オンライン）	令和4年7月	教職員向け振興会事業説明	奈良国立大学機構（奈良女子大学）	令和4年11月	教職員向け振興会事業説明	（1）事業の国際化と戦略的展開 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・国際統括本部会議における関係各所との情報共有・意見交換を行ったほか、国際事業委員会委員より新型コロナウイルス感染症の影響下における我が国の研究の国際化が停滞しないよう意見が示されるなど、着実に業務を実施している。 ・振興会の業務に係る国際的な取組について、事業説明等を通じて事業情報の提供を行うなど、積極的に情報発信を行っている。さらに各国の学術振興機関等との意見・情報交換を行ったことは、振興会の取組の認知度の向上と理解の促進につながるものであると評価できる。 <課題と対応> ・積極的に事業の国際化を進めていくとともに、事業説明会、ウェブサイト等による効果的な情報発信を引き続き行っていく。	（1）事業の国際化と戦略的展開 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・国際戦略の検討の観点から、国際統括本部会議が開催され、海外研究連絡センターや学術情報分析センター等との意見交換や国際事業委員会委員との意見交換が行われたことが評価される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・事業の国際化に対する戦略的展開を立案するため有識者の意見を聴取して、日本学術振興会として我が国の学術発展のための国際戦略の検討が望まれる。 ・国際研究プログラムの新規設定や
開催場所	開催月	対象・目的										
公立大学協会（オンライン）	令和4年7月	教職員向け振興会事業説明										
奈良国立大学機構（奈良女子大学）	令和4年11月	教職員向け振興会事業説明										

る。	の学術動向の最新情報を得た。	（各評価指標等に対する自己評価）	既存プログラムのさらなる充実や情報提供に積極的に努めてほしい。																																												
5－2 国際的な取組を体系的に整理し、効果的な周知がなされたか、有識者の意見を踏まえ判断する。	・日 ASEAN、日フランス、日ブラジル、日南アフリカ、日スウェーデン、日オーストラリア、日イタリア、日スイス、日ドイツ、日ハンガリー、日オランダ、日ニュージーランド科学技術協力合同委員会に出席し、振興会の事業内容を説明するとともに、意見・情報交換を行った。 ○令和4（2022）年度 各国の学術振興機関等主な面会実績（オンラインを含む）	・評価指標である5－1について、事業の効果的な改善・強化に向けて有識者と意見交換したことは改善に向けて着実な取組がなされていると評価できる。 ・評価指標である5－2については、国際的な取組に係る事業を目的別に整理したリーフレットを配布した他、学術国際交流事業に関する説明を行っており、計画通りの水準であると評価できる。	<その他事項> －																																												
5－A 学術の国際的な競争・協働の中で我が国のプレゼンス向上の状況を把握するため、国際交流事業の採用者による国際共著論文数について毎年度確認を行うとともに、その状況変化を評価において考慮する。	<table><tr><th>面会者所属機関</th><th>面会月</th></tr><tr><td>駐日 EU 代表部</td><td>令和4年5月</td></tr><tr><td>フランス・ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム</td><td>令和4年5月</td></tr><tr><td>在日アルゼンチン大使館</td><td>令和4年5月</td></tr><tr><td>在日イタリア大使館</td><td>令和4年6月</td></tr><tr><td>インド科学技術庁（DST）</td><td>令和4年9月</td></tr><tr><td>イギリスビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）</td><td>令和4年10月</td></tr><tr><td>オーストラリア研究会議（ARC）</td><td>令和4年10月</td></tr><tr><td>フランス国立科学研究センター（CNRS）</td><td>令和4年10月</td></tr><tr><td>インドネシア国立研究革新庁（BRIN）</td><td>令和4年10月</td></tr><tr><td>タイ国家科学研究イノベーション事務局（TSRI）</td><td>令和4年10月</td></tr><tr><td>ドイツ研究振興協会</td><td>令和4年10月</td></tr><tr><td>ブラジル サンパウロ州研究財団（FAPESP）</td><td>令和4年10月</td></tr><tr><td>カナダ自然科学工学研究会議（NSERC）</td><td>令和4年10月</td></tr><tr><td>イギリス王立協会（Royal Society）</td><td>令和4年11月</td></tr><tr><td>イスラエル科学技術イノベーション省</td><td>令和4年11月</td></tr><tr><td>チェコ外務省・在日チェコ大使館</td><td>令和4年11月</td></tr><tr><td>ベルギー学術研究財団（F. R. S. -FNRS）</td><td>令和4年12月</td></tr><tr><td>在日マルタ大使館</td><td>令和4年12月</td></tr><tr><td>フランス・レンヌ大学</td><td>令和5年2月</td></tr><tr><td>イギリス王立協会（Royal Society）</td><td>令和5年3月</td></tr><tr><td>在日インド大使館</td><td>令和5年3月</td></tr></table>	面会者所属機関	面会月	駐日 EU 代表部	令和4年5月	フランス・ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム	令和4年5月	在日アルゼンチン大使館	令和4年5月	在日イタリア大使館	令和4年6月	インド科学技術庁（DST）	令和4年9月	イギリスビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）	令和4年10月	オーストラリア研究会議（ARC）	令和4年10月	フランス国立科学研究センター（CNRS）	令和4年10月	インドネシア国立研究革新庁（BRIN）	令和4年10月	タイ国家科学研究イノベーション事務局（TSRI）	令和4年10月	ドイツ研究振興協会	令和4年10月	ブラジル サンパウロ州研究財団（FAPESP）	令和4年10月	カナダ自然科学工学研究会議（NSERC）	令和4年10月	イギリス王立協会（Royal Society）	令和4年11月	イスラエル科学技術イノベーション省	令和4年11月	チェコ外務省・在日チェコ大使館	令和4年11月	ベルギー学術研究財団（F. R. S. -FNRS）	令和4年12月	在日マルタ大使館	令和4年12月	フランス・レンヌ大学	令和5年2月	イギリス王立協会（Royal Society）	令和5年3月	在日インド大使館	令和5年3月	・関連指標である5－Aについては370件であり、前中期目標期間実績等（年間341～422件）と同水準である。	
面会者所属機関	面会月																																														
駐日 EU 代表部	令和4年5月																																														
フランス・ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム	令和4年5月																																														
在日アルゼンチン大使館	令和4年5月																																														
在日イタリア大使館	令和4年6月																																														
インド科学技術庁（DST）	令和4年9月																																														
イギリスビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）	令和4年10月																																														
オーストラリア研究会議（ARC）	令和4年10月																																														
フランス国立科学研究センター（CNRS）	令和4年10月																																														
インドネシア国立研究革新庁（BRIN）	令和4年10月																																														
タイ国家科学研究イノベーション事務局（TSRI）	令和4年10月																																														
ドイツ研究振興協会	令和4年10月																																														
ブラジル サンパウロ州研究財団（FAPESP）	令和4年10月																																														
カナダ自然科学工学研究会議（NSERC）	令和4年10月																																														
イギリス王立協会（Royal Society）	令和4年11月																																														
イスラエル科学技術イノベーション省	令和4年11月																																														
チェコ外務省・在日チェコ大使館	令和4年11月																																														
ベルギー学術研究財団（F. R. S. -FNRS）	令和4年12月																																														
在日マルタ大使館	令和4年12月																																														
フランス・レンヌ大学	令和5年2月																																														
イギリス王立協会（Royal Society）	令和5年3月																																														
在日インド大使館	令和5年3月																																														

<主な定量的指標> — <その他の指標> 【評価指標】 5－3 諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断） <評価の視点> 5－3 質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築する観点から、各国の学術振興機関との交流状況に応じて適切に協定の廃止・改訂や、新規立ち上げが行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。	<主要な業務実績> 【諸外国の学術振興機関との連携】 ■グローバルリサーチカOUNシル（Global Research Council: GRC） ・第10回GRC年次会合は、令和4（2022）年5月にパナマ国立科学技術イノベーション局（SENACYT）及び米国国立科学財団（NSF）の主催により、パナマ（パナマシティ）を拠点としてハイブリッド形式で開催された。振興会からは理事長が出席し、GRC理事会（Governing Board）メンバーに選出される等積極的に運営に関わるとともに、「迅速な研究成果が求められる状況下での研究倫理、研究公正及び研究風土」、「科学技術人材育成」という議題に沿って、議論を交わした。 ・Governing Board（オンライン会議）計4回実施。 （アジア・太平洋地域会合） ・2022年地域会合は、令和4（2022）年11月21～22日にタイ国家科学研究イノベーション事務局（TSRI）・タイ国立研究評議会事務局（NRCT）主催、科学技術振興機構（JST）及び振興会の共催により、タイ（バンコク）を拠点としてハイブリッド形式で開催された。2023年開催予定の第11回GRC年次会合（主催：NWO（オランダ）、FAPESP（ブラジル））の準備支援を目的として、16か国153名が参加し、「The responsibilities and opportunities of research funders in addressing climate change」及び「Innovations in recognizing and rewarding scientists」をテーマに議論を行った。また振興会では、「責任ある研究評価（Responsible Research Assessment：RRA）」について、セッションを主催した。 ■日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs） ・第19回日中韓学術振興機関長会議は、令和4（2022）年9月1日、振興会の主催によりオンライン開催され、振興会からは理事長が出席した。 ・A-HORCsにおいて重要と認められた課題に関し、日中韓3か国の研究者が参加して開催する北東アジアシンポジウムについては、「Cellular Senescence: From Pathophysiology to Treatment」をテーマとした第23回シンポジウムを、令和4（2022）年9月1日～2日に、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮し、オンライン参加と対面参加とのハイブリッドにて開催した（日韓参加者は対面で、中国側参加者は中国の感染症対策を踏まえオンラインで参加。）。 ■日中韓フォーサイト事業 ・7機関12課題を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題では、オンラインによる打合せに基づく共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用した研究発表やセミナーの開催などにより、日中韓の枠組みでの研究交流を推進した。渡航を要とする計画を含む課題は、後述の特例措置を利用し、事業計画の実施期間を延長した。 （新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用） ① 令和3（2021）年度に実施していた課題の内、事前の申請により8件について、委託期間を延長して令和4（2022）年度も支援した。 ② 研究交流経費総額の50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。	（2）諸外国の学術振興機関との協働 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による諸外国の学術機関等との交流に代えて、グローバルリサーチカOUNシルのGoverning Boardを中心にオンラインを介した交流を積極的に実施することで、これまで以上に海外の学術振興機関とのパートナーシップを強化し、各国共通の課題解決に向けて中期計画通り着実に活動が続けていると評価できる。 ・日中韓学術振興機関長会議の合意に基づいた研究支援事業についても、中期計画通り着実に業務を実施していると評価できる。 <課題と対応> ・今後も学術振興機関長会議や、多国間の学術振興機関ネットワークにおいて果たすべき役割を積極的に担うとともに、戦略的に重要な諸外国の学術振興機関とのパートナーシップを強化し、各国共通の課題解決に向けて着実に活動が続けていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である5－3について、各国の学術振興機関長等と世界の最新の学術交流状況を共有し、一部の事業は機関長会議で重要とされた研究テーマに基づき着実に実施しているほか、交流状況に応じて各国学術振興機関との交流協定等を適切に見直している。	（2）諸外国の学術振興機関との協働 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、グローバルリサーチカOUNシルと日中韓学術振興機関長会議がオンラインツールを活用して開催され、パートナーシップが強化されていることは高く評価できる。 ・日中韓フォーサイト事業の実施に対して新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けているが、柔軟な最善の対応がなされていることは評価される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・海外各国の学術振興機関との緊密な連携を継承・発展させる努力を続けて欲しい。 ・海外研究連絡センターを活用し、諸外国の学術振興機関との連携を深めるとともに、絶えず新たな国際共同事業の創設に向けて努力してほしい。 <その他事項> ・日中韓の学術交流には様々な障壁が発生しているが、日本学術振興会としては国際学術交流の観点に立脚して、中長期的視点に立って国際事業を今後も進めてほしい。

	③ 弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和4(2022)年度の委託契約を令和5(2023)年度に延長可能とした。(申請件数：7件) ・延長期間が終了した課題について中間評価、事後評価を行った。令和3(2021)年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により事業計画の実施期間を延長した課題の中間評価、事後評価については、延長期間終了後に評価を行うこととした。 ●中間・事後評価の実施・公表実績 <table><tr><td></td><td>実施課題数</td><td>評価結果(中間評価：平成30年度以前採択課題／平成31年度以降採択課題、事後評価：平成27年度以前採択課題／平成28年度以降採択課題)</td></tr><tr><td>中間評価</td><td>2</td><td>C/B:ある程度の成果をあげつつあるが、目標達成のためには一層の努力が必要である／2課題</td></tr><tr><td>事後評価</td><td>3</td><td>A/S:想定以上の成果をあげており、当初の目標は達成された／1課題 B/A:想定どおりの成果をあげており、当初の目標は達成された／2課題</td></tr></table> ※評価は、平成30(2018)年度までの採択課題に係る中間評価及び平成27(2015)年度までの採択課題に係る事後評価はA～Dの4段階で、平成31(2019)年度以降の採択課題に係る中間評価及び平成28(2016)年度以降の採択課題に係る事後評価はS～Cの4段階で実施。 評価結果： https://www.jsps.go.jp/j-foresight/11_hyouka.html ・A-HORCsにおいて重要とされた研究テーマにおいて、日中韓3カ国の実施機関で募集要項等を調整のうえ、令和5(2023)年度採択分の公募を行った。 ■各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップについて ・各種学術交流事業において各国の学術振興機関と交流協定等を締結し、強固なパートナーシップを持続的に形成するだけでなく、交流状況を踏まえながらその見直しも行っている。		実施課題数	評価結果(中間評価：平成30年度以前採択課題／平成31年度以降採択課題、事後評価：平成27年度以前採択課題／平成28年度以降採択課題)	中間評価	2	C/B:ある程度の成果をあげつつあるが、目標達成のためには一層の努力が必要である／2課題	事後評価	3	A/S:想定以上の成果をあげており、当初の目標は達成された／1課題 B/A:想定どおりの成果をあげており、当初の目標は達成された／2課題		
	実施課題数	評価結果(中間評価：平成30年度以前採択課題／平成31年度以降採択課題、事後評価：平成27年度以前採択課題／平成28年度以降採択課題)										
中間評価	2	C/B:ある程度の成果をあげつつあるが、目標達成のためには一層の努力が必要である／2課題										
事後評価	3	A/S:想定以上の成果をあげており、当初の目標は達成された／1課題 B/A:想定どおりの成果をあげており、当初の目標は達成された／2課題										
<主な定量的指標> 【評価指標】 5－4 同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況(同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断) <その他の指標> －	<主要な業務実績> 【研究者ネットワークの強化】 ・振興会事業経験者による研究者コミュニティ(JSPS同窓会)については、計20か国のコミュニティが行う諸活動(シンポジウム・年次総会の開催、Webやニューズレターを通じた広報など)の支援を行った。また、複数の国から新規同窓会設立に関する問い合わせが寄せられていて、それぞれの関係者と連絡を密に取り、設立に向けた各種の情報提供、他の同窓会の例などを参考にしたアドバイスを積極的に行っている。同窓会会員数は令和5(2023)年3月末現在で8,329名となっており(前年度3月末8,183名)、会員に対しては行事予定等をメールで送付するなどして情報提供に努めている。 また、同窓会は主催行事としてシンポジウムや学術セミナー等を対面・オンライ	(3) 在外研究者コミュニティの形成と協働 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、対面・オンライン双方による同窓会の活動を積極的に支援し、さらなるネットワーク強化による学術交流の発展を目指していることは、中期計画通り実施している	(3) 在外研究者コミュニティの形成と協働 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・新型コロナウイルス感染状況が改善しない中、振興会事業経験者によ									

<評価の視点> 5-4 同窓会主体の活動が活発に行われたか、また外国人研究者と在外日本人研究者コミュニティ等が連携する機会が提供されたか、同窓会イベント等の開催実績、会員数等を参考に判断する。	ン双方で開催し、日本人研究者に基調講演を依頼し日本との学術交流を深めている。 ・海外研究連絡センター等の協力を得ながら、各国の研究者コミュニティに所属する研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化する機会を提供することを目的に、外国人研究者再招へい事業(BRIDGE Fellowship Program)を実施した。また、同窓会主催のイベントにて事業説明を行うなど、積極的に広報活動を行った。なお、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置の影響を受けた令和元(2019)年度～令和2(2020)年度採用者について、令和4(2022)年度の指定の時期まで来日期限の延長を認めるなど採用者の立場に立った柔軟な対応を実施し、希望する採用者全員が来日し採用を開始することができた。 ・平成28(2016)年度より、振興会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービス(JSPS-Net)を行っている。JSPS-Netは国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援するための一助として運用しており、現在JSPS-Netには3,568名(令和5(2023)年3月末現在)の登録を得ている。登録者に対して、会員間の検索機能やグループ作成機能を提供するとともに、振興会の公募事業の案内等の情報提供を行った。さらに、様々な分野で活躍する研究者が自らの研究生活について語る「My Research Life」機能、及び、会員の日本との関わり、日本での研究生活の思い出、現在の研究生活、他の会員へのメッセージなどを掲載する「Member's Voice」機能を設置している。	と評価できる。 ・過去に来日した研究者と日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化するための外国人研究者再招へい事業では、新型コロナウイルス感染症の影響の収束後、優れた外国人研究者の招へいの取組を迅速に再開できるよう、来日期限を延長する特例措置等を講じ、希望する採用者全員の採用開始を支援したことは評価できる。 <課題と対応> ・引き続きオンラインによる活動も含め、同窓会の活動を着実に支援していく。 (各評価指標等に対する自己評価) ・評価指標である5-4については、同窓会イベント等の開催実績が76件と基準値以上の水準であったほか、全同窓会会員数が8,329名と前年度同水準である(前年度3月末8,183名)等、順調に業務を実施している。	る研究者コミュニティ(JSPS 同窓会)の対面・オンライン双方での活動を積極的に支援したことやソーシャル・ネットワーク・サービス強化による学術交流の維持・発展に努力していることは高く評価できる。 ・外国人研究者再招へい事業では、来日期限を延長する特例措置等を図り、招へいの取り組みを迅速に再開できるように適宜配慮したことも高く評価できる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
<主な定量的指標> 【評価指標】 5-5 海外研究連絡センター等における活動状況(B水準:ホームページによる情報発信数が年間840件程度) <その他の指標> — <評価の視点> 5-5 現地の事務所を利用した効果的な情報収集・情報発信を実施する観点から、前中期目標期間における実績(平成25～28年度実績:年間652～1,181件)を踏まえ、全センターのホームページで年間840件程度の情報発信が行われることを達成水準とする。	<主要な業務実績> 【海外研究連絡センター等展開】 ・諸外国の学術振興機関や内外の大学等との共催により、オンラインでの開催も含めて年間を通じて107件の学術シンポジウム等を開催し、日本の優れた研究者による最先端の研究成果等を世界に向けて発信した。平成29(2017)年度からの取り組みであるWPI総合支援事業との連携も継続し、WPI拠点における研究成果について海外研究連絡センター主催シンポジウムを通じて海外に発信し続けている。こうした活動により、現地において関係機関との強固な協力関係を構築しつつ積極的な広報に努めている。これらのイベントにはオンラインによる参加も含め、延べ7,441名が参加した。イベントの例は以下のとおりである。 ・ストックホルム研究連絡センターでは、令和4(2022)年4月に全センターの中で初めて、対面でのイベントを再開した。当該イベントはスウェーデン王立科学アカデミー、在スウェーデン日本国大使館、及びスウェーデン同窓会との共催で開催され、東京大学の宮園浩平卓越教授らによる講演に続き、パネルディスカッションでは活発な質疑応答が行われた。また、終了後にはランチレセプションも開催し、多くの参加者が久しぶりに対面で交流を深めることができた。 ・ワシントン研究連絡センターは令和4(2022)年9月に第25回”Science in Japan” Forumを「Sample Return and the Origin of Life」をテーマに開催した。本イベントは、当初は令和2(2020)年に開催を予定し、講演者等の調整を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期して開催したものである。米国側の共催期間として、米国科学振興協会(AAAS)、米国地球物理学連合(AGU)、	(4) 海外研究連絡センター等の展開 補助評定: b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・海外研究連絡センターにおいて現地の学術振興機関や大学等と共催でシンポジウム等を着実に開催し、新たな研究者ネットワークの構築を促進している。 ・大学等海外活動展開協力・支援事業として、計6大学等に6箇所の海外研究連絡センターの利用機会を提供することで、大学の海外展開を支援したほか、国公私立大学の職員を対象に国際学術交流研修を実施するなど、計画通り着実に業務を実施し、中期計画通り着実に業務を実施していると評価できる。 <課題と対応> ・各国学術振興機関との関係構築等を通じて国際的な学術研究ネットワークの形成を支援する。 (各評価指標等に対する自己評価) ・評価指標である5-5については666件である。	(4) 海外研究連絡センター等の展開 補助評定: b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・海外研究連絡センターは大学等の海外学術教育活動も支援していることが評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化している時期に、諸外国の学術振興機関や大学等との共催となる学術シンポジウムがオンラインも含めて、107件開催され、延べ7,441名の参加があった。このように、海外研究連絡センターの活発な事業展開は特筆に値する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

	米国エネルギー省（DOE）、米国航空宇宙局（NASA）、米国科学財団（NSF）が名を連ねたほか、日本からは WPI-ELSI（東京工業大学地球生命研究所）から講師を派遣し、WPI や ELSI についての認知度の向上にも資するイベントとなった。当該イベントがワシントンセンターにとっては初めてのハイブリッド開催であったが、滞りなく運営ができ、また、開催後のアンケートでも好評を得ることができた。 ・ボン研究連絡センターでは、令和 4（2022）年 5 月に日独学術シンポジウムを 2 年の延期を経て、急遽対面形式に切り替えて開催することができた。当シンポジウムはドイツ語圏日本学術振興会研究者同窓会との共催で開催され、日本からは京都大学、東京都立大学、秋田県立大学、福島大学から講師を派遣し、生物経済学（Bioeconomics）をテーマに活発な討議が行われ、両国の研究者が交流する機会となった。 ・ストラスブール研究連絡センターでは、令和 4（2022）年 9 月に「技術革新とパラダイム・チェンジに直面する法学・政治学」と題した日仏学術フォーラムを開催した。これまでは自然科学分野のテーマだったところ、初めての人文・社会科学分野での開催となった。当該フォーラムは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて延期されており、3 年ぶりの開催となったが、キャリア・分野・性別など多様な研究者を発表者として招き、参加者間での活発な議論と交流が行われ、将来の学術交流・共同研究の芽を育てる絶好の機会となった。 ・各国において現地在住の日本人研究者の会合・勉強会の開催、データベースの整備など、海外での研究者ネットワーク構築のための活動を積極的に展開した。米国渡航中の特別研究員・海外特別研究員等日本人研究者に対し、分野を越えた交流を促進し、研究活動を一層充実していただくことを目的とした日本人研究者同士の交流会も開催している。例えば、サンフランシスコ研究連絡センターでは、令和 4（2022）年 7 月にオンラインで、また、令和 5（2023）年 2 月に対面でイベントを開催した。ボン研究連絡センターでは、令和 4（2022）年 11 月に海外特別研究員を対象としたイベントを 3 年ぶりに対面で開催した。 ・大学等の海外活動展開協力・支援事業として、6 大学が 6 研究連絡センター（サンフランシスコ、ロンドン、ストックホルム、北京、カイロ及びナイロビ）を海外事務所として利用し海外拠点活動を展開した。 ・各国において、オンラインも含め振興会事業説明会を 91 件開催し、延べ 5,434 名が参加するなど、積極的な広報活動に努めた。 ・平成 27（2015）年度に開設した、「海外学術動向ポータルサイト」において、各海外研究連絡センター及び海外アドバイザーが収集した情報を引き続き国内の大学関係者等に広く情報提供した。 https://www-overseas-news.jsps.go.jp/ ・振興会本部での 1 年間の研修を経た国公私立大学の職員を海外研究連絡センタ	・大学をめぐる研究状況が厳しさを増している昨今、研究活動の海外展開および国際共同研究推進に制度面からの支援が望まれる。 <その他事項> —

	一で受け入れ、センター業務に従事させることにより、国際交流に関する幅広い見識と高度な実務能力を有する事務系職員の養成を図る「国際学術交流研修」を実施している。令和4(2022)年度は、15名の国際協力員が6センターで海外実務研修に従事した。また、令和4(2022)年9月からは令和5(2023)年度の海外実務研修に向け、必要な手続を順次開始した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各センター赴任者の安全確保を第一に、令和2(2020)年度にはセンター長、副センター長は原則日本での在宅勤務に従事するという特例措置を行ったが、令和2(2020)年9月以降は、順次センター所在地に戻ることにし、令和3(2021)年度には全センターが現地での業務に戻った。現地の感染状況に即した対応マニュアルをセンターごとに整備し、感染対策に留意しつつ現地での在宅勤務も活用しながら業務を行った。北京センターにおいては、急激な感染者数の増加に伴い、安全確保のために令和4(2022)年末から一時的に日本での在宅勤務に従事した。 ・人との密集、飲食を避けるため対面でのイベント開催が難しい状況が続いているため、引き続き、オンラインツールを活用し、ウェビナー等やハイブリッドによるイベントを開催した。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6	6 総合的な学術情報分析基盤の構築 (1) 情報の一元的な集積・管理体制の構築 (2) 総合的な学術情報分析の推進 (3) 学術動向に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第6号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考URL	学術システム研究センター（調査報告等） https://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html 学術情報分析センター https://www.jsps.go.jp/j-csia/index.html		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
評価指標								予算額（千円）	333,395	345,156	341,971	322,751	356,763
情報の分析や調査研究の成果の発信状況 （B水準：中期目標 期間中に 10 件程度）	中期目標 期間中に 10 件程度	－	4 件 （適時の成果 の公表を含 む）	2 件	2 件	2 件	2 件	決算額（千円）	335,160	345,777	373,980	358,873	392,940
								経常費用（千円）	333,564	345,777	332,779	335,531	392,155
学術動向調査の実施 件数（B水準：中期目 標期間中に 614 件程 度）	中期目標 期間中に 614 件程度	614 件	128 件	129 件	129 件	129 件	139 件	経常利益（千円）	13,190	38,410	41,719	34,441	121,918
								行政サービス実施 コスト（千円）	328,501	－	－	－	－
								行政コスト（千円）	－	413,321	332,779	335,531	392,155
								従事人員数	4	5	5	4	3

注1）予算額、決算額は「6 総合的な学術情報分析基盤の構築」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2）従事人員数については「6 総合的な学術情報分析基盤の構築」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
		<評価と根拠> 評価：B 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価をBとする。 ・令和4(2022)年度における総合的な学術情報分析基盤の構築について、中期目標に向かって、情報セキュリティの確保、管理体制の構築に着実に取り組むとともに、学術情報分析センター及び学術システム研究センターにおいて中期計画通り着実に業務を実施していると評価できる。 <課題と対応> ・情報の一元的な管理に向けた取組を今後も引き続き進めていく。	<評価に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価をBとする。 ・情報セキュリティを考慮しながら、各事業の一元的な集積・管理に向けた取り組みが行なわれている。 ・様々な学術動向調査や研究動向調査がなされ、その成果の一部が公表されていることが評価される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・学術動向調査や研究動向調査の結果を活用する検討を早急に進めてほしい。そのために、研究動向調査に自由度を与えながらも、方向性を持たせることができないか、検討して欲しい。 <その他事項> —	
<主な定量的指標> — <その他の指標> 【評価指標】 6－1 情報の一元的な管理の状況（取組実績を参考に判断） <評価の視点> 6－1 事業の枠を超えた	<主要な業務実績> 【情報の一元的な集積・管理】 (1) 諸事業に係る情報の整理とリスト化 振興会における諸事業の業務システム（電子申請システム等）において、業務全体における電子化の状況とその費用について整理を行った。また、デジタル庁による「独立行政法人の情報システムの整備・管理に係る棚卸し」に基づき、主要システムに関する情報の精査を行った。 (2) 情報セキュリティ確保のための取り組み 各事業情報の一元的な集積・管理を行う上で必要となる情報セキュリティ対策の事項について、振興会の情報セキュリティポリシー関連規定類の見直しを行った。	(1) 情報の一元的な集積・管理 補助評価：b <補助評価に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、補助評価をbとする。 ・事業の枠を超えて情報を総合的に活用する情報基盤の構築のため、諸事業が取り扱っている情報の整理とリスト化を着実に進めていると評価できる。 ・情報セキュリティの確保、管理体制の構築の取組	(1) 情報の一元的な集積・管理 補助評価：b <補助評価に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価をbとする ・各事業の一元的な集積・管理に向けて業務システムの電子化状況について調査が行われたことが評価	

活用を可能とする情報基盤が構築されているか、情報の一元的な管理に係る取組実績を参考に判断する。	(3) 管理体制構築への取り組み (Ⅱ 2 (3)②再掲) 各事業が所有するデータ項目は経年で変更や追加等が行われていくことが見込まれるため、業務システムのカスタマイズ時に仕様書や設計書ベースで(特にサプライチェーンリスクや見積内容の価格妥当性を)確認していく業務を行った。	みについても具体的な検討を進めており、着実に進捗している。 <課題と対応> 諸事業の情報整理とリスト化を更に進め、一元管理する情報基盤を構築する。合わせて運用管理体制等を整えるなど必要な取り組みも実施していく。 (各評価指標等に対する自己評価) ・評価指標である6-1については、必要な取り組みを行っており、情報基盤の構築に向けて順調に進んでいる。	される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ー <その他事項> 情報の管理やセキュリティは常に変化しているので、気の抜けない業務である。
<主な定量的指標> 【評価指標】 6-2 情報の分析や調査研究の成果の発信状況 (B 水準: 中期目標期間中に 10 件程度) <その他の指標> ー <評価の視点> 6-2 振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析する観点から、10 件程度のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果について発信することを達成水準とする。	<主要な業務実績> 【学術情報分析センター】 - 学術情報分析センターの設置 学術情報分析センターは、平成 30(2018)年 3 月末まで設置されていたグローバル学術情報センターを改組し、平成 30(2018)年 4 月に設置された。 同センターは、所長の下、分析研究員及び分析調査員により構成し、分析研究員 4 名(大学等の学術研究機関において教授または准教授の職にある者 3 名が兼務し、うち 1 名は副所長。その他 1 名は非常勤の専門職。)は、それぞれのテーマに係る調査分析を総括するとともに、分析調査員が行う振興会の諸事業に係る調査分析に関し助言を行った。また、分析調査員 4 名(常勤 3 名、非常勤 1 名)は、分析研究員の指導の下、当該テーマに係る調査分析の業務を担うとともに、事業動向など事務的な調査分析業務を処理した。 - 情報の把握・分析基盤の構築 <科研費助成事業の研究課題情報、研究者情報及び成果情報の紐付け> 科研費の採択研究課題、研究者、研究成果の高い精度による紐付けを通じたデータ基盤を整備することで、科研費に関連する様々な分析を可能とした。 <特別研究員経験者の所属・職、科研費獲得及び成果に関する情報の紐付け> 特別研究員経験者について、所属・職、科研費の獲得、発表論文等の情報の紐付けを通じた分析を可能とした。 <学術国際交流諸事業の横断的な分析のための情報の紐付け> 学術国際交流諸事業により支援を受けた研究者の紐付けを行い、諸事業を横断的に分析するための基盤を整備した。 - 学術システム研究センターにおける科研費の審査委員等の選考の支援 学術システム研究センターとも連携を密にし、以下の業務を実施した。 <「審査意見書作成候補者選考支援システム」の開発> 確率的潜在意味解析(LDA)の取組の成果に基づき、令和元年度に実装した科研費の特別推進研究、基盤研究(S)の審査意見書作成候補者選考を支援するシステムの改良を進めた。	(2) 総合的な学術情報分析の推進 補助評定: b <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、補助評定を b とする。 - 情報の把握・分析基盤を構築するとともに、科研費助成事業、人材育成事業、学術国際交流事業といった振興会の諸事業を対象に、各担当部署等からの要望や学術システム研究センターからの意見等も踏まえ数多くのテーマを設定し、当該担当部署等とも連携しつつ、情報の把握・分析の取組を進めている。その成果は振興会内の関連部署に提供しており、諸事業の改善・高度化に向けた検討に資するものであると評価できる。 - 情報発信については、JSPS-CSIA REPORT を 2 件刊行し、中期計画通りの成果を上げた。 - 学術システム研究センターとも連携を密にし、昨年度に続き科研費の審査意見書作成候補者選考支援システムの改良、審査委員等候補者検索システムの実用化に向けた検討に加え、令和 4 (2022)年度から新たに海外レビュー選考支援システムを開発したことは、学術システム研究センター研究員の業務の支援に大きく貢献するものであると高く評価できる。 <課題と対応> - 情報の把握・分析のテーマの多くは、長期的な観点における調査分析が求められることから、次年度以降も継続的な取組を行う。	(2) 総合的な学術情報分析の推進 補助評定: b <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 学術システム研究センター主任研究員の業務負担の軽減が図られるような支援システムの開発を引き続き検討してほしい。 <その他事項> ファンディングエージェンシー間での交流は、非常に重要である。

	<「審査委員等候補者検索システム」の開発> 令和3(2021)年度に続き、特別推進研究、基盤研究(S)以外の科研費の種目を対象とした審査委員の選考を支援する新たなシステムの実用化に向けた検討を進めた。 <「海外レビュー選考支援システム」の開発> 科研費新種目の「国際先導研究」において、海外レビューによる審査が行われるため、令和3(2021)年度に科研費担当部署からの「海外レビューの選考方法・ツールの開発」の要望を踏まえ、「審査委員等候補者検索システム検討合同タスクフォース」で検討し、令和4(2022)年度に実装した。 ・振興会の諸事業に関する調査分析 科研費助成事業、人材育成事業、学術国際交流事業といった振興会の諸事業を対象に、各担当部署等からの要望や学術システム研究センターからの意見を踏まえテーマを設定し、当該担当部署等とも連携しつつ、以下の情報の把握・分析の取組を実施した。 - 科研費助成事業を対象とした情報の把握・分析 <日本の論文に占める科研費論文の状況> 計量書誌学的評価指標等による科研費の成果論文のデータを用い、日本で発表された論文に占める科研費成果論文の位置付けを明らかにする分析を行った。 <「研究成果の質」に着目した基金化の効果の検証手法の提案> 科研費の一部種目を基金化したことによる研究成果への影響を測るため、基金化以前と以降の採択課題の研究成果について比較分析を行うことで検証し、その手法をまとめたテクニカル・レポートを作成、公表した。 <産学連携の観点で見る科研費の成果の分析> 産業と学術の連関・連携という観点から科研費の成果を理解するために、分析ツールのSciValで取り扱う5特許庁(WPO、JPO、EPO、IPO、USPTO)に登録された特許に関して文献引用数(特許が文献を引用した回数)及び被引用文献数(特許に引用された文献の数)を集計・分析した。 - 人材育成事業及び顕彰事業を対象とした情報の把握・分析 <特別研究員経験者のキャリアパスの分析> 特別研究員経験者の所属・職、科研費獲得及び成果に関する情報を用いた分析について検討した。 <日本学術振興会賞及び日本学術振興会育志賞受賞経験者に関する分析> 日本学術振興会賞及び日本学術振興会育志賞の各受賞経験者の所属・職、科研費の獲得、発表論文の状況等の情報を用いた分析について検討した。 - 学術国際交流事業を対象とした情報の把握・分析 <先端科学(FoS)シンポジウム参加経験者の研究活動状況の分析> 先端科学(FoS)シンポジウム参加経験者のデータ等を用い、プランニング・グループ・メンバーと参加者の職や文献の発表の状況について調査を行い、報告書(内部検討資料)を作成した。	・審査委員等候補者検索システムの開発については、実用化に向け更なる取組を進める。 (各評価指標等に対する自己評価) ・評価指標である6-2については、JSPS-CSIA REPORTを2件刊行し、年度計画の目標を達成した。	

	＜学術国際交流事業経験者の研究活動の文献データベース Scopus による分析＞ 主な学術国際交流事業 17 事業で、平成 22(2010) 年度～令和元(2019) 年度に採用された日本側の研究代表者・受入研究者が、事業実施年度に執筆した論文について計量書誌学的指標によって分析した。 ＜振興会諸事業による国際的な活動の分析＞ 振興会が行う国際交流事業に加え、科研費事業や人材育成事業等を通じて行われた研究者の国際的な活動について取りまとめ、JSPS-CSIA REPORT として公表した。 ・調査分析の成果の振興会内の関連部署への提供 上記の調査分析の成果に基づき、今後、振興会諸事業の改善・高度化に向けた検討に資することを目的に以下の報告書等（内部検討資料）を作成し、関連部署に提供した。 <table><tr><th>通番</th><th>名称</th></tr><tr><td>1</td><td>基礎データ集</td></tr><tr><td>2</td><td>2022 年度版科研費研究成果に関する計量書誌学的評価指標等調査報告</td></tr><tr><td>3</td><td>先端科学（FoS）シンポジウム参加者の研究活動状況の分析</td></tr><tr><td>4</td><td>学術国際交流事業経験者の研究活動の Scopus による分析</td></tr></table> ・分析ツール等の利用に関する説明会の開催 学術情報分析センターが調査分析の際に活用している文献データベースの Scopus や分析ツールの SciVal について、振興会職員の育成やスキルアップと自らの業務において補完的な分析が行えるよう、その使用方法や分析手法に係る説明会（研修）を 3 回実施した。 ・調査分析の成果の情報発信 調査分析の成果を、JSPS-CSIA REPORT（CSIA は学術情報分析センターの英文名称「Center for Science Information Analysis」の略）として 2 件刊行した。 <table><tr><th>号</th><th>刊行時期</th><th>名称</th></tr><tr><td>1</td><td>令和 5 年 3 月</td><td>「研究成果の質」に着目した基金化の効果の検証手法の一提案・解説</td></tr><tr><td>2</td><td>令和 5 年 3 月</td><td>日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開</td></tr></table> ・JST 研究開発戦略センター（CRDS）職員との意見交換を実施 次期中期目標期間における学術情報分析センターの在り方を見据え、他法人の取組も参考とするため、CRDS 職員と同センターの組織や取組について意見交換を行った。	通番	名称	1	基礎データ集	2	2022 年度版科研費研究成果に関する計量書誌学的評価指標等調査報告	3	先端科学（FoS）シンポジウム参加者の研究活動状況の分析	4	学術国際交流事業経験者の研究活動の Scopus による分析	号	刊行時期	名称	1	令和 5 年 3 月	「研究成果の質」に着目した基金化の効果の検証手法の一提案・解説	2	令和 5 年 3 月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開	
通番	名称																				
1	基礎データ集																				
2	2022 年度版科研費研究成果に関する計量書誌学的評価指標等調査報告																				
3	先端科学（FoS）シンポジウム参加者の研究活動状況の分析																				
4	学術国際交流事業経験者の研究活動の Scopus による分析																				
号	刊行時期	名称																			
1	令和 5 年 3 月	「研究成果の質」に着目した基金化の効果の検証手法の一提案・解説																			
2	令和 5 年 3 月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開																			

<主な定量的指標> 【評価指標】 6－3 学術動向調査の実施件数（B水準：中期目標期間中に614件程度） <その他の指標> － <評価の視点> 6－3 学術の振興を図るための諸事業を長期的観点に立って効果的に展開する観点から、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究について、前中期目標期間における実績（614件）と同程度実施することを達成水準とする。	<主要な業務実績> 【学術システム研究センター】 ・学術システム研究センター研究員を研究担当者として振興会と研究員が所属する研究機関（令和4（2022）年度は56研究機関（139課題））が委託契約を締結し、学術研究動向等に関する調査研究を実施した。 ・学術研究動向等に関する調査研究は、各研究員の専門分野または周辺分野における最新かつ広範な研究動向、各分野における課題や今後の方向性、国内外の学術振興方策に関する調査研究であり、その成果を次のような振興会の審査・評価業務の向上や、事業全般に対する提案・助言等に活用した。 >科研費における審査・評価業務：学術動向を踏まえつつ、公募要領、審査の手引き等の見直しについて検討した。 >特別研究員事業における審査・評価業務：学術動向を踏まえつつ、審査セットの見直しを含む審査方法や制度の改善について検討した。 >科研費・特別研究員事業等における審査委員等の候補者案の作成及び審査結果の検証 >日本学術振興会賞の査読及び日本学術振興会育志賞の予備選考 ・なお、新型コロナウイルス感染症の学術研究動向等への影響については、令和4（2022）年4月に報告書が提出された令和3（2021）年度の調査研究成果として、学会運営や若手研究者キャリアパスの観点からの報告があった。 ・研究計画の作成及び研究成果の公開 令和3（2021）年度の委託契約に基づく調査研究成果として提出された『調査研究実績報告書』を取りまとめ、ウェブサイトで公開した。今般の新型コロナウイルス感染症の学術への影響に関する報告については、「新型コロナウイルス関係」の見出しを付し、閲覧者に対する配慮を行った。なお、未発表の研究情報や個人情報が含まれる場合には、公開の可否について個別に検討を行っている。 https://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html 令和5（2023）年度の委託契約に基づく調査計画書の作成においては、計画の例示として新型コロナウイルス感染症の学術への影響に関する項目を追加し、選択肢として提示した。	（3）学術動向に関する調査研究の推進 補助評価：b <補助評価に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから、補助評価をbとする。 ・学術研究の動向について、学術システム研究センターの研究員の専門的な知見に基づき、人文学、社会科学から自然科学に渡る全ての学術領域をカバーする学術研究動向等に関する一貫した調査研究を着実に実施している。その成果は、審査委員選考等の業務に活用され、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立っている。また、研究成果は、知的財産権や個人情報に注意しながら、積極的に公開している。 <課題と対応> ・引き続き学術研究動向等に関する調査研究を実施し、振興会事業の企画・立案等に活用していく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である6－3については中期目標に定められた水準（中期目標期間中に614件）を越えて実施し、中期目標を達成した。	（3）学術動向に関する調査研究の推進 補助評価：b <補助評価に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価をbとする。 ・多様な学術動向調査や研究動向調査がなされたこと、さらにその結果の一部が公表されたことが評価される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・学術システム研究センターが作成する研究動向調査等の結果を、科研費等の政策立案や審査方法の改善に有効に活用して欲しい。そのために、研究動向調査に自由度を与えながらも、方向性を持たせることができないか、検討して欲しい。 <その他事項> －

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I - 7	7 横断的事項 (1) 電子申請等の推進 (2) 情報発信の充実 (3) 学術の社会的連携・協力の推進 (4) 研究公正の推進 (5) 業務の点検・評価の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第5号、第7号、第9号 独立行政法人通則法第32条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考URL	振興会ホームページ 和：https://www.jsps.go.jp/index.html、英：https://www.jsps.go.jp/english/index.html メールマガジン（バックナンバー） https://www.jsps.go.jp/j-mailmagazine/backnumber.html ひらめき☆ときめきサイエンス https://www.jsps.go.jp/j-hirameki/index.html 卓越研究成果公開事業 https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu/index.html 学術の社会的連携・協力の推進事業 https://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index.html 不正使用・不正行為受付窓口 https://www.jsps.go.jp/j-kousei/madoguchi.html 研究公正推進事業 https://www.jsps.go.jp/j-kousei/index.html		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成 目 標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度		平成 30 年度	令和元年 度	2 年度	3 年度	4 年度
評価指標													
振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）	—	4,783,818 件	8,899,354 件	5,286,704 件	4,576,218 件	4,797,012 件	4,559,379 件	予算額（千円）	667,067	859,095	737,896	485,322	593,891
大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（B水準：中期目標期間中に8件程度）	8 件 程 度	10 件	4 件	1 件	6 件	2 件	1 件	決算額（千円）	832,517	835,777	538,216	580,262	682,192
研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催）	毎 年 度 2 回 程 度	6 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	経常費用（千円）	741,015	743,516	529,899	488,183	707,115
								経常利益（千円）	32,373	163,105	44,308	144,858	38,241
								行政サービス実施コスト（千円）	509,113	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	749,048	529,899	488,183	707,115
								従事人員数	9	10	7	8	6

注1）予算額、決算額は「7 横断的事項」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2）従事人員数については「7 横断的事項」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
		<評価と根拠> 評価：B 令和4(2022)年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価をBとする。 ・電子申請等の推進について、令和3(2021)年度に引き続き、公募事業等における電子化を着実に実施し、利便性の向上を図っており、中期計画通り業務を実施していると評価できる。 ・特に科研費では、令和5(2023)年1月から研究計画調書の引き戻し機能を電子申請システムに実装し、応募書類の誤送信や提出漏れといった研究機関及び応募者の締切前後の物理的・心理的負担を軽減したこと、電子審査システムのWebブラウザ上で研究計画調書を閲覧する機能を導入するなど審査委員の負担の軽減を積極的に図っていることは評価に値する。 ・ひらめき☆ときめきサイエンスについては、電子化による業務効率化を図りながら着実に事業がされていると評価できる。 ・広報と情報発信の強化については、振興会内外のユーザーの声も踏まえつつ、デザインやページ構成の大幅な見直し等を行い、大規模なリニューアルを実施したことは高く評価できる。 ・これまでの振興会ウェブサイトには存在しなかった一般国民向けのコンテンツとして、振興会の組織や職員にもスポットを当て、また、振興会が行う主要な事業の意義や成果について、分かりやすく数字やイラストを用いて紹介する「ひと目でわかる学振」を企画・制作し、新たにウェブサイトに掲載したことは評価できる。 - また、学術システム研究センターの学術動向等に関する調査研究報告や、学術情報分析センターのJSPS-CSIA REPORTの公表、海外学術動向ポータルサイトにおける海外の情報発信、科研費研究成果トピックスにおける研究成果の紹介等を行い、得られた成果等を積極的に社会に提供している。 ・学術の社会的連携・協力の推進事業において、引き続き公募や審査での課題を洗い出し、公募要領及び審査要	<評価に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価をBとする。 ・府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の連携活用を図り、適切な情報セキュリティ対策を実施された。 ・研究倫理プログラム履修義務や不正があった場合の厳格な対応についての周知や研究倫理教育教材の開発・改修等、計画通りに実施されたことが評価される。 ・ウェブサイトの効果的な情報発信を行うため、デザインやページ構成の大幅な見直し等を行い、大規模なリニューアルを実施したことは高く評価される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	

		項の見直し等を行った点は評価できる。 ・研究公正の推進については、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、研究不正防止の取組や、研究倫理教育教材の開発・提供、研究倫理セミナーやシンポジウムの開催等の取組を着実に実施している。 ・自己点検評価及び外部評価をそれぞれ適切に実施し、評価結果はウェブサイトで適切に公表している。自己点検評価及び外部評価を通じて、業務の現状・課題の把握・分析を行い、業務の改善や見直し、効率的な実施に役立てており、適切にPDCAサイクルを実施している。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、電子申請システムについて必要に応じた改修を進める。 ・自己点検評価及び外部評価を通じて業務の現状・課題の把握・分析に努めることで業務の改善等につなげる。	
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ 【評価指標】 7－1 電子申請等の推進状況（応募手続や審査業務等の電子化実績等を参考に判断） ＜評価の視点＞ 7－1 研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システムが整備されているか、応募手続や審査業務等の電子化の実績及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修実績等を参考に判断する。	＜主要な業務実績＞ 【公募事業における電子化の推進】 ・募集要項・応募様式等の書類については、全ての公募事業においてウェブサイトから入手可能な状態とした。 ・電子申請システムについては、令和4（2022）年度も引き続き、各事業の応募（申請）受付、審査業務、交付業務を実施した。また、研究者や事務担当者の意見等に基づき、利便性の向上等を図るとともに、適宜電子化の拡充、制度改善等に伴う改修を実施した。特に、特別推進研究、基盤研究（S）の評価業務の大幅な効率化に資するため、まずは評価件数の多い中間評価について、<u>研究代表者からの評価報告書提出から評価結果通知までを一貫して電子申請システム上で行える機能を構築した。</u>なお、今後は事後評価についても同様の機能を実装する予定である。 ・電子審査システムのWebブラウザ上で研究計画調書を閲覧する機能を導入することで、審査する研究課題毎にID、パスワードの入力を不要とし、フリーハンドによる入力を可能とするなど、審査委員の審査負担の軽減を積極的に図り、審査の電子化を推進した。 ・科研費事業において、e-Radの更新に対応し、研究者番号、エフォート管理、課題情報等、電子申請システムとe-Radの双方向連携を引き続き実施するなど、e-Radの連携活用を推進した。 ・電子申請システムの設計・開発において、情報セキュリティ・ポリシー及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施し、可能な限り脆弱性を保有しないように努めた。また、電子申請システムの基幹部分において、必要に応じてアッ	（1）電子申請等の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和4（2022）年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・募集要項・応募様式等の書類をウェブサイトから入手可能な状態とし、電子申請システムによる各事業の応募（申請）受付、審査業務、交付業務の実施や、e-Radの連携活用の推進、適切な情報セキュリティ対策の実施等、計画に基づき着実に業務を実施している。 ・電子申請システムについて、研究者や事務担当者の意見等に基づき、利便性の向上を図るとともに、論文博士号取得希望者に対する支援事業における申請受付業務など、対象事業・対象手続きの拡充を着実に実施している。特に科研費では、電子申請システムを活用し、審査結果通知の早期化に対応し、約7万2千件の研究課題に対して遅滞なく2月末までに通知したこと、特別推進研究、基盤研究（S）の中間評価について、評価報告書提出から評価結果通知までを一貫して行う機能を構築し、評価業務の大幅な効率化を推進したこと、令和5（2023）年1月から研究計画調書の引き戻し機能を電子申請システムに実装し応募書類の誤送信のリスクを低減したことは高く評価できる。 ・審査の電子化を推進し、電子審査システムのWebブラ	（1）電子申請等の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・研究者や事務担当者の意見等に基づき、利便性の向上等を図るとともに、適宜電子化の拡充、制度改善等に伴う改修が行われたことが評価される。 ・引き続きe-Radの連携活用を推進したこと、および、電子申請システムの設計・開発において、政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施したことが評価される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・電子申請システムの利便性を上げると同時に、セキュリティ対策もよりいっそう強化してほしい。 ・科学研究費助成事業の公募・審

	ブグレードを行い、セキュリティを確保した。 ■科学研究費助成事業 ・令和4(2022)年度も引き続き、科研費事業のうち既に電子化を行っている研究種目については、応募受付・審査業務・交付業務を電子申請システムにより行った。また、国際先導研究の応募受付・審査業務・交付業務を電子申請システムで実施できるよう改修を行った。 ・特別研究員奨励費(令和5(2023)年度新規研究課題)については令和5(2023)年度からの基金化に向けた電子システム改修準備を実施した。 ・令和5(2023)年1月から研究計画調書の引き戻し機能を電子申請システムに実装し、応募書類の誤送信や提出漏れといった研究機関及び応募者の締切前後の物理的・心理的負担を軽減するとともに電子申請システムの負荷を分散した。 ・振興会から発出する通知について、ペーパーレス化のため、ほぼ全ての通知を科研費電子申請システムにより行った。 ・令和4(2022)年度も引き続き、審査委員が審査の際、審査システム上のリンクからresearchmap及びKAKENにアクセスし、その掲載情報を必要に応じて参照できることとした。 ・国際性に留意した審査委員選考環境の充実のため、令和4(2022)年度から、審査委員候補者データベースに国際活動情報に係る項目(国際性に留意した審査委員選考環境の充実)を追加した。 ・電子審査システムのWebブラウザ上で研究計画調書を閲覧する機能を導入することで、審査する応募課題毎にパスワードの入力が不要となり、フリーハンドでの書き込みが可能となるなど、審査委員の負担の軽減を積極的に図り、審査の電子化を推進した。 ・(再掲)研究者用ハンドブックについて、従来、PDFファイルのみの掲載としていたところ、電子化の推進の一環として、スマートフォンやタブレット端末等による閲覧を想定した操作性の向上のため、令和4(2022)年6月に電子ブック形式による掲載を行った。 ■特別研究員事業、海外特別研究員事業 ・令和4(2022)年度も引き続き、特別研究員事業、海外特別研究員事業の申請受付・審査業務を電子申請システムにより行った。 ・特別研究員事業においては、令和3(2021)年度審査実施分までは、審査委員に送付する審査資料は紙媒体のみの対応としていたが、審査委員からの意見も踏まえ、希望する審査委員については、電子媒体のみによる審査を可能とする対応を実施し	ウザ上で研究計画調書を閲覧する機能を導入するなど、審査委員の負担の軽減を積極的に図っていることも評価に値する。 ・振興会から発出する各種通知について、電子申請システムに対応させほぼ全ての通知を電子的に行っていることは高く評価できる。 ・研究者用ハンドブックについて、利用者の目線に立ち、従来のPDFファイルに加えて電子ブック形式での閲覧も可能とするなど掲載方法を工夫することにより、利便性の向上を図っていることも評価に値する。 <課題と対応> ・電子申請システムについて、引き続き費用対効果等を勘案しつつ必要に応じて改修を検討していく。 ・今後も研究者等の利便性を高めることが求められることから、オンラインでの審査が効率的に運用できるよう整備を進める。 (各評価指標等に対する自己評価) 評価指標である7-1については、研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システム整備、応募手続や審査業務等の電子化及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修等を令和4(2022)年度も進めており、目標水準に達している。	査・交付業務の早期化を実現したことによって研究者の利便性が格段に高まったことは高く評価できる。 <その他事項> —

	た。 ・特別研究員採用内定者が申請時と同様の「電子申請システム」上で採用手続も行えるよう、前年度にシステムの拡張を実施したが、令和4(2022)年度には新たに全受入研究機関事務担当者へアンケートを実施し、その結果を踏まえて、受入研究機関において、自機関で受け入れる採用内定者の手続の進捗を把握できるように機能を充実させ、令和5(2023)年1月より運用を開始した。 ■学術の国際交流事業 ・令和4(2022)年度も引き続き、学術国際交流事業のうち既に電子化を行っている事業については、申請受付・審査業務を電子申請システムにより行った。 ・審査員向け画面について、審査員からの要望を踏まえ利便性を高めるため、電子申請システムの改修を行った。 ・半年毎に、各事業の担当から電子申請システムの改修希望を聴取して取り纏め、システム開発業者から見積を徴取した上で、学術国際交流事業全体としての費用対効果を勘案し、必要部分についての改修を行った。		
<主な定量的指標> 【評価指標】 7-2 振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断） <その他の指標> — <評価の視点> 7-2 振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、ホームページへのアクセス件数（平成26～28年度の各年度平均実績：478万件）、コンテンツごとのアクセス動向等を参考に判断する。	<主要な業務実績> 【広報と情報発信の強化】 ・令和4(2022)年度は情報発信の強化のため、視認性や検索性の観点から課題があった振興会ウェブサイトについて、<u>10年ぶりとなる大規模リニューアルを行った。ユーザー調査やアクセス動向等を踏まえ、デザインやページ構成の大幅な見直しやスマートフォン対応の改善を行い、令和5(2023)年2月から新ウェブサイトを開業した。</u> ・令和4(2022)年度はひらめき☆ときめきサイエンスにおいて、児童・生徒や教員に積極的に研究の魅力や振興会の役割を紹介した。 ■ウェブサイトの活用 ・振興会ウェブサイトへの令和4(2022)年度のアクセス数は、456万件であった。訪問数：4,559,379件（令和3(2021)年度：4,797,012件） ・ウェブサイトリニューアルに際し、<u>一般国民向けに、振興会という組織や主な事業について、分かりやすく数字やイラストを用いて紹介する「ひと目でわかる学振」コンテンツを企画・制作し、新たに掲載した。</u> https://www.jsps.go.jp/j-data/index.html ・令和5(2023)年1月から、新たに「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を開始するにあたっては、<u>ウェブサイト「CHEERS!」における公開やプレスリリ</u>	(2) 情報発信の充実 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4(2022)年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をaとする。 【広報と情報発信の強化】 ・ウェブサイトの見やすさ・分かりやすさを確保した効果的な情報発信を行うため、<u>振興会内外のユーザーの声も踏まえつつ、デザインやページ構成の大幅な見直し等を行い、大規模なリニューアルを実施したことは高く評価できる。</u> ・<u>これまでの振興会ウェブサイトには存在しなかった一般国民向けのコンテンツとして、振興会の組織や職員にもスポットを当て、また、振興会が行う主要な事業の意義や成果について、分かりやすく数字やイラストを用いて紹介する「ひと目でわかる学振」を企画・制作し、新たにウェブサイトに掲載したことは評価できる。</u> ・公募情報や新型コロナウイルス感染症に関連する対応等、ウェブサイトによる迅速な情報提供を行った。また、ウェブサイト及び概要をはじめとした各種事業のパンフレットによりわかりやすい情報発信を行ったほか、若手研究者をターゲットにした支援メニューの一覧化・公開	(2) 情報発信の充実 補助評定：a <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから評定をaとする。 ・ユーザー調査やアクセス動向等の分析のもとウェブサイトのデザインやページ構成を大幅に見直し、10年ぶりにリニューアルを実施したことは評価できる。 ・一般国民向けコンテンツ「ひと目でわかる学振」では、振興会の組織や職員に関する情報についても見やすく分かりやすいデザインで紹介されている。主要な事業についてだけでなく、振興会がどのような組織であるのかも含めて理解の深まる興味深いコンテンツである。 ・公募情報等についてウェブサイ

	ースのほか、メールマガジンやTwitterによる予告も含めた重層的な情報発信を行った結果、同事業募集開始案内のTwitter投稿表示回数は15万回に達した。(和文ツイートの平均的な表示回数は概ね1,500～3,000回程度) ・若手研究者が自ら情報を得て、支援を受けやすくするため、振興会が行う研究費助成、研究者養成、シンポジウム・セミナー、学術国際交流の事業のうち、若手研究者向け及び博士後期課程学生向けの支援メニューを横断的に抽出し、一覧化したページをウェブサイト新たに作成した。 若手研究者向けの支援事業一覧：https://www.jsps.go.jp/j-list/for_young_researchers.html 博士後期課程学生向けの支援事業一覧：https://www.jsps.go.jp/j-list/for_phd_student.html ・公募情報や新型コロナウイルス感染症に関連する対応を中心とする、振興会の業務内容に関し、最新情報を速やかにウェブサイトにて提供し、利用者に広く迅速な情報発信を行った。 ・既存の事業については、公募が終了した後の採択に関する情報や事業報告についてもウェブサイトでの公開を積極的に行い、広く国民等へ情報発信を行った。 ■概要等の発行 ・振興会の事業内容及び成果について編集した概要を発行し、全国の国公立大学等への配布等を行った。そのほか、科学研究費助成事業、学術国際交流事業等の事業ごとにパンフレット等を分かりやすく作成・編集し関係者に広く周知した。作成した概要やパンフレット等は以下の振興会ウェブサイト電子媒体でも公開した。上記概要や各事業のパンフレット等の一部は、日本語版に加え英語版を作成した。 日本語版： https://www.jsps.go.jp/publications/index.html 英語版： https://www.jsps.go.jp/english/publications/index.html ●パンフレット等作成実績 <table><tr><th>標題又は内容</th><th>発行時期</th><th>発行部数</th></tr><tr><td>JSPS 2022-23（日本語版概要）</td><td>R4 年 10 月</td><td>2,300 部</td></tr><tr><td>JSPS 2022-23（英語版概要）</td><td>R5 年 1 月</td><td>3,600 部</td></tr><tr><td>科研費パンフレット 2022（和文）</td><td>R4 年 10 月</td><td>650 部</td></tr><tr><td>科研費パンフレット 2022（英文）</td><td>R5 年 1 月</td><td>350 部</td></tr><tr><td>ひらめき☆ときめきサイエンスリーフレット</td><td>R4 年 6 月</td><td>－※</td></tr><tr><td>世界トップレベル研究拠点プログラムパンフレット第 17 版追補版（和文）</td><td>R4 年 7 月</td><td>2,000 部</td></tr></table>	標題又は内容	発行時期	発行部数	JSPS 2022-23（日本語版概要）	R4 年 10 月	2,300 部	JSPS 2022-23（英語版概要）	R5 年 1 月	3,600 部	科研費パンフレット 2022（和文）	R4 年 10 月	650 部	科研費パンフレット 2022（英文）	R5 年 1 月	350 部	ひらめき☆ときめきサイエンスリーフレット	R4 年 6 月	－※	世界トップレベル研究拠点プログラムパンフレット第 17 版追補版（和文）	R4 年 7 月	2,000 部	を行うなど、効果的な情報発信を着実に実施している。 ・メールマガジンやソーシャルメディア等、媒体の特性を活かした広報活動を着実にを行った。メールマガジンは登録者数 25,000 人前後を維持しており、Twitter についてはフォロワー数が昨年度に比して約 2.2 倍に伸びている。 【成果の社会還元・普及・活用】 ・ひらめき☆ときめきサイエンスについては、業務の効率化を図ること等により、着実に実施している。 ・個人情報等に配慮しつつ、学術システム研究センターの学術動向等に関する調査研究報告や、学術情報分析センターの JSPS-CSIA REPORT の公表、海外学術動向ポータルサイトにおける海外の情報発信、科研費研究成果トピックスにおける研究成果の紹介等を行い、得られた成果等を積極的に社会に提供している。 ・卓越研究成果公開事業において、参画機関の新たなデータベースの登録・公開を行うなど着実に事業を実施している。 ＜課題と対応＞ ・ターゲットや重点的・優先的に取り組む課題等を明確化した次期中期目標期間における広報戦略の策定に向け、検討を進める。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標 7-2 について、令和 4（2022）年度のアクセス数は 4,559,379 件であった。評価指標の目標水準の考え方で示されている平成 26（2014）～28（2016）年度の各年度平均実績（4,783,818 件）と比べるとやや低い水準ではあるが、ホームページの大規模リニューアルやターゲットを意識したページ作成・情報発信、Twitter フォロワー数の倍増等を踏まえ、総合的に高く評価できる。	トによる適時の情報提供を行っているほか、対象を絞った支援メニューの一覧化（JSPS の支援制度）など、効果的な情報発信に努めていることは評価できる。また、様々な媒体を用いた広報活動を展開し、Twitter のフォロワー数が昨年度に比して約 2.2 倍増加したことは評価に値する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・我が国の科学研究の実情や博士課程進学者の伸び悩みといった状況を踏まえると、振興会の活動について社会的に理解を深め、その成果に関する情報を、より広く、より効果的に発信することが求められている。次期中期目標期間に向けては、新たな発想も加え、情報発信のより一層の強化を図ってほしい。 ＜その他事項＞ －
標題又は内容	発行時期	発行部数																						
JSPS 2022-23（日本語版概要）	R4 年 10 月	2,300 部																						
JSPS 2022-23（英語版概要）	R5 年 1 月	3,600 部																						
科研費パンフレット 2022（和文）	R4 年 10 月	650 部																						
科研費パンフレット 2022（英文）	R5 年 1 月	350 部																						
ひらめき☆ときめきサイエンスリーフレット	R4 年 6 月	－※																						
世界トップレベル研究拠点プログラムパンフレット第 17 版追補版（和文）	R4 年 7 月	2,000 部																						

世界トップレベル研究拠点プログラムパンフレット第17版追補版（英文）	R4年7月	2,000部
世界トップレベル研究拠点プログラムパンフレット第18版	R4年11月	3,000部
世界トップレベル研究拠点プログラムパンフレット第18版追補版	R5年3月	2,500部
世界トップレベル研究拠点プログラムブックレット（高校生向け）	R4年8月	3,000部
International Academic Collaborations リーフレット（和英併記）	R5年3月	7,500部
JSPS International Fellowships for Research in Japan 2023 リーフレット（和文）	R5年3月	8,200部
JSPS International Fellowships for Research in Japan 2032 リーフレット（英文）	R5年3月	14,300部
JSPS Summer Program 2023 チラシ	R5年2月	200部
Science Dialogue 2023 チラシ（和文）	R4年12月	800部
Science Dialogue 2023 チラシ（英文）	R4年12月	1,000部
令和6年度海外特別研究員・海外特別研究員—RRA 応募チラシ	R5年2月	—※
令和5年度若手研究者海外挑戦プログラム応募チラシ	R4年7月	—※
第19回（令和4（2022）年度）日本学術振興会賞パンフレット	R5年1月	280部
第13回（令和4（2022）年度）日本学術振興会 育志賞リーフレット	R5年2月	250部
卓越大学院プログラムパンフレット（和文）	R5年2月	1,000部
卓越大学院プログラムパンフレット（英文）	R5年3月	1,000部
令和4年度卓越研究員事業パンフレット【研究機関用】	R4年4月	—※
令和4年度卓越研究員事業リーフレット【研究者用】	R4年4月	—※
2022年度研究公正シンポジウムのチラシ	R4年11月	1,200部
JSPS 第5回研究倫理セミナーのチラシ	R4年10月	—※
第37, 38回国際生物学賞授賞式パンフレット	R4年11月	250部
第37, 38回国際生物学賞授賞式記録	R5年3月	400部

国際生物学賞パンフレット（和文）	R4 年 12 月	1,000 部
国際生物学賞パンフレット（英文）	R4 年 12 月	1,000 部
海外研究連絡センター ニュースレター	通年	—※
海外研究連絡センター パンフレット（英語等）	イベント 毎に発行	イベント 毎に発行
人文学・社会科学総合データカタログパンフレット A4 版（英文）	R4 年 10 月 （増刷）	500 部
人文学・社会科学総合データカタログパンフレット A3 版（和文）	R4 年 10 月 （増刷）	2,500 部
JSPS 男女共同参画推進シンポジウムフライヤー	R4 年 11 月	1,000 部
第 14 回 HOPE ミーティング 参加者募集チラシ	R4 年 6 月	12,050 部
ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2022 チラシ （和文）	R4 年 9 月	5,340 部
ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2022 チラシ （英文）	R4 年 9 月	290 部
ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2022 ブログ ラム	R4 年 10 月	600 部
職員採用パンフレット	R4 年 11 月	300 部

※ 電子媒体にて作成・配布（ウェブサイトに掲載）。

●ポスター作成実績

標題又は内容	作成時期	作成部数
ひらめき☆ときめきサイエンスポスター	R4 年 6 月	—※
WPI ポスター	R4 年 9 月	41 部※
JSPS International Fellowships for Research in Japan 2022 ポスター	R4 年 6 月	3,200 部
JSPS International Fellowships for Research in Japan 2023 ポスター	R5 年 3 月	3,500 部
Science Dialogue 2023 ポスター	R5 年 3 月	50 部
海外研究連絡センター シンポジウムポスター	イベント 毎に発行	イベント 毎に発行
第 20 回（令和 5(2023)年度）「日本学術振興会賞」 受賞候補者推薦募集ポスター	R5 年 1 月	6,750 部

第 14 回 (令和 5(2023)年度)「日本学術振興会 育志賞」受賞候補者推薦募集ポスター	R5 年 3 月	3,450 部
令和 6(2024)年度採用分特別研究員募集ポスター	R5 年 2 月	—※
令和 6(2024)年度採用分特別研究員-RPD 募集ポスター	R5 年 2 月	—※
令和 5 (2023) 年度研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業募集ポスター	R5 年 1 月	70 部※
リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 令和 5 (2023) 年度参加者募集ポスター	R4 年 6 月	1,700 部
第 14 回 HOPE ミーティング 参加者募集ポスター	R4 年 6 月	1,700 部
JSPS 男女共同参画推進シンポジウムポスター	R4 年 11 月	2,800 部
ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2022 ポスター (和文)	R4 年 9 月	1,495 部
ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2022 ポスター (英文)	R4 年 9 月	50 部

※ 電子媒体にて作成・配布（ウェブサイトに掲載）。部数の記載があるものは印刷物も作成。

・(再掲) WPI 事業において、株式会社朝日新聞出版が刊行する「ジュニアエラ」(発行部数 25,000 部) 及び「AERA with Kids」(発行部数 24,200 部) において、3 号にわたり計 7 つの WPI 拠点とその研究者を紹介する記事体広告を掲載し、小中学生とその親に対して「研究者・研究という仕事」の魅力を伝えるとともに、先端的な研究の場である WPI に対する関心と理解の増進を図った。当該記事体広告はウェブサイト「AERA dot.」において無料で読むことができるようにしたほか、抜き刷り冊子を全国 200 の小学校に計 1,000 部を配布して、施策の効果の向上を図った。

■メールマガジンの発信

・毎月およそ 25,000 名の登録者にメールマガジン「学振便り (JSPS Monthly)」を配信した。公募情報や行事予定の紹介に加え、科研費関連ニュース等、事業内容や公募・イベント情報の周知に努め、情報発信の強化を図った。公募情報については、受け手にわかりやすいよう、目的ごとに整理して発信した。

・メールマガジンの登録者数 (年度末) が 25,933 件と前年度に比べ約 900 件増加した。

年度末登録者数 : 25,933 件
(令和 3 (2021) 年度 : 25,069 件)

●月別登録件数実績

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月

25,080 件	25,348 件	25,482 件	25,486 件	24,488 件	25,287 件
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
25,722 件	25,726 件	25,726 件	25,732 件	25,878 件	25,933 件

●月別記事数

月	トビックス	公募 案内	科研費 関連 ニュース	海外 動向	行事 予定	お知 らせ	計
4 月	2	16	1	1	1	7	28
5 月	3	15	1	1	1	7	28
6 月	0	8	1	1	1	8	19
7 月	1	14	1	1	2	8	27
8 月	0	15	1	1	2	8	27
9 月	3	9	1	3	2	8	26
10 月	1	1	1	5	3	7	18
11 月	2	1	1	1	4	8	17
12 月	2	4	1	1	4	9	21
1 月	1	5	1	2	2	7	18
2 月	4	11	1	2	3	7	28
3 月	2	18	1	1	2	7	31

■ソーシャルメディアの活用

・多様な媒体による迅速な情報発信を行うため、メールマガジン配信時や Cheers! 及び JSPS-Net 等の各ウェブサイトの更新時に合わせて Twitter へ掲載した結果、フォロワー数が令和 3 (2021) 年度の 684 人から 1,524 人と約 2.2 倍に増加した。
https://twitter.com/jsps_sns

・WPI や HOPE ミーティング事業、先端科学 (FoS) シンポジウム事業、ノーベル・プライズ・ダイアログでは、公募やイベントの情報を一元的かつ迅速に発信するため、フェイスブック等を活用している。

<https://ja-jp.facebook.com/wpi.japan/>

<https://www.facebook.com/jspskenkyo2>

<https://www.facebook.com/jspsshope/>

【成果の社会還元・普及・活用】

■ひらめき☆ときめきサイエンス

・「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」について、令和 4 (2022) 年度は全国各地の 100 機関における 169 プログラムの実施を支援した。応募件数は昨年度と同水準の 298 件となった。(令和 4 (2022) 年度：285 件 (143 機関))

■学術システム研究センターによる学術研究動向等に関する調査研究

	・(再掲) 令和 3 (2021) 年度の委託契約に基づく調査研究成果として提出された『調査研究実績報告書』を取りまとめ、ウェブサイトで公開した。今般の新型コロナウイルス感染症の学術への影響に関する報告については、「新型コロナウイルス関係」の見出しを付し、閲覧者に対する配慮を行った。なお、未発表の研究情報や個人情報が含まれる場合には、公開の可否について個別に検討を行っている。 https://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html 令和 5 (2023) 年度の委託契約に基づく調査計画書の作成においては、計画の例示として新型コロナウイルス感染症の学術への影響に関する項目を追加し、選択肢として提示した。 ■学術情報分析センターによる調査分析 ・学術情報分析センターにおいて実施した調査分析の成果の一部について、JSPS-CSIA REPORT としてウェブサイトで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-csia/survey_and_analysis.html ■科研費による研究成果の公開 ・(再掲) 科研費によって生み出された優れた研究成果 75 件について、「科研費 研究成果トピックス」としてウェブサイト等で紹介した。 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/37_topics/index.html ■海外研究連絡センターによる収集情報 ・海外研究連絡センターが収集した海外の学術・高等教育動向に関する情報を集約した「海外学術動向ポータルサイト」において、最新のニュースやレポートを発信した。 https://www-overseas-news.jsps.go.jp/ ■卓越研究成果公開事業 ・本事業に参画している学協会の研究成果をデータベースに登録(累計データ登録件数: 3,662 件)するとともに、新たに 201 件を公開した。		
<主な定量的指標> 【評価指標】 7-3 大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数(B水準: 中期目標期間中に 8 件程度) <その他の指標> — <評価の視点> 7-3 適時適切な研究テ	<主要な業務実績> 【学術の社会的連携・協力の推進】 ■新たな事業方針に基づく事業運営 令和元(2019)年度に決定した事業方針に基づき、各委員会の活動を支援するとともに、新たな産学協力委員会の選定を行った。 ■産学協力総合研究連絡会議の開催 産学協力総合研究連絡会議を 3 回開催し、以下の通り新たな事業方針に基づく産学協力委員会の選定を行った。 ① 公募の実施 前回の公募における課題を踏まえ、公募要領の見直しを行い、公募を実施した。 ② 厳格な審査の実施及び新たな委員会の設定 審査要項等に基づき産学協力総合研究連絡会議において厳格な審査を行い、会議	(3) 学術の社会的連携・協力の推進 補助評定: b <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 【学術の社会的連携・協力の推進】 ・学術の社会的連携・協力の推進事業において、令和 3 (2021) 年度に引き続き公募や審査での課題を洗い出し、公募要領及び審査要項の見直しを行うなどした点は評価できる。 ・令和 4 (2022) 年度より活動を開始した 1 つの産学協力	(3) 学術の社会的連携・協力の推進 補助評定: b <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・令和元(2019)年度に決定した新たな事業方針に基づき、各委員会の活動を支援するとともに、新たな産学協力委員会の選定を行っ

ーマの設定により、学界と産業界の交流・連携を促進する観点から、平成 29 年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計 8 委員会全てを中期目標期間中に刷新することを達成水準とする。	の選定結果を踏まえ、令和 5 (2023) 年度から産学協力委員会として設定する 5 委員会を決定した。 ■委員会対応業務の効率化 委員会対応業務に利用するシステムの見直しを行い、効率化を図った。 ■産学協力委員会及び産学協力研究委員会の活動 大学、企業等の研究者・技術者が学界・産業界のそれぞれの要請や研究動向について情報交換等を行い、学術の社会的連携・協力の推進を図る場を設けるなど、産学協力の橋渡しを行った。各委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響下の中、オンラインで情報交換を行うなど、工夫して活動を継続した。なお、令和 5 (2023) 年 3 月末現在、30 委員会が活動している。 ■情報発信 事業の概要 https://www.jsps.go.jp/renkei-suishin/jigyo.html 公募の概要 https://www.jsps.go.jp/renkei-suishin/koubo.html#gaiyou 産学協力委員会一覧 https://www.jsps.go.jp/renkei-suishin/index2_5.html 産学研究協力委員会一覧 http://www.jsps.go.jp/renkei-suishin/index2_2.html 研究開発専門委員会・先導的研究開発委員会一覧 http://www.jsps.go.jp/renkei-suishin/index2_3.html ■学術関係国際会議開催に係る募金事務 ・指定寄附金による募金及び特定公益増進法人としての募金について、令和 4 (2022) 年度中に新規受託した募金事務はなかった。 ・ウェブサイトでの募金事務の受託基準、依頼方法、申請書類、FAQ 等を掲載して、周知に努めている。 学術関係国際会議開催募金事務の受託 https://www.jsps.go.jp/j-donation/oversea.html	委員会を含む、9 つの産学協力委員会及び 21 の産学協力研究委員会が活動した。新型コロナウイルス感染症の影響下でも、着実に事業を運営している。また、事業に関する情報を随時更新し、発信している。 【学術関係国際会議開催に係る募金事務】 ・学術関係国際会議開催に係る募金事務を着実に実施している。 ＜課題と対応＞ ・引き続き公募や審査での課題を洗い出し、公募要領及び審査要項を見直しつつ、新たな産学協力委員会を設定していく。 (各評価指標等に対する自己評価) 評価指標である 7－3 については、今年度新たに産学協力委員会を 1 件設定した。これにより、合計 14 件となり、中期目標に定められた水準（中期目標期間中 8 件程度）を達成した。	た。 ・前年度に選定された産学協力委員会を 1 件設定した。また、令和 3 (2021) 年度に引き続き公募を実施し厳格な審査を行い、産学協力委員会を 5 件選定した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －
＜主な定量的指標＞ 【評価指標】 7－4 研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B 水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年	＜主要な業務実績＞ 【研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除】 ・研究費の不合理な重複等を避けるため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用して、審査結果等を他の競争的研究費の配分機関に対して迅速に提供した。 【研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止】 ■研究機関における研究費の管理・監査や公正な研究活動の推進に向けた体制整備 ・事業実施にあたり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン	（４）研究公正の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和 4 (2022) 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について	（４）研究公正の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。

度 2 回程度開催) <その他の指標> — <評価の視点> 7－4 研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度 2 回程度開催することを達成水準とする。	(実施基準)」に基づく体制整備等自己評価チェックリストや「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストを文部科学省に提出することを研究機関に求めることにより、各研究機関における研究費の管理・監査や公正な研究活動の推進に向けた体制整備の把握に努めた。 ・科研費では文部科学省と連携して実地検査 (39 機関) を行い、各研究機関の科研費管理体制の実態や不正防止の取組状況の把握に努めた。また、管理体制の改善を要する点等についての検査記録を研究機関に通知し、必要に応じてフォローアップを行うこととした。 ■研究者を含む関係者の意識改革の促進 ・事業説明会等の場において、実地検査で把握した事例の周知を通じて、研究機関の教職員に対して不正使用、研究活動の不正行為の防止策について注意喚起、指導等を実施した。 ■研究者の理解の明確化 ・事業実施にあたり、研究者の意識改革の取組として、参画する全ての研究者に研究倫理教育プログラムの履修を義務付けた。 ・公募要領において、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は、交付決定の取消や契約の解除、研究資金の返還及び振興会が交付する研究資金を一定期間交付しないなど厳格に対応する旨を周知した。 ・(再掲) 科研費 FAQ について、従来、PDF ファイルのみの掲載としていたところ、50 ページを超えるため必要な項目を検索しづらいといった利便性の面で課題があった。そのため、令和 5 (2023) 3 月に新たに専用のサイトを公開し、視認性や検索の利便性が大幅に向上するとともに、個別の質問ごとのアクセス数のカウントが可能になり、今後の FAQ の一層の充実化に活用できることとなった。 ■その他 ・振興会が実施する事業に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の告発等受付窓口を設置している。 【研究公正推進事業】 ■研究倫理教育教材の開発・改修 ・人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野に共通する標準的な研究倫理に関する教育教材として開発した図書教材『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編（平成 27 年 3 月 31 日発行））をもとにした研究者向け e-learning 教材『eL CoRE』（日本語版・英語版）のサービス提供を引き続き実施するとともに、利用者のアンケート結果をもとに、令和 5 (2023) 年度以降の内容改善に向けて有識者を交え検討した。 ・研究機関における大学院生向け研究倫理教育のニーズ調査に基づき、平成	は、審査結果等を他の競争的研究費の配分機関に対して迅速に提供し着実に実施している。 ・各研究機関における不正防止に対する取組の状況等については、チェックリストにより研究機関における体制整備状況を把握した。さらに、その実態や不正防止の取組状況の把握については、科研費において実地検査を行うことにより着実に実施している。また、事業実施にあつた研究倫理教育プログラムの履修義務付けや不正があった場合の厳格な対応については、事業説明会や公募要領において周知・徹底することにより着実に実施している。これらの取組は、継続して実施しているものであり、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に実効性を持たせていると評価できる。 ・研究倫理教育教材については、既存の e-learning 教材のサービス提供を継続しつつ、利用者のアンケート結果をもとに、次年度以降の内容改善に向けて有識者を交え検討した。また、研究倫理セミナーを開催するとともに、他の資金配分機関と共催して研究公正シンポジウムを開催した。さらに、研究機関における電子書籍の導入増加に因應するため、図書教材の電子版のサービス提供を開始した。これらは、公正な研究活動を推進するために有効かつ適切な取組となっていると評価できる。 ・科研費 FAQ について、利用者の目線に立ち、従来の PDF ファイルに加えて電子ブック形式での閲覧も可能とするなど掲載方法を工夫することにより、利便性の向上を図ったことは、科研費の適切な執行等の周知に大きく貢献しており、高く評価できる。 <課題と対応> ・引き続き、研究不正防止に向けた取組を実施していく。 (各評価指標等に対する自己評価) ・評価指標である 7－4 については、令和 4 (2021) 年度においては中期目標に定められた水準（毎年度 2 回程度開催）と同程度にセミナー及びシンポジウムを開催し、順調に実績をあげている。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・新型コロナウイルス感染症の影響下においては、対面の機会が減ることは避けられない。それが研究不正を招く要因にもなりかねず、また不正調査が難しくなることも指摘されており、注意深く見ていく必要がある。 ・大学をめぐる昨今の厳しい状況は、研究費の不正使用や研究活動の不正行為を誘発したり、またそれらが発覚しにくくなったりしているとも指摘されている。不正防止に向けてよりいっそう実効性をもたせた取組を継続するとともに、不正事案の発生状況やその内容などを分析し、防止対策の有効性を確認したり、より有効にするために生かしてほしい。 <その他事項> —

	30(2018)年度に開発を行った大学院生向け e-learning 教材『eL CoRE』（日本語版・英語版）のサービス提供を引き続き実施するとともに、令和 5（2023）年度以降の内容改善に向けて有識者を交え検討した。 https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html ・上記 e-learning 教材の更なる活用のため、研究者向け e-learning 教材の履修者を対象とした研究倫理セミナー「研究者倫理教育にグループワークを導入する」を開催した。その中で、反転学習としてグループワークを導入する際のポイントやグループワークに適した事例の作成方法を解説するとともに、模擬グループワークの体験を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で実施した。 ・研究機関における電子書籍の導入増加に応えるため、『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』電子版のサービス提供を開始した。 ■研究機関における研究倫理教育の高度化に係る支援 （再掲）・上記 e-learning 教材の更なる活用のため、研究者向け e-learning 教材の履修者を対象とした研究倫理セミナー「研究者倫理教育にグループワークを導入する」をオンラインで開催し、反転学習としてグループワークを導入する際のポイントやグループワークに適した事例の作成方法を解説するとともに、模擬グループワークの体験を行った。 ・研究公正シンポジウム「研究分野特有の研究不正への対応について」を、科学技術振興機構及び日本医療研究開発機構と対面・オンラインのハイブリッド形式で開催した。各研究分野の特性を踏まえた上で、公正な研究活動の推進のための取組を議論した。		
<主な定量的指標> － <その他の指標> 【評価指標】 7－5 業務の点検・評価の実施状況（B水準：自己点検評価及び外部評価を毎年度実施） <評価の視点> 7－5 継続的な業務運営の改善を図る観点から、自己点検評価及び外部評価を毎年度実施することを達成水準とする。	<主要な業務実績> 【自己点検評価】 ■自己点検評価資料の作成 各部の長において、令和 3（2021）事業年度における業務実績に関する自己点検評価資料及び第 4 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する自己点検評価資料を作成し、計画・評価委員会に提出した。 自己点検評価報告書の作成にあたり、新型コロナウイルス感染症による影響への対応およびポストコロナに向けた取組を詳細に記載するとともに、事業評価においては、それらの取組を考慮することとした。 ■計画・評価委員会開催実績 開催日：令和 4（2022）年 4 月 25 日 学術システム研究センターの所長・副所長、学術情報分析センターの所長・副所長、世界トップレベル拠点形成推進センター長、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センター長も委員として参画している計画・評価委員会において、その評価資料を基に自己点検評価を実施し、自己点検評価報告書をまとめて外	（5）業務の点検・評価の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に、実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・自己点検評価及び外部評価をそれぞれ適切に実施し、評価結果はウェブサイトで適切に公表している。自己点検評価及び外部評価を通じて、業務の現状・課題の把握・分析を行い、業務の改善や見直し、効率的な実施に役立てており、適切に PDCA サイクルを実施している。 <課題と対応> ・業務の改善等につなげるため、引き続き自己点検評価及び外部評価を通じて業務の現状・課題の把握・分析に	（5）業務の点検・評価の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・自己点検評価及び外部評価を実施し、PDCA サイクルを着実に実施しており、計画通りに着実に実施している。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －

部評価委員会に提出した。

【外部評価】

■外部評価委員会開催実績

第1回：令和4(2022)年5月18日

第2回：令和4(2022)年6月2日

第3回：令和4(2022)年6月21日

学会や産業界を代表する6名の有識者から構成される外部評価委員において外部評価を行った。

外部評価委員会では、計画・評価委員会から提出された自己点検評価報告書を基に管理運営や各事業の実施状況について総合的な評価を行った。

■外部評価委員会作業チーム開催実績

開催日：令和4(2022)年6月16日

外部評価委員会委員2名に加え、公認会計士2名を含む作業チームを新たに設置し、自己点検評価の内容について専門的な視点で確認を行った。

自己点検評価・外部評価結果については、令和4(2022)年6月30日にウェブサイト上に公開した。

令和2(2020)年度の業務実績に関する評価結果について、令和3(2021)年度における事業への反映状況を取りまとめ、令和4(2022)年6月30日にウェブサイト上に公開した。

・自己点検評価・外部評価結果の公表

https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-outline/data/R03_tenken.pdf

●外部評価委員 名簿

射場 英紀	トヨタ自動車(株)CPE(チーフプロフェッショナルエンジニア)
片岡 幹雄	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授
巽 和行	名古屋大学名誉教授
辻 篤子	中部大学特任教授
古瀬 奈津子	お茶の水女子大学名誉教授
観山 正見	岐阜聖徳学園大学学長

●外部評価委員会作業チーム 名簿

青山 伸一	公友監査法人公認会計士
新保 博之	新保博之税理士事務所公認会計士
辻 篤子	中部大学特任教授 (外部評価委員会委員)
観山 正見	岐阜聖徳学園大学学長 (外部評価委員会委員)

努める。

(各評価指標等に対する自己評価)

・評価指標である7-5については、自己点検評価及び外部評価を令和3(2021)年度も実施しており、目標水準に達している。

<その他事項>

—

4. その他参考情報

業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する事項 1 組織の編成及び業務運営 2 一般管理費等の効率化 3 調達等の合理化 4 業務システムの合理化・効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B
	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：B 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていることから、評価を B とする。 ・業務運営、一般管理費等の効率化、調達等の合理化、業務システムの合理化・効率化のいずれの事項についても、計画通り着実に実施しており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。 <課題と対応> ・業務運営の効率化に当たっては、引き続き研究者等へのサービス低下を招かないように配慮して実施する。	<評価に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていることから、評価を B とする。 <今後の課題> コロナ禍への対応のため業務の見直しが柔軟に進められており、これを契機として、引き続き業務の合理化を推進していくことが望まれる。 一般管理費等について、目標を定め每期低減できている点評価されるが、業務の合理化を目的とした臨時的な費用など、戦略的な視点をもって支出計画に盛り込んでいくことがあってもよいと思われる。 <その他事項> 効率的な運営により、サービスが維持されるとともに、長期的視野に立った新たな事業計画の策定などを検討する時間がより増える	

				と考える。
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> 【機動的・弾力的な運営】 ・令和3(2021)年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下において、理事長のリーダーシップの下、出勤が必要な業務を除いては在宅勤務の実施、会議等も原則リモートで実施した。 ・次期中期計画に向けた検討や、概算要求・予算編成及び振興会内の諸課題に係る企画立案・総合調整など、法人経営を適切にマネジメントする観点から経営支援課を新設するとともに、令和4(2022)年度補正予算により造成された基金による地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の実施に伴い、大学経営支援課を新設するなど組織再編を行い、機動的、効率的に業務を遂行できる組織体制へと整備した。また、人事企画課を新設し、振興会の人事機能を強化した。 【他機関との連携】 ・事業の実施にあたり、研究費の不合理な重複等を避けるため、申請内容を適切に吟味することに加え、特に、他のファンディングエージェンシーとは、科研費電子申請システムからのデータ連携で e-Rad に科研費の審査結果等を迅速に提供するなどにより連携を図った。 また、国立情報学研究所(NII)のKAKENに科研費の採択情報や成果等を速やかに公開し、他のファンディングエージェンシーや大学等が科研費の情報を自由に活用できるようにしている。また、令和5(2023)年度公募より開始された合同審査区分について滞りなく公開するために国立情報学研究所(NII)と仕様の調整を実施した。 さらに、科研費では、「特別推進研究」及び「基盤研究(S)」の審査において、研究代表者の競争的研究費への応募・採択状況を確認するための資料を e-Rad を用いて準備している。加えて、それ以外の研究種目に係る審査会においても、必要に応じ e-Rad を利用して、競争的研究費の応募・採択状況の確認を行っている。 特別研究員事業においても、日本学生支援機構の貸与型の奨学金との重複受給を防止するため、採用者の情報を同機構に提供し重複チェックを行った。 ・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)とは、科研費の「特別推進研究」及び「基盤研究(S)」について行った評価結果を2か月程度早めて11月上旬に提供するなど、支援事業に係る情報共有を進めた。また、JSTの要請に基づき、特別推進研究及び基盤研究(S)の新規採択者に対してアンケートを実施するなど、科研費の研究代表者から戦略創造に相応しい研究者を推薦する仕組みを構築するとともに、引き続きさらなる連携の方策について検討を行うこととした。 更に、国際業務においても、JSTと意見・情報交換を行い連携を図った。 ・資金配分機関として公正な研究活動を推進するために、JST及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)と協力し研究公正に関するシンポジウムを開催した。 ・大学等研究機関とは各事業の説明会等における協力の他に、大学等が主催する10件のシ	1 組織の編成及び業務運営 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・理事長のリーダーシップの下で、情報システムのインフラ整備等を行い、在宅勤務・リモート会議の実施を可能とするなど、業務の効率化が図られている。 ・組織再編を行い、機動性、効率性向上を図っている。 ・国の政策を踏まえ、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)等を活用して審査結果等をより迅速に提供するほか、KAKENに科研費の情報を速やかに掲載するなど、関連する事業を実施している機関等との適切な連携・協力を行っている。 ・JSTへの科研費の研究進捗評価結果等の提供や、JST及びAMEDとの研究公正に関するシンポジウムの共催等、関係機関との密接な連携・協力関係を構築している。 <課題と対応> ・既に構築されている他機関との適切な連携・協力関係を今後も継続的に維持していく。	1 組織の編成及び業務運営 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・理事長のリーダーシップの下に順調に実績を積み上げている。 <今後の課題> ・業務を効果的・効率的に運営するため、機動的に組織改編を行っている点、評価されるが、組織を変更することによるコスト負担、業務効率悪化が生じることもあるため、既存組織での柔軟な対応とバランスをとった業務運営が望まれる。 <その他事項> —	

		ンボジウム等の後援を通して連携を図った。		
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> ・運営費交付金を充当して行う事業について、第4期中期目標期間の中期計画予算においては、人件費、公租・公課及び本部建物借料等の効率化が困難な経費を除き、初年度予算から毎年度、一般管理費については前年度比△3.00%、その他の事業費については前年度比△1.00%の効率化を行う計画としている。なお、中期計画予算は、毎年度経費の効率化を行いつつ、一方で新規追加・拡充分など、社会的需要・国の政策的需要を踏まえて文部科学省が財政当局と協議のうえ追加する事業費も想定されており、これらは各事業年度の予算編成過程において具体的に決定する計画となっている。これらのことから独立行政法人の運営費交付金を充当して行う事業費における効率化を織り込んだ予算とは、必ずしも対前年度比で減少するものではなく、不断に事業の見直し・再構築（リストラクチャ）を含むものとなっている。 令和4（2022）年度においては、上記のとおり中期計画予算を踏まえ編成された運営費交付金の交付を受け、理事長のリーダーシップの下それを充当する事業予算を計画しつつ、限られた予算を最大限に活かすため、その執行の状況を定期的に把握するなど、きめ細かい予算管理を行った。（令和4（2022）年度においても4月当初に配分した予算について、その執行状況を踏まえて理事長のガバナンスの下予算実施計画の見直しを検討し、予算の変更配分案について12月に本会の最高意思決定機関である役員会に報告したところである。）この取組を通じ、海外特別研究員事業等における一時金等当初配分の後に生じた財政需要への対応を実現することができた。 更に、後述する「独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」に基づく調達方法等の見直し等による経費削減等に引き続き取り組んだ。令和4（2022）年度においては、電気料金の値上がりに対応した省エネ性能の高い冷蔵庫への更新や携帯電話等の複数年度化による経費節減を行っている。 これらを通して、令和4（2022）年度においても、中期計画予算で予定された効率化を実施することが出来た。 また、執行実績においても、着実に効率化を図った。 【人件費の効率化】 ・振興会は、①学術研究の助成、②研究者の養成、③学術に関する国際交流の推進、④大学改革の支援のための事業を行う我が国唯一の学術振興機関であり、これらの事業を適切かつ着実に実施するためには、高度な専門性が求められる。例えば高い言語能力を有する職員や研究推進のための業務に高度な対応ができる博士課程修了者を採用するなど優秀な人材を確保していることから、学歴勘案では、国に比べてやや高い給与水準となっている。 ・令和3（2021）年度の人件費削減の進捗状況や給与水準の在り方について主務大臣の検証を受けた結果、進捗状況は適正であり、適正な水準に見直されている旨の意見を受けており、検証結果はウェブサイトで公表した。（令和4（2022）年度実績については、令和5（2023）年6月30日までにウェブサイトで公表予定。） ●ラスパイレス指数（令和3（2021）年度実績） 対国家公務員指数 105.2 （参考）地域勘案 93.5 学歴勘案 102.6	2 一般管理費等の効率化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4（2022）年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・運営費交付金を充当して行う事業について令和4（2022）年度においては、人件費、公租・公課、及び本部建物借料等の効率化が困難な経費を除く一般管理費については△3.00%、その他の事業費については△1.00%の効率化を踏まえた運営費交付金の交付を受け、効率的な財務運営に努めることにより交付を受けた金額の範囲内で執行することができ、中期計画通り達成されていると評価できる。 ・令和2（2020）年度の給与水準について分析を行った。その結果、振興会の事業を適切に実施するためには、高度な専門性が求められ、優秀な人材を確保する必要があることなどから、国に比べて、やや高い給与水準となっているが、地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていることから、給与水準は適正であると評価する。 <課題と対応> ・引き続き、国家公務員の給与改善に関する取組を踏まえ、適正な水準の維持に努めていくことが求められる。	2 一般管理費等の効率化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・多くの部分で計画通り事業費や一般管理費は順調に効率化が図られ、予算配分の変更などにより、事業がより充実した。 ・振興会の予算配分・見直しのプロセスが適切に行われているか、予算の執行状況等を元に確認を行い、振興会において一般管理費等の効率化を達成するための体制が整備され適切に運営されていることを確認した。 <今後の課題> — <その他事項> —	

		地域・学歴勘案 91.3							
＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	＜主要な業務実績＞ 調達案件については原則一般競争により行い、随意契約の実績については、本会ウェブサイトで理由等を公表した。 「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「令和 3 年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」を策定し、令和 4（2022）年 6 月 22 日付けで公表した。なお、策定にあたっては、契約監視委員会を開催し、外部委員の意見をもとに役員会において決定した。 監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を 2 回開催し、前年度の契約状況の点検を行うとともに、令和 4 年度調達合理化計画（案）の審議を行った。令和 4（2022）年度の契約監視委員会の開催実績は次のとおりである。議事概要は本会ウェブサイトで公開した。 ・第 26 回契約監視委員会：令和 4（2022）年 4 月 27 日～5 月 10 日 ・第 27 回契約監視委員会：令和 4（2022）年 5 月 23 日 「令和 4 年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」に基づき、以下の取組を実施した。 1. 重点的に取り組む分野 （1）一者応札・応募改善に係る取組 ●実施した取組内容及び効果 ① 応札者が一者になった場合は、公告期間の延長、仕様書の見直し等による調達のやり直しをすることがある旨を入札説明書に明記した。一者応札の可能性が見込まれたもののうち 12 件については、公告期間の延長、仕様書の見直し等による調達のやり直しを実施した。やり直しの結果 4 件について複数者の応札を得た。また、結果的に一者応札となった件数 11 件について、応札しなかった業者や、担当課へのヒアリングを実施し、応札への障壁となっている要因や今後の方策等の情報共有を行った。 ② 令和 3（2021）年度以前から引き続き、オンライン入札説明会を実施し、政府調達案件や、成果物見本の現物を説明会で提示したい場合などを除き、オンライン説明会ができるよう入札公告に明記し、8 件のオンライン説明会を実施した。（15 件実施予定であったが、うち 7 件についてはオンラインによる参加希望者がなかったため対面のみで実施した。）新型コロナウイルス感染症への対応を機に、本会調達情報へのリモートアクセスを促進することができた。 ③ 令和 3（2021）年度以前から引き続き、コピー用紙の共同調達を行っている 3 機関の独立行政法人の調達ホームページの相互リンクの活用、民間の入札情報サイトへの掲載を行い、本会入札情報の広範囲の提供に努めた。 ④ その他、昨年度以前からの取組として、全ての入札公告期間を 20 日以上で運用し、本会ウェブサイトに掲載するとともに、電子メール請求に基づく入札説明書（仕様書）の電子配信を引き続き実施した。 ○令和 4（2022）年度の振興会の一者応札・応募状況 <table><tr><td></td><td>令和 3（2021）年度</td><td>令和 4（2022）年度</td></tr><tr><td>【一者応札数件数】</td><td>21 件</td><td>21 件</td></tr></table>		令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度	【一者応札数件数】	21 件	21 件	3 調達等の合理化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和 4（2022）年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・調達案件については原則一般競争により行い、随意契約の実績については、本会ウェブサイトで理由等を公表し、中期計画に基づき着実に業務を行っている。 ・「令和 4 年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」の策定や、契約監視委員会における契約状況の点検を行い自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいる。また契約監視委員会の審議概要についても計画通りウェブサイトで公表している。 ・「令和 4 年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」に基づき、一者応札・応募改善、契約方法等の見直しによる経費節減及び業務の効率化の推進、随意契約に関する内部統制の確立、不祥事の発生の未然防止、適切な予定価格の設定に関して、着実に取組を実施した。 ＜課題と対応＞ ・引き続き公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に努めていくことが求められる。	3 調達等の合理化 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・調達等合理化の取組の推進が計画通り順調にはかかられている。 ＜今後の課題＞ ・調達について、一者応札の件数を減少できるとよい。 ＜その他事項＞ —
	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度							
【一者応札数件数】	21 件	21 件							

	(16.6 億円)	(42.2 億円)
うち一般競争入札の 結果一者応札	9 件 (2.2 億円)	11 件 (29.2 億円)
うち随契確認公募	12 件 (14.4 億円)	10 件 (13.0 億円)
【競争入札等総数】	49 件	44 件

(2) 契約方法等の見直しによる経費節減及び業務の効率化の推進

●実施した取組内容及び効果

- ① 中長期的に更改が見込まれているデータベース・システムについて、置換したソースコードに対する性能評価の基準策定及び策定した基準に基づく性能評価の結果を踏まえ、一か月に1～2回の頻度で関係者を招集し、最適化計画の進め方と現行システムのレガシー化解消のための古い開発言語からの脱却に向けた検討会を実施した。検討にあたっては本会のCIO 補佐官より、専門的な知見から助言を受けた。その後、検討結果を踏まえた最適化計画検討支援業務の調達を行うための準備を令和4(2022)年度に行った。また、調達の実施においては独立かつ中立な立場で参加する業者の参加を条件に、令和5(2023)年度に入札を行っていく。
- ② 携帯電話等のレンタル契約にかかる契約期間を単年から2年に契約期間を延ばし、単年契約時より契約単価について約2割の効率化が図られている。社会情勢から入居するビルの電気料金が改定されたため、消費電力を考慮し、現用品より省エネ性能が高い冷蔵庫への更新を行った。また、入居するビルの管理会社に電灯のLEDへの切替を打診し、了承されたため冷蔵庫更新と合わせ電気使用量の節減を図っている。

2. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

●実施した取組内容・効果

- ① 令和4(2022)年度における競争性のない随意契約の件数は6件であり、そのうち令和4(2022)年度において新たに締結した随意契約は2件であった。当該2件の締結にあたっては、調達等合理化検証・検討チームにより会計規程に照らし、その妥当性を確認した。また、昨年度から引き続き随意契約締結している案件についても契約を締結する都度、会計規程に該当し、妥当であることを調達等合理化検証・検討チームで確認した。
- ② 履行できる者が一者しかいないとして随意契約するものについては、他に競争参加者がいないことを確認し、随意契約の透明性を高めるための手続きである「随意契約事前確認公募」に引き続き取り組み、10件について実施した。

以上の取組により、新たに随意契約となる案件及び昨年度から引続き随意契約となる案件について、調達等合理化検証・検討チームの点検を受けることにより適切な随意契約の運用が図られた。また、随意契約事前確認公募を実施することにより、透明性、公正性の向上が図られた。

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

●実施した取組・効果

- ① 「契約・資産管理手続きに関するマニュアル」を更新し、会内に周知した。マニユア

	ルには一般的な契約手続きに加え、仕様書作成のポイントや、情報システム調達の際の留意事項の記述を加えた。各課室等の担当者等 194 名が受講（受講率 100%）することにより、調達手続きに関する研修として活用した。過去の受講者へのアンケート結果を踏まえて理解を深めるために解説をより詳細にするなど工夫したが、令和 4（2022）年度アンケートでは改めて難易度について「難しかった」との意見があった。しかし、問題量及び実施時間、実施時期については、概ね適切との意見が多数を占めた。 ② 会計課調達担当の職員に対して「物品等調達事務に従事する者の留意事項」の配布や、公正取引委員会が提供している入札談合等関与行為防止法に係る研修用動画の視聴、金券等の管理に係る実地検査の実施により、職員の意識向上や、不正の発生の未然防止に努めた。 以上の取組により、契約や資産管理等に関する職員の意識の向上が図られた。 （3）適切な予定価格の設定及び情報システム調達の仕様書案の検証について ●実施した取組内容・効果 ① 予定価格については、過去の同一役務等の調達実績、市場価格や他機関における契約実績、公的機関や市販の公表資料による積算情報など可能な限り幅広く収集し、それらを踏まえ設定した。 ② 情報システム等の開発、改修、保守・運用に係る契約については全件 CIO（情報化統括責任者）補佐官により、目的・使途と仕様に沿って価格が妥当かどうかの審査を行い、予定価格に反映させた。また、サプライチェーンリスク対応の専門家として CIO 補佐官を総務課に配置して、情報セキュリティやサプライチェーンリスク等に留意が必要な調達案件について、仕様書作成過程において CIO 補佐官の検証を受け、確認事項を仕様書に反映させた。 以上の取組により、予定価格を適切に設定し、情報システム調達に係る適切な仕様書の作成ができた。 ●調達合理化計画に関する取組状況： https://www.jsps.go.jp/j-koukai/index5.html#id10_10 ●契約監視委員会： https://www.jsps.go.jp/j-koukai/contract_surveillance.html		
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> ■情報インフラの整備 (1)業務システムの開発・改善 ・令和 5（2023）年 1 月に、業務・システムの最適化を維持しつつ、業務基盤システムの更新を行った。 ・Web 会議等の安定運用を目的として、振興会ネットワークの負荷状態を視覚的にモニタリングできるように改善を行った。 (2)情報管理システムの活用推進 ・昨年度に引き続き、情報システム管理台帳及び端末管理台帳を整備し、振興会内の情報システムの一元的な管理を推進した。 (3)情報共有化システムの整備	4 業務システムの合理化・効率化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・Web 会議等の安定運用を図るための対応を行っている。 ・グループウェアを活用して、業務の円滑化を図っている。	4 業務システムの合理化・効率化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・情報インフラの整備や在宅勤務への対応など適切な対応がなされている。 <今後の課題>

	・振興会内で完結する申請業務については、グループウェアのワークフロー機能の活用を増やすことにより、業務の円滑化を図った。 ・Web 会議システムの利用促進に資するよう Web 会議ライセンスを追加した。 ■業務運営の配慮事項 ・昨年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅勤務や Web 会議を推奨し、機密性を確保しつつ自宅から職場環境へリモート接続して在宅勤務が円滑に行える環境を一層整えることで、研究者等へのサービス低下を招かないよう配慮した。	・在宅勤務が円滑に行える環境を維持し、研究者等へのサービス低下を招かないよう配慮している。 <課題と対応> ・引き続き研究者等へのサービス低下を招かないよう配慮しつつ、業務システムの合理化・効率化を進めていく。	— <その他事項> —

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III	財務内容の改善に関する事項 1 予算、収支計画及び資金計画 2 短期借入金の限度額 3 重要な財産の処分等に関する計画 4 剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			外部評価委員による評価
	業務実績	自己評価		評価 B
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：B 令和 4 (2022) 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価を B とする。 ・令和 4 (2022) 年度における当期総利益の発生要因は、予算配分時に予見できなかった執行残額等。利益剰余金については、発生要因を的確に把握。実物資産の保有については、必要最低限。金融資産については、管理状況、資産規模ともに適切であり、保有目的は明確。以上から、計画通り着実に実施しており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。 <課題と対応> ・引き続き予算の効率的な執行に努め、適切な決算処理手続きを遂行する。		<評価に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価を B とする。 <今後の課題> — <その他事項> —

<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> (単位：百万円) <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>経常費用</td><td>257, 517</td><td>259, 558</td></tr><tr><td>経常収益</td><td>257, 584</td><td>259, 995</td></tr><tr><td>臨時損失</td><td>0</td><td>544</td></tr><tr><td>臨時利益</td><td>0</td><td>551</td></tr><tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>当期純利益</td><td>67</td><td>443</td></tr><tr><td>当期総利益</td><td>153</td><td>445</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td></tr><tr><td>経常費用</td><td>248, 640</td><td>262, 087</td></tr><tr><td>経常収益</td><td>249, 359</td><td>262, 908</td></tr><tr><td>臨時損失</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>臨時利益</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>当期純利益</td><td>720</td><td>823</td></tr><tr><td>当期総利益</td><td>720</td><td>823</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>令和 4 年度</td></tr><tr><td>経常費用</td><td>272, 761</td></tr><tr><td>経常収益</td><td>275, 985</td></tr><tr><td>臨時損失</td><td>0</td></tr><tr><td>臨時利益</td><td>0</td></tr><tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td>0</td></tr><tr><td>当期純利益</td><td>3, 224</td></tr><tr><td>当期総利益</td><td>3, 224</td></tr></table> 【財務状況】 ■当期総利益 ・令和 4 (2022) 年度は 3, 224 百万円 ■当期総利益の発生要因 ・当期総利益については、予算配分時に予見できなかった執行残額等であり、経営努力による利益ではないため、目的積立金の申請は行わない。		平成 30 年度	令和元年度	経常費用	257, 517	259, 558	経常収益	257, 584	259, 995	臨時損失	0	544	臨時利益	0	551	法人税、住民税及び事業税	0	0	当期純利益	67	443	当期総利益	153	445		令和 2 年度	令和 3 年度	経常費用	248, 640	262, 087	経常収益	249, 359	262, 908	臨時損失	0	0	臨時利益	1	2	法人税、住民税及び事業税	0	0	当期純利益	720	823	当期総利益	720	823		令和 4 年度	経常費用	272, 761	経常収益	275, 985	臨時損失	0	臨時利益	0	法人税、住民税及び事業税	0	当期純利益	3, 224	当期総利益	3, 224	1 予算、収支計画及び資金計画 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和 4 (2022) 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・当期総利益の発生要因は、予算配分時に予見できなかった執行残額等であり、決算処理手続きにおいて利益と整理しているもの。このため法人運営において事業の実施に影響を及ぼさないと認識している。 ・利益剰余金についても、発生要因を的確に把握している。 ・実物資産の保有については、必要最低限である。 ・金融資産については、管理状況、資産規模ともに適切であり、保有目的も明確である。 <課題と対応> ・引き続き予算の効率的な執行に努め、適切な決算処理手続きを遂行する。	1 予算、収支計画及び資金計画 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 <今後の課題> — <その他事項> —
		平成 30 年度	令和元年度																																																																
	経常費用	257, 517	259, 558																																																																
	経常収益	257, 584	259, 995																																																																
臨時損失	0	544																																																																	
臨時利益	0	551																																																																	
法人税、住民税及び事業税	0	0																																																																	
当期純利益	67	443																																																																	
当期総利益	153	445																																																																	
	令和 2 年度	令和 3 年度																																																																	
経常費用	248, 640	262, 087																																																																	
経常収益	249, 359	262, 908																																																																	
臨時損失	0	0																																																																	
臨時利益	1	2																																																																	
法人税、住民税及び事業税	0	0																																																																	
当期純利益	720	823																																																																	
当期総利益	720	823																																																																	
	令和 4 年度																																																																		
経常費用	272, 761																																																																		
経常収益	275, 985																																																																		
臨時損失	0																																																																		
臨時利益	0																																																																		
法人税、住民税及び事業税	0																																																																		
当期純利益	3, 224																																																																		
当期総利益	3, 224																																																																		

	■利益剰余金 ・令和4(2022)年度末利益剰余金は5,364百万円である。 ■繰越欠損金 ・該当なし。 ■溜まり金 ・精査した結果、該当なし。 【実物資産】 ■保有状況 実物資産の名称と内容、規模 車両：計4台（4カ所の海外研究連絡センターにて保有） ※振興会本部が所有する車両（公用車）はない。 【金融資産】 ■保有状況 ①金融資産の名称と内容、規模 ・現金及び預金として、2,905億円、（うち定期預金270億円）を保有している。 ②保有の必要性（事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性） （学術研究助成業務勘定） ・学術研究助成基金から交付する助成金の支払計画を踏まえ、支払い時期が到来するまでの間に資金を運用し、生じた利子（令和4(2022)年度利息の受取額：17百万円）を基金に充てることにより、有効に管理している。 ・保有方法については、日本学術振興会法附則第二条の二第3項に基づき、独立行政法人通則法第四十七条に規定する金融機関への預金により保有しており、その管理は適切である。 （地域中核研究大学等強化促進業務勘定） ・地域中核研究大学等強化促進業務勘定は令和4年度より新たに設けられた勘定であり、地域中核研究大学等強化促進基金から交付する助成金の支払計画を踏まえ、支払い時期が到来するまでの間に資金を運用し、生じた利子を基金に充てることにより有効に管理することとしています。 ・保有方法については、日本学術振興会法附則第二条の二第3項に基づき、独立行政法人通則法第四十七条に規定する金融機関への預金により保有しており、その管理は適切である。 ■資金の運用体制の整備状況 ・基金の運用責任者は理事長であり、運用業務は総務部長が行い、運用業務に係る事務は会計課長が行うことが基金管理委員会規程等で定められており、適切な運用体制を構築している。 ・監事及び外部監査人による監査を受け適正である旨の報告を受けている。 ■資金の運用に関する法人の責任の分析状況		

	・上記運用体制から、責任は明確になっている。 ■貸付金・未収金等の債権と回収の実績 ・未収金の主なものは、科学研究費補助金等の繰越しに伴う国庫返納のため、令和4(2022)年度に補助金等の交付を受けた大学等に対し期限を定め返還を求めた。これらについては、令和5(2023)年4月21日までに全額の回収を終了した。 ■回収計画の有無とその内容（無い場合は、その理由） ・科学研究費補助金等の繰越しに係る、大学等から振興会への返還額の回収については、返還の期限を定めるなど計画的に実施した。 【知的財産等】 ■保有の有無及びその保有の必要性の検討状況 ・該当なし。 ■知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況 ・該当なし。 ■出願に関する方針の有無 ・該当なし。 ■出願の是非を審査する体制整備状況 ・該当なし。 ■活用に関する方針・目標の有無 ・該当なし。 ■知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況 ・該当なし。 ■実施許諾に至っていない知的財産について、 ① 原因・理由、② 実施許諾の可能性、 ③ 維持経費等を踏まえた保有の必要性、 ④ 保有の見直しの検討・取組状況、 ⑤ 活用を推進するための取組 ・該当なし。		

<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> 令和4(2022)年度において、運営費交付金の受入に遅延は生じず、短期借入金の実績はない。	2 短期借入金の限度額 補助評定：— <補助評定に至った理由>	2 短期借入金の限度額 補助評定：— <補助評定に至った理由>
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> 令和4(2022)年度において、重要な財産を処分する計画はなく、実績についても該当なし。	3 重要な財産の処分等に関する計画 補助評定：— <補助評定に至った理由>	3 重要な財産の処分等に関する計画 補助評定：— <補助評定に至った理由>
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> ・実績なし。	4 剰余金の使途 補助評定：— <補助評定に至った理由>	4 剰余金の使途 補助評定：— <補助評定に至った理由>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の充実・強化 2 情報セキュリティの確保 3 施設・設備 4 人事 5 中期目標期間を超える債務負担 6 積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			外部評価委員による評価
	業務実績	自己評価		評価 B
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：B 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価を B とする。 ・内部統制の充実・強化、情報セキュリティの確保、 人事、 積立金の使途のいずれの事項についても、計画通り着実に実施しており、適切な業務運営がなされていると評価できる。 <課題と対応> ・本年度も中期計画通り実施しており、今後も内部統制の充実・強化、情報セキュリティの確保、職員の育成・充実に努め、これらの取組を通して適切な業務運営を確保する。		<評価に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価を B とする。 <今後の課題> — <その他事項> —

<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> 【統制環境】 - 適切な業務運営を図るため、内部統制に関する規程を整備し運用している。 - 令和4(2022)年5月に初任者を対象に、コンプライアンス研修を行うとともに、令和5(2023)年2月に次年度の新規採用予定者を対象に、ビジネスマナーとともに組織における仕事の進め方や法令遵守等基礎的な内部統制に関する研修を行った。 - 内部統制の推進のため法人文書管理に関する研修(令和4年6月)及び契約・資産管理手続きに関するコンプライアンス研修(令和4(2022)年7月及び10月に受講登録と受講案内、それ以降は随時受付登録)をe-learning形式で実施した。 - 役職員倫理規程、独立行政法人日本学術振興会行動規範を内部HPに掲載し、役職員に周知している。 - 役職員の法令等違反行為に関する内部通報窓口、外部通報窓口を設けている。外部通報窓口については外部HPで周知するなど、法令等違反行為を早期に発見・対応する体制を整備している。 【リスクの評価と対応】 - 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等、また、令和2(2020)年度から本会が行ってきた新型コロナウイルス感染症にかかるリスク評価と対応を踏まえて作成した「新型コロナウイルス感染症に関する対応ガイドライン」に基づき、状況を注視し対応を行っている。 - 監事及び外部有識者から成る契約監視委員会を令和4(2022)年4月27日と5月23日に開催した。 【統制活動】 - 内部統制推進部門の長である総務課長が各課長との面談により各課における業務運営状況とリスクの把握に努め、内部統制総括責任者である理事、内部統制推進責任者である総務部長に報告している。これにより、問題が見つかった場合の迅速な対応が可能となる体制を整備し、運用している。 【情報と伝達】 - 理事長の職務の遂行を補佐し、業務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事長及び理事で構成する役員会を月2回開催した。役員会には監事、学術システム研究センター所長等及び課長級以上の幹部職員も出席し、年度計画、予算、規程の制定、各事業の募集要項等の重要事項について審議した。 - 役員会の資料と議事要録は内部共有フォルダに保存され、全役職員が閲覧できる。 - 毎週月曜日に役員及び課長級以上の幹部職員が集まる会議(月曜会)を開催し、理事長から訓示を行うとともに、予算や他機関との協議等に関する最新の情報共有と意見交換を行った。 - 年度初め等に全役職員を対象として理事長から訓示(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ビデオによる訓示)を行った。 【モニタリング】 - 監査・研究公正室による内部監査、監事による監事監査、会計監査人による法定監査を以下の通り行った。	1 内部統制の充実・強化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 - 研修を通して内部統制に関する職員の理解を深めるとともに、内部通報窓口、外部通報窓口の設置、内部統制総括責任者と部長による連絡会議の開催等により、業務運営上のリスクの把握と対応を迅速に行う体制を整備、運用している。 - 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等、また、令和2(2020)年度からのリスク評価と対応を踏まえて作成した新型コロナウイルス感染症に関する対応ガイドラインに基づき、感染拡大防止のための措置を講じている。 - 役員会、月曜会等の機会を通して理事長の指示が全役職員に伝達される体制が整備され、効率的に運用されている。 - 役職員倫理規程と行動規範を役職員に周知し、法令遵守に対する意識向上を図った。 - 内部監査、監事監査、会計監査人による法定監査を実施し、内部統制の仕組みが適切に運用されているか点検・検証を行ったことから、中期計画通り着実に業務を実施している。 <課題と対応> - 本年度は中期計画通り実施しており、今後も統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリングをバランスよく継続することにより、内部統制の充実・強化を図る。	1 内部統制の充実・強化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 - 研修などを通して、内部統制に関する体制の強化が図られている。 <今後の課題> - リスクをどう評価してどう対応するか、今回の新型コロナウイルス感染症のもとでの経験を今後に生かしてほしい。 <その他事項> —

		■監査・研究公正室による内部監査 ・令和4年度内部監査計画書における、内部統制の整備及び運用状況について監査を実施。 ■監事による監事監査 ・令和4年度監事監査計画書に基づき、業務運営、予算・決算及び組織・人員に対して、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているか等の監査を実施。内部監査部門である監査・研究公正室及び会計監査人と連携し、財務諸表及び決算報告等にかかる監事監査を実施。 ■会計監査人による法定監査 ・令和4(2022)年度の会計監査人による監査計画概要書に基づき内部統制の有効性に係る評価を受けた。		
	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> ◆情報セキュリティの確保 ・最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」と照らし合わせて、振興会の情報セキュリティ・ポリシー等を整備し運用している。 ・振興会の保有する情報システムについて、外部の専門業者によるセキュリティ監査（「ポリシー準拠性監査」を含む。）を実施し、その結果をもとに対策を講じた。 ・新規採用の役職員に Learning Management System（LMS）で情報セキュリティ研修を受講するように義務付けた。 ・情報セキュリティ・ポリシーの遵守状況を確認するため、全職員を対象とした自己点検を2月に実施した。 ・情報システム・機器・役務等、調達の業務フローの見直しを行い、情報システム等の調達仕様については情報部門が全て確認、合議を行った。 ・CISO 補佐官業務については、外部の専門家に業務を委託した。また CISO 補佐官の助言に基づき、情報セキュリティ研修資料の更新を行った。 ・標的型攻撃メール訓練とフォローアップのための e ラーニング講座を実施するなど、振興会の情報セキュリティ対策の強化に資する取組を行った。 ・情報システムの運用継続計画（BCP）に基づきシステムの運用を行った。	2 情報セキュリティの確保 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準じて、振興会の情報セキュリティ・ポリシー等を整備し、運用している。 ・外部の専門業者によるセキュリティ監査を実施し、その結果をもとに対策を講じている。 ・標的型攻撃メール訓練とフォローアップのための e ラーニング講座を実施している。 <課題と対応> ・情報セキュリティ確保のため、不断の対策を講じつづけると共に、引き続き役職員を対象とした情報セキュリティ研修にも注力していく。	2 情報セキュリティの確保 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・外部の専門業者によるセキュリティ監査を実施して必要な対策を講じるなど、セキュリティ対策が強化されていると判断する。 <今後の課題> ・情報セキュリティの重要性が増しており、その強化のためによりいっそうの努力が求められる。 <その他事項> —
	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> 施設・設備に関する計画はない。	3 施設・設備に関する計画 補助評定：— <補助評定に至った理由>	3 施設・設備に関する計画 補助評定：— <補助評定に至った理由>

<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> 振興会業務を実施するための人材確保、人員配置、処遇、職場環境、人事評価など振興会全体の人事機能を担う組織として、令和4(2022)年4月1日付けで新たに人事企画課を設置した。 ■人事管理方針 ・我が国の学術振興を担う唯一の資金配分機関として、学術の振興を図る目的を達成するための人材を常に確保していく必要がある。このため、経験値のある人材の確保・配置及び人材の育成を振興会の環境の変化に適切に応えつつ、計画的、効率的かつ公平・公正に実施していくため、令和4(2022)年度の人事管理方針を策定した。 ・振興会業務が適切に実施される体制を整備することを目的に、令和4(2022)年度より全課室長を対象に人事企画課との意見交換を個別に実施し、各課室の業務や職員の状況把握に努め、人員配置を検討する際の参考とした。 ■人事評定 ・〈役員〉 理事長が文部科学大臣の行う業績評価の結果を勘案し、期末手当の額を100分の80以上100分の110以下の範囲内で増減できることとしている。 ・〈職員〉 複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定を行い、職員の勤務実績等の評価結果を勤勉手当や人事配置等へ具体的に反映した。また、昇給については、平成26(2014)年12月に国家公務員の給与基準を基礎とする新たな俸給表を導入した際に、併せて平成27(2015)年1月より国家公務員の給与支給基準に準じたものとして適正に実施し、その水準の維持に努めている。 ■質の高い人材の確保 〈人事交流〉 ① 他機関からの受入 ・大学等学術研究機関の研究者を支援するに当たっては、当該機関における業務経験を持つ人材を活用することが業務の効果的・効率的な運営上有益であることから、国立大学法人等から45名を人事交流として受け入れ、適切な人事配置を行った。 ・これらの者に振興会の業務を経験させることにより研究助成や国際交流等の経験を積ませ、将来、国立大学等において業務を行うための有益なスキルを身につけさせる等、育成することができた。 ② 他機関への出向 ・振興会プロパー職員の育成と業務水準の向上を目的として、文部科学省や国立大学法人等と連携し、振興会プロパー職員の出向機会を確保した。 ・出向中のプロパー職員と人事企画課とで個別面談等を実施し、各職員が出向先で健康の不安なく勤務できているか確認を行うとともに、出向の成果としての業務能力の伸長を窺い、また、他機関での業務経験に基づく情報交換を行った。 〈国際学術交流研修〉	4 人事に関する計画 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 令和4(2022)年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから、評定をaとする。 ・新たに人事企画課を設置し振興会全体の人事機能の強化を図ったことは、振興会における質の高い人材の確保や適切な人員配置、研修や職場環境の改善等に繋がるものであり、高く評価できる。 ・今後の交流人事のあり方や、職員の育成についての方策について検討し、限られた人員で事業効果の最大化を図れるよう体制を整備する方針を策定したことに加え、人事企画課において振興会の全課室長と意見交換を行うなど、きめ細かい人員配置の検討を行ったことは評価できる。 ・職員の勤務評定については、勤務実績等の評価結果を職員の処遇に適切に反映させ、勤務評定の実効性を上げるとともに複数の評定者が関わることで、客観的かつ公平に実施している。 ・国立大学等における豊富な事務経験を有する人材や有望な新規職員の確保に努め、その経験を活かせる部署に配置し、業務を効率的・効果的かつ機動的に実施できるようにしている。 ・インターンシップや大学との連携による採用説明会の実施は、質の高い人材確保に向けた積極的な取り組みとして高く評価できる。 ・効率的かつ適切な業務運営のため、語学研修をはじめとする研修へ職員を参加させることにより、職員の資質向上を図っている。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う実施方法の変更や実施の延期など、これまで停滞していた各種研修について、研修の性質に応じて対面で実施したこと、これまで感染拡大に伴う一時的な対応と位置づけられていた在宅勤務について、恒常的な制度してルール制定に向けた準備を行ったことは	4 人事に関する計画 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 令和4年度における中期計画の実施状況については、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると言えることから、評定をaとする。 ・新設した人事企画課を中心に、振興会内の業務と人員体制の現状把握と分析に取り組み、人事機能強化を図るための各種改革に着手し始めたことは大きな一歩であり、高く評価できる。 ・大学院博士課程修了者までをもターゲットとした優秀な人材確保を狙って、インターンシップや大学と連携しての採用説明会の開催に乗り出し、また、インターネットを通じての広報にも力を入れている。優秀な職員の確保は振興会組織の発展に不可欠であり、このような積極的な採用活動は高く評価したい。 ・新人職員フォローアップ研修の新設の他、海外に職員を派遣する形式の研修を二つ整備したほか、メンター制度を本格的に導入し、将来振興会業務の中核を担う職員の計画的、戦略的育成に取り組んでいることは評価できる。 ・新型コロナウイルスの影響が広がるなかで、その対応のために職員には相当の負担がかかったと思われるが、滞りなく業務が遂行されたことに、敬意を表したい。 <今後の課題> ・職員数が順調に確保され、一定数に達したところで、職位に応じた効果的な研修を企画する等、職員養成の仕掛けがより充実するよう期待したい。 ・新規に戦略的な取組に注力する一方で、在宅勤務に関するルールの整備やハラスメント対応の機能整備等といった、職員が働きやすい職場環境を実現するための制度整備は根幹をなすものであり、弛まらず着実に推進していただきたい。

・10名の国私立大学の職員を研修として受入れ、高度な国際実務能力と国際交流に関する幅広い見識を有する大学職員の養成を図った。

〈新規採用〉

・質の高い人材確保に向けて、振興会での業務の魅力を伝えるため、座談会やインタビューを含む職員募集ウェブサイトの更新、職員募集リーフレットの作成を行ったほか、令和4年度は新たにインターンシップの実施、大学の就職支援部門との新たな連携構築を基にした大学主催の採用説明会への積極的参加等の取組を行った。

【インターンシップ】

「学術研究を推進する国際シンポジウムを企画・体験してみよう！－日本学術振興会を体感する2日間－」

○開催日程：令和5年2月27日（月）～28日（火）（2日間）

○内 容：本会事業全般の理解促進、国際シンポジウムの疑似企画、国際シンポジウムの実地見学、先輩職員との懇談等

○参加人数：11名（応募総数63名）

【採用説明会】

開催日	主催機関名	参加学生数
R4.12.15	日本女子大学（オンライン）	11名
R5.2.16	東京工業大学（オンライン）	13名
R5.3.1	早稲田大学（オンライン）	20名
R5.3.3	京都大学（オンライン）	8名
R5.3.6	東京外国語大学（オンライン）	56名
R5.3.15	日本学術振興会（対面）	31名
R5.3.16	日本学術振興会（オンライン）	231名

・振興会業務の特性を踏まえ、優秀な大学院博士課程修了者を積極的に採用し活用すべく、博士課程修了者における本会職員採用試験の受験要件の緩和を検討し（令和5(2023)年度職員採用試験から受験資格を拡大）、また、博士課程学生や博士課程修了者を対象とした就職支援サイト等の効果的な利用をはじめ広報活動に注力した。

■職員の研修計画

職員の専門性及び意識の向上を図るため、以下の研修を実施した。

【受講が必須な研修】

- ・初任者研修（利便性向上のため、令和4(2022)年度にオンライン化。）
- ・内定者研修（令和4(2022)年度にリニューアルし、内容を充実。）
- ・新人職員フォローアップ研修（令和4(2022)年度に新設）
- ・情報セキュリティ研修
- ・契約・資産管理手続き担当者のコンプライアンス研修
- ・職員の心身の健康の保持増進活動に取り組むための研修：メンタルヘルス研修（セルフケア研修とラインケア研修の二種目構成として新たに導入）、管理職のためのメンタルヘルスマネジメント研修、ハラスメント防止研修、ハラスメント相談員研修（ハラスメン

ポストコロナを見据えた取り組みとして、高く評価できる。

・新人職員フォローアップ研修や海外研修、海外研究連絡センター実務研修といった研修を新設したほか、メンター制度の本格的な運用を開始し、振興会の職員の育成に向けた取組を推進させたことは高く評価できる。

＜課題と対応＞

・引き続き人事評定を反映させた人事配置に努める等の取組をすることにより、職員の育成・充実に努めていく。

＜その他事項＞

—

	ト相談員は受講必須) 【任意の研修】 ・英語力の向上を目的とした新任職員語学研修 ・スキルアップ研修：職務能力向上のための自己啓発研修 ・その他外部研修：放送大学を活用した科目の履修、財務省主催の会計事務職員研修等 ・その他、職員が若手段階においてより積極的に海外で研鑽する機会を用意し、本会の国際業務の中核となる人材の育成を目指して、以下の研修制度の整備を行った。（令和5(2023)年から派遣予定。） 海外研修： 職員自らの企画立案をベースに、海外の研究機関にて本会業務に関連した研究に従事する、あるいは、海外の研究助成機関にてインターン等に従事するもの。 海外研究連絡センター実務研修： 振興会の海外研究連絡センターにて実務に従事しつつ、現地の語学学校等にて語学力の向上を図るもの。 ■その他 振興会の職員全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、人事関係制度の整備・検討を行った。 ・心身のリフレッシュを図る新しい特別休暇の導入に向けた検討及び準備 ・有期雇用職員の特別休暇と産前産後休暇の改善に向けた検討及び準備 ・メンター制度の本運用を開始 ・在宅勤務に関するルールの制定に向けた検討及び準備 ・ハラスメント会外相談窓口の設置に向けた検討及び準備		
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> ・中期目標期間を超える債務負担はない。	5 中期目標期間を超える債務負担 補助評定：— <補助評定に至った理由>	5 中期目標期間を超える債務負担 補助評定：— <補助評定に至った理由>
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> ・前中期目標期間最終年度における積立金残高 960,975,378 円のうち、今中期目標期間の業務財源として繰越承認を受けた額は 87,464,077 円である。これらは、海外研究連絡センターに係る前払費用等であり、平成 30(2018)年度に 85,421,135 円、令和元(2019)年度に 2,019,505 円、令和 2 (2020)年度に 23,437 円が取り崩され取崩しが完了しており、令和 3 (2021)年度以降の実績はない。	6 積立金の使途 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和 4 (2022)年度における中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、日本学術振興会法に	6 積立金の使途 補助評定：b <補助評定に至った理由> 令和 4 年度における中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 <今後の課題> —

			定める業務の財源に充てており、中期計画通り着実に業務を実施している。 <課題と対応> —	<その他事項> —

4. その他参考情報

第4期中期目標期間における業務実績に関する 自己点検評価・外部評価報告書

令和5年6月

独立行政法人日本学術振興会

○ 自己点検評価・外部評価の位置づけ

- ・独立行政法人通則法では、中期目標管理法人の業務運営について、主務大臣が法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人はこれを達成するための計画（中期計画・年度計画）を作成し、これらに基づき業務運営を行うとされている。
- ・業務の運営状況については、独立行政法人通則法第32条に基づき、毎事業年度終了後3ヶ月以内に自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣へ提出し、評価を受けなければならない。今年度は、毎年度実施する年度評価と併せて、第4期中期目標期間における業務実績についても評価を行う。

○ 自己点検評価・外部評価の体制

- ・独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」）に、計画・評価委員会を設置。委員会は理事長、理事、学術システム研究センター所長及び副所長、学術情報分析センター所長及び副所長、世界トップレベル拠点形成推進センター長、審議役、国際統括本部長、さらに、各部長、参事及び監査・研究公正室長によって構成される。
- ・振興会に独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会を設置。委員は、学界及び産業界を代表する有識者等の内から理事長が委嘱する。

○ 自己点検評価・外部評価報告書の構成

評価項目毎に以下の内容で構成。

1. 当事務及び事業に関する基本情報
2. 主要な経年データ
3. 事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績に関する自己点検評価及び外部評価委員による評価
4. その他参考情報

○ 評価の基準

「独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日 総務大臣決定）」に従い、評定区分はSABCD（Bが標準）とする。

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

目 次

第4期中期目標期間における業務実績の評価項目	ページ	第4期中期目標期間における業務実績の評価項目	ページ
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1	7 横断的事項	145
1 総合的事項	1	(1) 電子申請等の推進	149
(1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営	4	(2) 情報発信の充実	152
(2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化	5	(3) 学術の社会的連携・協力の推進	155
(3) 学術研究の多様性の確保等	10	(4) 研究公正の推進	156
2 世界レベルの多様な知の創造	13	(5) 業務の点検・評価の推進	158
(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進	20	II 業務運営の効率化に関する事項	161
(2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	29	1 組織の編成及び業務運営	162
(3) 学術の応用に関する研究等の実施	44	2 一般管理費等の効率化	163
3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	49	3 調達等の合理化	165
(1) 自立して研究に専念できる環境の確保	55	4 業務システムの合理化・効率化	168
(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成	66	III 財務内容の改善に関する事項	170
(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供	82	1 予算（人件費の見積り含む。）、収支計画及び資金計画	171
(4) 研究者のキャリアパスの提示	89	2 短期借入金の限度額	173
4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	92	3 重要な財産の処分等に関する計画	174
(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進	96	4 剰余金の使途	174
(2) 地域の中核・特色ある研究大学の強化促進	109	IV その他業務運営に関する重要事項	175
(3) 大学教育改革の支援	110	1 内部統制の充実・強化	176
(4) 大学のグローバル化の支援	120	2 情報セキュリティの確保	177
5 強固な国際研究基盤の構築	125	3 施設・設備	177
(1) 事業の国際化と戦略的展開	128	4 人事	177
(2) 諸外国の学術振興機関との協働	129	5 中期目標期間を超える債務負担	180
(3) 在外研究者コミュニティの形成と協働	132	6 積立金の使途	180
(4) 海外研究連絡センター等の展開	134		
6 総合的な学術情報分析基盤の構築	137		
(1) 情報の一元的な集積・管理	139		
(2) 総合的な学術情報分析の推進	139		
(3) 学術動向に関する調査研究の推進	143		

第4期中期目標期間における業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	1 総合的事項 (1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営 (2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 (3) 学術研究の多様性の確保等		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第13条、第15条第6号、第9号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度		平成 30年度	令和元 年度	2年度	3年度	4年度
								予算額（千円）	307,581	311,768	305,250	311,783	317,482
								決算額（千円）	469,094	537,880	459,368	494,267	439,106
								経常費用（千円）	470,181	494,890	415,592	445,957	456,682
								経常利益（千円）	862	-24,991	96,028	36,429	103,593
								行政サービス実施 コスト（千円）	472,961	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	522,600	415,592	445,957	456,682
								従事人員数	4	4	3	3	1

注1）予算額、決算額は「1 総合的事項」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2）従事人員数については「1 総合的事項」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			外部評価委員による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
		<自己評価> 評価：A <評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げことから、評価をAとする。 ・中期目標期間を通して、評議員会の開催及び学術顧問からの助言を受け、そこで聴取した業務運営の重要事項に対する幅広く高い識見に基づく意見を参考に、適切な事業運営を行っており、中期目標に向かって順調に実績を上げていると評価できる。 ・学術システム研究センターでは、全ての学問領域をカバーしたうえで、多様な視点からの意見を活かすため、男女比のバランス、所属機関の形態、地域的なバランス等、多様性に配慮しながら第一線で活躍中の研究者を研究員として確保し、事業改善の提案・助言や業務運営を行っている。特に、<u>科研費国際先導研究の創設に伴い、研究員を増員したこと、女性研究員の割合が5年間で大きく向上したことは高く評価できる。</u> ・集中的に審議が必要な重要な課題について検討を行うため、複数のワーキンググループ等を開催し、機動的に審議を行ったことは評価できる。特に<u>科研費の審査については、学術システム研究センターの各種会議において具体的な検証と改善の検討を重ね、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等に報告し、提案が採用されることで制度の改善が図られた。また、特別研究員事業については、制度の更なる改善に向けて</u>	評価 B <評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評価をBとする。 ・中期目標期間において学術システム研究センターの研究員のタスクが、従来の定常業務に加えて、マネジメント上の課題に拡大し、その議論をタスクフォースやワーキングで実施することによって、多くの成果が得られていること。またセンター研究員の女性比率が格段に向上したことは高く評価できる。特に、一人当たりの審査件数の上限の低減や、重複応募制限の見直しなどは、現場の先生方の意見をよく反映したものといえる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 上記の女性比率の向上やタスクの拡大によって、特定のセンター研究員に対して、本来の研究を妨げるような過度な負担になっていないかは常に検証が必要である。 またワーキングやタスクフォースで、どういうテーマを取り上げるかについて、所長や主任研究員からのトップダウンの提案とセンター研究員からのボトムアップの提案が双方向に行われ戦略的に設定さ	評価 A <評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていると言えることから評価をAとする。 ・この中期目標期間に、科研費の2月末日交付内定通知が実現した。これは、研究スタッフの継続雇用を円滑に進めるため研究者や研究機関から強く求められていたことであり、様々な困難があった中、実施の英断を行ったことは、まさに研究者の意見を取り入れた業務運営の目に見える実績であり、高く評価できる。 ・中期目標期間において学術システム研究センターの研究員の責務が、従来の審査委員選考などの定常業務に加えて、審査プロセスを中心とするマネジメント上の課題に拡大することによって、多くの革新的で重要な成果が得られていることは高く評価できる。 ・センター研究員の女性比率が格段に向上したことは特筆される。 また、学術システム研究センターの各種会議における検討の結果、<u>科研費の審査制度の改善や、特別研究員事業の申請方法、審査制度の抜本的改革、さらには特別研究員-PD等を受入研究機関で雇用でき</u>		

		継続的に検討を行い、申請方法、審査制度の抜本的改革、さらには特別研究員-PD等を受入研究機関で雇用できるようにする事業の創設の検討を行った。こうしたことは、第一線級の研究者が学術研究に対する真摯な議論を行って実務レベルに昇華させる学術システム研究センターならではのものとして、高く評価できる。 ・情報セキュリティの確保に留意しつつ、全国各地の研究員がリモートで業務を実施できる体制を整備し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても中期計画通りに業務を実施したことに加え、ポストコロナを念頭に、ハイブリッド形式での会議開催を試行したことは、評価できる。 ・学術研究の多様性の確保においては、女性研究者の参画促進に向けた様々な取組を実施し、男女共同参画推進委員会において検証する体制を構築しており、男女共同参画の推進に向けて着実に取り組んでいると評価できる。特に、「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」の実施は、女性研究者の経済的な不安を軽減し、安心して研究者としてのキャリアを継続できるようにするものであり、研究分野における男女共同参画を推進する取り組みとして高く評価できる。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。 ・学術システム研究センターでは、今後も引き続きワーキンググループやタスクフォースを必要に応じて開催し、科研費やその他の事業の透明性、公平性の確保に貢献し、新たな課題等への柔軟な対応に努める。 ・学術システム研究センターでは、リモートによる業務体制のメリットを活かしつつ、ポストコロナにおける効率的	れることが重要である。 ＜その他事項＞ —	るようにする事業の創設などが達成されたことは高く評価できる。特に、一人当たりの審査件数の上限の低減は審査員の負担を軽減し審査の質を高めることになり、重複応募制限の見直しなどは、特に若手研究者の研究環境の向上に資するものであり、研究者の意見をよく反映したものといえる。 ・学術研究の多様性の確保においては、学術システム研究センター研究員の女性比率の継続的上昇のように女性研究者の登用を進め、「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を開始するなど、研究分野における男女共同参画を強く推進していることは高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・学術システム研究センター研究員の女性比率が継続的に上昇していることは評価できるが、例えば、評議員会、学術顧問の女性比率は必ずしも増加していない。振興会各事業の委員会の女性比率（例えば、科研費審査委員会など）も明示されていない。振興会における女性研究員の登用の実情を理解させるためにもできるだけ、公表してほしい。 ・男女共同参画においては、女性の登用や女性研究者のライフイベントによる研究中断への措置だけでは不十分であり、前者にとっては、女子大学院生比率を上昇させることが急務であり、後者にとって

			な業務運営方法について引き続き検討し、運用していく。 ・引き続き、学術研究の多様性の確保に向け、研究者の意見を取り入れつつ振興会の業務を見直し、業務運営の改善に努める。		は男性の育児休暇取得の促進など男性にあってもライフイベントによる研究中断への配慮も必要である。これらの案件に関しても、振興会事業に反映されることを期待したい。 ・上記の女性比率の向上やタスクの拡大によって、特定のセンター研究員に対して、本来の研究を妨げるような過度な負担になっていないかは常に検証が必要である。 またワーキングやタスクフォースで、どういうテーマを取り上げるかについて、所長や主任研究員からのトップダウンの提案とセンター研究員からのボトムアップの提案が双方向に行われ戦略的に設定されることが重要である。 ・上記を勘案の上、引き続き、研究者の意見を取り入れつつ振興会の業務を見直し、業務運営の改善に努めることを期待する。 ＜その他事項＞ —
＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ 【評価指標】 1－1 研究者等の意見聴取状況 （評議員会の開催実績等を参考に判断） ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ 【評議員会】 ・評議員は、理事長の諮問に応じ、学术界、産業界、大学等を代表する学識経験者、日本学術会議関係者で構成されており、学術研究支援に関する政策にも通じたメンバーを含んでいる。 ・業務実績に関する評価、概算要求の概要、各事業部における最近の主な動き等、中期目標期間において、毎年度の取組について御意見を伺った。 ・評議員会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、研究者等の意見を取り入れ、研究活動の遂行に支障がないよう適切な対応・支援を行ったことについて評価された。聴取した意見を参考に、引き続き適切な対応・支援を行うための検討を進めている。	（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評定をbとする。 【評議員会】 ・定期的に評議員会を開催し、そこで聴取した業務運営の重要事項に対する幅広く高い識見に基づく意見を参考に、適切な事業運営を行っている。	（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ ・中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 ＜今後の課題・指摘事項＞ —	（１）研究者等の意見を取り入れた業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・評議員や学術顧問は、様々な研究分野で実績があり、経	

1-1 研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、評議員会の開催実績や学識経験者からの意見聴取実績及びそれら意見を踏まえた業務運営状況を参考に判断する。	【学術顧問】 ・学術の振興に係る諸課題について、中期目標期間中に、理事長をはじめ役員や事業担当が必要に応じて各顧問と個別に意見交換を行い、学術研究支援や研究者支援のあり方について幅広い助言を聴取している。引き続き、必要に応じて学術顧問からの幅広い助言を聴取することを予定している。	【学術顧問】 ・学術研究の促進に必要な業務に係る専門的見地からの助言を受けられるよう、理事長や各事業担当が、学術研究に関して特に高い識見を有する学術顧問と随時意見交換すると共に、学術顧問との意見交換を通して、研究者の意見を取り入れた業務運営が図られ、計画通りに実施されている。 ＜課題と対応＞ 中期計画通り業務を実施しており、引き続き研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。 （各評価指標等に対する自己評価） 評価指標 1-1 については、学術研究を行う研究者を含めた評議員会を開催するとともに、役員が学術顧問と意見交換を行うことにより、研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、事業運営の改善を行うなど、研究者の意見を取り入れた業務運営が図られたことから、計画通りに実施されたと認められる。	＜その他事項＞ —	験が豊富な研究者を配置しており、信頼感、安心感があるが、これら研究者が開発、研究促進してきた成果を享受するデジタルネイティブな若手研究者では、研究者として育つ環境が大幅に異なっている。そのような中で、若手研究者の意見を積極的に聴取し取り入れる仕組みを構築してほしい。 ＜その他事項＞ —
＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ 【評価指標】 1-2 学術システム研究センターによる各種事業への提案・助言の状況（有識者の意見を踏まえ判断） ＜評価の視点＞ 1-2 第一線級の研究者の知見を	＜主要な業務実績＞ 【学術システム研究センター】 ■学術システム研究センターの体制 ・9つの専門調査班（人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学系科学、情報学、生物系科学、農学・環境学、医歯薬学）に研究員を配置することにより、全ての学問領域をカバーしている。 ・研究員の選考にあたっては、研究開発法人や民間の研究機関を含む、科学研究費助成事業（科研費）に応募可能な研究機関の長に候補者の推薦を依頼している。選考の際には前任者と同一の研究機関からの選任を行わないようにするとともに、国・公・私立大学及び大学共同利用機関等、組織形態のバランス、地域的バランス、男女比バランスに配慮している。また、選考過程において候補者の科研費等の採択実績や審査委員歴を踏まえつつ、外部の学識経験者に意見を聴取し、第一線で活躍中の研究者を確保している。 ・所長 1 人 ・副所長 2 人 ・主任研究員 31 人	（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げたことから評定をaとする。 ・全ての学問領域をカバーしたうえで、多様な視点からの意見を活かすため、男女比のバランス、所属機関の形態、地域的なバランス等、多様性に配慮しながら第一線で活躍中の研究者を研究員として確保し、事業改善の提案・助言や業務運営を行っている。科研費国際先	（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると見込まれることから評価をaとする。 ・<u>学術システム研究センターの女性研究員の割合が増加したことは、学術研究支援における男女共同参画のメッセージとして評価できる。</u>	（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていることから評定をaとする。 ・<u>学術システム研究センターの女性研究員の割合が増加したことは、学術研究支援における男女共同参画のメッセージとして評価できる。</u>

生かした、各種事業への提案・助言が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。	・専門研究員 108 人 (令和 4 (2022) 年度 9 月現在)	導研究の創設に伴い、研究員を増員したこと、女性研究員の割合が 5 年間で大きく向上したことは高く評価できる。 ・集中的に審議が必要な重要な課題について検討を行うため、科学研究費助成事業(科研費)及び特別研究員事業でワーキンググループを開催するとともに、3つのタスクフォースを設置し、機動的に審議を行ったことは評価できる。特に科研費の審査については、学術システム研究センターの各種会議において具体的な検証と改善の検討を重ね、文科省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等に報告し、提案が採用されることで制度の改善が図られたことや、科研費審査システム改革2018の点検を行うなど今後の科研費制度改革の検討を積極的に行った。また、特別研究員事業においては、制度の更なる改善・充実に向け継続的に見直しを行い、申請方法、審査制度の抜本的改革を行うとともに、特別研究員制度の改革について議論のまとめを策定し、それを踏まえて特別研究員-PD 等を受入研究機関で雇用できるようにする事業の創設の検討を行った。こうしたことは、第一線級の研究者が学術研究に対する真摯な議論を行って実務レベルに昇華させる学術システム研究センターならではのものとして、高く評価できる。 ・ウェブサイトの構成を見直すと共に、説明会等を積極的に開催したことは、センターの活動のわかりやすい情報発信として評価できる。 ・情報セキュリティの確保に留意しつつ、全国各地の研究員がリモートで業務を実施できる体制を整備し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても中期計画通りに業務を実施したこと	・ワーキンググループやタスクフォース等で議論を重ね、具体的な提案・助言を行うことにより、継続的に科研費等の審査の改善につなげていることは高く評価できる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —																														
	・科研費国際先導研究の創設に伴う業務増への対応のため、令和 4 (2022) 年 7 月から 8 月にかけて、新規主任研究員 11 人を増員した。 ・女性研究員の確保に努めた結果、中期目標期間を通じて研究員の女性割合は大きく上昇した。		・ワーキンググループやタスクフォース等で議論を重ね、具体的な提案・助言を行うことにより、継続的に科研費等の審査の改善につなげていることは高く評価できる。																														
	研究員の男女別人数		＜今後の課題・指摘事項＞ —																														
	<table><tr><td></td><td>H30 年度</td><td>R1 年度</td><td>R2 年度</td><td>R3 年度</td><td>R4 年度</td></tr><tr><td>男性研究員</td><td>109</td><td>106</td><td>99</td><td>96</td><td>95</td></tr><tr><td>女性研究員</td><td>19</td><td>23</td><td>30</td><td>33</td><td>44</td></tr><tr><td>計</td><td>128</td><td>129</td><td>129</td><td>129</td><td>139</td></tr><tr><td>女性割合 (%)</td><td>14.8</td><td>17.8</td><td>23.3</td><td>25.6</td><td>31.7</td></tr></table>			H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	男性研究員	109	106	99	96	95	女性研究員	19	23	30	33	44	計	128	129	129	129	139	女性割合 (%)	14.8	17.8	23.3	25.6	31.7	＜その他事項＞ —
			H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度																										
	男性研究員		109	106	99	96	95																										
	女性研究員		19	23	30	33	44																										
	計		128	129	129	129	139																										
	女性割合 (%)		14.8	17.8	23.3	25.6	31.7																										
	(参考：全国大学教授の女性割合：18.8% (令和 4 (2022) 年度学校基本調査))																																
・上述のような体制を整備し、科研費、特別研究員事業、学術国際交流事業の審査委員候補者(合計約 54,000 人)の選考及び審査結果の検証を着実に実施し、また研究員が分担して各種審査会に出席した。	・最近センター研究員の任期に特例を認めるケースがしばしば起きているように思われる。7 年近く継続している研究員も見受けられる。余人をもって代えがたいという側面もあるかもしれないが、センター研究員は科研費の審査・採択そのものには関わらない原則のもとで科研費審査員の選出という重要な責務を担う一方、科研費の申請者ともなりうるので、ある意味利益相反状態にあると言える。事情を知らない研究者からは疑念を抱かれる危惧もある。センター研究員の任期の特例延長はできるだけ避けるべきであろう。																																
■会議開催実績	＜その他事項＞ —																																
・学術システム研究センターに以下の会議等を設置し、これらの会議での議論を踏まえて科学研究費助成事業、研究者養成事業、学術国際交流事業の各事業について提案・助言等を行うとともに、各事業の審査・評価業務に専門的な見地から関与した。																																	
<table><tr><td>主任研究員会議(原則月 2 回)</td><td>98 回 (H30 年度～R4 年度)</td></tr><tr><td>専門調査班会議(原則専門調査班ごとに月 1 回、9 班がそれぞれ実施)</td><td>549 回 (H30 年度～R4 年度)</td></tr><tr><td>科学研究費事業改善のためのワーキンググループ</td><td>58 回 (H30 年度～R4 年度)</td></tr><tr><td>特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループ</td><td>45 回 (H30 年度～R4 年度)</td></tr><tr><td>科研費改革推進タスクフォース</td><td>24 回 (H30 年度～R3 年度)</td></tr><tr><td>審査委員等選考支援システム合同タスクフォース</td><td>8 回 (H30 年度～R3 年度)</td></tr><tr><td>学術変革領域研究の移管及び科研費大型研究種目の公募前倒しに伴う学術システム研究センター研究員の増員に関するタスクフォース</td><td>4 回 (R2 年度～R3 年度)</td></tr></table>	主任研究員会議(原則月 2 回)	98 回 (H30 年度～R4 年度)	専門調査班会議(原則専門調査班ごとに月 1 回、9 班がそれぞれ実施)	549 回 (H30 年度～R4 年度)	科学研究費事業改善のためのワーキンググループ	58 回 (H30 年度～R4 年度)	特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループ	45 回 (H30 年度～R4 年度)	科研費改革推進タスクフォース	24 回 (H30 年度～R3 年度)	審査委員等選考支援システム合同タスクフォース	8 回 (H30 年度～R3 年度)	学術変革領域研究の移管及び科研費大型研究種目の公募前倒しに伴う学術システム研究センター研究員の増員に関するタスクフォース	4 回 (R2 年度～R3 年度)																			
主任研究員会議(原則月 2 回)	98 回 (H30 年度～R4 年度)																																
専門調査班会議(原則専門調査班ごとに月 1 回、9 班がそれぞれ実施)	549 回 (H30 年度～R4 年度)																																
科学研究費事業改善のためのワーキンググループ	58 回 (H30 年度～R4 年度)																																
特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループ	45 回 (H30 年度～R4 年度)																																
科研費改革推進タスクフォース	24 回 (H30 年度～R3 年度)																																
審査委員等選考支援システム合同タスクフォース	8 回 (H30 年度～R3 年度)																																
学術変革領域研究の移管及び科研費大型研究種目の公募前倒しに伴う学術システム研究センター研究員の増員に関するタスクフォース	4 回 (R2 年度～R3 年度)																																
・単なる提案・助言にとどまらず、各事業への実施の状況から、各種会議において再度検証を行い更なる事業改善に繋げる PDCA サイクルを絶えず回し、よりよ																																	

い審査・評価制度へ継続的に取り組んでいる。その結果、学術システム研究センターによる主な改善の提案・助言とその実施状況は次の通り。

主な改善の提案・助言	実施状況
科研費の応募件数増加の実態と要因の探索、審査システム改革 2018 の検証、審査負担の軽減を含む科研費制度の更なる改善に関する検討を行い、「科研費改革推進タスクフォースにおける議論のまとめ」として文科省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会科研費改革に関する作業部会において報告した（H31 年 1 月及び 3 月）。	H31 年度公募の審査より、審査委員あたりの審査件数を低減した。具体的には、2 段階書面審査における 1 人あたりの審査件数の上限を 150 件から 100 件に低減した。 審査委員候補を拡充するため、若手研究の研究代表者を審査委員候補者データベースに追加するとともに、次世代の審査委員育成の観点から若手・中堅層（49 歳以下）の研究者を審査委員候補者として積極的に選考することとした。
文科省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会科研費改革に関する作業部会の要請を受け、「若手研究者の大型種目への応募促進」、「挑戦的な研究の促進」等について検討し、同作業部会に報告した（R1 年 6 月）。	制度改善事項として R2 年度公募に反映された。 ・若手研究者による、より大規模な研究への挑戦を促進するため「若手研究（2 回目）」と「基盤研究（S・A・B）」との重複応募制限の緩和 ・より幅広い研究者層の挑戦を促進するため「挑戦的研究（開拓）」と「基盤研究（B）」との重複応募、受給制限を緩和。
科研費審査システム改革 2018 により導入された「審査区分表」について検証・見直しを図ることが文科省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会から要請され、これを受けて検討を行い、「審査区分表」の見直しに当たっての基本的な方向性について同部会に報告した（R2 年 1 月）。	「基本的な方向性」は同部会において了承され、この方向性に基づいて「審査区分表」の改正案を引き続き検討することとなった。
挑戦的な研究の審査方式について、挑戦的な研究課題を見出すことができることを担保しつつ、審査負担の軽減につながる審査方式等を検討し、検討結果は文科省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会に報告した（R3 年 6 月）。	提案した挑戦的な研究（萌芽）の二段階書面審査方式への変更等が R4 年度公募に反映された。
基盤研究等の研究計画調書様式の見直しについて検討し、検討結果は文科	提案した調書様式の構成や表現の修正は R4 年度公募に反映された。

に加え、ポストコロナを念頭に、ハイブリッド形式での会議開催の試行を増加したことは高く評価できる。

＜課題と対応＞

- ・今後も引き続きワーキンググループやタスクフォースを必要に応じて開催し、科研費やその他の事業の透明性、公平性の確保に貢献し、新たな課題等への柔軟な対応に努める。
- ・引き続き研究者コミュニティ及び社会に対して、学術システム研究センターの業務について分かりやすい情報発信に努める。
- ・リモートによる業務体制のメリットを活かしつつ、ポストコロナにおける効率的な業務運営方法について引き続き検討し、運用していく。

（各評価指標等に対する自己評価）

- ・評価指標である 1－2 については、第一線級の研究者から構成されるセンター研究員による主任研究員会議、専門調査班会議、各種ワーキンググループ、及び各種タスクフォースにおける検討・議論を経て各種事業に対する提案・助言が行われたことに対し、有識者から構成される運営委員会において、提案・助言の適切性を評価する意見を得ており、高く評価できる。

	省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部に報告した（R3年6月）。 令和5（2023）年度公募から適用する審査区分表の改定案について検討し、検討結果は文科省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部に報告した。具体的には、審査の大括り化（基盤研究（B）における合同審査の導入）、審査区分表の見直し案を提案した（R3年8月）。報告をもとに文科省がパブコメを実施し、パブコメで寄せられた意見に対する対応についても学術システム研究センターにおいて検討し、同審査部に報告した（R4年3月）。 科研費の審査の在り方について多面的に分析、検証、改善の検討を行い、審査負担の軽減方策や、効率的な審査方法、審査委員の意識の醸成方法等について、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部に報告した。（R5年2月） 今後の科研費の審査の在り方や方向性の検討の起点とするため、科研費審査システム改革2018に関して、これまでの5回にわたる公募・審査の経験や審査システム改革の定性的な効果、その後の制度改善等について点検を行い、その結果を取りまとめた報告書をホームページで公開した（R5年3月）。 特別研究員の審査方法について検討し、研究者としての資質や将来性により重点を置いた評価を実施できるよう、申請様式の抜本的な見直しを提案するとともに、より公正かつ効果的な審査を実施できるよう、面接審査の廃止と「二段階の書面審査」方式の導入を提案した。（R2年度、R3年度）	提案した審査の大括り化（基盤研究（B）における合同審査の導入）、審査区分表の見直し案は令和5（2023）年度公募に反映された。 挑戦的研究の事前の選考で不採択となった応募者に対する審査結果の通知時期の早期化については、令和5（2023）年度公募に反映された。また、合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針については、令和5（2023）年度公募及び令和6（2024）年公募に反映される見込み。 R4年度採用分から申請様式の変更が反映されるとともに、面接審査が廃止された。また、R4年2月に募集開始された令和5（2023）年度採用分から「二段階の書面審査」方式が反映された。			

特別研究員事業の申請方法、審査方法、審査の手引きについて、申請者・研究機関の事務の省力化及び若手研究者が予め研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として、「特別研究員の申請」に併せて「科学研究費助成事業－科研費－（特別研究員奨励費）」の応募を同時に受付できるように検討を行った。（R4 年度）	令和 6 年度採用分から募集要項、申請様式、審査の手引き等の変更が反映された。
令和 3 年度に「特別研究員制度の改革について（議論のまとめ）」を策定し、令和 4 年度はその検討内容も踏まえ、特別研究員-PD 等を受入研究機関で雇用できるようにする事業の創設について検討を行った。（R3 年度、R4 年度）	令和 5 年 1 月に公開された「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」募集要項等に反映された。

■運営委員会の実施

・センターの運営及び業務実施に関する方針等について、多様な視点からの意見を反映できるように運営委員会で審議を行った。運営委員会では、所長及び副所長の人事、学術研究動向等に関する調査研究の実施、さらには新型コロナウイルス感染症の影響下におけるセンター業務の運営状況、センターによる各種事業への提案・助言の適切性等について審議を行った。運営委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、リモートでセンター業務を行う体制を整備したことにより、センターが各種事業の審査委員候補者選考、審査結果の検証等の業務を着実に実施するとともに、科研費や特別研究員事業等の審査方法の改善についてワーキンググループ等での議論を経て適切な提案・助言を行っている、との意見を得た。

運営委員会の開催状況

H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
3 回	3 回	3 回	3 回	5 回

■情報発信

・センター業務の具体的な内容や活動の成果についてわかりやすく発信するため、令和 2（2020）年度にウェブサイトの構成を見直した。その際、これまで紙媒体のリーフレットで周知を図ってきた内容をウェブサイトに変更し、効果的な情報発信に努めた。また、科研費に関する学術システム研究センターの役割をはじめとして、事業における審査・評価のプロセスについても可能な限り公表している。

https://www.jsps.go.jp/j-center/gyomu_jyosei.html

	・研究員候補者の推薦を研究機関に依頼するに当たっては、センター研究員の業務について一層の理解と協力を得るため、説明会や個別相談会を実施した。また、国立大学協会、私立大学連盟、RU11 等の会議において学長等を対象にセンター業務の重要性の周知を図った。 <table><tr><td>説明会</td><td>5 回（H30 年度～R4 年度）</td></tr><tr><td>個別相談会</td><td>11 回（R2 年度～R4 年度）</td></tr><tr><td>大学協会等の会議</td><td>24 回（H30 年度～R4 年度）</td></tr></table> ・センター研究員が所属する研究機関や学会等で説明会を行うことにより、センターの活動に対する理解だけでなく、科学研究費助成事業、特別研究員事業などの振興会事業についても広く周知を図るよう努めている。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・センターの定例会議や審査委員候補者選考等のすべての業務は、従来、研究員が振興会に来会して行っていたが、情報セキュリティの確保に留意してリモートで業務を実施する体制を整備したことにより、研究員が来会できない新型コロナウイルス感染症の影響下においても大きな遅れなくセンター業務を実施した。 ・ポストコロナを念頭に、対面とリモート参加を組み合わせたハイブリッド形式の会議開催について開催基準等を検討し、この基準に基づきハイブリッド形式での主任研究員会議・専門調査班会議の開催を試行した。	説明会	5 回（H30 年度～R4 年度）	個別相談会	11 回（R2 年度～R4 年度）	大学協会等の会議	24 回（H30 年度～R4 年度）				
説明会	5 回（H30 年度～R4 年度）										
個別相談会	11 回（R2 年度～R4 年度）										
大学協会等の会議	24 回（H30 年度～R4 年度）										
<主な定量的指標> — <その他の指標> 【評価指標】 1－3 学術研究の多様性の確保と現代的要請を踏まえた業務運営状況（有識者の意見を踏まえ判断） <評価の視点> 1－3 学術研究の多様性を確保する観点から、幅広い分野等への支援や女性研究者の参画を促進するとともに、学術研究の現代的要請を踏ま	<主要な業務実績> 【学術研究の多様性の確保等】 ・学術研究の多様性の確保や、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営の状況について明らかにするため、「学術研究の多様性の確保等を踏まえた業務運営状況の報告」を作成した。本報告書において、振興会の諸事業について、学術研究の多様性の確保に係る状況として、事業に参画する者等の多様性に係る状況を男女別、年齢別、研究分野別、研究機関別に示した。また、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営状況として、「学術研究の総合的な推進方策について（最終報告）」（平成 27 年 1 月 27 日 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会）に沿って、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の各観点から、振興会の取組実績等を取りまとめた。 ・作成した報告書を元に評議員会において報告するなど、有識者の意見を踏まえつつ、振興会の業務運営の不断の見直しを実施した。 【男女共同参画の推進】 ■男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画推進委員会を毎年度実施し、振興会事業における男女共同参画の推進に向けた様々な方策を検討した。 ・平成 30（2018）年度においては、男女共同参画推進委員会の下に「男女共同参画推進作業部会」を設置した。作業部会において、「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」の策定に向け、振興会事業における女性研究者の参画や支援の状況の検証を行った。	（3）学術研究の多様性の確保等 補助評定：a <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げたことから、評定をaとする。 ・「学術研究の多様性の確保等を踏まえた業務運営状況の報告」を作成し、有識者の意見を踏まえつつ、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営に向けて着実に取り組んでいると評価できる。 ・女性研究者の参画促進に向けた様々な取組を実施し、男女共同参画推進委員会において検証する体制を構築しており、男女共同参画の推進に向けて着実に取り組んでいると評価できる。 ・男女共同参画の推進に向け、ウェブサイト の公開・運営やシンポジウムの実施など、研究者や研究機関における優	（3）学術研究の多様性の確保等 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 <今後の課題・指摘事項> ・引き続き、学術研究における多様性の確保に向け、振興会の事業の不断の見直しを実施することを期待する。 ・研究分野への女性の参画の促進に向けて、振興会としてより一層取り組むことを期待する。 <その他事項> —	（3）学術研究の多様性の確保等 補助評定：a <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていることから評定をaとする。 ・ホームページ「CHEERS!」の公開・運営や、男女共同参画推進シンポジウムの開催等によって、広く情報発信を開始したことは高く評価できる。 ・男女共同参画推進アドバイザー制度を導入・活用することで、研究者と情報を共有しつつ、振興会の諸事業における男女共同参画の推進に向けた検討を行っていることは高く評価できる。							

えた業務運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。	・令和元(2019)年度においては、振興会事業における男女共同参画推進の在り方を検討するため、出産・育児等のライフイベントを経験している研究者を取り巻く状況を調査する目的で、日本学術振興会特別研究員-RPD 及び海外特別研究員-RRA の採用者および経験者にアンケートを実施した。男女共同参画推進委員会において、アンケートの結果を元に議論を行った。また、研究者の活動を安定的・継続的に支援するという役割を一層果たしていくため、男女共同参画推進委員会において議論を行い、「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」を策定した。 ・令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度は、作成した「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」の達成状況について、男女共同参画推進委員会にて確認した。 ■男女共同参画推進ウェブサイト「CHEERS!」の運営 ・学術分野における男女共同参画の推進を目的としたウェブサイト「CHEERS!」を構築し、令和3(2021)年5月11日に公開した。「CHEERS!」において、継続的に研究者や研究機関における優良事例、海外の研究現場における事例、及び振興会の支援制度に係る情報を発信した。令和5(2023)年1月から「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を開始するにあたり、メールマガジンやTwitterによる予告も含めた重層的な情報発信やプレスリリースを行った。 https://cheers.jps.go.jp/ ■JSPS 男女共同参画推進シンポジウムの開催 ・男女共同参画に関する情報の共有等を目的として男女共同参画推進シンポジウムを実施した。また、シンポジウムの開催後には、シンポジウム運営の改善のため、シンポジウム参加者へアンケートを実施した。 ＜実施状況＞ ・令和3(2021)年12月15日『研究とライフイベントの両立へのヒントがここに!』(オンライン開催、参加登録者数465名)(シンポジウム全体について、5段階評価のうち、84.5%の回答者が「満足」「やや満足」と回答) ・令和4(2022)年12月6日『男性の家庭進出 学術分野におけるその効果、課題、解決策について』(オンライン開催、参加登録者数390名)(シンポジウム全体について、5段階評価のうち、84.8%の回答者が「満足」「やや満足」と回答) ・シンポジウムの開催後に、振興会のYouTubeチャンネルにシンポジウムの動画を掲載することで、学術分野における男女共同参画の重要性を広く周知している。 https://www.youtube.com/@jpsvideos/playlists ■JSPS 男女共同参画推進アドバイザー ・振興会が行う各種取組について、男女共同参画推進の観点から助言を行うJSPS 男女共同参画推進アドバイザーを令和3(2021)年度から設置した。 ・JSPS 男女共同参画推進アドバイザーは、研究分野や職位、年齢等に配慮した現役の研究者で構成されている。 ・JSPS 男女共同参画推進アドバイザーは、ウェブサイトCHEERS!への記事の執筆	良事例の共有を積極的に実施していることは高く評価できる。 ・JSPS 男女共同参画推進アドバイザーを設置する等、研究者の意見を取り入れた男女共同参画の推進を実施する体制を整備したことは評価できる。 ・「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」の実施は、女性研究者の経済的な不安を軽減し、安心して研究者としてのキャリアを継続できるようにするものであり、研究分野における男女共同参画を推進する取組として高く評価できる。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、学術研究の多様性の確保に向け、研究者の意見を取り入れつつ振興会の業務を見直し、業務運営の改善に努める。 ・第4期中期目標期間に開始したウェブサイトの運営やシンポジウムの開催等の男女共同参画の推進に向けた取組を引き続き実施する。 ・引き続き、審査会の委員等の選考の際には、分野等を勘案しつつ、女性研究者の割合にも配慮する。 (各評価指標等に対する自己評価) ・評価指標である1-3については、評議員会等の有識者の意見を踏まえて業務運営を実施していることから、目標水準に達している。		・「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を開始したことは、女性研究者が安心して研究者としてのキャリアを継続できる環境作りに貢献するものであり高く評価できる。 ・「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」のフォローアップが毎年度着実に実施されており、中期計画の達成に向けた取組の進捗管理が適切に行われていると評価できる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・引き続き、学術研究における多様性の確保に向け、振興会の事業の不断の見直しを実施することを期待する。 ・学術分野への女性の参画の促進に向けて、振興会としてより一層取り組むことを期待する。 ＜その他事項＞ —

	や、JSPS 男女共同参画推進シンポジウムへの出席等、振興会が行う男女共同参画の推進に向けた取組に協力するとともに、学術分野における男女共同参画に関する課題等の情報を収集し、振興会に報告を行っている。 ■「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」の実施 ・研究現場における男女共同参画推進に向けた取り組みについて、研究現場からの要望を基に検討し、女性研究者の妊娠中及び出産後の健康の確保のため、日本学術振興会の特別研究員（DC、PD、RPD、SPD、CPD）または海外特別研究員（一般、RRA）の採用者のうち、採用期間中に出産を理由として採用の中断を行う者を対象として「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援金」（以下「キャリア継続支援金」という）を支給する「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を令和 5（2023）年 1 月より開始した。 ・令和 4（2022）年度中に申請を受け付けた 37 件について、キャリア継続支援金を支給した。 ■その他男女共同参画の推進に向けた取組 ・女性研究者の参画を促進するため、審査会の委員等の選考の際には、分野等を勘案しつつ、女性研究者の割合にも配慮した総合的な判断を行った。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止も踏まえ、オンライン開催を積極的に活用することで、育児等の事情により時間的制約のある研究者にも参加しやすくなるよう取り組んでいる。			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I - 2	2 世界レベルの多様な知の創造 (1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 (2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 (3) 学術の応用に関する研究等の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標 7 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 施策目標 7-3 科学技術の国際活動の戦略的推進 政策目標 8 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化 施策目標 8-2 基礎研究・学術研究の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第1号、第3号、第4号、第18条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】 世界レベルの多様な知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することや、前例のない国際共同研究への新たな支援枠組みの導入に際しては、相手国との間で、異なる諸制度の調整を行い、研究者にとって使いやすい仕組みを構築する必要があることから難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0192, 0219
参考URL	科学研究費助成事業 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html 二国間交流事業 https://www.jsps.go.jp/j-bilat/bilat.html 日独共同大学院プログラム https://www.jsps.go.jp/j-jg_externship/index.html 国際共同研究事業 https://www.jsps.go.jp/j-bottom/index.html 研究拠点形成事業 https://www.jsps.go.jp/j-c2c/index.html 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 https://www.jsps.go.jp/kadai/index.html 人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業 https://www.jsps.go.jp/j-di/index.html		

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成 目 標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	平成 30 年 度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
関連指標								予算額（千円）					
科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査（※）結果	—	5.6	5.3	5.2	5.2	—	—	決算額（千円）	231,037,989	233,863,847	225,893,339	238,597,636	245,549,807
事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合	—	73%	70%	77%	67%	79%	83%	経常費用（千円）	230,612,528	233,875,032	225,771,313	238,819,845	245,525,008
二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合	—	75%	78%	78%	82%	75%	78%	経常利益（千円）	105,729	-16,074	2,279	-171,951	886,760
事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合	—	84%	92.9%	100%	66.7%	87.5%	90.0%	行政サービス実施コスト（千円）	229,820,121	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	233,993,662	225,771,313	238,819,845	245,525,008
								従事人員数	62	59	61	63	64

(※)「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問

注1）予算額、決算額は「2 世界レベルの多様な知の創造」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
注2）従事人員数については「2 世界レベルの多様な知の創造」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			外部評価委員による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
		＜自己評価＞ 評定：A ＜評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていることから評定を A とする。 ・科研費の審査業務については、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき着実に実施されている。審査・評価を公正性・透明性を持って行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を勘案し、研究遂行が困難となった研究者や研究機関に向けて、各種申請期限の延伸や特例の設定、手続きの簡素化等の柔軟な対応を行っている。特に集合形式の審査会が実施できなくなった状況において、オンライン形式の審査会等により約9万件もの膨大な応募課題の中から優れた研究課題を選定することで、研究者が研究を早期に開始することができるようにした点は極めて高く評価できる。 ・令和4(2022)年度公募より、多数寄せられていた研究者からの要望に応え、例年4月に通知が行われていた基盤研究等の審査結果について、公募・審査などを早期化し、2月に通知した。また、ヒアリングを実施する研究課題のうち特別推進研究についても、公募・審査の早期化及び迅速な審査業務の実施により、3月に審査結果を通知した。さらに、令和3(2021)年度の外部評価	評定 A ＜評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると見込まれることから評定を A とする。 ・科学研究費助成事業においては、審査・評価業務、公募・交付業務、広報業務それぞれに、文部科学省の定める基本的考え方・役割分担に基づき着実に実施されている。特にこの中期目標期間にあつては、以下に述べるような高く評価される実績があった。 科研費審査システム改革 2018により、審査システムが大幅に変更されたが、その実施を検証するとともに、審査システムのみならず科研費の在り方についても不断の見直し、改善を進めている。その結果、審査委員の審査上限数の低減、申請書の業績欄の廃止、49歳以下の若手・中堅研究者の審査委員への積極的な登用、重複申請制限の緩和、押印の廃止とペーパーレス化、審査結果の2月末日通知の実現など、多くの評価すべき成果・実績が上がっている。	評定 A ＜評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていると言えることから評定を A とする。 ・科学研究費助成事業においては、審査・評価業務、公募・交付業務、広報業務それぞれに、文部科学省の定める基本的考え方・役割分担に基づき着実に実施されている。特にこの中期目標期間にあつては、以下に述べるような高く評価される実績があった。 科研費審査システム改革 2018により、審査システムが大幅に変更されたが、その実施を検証するとともに、審査システムのみならず科研費の在り方についても不断の見直し、改善を進めている。その結果、審査委員の審査上限数の低減、申請書の業績欄の廃止、49歳以下の若手・中堅研究者の審査委員への積極的な登用、重複申請制限の緩和、押印の廃止とペーパーレス化、審査結果の2月末日通知の実現など、多くの評価すべき成果・実績が上がっている。 また、令和元(2019)年度		

		における指摘等を踏まえさらなる早期化に向けた検討を実施し、令和6(2024)年度公募以降、特別推進研究については1月上旬、基盤研究(S)については2月中旬の審査結果通知の実施を決定し、各研究機関に周知した。前年度のうちに審査結果が通知されることで、研究スタッフの継続雇用や物品調達の準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できることになるなど研究者や研究機関の利便性を格段に高めることになることから極めて高く評価できる。 ・行政手続における押印の見直し が政府から要請されたことを受け、他事業に先駆けて科研費に係る全ての提出書類について押印を廃止し、紙媒体での提出を求めない電子化が顕著に進捗した。令和2(2020)年度には電子申請システムから全書類を提出可能にするとともに、通知文書や審査委員委嘱業務・審査委員候補者データベース更新作業の電子化も実現したことは高く評価できる。 ・学術システム研究センターにおいて、現状の分析、検証、改善を行い、合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針を策定したほか、科研費審査システム改革 2018 の点検を行うなど、今後の科研費制度改革の検討を積極的に行っていることは、科研費制度を改善していく上で大変重要なことであり極めて高く評価できる。 ・国際的な共同研究等を推進するため、二国間交流事業を着実に実行し、研究者や大学等のニーズに対応する形で多様な国との共同研究やセミナーを支援するとともに、国際共同研究事業においては、複数の相	また、令和元(2019)年度末に始まる新型コロナウイルス感染症の広がりにより、出張や入出国の制限等研究にも様々な支障が出る中、審査・評価業務のオンライン化とそのための環境整備、各種締め切りの延長や申請手続きの簡素化等研究者や研究機関への配慮等を、振興会職員も勤務形態の変容を求められる中で実現し、質を落とすことなく円滑にすべての業務に対応できたことも特筆に値する。 ・研究の国際化の推進に関する取組においては、新型コロナウイルス感染症による渡航制限等の影響が特に顕著であると予想され、委託契約期間の延長等の弾力的な運用を行うことで、二国間交流事業、研究拠点形成事業等を着実に推進した。二国間交流事業のうちセミナーに関しては、新型コロナウイルス感染症下の渡航制限・自粛の中、オンライン形式での開催や延長の承認を行うなど、日本と相手国の研究者に配慮した適切な対応がなされたことを高く評価したい。 また、国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))における年齢の下限の撤廃は、若手、中堅研究者の国際的活躍を後押しする重要な措置であると評価する。 新型コロナウイルス感染症の影響下にありながら、こ	末に始まる新型コロナウイルス感染症の広がりにより、出張や入出国の制限等研究にも様々な支障が出る中、審査・評価業務のオンライン化とそのための環境整備、各種締め切りの延長や申請手続きの簡素化等研究者や研究機関への配慮等を、振興会職員も勤務形態の変容を求められる中で実現し、質を落とすことなく円滑にすべての業務に対応できたことも特筆に値する。 その他、令和4(2022)年度が創設後初めての審査となった国際共同研究加速基金(国際先導研究)では、多段階にわたる審査プロセスを極めて短期間で完遂した。中でも合議審査対象課題のすべてに対して海外レビューを漏れなく実施した点は高く評価できる。 ・研究の国際化の推進に関する取組においては、新型コロナウイルス感染症による渡航制限等の影響が特に顕著であると予想され、委託契約期間の延長等の弾力的な運用を行うことで、二国間交流事業、研究拠点形成事業等を着実に推進した。二国間交流事業のうちセミナーに関しては、新型コロナウイルス感染症下の渡航制限・自粛の中、オンライン形式での開催や延長の承認を行うなど、日本と相手国の研究者に配慮した適切な対応がなされたこと

		手国学術振興機関とリードエージェンシー方式を導入し、本会がリードエージェンシーとなり主体的に審査を実施することにより、両機関の相互理解と協力関係を一層強固なものとした。また、両事業ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、委託期間の延長等の弾力的な運用を実施しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議も円滑に進むよう努め、新規課題を採択するなど、中期計画を上回る実績を上げた。 研究拠点形成事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、委託期間の延長等の弾力的な運用を実施しつつ、多国間交流の枠組みによる研究交流拠点の構築や若手研究者の育成を図るなど、業務を着実に実施した。 以上のとおり、国際的な共同研究等についても中期計画を上回る成果が得られていると評価できる。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、引き続き3つのプログラムによる共同研究を推進するとともに、来年度から行う新たなプログラムの検討等を行い、中期計画に沿って着実に事業を実施している。 人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業では、拠点機関の中間評価を実施するとともに、振興会・拠点機関・国立情報学研究所の三者で緊密な連携を図り、事業を円滑かつ着実に推進していると評価できる。 <課題と対応> ・科研費について、学術研究の特性	れまで通り諸外国の学術振興機関との協議を継続的に実施することで、相手国の学術振興機関との間での協力関係を確立向上させたことも意義深い。特に、英国研究・イノベーション機構（UKRI）とのプログラムでは、令和3（2021）年度に日本学術振興会がリードエージェンシーとして公募、審査を実施するとともに、ドイツ研究振興協会（DFG）及びスイス国立科学財団（SNSF）とのプログラムの公募に向け協議し、募集要項の合意に至ったことは、両機関の相互理解と協力関係を一層強固なものとした。ドイツ DFG とは、平成30年度にドイツ DFG がリードエージェンシーとなり審査を試行している。これらは日本学術振興会の国際化の一環として、高く評価できる。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、領域開拓プログラムの令和2（2020）年度の研究テーマ公募型プログラムの新規採択において、その課題の一つに“パンデミックなど世界規模の災禍への人間社会の対応と課題”が設定されたことは、新型コロナウイルスが猛威を振るい始めた直後のことであり、時宜を得た設定であると極めて高く評価できる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	を高く評価したい。 また、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））における年齢の下限の撤廃は、若手、中堅研究者の国際的活躍を後押しする重要な措置であると評価する。 新型コロナウイルス感染症の影響下にありながら、これまで通り諸外国の学術振興機関との協議を継続的に実施することで、相手国の学術振興機関との間での協力関係を確立向上させたことも意義深い。特に、英国研究・イノベーション機構（UKRI）やドイツ研究振興協会（DFG）とのプログラムでは、平成30（2018）年度には、相手国機関がリードエージェンシーとなり、試行的にリードエージェンシーによる審査を導入するとともに、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度には、日本学術振興会がリードエージェンシーとして公募、審査を実施した。さらに、令和4（2022）年度にはスイス国立科学財団（SNSF）とも、同様の取組（スイス SNSF がリードをとり審査）を導入しており、相手国の学術振興機関との相互理解と協力関係を一層強固なものとした。これらは日本学術振興会の国際化の一環として、高く評価できる。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、領域開拓プログラ

			を踏まえ、より効率的・効果的な助成制度となるよう、引き続き不断の見直しを行っていく。	・科研費についてはこれからも不断の検証と見直しを継続し、公正性、透明性を維持するとともに、成果の最大化に意を払ってほしい。研究費の使用法に関しては、振興会は研究者にとって使いやすいような改定を加えてきている。研究者は心して科研費の恩恵にあずかり、研究費不正を廃絶するよう努めてほしい。 ・オンライン形式の審査・評価について運営方法、審査の質、審査委員及び応募者双方の感想及び要望の聴取など多面的な検証を加え、集合形式の審査・評価と共に、ポストコロナにおける審査・評価の新しい形を提案してほしい。また、想定外の事態が発生した時の危機管理、対応方策についてコロナ対策で得た経験を生かしてほしい。 ・国際事業の予算が漸減傾向にあることが懸念される。我が国の国際的なプレゼンスを向上させるためにも、国際共同研究等のより一層の充実が望まれる。 ＜その他事項＞ —	ムの令和2(2020)年度の研究テーマ公募型プログラムの新規採択において、その課題の一つに“パンデミックなど世界規模の災禍への人間社会の対応と課題”が設定されたことは、新型コロナウイルスが猛威を振るい始めた直後のことであり、時宜を得た設定であると極めて高く評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・科研費についてはこれからも不断の検証と見直しを継続し、公正性、透明性を維持するとともに、成果の最大化に意を払ってほしい。研究費の使用法に関しては、振興会は研究者にとって使いやすいような改定を加えてきている。 ・オンライン形式の審査・評価について、運営方法、審査の質、審査委員及び応募者双方の感想及び要望の聴取など多面的な検証を加え、集合形式の審査・評価と共に、ポストコロナにおける審査・評価の新しい形を提案してほしい。昨年度の見込み評価で記載されたこの要望に対し、学術システム研究センターにおいて科研費の審査の在り方について多面的に分析、検証、改善の検討を行い、合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針を策定したことは、真摯な対応であると評価する。また、想定外の事態が

					発生した時の危機管理、対応方策についてコロナ対策で得た経験を生かしてほしい。 ・国際事業の予算が漸減傾向にあることが懸念される。我が国の国際的なプレゼンスを向上させるためにも、国際共同研究等のより一層の充実が望まれるところであり、その重要性をアピールし続ける必要がある。 ・科研費の審査結果通知の早期化は、研究者の強い要望に基づいて実現しており、今後も研究者の要望を踏まえ、改善を行うという柔軟な姿勢で臨んでほしい。 <その他事項> ・チャット GPT 等生成系 AI が急速に普及している。申請や審査において利用されることが想定され、うまく使えば効率化につながる一方、申請そのものを AI に書かせるといった極端な例も考えられる。どう使っていくのか、振興会及び学術システム研究センターにおいては、これらに係る対策やガイドラインを検討・公表するなどしてほしい。

<主な定量的指標> 【関連指標】 2-A 科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査（※）結果 （※）「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問 2-B 事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合 <その他の指標> 【評価指標】 2-1 科研費の審査・評価の公正性、透明性（有識者の意見を踏まえ判断） 2-2 科研費の交付処理状況（B水準：ヒア	<主要な業務実績> （1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 ・科研費の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、毎年度滞りなく確実に実施した。 ・科研費改革は、①審査システムの見直し、②研究種目・枠組みの見直し、③柔軟かつ適正な研究費使用の促進の三つの取組を柱として推進している。第4期中期目標期間においては、平成 30(2018) 年度助成（平成 29(2017) 年 9 月公募）から導入した新たな「審査区分表」を適用するとともに、同一の審査委員による書面審査と合議審査を実施する「総合審査」方式及び同一の審査委員が2段階にわたり書面審査を実施する「2段階書面審査」方式により審査を着実に実施した。 ①主な科研費制度・運用上の改善事項等 年度別の改善事項および特筆事項は以下のとおりである。 （平成 30(2018) 年度） ・「若手研究」の応募要件を 39 歳以下という年齢制限から博士号取得後 8 年未満に変更 ・「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B）」）を新設 ・研究計画調査審査における「researchmap」、「KAKEN」データベース活用機能を整備 ・交付申請書等の電子的提出（紙媒体の様式提出を不要）を導入 （令和元(2019) 年度） ・「研究活動スタート支援」を基金化 ・海外渡航時における科研費の中断・再開制度を導入 ・「学術変革領域研究（A・B）」を創設 ・審査委員候補者データベースへ「若手研究」「若手研究B」の研究代表者を追加 ・年齢層が比較的低い（49 歳以下の）審査委員未経験者を「基盤研究（B・C）」「若手研究」の審査委員に積極的に登用する運用変更を実施 （令和 2(2020) 年度） ・より大規模な研究への若手研究者による挑戦を促進するため、「若手研究（2回目）」と「基盤研究（S・A・B）」との重複応募制限を緩和 ・「研究活動スタート支援」と他研究種目との重複受給制限を緩和 ・より幅広い研究者層の挑戦を促進するため、「挑戦的研究（開拓）」と「基盤研究（B）」との重複応募、受給制限を緩和 ・「若手研究」の研究期間を2～4 年間から2～5 年間に延伸 ・「挑戦的研究（開拓）」を基金化 ・合算使用の制限緩和 ・科研費で雇用される若手研究者の専従義務緩和 ・交付内定通知の電子化 ・全書類が電子申請システムから提出可能に （令和 3(2021) 年度）	（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 補助評定：s <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を量的及び質的に上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げ質的に顕著な成果が得られていることから評定を s とする。 ・科研費業務については、中期計画に記載されている事項（科研費委員会の開催や透明性の高い審査・評価システムの構築、研究費の交付）を着実に実施するのみならず、並行して、新たな制度設計を行うなど科研費制度の不断の見直し・改善を行っている。 <u>例年 4 月に通知が行われていた基盤研究等の審査結果について、研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう、公募・審査などを早期化し、2 月に通知した。</u> <u>また、ヒアリングを実施する研究課題のうち特別推進研究についても、公募・審査の早期化及び迅速な審査業務の実施により、令和 5(2023) 年度助成成分については 3 月 16 日に審査結果を通知するとともに、令和 3(2021) 年度の外部評価における指摘等を踏まえさらなる早期化に向けた検討を実施し、令和 6(2024) 年度公募以降、特別推進研究については 1 月上旬、基盤研究（S）については 2 月中旬の審査結果通知の実施を決定し、各研究機関に周知した。</u> <u>前年度のうちに審査結果が通知されることで、研究スタッフの継続雇用や物品調達の準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できることになるなど、研究者や研究機関の利便性を格段に高めることになり、また審査委員の負担軽減</u>	（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 補助評定：s <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、自己点検・評価に記載のとおり、中期計画を量的及び質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げ質的に顕著な成果が得られていると見込まれることから評定を s とする。 ・科研費業務については、中期計画に記載されている科研費委員会の開催や審査の質的充実、透明性の高い審査・評価システムの構築、研究費の交付の各業務を着実に実施するのみならず、これらの検証を通して科研費制度の不断の見直し・改善を行っている。実際、この中期目標・中期計画期間にも、以下に示すように研究者にとってわかりやすくよりよい科研費となるような様々な改革がなされている。 一人の審査委員の最大審査数の上限を低減した：審査委員の過度な負担を軽減し、質の高い審査を短期間で終えるために適切な措置である。一方で、この上限の低減化により審査委員の数が大幅に増加することになった。これは、振興会職員の負担増を意味している。例えば、審査委員への就任許諾については、一人一人に就任意思の確認をす	（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進 補助評定：s <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を量的及び質的に上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げ、質的に顕著な成果が得られていると言えることから評定を s とする。 ・科研費業務については、中期計画に記載されている科研費委員会の開催や審査の質的充実、透明性の高い審査・評価システムの構築、研究費の交付の各業務を着実に実施するのみならず、これらの検証を通して科研費制度の不断の見直し・改善を行っている。実際、この中期目標・中期計画期間にも、以下に示すように研究者にとってわかりやすくよりよい科研費となるような様々な改革がなされている。 一人の審査委員の最大審査数の上限を低減した：審査委員の過度な負担を軽減し、質の高い審査を短期間で終えるために適切な措置である。一方で、この上限の低減化により審査委員の数が大幅に増加することになった。これは、振興会職員の負担増を意味している。例えば、審査委員への就任許諾については、一人一人に就任意思の確認をす

リング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知) <評価の視点> 2-1 資金配分機関として公正性、透明性を確保した適切な審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。 2-2 交付処理の迅速性を確保する観点から、ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知することを達成水準とする。 2-A 卓越した研究成果が持続的に生み出されるための環境の整備状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度調査における実績(指数5.6(※))を基準とした状況変化を評価において考慮する。 (※) 指数5.5	・審査結果通知時期の早期化 ・令和5(2023)年度から適用する審査区分表の改訂 ・大規模・長期間に亘る国際共同研究を強力に支援する「国際共同研究加速基金(国際先導研究)」を創設 ・研究計画調書様式の見直し ・交付決定以降の通知の電子化 ・審査委員委嘱業務の電子化 ・審査委員候補者データベース更新作業の電子化 ・パイアウト経費の支出可能性 (令和4(2022)年度) ・「国際先導研究」において、新たな審査や交付の仕組みを導入しつつ極めて短期間で審査を完遂 ・合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針を策定 ・オンライン会議の利便性や審査の質の向上(研究計画調書の電子化、ヒアリングにおいて応募者による概要説明(ショートプレゼン)を導入) ・科研費審査システム改革2018の点検 ・審査結果通知時期の早期化 ・公募・審査スケジュールの更なる見直し ・若手研究者のより規模の大きな研究への挑戦を促進するため、令和5(2023)年度公募からは、「若手研究」(2回目)と「挑戦的研究(開拓)」の重複応募・受給制限を緩和 ・特別研究員奨励費改革(基金化、学術条件整備、応募手続きの見直し等) ・「基盤研究(B)」において、一部の小区分について他の小区分との合同審査を実施 ・審査の過程におけるアンコンシャスバイアス排除の徹底等 ・研究計画調書の引き戻し機能を電子応募システムに実装 ・審査委員候補者データベースに国際活動情報に係る項目の追加や、国際共同研究を実施する研究者と所属研究機関の連携強化についてのルール整備を実施 ・研究者用ハンドブックについて、電子ブック形式による掲載 ・科研費FAQについて、新たに専用のサイトを構築し公開 <審査結果通知の早期化について> ・長年に亘って研究者から要望が寄せられていた科研費の審査結果通知時期の早期化について、科研費審査システム改革2018を経て研究種目毎に審査スケジュールを組むことが可能になったこと、電子申請システム／電子審査システムの構築・高度化により効率的に公募・審査が実施できるようになったことから実現の可能性を見出し、全ての研究種目の業務スケジュールを総点検し、<u>例年4月に通知が行われていた基盤研究等の審査結果について、令和4(2022)年度公募から研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう公募・審査などを早期化し、2月の審査結果通知を実現した。</u>また、ヒアリングを実施する研究課題のうち特別推進研究についても、公募・審査の早期化及び迅速な審査業務の実施により、3月中旬に審査結果を通知するとともに、令和3(2021)年度の外部評価における指摘等を踏まえさらなる早期化に向けた検討を実施し、令和6(2024)年度公募以降、特別推進研究については1月上旬、基盤研究(S)については2月中旬の審査結果通知の実施を決定し、各研究機関に周知を行った。前年度のうちに審査結果が通知されることで、	にも資することから極めて高く評価できる。 ・若手研究者のより規模の大きな研究への挑戦を促進するため、令和5(2023)年度公募からは、「若手研究」(2回目)と「挑戦的研究(開拓)」の重複応募・受給制限を緩和した。 また、令和5(2023)年度助成分からは、研究者からの要望を受け、事前の選考による審査結果(不採択)の通知を従来の審査結果通知(6月下旬)よりも、4か月早期化し2月下旬に行うこととした。これにより挑戦的研究については、応募研究課題の構想を他の事業等への応募に利用することが可能となり研究者の利便性の向上に寄与し、更なる制度改善を着実に進めたものとして、高く評価できる。 ・「国際先導研究」の創設に際し、非常に短い期間ながら新たな審査や交付の仕組みを導入する制度設計を行い、続けて極めて短期間で審査を完遂した。中でも合議審査対象課題のすべてに対して海外レビューを漏れなく実施した点は高く評価できる。加えて、採択者が速やかに研究を開始できるよう交付スケジュールを前倒しつつ制度改善及び次回公募を行ったことは高く評価できる。 ・学術システム研究センター等の機能を活用し、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行っている。 ・審査・評価を公正性・透明性を持って行うとともに、審査システム改革の検証及び科研費制度の更なる改善に向けた検討を行い、検討結果を制度に反映させている。 ・科研費の交付等については、交付申請書及び実績報告書の作成等を電子申請システムで行い、ペーパー	るなど万全を期している。 それにもかかわらず、これまで通りの期間で審査を終え、円滑な交付業務が行われていることは、振興会職員の尽力によるものと感謝したい。 申請書類の業績欄の廃止：それまでは、この欄が論文リスト欄となっていてインパクトファクターの高い雑誌に出た論文を中心に評価される懸念があった。廃止により、申請者が申請研究を確実に実施できる能力があるかを記載することが求められるようになった。 審査委員への49歳以下の若手・中堅研究者の積極的登用：若手・中堅研究者が審査を通して研鑽を積み、成長する機会となるとともに、今後の審査の質の維持・向上のために極めて重要な措置である。若手研究者も審査業務に携わることによって、日本の科学の将来を見越した適切な方策であると評価する。 若手研究(2回目)と基盤研究(B)の重複応募、重複受給制限の廃止：若手研究者がより大規模の研究種目へ積極的に応募することを促し、科研費が若手研究者を重視していることを具体的に示したものである。 審査結果通知の早期化と審査期間の早期化：令和3(2021)年度から一部種目の審査結果が2月末日に行われるようになった。これは、	それにもかかわらず、これまで通りの期間で審査を終え、円滑な交付業務が行われていることは、振興会職員の尽力によるものと感謝したい。 申請書類の業績欄の廃止：それまでは、この欄が論文リスト欄となっていてインパクトファクターの高い雑誌に出た論文を中心に評価される懸念があった。廃止により、申請者が申請研究を確実に実施できる能力があるかを記載することが求められるようになった。 審査委員への49歳以下の若手・中堅研究者の積極的登用：若手・中堅研究者が審査を通して研鑽を積み、成長する機会となるとともに、今後の審査の質の維持・向上のために極めて重要な措置である。若手研究者も審査業務に携わることによって、研究の推進に加えて学術振興の責務を担うことになり、日本の科学の将来を見越した適切な方策であると評価する。 若手研究(2回目)と挑戦的研究(開拓)の重複応募、重複受給制限の緩和、及び若手研究(2回目)と基盤研究(B)の重複応募制限の廃止並びに特別研究員の国際共同研究強化への応募機会の拡大：若手研究者がより大規模の研究種目へ積極的に応募することを促し、科研費が若手研究者を重視していることを具体

以上で、最も高い水準である「状況に問題はない」とされる。 2-B 独創的・先駆的な学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成25～28年度の評価において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた）と評価された課題の割合（73%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。	研究スタッフの継続雇用や物品調達の準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できるようになり、研究者や研究機関の利便性が格段に高まった。なお、早期化の前に実施した審査委員に対するアンケートにおいて、審査を引き受けにくい時期として回答が多かった1月～4月に主に実施していた審査の時期を10月～1月に移動できたことで審査委員の負担軽減にもつながった。 ＜研究計画調書の様式について＞ - 平成30(2018)年度は業績偏重主義からの脱却を目指して「研究業績」欄から「応募者の研究遂行能力」欄に見直した。また、令和3(2021)年度は基盤研究及び若手研究について、応募者の重複感の軽減や審査委員の負担軽減を図るため、科研費審査システム改革2018の趣旨を堅持しつつ、「1 研究目的、研究方法など」及び「2 本研究の着想に至った経緯など」の統合などの見直しを実施し、令和4(2022)年度助成に係る公募から適用した。 ＜審査区分の見直しについて＞ - 平成30(2018)年度に文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下「審査部会」という。）から示された「審査区分表の見直しの基本的考え方」に沿って、令和5(2023)年度助成を目標として中間的な検証を行って必要な見直しを行うこととし、審査区分表策定後から検討時までの全ての大区分・中区分・小区分への研究種目別の応募データ等に基づき公正な審査が行えているかを検証した。結果として、おおそ公正な審査が行われているが、基盤研究（B）で応募件数が多くない小区分においては、審査単位をまとめ、他の小区分と合同で審査を行うことが適切であると判断した。さらに、現行の大区分・中区分・小区分については維持することとし、小区分の「内容の例」を中心に検討することとした。 - 令和3(2021)年8月に審査部会に対して見直し案を報告し、審査部会での審議を経た上で、文部科学省において令和3(2021)年8月～9月にかけて意見募集が行われた。その結果196件（意見総数461件）の意見提出があり、うち4分の1程度は今回の見直し案に賛同するもの又は意見無しとされたものであったが、それ以外の意見について、改めて全ての意見について点検を行った。 - 結果として、意見について一部採用して見直し案を修正することとし、これらの検討結果を令和4(2022)年3月の審査部会に報告し、審議を経て、令和5(2023)年度公募から適用する審査区分表が策定された。なお、本検討に当たっては、学術システム研究センター及び研究事業部を中心に、平成30(2018)年から令和4(2022)年まで100回以上の会議を開催し、慎重かつ丁寧な検討を行った。 ＜基金化について＞ 「研究活動スタート支援」について、平成31(2019)年度以降新規採択課題及び平成30(2018)年度以前に採択された継続研究課題を基金化した。 「挑戦的研究（開拓）」について、令和2(2020)年度以降新規採択課題及び令和元(2019)年度以前に採択された継続研究課題を基金化した。 - 基金から交付を行っているものの後年度負担の影響で単年度毎に交付決定を行っていた「国際共同研究強化（B）」について、令和3(2021)年度新規採択分から研究期間全体に対して複数年度で交付決定することとした。 - また、令和3(2021)年度に基金による新研究種目「国際先導研究」を創設した。	レス化の実現、報告書の作成上のミスが軽減されるなど利用者の負担軽減にも繋がっている。 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形式の審査会が実施できなくなった状況において、オンライン形式の審査会等による課題の考察と実施、特に1,000名を超える審査委員に対する接続テストで万全を期したことなど、量的質的に審査業務を円滑に実施していることは高く評価できる。また、オンライン会議形式によるヒアリングにおいて、審査委員の意見を踏まえ、応募者による概要説明（ショートプレゼン）を導入したことや、Webブラウザ上で研究計画調書を閲覧する機能を導入し審査の電子化を推進していることなど、審査の質の向上や審査委員の審査負担の軽減を積極的に図っていることも評価に値する。 ・<u>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を勘案し、研究遂行が困難となった研究者や研究機関に向けて、各種申請期限の延伸や特例の設定、手続きの簡素化等の柔軟な対応を緊急事態宣言下においても行ったことは高く評価できる。</u> ＜課題と対応＞ - 新たな審査システムのさらなる改善を行うため、審査委員に対するアンケートや審査会での意見交換等とともに、オンライン審査・評価の効果的な活用など審査委員の負担軽減に向けた検討を行う。 - 引き続き、研究者の利便性向上を図りながら円滑な募集・交付業務等を実施するとともに、わかりやすい情報発信を行っていく。	科研費で雇用している研究スタッフの継続雇用など、極めて重要な改善であり特段に評価する。これまでは大学教員が最も忙しい1月、2月が審査期間にかかり審査委員の負担が大きかったが、審査期間が2か月ほど前倒しになり、審査員が余裕をもって期限内に審査を終えることが可能になった。 このほか、押印廃止、ペーパーレス化、様々な通知の電子化など、振興会の主導で時代に即した改革が行われていることも評価したい。 この中期目標・中期計画期間の業務は2年目（令和元(2019)年度）年度末に始まる新型コロナウイルス感染症の拡大に大きく影響されている。出張や出入国制限に始まり、在宅勤務など勤務形態の変容が求められるようになった。この影響が多大であったにも関わらず、通常と同等の質を保ったまま、すべての業務が遅滞することなく行われたことは、振興会職員の尽力の賜物であると推測する。研究者に配慮し、研究費使用や繰り越し申請などに取り組む最大限の緩和措置をとっている。特に重要と思われる3点を以下に記述しておく。 審査・評価のオンライン化：本来は対面合議制で行	的に示したものである。 審査結果通知の早期化と審査期間の早期化：令和3(2021)年度から一部種目の審査結果通知が2月末日に行われるようになった。これは、科研費で雇用している研究スタッフの継続雇用を遅滞なく進めることが可能となるなど、極めて重要な改善であり高く評価する。これまでは大学教員が最も忙しい1月、2月が審査期間にかかり審査委員の負担が大きかったが、審査期間が2か月ほど前倒しになり、審査委員が余裕をもって期限内に審査を終えることが可能になった。科研費で雇用している研究スタッフの継続雇用などの要請が高い特別推進研究など大型種目についても、2月末日審査結果通知の実現に向けたスケジュールを決定したことも高く評価する。さらに、令和4(2022)年度には早期化後、応募者、審査委員に対しアンケートを実施し、80%以上の賛意が示されたことは、研究者の要望に応えたものであることが裏付けられたものであり、振興会の早期化の英断を評価したい。 このほか、押印廃止、ペーパーレス化、様々な通知の電子化など、振興会の主導で時代に即した改革が行われていることも評価したい。さらに科研費審査システム改革2018から5年を経過した時点で、点検を実

	・「特別研究員奨励費」について、令和4(2022)年度以前に採択された継続研究課題を基金化し、令和5(2023)年度以降に採択する新規研究課題についても基金化に向けた規程整備や電子システム改修等の準備を遅滞なく実施した。 ＜使い勝手の向上について＞ ・平成31(2019)年度交付から、海外における研究滞在等による科研費の中断・再開制度を導入した。また、令和2(2020)年度交付から、合算使用の制限について、一定の要件の下で、科研費の直接経費同士の合算使用を設備等に限らず、広く可能とした。さらに、科研費で購入した図書の寄付については、研究上の支障がなくなる時までの寄付の留保を購入金額によらず可能とした。科研費で購入した設備等についても、補助事業者が所属する研究機関を異動する際に、当該設備等を移設して使用することを希望する場合、研究期間内に加えて、少なくとも研究期間終了後5年間は、科研費で購入した設備等を返還して移設させることとした。 ・「競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ」を踏まえ、令和2(2020)年度交付から、科研費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施を可能とし（専従義務緩和）、さらに令和3(2021)年度交付から、研究代表者及び研究分担者の研究以外の業務の代行に係る経費（パイアウト経費）の支出を可能とした。 ＜新研究種目の新設について＞ ・平成30(2018)年度公募から「海外学術調査」の研究対象・方法を一般化し、国際共同研究加速基金「国際共同研究強化(B)」を新設した。さらに、研究代表者が海外の研究機関等に直接出向いて研究を実施し、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化につなげるという趣旨を一層明確にするため、令和5(2023)年度公募より研究種目名を「海外連携研究」に変更した。 ・令和3(2021)年度公募から高い研究実績と国際ネットワークを有するトップレベル研究者が率いる優れた研究チームの国際共同研究を強力に推進するため、国際共同研究加速基金に創設された「国際先導研究」について、令和4(2022)年3月18日に公募を開始し、極めて短期間で事前の選考や海外レビュー、ヒアリング等の審査プロセスを完遂し、令和4(2022)年12月20日に環境整備のための経費を追加した上で交付内定通知を発出した。 ・令和元(2019)年度に新学術領域研究（研究領域提案型）を見直し、次代の学術の担い手となる研究者の参画を得つつ、多様な研究グループによる有機的な連携の下、様々な視点から、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導することなどを目的として創設された「学術変革領域研究（A・B）」の交付業務を実施した。 ＜通知電子化について＞ ・平成30(2018)年度交付から、交付申請書等の様式の提出に当たって、電子申請システム対応課題の紙媒体での様式提出を不要とした。令和2(2020)年10月から、「規制改革推進に関する答申」等を踏まえ、従来、電子申請システムを介さずに書面により提出を求めている書類について、押印を不要とするとともに、電子申請システムにおいて提出を受け付ける（令和2(2020)年度中はシステム未改修のためWeb入力フォームによる。）こととし、書面による提出を求めないこととした。さらに、令和3(2021)年度交付からは、従来、書面で各研究機関へ通知していた公文書や各種参考資料を含む交付決定通知全体を電子申請システムにおいて通知することとし、書面による通知は廃止した。	（各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である2-1については、外部有識者で構成する科学研究費委員会において応募・採択件数、審査の組織、方法、経過等について毎年度総括を行い、審査・評価の公正性・透明性が確保されていることが確認された。また、各年度の審査終了後に行う審査の検証においても、審査の中で利害関係や利益誘導が行われていないか等を確認しており、様々な形で審査・評価の公正性・透明性を確認できる仕組みを構築している点は高く評価できる。 ・評価指標である2-2については、中期目標に定められた水準にて交付処理を行うだけではなく、迅速かつ正確に約9万件の新規応募課題を処理していることや毎年の上乗率、審査、交付業務を行う傍ら、科研費の審査システムに係る不断の見直しや改善を図っている点は高く評価できる。加えて、多数寄せられていた研究者からの要望に応え、例年4月に交付内定とともに通知が行われていた基盤研究等の審査結果について、令和4(2022)年度公募から研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう、全研究種目の業務スケジュールを点検した上で公募・審査などを早期化し、2月の審査結果通知を実現したことは特に高く評価できる。 ・関連指標である2-Bについては第4期中期目標期間の平均は75.2%であった。今後も推移を確認しつつ、研究成果が一層生み出されるよう、引き続き制度改善を行っていくこととする。	う審査会の実施形態が、新型コロナウイルス感染症の影響で変更を迫られたが、通信環境の整備、1,000名を超える審査委員との接続テスト等入念な準備を行い、オンライン形式の審査業務に伴う諸課題への対応がなされた。円滑に遅滞なく審査・評価を進められたことを高く評価する。 各種書類の提出締め切り、の延長と申請手続きの簡素化：勤務形態の変容が求められている各研究機関や研究者の実態を勘案し、これらの特例的措置を令和2(2020)年度から採用している。勤務形態の変容が求められているのは振興会職員も同等であるにもかかわらず、事業計画の遅延が認められなかったことは、短期間でしかも質を保ったまま検証、とりまとめが行われたこと、すなわち振興会職員が過度な負担を負ったことを意味しており、特記すべきである。 ・膨大な件数の審査、評価、交付を滞りなく進めたことに加え、科研費制度の不断の見直しに取り組んでおり、審査システム改革の検証および科研費制度のさらなる改善に向け、科研費改革推進タスクフォースによる検討を継続して実施している。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・基盤研究などの種目において、令和3(2021)年度か	施していることも評価したい。 この中期目標・中期計画期間の業務は2年目（令和元(2019)年度）年度末に始まる新型コロナウイルス感染症の拡大に大きく影響されている。出張や出入国制限に始まり、在宅勤務など勤務形態の変容が求められるようになった。この影響が多岐にわたるにも関わらず、通常と同等の質を保ったまま、すべての業務が遅滞することなく行われたことは、振興会職員の尽力の賜物であると推測する。研究者に配慮し、研究費使用や繰り越し申請などに取り組む最大限の緩和措置をとっている。特に重要と思われる3点を以下に記述しておく。 ・審査・評価のオンライン化：本来は対面合議制で行う審査会の実施形態が、新型コロナウイルス感染症の影響で変更を迫られたが、通信環境の整備、1,000名を超える審査委員との接続テスト等入念な準備を行い、オンライン形式の審査業務に伴う諸課題への対応がなされた。円滑に遅滞なく審査・評価を進められたことを高く評価する。さらに、この経験を基礎とし、学術システム研究センターにおいて、科研費合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善

<重複制限等について> ・令和2(2020)年度公募から、若手研究者のより規模の大きな研究への挑戦を促進するため、「若手研究(2回目)」と「基盤研究(S)・(A)・(B)」との重複応募制限を緩和するとともに、「研究活動スタート支援」と他種目との重複受給制限を緩和。さらに、より幅広い研究者層の挑戦を促進するため、「挑戦的研究(開拓)」と「基盤研究(B)」との重複応募、受給制限を緩和。令和5(2023)年度公募からは、若手研究者のより規模の大きな研究への挑戦を促進するため、「若手研究(2回目)」と「挑戦的研究(開拓)」の重複応募・受給制限を緩和した。 ・自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を得た若手研究者である日本学術振興会特別研究員に対する国際的な研究活動とアカデミア採用前後の研究活動の継続・発展を後押しするため、特別研究員奨励費については、令和5(2023)年度継続課題及び令和5(2023)年度公募より「国際共同研究強化」への応募機会を拡大した。 <その他> ・令和3(2021)年12月から、科学研究費助成事業データベース(KAKEN)において、国際共同研究に関する情報検索を容易に行えるよう、検索機能の充実(詳細検索画面に国際共著論文、国名及び外国機関名の項目追加)を図った。 ・令和4(2022)年度から、科研費全体における「学術研究の国際化」を推進する仕組みの構築のため、審査委員候補者データベースに国際活動情報に係る項目の追加(国際性に留意した審査委員選考環境の充実)や、国際共同研究を実施する研究者と所属研究機関の連携強化についてのルール整備(補助条件及び機関使用ルールへの追加)といった取組を実施した。 ・学術システム研究センターにおいて、現状の分析、検証、改善を行い、合議審査の開催形式及び審査資料の電子化に向けた審査の改善方針を策定したほか、審査システム改革2018の点検等を行った。 ・研究者用ハンドブックについて、従来、PDFファイルのみの掲載としていたところ、電子化の推進の一環として、スマートフォンやタブレット端末等による閲覧を想定した操作性の向上のため、令和4(2022)年6月に電子ブック形式による掲載を行った。 ・科研費FAQについて、従来、PDFファイルのみの掲載としていたところ、50ページを超えるページ数であるなど利便性が低いことから、新たに専用のサイトを構築し、令和5(2023)年3月に公開した。 ②審査・評価の充実 (i) 審査業務 ・令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度助成分では、約9万件の膨大な応募研究課題を受け付け、そのうちヒアリング審査等を行う研究種目や審査時期が異なる研究種目を除く約7万5千件について、オンライン形式の審査会等により約5か月という短期間で優れた研究課題を選定し、研究者が研究を早期に開始できるようにした。 ・国際共同研究加速基金(国際先導研究)では、多段階にわたる審査プロセスを極めて短期間で完遂した。また、研究計画調書のカラー化や審査資料の電子化を試行するなど、審査業務においても改善を先導した。 ・研究計画調書の業績欄の見直しに合わせ、平成30(2018)年度より審査システムに	ら2月末日審査結果通知が可能となった。雇用の継続・非継続の通知は、1か月前までに行わなければならないという条件があるので、2月末日審査結果通知は極めて重要で、意義深い進歩である。科研費で雇用している研究スタッフの継続雇用などの要請は、特別推進研究など大型種目の方が高いと思われる。これらヒアリングを要する大型研究種目においても、2月末日審査結果通知の実現を望みたい。 ・審査結果通知の早期化は、研究者の強い要望に後押しされてのことであると認識している。今後も、研究者の要望を精査して取り入れ、よりよい科研費となるよう努めてほしい。 ・新型コロナウイルス感染症の影響の有無にかかわらず、振興会は科研費の使用に過度な制限をかけていない。にもかかわらず、研究費不正のニュースを聞くのは残念でならない。研究者は、科研費受給の際に、その使用ルールをよく理解し、研究費不正が廃絶されるよう努めてほしい。 ・オンラインによる面接審査・合議審査について検証を行い、ポストコロナにおいて、対面形式とオンライン形式が融合した、より優れた審査形態の案出に期待したい。 ・新型コロナウイルス感染症による勤務形態の変容に	方針を策定したことは、今後の審査の質の向上のために極めて重要であり、高く評価する。 ・各種書類の提出締め切りの延長と申請手続きの簡素化：勤務形態の変容が求められている各研究機関や研究者の実態を勘案し、これらの特例的措置を令和2(2020)年度から採用している。勤務形態の変容が求められているのは振興会職員も同様であるにもかかわらず、事業計画の遅延が認められなかったことは、短期間でしかも質を保ったまま検証、とりまとめが行われたこと、すなわち振興会職員が過度な負担を負ったことを意味しており、特記すべきである。 ・膨大な件数の審査、評価、交付を滞りなく進めると同時に、科研費制度の不断の見直しにも取り組んでいる。審査システム改革の検証および科研費制度のさらなる改善に向け、科研費改革推進タスクフォース及び学術システム研究センターによる検討が継続して実施されていることに敬意を表するとともに、今後に期待したい。 ・見込み評価で要望した特別推進研究などの大型種目の2月末日審査結果通知の実現に対し、検討を加え令和5(2023)年度申請からの実施決定は、本外部評価を真摯に受け止めた結果であると、高く評価する。

	researchmap 及び KAKEN との連携機能を設定することで、掲載情報を必要に応じて参照できるように、審査時の利便性が向上した。 ・平成 30(2018)年度助成にかかる審査より適用されている「審査区分表」について、審査部会から示された「基本的考え方」を踏まえ令和 3(2021)年度に学術システム研究センターを中心に、より公正な審査方法や各小区分(306 区分)の内容の例等について検討を行い、改定案を取りまとめた。また、同審査区分表の改訂に合わせて英語版の「審査区分表」についても改訂した。 ・平成 30(2018)年度は、審査委員 1 人あたりの審査件数の上限を低減し、審査委員の審査負担を軽減した。令和元(2019)年度は「若手研究者の大型種目への応募促進」等の検討を行い、最終的には学術システム研究センターとしてとりまとめ、文部科学省に報告。報告結果は、令和 2(2020)年度公募からの制度改善事項として採用され、重複制限の緩和など令和 2(2020)年度公募要領から適用された。 ・審査委員の選考に当たっては、学術システム研究センター研究員が審査委員候補者データベースを活用し、専門的見地から適切な審査委員を選考した。具体的には、学術システム研究センターの研究員によって、審査の公正性の観点から、利益誘導の有無や、審査規程(ルール)に基づいた審査の実施状況等についての検証を行い、前年度の検証の結果、利益誘導を行っている、あるいは審査規程(ルール)に基づかない審査を行ったと認められた審査委員については、当該結果を適切にデータベースに反映した上で選考を行った。 ・「科研費改革推進タスクフォース」を設置し、文部科学省からの要請に基づき、タスクフォースを中心として、科学研究費助成事業ワーキンググループや主任研究員会議において今後の課題点の把握、科研費制度の更なる改善検討を行い、以下のとおり、研究計画調書の様式見直しや研究種目毎の審査方法の改善に努めた。 ＞研究計画調書の様式について、平成 30(2018)年度は業績偏重主義からの脱却を目指して「研究業績」欄から「応募者の研究遂行能力」欄に見直した。また、令和 3(2021)年度は基盤研究及び若手研究について、応募者の重複感の軽減や審査委員の負担軽減を図るため「1 研究目的、研究方法など」及び「2 本研究の着想に至った経緯など」の統合などの見直しを実施し、令和 4(2022)年度助成に係る公募から適用した。 ＞挑戦的研究の審査委員の負担を大幅に軽減するため、令和 4(2022)年度助成分から挑戦的研究(萌芽)の審査方式を見直し、「2 段階書面審査」で行うこととし、審査システムを改修した。応募研究課題が種目の趣旨に合致しているかどうかを評価するため、令和 4(2022)年度助成分から評定要素を「A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素」と「B. 研究計画の内容に関する評定要素」に整理した。また、令和 5(2023)年度助成分からは、研究者からの要望を受け、事前の選考による審査結果(不採択)の通知を従来の審査結果通知(6 月下旬)よりも、4 か月早期化し 2 月下旬に行った。 ＞より公正な審査及び、今後の審査区分の更なる大括り化を目指す観点から、基盤研究(B)において、著しく応募件数の少ない状況にある一部の小区分については、他の小区分と合同で審査を行うこととし、令和 5(2023)年度助成に係る公募から適用した。 (ii) 評価業務 第 4 期中期目標期間中に、以下について業務を行った。		基づく研究の停滞や外国渡航制限による国際共同研究の停滞等に対し、研究期間の延長や研究費の次年度繰越手続きの簡素化などの配慮が継続されることが望まれる。 ＜その他事項＞ —	＜今後の課題・指摘事項＞ ・審査結果通知の早期化は、研究者の強い要望に後押しされてのことであると認識している。今後も、研究者の要望を精査して取り入れ、よりよい科研費となるよう努めることで、研究者からの信頼に応えてほしい。 ・科研費の使用に当たっては過度な制限をかけず、令和 2(2020)年度からは合算使用の制限も見直し、研究者にとって使い勝手がよくなるように制度が変わってきている。振興会のこのような配慮にもかかわらず、研究費不正は後を絶たない。研究費不正はいうまでもなく、科学への信頼を損なう行為だ。大学などの研究機関に対して、ルールを十分に理解して研究費を正しく使うための研修などを改めて徹底してほしい。 ・オンラインによる面接審査・合議審査について検証を行い、ポストコロナにおいて、対面形式とオンライン形式が融合した、より優れた審査形態の案出に期待したい。また、現在紙媒体で送付している審査資料についても、電子化を順次進めていただきたい。昨年度のこの要望に対しては、真摯な対応がなされており、感謝する。 ・新型コロナウイルス感染症による勤務形態の変容に基づく研究の停滞や外国渡

(研究進捗評価の実施)

- ・科学研究費委員会において、「特別推進研究」及び「基盤研究（Ｓ）」については、これまでの研究成果、研究組織の適切性、研究費の使用、研究目的の達成見込みといった当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、現地調査・ヒアリング・書面・合議による研究進捗評価、及び研究成果の検証を行った。

(中間評価・事後評価の実施)

- ・「特別推進研究」及び「基盤研究（Ｓ）」については、新たに中間評価・事後評価を導入し、平成30(2018)年度以降に採択された研究課題を対象に研究期間の中間年度に、書面及びヒアリング等による中間評価を実施した。また、研究終了翌年度に書面により事後評価を実施した。

●研究進捗評価・中間評価及び事後評価の実施状況

(第４期中期目標期間(H30(2018)～令和４(2022)年度)の実施実績)

部会名	研究種 目	研究進捗評価／中間・事後 評価の別の内容	実施課 題数
審査・評 価第一部 会	特 別 推 進 研 究	研究進捗評価（現地調査）	14 件
		研究進捗評価	40 件
		研究進捗評価（検証）	64 件
		中間評価	34 件
審査・評 価第二部 会	基 盤 研 究 （ S ）	研究進捗評価	249 件
		研究進捗評価（検証）	398 件
		中間評価	240 件
		事後評価	3 件
計			1,042 件

(評価結果の公開)

- ・評価結果は以下のとおりウェブサイトにおいて毎年度公開している。

●特別推進研究

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/25_tokusui/index.html

●基盤研究（Ｓ）

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/12_kiban/index.html

- ・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）とは、科研費の「特別推進研究」及び「基盤研究（Ｓ）」について行った評価結果を提供するなど、支援事業に係る情報共有を進めた。

③ 助成業務の円滑な実施

（ｉ）募集業務（公募）

- ・応募時の研究分担者承諾手続きについては紙媒体にて行っていたが、全ての研究種目において電子化することで研究者、研究機関の負担軽減に繋がった。

- ・平成 31(2019)年度より、若手研究者等が海外渡航によって研究を断念することなく、帰

航制限による国際共同研究の停滞等に対し、研究期間の延長や研究費の次年度繰越手続きの簡素化などの配慮が継続されることが望まれる。

- ・審査の電子化が進み、審査委員は、Web ブラウザ上で研究計画調書を閲覧できる機能が導入されている。また、学術システム研究センター研究者も、リモートでセンター業務を行うことが可能となっている。これらは、審査委員やセンター研究員の負担の軽減化により質の高い業務遂行が期待できるが、情報漏洩には格段の注意を払ってほしい。

<その他事項>

—

	国後の研究費を保障できるよう海外渡航時における科研費の中断・再開制度を導入した。 ・令和3(2021)年度には、国際共同研究加速基金「国際先導研究」の創設にあたり、審査スケジュールや審査体制等について学術システム研究センターの科研費WG等で集中的(4か月で8回程度)に検討を重ねた上で、令和3(2021)年12月24日に公募予告を行い、令和4(2022)年3月18日に公募を開始した。 (ii) 交付業務 ・科学研究費委員会等の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、研究費が速やかに活用できるよう、交付業務を迅速に行った。 ・ヒアリングを実施するなど研究種目にふさわしい審査を実施している特別推進研究や基盤研究(S)、事前の選考を行っている挑戦的研究(開拓・萌芽)、公募・審査の時期を別途設定している研究活動スタート支援等を除き、基盤研究、若手研究の不採択となった応募者のうち希望者に対し、おおよその順位、評定要素毎の平均点、不十分と評価された項目など書面審査等の結果について、令和4年度審査結果より4月に電子申請システムにおいて開示を行った。 ・行政手続における押印の見直しが政府から要請されたことを受け、令和2(2020)年度に他事業に先駆けて全ての提出書類について押印を廃止。加えて紙媒体での提出も求めないこととし、ペーパーレス化を顕著に進展させた。令和3(2021)年度には交付決定後の通知文についても電子申請システム上で配布する形式とし、紙面での通知を廃止するなど研究者および研究機関の事務負担を大幅に軽減した。 ・令和3(2021)年度には、KAKENにおいて国際共同研究に関する情報検索を容易に行えるよう国立情報学研究所とも協力し、国際共著論文を産出した研究課題の検索機能を追加するなど利用者の利便性向上に努めた。 (制度改善による弾力的な運用) ・科研費(補助金分)については、繰越手続により次年度に研究費を繰り越すことを可能としている。科研費(基金分)については、研究の進捗に合わせた研究費の前倒し使用や、事前の手続きなく補助事業期間内での研究費の次年度使用を可能としており、年度にとらわれない弾力的な運用を行っている。 ・科研費(基金分)について、前年度に延長をした課題については、新型コロナウイルス感染症の影響による再延長の申請を認めることとした。 ・科学研究費補助金に「調整金」の枠を設け、補助金分の対象研究種目において前倒し使用や繰越事由に該当しない研究課題について次年度使用を可能とし、研究等の進捗状況に応じて弾力的に経費の執行ができるようにしている。 ③ 研究成果の適切な把握 (i) 研究成果の把握・公表 ・終了した研究課題の研究実績の概要について、KAKENにより公開している。 ・科研費の研究開始時及び終了時における公開情報の充実について、交付申請書及び研究成果報告書の様式の見直しを実施し、科研費で実施される研究内容や得られた研究成果を、国民に対して分かりやすい形での情報提供に努めた。 (ii) 広報誌等			

	・科研費による研究成果を一般の方々にわかりやすく紹介する「科研費 研究成果トピックス」について、掲載原稿の様式と記入要領を提示した上で、掲載する原稿の選考・作成・校閲を研究機関に一部委ねることで、研究機関の広報と連携を図りつつ、さらに掲載に係る業務を停滞させることなく、掲載する原稿数を大幅に増やすことができた。科研費及びその研究成果の発信を充実させるため、掲載に当たっては、KAKEN の各研究者のページへのリンクを設けた。また、掲載した研究成果については、専用ホームページに掲載するとともに、検索性を向上するよう取り組んだ。 ・特別推進研究、学術変革領域研究（A・B）、基盤研究（S）の新規採択研究課題の研究概要を取りまとめた冊子「我が国における学術研究課題の最前線」を令和2（2020）年度まで作成し、科研費ホームページで公開するとともに、JST を含めた国内の主な研究機関に情報提供している。令和3（2021）年度（国際先導研究を令和4（2022）年度に追加）以降は、冊子の作成は廃止し、ユーザーのアクセシビリティ向上に資するよう、各研究種目のウェブサイトを見直し改善しており、「大型研究種目 採択課題情報」のページにまとめて掲載した。 ●我が国における学術研究課題の最前線 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/30_front/index.html ●大型研究種目 採択課題情報 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/30_lsrp/index.html ＜新型コロナウイルス感染症による影響と対策について＞ ・研究遂行が困難となった研究者や研究機関に向けた柔軟な対応を行い、緊急事態宣言下においても円滑に事業を行った。 ・令和2（2020）年度公募において、特別推進研究及び基盤研究（S）の合議審査の中断を余儀なくされたが、迅速かつ臨機応変に従来の集合形式からオンライン形式による合議審査方式に切り替え、経験・ノウハウが全くない中で着実に審査を実施した。 挑戦的研究（開拓・萌芽）の審査では書面審査実施後の令和2（2020）年4月16日に緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたことにより、集合形式での合議審査に代え、公正・公平な審査を迅速に実地し、速やかに交付業務を行うため、文部科学省及び科学技術・学術審議会との協議により「基盤研究（B・C）」等の審査方式である「二段階書面審査」の仕組みを活用し、同一の審査委員に相互の評点・コメントを確認した上で再度評価する2段階の書面審査によって採択候補研究課題を選定した。 ・令和3（2021）年度以降の公募においても、新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない状況を踏まえて、合議審査を採用する種目（特別推進研究、基盤研究（S）、基盤研究（A）、挑戦的研究、国際共同研究強化（A）及び帰国発展研究）全てについてオンライン形式による合議審査を実施している。 ・合議審査当日の円滑な進行を確保するため、1,000名を超える審査委員に対して事前にオンライン接続テストを実施し、大きなトラブルを生じさせることなく、全ての審査会を完了した。 ・令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大を事由とする研究課題の繰越や補助事業期間延長の申請期限の延長、繰越申請書の様式簡略化、延長済みの補助事業期間の再延長を認める等、研究費を効率的に使用できるよう柔軟に対応した。また、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度にかけて同様に柔軟な対応を実施した。			

	令和3(2021)年度への繰越申請：約7,500件（対前年度 約2.0倍） うち、新型コロナウイルス感染症拡大を事由とする申請数：約6,800件 令和3(2021)年度への補助事業期間延長承認申請：約9,900件（対前年度 約1.6倍） 新型コロナウイルス感染症拡大を事由とする補助事業期間の再延長申請数：約3,400件（前年度延長した課題の約5割） 令和4(2022)年度への補助事業期間延長承認申請：約11,000件（対前年度 約1.1倍） 新型コロナウイルス感染症拡大を事由とする補助事業期間の再延長申請数：約5,300件（前年度延長した課題の約5割） 新型コロナウイルス感染症拡大を事由とする補助事業期間の再々延長申請数：約1,900件（前年度延長した課題の約6割） ・応募や繰越、実績報告書等の書類、提出期限延長等の特例措置を実施 ・臨時問い合わせフォームを振興会ウェブサイト開設 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う問い合わせの回答（FAQ）を公開し、随時更新			
<主な定量的指標> 【関連指標】 2-C 二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合 2-D 事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合 <その他の指標> 【評価指標】 2-3 国際共同	<主要な業務実績> （中期計画に対する対応の概要） ・学術システム研究センターの意見も聴取しつつ「日本学術振興会第4期中期計画に係る国際戦略」を令和元(2019)年5月10日付で策定し、原則として同戦略を基に国際交流事業を積極的に推進している。 ・具体的には、諸外国の学術振興機関のニーズ、又は新興国等の新たなニーズに対応し、申請数の少ない研究者交流の見直しを行い、より需要の高い相手国との共同研究を、覚書の改正や交流枠の拡充などにより充実させる等、事業の見直しを図った。特に日独共同大学院プログラムでは、ドイツ研究振興協会（DFG）と連携して令和3(2021)年度に事業内容を見直した。 ・海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究を推進した。申請・審査過程の効率化・国際化を図るため複数の相手国学術振興機関と協議し、特に英国及びドイツとはリードエージェンシー方式を導入したプログラムを実施した（英国、ドイツ共平成30(2018)年度に導入）。また、スイスとはリードエージェンシー方式による審査を導入した国際共同研究事業の令和4(2022)年度実施に向けた募集要項について合意に至った。 ・先端研究分野における世界的水準の研究交流拠点の形成やアジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究交流拠点の形成を推進した。 ■国際共同研究加速基金 ・国際共同研究強化（B）については、令和元(2019)年度審査より2段階書面審査で行うこととし、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」に基づき、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の一部を改正したほか、評定要素の内容等を変更するなど、研究種目の特性に応じ、適切に審査を行う仕組みを整備した。 ・帰国発展研究について、令和2(2020)年度公募より、「ポストドクター」という身分であっても、種目の趣旨に合致する場合には応募可能とした。 ・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））について、応募資格の年齢制限を「36歳以上45歳以下」から「45歳以下」に改め、年齢の下限を撤廃した。	（2）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 補助評定：a <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていることから、評定をaとする。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、弾力的な運用を実施し、学術国際交流が停滞しないよう研究者のニーズに配慮した支援を行ったことは着実に業務を実施したと評価できる。 ・諸外国の学術振興機関との協定等に基づき実施する事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関とも協議が円滑に進むよう努め、とりわけ国際共同研究事業について、本会がリードエージェンシーとなり遅滞なく新規課題を採択したことは、高く評価できる。 ・国際共同研究加速基金については、評定要素の内容等を変更したことで、研究種目の目的・性格に応じた審査をより効果的に行うことが可能となった。	（2）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 補助評定：a <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると見込まれることから、評定をaとする。 ・「日本学術振興会第4期中期計画に係る国際戦略」を令和元(2019)年5月10日付で策定し、同戦略に基づき国際交流事業を推進している。諸外国の学術振興機関のニーズ、あるいは新興国等の新たなニーズに対応し、より需要の高い相手国との共同研究を、覚書の改正や交流枠の拡充など事業の見直しを図っていることは、国際交流事業の効果を高めるうえでも重要な取組であり、評価できる。 ・今中期目標・中期計画期間の2年目から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴	（2）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進 補助評定：a <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていると言えることから評定をaとする。 ・「日本学術振興会第4期中期計画に係る国際戦略」を令和元(2019)年5月10日付で策定し、同戦略に基づき国際交流事業を推進している。諸外国の学術振興機関のニーズ、あるいは新興国等の新たなニーズに対応し、より需要の高い相手国との共同研究を、覚書の改正や交流枠の拡充など事業の見直しを図っていることは、国際交流事業の効果を高めるうえでも重要な取組であり、評価できる。 ・今中期目標・中期計画期間の2年目から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外国渡航の制限、勤務

2-D 国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成25～28年度の評価において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：84%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

※研究者交流（受入）は令和4（2022）年度をもって終了

平成30(2018)年度実施分	申請件数	採択数	採択率
共同研究・セミナー	1,101 件	216 件	19.6%
研究者交流派遣	12 件	3 人	25.0%
令和元(2019)年度実施分	申請件数	採択数	採択率
共同研究・セミナー	1,044 件	203 件	19.4%
研究者交流派遣	12 件	2 人	16.7%
令和2(2020)年度実施分	申請件数	採択数	採択率
共同研究・セミナー	1,117 件	195 件	17.5%
研究者交流派遣	8 件	3 人	37.5%
令和3(2021)年度実施分	申請件数	採択数	採択率
共同研究・セミナー	861 件	170 件	19.7%
研究者交流派遣	11 件	2 人	18.2%
令和4(2022)年度実施分	申請件数	採択数	採択率
共同研究・セミナー	734 件	150 件	20.4%
研究者交流派遣	14 件	3 人	21.4%

●オープンパートナーシップ共同研究・セミナー

平成 30(2018)年度			
共同研究・セミナー			97 件
派遣交流総数	450 人	受入交流総人数	84 人
令和元(2019)年度			

・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、交流会の代替手段として、ウェブサイト上で過去開催時の意見交換の内容等を紹介するとともに、「JSPS Researchers Network (JSPS-Net)」への登録を促すことにより、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を積極的に図っている。

・研究拠点形成事業「A. 先端拠点形成型」が対象とする国際的に競争の激しい先端研究分野において、米英独仏等の先進諸国 39 개국・地域との間で交流を実施し、日本と複数の先進諸国との多国間交流の枠組みによる共同研究・セミナー・研究者交流を行っている。当事業の事後評価においては、目標水準を上回る 90% の研究交流課題において想定通りまたは想定以上との評価を得ており、先端研究分野における研究交流拠点の構築や若手研究者の育成を図る観点から評価できる。

第4期において英国研究・イノベーション機構（UKRI）、ドイツ研究振興協会（DFG）、スイス国立科学財団（SNSF）、及び中国国家自然科学基金委員会（NSFC）と新たなプログラムの実施に向けてそれぞれ協議し、合意に至ったことは、相手国の学術振興機関との相互理解と協力関係が一層強固になったと高く評価する。また、英国 UKRI、ドイツ DFG、スイス SNSF とは、リードエージェンシー方式を導入したプログラムの実施に向け協議し、募集要項の合意に至った。特に令和3（2021）年度に実施した英国 UKRI とのプログラムでは、日本学術振興会がリードエージェンシーとなり、主体的に公募、書面審査、合同合議審査を実施し、遅滞なく新規課題を採択した。また、ドイツ DFG とのプログラムでは、平成30（2018）年度にドイツ DFG がリードエージェンシーとして新規課題9件を採択し、令和4（2022）年度には振興会がリードエージェンシーとして審査に当たることになっている。これらは、これまでの相手国の学術振興機関との緻密な協議、試験的運用の成果が活かされたものであり、日本学術振興会の国際化に寄与する成果として特筆される。

合意に至ったことは、相手国の学術振興機関との相互理解と協力関係が一層強固になったと高く評価する。また、英国 UKRI、ドイツ DFG、スイス SNSF とは、リードエージェンシー方式を導入したプログラムを開始し、計 5 回の公募を実施している。特に英国 UKRI やドイツ DFG とのプログラムでは、日本学術振興会がリードエージェンシーとなり、主体的に公募、書面審査、合同合議審査を実施し、遅滞なく新規課題を採択した。これらは、これまでの相手国の学術振興機関との緻密な協議、試験的運用の成果が活かされたものであり、日本学術振興会の国際化に寄与する成果として特筆される。

＜今後の課題・指摘事項＞

- ・様々な国際共同研究プログラムにおいて、リードエージェンシー方式の審査が

	共同研究・セミナー				95 件
	派遣交流総数	374 人	受入交流総人数		105 人
	令和 2 (2020) 年度				
	共同研究・セミナー・セミナー (大学間連携)				99 件
	派遣交流総数	0 人	受入交流総人数		1 人
	令和 3 (2021) 年度				
	共同研究・セミナー・セミナー (大学間連携)				96 件
	派遣交流総数	16 人	受入交流総人数		18 人
	令和 4 (2022) 年度				
	共同研究・セミナー・セミナー (大学間連携)				100 件
	派遣交流総数	806 人	受入交流総人数		101 人
	●オープンパートナーシップ申請・採択実績				
	平成 30 (2018) 年度実施	申請件数	採択数	採択率	
	共同研究・セミナー	237 件	51 件	21.5%	
	上記採択数のうち、平成 30 (2018) 年度に実施した協定等を締結していない国との交流は 25 か国・42 件であり、研究現場からの多様な国との交流ニーズに幅広く対応できた。				
	令和元 (2019) 年度実施	申請件数	採択数	採択率	
	共同研究・セミナー	220 件	45 件	20.5%	
	上記採択数のうち、令和元 (2019) 年度に実施した協定等を締結していない国との交流は 21 か国・37 件であり、研究現場からの多様な国との交流ニーズに幅広く対応できた。				
	令和 2 (2020) 年度実施	申請件数	採択数	採択率	
	共同研究・セミナー・セミナー (大学間連携)	288 件	52 件	18.1%	
	上記採択数のうち、令和 2 (2020) 年度に支援した協定等を締結していない国との交流は 27 か国・44 件であり、研究現場からの多様な国との交流ニーズに幅広く対応できた。				
	令和 3 (2021) 年度実施	申請件数	採択数	採択率	
	共同研究・セミナー・セミナー (大学間連携)	199 件	52 件	26.1%	
	上記採択数のうち、令和 3 (2021) 年度に支援した協定等を締結していない国との交流は 22 か国・37 件であり、研究現場からの多様な国との交流ニーズに幅広く対応できた。				
	令和 4 (2022) 年度実施	申請件数	採択数	採択率	
	共同研究・セミナー・セミナー (大学間連携)	172 件	53 件	30.8%	
	上記採択数のうち、令和 4 (2022) 年度に支援した協定等を締結していない国との交流は 29 か国・46 件であり、研究現場からの多様な国との交流ニーズに幅広く対応できた。				
の推進や若手研究者の育成等に寄与していると評価できる。					
<課題と対応>					
・引き続き、諸外国の学術振興機関との協力の下、国際的な共同研究など国を超えた優れた学術研究への支援を行っていく					
(各評価指標等に対する自己評価)					
・評価指標である 2－3 について、国際共同研究事業で、複数の相手国学術振興機関とリードエージェンシー方式を導入したプログラムを開始するとともに、英国 UKRI 及びドイツ DFG とのプログラムでは、本会がリードエージェンシーとして、主体的に公募、審査、採択したことは高く評価できる。					
・関連指標 2－C について、前期中期目標期間を上回る 78% の課題で発展的な成果を出したと研究者自身が評価したことは着実に業務を実施したと評価できる。					
・関連指標 2－D について、新型コロナウイルス感染症の影響により、事後評価を実施できない課題があったが、87.4% の課題で想定どおりあるいはそれ以上の成果を上げていることは着実に業務を実施したと評価できる。					
制限を「36 歳以上 45 歳以下」から「45 歳以下」に改め、年齢の下限を撤廃したことや、帰国発展研究について、令和 2 (2020) 年度公募より、「ポストドクター」という身分であっても、種目の趣旨に合致する場合には応募可能としたことは、若手研究者の研究機会を増やしその活躍を後押しするものであり、高く評価する。					
<今後の課題・指摘事項>					
・様々な国際共同研究プログラムにおいて、リードエージェンシー方式の審査が多くの国の学術振興機関との間で実施されるようになることを期待したい。					
・対面形式による研究者間の情報交換や共同研究の遂行が中断している現状は、若手研究者の国際的感性を涵養する重要な機会が奪われていることでもある。ポストコロナに向けて、これまでのパンデミック時期が「失われた時間」とならないような新たな若手育成プログラムの立案を開始してほしい。					
・若手研究者の活性化、国際化を促す「対策」を立案し、我が国の研究活動の発展を図ってほしい。ここで重要なことは、活性化や国際化の促進はあくまで若手研究者の自主的な考え、自由な発想に任せることで、「対策」ではそれを支援する立場に徹することが必要とされる。					
多くの国の学術振興機関との間で実施されるようになることを期待したい。					
・対面形式による研究者間の情報交換や共同研究の遂行が中断している現状は、若手研究者の国際的感性を涵養する重要な機会が奪われていることでもある。ポストコロナに向けて、これまでのパンデミック時期が「失われた時間」とならないような新たな若手育成プログラムの立案を開始してほしい。					
・若手研究者の活性化、国際化を促す「対策」を立案し、我が国の研究活動の発展を図ってほしい。ここで重要なことは、活性化や国際化の促進はあくまで若手研究者の自主的な考え、自由な発想に任せることで、「対策」ではそれを支援する立場に徹することが必要とされる。					
・国際的な共同事業の推進					

●オープンパートナーシップ採択内訳（交流相手国・地域）

平成 30(2018) 年度	共同研究	セミナー	
協定等に基づく交流の募集を平成 30(2018) 年度実施していない国 (共同研究:22 か国・37 件、セミナー:5 か国・5 件)	カザフスタン、カンボジア、スリランカ、ネパール、ブータン、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、台湾、ガーナ、オーストラリア、アイスランド、オランダ、スイス、スペイン、ノルウェー、フィンランド、ベラルーシ、アラブ首長国連邦、ボリビア、ホンジュラス、米国	インドネシア、台湾、英国、カナダ、米国	
協定等に基づく交流の募集を平成 30(2018) 年度実施している国 (共同研究:6 か国・9 件)	シンガポール、中国、イタリア、ドイツ、英国、ブラジル		
令和元(2019) 年度	共同研究	セミナー	
協定等を締結していない国 (共同研究:20 か国・33 件、セミナー:4 か国・4 件)	カンボジア、マレーシア、ミャンマー、台湾、ガーナ、カメルーン、タンザニア、オーストラリア、オランダ、スイス、スペイン、セルビア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、エクアドル、ボリビア、メキシコ、カナダ、米国	オーストラリア、スイス、英国、米国	
協定等を締結している国(共同研究:5 か国・7 件、セミナー:1 か国・1 件)	バングラデシュ、ベトナム、イタリア、スロベニア、英国	中国	
令和2(2020) 年	共同研究	セミナー	セミナー

・国際的な共同事業の推進はコロナ禍で相当困難であったと思われる。このように世界中が新型コロナウイルス感染症で困難に直面している時期にこそ、海外の学術振興機関との連携を今後も強化し、国際的な人的つながりを強めることができる好機でもある。

<その他事項>
—

はコロナ禍で相当困難であったと思われる。このように世界中が新型コロナウイルス感染症で困難に直面している時期に培った海外の学術振興機関との連携を今後も強化し、国際的な人的つながりを強めてほしい。
・策定された国際戦略に基づき、申請数の少ない研究者交流の見直しを行い、より需要の高い相手国との共同研究を、覚書の改正や交流枠の拡充などにより充実させる等、事業の見直しを行っていることは理解できるが、申請数が少ないことは、必ずしも当該国との交流が不要ということではないだろう。可能な限り、多様な国・地域との交流を振興会が支援することが望まれる。

<その他事項>
—

度			(大学間連携)				
協定等を締結していない国 (共同研究:22 か国・36 件、セミナー:4 か国・5 件、セミナー (大学間連携):3 か国・3 件)	スリランカ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、台湾、ザンビア、オーストラリア、アイスランド、ウクライナ、オランダ、キルギス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ルーマニア、コロンビア、チリ、メキシコ、カナダ、米国	スロベニア、ノルウェー、カナダ、米国	台湾、スイス、スウェーデン				
協定等を締結している国(共同研究:5 か国・6 件、セミナー (大学間連携):2 か国・2 件)	インド、インドネシア、中国、フランス、英国		中国、フランス				
令和 3 (2021) 年度	共同研究	セミナー	セミナー (大学間連携)				
協定等を締結していない国 (共同研究:20 か国・32 件、セミナー:4 か国・4 件)、セミナー (大学間連携):1 か国・1 件)	カンボジア、バングラデシュ、マレーシア、モンゴル、台湾、ザンビア、タンザニア、オーストラリア、イタリア、ウズベキスタン、オーストリア、オランダ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、ノルウェー、アラブ首長国連邦、米国	ネパール、オーストラリア、スロバキア、米国	タイ				
協定等を締結している国(共同研究:9 か国・13 件、セミナー:1 か国・1 件)	インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、中国、チェコ、ドイツ、フランス、英国	ドイツ					
令和 4 (2022) 年	共同研究	セミナー	セミナー				

		度			(大学間連携)				
		協定等を締結していない国 (共同研究:28 か国・41 件、セミナー：4 か国・4 件)、セミナー(大学間連携)：1 か国・1 件)	スリランカ、マレーシア、モンゴル、台湾、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ケニア、オーストラリア、イタリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、フィンランド、ルーマニア、ロシア、イラク、イラン、ヨルダン、エクアドル、パラグアイ、ブラジル、ペルー、カナダ、米国	台湾、ギリシャ、カナダ、米国	台湾				
		協定等を締結している国(共同研究:4 か国・6 件、セミナー：1 か国・1 件)	ベトナム、ドイツ、フランス、ベルギー	ドイツ					

●新型コロナウイルス感染症への対応

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議についても円滑に進むよう努め、新規課題を採択した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題では、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用したセミナーの開催などにより、交流を推進した。渡航を要とする計画を含む課題は特例措置により、委託期間を延長した。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用)

- ・令和元(2019)年度から令和4(2022)年度は、オンライン等を介した交流等の実施に必要な設備・備品に係る経費を支出可能とするとともに、委託費の50%以上を旅費に使用するという条件を免除した。
- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により委託期間を翌年度に延長可能とした。

令和2(2020)年度延長件数：共同研究 331 件 セミナー42 件 計 373 件
令和3(2021)年度延長件数：共同研究 308 件 セミナー20 件 計 328 件
令和4(2022)年度延長件数：共同研究 114 件 セミナー2 件 計 116 件

- ・なお、令和元(2019)年度については緊急措置として、セミナー4件について、委託期間を1か月程度延長、また事業終了後の報告書類の提出期限を延長した。

■日独共同大学院プログラム

・ドイツ研究振興協会（DFG）と連携して行う日独共同大学院プログラムを実施した。

平成 30(2018)年度実施件数：継続 2 件

令和元(2019)年度実施件数：新規 1 件、継続 1 件

令和 2 (2020)年度実施件数：継続 2 件

令和 3 (2021)年度実施件数：継続 2 件

令和 4 (2022)年度実施件数：継続 1 件

・中間評価と事後評価を実施した。

平成 30(2018)年度実施分

<中間評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
平成 28(2016)年度 採択課題 1 件	B：想定どおりの成果をあげつつあり、現行の努力を継続することによって目標の達成が概ね期待できる。

※評価は A～D の 4 段階で実施

<事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
平成 24(2012)年度 採択課題 1 件	C：当初の目標はある程度達成された。
平成 26(2014)年度 採択課題 1 件	B：当初の目標は想定どおり達成された。

※評価は A～D の 4 段階で実施

令和元(2019)年度実施分

<事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
平成 27(2015)年度 採択課題 1 件	A：意義があった

※評価は S～C の 4 段階で実施

令和 4 (2022)年度実施分

<中間評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
令和元(2019)年度 採択課題 1 件	A：想定どおりの意義をあげつつあり、現行の努力を継続することによって目標の達成が概ね期待できる

※評価は S～C の 4 段階で実施

<事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
平成 28(2016)年度 採択課題 1 件	A：意義があった

※評価は S～C の 4 段階で実施

評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-jg_externship/08_hyouka.html

・新型コロナウイルス感染症の影響がある中、ドイツ DFG と連携して事業内容の見直しに向けた協議が円滑に進むように努め、令和 3 (2021)年 9 月に改正覚書 (MoC) を締結すると

ともに、改正覚書に基づき、次回の実施に向け遅滞なく募集を開始した。

- ・令和4(2022)年度には、ドイツ DFG と連携し、ドイツ DFG が実施する予備審査に係るレビュー2名を選定した。

●新型コロナウイルス感染症への対応

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用)

- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により委託契約を翌年度に延長可能とした。

(令和2(2020)年度申請件数：2件、令和3(2021)年度申請件数：1件、令和4(2022)年度申請件数：0件)

【国際的な共同研究の推進】

■国際共同研究事業

●欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム (ORA プログラム)

- ・欧州等4か国の学術振興機関(フランス国立研究機構(ANR)、ドイツ研究振興協会(DFG)、英国社会科学研究会議(ESRC)、オランダ科学研究機構(NWO)(令和2(2020)年度募集よりオランダ NWO に代えて、カナダ社会・人文科学研究会議(SSHRC)が参画)との連携により、社会科学分野における多国間国際共同研究事業を実施した。

平成30(2018)年度支援件数：新規3件、継続2件

令和元(2019)年度支援件数：継続3件

令和2(2020)年度支援件数：新規1件、継続3件

令和3(2021)年度支援件数：継続4件

令和4(2022)年度支援件数：新規1件、継続4件

- ・事後評価を実施した。

令和元(2019)年度実施分

<事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
2件	A：意義があった／2課題

※評価はS～Cの4段階で実施

事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-bottom/06_f_jigohyouka.html

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が著しい地域の相手国機関との協議が円滑に進むよう努め、遅滞なく公募、書面審査及び合議審査を行った。

(参考) 平成30(2018)年度公募実施 対象分野：社会科学 申請件数：12件 採択件数：3件

令和2(2020)年度公募実施 対象分野：社会科学 申請件数：2件 採択件数：1件

令和4(2022)年度公募実施 対象分野：社会科学 申請件数：20件 採択件数：1件

●国際共同研究教育パートナーシッププログラム (PIRE プログラム)

- ・米国国立科学財団 NSF と連携して行う国際共同研究事業を実施した。

平成30(2018)年度支援件数：継続2件

令和元(2019)年度支援件数：継続2件

令和2(2020)年度支援件数：継続2件

令和3(2021)年度支援件数：継続1件
 令和4(2022)年度支援件数：新規2件
 （参考）平成27(2015)年度公募実施 対象分野：人文学、社会科学及び自然科学にわたる
 全分野 申請件数：7件 採択件数：2件
 令和4(2022)年度募集実施 対象分野：気候変動、クリーンエネルギー 申請件数：2件
 採択件数：2件
 ・事後評価を実施した。

令和3(2021)年度実施分
 <事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
1件	A：意義があった

※評価はS～Cの4段階で実施
 令和4(2022)年度実施分
 <事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
1件	A：意義があった

※評価はS～Cの4段階で実施
 事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-bottom/06_c_jigohyouka.html

●スイスとの国際共同研究プログラム（JRPCs）
 ・スイス国立科学財団（SNSF）と連携して行う国際共同研究事業を実施した。

平成30(2018)年度支援件数：継続4件
 令和元(2019)年度支援件数：新規8件、継続4件
 令和2(2020)年度支援件数：継続8件
 令和3(2021)年度支援件数：継続8件
 令和4(2022)年度支援件数：新規10件、継続8件
 （参考）平成28(2016)年度公募実施 対象分野：人文学、社会科学、生物学、医歯薬学 申請件数：38件 採択件数：4件
 令和元(2019)年度公募実施 対象分野：数物系科学、化学、工学系科学、情報学、農学・環境学 申請件数：21件 採択件数：8件
 令和4(2022)年度公募実施 対象分野：未来社会のデザイン（全分野） 申請件数：67件 採択件数：10件
 ・事後評価を実施した。

令和2(2020)年度実施分
 <事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
4件	A：意義があった／2課題 B：ある程度意義があった／2課題

※評価はS～Cの4段階で実施
 事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-bottom/06_g_jigohyouka.html
 ・令和元(2019)年度採択に向けて、SNSFが実施した予備審査を通過した申請について日本側の書面審査及び日スイス合同合議を実施した。
 ・新型コロナウイルス感染症の影響がある中、相手国期間との協議が円滑に進むよう努め、

令和4(2022)年度実施に向け、遅滞なく公募を開始するとともに、スイス SNSF がリードエージェンシーとなり、67 件の応募から 10 件を採択した。

●国際化学研究協力事業（ICC プログラム）

・米国国立科学財団（NSF）と連携して行った国際共同研究事業の平成 26 年度採択課題の終了を受けて、平成 30(2018)年度に事後評価を実施した。

<事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
2 件	A：当初設定された研究計画の達成度は想定以上であった。／1 課題 B：当初設定された研究計画は概ね達成された。／1 課題

※評価は A～D の 4 段階で実施

事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-bottom/06_a_jigohyouka.html

●ドイツとの国際共同研究プログラム（JRP-LEAD with DFG）

・ドイツ研究振興協会（DFG）と連携して、リードエージェンシー方式による審査を導入した国際共同研究事業を実施した。

平成 30(2018)年度支援件数：新規 9 件

令和元(2019)年度支援件数：継続 9 件

令和 2(2020)年度支援件数：継続 9 件

令和 3(2021)年度支援件数：継続 9 件

令和 4(2022)年度支援件数：新規 8 件、継続 5 件

（参考）平成 30(2018)年度公募実施 対象分野：地球科学 申請件数：25 件 採択件数：9 件

令和 4(2022)年度公募実施 対象分野：エネルギー貯蔵・変換・輸送のための材料科学／工学 申請件数：43 件 採択件数：8 件

・事後評価を実施した。

令和 4(2022)年度実施分

<事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
4	A：意義があった／4 課題

※評価は S～C の 4 段階で実施

事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-bottom/06_h_jigohyouka.html

・ドイツ DFG との間でリードエージェンシー方式による審査スキームの導入にあたり、国際事業委員会に新たに専門委員を設置し専門分野別の合同合議審査の実施に向けた準備を行ったほか、学術システム研究センターの協力を得て専門委員の選考を行った。

・平成 30(2018)年度に、リードエージェンシー方式による審査を導入したプログラムの公募を行い、25 件の応募から 9 件を採択した。なお、ドイツ DFG 側のリードの下、書面審査はドイツ側のみで行い、合議審査は日独双方の審査委員により合同で実施した。

・令和 4(2022)年度の実施に向け、本会がリードエージェンシーとなり、新たに公募を行い、書面審査を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、オンラ

インを介した日独合同合議審査が円滑に進むよう努め、43 件の応募から遅滞なく 8 件を採択した。

●英国との国際共同研究プログラム（JRP-LEAD with UKRI）

・英国研究・イノベーション機構（UKRI）と連携して、リードエージェンシー方式による審査を導入した国際共同研究事業を実施した。

平成 30(2018)年度支援件数：新規 10 件

令和元(2019)年度支援件数：継続 10 件

令和 2(2020)年度支援件数：継続 10 件

令和 3(2021)年度支援件数：新規 10 件、継続 10 件

令和 4(2022)年度支援件数：継続 16 件

（参考）平成 30(2018)年度公募実施 対象分野：生命科学、環境科学 申請件数：169 件 採択件数：10 件

令和 3(2021)年度公募実施 対象分野：社会科学、芸術、人文学 申請件数：166 件 採択件数：10 件

・事後評価を実施した。

令和 4(2022)年度実施分

<事後評価の実施・公表実績>

実施課題数	評価結果
4	A：意義があった／4 課題

※評価は S～C の 4 段階で実施

事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-bottom/06_i_jigohyouka.html

・英国 UKRI との間でリードエージェンシー方式による審査スキームの導入にあたり、国際事業委員会に新たに専門委員を設置し専門分野別の合同合議審査の実施に向けた準備を行ったほか、学術システム研究センターの協力を得て専門委員の選考を行った。

・平成 30(2018)年度に、リードエージェンシー方式による審査を導入したプログラムの公募を行い、169 件の応募から 10 件を採択した。なお、審査については英国 UKRI のリードの下、書面審査及び合議審査とも日英双方の審査委員による審査を実施した。

・令和 3(2021)年度の実施に向け、本会がリードエージェンシーとなり、新たに公募を行い、書面審査を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、オンラインを介した日英合同合議審査が円滑に進むよう努め、166 件の応募から遅滞なく 10 件を採択した。

●中国との国際共同研究プログラム（JRP with NSFC）

・中国国家自然科学基金委員会（NSFC）と連携して行う国際共同研究事業を実施した。

令和元(2019)年度支援件数：新規 4 件

令和 2(2020)年度支援件数：継続 4 件

令和 3(2021)年度支援件数：継続 4 件

令和 4(2022)年度支援件数：継続 4 件

（参考）令和元(2019)年度公募実施 対象分野：サステイナブル・レメディエーション 申請件数：35 件 採択件数：4 件

・令和元(2019)年度の実施に向け、中国 NSFC と連携して、公募を新たに行い、書面審査及び合議審査を実施し、NSFC との協議により 35 件の応募から 4 件採択した。

●新型コロナウイルス感染症への対応

・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題では、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用した研究発表などにより、研究を推進した。渡航を要とする計画を含む課題は特例措置を利用し、委託期間を延長した。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用)

・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により委託契約を翌年度に延長可能とした。

(令和 2 (2020) 年度申請件数 : 22 件)

(令和 3 (2021) 年度申請件数 : 14 件)

・令和 3 (2021) 年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響の低減及び円滑な事業実施の観点から、複数年度の委託契約を締結し、研究費の年度間繰越を認め、委託期間の延長も可能とすることにより、研究の進捗状況に応じて研究費を執行できる弾力的な経費執行の促進に努めた。

・令和 2 (2020) 年度については緊急措置として、事業終了後の報告書類の提出期限について、4 月末日であったところ、受託機関からの申し出により、1 か月程度延長した。

【研究交流拠点の形成支援】

■ 研究拠点形成事業

(A. 先端拠点形成型)

・平成 30(2018)年度から令和 4 (2022) 年度にかけ、先端的かつ国際的に重要な研究課題について、米英独仏等の 39 の国・地域との間でのべ 25 機関 71 課題を実施し、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで共同研究・セミナー・研究者交流を行った。

・また、各課題において、大学院生を含む若手研究者の海外発表やセミナーの実施等、若手研究者の育成プログラムを実施した。

・先端的な分野において、各国の強みを生かした研究交流を推進し学術的な成果を創出するとともに、研究を進める上のネットワークを確立した。例えば、EU のプロジェクトと連携しつつ本事業を通じて研究交流・若手研究者の育成を推進し、国際研究ネットワークの強化・拡大や外国出版社からの本事業成果を含む専門書の出版につなげた。

●中間評価の実施・公表実績

令和 4 (2022) 年度までに行った中間評価 34 件のうち、30 件で想定通り、または想定以上の評価を得た。

	実施課題数	評価結果 (平成 30(2018)年度以前採択課題／平成 31(2019)年度以降採択課題)
中間評価	34	A/S : 想定以上の成果をあげつつあり、当初の目標の達成が大いに期待できる／6 課題 B/A : 想定どおりの成果をあげつつあり、現行の努力を継続することによって目標の達

成が概ね期待できる／24 課題
C/B : ある程度の成果をあげつつあるが、目標達成のためには一層の努力が必要である
／ 4 課題

※評価は、平成 30(2018)年度採択課題まではA～Dの4段階で実施し、平成 31(2019)年度採択課題からはS～Cの4段階で実施

中間評価結果：

https://www.jsps.go.jp/j-c2c/hyouka_a.html

●事後評価の実施・公表実績

令和 4 (2022)年度までに行った事後評価 31 件のうち、28 件で想定通り、または想定以上の評価を得た。

	実施課題数	評価結果（平成 27(2015)年度以前採択課題／平成 28(2016)年度以降採択課題）
事後評価	31	A/S : 想定以上の成果をあげており、当初の目標は達成された／5 課題 B/A : 想定どおりの成果をあげており、当初の目標は達成された／23 課題 C/B : ある程度成果があがり、当初の目標もある程度達成された／3 課題

※評価は、平成 27(2015)年度採択課題まではA～Dの4段階で実施し、平成 28(2016)年度採択課題からはS～Cの4段階で実施

事後評価結果：https://www.jsps.go.jp/j-c2c/hyouka_a.html

●交流国・地域数：39 か国（平成 30(2018)年度～令和 4 (2022)年度）

アイルランド、アルゼンチン、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、タイ、台湾、中国、チリ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベトナム、ベルギー、ポーランド、マレーシア、メキシコ、ラオス、ルクセンブルク、ロシア

●申請採択状況

選考は、国際事業委員会において、課題の先端性・重要性やネットワークの構築等多角的な視点から実施。また、令和 3 (2021)年度以降の採択分の審査においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、ヒアリング審査をオンライン形式で実施した。

	申請件数	採択数（予定数含む）	採択率
令和元(2019)年度採択	52 件	8 件	15.4%
令和 2 (2020)年度採択	41 件	9 件	22.0%
令和 3 (2021)年度採択	38 件	8 件	21.0%
令和 4 (2022)年度採択	17 件	8 件	47.1%

令和 5 (2023) 年度採択	14 件	8 件	57.1%

(B. アジア・アフリカ学術基盤形成型)

・平成 30(2018)年度から令和 4 (2022) 年度にかけ、アジア・アフリカ地域の問題解決に資する研究課題について、54 か国・地域との間でのべ 39 機関 74 課題を実施し、日本と複数の交流相手国との多国間交流の枠組みで共同研究・セミナー・研究者交流を行った。

・また、各課題において、大学院生を含む若手研究者の海外発表やセミナーの実施等、若手研究者の育成プログラムを実施した。

・感染症や環境汚染の問題等、アジア・アフリカ地域の問題解決に取り組み学術的な成果を上げるとともに、研究を進める上のネットワークを確立した。例えば、ユネスコと連携した南アフリカにおける地震に関する国際的な大型研究プロジェクトにおいて、本事業が中心となって国際連携を進めて研究活動を推進した。

・本事業に採択された研究交流課題については支援期間終了後にアンケートを実施しており、その結果、いずれの年度についても拠点機関から申請時の目標を達成でき、今後も相手国研究者との交流を継続・発展するとの回答を得る等、我が国及び相手国の拠点形成に寄与したことを確認した。

●交流国・地域数：54 か国（平成 30(2018)年度～令和 4 (2022) 年度）

アルジェリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、エチオピア、オマーン、ガーナ、カザフスタン、カタール、ガボン、韓国、カンボジア、キルギス、ケニア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、シンガポール、スーダン、スリランカ、セネガル、タイ、台湾、タジキスタン、タンザニア、中国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、バーレーン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ベトナム、ベナン、ボツワナ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、モザンビーク、モロッコ、モンゴル、ヨルダン、ラオス、ルワンダ、レバノン

●申請採択状況

選考は、国際事業委員会において課題の重要性・必要性やネットワークの構築等多角的な視点から実施。

	申請件数	採択数（予定数含む）	採択率
令和元(2019)年度採択	74 件	10 件	13.5%
令和 2 (2020) 年度採択	50 件	10 件	20.0%
令和 3 (2021) 年度採択	38 件	10 件	26.3%
令和 4 (2022) 年度採択	33 件	10 件	30.3%
令和 5 (2023) 年度採択	26 件	8 件	30.8%

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和 2 (2020) 年度から令和 4 (2022) 年度の間に以下の運用を実施した。

- ① 研究交流経費総額の 50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。
- ② 弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により該当年度事業計画の実施期間延

	長を可能とした。 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題において、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用した研究発表やセミナーの開催などにより、研究交流を推進した。渡航を要とする計画を含む課題は、前述の特例措置を利用し、該当年度事業計画の実施期間を延長した。 【審査・評価業務】 (審査業務) ・公募事業は国際事業委員会等において利害関係者の取扱いに厳正を期しつつ、書面審査及び合議審査（ヒアリング審査を含む）を競争的な環境の下で行った。合議審査は令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン形式により実施し、審査業務を滞りなく行った。 ＞審査委員に審査の手引等を配布して、審査基準及び評価方法等を明確に示し、併せて利害関係者の取り扱いについても周知し、公平で公正な審査体制を維持した。 ＞書面審査員の名簿は任期終了後に、合議審査を行う国際事業委員会委員の名簿は年度終了後にホームページで公開するとともに、審査方針や審査方法も公開し、審査の透明性確保に努めた。 ＞学術システム研究センターにおいて、審査意見の適切性等についての分析・検証（審査に問題があった審査員や有意義な審査を行った審査員の特定など）を行い、翌年度の審査員候補者を選考した。 (評価業務) ・上述のとおり、「日独共同大学院プログラム」、「研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）」、「国際共同研究事業」、「日中韓フォーサイト事業」の4事業において、事業の成果及び効果を把握するため、中間評価や事後評価を実施した。事後評価、中間評価いずれの結果も報告書とともにウェブサイトに公開した。			
＜主な定量的指標＞ 一 ＜その他の指標＞ 【評価指標】 2－4 学術の応用に関する研究における適切な課題設定に向けた取組状況（有識者からの意見聴取実績等を参考に判断）	＜主要な業務実績＞ 【課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業】 （平成30（2018）年度） ・実社会対応プログラムの公募を行い、67件の申請を受け付け、審査部会における客観的かつ公平・公正な審査を経て、8件の研究テーマを採択した。審査終了後、採択理由及び不採択理由を申請者に通知し、審査の透明性を確保した。 ・平成30（2018）年度中に委託契約が終了した、実社会対応プログラムの研究評価を行った。（A評価：8件、B評価：4件） ・採択した8件の研究テーマの概要及び評価結果をウェブサイトに公開することで情報発信に努めた。 https://www.jsps.go.jp/jissyakai/index.html （令和元（2019）年度） ・グローバル展開プログラムの公募を行い、49件の申請を受け付け、審査部会における客観的かつ公平・公正な審査を経て、6件の研究テーマを採択した。審査終了後、採択理由及び不採択理由を申請者に通知し、審査の透明性を確保した。	（3）学術の応用に関する研究等の実施 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから、評定をbとする。 【課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業】 ・平成30（2018）年度～令和2（2020）年度は、平成24（2012）年文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告を踏まえたプログラムによる研究を推進し、さらに令和3（2021）年	（3）学術の応用に関する研究等の実施 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 ・文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告を踏まえたプログラムで「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」が開始され、3プログラムが順調に推進された（令和	（3）学術の応用に関する研究等の実施 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると見えることから評定をbとする。 ・文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告を踏まえたプログラムで「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」が開始され、3プログラムが順調に推進された（令和

<評価の視点> 2-4 様々な学術的・社会的要請に応えた課題設定に向けた取組が行われたか、有識者からの意見聴取実績や情報収集の取組等を参考に判断する。	・令和元(2019)年度中に委託契約が終了した、グローバル展開プログラムの研究評価を行った。(A評価:2件、B評価:5件) ・採択した6件の研究テーマの概要及び評価結果をウェブサイトに公開し、また、シンポジウムを開催し、情報発信に努めた。 https://www.jsps.go.jp/global/index.html ・人文学・社会科学研究分野の特性を踏まえた評価指標に関し、シンポジウムにおいて議論を行った。 (令和2(2020)年度) ・領域開拓プログラムの公募を行い、75件の申請を受け付け、審査部会における客観的かつ公平・公正な審査を経て、11件の研究テーマを採択した。審査終了後、採択理由及び不採択理由を申請者に通知し、審査の透明性を確保した。なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、公募時に設定する課題に「パンデミックなど世界規模の災禍への人間社会の対応と課題」を追加した。 ・令和2(2020)年度中に委託契約が終了した、領域開拓プログラムの研究評価を行った。(S評価:1件、A評価:6件、B評価:6件) ・採択した11件の研究テーマの概要及び評価結果をウェブサイトに公開することで情報発信に努めた。 https://www.jsps.go.jp/ryoiki/index.html ・令和3(2021)年の科学技術・学術審議会学術分科会人文学・社会科学特別委員会審議のまとめを踏まえ、3つのプログラムを再編・一本化する学術知共創プログラムの内容を検討した。 ・事業委員会委員等の意見を聞き、人文学・社会科学研究分野の特性を踏まえた評価指標を取りまとめた。 (令和3(2021)年度) ・学術知共創プログラムの公募を行い、31件の申請を受け付け、審査部会における客観的かつ公平・公正な審査を経て、2件の研究テーマを採択した。 なお、同プログラムには、前年度にとりまとめた評価指標を審査の観点の一つに加えた。また、審査終了後、採択理由及び不採択理由を申請者に通知し、審査の透明性を確保した。 ・令和3(2021)年度中に委託契約が終了した、実社会対応プログラムの研究評価を行った。(S評価:1件、A評価:2件、B評価:4件、C評価:1件)なお、評価の際には、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した。 ・採択した2件の研究テーマの概要及び評価結果をウェブサイトに公開し情報発信に努めた。 https://www.jsps.go.jp/gakuziyututi/index.html (令和4(2022)年度) ・令和3(2021)年度中に公募を行った学術知共創プログラムについて、29件の申請を受け付け、審査部会における客観的かつ公平・公正な審査を経て、2件の研究テーマを採択した。また、審査終了後、採択理由及び不採択理由を申請者に通知し、審査の透明性を確保した。 ・令和3(2021)年度に委託契約が終了した、グローバル展開プログラムの研究評価を行っ	度から、同学術分科会人文学・社会科学特別委員会審議のまとめを踏まえ、3つのプログラムを再編・一本化し学術知共創プログラムによる研究を推進している。 ・公募時の課題設定において、外部有識者からの意見聴取等を行い、様々な学術的・社会的要請に応えるよう努め、また、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け対応する課題を追加し、時勢に適切に対応している。 ・ウェブサイトやシンポジウムを活用し、情報発信に努めている。 ・事業委員会委員等の意見を聞き、人文学・社会科学研究分野の特性を踏まえた評価指標を策定し、審査に活用している。 【人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業】 ・振興会・拠点機関・国立情報学研究所の三者で取組状況を共有しつつ、人文学・社会科学総合データカタログ(JDCat)の構築やデータのオンライン上での分析を可能にするJDCat分析ツールの開発、「人文学・社会科学におけるデータ共有のための手引き」の策定など、データの利用環境の向上に資する取組を着実に実施している。 ・シンポジウム、事業委員会、作業部会等により有識者からの意見聴取や情報収集を行っている。 <課題と対応> ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業において、学術知共創プログラムの研究期間が最長6年間となったことに伴い、令和5(2023)年度から行う中間評価の仕組みを新たに構築する必要がある。	3(2021)年に一本化)ことが評価される。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、領域開拓プログラムの令和2(2020)年度の研究テーマ公募型プログラムの新規採択において、その課題の一つに“パンデミックなど世界規模の災禍への人間社会の対応と課題”が追加されたことは、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めた直後のことであり、時宜を得た設定であると極めて高く評価できる。 ・公募時の課題設定において、外部有識者の意見を聞くなどして、人文社会科学の学術的要請及び社会的要請に十分に配慮するとともに、事業委員会委員等からは、人文学・社会科学研究分野の特性を踏まえた評価指標の策定に支援を仰いだ。新たな人文学・社会科学研究を強く推進すべしとする覚悟が見て取れ、高く評価される。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業では、人文学・社会科学におけるデータの利用環境の向上に取り組んでいることは重要である。 <今後の課題・指摘事項> ・新たに設定した課題にそって、研究支援を今後も継続して欲しい。 ・【課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進	3(2021)年に一本化)ことが評価される。 ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、領域開拓プログラムの令和2(2020)年度の研究テーマ公募型プログラムの新規採択において、その課題の一つに“パンデミックなど世界規模の災禍への人間社会の対応と課題”が追加されたことは、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めた直後のことであり、時宜を得た設定であると極めて高く評価できる。 ・公募時の課題設定において、外部有識者の意見を聞くなどして、人文社会科学の学術的要請及び社会的要請に十分に配慮するとともに、事業委員会委員等からは、人文学・社会科学研究分野の特性を踏まえた評価指標の策定に支援を仰いだ。新たな人文学・社会科学研究を強く推進すべしとする覚悟が見て取れ、高く評価される。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業では、人文学・社会科学におけるデータの利用環境の向上に取り組んでいることは重要である。 <今後の課題・指摘事項> ・新たに設定した課題にそって、研究支援を今後も継続して欲しい。 ・【課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進

た。(A評価：3件、B評価：3件)なお、評価の際には、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した。

・採択した2件の研究テーマの概要及び評価結果をウェブサイト公開し情報発信に努めた。

<https://www.jsps.go.jp/gakuziyututi/index.html>

<シンポジウムの開催実績>

開催日	パネルディスカッションのテーマ	参加者数	開催場所
令和2(2020)年2月16日	本事業における人文学・社会科学の特性を踏まえた研究評価	56名	ベルサール東京日本橋
令和3(2021)年2月16日	ウィズ・コロナ／ポスト・コロナ社会における国際共同研究の課題	134名	オンライン
令和4(2022)年12月15日	未来社会を見据えた人文学・社会科学分野における学術知共創の課題について	168名	オンライン

(新型コロナウイルス感染症への対応)

・従来の対面形式による会議ではなく、メール形式やオンライン形式による会議を実施することで、委員や関係者の安全を確保しつつ事業を運営した。また、令和2(2020)年度のシンポジウムはオンライン形式により行うことで、多くの参加者の安全を確保しつつ開催した。

【人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業】

・平成30(2018)年11月に「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センター」を設置した。センターにはセンター長(PD)及び研究員(PO)を配置し、海外のデータ・アーカイブ等の動向調査、データカタログの仕様、メタデータ・スキーマ、統制語彙の策定等、本事業実施に係る検討・決定を行った。

・データのアーカイブ化等を担う拠点機関として、大学の研究所等を対象に公募を行い、平成30(2018)年度に社会科学系4機関、令和元(2019)年度に人文学系1機関を採択し、データの共有化、国際化、連結化の取組を実施した。

・人文学・社会科学分野における学術的調査データの現状について、日本国内の研究機関に所属する研究者を対象に調査データの概要や保管状況等の基本的情報を調査し、事業展開のための基礎資料としてとりまとめた。

・以下の通りシンポジウムを開催し、人文学・社会科学系研究者等を対象に、本事業の目的・意義を発信した。

・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業は令和4(2022)年度で終了するが、令和5(2023)年度より人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業を開始し、これまで事業で整備した基盤を引き続き強化していく。

(各評価指標等に対する自己評価)
公募時の課題設定、シンポジウム、評価指標の策定など様々な機会において外部有識者等からの意見を聴取し、事業運営に反映させている。

事業】においては、審査・評価のために、人文学・社会科学研究分野の特性を踏まえた評価指標に関し、議論を重ねたうえで、指標を策定している。課題審査や評価のためだけにこのような指標を用いるのではなく、人文学・社会科学研究の意義を理解させ、人文学軽視の風潮に警鐘を鳴らす意味でも、分かりやすい形で公開してほしい。

<その他事項>

・データインフラストラクチャーの構築は、長期にわたるデータ収集と、維持管理が成功の鍵となる。本推進事業は中長期に亘る持続性の確立に努める必要がある。とりわけ、人文学・社会科学分野の研究者の熱意と分野全体からの継続的な支援が望まれる。

事業】においては、審査・評価のために、人文学・社会科学研究分野の特性を踏まえた評価指標に関し、議論を重ねたうえで、指標を策定している。課題審査や評価のためだけにこのような指標を用いるのではなく、人文学・社会科学研究の意義を理解させ、人文学軽視の風潮に警鐘を鳴らす意味でも、分かりやすい形で公開してほしい。

<その他事項>

・データインフラストラクチャーの構築は、長期にわたるデータ収集と、維持管理が成功の鍵となる。本推進事業は中長期に亘る持続性の確立に努める必要がある。とりわけ、人文学・社会科学分野の研究者の熱意と分野全体からの継続的な支援が望まれる。

・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業では、領域開拓プログラムの令和2(2020)年度の研究テーマ公募型プログラムの新規採択において、その課題の一つに“パンデミックなど世界規模の災禍への人間社会の対応と課題”が追加されたことは、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めた直後のことであり、時宜を得た設定であると高く評価した。令和4(2022)年度はロシアのウクライナ侵攻という事件が起きた。このような時こそ、人文学・社会学の英知を結

		開催日	開催場所	参加者数				集し分野を超えて世界平和や相互理解に関する総合的研究並びに人類への提言を行う先導的課題が設定されてもよいのではないだろうか。
		平成 30 年 7 月 1 日	一橋講堂	79 名				
		平成 30 年 10 月 20 日	政策研究大学院大学	189 名				
・令和 2 (2020) 年度に拠点機関の中間評価を実施した。(S 評価：1 機関、A 評価：4 機関) ・国立情報学研究所とともに、拠点機関が提供するメタデータを横断的に検索可能な人文学・社会科学総合データカタログ (JDCat) の構築 (令和 3 (2021) 年 7 月運用開始)、及びデータのオンライン上での分析を可能にするオンライン分析ツール (JDCat 分析ツール) の開発 (令和 4 (2022) 年 4 月運用開始) を行った。 ・研究データの利活用促進を目指して、「人文学・社会科学におけるデータ共有のための手引き」を策定した (令和 3 (2021) 年 11 月公開)。 ・振興会・拠点機関・国立情報学研究所の三者で定期的に連絡協議会等を開催するなど緊密に連携し、JDCat の整備を進めた。 ・事業の概要、成果及び令和 5 (2023) 年度以降の人文学・社会科学データインフラストラクチャーのあり方についてまとめた「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の成果と今後の展望 (報告書)」を作成した (令和 4 (2022) 年 6 月公開)。								
【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・従来の対面形式での会議ではなく、メール形式やオンライン形式による会議を実施することで、委員や関係者の安全を確保しつつ事業を運営した。								

4. その他参考情報				
○日本の論文に占める科研費が関与する論文の状況				
	(1996 年-1998 年)	(2001 年-2003 年)	(2006 年-2008 年)	(2011 年-2013 年)
日本の論文に占める科研費が関与する論文 (Wos-KAKEN 論文) の件数	23, 800	30, 940	37, 393	40, 157
日本の TOP10%補正論文に占める科研費が関与する論文 (Wos-KAKEN 論文) の件数	2, 630	3, 141	3, 695	3, 893
	(1996 年-1998 年平均)	(2001 年-2003 年平均)	(2006 年-2008 年平均)	(2011 年-2013 年)
日本の論文に占める科研費が関与する論文 (Wos-KAKEN 論文) の割合	36. 0%	41. 5%	49. 0%	52. 0%
日本の TOP10%補正論文に占める科研費が関与する論文 (Wos-KAKEN 論文) の割合	52. 1%	55. 6%	61. 5%	60. 4%
※出典: 「論文データベース (Web of Science) と科学研究費助成事業データベース (KAKEN) の連結による我が国の論文産出構造の分析」追加資料 (文部科学省科学技術・学術政策研究所)				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成 (1) 自立して研究に専念できる環境の確保 (2) 国際舞台で活躍する研究者の養成 (3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供 (4) 研究者のキャリアパスの提示		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第2号、第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくための取組として重要であるため。		
参考URL	特別研究員事業 https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業 https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/ 海外特別研究員事業 https://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html 若手研究者海外挑戦プログラム https://www.jsps.go.jp/j-abc/index.html 外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員） https://www.jsps.go.jp/j-fellow/index.html 外国人研究者招へい事業（外国人招へい研究者） https://www.jsps.go.jp/j-inv/index.html 論文博士号取得希望者に対する支援事業 https://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/index.html サイエンス・ダイアログ https://www.jsps.go.jp/j-sdialogue/index.html 日本学術振興会賞 https://www.jsps.go.jp/jsps-prize/index.html 日本学術振興会育志賞 https://www.jsps.go.jp/j-ikushi-prize/index.html 国際生物学賞 https://www.jsps.go.jp/j-biol/index.html 野口英世アフリカ賞 https://www.jsps.go.jp/j-noguchiafrica/index.html HOPE ミーティング https://www.jsps.go.jp/hope/index.html ノーベル・プライズ・ダイアログ https://www.jsps.go.jp/j-nobel_prize_dialogue/index.html 先端科学シンポジウム https://www.jsps.go.jp/j-bilat/fos/index.html リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 https://www.jsps.go.jp/j-lindau/index.html 卓越研究員事業 https://www.jsps.go.jp/j-le/index.html		

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		
評価指標									
特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度） 上段：特研、下段：海特	80%程度		97.4% 94.9%	97.6% 95.8%	98.2% 95.5%	97.1% 94.2%	97.0% 92.5%	予算額（千円）	24,810,475 24,145,857 23,563,408 23,757,324 23,331,243
特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）	80%程度		92.8% 100.0%	92.1% 97.9%	85.1% 98.1%	94.3% 98.8%	94.5% 95.4%	決算額（千円）	23,469,021 22,250,799 20,031,135 20,669,372 23,522,220
								経常費用（千円）	23,497,706 22,255,310 19,951,517 20,273,800 23,582,794
								経常利益（千円）	-37,173 331,072 429,960 736,489 1,806,124
								行政サービス実施コスト（千円）	23,442,113 — — — —
								行政コスト（千円）	— 22,313,118 19,951,517 20,273,800 23,582,794

上段：特研、下段：海特										従事人員数	30	29	29	27	28
外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が 75％程度）		75％程度	76.8％	89.4％	86.0％	84.0％	88.6％	94.0％							
若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が95％程度）	HOPE ミーティング	95％程度	91～100％	100％	－ （開催中止）	－ （開催延期）	92.2％	98％							
	ノーベル・プライズ・ダイアログ			96.8％	－ （開催無し）	－ （開催延期）	－ （開催延期）	97.2％							
	先端科学シンポジウム			96％	94.3％	－ （開催延期）	－ （開催延期）	90.2％							
関連指標															
特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況	5年経過後 1段：PD 2段：海特	－	91.6％ 94.2％	86.2％ 91.9％	90.6％ 89.2％	86.3％ 91.5％	84.2％ 90.5％	84.6％ 92.3％							
	10年経過後 （DC）	－	88.5％	84.3％	86.9％	87.7％	82.4％	78.2％							

注1）予算額、決算額は「3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2）従事人員数については「3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
		＜自己評価＞ 評価：A ＜評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回る実績を上げていることから評価を A とする。 ・特別研究員事業においては、募集から審査、採用、採用後に至る一連の膨大な業務を、採用計画等に基づき、積極的かつ円滑に実施している。特に、令和元(2019)年度末以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が社会に大きな影響を及ぼし、臨機応変な対応が求められた中でも、限られたスケジュールの中で着実かつ円滑に実施している。 また、若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに、海外研究者とのネットワークを構築することを支援するため、令和元(2019)年度に「特別研究員-CPD」を創設し、募集・審査の上採用を開始、以降計画的な拡充を図っており、こうした取組は、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を促すとともに、CPD 採用者をハブとした今後の我が国の研究力強化にも資するものとして、高く評価できる。 さらに、新型コロナウイルス感染症への対応として、制度利用者からの相談・要望等を踏まえ、若手研究者への影響を考慮し、採用者及び採用内定者に対して、採用期間の中断、延長や、海外渡航義務の緩和、採用開始		評価 A ＜評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると見込まれることから評価を A とする。 ・特別研究員事業、海外特別研究員事業及び外国人研究者招へい事業において、募集・審査、採用及び採用後の手続に係る各種業務を円滑に実施している。特に令和元(2019)年度末からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、若手研究者に大きな影響が生じたことから、多様な特例措置を不断に検討・実施し、制度利用者の立場に立った柔軟な事業運営を行うとともに、そのような未曾有の状況にあって、若手研究者を取り巻く様々な状況を把握し、制度の魅力や効果の向上に向けた多様な制度改革にも不断に取り組んでおり、こうした柔軟かつ積極的な事業運営により中期計画を大きく上回る実績が見られる。特に以下に掲げる実績については高く評価できる。 特別研究員、海外特別研	評価 A ＜評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていると言えることから評価を A とする。 ・特別研究員事業、海外特別研究員事業及び外国人研究者招へい事業において、募集・審査、採用及び採用後の手続に係る各種業務を円滑に実施している。特に令和元(2019)年度末からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、若手研究者に大きな影響が生じたことから、多様な特例措置を不断に検討・実施し、制度利用者の立場に立った柔軟な事業運営を行うとともに、そのような未曾有の状況にあって、若手研究者を取り巻く様々な状況を把握し、制度の魅力や効果の向上に向けた多様な制度改革にも不断に取り組んでおり、こうした柔軟かつ積極的な事業運営により中期計画を大きく上回る実績が見られる。特に以下に掲げる実績については高く評価できる。 特別研究員、海外特別研究員及び外国人研究者招へ

		時期の延期など、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を不断に検討・実施している。また、令和4(2022)年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在した特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム採用者に対し、臨時の救済的一時金を支給している。これらの取組は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研究活動に支障が生じた者や海外での急激な物価高等により、生計の維持や研究活動に支障が生じた者に安心を与え、その研究継続を安定的かつ柔軟に支援したものと、高く評価できる。 加えて、ポストコロナも見据えて、採用時及び採用後の各種手続、書面審査及び審査委員の委嘱手続に係る更なる電子化の取組により、ペーパーレス化を大きく前進させるとともに、特別研究員制度の基本設計や趣旨を考慮した上で、「研究専念義務」の趣旨の明確化を行いつつ、採用者の報酬受給制限の緩和（職種制限の撤廃）や、DC の留学制限の緩和、PD等を対象とした保険契約（傷害補償等）への一括加入、DC 採用期間中の博士号取得による、PD への資格変更に係る研究奨励金の増額支給に加え、令和6(2024)年度採用分より「特別研究員の申請」と「科研費(特別研究員奨励費)の応募」を一本化し、PD・RPD・CPD を受入研究機関で雇用可能とする「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を創設するなど、採用者の処遇改善に係る多様な制度改革に不断に取り組んでいる。こうした特別研究員制度の魅力向上に向けた様々な取組は、制度利用者の利便性の向上や事業の効果的・効率的な運営に資するだけでなく、優秀な若手研究者の研究意欲を高め、更なる研究専念に資するものであ	研究員及び外国人研究者招へい事業の募集・審査に関し、令和2(2020)年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下においても、可能な限り応募期限を延長しつつ審査方法について特例措置を講じるなど、採用内定者の決定・通知を遅滞なく行っている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が採用者の研究活動に及ぼした影響を考慮し、多様な特例措置を検討・実施している。さらに特別研究員事業においては、ウェブサイトにおいて数々の特例措置を事例(ケース)ごとに分かりやすく整理して周知を図っている。こうした取組は、制度利用者に安心を与え、若手研究者の立場に立った柔軟かつきめ細かな対応として高く評価できる。 また、特別研究員及び海外特別研究員においては、若手研究者養成の趣旨を踏まえつつ、申請書様式や選考方法の抜本的な見直しを令和4(2022)～5(2023)年度採用分の2ヵ年にわたって実施している。このことは、更なる効果的な事業運営に向けて積極的に審査制度の改善を図ったものとして高く評価できる。 さらに、若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに海外研究者とのネットワーク構築を支援するため、特別研究員事業において令和元(2019)	い事業の募集・審査に関し、令和2(2020)年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下においても、可能な限り応募期限を延長しつつ審査方法について特例措置を講じるなど、採用内定者の決定・通知を遅滞なく行っている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が採用者の研究活動に及ぼした影響を考慮し、多様な特例措置を検討・実施している。さらに特別研究員事業においては、ウェブサイトにおいて数々の特例措置を事例(ケース)ごとに分かりやすく整理して周知を図っている。こうした取組は、制度利用者に安心を与え、若手研究者の立場に立った柔軟かつきめ細かな対応として高く評価できる。 加えて、令和4(2022)年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在する特別研究員、海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム採用者に対し、臨時の救済的一時金を支給したことも、制度利用者に安心を与え、その研究継続を安定的かつ柔軟に支援したものとして高く評価できる。 また、特別研究員及び海外特別研究員においては、若手研究者養成の趣旨を踏まえつつ、申請書様式や選考方法の抜本的な見直しを令和4(2022)～5(2023)年度採用分の2ヵ年にわたって実施し、また、令和6(2024)

		り、中期計画を大きく上回る内容で制度の改善・充実を進めたものとして、特筆に値する。 このほか、研究者としての資質や将来性の評価に重点を置いた特別研究員の審査の趣旨を踏まえつつ、更なる公正かつ効果的な審査制度の実現に向け、学術システム研究センターにおける議論を経て、申請書様式の抜本的な見直しや「二段階の書面審査」方式を導入したことも、特別研究員事業のより効果的な運営に資する取組であり、高く評価できる。 ・優れた若手研究者が積極的に海外で研さんする機会を推進する取組、外国人研究者招へいの取組においても、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、申請書の提出期限を延長するとともに、審査方法においても特例措置を講じることで採用内定者の決定・通知を遅滞なく行っている。 このほか、書類提出期限の延長をはじめ、採用期間の中断・延長や採用開始時期の延期など、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を迅速に設定し、柔軟な制度運用により優れた若手研究者の研究継続を着実に支援している。また、海外特別研究員事業においても研究専念義務の明確化と報酬受給制限の緩和を行ったほか、制度の趣旨を踏まえつつ、研究者としての資質や将来性により重点を置いた評価を行うとともに、より公平・公正かつ効果的・効率的な審査を実施できるよう、申請様式を抜本的に見直すとともに、「面接審査」を廃止し、最終的に「二段階の書面審査」方式を導入するなどして、不断の制度改善に取り組んでいる。これらの取組は、中期計画を大きく上回る事	年度より新たに「特別研究員-CPD」を創設したことは、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を促すとともに、CPD 採用者をハブとした今後の我が国の研究力の強化にも資するものであり、高く評価できる。 これらのことに加え、特別研究員事業においては、制度の基本設計・趣旨を踏まえ、「研究専念義務」の趣旨の明確化を行いつつ、報酬受給制限の緩和や、DC の受入研究機関の「ダブルディグリー・プログラム」による留学を可能とする制度変更、PD 等の保険契約（傷害補償等）への一括加入、DC 採用期間中に博士号を取得してPDに資格変更を行った者の研究奨励金の増額支給、更には採用時及び採用後の諸手続の電子化の実現など、多種・多様な制度改善に不断に取り組んでいる。こうした積極的な制度改革の取組は、ポストコロナも見据えた制度の利便性・有効性の向上に加え、優秀な若手研究者が自らの能力を高め活躍する機会を拡げるとともに、採用者の研究意欲の向上、更なる研究専念にも資するものであり、制度の魅力や効果を大きく向上させるものとして高く評価できる。 ・研究者の顕彰や、研究者の研鑽機会を提供する事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響で集合同	年度採用分PD・DC・RPDの募集に際して、特別研究員の申請と科研費（特別研究員奨励費）の応募の一本化を行っている。このことは、更なる効果的・効率的な事業運営に向けて積極的に審査制度の改善を図ったものであることに加え、若手研究者に研さんの機会を提供すべく積極的な改革を図ったものとして高く評価できる。 さらに、若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに海外研究者とのネットワーク構築を支援するため、特別研究員事業において令和元(2019)年度より新たに「特別研究員-CPD」を創設したことは、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を促すとともに、CPD 採用者をハブとした今後の我が国の研究力の強化にも資するものであり、高く評価できる。 これらのことに加え、特別研究員事業においては、制度の基本設計・趣旨を踏まえ、「研究専念義務」の趣旨の明確化を行いつつ、報酬受給制限の緩和や、DC の受入研究機関の「ダブルディグリー・プログラム」による留学を可能とする制度変更、PD 等の保険契約（傷害補償等）への一括加入、DC 採用期間中に博士号を取得してPDに資格変更を行った者の研究奨励金の増額支給、PD・RPD・CPDの研究環境向上のための雇用支援事業の

		業改善の取組として高く評価できる。 ・研究者の顕彰及び研さん機会の提供に係る事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、審査会やシンポジウムの実施形式をオンライン・ハイブリッド・対面と柔軟に使い分けて開催する等、中期計画に沿って適切に事業を実施している。 ・研究者のキャリアパスの提示に係る事業においても、中期計画に沿って着実に事業を実施している。 <課題と対応> ・特別研究員事業の募集、審査、採用、採用後に係る一連の膨大な業務を円滑に実施し、我が国の優秀な若手研究者の養成・確保にこれまで以上に貢献していく。また、若手研究者を取り巻く様々な状況を踏まえ、研究者を目指す者にとって特別研究員事業がより魅力あるものとなるよう、引き続き採用者の処遇改善や支援の充実等の制度改革に努めていく。加えて、新たに開始する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」についても、更なる効果的な事業運営に向け、継続的に制度の改善・充実のための検討を実施する。 ・海外特別研究員事業、若手研究者海外挑戦プログラム、外国人研究者招へいの各種事業において、採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ着実に実施していくとともに、各種事業の周知に向け、効果的な情報発信に取り組んでいく。	議の開催が困難になる中、オンライン形式による審査を実施したほか、延期されたイベントに関しては、オンラインによる公開シンポジウムの実施といった再開に向けた準備業務を行うこと等により、限られた環境下においても適切に業務を遂行している。 ・卓越研究員事業においても、中期計画に沿った着実な業務の遂行が確認できる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・特別研究員事業は、わが国における次世代研究者育成の中核となる事業で、歴史も古く実績もあることは誰もが認めるところである。その一方で、多くの研究分野で若手研究者の減少や研究レベルの低下が顕在化する中で、内閣府や文部科学省では、種々の若手支援の施策が実施されている。中核の事業を実施する日本学術振興会として、これらの各事業との趣旨の違いや連携の必要性などを正確に把握した上で、本事業がどうあるべきかの議論は重要である。 <その他事項> —	創設、更には採用時及び採用後の諸手続、書面審査及び審査委員の委嘱手続の電子化等の実現・推進など、多種・多様な制度改善に不断に取り組んでいる。こうした積極的な制度改革の取組は、ポストコロナも見据えた制度の利便性・有効性の向上に加え、優秀な若手研究者が自らの能力を高め活躍する機会を高めるとともに、採用者の研究意欲の向上、更なる研究専念にも資するものであり、制度の魅力や効果を大きく向上させるものとして高く評価できる。 ・研究者の顕彰や、研究者の研鑽機会を提供する事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響で対面・集合形式の会議開催が困難になる中、再開に向けた広報となるオンラインでの公開シンポジウムを実施したほか、感染拡大状況を踏まえてオンライン・ハイブリッド・対面と柔軟に使い分けて審査会やシンポジウムを開催すること等により、限られた環境下においても適切に業務を遂行している。 ・卓越研究員事業においても、中期計画に沿った着実な業務の遂行が確認できる。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

				・特別研究員事業は、わが国における次世代研究者育成の中核となる事業で、歴史も古く実績もあることは誰もが認めるところである。その一方で、多くの研究分野で若手研究者の減少や研究レベルの低下が顕在化する中で、内閣府や文部科学省では、種々の若手支援の施策が実施されている。中核の事業を実施する日本学術振興会として、これらの各事業との趣旨の違いや連携の必要性などを正確に把握した上で、本事業がどうあるべきかの議論は重要である。 その視点としては、長年築き上げてきた公平・公正な審査を通してトップ層の若手研究者個人を支援することの意義や成果を明確にすることが制度の価値を高め、種々の支援事業の中核であることの再認識につながると考える。 <その他事項> —
<主な定量的指標> 【評価指標】 3－1 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）	<主要な業務実績> 【大学院博士（後期）課程学生や博士の学位を有する者等への支援】 ■特別研究員事業 ●特別研究員の採用及び支援 ・採用計画に基づき下表のとおり特別研究員-SPD、PD、DC（以下それぞれ「SPD」、「PD」、「DC」という。）を採用し、研究奨励金を支給した。また、出産・育児により研究を中断した研究者の研究復帰を支援するため、特別研究員-RPD（以下「RPD」という。）を採用し、研究奨励金を支給した。 ・若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに、海外研究者とネットワークを構築することを支援するため、令和元(2019)年度に特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）（以下「CPD」という。）を創設し、募集、申請受付、審査、採用を行い、研究奨励金等を支給した。これにより、毎年度5千名を超える若手研究者を採用し、将	（1）自立して研究に専念できる環境の確保 補助評定：s <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を量的及び質的に上回る実績を上げ質的に顕著な成果が得られていることから、評定をsとする。 ・特別研究員事業においては、募集から審査、採用、採用後に至る一連の膨	（1）自立して研究に専念できる環境の確保 補助評定：s <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を量的及び質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げ質的に顕著な成果が得られていると見込まれることから、評定をsとする。	（1）自立して研究に専念できる環境の確保 補助評定：s <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を量的及び質的に上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げ、質的に顕著な成果が得られていると言えることから評定をsとする。

3－2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80％程度）

【関連指標】

3－A 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

<その他の指標>

一

<評価の視点>

3－1 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80％程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

3－2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特

「特別研究員の採用状況」

(単位：人)

資格	H30 年度		H31 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度	
	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
SPD	26	18	24	15	21	14	15	—※	9	—※
PD	559	333	528	347	500	368	529	361	541	360
DC1	1,334	695	1,318	691	1,315	721	1,426	731	1,460	707
DC2	899	1,096	894	1,096	893	1,095	1,047	1,134	1,099	1,095
RPD	136	73	140	72	144	69	150	70	160	69
計	2,954	2,215	2,904	2,221	2,873	2,267	3,167	2,296	3,269	2,231
合計	5,169		5,125		5,140		5,463		5,500	

「特別研究員の申請状況」

(単位：人)

資格	H31 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度	
	継続	新規	継続	継続	継続	新規	継続	新規
CPD	—	14	13	14	23	13	34	14
合計	14		27		36		48	

「特別研究員の申請状況」

(単位：人)

資格	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
PD	2,223	2,070	1,922	1,800	1,705
DC1	3,375	3,604	3,711	3,582	3,824
DC2	5,391	5,513	5,654	5,728	5,833
RPD	280	299	288	239	193
計	11,269	11,486	11,575	11,349	11,555

資格	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
CPD	52	38	44	38

一SPD：PD 申請者のうち、特に優れた者

※SPD の新規採用は令和 2 (2020) 年度をもって終了

一PD：博士の学位取得者等

一DC1：博士課程（後期）第 1 年次に在籍する者等

一DC2：博士課程（後期）第 2 年次以上に在籍する者等

一RPD：出産・育児により研究活動を中断した者

一CPD：PD 又は SPD の新規採用者を対象に令和元(2019)年度から募集開始

一採用時の資格で計上

一育志賞受賞による採用者を含む

●男女共同参画を進めるための取組

・特別研究員事業において、出産・育児の際に採用を中断しその期間分を採用延長でき

大な業務を、採用計画等に基づき、積極的かつ円滑に実施している。また、令和元(2019)年度に「特別研究員-CPD」を創設し、優れた若手研究者の世界レベルでの活躍を促す新たな取組を進めている。さらに、令和元(2019)年度末以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、若手研究者に生じた様々な影響を踏まえ、多様な特例措置を検討・実施するとともに、こうした制度利用者の立場に立った柔軟な対応が求められた中であって、限られたスケジュールの中で着実かつ円滑に事業運営を進めただけでなく、採用時手続の「電子申請システム」への移行や、採用後手続に係る「学振マイページ」の運用開始等により、各種手続の更なるペーパーレス化・電子化を進めたほか、学術システム研究センターの議論に基づく審査制度の抜本的な見直し、さらには、制度の基本設計・趣旨を踏まえた上で、「研究専念義務」の明確化を行いつつ、報酬支給制限の緩和（職種制限の撤廃）や、DC の留学制限の緩和、PD 等の保険契約（傷害補償等）への一括加入、DC 採用期間中の博士号取得者への研究奨励金単価の増額支給など、採用者が研究意欲を高め、より研究に専念できる環境の整備に向けて、継続的・積極的に取り組んでいる。

令和 4 (2022) 年度には、当該年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在する特別研究員に対しての臨時の救済的一時金を支給するとともに、令和 6 (2024) 年度採用分の募集に向けた特別研究員の申請と科研費（特別研究員奨励費）の応募の一本化や、PD・RPD・CPD への雇用制度の創設など、大きな制度改革について検討・実施している。

こうした取組は、ポストコロナにお

・特別研究員事業においては、募集から審査、採用、採用後に至る一連の膨大な業務を、採用計画等に基づき、積極的かつ円滑に実施している。

・若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに海外研究者とのネットワーク構築を支援するため、令和元(2019)年度に新たに「特別研究員-CPD」を創設したことは、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を促すとともに、CPD 採用者をハブとした今後の我が国の研究力強化にも資するものであり、高く評価できる。

・令和元(2019)年度末からは新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態が発生したことから、特別研究員採用者及び申請者の置かれた状況を踏まえ、応募期限の延長や採用開始時期の延期、採用期間の中断、延長など様々な特例措置を設定し、柔軟な対応を行っている。このことは、非常時における適時適切な対応であるとともに、若手研究者に安心を与え、その研究継続を柔軟に支えたものとして高く評価できる。また、これらの数々の特例措置をウェブサイトにも事例（ケース）ごとに整理して分かりやすく掲示したこと、制度利用者の立場に立ったきめ細かな対応として高く評価できる。

・令和 4 (2022) 年度及び 5

・特別研究員事業においては、募集から審査、採用、採用後に至る一連の膨大な業務を、採用計画等に基づき、積極的かつ円滑に実施している。

・若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに海外研究者とのネットワーク構築を支援するため、令和元(2019)年度に新たに「特別研究員-CPD」を創設したことは、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を促すとともに、CPD 採用者をハブとした今後の我が国の研究力強化にも資するものであり、高く評価できる。

・令和元(2019)年度末からは新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態が発生したことから、特別研究員採用者及び申請者の置かれた状況を踏まえ、応募期限の延長や採用開始時期の延期、採用期間の中断、延長など様々な特例措置を設定し、柔軟な対応を行っている。また、海外での急激な物価高等に対応するため、該当する採用者に臨時の救済的一時金を支給している。海外での生活環境の変化（特に物価高など）に対応した柔軟な措置を講じたことは、海外での活発な研究活動の維持に役立つと考えられ、また、これらのことは、非常時における適時適切な対応であるとともに、若手研究者に安心を与え、その研究継続を安定的

大な業務を、採用計画等に基づき、積極的かつ円滑に実施している。また、令和元(2019)年度に「特別研究員-CPD」を創設し、優れた若手研究者の世界レベルでの活躍を促す新たな取組を進めている。さらに、令和元(2019)年度末以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、若手研究者に生じた様々な影響を踏まえ、多様な特例措置を検討・実施するとともに、こうした制度利用者の立場に立った柔軟な対応が求められた中にあって、限られたスケジュールの中で着実かつ円滑に事業運営を進めただけでなく、採用時手続の「電子申請システム」への移行や、採用後手続に係る「学振マイページ」の運用開始等により、各種手続の更なるペーパーレス化・電子化を進めたほか、学術システム研究センターの議論に基づく審査制度の抜本的な見直し、さらには、制度の基本設計・趣旨を踏まえた上で、「研究専念義務」の明確化を行いつつ、報酬受給制限の緩和(職種制限の撤廃)や、DC の留学制限の緩和、PD 等の保険契約(傷害補償等)への一括加入、DC 採用期間中の博士号取得者への研究奨励金単価の増額支給など、採用者が研究意欲を高め、より研究に専念できる環境の整備に向けて、継続的・積極的に取り組んでいる。

令和 4 (2022) 年度には、当該年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在する特別研究員に対しての臨時の救済的一時金を支給するとともに、令和 6 (2024) 年度採用分の募集に向けた特別研究員の申請と科研費(特別研究員奨励費)の応募の一本化や、PD・RPD・CPD への雇用制度の創設など、大きな制度改革について検討・実施している。

こうした取組は、ポストコロナにお

・特別研究員事業においては、募集から審査、採用、採用後に至る一連の膨大な業務を、採用計画等に基づき、積極的かつ円滑に実施している。

・若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに海外研究者とのネットワーク構築を支援するため、令和元(2019)年度に新たに「特別研究員-CPD」を創設したことは、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を促すとともに、CPD 採用者をハブとした今後の我が国の研究力強化にも資するものであり、高く評価できる。

・令和元(2019)年度末からは新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態が発生したことから、特別研究員採用者及び申請者の置かれた状況を踏まえ、応募期限の延長や採用開始時期の延期、採用期間の中断、延長など様々な特例措置を設定し、柔軟な対応を行っている。このことは、非常時における適時適切な対応であるとともに、若手研究者に安心を与え、その研究継続を柔軟に支えたものとして高く評価できる。また、これらの数々の特例措置をウェブサイトにも事例(ケース)ごとに整理して分かりやすく掲示したこと、制度利用者の立場に立ったきめ細かな対応として高く評価できる。

・令和 4 (2022) 年度及び 5

・特別研究員事業においては、募集から審査、採用、採用後に至る一連の膨大な業務を、採用計画等に基づき、積極的かつ円滑に実施している。

・若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに海外研究者とのネットワーク構築を支援するため、令和元(2019)年度に新たに「特別研究員-CPD」を創設したことは、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を促すとともに、CPD 採用者をハブとした今後の我が国の研究力強化にも資するものであり、高く評価できる。

・令和元(2019)年度末からは新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態が発生したことから、特別研究員採用者及び申請者の置かれた状況を踏まえ、応募期限の延長や採用開始時期の延期、採用期間の中断、延長など様々な特例措置を設定し、柔軟な対応を行っている。また、海外での急激な物価高等に対応するため、該当する採用者に臨時の救済的一時金を支給している。海外での生活環境の変化(特に物価高など)に対応した柔軟な措置を講じたことは、海外での活発な研究活動の維持に役立つと考えられ、また、これらのことは、非常時における適時適切な対応であるとともに、若手研究者に安心を与え、その研究継続を安定的

別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。	3-A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度の状況（5年経過後特別研究員-RPD は91.6%、5年経過後海外特別研究員は94.2%、10年経過後特別研究員-DC は88.5%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。	「出産・育児に伴う中断及び延長の取扱数」 (単位：人)					
		資格	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
		SPD, PD, DC	50 (20)	75 (16)	87 (15)	42 (13)	46 (9)
		RPD	28 (16)	26 (16)	39 (14)	30 (14)	24 (8)
		計	78 (36)	101 (32)	126 (29)	72 (27)	70 (17)
		※括弧内は、研究再開準備支援取得者（中断期間中に研究奨励金の半額を支給）で内数					
		・特別研究員が子供の保育園の入園をはじめとする行政サービス等を享受しやすくするよう、平成30(2018)年度に、自治体担当者向けに特別研究員制度の説明資料を作成し、特別研究員事業のウェブサイトに掲載するとともに、保育園への入園申込等の手続きを早めに行えるよう、採用内定者に対する「採用見込証明書」の発行可能時期を2ヶ月程度早期化した。					
		・また、令和3(2021)年度には、特別研究員事業のウェブサイトにおいて、子供の保育園入園等で必要となる「採用証明書」の発行に係る手続きの流れを分かりやすく解説するページを新たに設けるとともに、採用者が入園手続きなどをより円滑に行えるよう、自治体担当者向けの特別研究員制度の説明資料を全面的にリニューアルの上、作成・公開した。					
		・平成30(2018)年度、令和元(2019)年度、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度に「特別研究員-RPD 研究交流会」を開催した。開催にあたっては、秋篠宮皇嗣妃殿下の御臨席を賜るとともに、研究活動と出産・育児の両立に係る課題や研究者としてのキャリア形成等についての意見交換を行ったほか、先輩研究者による体験談も交え、分野を越えた研究交流・情報交換の機会を提供した。（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年度は中止。令和3(2021)年度はオンラインで開催。）					
		・RPD の選考方法に係るウェブサイトの掲載については、従来、特別研究員事業全般に関する選考方法の説明の一部として掲載していたが、令和3(2021)年度より、RPD に特化した専用ウェブサイトに独立させ、より分かりやすいものとなるよう記載の見直し・充実を図り、積極的に制度利用者への情報提供の改善に取り組んだ。					
・特別研究員の募集に関する説明会において、学術研究分野における男女共同参画を進める観点から、優れた若手研究者が出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰することを支援する RPD の趣旨や申請資格等を詳しく説明し、RPD 制度の一層の周知を図った。							
・令和5(2023)年度採用分以降のDC、PD、RPDの募集要項及び令和4(2022)年度採用分以降のCPDの募集要項において、振興会における男女共同参画の取組の一環である「CHEERS!」（研究とライフイベントの両立に関する情報発信等を行うためのウェブサイト）の紹介を追加し、積極的な周知を図った。							
・令和6(2024)年度採用分のDC、PD、RPDの募集要項及び令和5(2023)年度採用分のCPDの募集要項において、「キャリア継続支援事業」（女性研究者の妊娠中及び出産後の健康の確保のため、対象事業の採用者の出産に伴う研究中断期間中に支援助成金を措置することで、安心して研究者としてのキャリアを継続できるようにすることを目的とした事							
ける生活様式も見据えた利便性の向上、更なる効果的・効率的な事業運営を前進させるとともに、特別研究員制度の魅力や効果を大きく向上させ、若手研究者の更なる研究専念環境の向上に大きく資するものであり、特筆に値する。							
具体的な理由については、下記の通り。							
・特別研究員事業の募集、審査、採用、採用後に係る一連の膨大な業務（各年度の[申請総数]：1.1万人超、[新規・継続採用数]：5千人超）を、限られたスケジュールの中で採用計画等に基づき、積極的かつ円滑に実施した。また、令和元(2019)年度からは、可能な限り審査日程・作業スケジュールの見直しを図り、PD及びDCの第1次採用内定をそれまでより2週間程度早い9月下旬に開示したことは、申請者が少しでも早く安心して進路選択できるとともに、優秀な若手研究者の確保に資するものとして、高く評価できる。							
・若手研究者が海外の研究機関で長期間研究に専念するとともに、海外研究者とネットワークを構築することを支援するため、令和元(2019)年度に「特別研究員-CPD」を新たに創設し、募集・審査の上採用を開始したことは、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を促すとともに、CPD採用者をハブとした今後の我が国の研究力強化にも資するものであり、高く評価できる。							
また、海外での長期の研究活動を計画・調整するCPD申請予定者の申請準備に資するため、募集要項の公開時期を毎年のように早め、募集期間の確保を図るとともに、事業開始初年度から、申請受付、審査、採用内定							
(2023)年度採用分PD・DCの募集に際して、若手研究者養成の趣旨を踏まえつつ申請書様式や選考方法の抜本的な見直しを行ったことは、審査制度のより効果的な運用を実現するものとして高く評価できる。							
・特別研究員制度の基本設計・趣旨を踏まえ、「研究専念義務」の趣旨の明確化を図りつつ、採用者の報酬需給制限の緩和や、DCの留学制限の緩和、PD等を対象とした保険契約（傷害補償等）への一括加入、DC採用期間中に博士号を取得しPDに資格変更した者に対する研究奨励金の増額支給など、制度改善に向けた不断の取組を積極的に進めている。また、採用手続、採用後の諸手続に係る電子化も実現している。これらの取組は、制度利用者の利便性の向上、事業の効果的・効率的な運営に資するだけでなく、若手研究者が自らの能力を高め活躍の機会を高めるとともに、研究意欲を高め、更なる研究専念に資するものであり、制度の魅力・効果を大きく向上させたものとして、高く評価できる。							
＜今後の課題・指摘事項＞							
・感染症の拡大は、この中期目標期間の大半を占めたので、それにより影響を受けて実施できなかったこと、逆に、これを改革の機会ととらえ実施できたことを層別して、年度ごとに整理し							
かつ柔軟に支えたものとして高く評価できる。また、これらの数々の特例措置をウェブサイト事例（ケース）ごとに整理して分かりやすく掲示したことも、制度利用者の立場に立ったきめ細かな対応として高く評価できる。							
・令和4(2022)年度及び5(2023)年度採用分PD・DCの募集に際して、若手研究者養成の趣旨を踏まえつつ申請書様式や選考方法の抜本的な見直しを行ったこと、また、令和6(2024)年度採用分PD・DC・RPDの募集に際して、特別研究員の申請と科研費（特別研究員奨励費）の応募の一本化を行ったことは、審査制度のより効果的・効率的な運用を実現するものであることに加え、若手研究者に研さんの機会を提供すべく積極的な改革を図ったものとして高く評価できる。							
・特別研究員制度の基本設計・趣旨を踏まえ、「研究専念義務」の趣旨の明確化を図りつつ、採用者の報酬需給制限の緩和や、DCの留学制限の緩和、PD等を対象とした保険契約（傷害補償等）への一括加入、DC採用期間中に博士号を取得しPDに資格変更した者に対する研究奨励金の増額支給、PD・RPD・CPDの研究環境向上のための雇用支援事業の創設など、制度改善に向けた不断の取組を積極的に進めている。また、採用手続、採用後							

業)の紹介を追加し、積極的な周知を図った。

「採用年度毎の申請者数に占める女性比率」 (単位：%)

資格	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
PD	26.9	27.5	27.7	27.1	27.1
DC1	24.2	24.8	25.9	23.6	25.0
DC2	26.3	26.6	26.4	26.6	26.7
RPD	94.6	93.6	94.1	94.1	89.1
CPD	—	20.9	28.9	25.0	18.4

「採用年度毎の採用者数に占める女性比率」 (単位：%)

資格	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
PD	23.3	25.9	24.4	23.0	23.0
DC1	24.9	22.0	23.0	21.9	20.8
DC2	23.1	23.7	25.5	24.3	22.5
RPD	90.4	90.3	91.3	98.6	88.4
CPD	—	16.7	30.8	30.8	21.4

—PD：令和2(2020)年度まではSPDを含む

◆審査の適切な実施

・特別研究員等の選考に当たっては、学術システム研究センターでの検討を経て平成30(2018)年2月に定めた新たな審査区分を用い、各年度、1万1千名を超える申請者について、約240～270の審査グループ(各年度延べ約1,500～1,800名の審査員)による書面審査(令和4(2022)年度は、「二段階の書面審査」方式にて実施)を行ったほか、「特別研究員等審査会」を開催し、面接審査(令和元(2019)年度まで実施)及び合議審査(令和3(2021)年度まで実施)を行った。審査結果については、平成30(2018)年度まではPD及びDCの第1次採用内定を10月中旬頃に該当者に対して通知していたが、申請者が少しでも早く安心して進路を選択できるとともに優秀な研究者の確保にも資するため、令和元(2019)年度からは、書面審査委員に審査期限の厳守をお願いしつつ審査会日程、作業スケジュールの更なる見直しを行い、PD及びDCの第1次採用内定を9月下旬に該当者に対して通知した。令和2(2020)～4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けつつも、遅延することなくPD及びDCの第1次採用内定を9月末頃に、PD及びDCの第2次採用内定を12月末頃に該当者に対して通知した。また、RPDについては、これより早い7月下旬～8月中旬に採用内定を該当者に対して通知した。

・令和元(2019)年度に創設したCPDについては、長期の海外渡航を計画し調整を進める申請者の申請準備に資するよう、令和2(2020)年度以降毎年度募集要項の公開時期を早めるとともに、事業開始初年度から申請受付、審査、採用内定までの業務を2ヶ月弱という短期間で迅速に遂行し、CPD申請の制度利用者であるPD(令和2(2020)年度採用分まではSPDを含む)の研究計画への影響に可能な限り配慮した。具体的には、約40～50名の申請者に対して50名程度の審査員による書面審査を行った上で、特別研究員等審査会委員長及び副委員長による採否の判定を経て採用内定者を決定し、8月中旬には該

までの業務を2ヶ月弱という短期間で迅速に遂行し、CPD申請の制度利用者であるPD等の研究計画への影響に可能な限り配慮している。こうした取組は、新型コロナウイルス感染症の影響によって海外との人的交流が停滞してきた状況下においても、優れた若手研究者に世界レベルでの活躍を支援する施策を安定的かつきめ細かく実施したものとして、高く評価できる。

・男女共同参画推進の取組として、出産・育児に伴う採用期間の中断・延長や研究再開準備支援の運用、「RPD研究交流会」の実施、子供の保育園の入園等に必要の手続きを解説したページのウェブサイトへの新設、自治体向け特別研究員制度の説明資料の全面的リニューアル、「キャリア継続支援事業」及び「CHEERS!」など研究とライフイベントの両立に関する情報の紹介など、採用後の特別研究員への支援をきめ細かく行うとともに、RPDの募集・申請・審査に関する情報発信についても充実させており、高く評価できる。

・特別研究員採用者や申請希望者等に生じた、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による様々な影響を考慮し、書類の提出期限の延長(令和2(2020)年度)をはじめ、採用期間の中断・延長や、CPDの渡航義務の緩和、採用開始時期の延期を可能とする取扱いなど、制度利用者の立場に立った多様な特例措置を不断に検討・実施しており、これらの取組は、将来の学術研究を担う優れた若手研究者に安心を与え、その研究継続を安定的かつ柔軟に支援したものとして高く評価できる。また、多数の特例措置を新型コロナ

ておく必要がある。その上で、今後の感染状況の変化を、いくつかの場合で想定して、継続展開する項目、従来の進め方に戻すべき項目、新たに実施すべき項目を明確にしておく必要がある。

<その他事項>

—

の諸手続、書面審査及び審査委員の委嘱手続に係る電子化等も実現・推進している。これらの取組は、制度利用者の利便性の向上、事業の効率的・効率的な運営に資するだけでなく、若手研究者が自らの能力を高め活躍の機会を拡大するとともに、研究意欲を高め、更なる研究専念に資するものであり、制度の魅力・効果を大きく向上させたものとして、高く評価できる。

<今後の課題・指摘事項>

・感染症の拡大は、この中期目標期間の大半を占めたので、それにより影響を受けて実施できなかったこと、逆に、これを改革の機会ととらえ実施できたことを層別して、年度ごとに整理しておく必要がある。その上で、今後の感染状況の変化を、いくつかの場合で想定して、継続展開する項目、従来の進め方に戻すべき項目、新たに実施すべき項目を明確にしておく必要がある。

<その他事項>

・例えば物価高や為替レートを織り込むなど、世界情勢の変動の影響に対応できる支援制度が構築できないか検討してほしい。

・PD(5年後)及びDC(10年後)の取得者のその後の進路についてのデータがありこれは貴重である。多くの取得者が研究機関等で常勤

当者に対して通知した（採用開始日は10月1日）。

- ・書面審査に当たっては、審査委員の適切な審査の実施、負担軽減に資するため、審査の基準や利害関係者の取扱いを分かりやすく詳しく記載した「審査の手引」を作成し、審査委員に配布して周知した。また、令和4（2022）年度からは、審査委員の利便性を考慮し、同手引を電子申請システムの審査員用画面からも確認できるようにした。
- ・令和3（2021）年度審査実施分までは、審査委員に送付する審査資料は紙媒体のみの対応としていたが、審査委員からの意見も踏まえ、令和4（2022）年度審査実施分より、希望する審査委員については、電子媒体のみによる審査を可能とする対応を実施した。
- ・令和3（2021）年度審査実施分までは、審査に係る留意事項や審査規定等の個別の文書を申請書類に添付し配布していたが、令和4（2022）年度審査実施分では、それらの文書をひとつの冊子体に統合するとともに、審査の流れをわかりやすくまとめた概要や審査に関するFAQを掲載し、審査委員の負担軽減に努めた。

・PDは、採用後の受入研究機関を博士課程在学時の大学（出身研究機関）とは別の研究機関とすることを申請資格としているため、選考にあたり、特例措置の適用を受けて出身研究機関を受入研究機関とすることを希望する申請者に対しては、特例措置希望理由の妥当性を確認するよう審査委員に周知し、適切に資格審査を実施した。周知にあたっては、審査方法を明確かつ簡潔に「審査の手引」等に記述し、精度の高い審査を実施した。

「博士の学位を取得した研究機関以外で研究する者（PD・SPD）」

資格	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
新規採用者数（育志賞受賞に伴う採用者を除く）	348 人	359 人	363 人	356 人	356
博士の学位を取得した研究機関以外で研究する者の数	348 人	357 人	363 人	354 人	355
割合	100.0%	99.4%	100.0%	99.4%	99.7%

・審査方針や審査方法等はウェブサイト上で公開し、審査の透明性の確保に努めた。
<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-houhou.html>
 また、選考結果については、不採用者に対して各審査項目の評価、総合評価及び不採用者の中でののおよその順位を開示した。なお、採用者については振興会のウェブサイト上で氏名、研究課題名、受入研究機関等を公開している。
<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-saiyoichiran.html>

・「特別研究員等審査会」の委員（約60名）、専門委員（約1,600～1,800名）については、学術システム研究センター研究員が審査委員候補者データベースを活用して候補者名簿案を作成した。同センターでの審査委員候補者の選考過程においては、各分野の申請状況や候補者の所属機関のバランスに配慮し、適切な人材を選定すること等を前提としながら、女性研究者の積極的な選考にも配慮した。

ウイルス感染症の影響に伴う事象（ケース）毎に分類・整理して分かりやすくウェブサイトで紹介する取組も、制度利用者にとっての利便性を考慮したきめ細かな取組として高く評価できる。

・令和4（2022）年度における欧米を中心とした著しい物価高等に伴う特別研究員採用者への影響を考慮し、当該年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在した特別研究員に対し、臨時の救済の一時金を支給したことは、急激な物価高等により、生計の維持・研究活動に支障が生じた若手研究者に安心を与え、その研究継続を安定的かつ柔軟に支援したものとして、高く評価できる。

・特別研究員の「研究専念義務」の趣旨について、「特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではないこと、及び「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動としてその遂行に支障が生じないよう適切に自己管理するものであることを、採用者向けの「令和3（2021）年度版手引」より明記し、「研究専念義務」のより分かりやすい周知を進めた。併せて、特別研究員からの要望やその取り巻く状況を踏まえ、令和3（2021）年度から一定の要件のもとで採用者の報酬受給を伴う活動の職種制限を撤廃し、特別研究員の能力を活かした多様な活動等を可能とした。また、令和3（2021）年度からDCが受入研究機関の「ダブルディグリー・プログラム」を利用して留学することを可能とする制度変更を行い、DC採用者が国際的な環境の下で幅広い知識や経験を得る機会を拡大した。さらに、令和4（2022）年度より、海外渡航支援・促進等を目的とする他の支援制度による助成金等に

研究者となっていることは、喜ばしい。特別研究員の一般企業に於ける活躍も促進すべきで、引き続きその数の把握にも努めてほしい。

「審査委員女性比率」

H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
17.4%	18.5%	20.3%	23.0%	23.7%

※令和 5 (2023) 年度審査委員候補者女性比率：25.0%

◆事業の評価と改善

(進路状況調査等)

・採用期間終了後の進路状況調査を毎年度実施し、常勤の研究職への就職状況を通じて事業の効果を確認した。これにより、PD (採用終了 5 年後)、DC (採用終了 10 年後) 共に 8 ～ 9 割程度の者が常勤の研究職に就いていることから、本事業が研究者の養成・確保のため有効に機能していることが確認できた。

また、進路状況調査の結果は、ウェブサイト等で「就職状況調査」として国民に分かりやすい形で公表した。

https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_syusyoku.html

「PD の常勤の研究職への就職状況 (採用終了 5 年後)」

職等	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
常勤の研究職	86.2%	90.6%	86.3%	84.2%	84.6%
ポストドクフェロー	2.8%	1.3%	3.7%	4.9%	5.9%
非常勤の研究職	2.6%	2.6%	3.1%	3.9%	2.7%
非研究職	8.3%	4.8%	5.4%	6.3%	6.4%
学生	—	—	—	—	—
無職等	0.0%	0.7%	1.4%	0.8%	0.5%

「DC の常勤の研究職への就職状況 (採用終了 10 年後)」

職等	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
常勤の研究職	84.3%	86.9%	87.7%	82.4%	78.2%
ポストドクフェロー	1.2%	1.5%	1.8%	1.8%	2.5%
非常勤の研究職	1.1%	0.9%	1.8%	1.4%	1.8%
非研究職	13.2%	9.8%	7.3%	12.9%	15.6%
学生	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%
無職等	0.2%	0.9%	1.4%	1.4%	1.6%

・若手研究者を対象とした賞について、特別研究員採用経験者の受賞状況を調査したと

ついて、一定の要件のもと受給を認めることとし、特別研究員が海外において研究活動を行う上での環境の改善を図った。

こうした制度の基本設計・趣旨を踏まえた上で積極的かつ適切に制度改革を進めた取組は、若手研究者の可能性を広げ、更なる幅広い活躍を支援するものとして、高く評価できる。

・令和 3 (2021) 年度より、PD 等を対象として保険契約 (傷害補償等) に日本学術振興会にて一括加入し、研究活動等の事故による入院費、通院費等が補償されるよう制度改革を行っており、これは博士課程を修了し独立した研究者となった特別研究員に安心を与え、これまで以上に研究に専念できる環境整備を大きく前進させたものとして、高く評価できる。

・令和 4 (2022) 年度より、DC 採用期間中に博士号を取得し PD に資格変更した場合、採用期間の残期間について通常の PD に支給する額 (月額 36.2 万円) に研究奨励金を増額支給することとしており、このことは、若手研究者の研究意欲を高め、優秀な若手研究者がより安心して研究に専念できる環境のいち早い整備に大きく寄与するものであり、高く評価できる。

・従来雇用関係を有していなかった PD・RPD・CPD について、受入研究機関で雇用することを可能にするともに、当該研究機関の責任において、PD 等の育成と研究環境の向上を図るため、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を創設し、周知を図った。これは、優秀な若手研究者の研究専念環境を向上させ、更なる活躍を支援するだけでなく、研究機関においても優秀な若手研究者の確

ころ、以下のとおり、本事業経験者の割合が継続的に高いことが確認された。

「特別研究員採用経験者の受賞実績」 (単位：人)

賞の名称	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
文部科学大臣表彰若手科学者賞	64(99)	73(99)	70(97)	78(97)	76(98)
日本学士院学術奨励賞	2(6)	5(6)	4(6)	4(6)	3(6)
日本学術振興会賞	14(25)	13(24)	16(25)	14(25)	17(25)
日本学術振興会育志賞	18(18)	17(18)	18(18)	16(18)	15(18)

※括弧内は全受賞者数

(審査結果の検証)

・特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターにおいて審査意見の適切性等について分析・検証を行い、その結果を翌年度の審査委員候補者の選考に反映させた。

また、審査区分毎の申請者数の状況を確認し、審査グループ数の調整を行うなど、審査体制の改善を行った。

(SPD の評価)

・SPD については、学術システム研究センターにおいて、中間評価（1 年目終了後及び 2 年目終了後：SPD 本人の自己評価及び受入研究者が作成した評価書を基に研究の進捗状況等を検証）、事後評価（採用終了後：SPD 本人の自己評価及び受入研究者が作成した評価書を基に採用期間全体の研究状況等を検証）を行い、その評価結果を本人に対して通知した。

●制度運用の見直し・改善

(1) 特別研究員の「研究専念義務」の明確化、報酬受給制限の緩和及び他の資金援助制度に係る受給制限の緩和

・特別研究員の処遇改善の観点から、令和 2 (2020) 年度より、国費を原資としない奨学金等については「研究専念義務」の範囲内で受給を可能とする制度改革を行った。

・特別研究員に課されている「研究専念義務」のより分かりやすい周知を図るため、研究専念義務は「特別研究員の研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではないこと、及び「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動としその遂行に支障が生じないよう適切に自己管理するものであることを「特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和 3 (2021) 年度版）」（以下「令和 3 (2021) 年度版手引」という。）において明記した。

・併せて、特別研究員制度の基本設計・趣旨を考慮しつつ採用者からの要望やその取り巻く状況を踏まえた上で、令和 3 (2021) 年度より、報酬受給を伴う活動については特別研究員としての研究課題の遂行に支障が生じない限り職種に制限を設けないこととし、制度の趣旨を担保しつつ柔軟な制度改革を行った。

・さらに、令和 4 (2022) 年度からは、特別研究員からの要望やその取り巻く状況を踏ま

保・育成が可能になるとともに、更なる研究現場の活性化が期待されるものとして、高く評価できる。

・令和 4 (2022) 年 1 月の採用時手続の「電子申請システム」への移行及び令和 4 (2022) 年度に受入研究機関事務担当者向けに実施したアンケートの結果を踏まえた同システムの機能の充実化、令和 3 (2021) 年 6 月に運用開始した「学振マイページ」の導入、令和 4 (2022) 年度に着手した審査員の委嘱手続の電子化に向けた改修は、採用時・採用後の各種手続、書面審査及び審査委員の委嘱手続のペーパーレス化を進め、特別研究員採用者及び受入研究機関の事務負担を大幅に軽減するとともに、申請状況の適正な管理、各種申請に対する詳細な分析を可能にするなど、利便性・有効性を大きく向上させるものである。また、これにより、自宅等にいながら各種手続が完結できるようになることで、新しい生活様式であるリモートワークの推進にも大きく寄与するものである。これらは、新型コロナウイルス感染症の影響が過ぎても継続的に活用していくものであり、ポストコロナも見据えた制度の効率的かつ効果的な運営の大きな前進として、高く評価できる。

・特別研究員の審査について、更なる公正かつ効果的な審査制度とするため、研究者としての資質や将来性の評価に重点を置く特別研究員の審査の趣旨を踏まえ、学術システム研究センターにおける集中的な議論を経て、令和 4 (2022) 年度採用分の審査より申請書様式の抜本的な見直しを行うとともに、令和 5 (2023) 年度採用分 PD・DC の審査より「二段階の書面審査」方式を導入したことは、事業

	えた上で、海外渡航支援・促進等を目的とする奨学金、助成金等についても特別研究員としての研究課題の遂行に支障が生じない限り受給を認めることとし、制度の趣旨を担保しつつ不断の制度改革を実施した。 (2) DC の留学に関する制限緩和 DC について、研究者としての視野・幅を広げるとともに、特別研究員の当初計画の進展・相乗効果にも資するため、令和 3 (2021) 年度より、これまで認めていた受入研究機関の「ジョイントディグリー・プログラム」に加え、「ダブルディグリー・プログラム」等を利用して留学し連携外国大学院の学籍を持つことについても認める制度改革を行った。 (3) PD、RPD、SPD、CPD を対象とする保険（傷害補償等）の導入 PD、RPD、SPD、CPD（以下「PD 等」と総称する。）が受入研究機関における研究活動等において事故に見舞われた際に通院費用等の補償を受けられるよう、令和 3 (2021) 年度より PD 等を対象とする保険契約（傷害補償・特定感染症危険補償特約）に振興会として一括加入し、優秀な若手研究者である PD 等の研究環境の改善を図った。 (4) DC 採用期間中の博士の学位取得者の処遇向上 令和 3 (2021) 年度までは、DC の採用期間中に博士の学位を取得し、PD に資格を変更した場合でも、研究奨励金の支給額（月額 20 万円）に変更はなかったが、優秀な若手研究者がより安心して研究に専念できる環境をいち早く整備するため、令和 4 (2022) 年度より、博士の学位の取得により、DC から PD に資格を変更した場合は、採用期間の残期間について、通常の PD に支給する額（月額 36.2 万円）に研究奨励金を増額支給することとし、博士の学位取得後の環境改善を大きく前進させた。 (5) 採用内定者に係る採用手続の電子化等 採用内定者が、申請時と同様の「電子申請システム」上で採用手続も行えるようシステムの拡張を行い、令和 4 (2022) 年 1 月から運用を開始した。これにより、これまで紙で作成、スキャンの上、アップロードされていた採用時の受入承諾書、資格確認書等の採用手続書類についてペーパーレスでの運用が実現し、採用内定者及び受入研究機関の負担軽減だけでなく、採用内定者情報の適正管理や確認作業の簡素化など、利便性と有効性を大きく向上させた。また、従来日本語表記のみであった採用内定者向けの「採用手続の手引」及び「電子申請システム」内の採用手続に係る記載に英語表記を追加し、併せて利便性の向上を図った。 さらに、令和 5 (2023) 年度採用分に向けては、令和 4 (2022) 年度に受入研究機関事務担当者向けに実施したアンケートの結果を踏まえて、受入研究機関の担当者が自機関で受け入れる採用内定者の手続の進捗を把握できるよう更なる機能の充実を図り、機関担当者の更なる利便性向上・負担軽減を進めた。 (6) 採用後手続きの電子化 特別研究員採用者が自身の登録データを Web 上で確認できるとともに、オンラインで採用後の各種申請等を行うことを可能とするウェブサイト「日本学術振興会特別研究員（採用後）マイページ」（通称：「学振マイページ」）を構築し、令和 3 (2021) 年 6 月から運用開始した。これにより、これまで紙で提出されていた採用後手続書類についてペー	のより効果的な運営に資する審査制度の実現の取組として、高く評価できる。 ・令和 6 (2024) 年度採用分 DC、PD、RPD の募集について、学術システム研究センターでの議論を経て、申請者・研究機関の手続の省力化及び若手研究者が予め研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として、「特別研究員の申請」と「科研費(特別研究員奨励費)の応募」を同時に受け付けることとし、その旨を反映した令和 6 (2024) 年度採用分募集要項を令和 5 (2023) 年 2 月に公開した。これらは特別研究員の募集に係る更なる効率的・効果的な運営に資する取組であり、高く評価できる。 ・令和 6 (2024) 年度採用分より、電子申請システムの申請画面について英訳を併記するとともに、DC の募集要項及び申請書作成要領等の英語版をウェブサイト上で公開したことは、申請者の利便性向上と、外国籍の申請者のサポートを行っていた申請機関担当者の事務負担の大幅な軽減を前進させた取組であり、高く評価できる。 ・主たる評価指標である「特別研究員採用者への支援に対する評価」、「特別研究員の受入先の評価」では、中期目標に定められた水準を大きく上回る実績を上げており、特別研究員事業が採用者及び受入先の双方から極めて高い評価を得ていることが分かる。 <課題と対応> ・特別研究員事業の募集、審査、採用、採用後に係る一連の業務を円滑に実		

	パースでの運用が実現し、従来の紙媒体での申請書等の提出と比べ、特別研究員の負担軽減、申請状況の適正管理、各種申請等に対する分析など、利便性と有効性を大きく向上させた。 (7)「特別研究員の申請」と「科研費（特別研究員奨励費）の応募」の一本化 令和6(2024)年度採用分DC・PD・RPDより、申請者・研究機関の手續の省力化及び若手研究者が予め研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として、「特別研究員の申請」に併せて「科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）」の応募を同時に受け付けることとし、その旨を令和6（2024）年度採用分募集要項に反映するとともに、令和5（2023）年2月にウェブサイトにおいて公開した。これにより、制度利用者は、特別研究員の申請・採用内定後に「科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）」の応募を行い、改めて研究計画等を作成することが省略できることとなった。 (8) DC 募集要項及び電子申請システムの英語版公開 募集要項及び申請に使用する電子申請システムについては、従来、日本語版のみ公開していたが、申請者、申請機関、受入研究者等からの要望を踏まえ、令和6（2024）年度採用分より、電子申請システムの申請画面について英訳を併記するとともに、DCの募集要項や申請書様式、申請書作成要領等について英語版をウェブサイト上に公開した。これにより、申請者の利便性向上と、外国籍の申請者のサポートを行っていた申請機関担当者の事務負担の大幅な軽減につなげた。 (9) PD、RPD、CPDの雇用制度導入 特別研究員採用者からの要望や、学術システム研究センター、文部科学省における審議会等での意見等を踏まえ、従来雇用関係がなく不安定な身分との指摘があったPD・RPD・CPD（以下「PD等」と総称する。）について、受入研究機関で雇用することを可能にするとともに、当該研究機関の責任において、PD等の育成と研究環境の向上を図る「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」を創設することとし、令和5(2023)年1月に令和5（2023）年度分の募集要項を公開した。なお、本事業では、PD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する研究機関を公募により雇用制度導入機関に登録の上、PD等の雇用に係る経費を当該機関に交付するとともに、「科学研究費助成事業 特別研究員奨励費（学術条件整備）」においても支援を行うこととした。 (10) 審査員の委嘱手續の電子化促進等 「特別研究員等審査会」の委員（約60名）、専門委員（約1,600名）の委嘱手續について、個人宛の委嘱依頼文書及び機関宛の兼業依頼文書について、従来は紙媒体での送付（回答はWEBフォーム）であったところ、電子媒体のみで事務手続きが完結するよう令和4(2022)年度にシステムの改修に着手し、事務手續の更なる簡素化を図った。 ●審査制度の改善に関する検討と見直しの実施 特別研究員の採用審査について、更なる公正かつ効果的な審査制度とするため、学術システム研究センターに設置した「特別研究員等審査システム改善のためのワーキンググループ」において、事業の趣旨にも留意しつつ検討を進め、その検討結果に基づき、PD・DCの令和4(2022)年度採用分審査（令和3(2021)年度実施の審査）より、以下の見直し	施し、引き続き我が国の学術研究の将来を担う優秀な若手研究者の養成にこれまで以上に貢献していく。 また、若手研究者を取り巻く様々な状況を把握し、研究者を目指す者にとって特別研究員事業がより魅力あるものとなるよう、引き続き採用者の処遇改善や支援の充実等の制度改革に努めていく。 加えて、新たに開始する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」について、更なる効果的な事業運営に向け、継続的に制度の改善・充実のための検討を実施する。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である3－1（現状の支援に対する評価）については中期目標に定められた水準（80％程度）を大きく上回る97.0％～98.2％であり、極めて高い肯定的評価を受けている。 ・評価指標である3－2（特別研究員の活動状況に関する評価）については中期目標に定められた水準（80％程度）を大きく上回る85.1％～94.5％であり、極めて高い肯定的評価を受けている。 ・関連指標である3－Aについては、5年経過後PDの就職状況は84.2～90.6％、10年経過後DCの就職状況は78.2～87.7％となっており、中期目標の基準となっている平成28(2016)年度の状況（5年経過後PDは91.6％、10年経過後DCは88.5％）と概ね同水準であった。	

	を行った。 ・令和3(2021)年度に実施した、令和4(2022)年度採用分PD及びDCの審査では、従来の第二段審査において申請者の一部のみに行っていた「面接審査」に代わり、申請書に基づく「書面審査及び合議審査」を導入・実施した。(※合議審査はオンラインにて実施) ・令和5(2023)年度採用分PD及びDCの審査については、見直しの最終形として、「二段階の書面審査」方式(関連する審査区分を組み合わせ設定した審査グループ毎に一段階目の書面審査を実施し、その結果ボーダーゾーンとなった申請を対象に、一段階目と同一の審査委員(原則6名)により、二段階目の書面審査を実施するもの)を導入することとし、その旨を令和5(2023)年度採用分募集要項に反映・公開するとともに、ウェブサイトにおいても詳しく解説し、広く周知を図った。なお、「二段階の書面審査」方式の導入に伴い、総合評価(相対評価)の評点分布を再検討し変更を行った。 ・また、令和4(2022)年度採用分の審査からは、特別研究員の審査が研究者としての資質や将来性の評価により重点を置くことを踏まえ、研究遂行力を自ら分析し研究に関する自身の強み等を記入する項目を新たに申請書に設けるなど、より研究者としての人物評価に資する審査を実施した。 【新型コロナウイルス感染症の影響への対応】 ・特別研究員に係る採用手続き、研究奨励金の支給手続きにおいては、例年4月に繁忙期を迎えるところ、令和2(2020)～3(2021)年度においては、4月に「緊急事態宣言」が発出され、出勤体制を抑制せざるを得ない状況であった中、採用及び研究奨励金の支給は特別研究員の生活の基盤となるものであり、最優先事項との認識のもと作業を滞りなく進め、特別研究員に遅滞なく研究奨励金を支給した。 ・令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、若手研究者に生じた様々な影響を考慮し、制度の基本設計等を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症の影響下における特別研究員採用者や申請希望者等の様々な状況に可能な限り対応できるよう、以下の特例措置を講じた。 (1) 書類の提出期限の延長等(令和2(2020)年度実施) ① 在学証明書や学位取得証明書等の採用手続書類を、提出期限後も随時受け付ける特例措置を講じた。 ② 申請予定者等からの相談、要望を踏まえ、審査スケジュールや審査結果開示時期への影響も考慮するとともに、一部の審査委員には委嘱期間の延長を依頼するなどの調整も行い、申請書の提出期限を可能な限り延期(PD・DC: 6月3日→6月15日、RPD: 5月7日→6月4日)した。 (2) 制度運用に係る特例取扱いの設定 採用中の特別研究員等からの相談、要望や申請実績等を踏まえ、以下のとおり、制度運用に係る特例措置を講じた。 ① (令和2(2020)年度・令和3(2021)年度通知発出) DC・PD・RPD・SPD・CPDを対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出たことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置を設け、その運用を行った。なお、令和4(2022)			

	年度末までに、本特例措置の申請者は計 237 名となっており、新型コロナウイルス感染症が国内外で拡大する中で、本特例措置は採用者にとって極めて有効な措置だったことが確認できる。 ② (令和 2 (2020) 年度・令和 3 (2021) 年度・令和 4 (2022) 年度通知発出) 令和 2 (2020) 年度、令和 3 (2021) 年度及び令和 4 (2022) 年度に採用期間が終了となる DC を対象として、<u>大学が延長を認める在学期間（原則最大 6 ヶ月）について、採用期間の延長を認める特例措置を設け、その運用を行った。</u>また、当該採用延長期間中の研究奨励金について、対象となり得る DC 及びその受入研究者に調査を実施して実態を把握するとともに、次年度予算において別途必要な予算額を確保の上支給することとし、該当者の研究環境の維持を柔軟に支援した。なお、令和 3 (2021) 年度末で、本特例措置の申請者は計 654 名となっており、本特例措置は該当する DC にとって極めて有効な措置だったことが確認できる。 ③ (令和 2 (2020) 年度・令和 3 (2021) 年度通知発出) 海外渡航の延期を余儀なくされた令和元 (2019) 年度及び令和 2 (2020) 年度採用の CPD を対象に、義務とする「<u>海外渡航期間（主要渡航期間）</u>」の下限を 3 年→2 年 6 ヶ月に緩和する特例措置を設けた。これにより、26 名の採用対象者のうち 5 名の CPD がこれまでに本特例措置の適用を受け、現在、該当者は自身の意向どおり CPD を辞退することなく、主要渡航先の海外受入研究機関において研究を遂行している。 ④ (令和 2 (2020) 年度・令和 3 (2021) 年度・令和 4 (2022) 年度通知発出) 令和 3 (2021) 年度、令和 4 (2022) 年度及び令和 5 (2023) 年度採用分 DC・PD・RPD の採用内定者を対象として、<u>採用年度 4 月 1 日において申請資格（採用要件）を満たすことができない場合、最長で採用年度 1 月 1 日まで採用開始日を延期可能とする（延期中は引き続き採用内定者として取り扱う）特例措置を設け、その運用を行った。</u>本特例措置については、計 61 名の採用内定者から申請がなされ、少数ではあるものの新型コロナウイルスに起因して生じた採用内定者への影響に柔軟に対応した。 なお、上記の特例措置については、本会ウェブサイトにおいて、<u>新型コロナウイルス感染症の影響の事象（ケース）毎に分類して、「特別研究員事業における特例措置の活用事例～新型コロナウイルス感染症の影響で研究遂行などに困ったら～」として纏めて掲載</u>しており、多数の特例措置を可能な限り分かりやすく発信することに努めている。 https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_tokurei_2020.html 【海外の著しい物価高等に伴う対応】 ・令和 4 (2022) 年度において欧米を中心に近年類を見ない急激な物価高等が生じたことを踏まえ、令和 4 (2022) 年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在した特別研究員を対象に、<u>渡航先での生計の維持や研究活動等に支障が生じていることに対する臨時の救済的一時金（臨時特別給付金）を支給した。</u> ◆募集・採用業務の円滑な実施 ・特別研究員に支給する研究奨励金について、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度において採用者情報を同機構に提供し、重複チェックを引き続き実施した。 ・平成 30 (2018) 年度、令和元 (2019) 年度、令和 3 (2021) 年度及び令和 4 (2022) 年度に、特別研究員制度について広く周知を図るため、募集内容や申請方法について、研究機関			

		等の事務担当者を対象とした説明会及び申請希望者を対象とした説明会を計 18 回（うち、令和 3（2021）年度開催の 3 件及び令和 4（2022）年度開催の 2 件はオンライン開催）実施し、令和 6（2024）採用分の募集にあたっては、より多くの申請機関等の事務担当者及び申請希望者への周知を図るべく、令和 5（2023）年 3 月に、募集内容や申請方法等について、研究機関等の事務担当者や申請希望者を対象とした説明動画をオンラインで配信した。説明会等においては、男女共同参画を推進する観点から、特別研究員の出産・育児による採用期間の「中断」や「研究再開準備支援」の取扱い、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰することを支援する RPD 制度の周知にも努めた。また、説明資料は、本会ウェブサイトに掲載して各機関の事務担当者及び申請希望者等に広く周知した。なお、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から令和 4（2022）年度採用分の募集に係る説明会の開催を見送ったが、例年の説明資料に加え、令和 4（2022）年度採用分特別研究員の募集・審査に係る主な変更点と申請者に留意いただきたい点等をその趣旨とともに簡潔に纏めた資料を別途作成して本会ウェブサイト公開し、申請者の参考に供した。このほか、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」について、令和 5（2023）年 3 月に説明動画及び資料を本会ウェブサイト公開し、各機関の事務担当者に通知したほか、国立大学協会等関係団体の会議等において各機関の長を対象に事業概要を説明するなど、広く周知を図った。																																						
＜主な定量的指標＞ 【評価指標】 3－1 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80％程度） 3－2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が 80％程度） 3－3 外国人研究者を受け入れた研究機関にお	＜主要な業務実績＞ 【若手研究者の海外派遣（個人支援）】 ■海外特別研究員事業 ◆海外特別研究員の採用と支援 ・採用計画に基づき下表のとおり海外特別研究員及び海外特別研究員-RRA を採用し、彼らが海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援した。 ・第 4 期中期目標期間中の海外特別研究員の新規採用者数は、第 3 期中期目標期間に比して、全体的にやや減少傾向となった。特に令和 4（2022）年度は、申請が行われた令和 3（2021）年度初頭において、新型コロナウイルス感染症が未だ猛威を振っていることから、過去 10 年間で最低の申請者数となった。 「海外特別研究員の申請・採用状況」 <table><tr><td></td><td>年度</td><td>申請数</td><td>新規採用数</td></tr><tr><td rowspan="5">第 3 期中期目標期間</td><td>平成 25 年度</td><td>810</td><td>192</td></tr><tr><td>26 年度</td><td>824</td><td>204</td></tr><tr><td>27 年度</td><td>974</td><td>170</td></tr><tr><td>28 年度</td><td>987</td><td>190</td></tr><tr><td>29 年度</td><td>811</td><td>158</td></tr><tr><td rowspan="5">第 4 期中期目標期間</td><td>30 年度</td><td>791</td><td>176</td></tr><tr><td>31 年度・令和元年度</td><td>811</td><td>189</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>782</td><td>162</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>801</td><td>168</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>582</td><td>160</td></tr></table>		年度	申請数	新規採用数	第 3 期中期目標期間	平成 25 年度	810	192	26 年度	824	204	27 年度	974	170	28 年度	987	190	29 年度	811	158	第 4 期中期目標期間	30 年度	791	176	31 年度・令和元年度	811	189	令和 2 年度	782	162	令和 3 年度	801	168	令和 4 年度	582	160	（2）国際舞台で活躍する研究者の養成 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況について、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていることから補助評定を a とする。 【若手研究者の海外派遣（個人支援）】 ・第 4 期中期目標期間中において、海外に若手研究者を派遣する取り組みを着実に実施していることに加え、特に、開始から約 40 年が経過した既存事業の海外特別研究員事業においては、時代の趣向に沿って適切に見直しが行われており、高く評価できる。 ・海外特別研究員の新規採用人数が前期中期目標期間に比してやや減少傾向にありつつも、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、	（2）国際舞台で活躍する研究者の養成 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況について、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると見込まれることから補助評定を a とする。 ・海外特別研究員事業・若手研究者海外挑戦プログラムにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により若手研究者の研究活動に支障が生じる状況が継続する中、採用者の置かれた状況に寄り添い様々な特例措置を設定し、採用者の研究継続を柔軟に支援したことや、海外での急激な物価高等に対応するため、当該物価高の著しい地域に滞在する海外特別研究員および若手研究者海外挑戦プログラ	（2）国際舞台で活躍する研究者の養成 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていると見えることから評定を a とする。 ・海外特別研究員事業・若手研究者海外挑戦プログラムにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により若手研究者の研究活動に支障が生じる状況が継続する中、採用者の置かれた状況に寄り添い様々な特例措置を設定し、採用者の研究継続を柔軟に支援したことや、海外での急激な物価高等に対応するため、当該物価高の著しい地域に滞在する海外特別研究員および若手研究者海外挑戦プログラ
	年度	申請数	新規採用数																																					
第 3 期中期目標期間	平成 25 年度	810	192																																					
	26 年度	824	204																																					
	27 年度	974	170																																					
	28 年度	987	190																																					
	29 年度	811	158																																					
第 4 期中期目標期間	30 年度	791	176																																					
	31 年度・令和元年度	811	189																																					
	令和 2 年度	782	162																																					
	令和 3 年度	801	168																																					
	令和 4 年度	582	160																																					

ける研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が75%程度） 【関連指標】 3-A 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況 <その他の指標> — <評価の視点> 3-1 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。 3-2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動	*平成28(2016)年度以降は、海外特別研究員-RRA事業を含む。 （支援業務の適切な実施） ・第4期中期目標期間中は令和元(2019)年度～令和4(2022)年度採用分の選考・審査業務を行う一方、当該年度新規採用者・継続採用者に対する資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。 ・希望者に対して、出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いの手続を行った。また、傷病により研究に専念することが困難な者に対し、傷病を理由とする採用の中断及び延長の取扱いの手続も行った。 ◆審査業務の適切な実施 ・特別研究員等審査会において、専門の見地から審査及び選考を行った。また、審査の基準や、利害関係者の取扱いについて明記した手引を委員に対して配布し、審査に厳格を期した。 ・学術システム研究センターに設置されたワーキンググループでの検討を踏まえ、募集要項や審査方法の見直し等を図ることにより、公正で透明性の高い選考・審査体制の整備に継続的に取り組んだ。特に令和2(2020)年度においては、令和4(2022)年度採用分海外特別研究員について、従来の審査で申請者の一部に対して行っていた「面接審査」に代わり、申請書のみに基づく「書面審査及び合議審査」を導入し、当該審査を実施した。（※合議審査はオンラインにて実施） ・令和5(2023)年度採用分の審査では、見直しの最終形として、「二段階の書面審査」方式（関連する審査区分を組み合わせ設定した審査グループ毎に一段階目の書面審査を実施し、その結果ボーダーゾーンとなった申請を対象に、一段階目と同一の審査委員（原則6名）により、二段階目の書面審査を実施するもの）を導入することとし、令和5(2023)年度採用分募集要項等に反映・公開した。 ・審査委員に配布する「審査の手引」についても、「二段階の書面審査」方式の導入に伴い、総合評価（相対評価）の評点分布を再検討し、ボーダーライン上での同点が少なくなるよう、総合評価の評点分布を変更することとした。 ・なお、令和4(2022)年度採用分の審査（令和3(2021)年度に実施）からは、海外特別研究員の審査は研究費の審査とは異なり、研究者としての資質や将来性の評価により重点を置くことを踏まえ、申請者が単に「研究業績」を列挙するのではなく、自身の研究遂行力を自ら分析するとともに研究に関する自身の強み等を記入する項目を新たに申請書に設け、より人物評価に資する審査を実施した。 ・選考結果については、不採用者に、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び不採用者の中でののおおよその順位を通知した。なお、採用者については、振興会のウェブサイト上で氏名等を公開した。 ◆募集業務の円滑な実施 ・各年度において、翌年度採用分海外特別研究員の募集と併せて、海外特別研究員-RRA事業の募集を行った。募集要項、申請書、審査方針、書面審査セット、申請・採用状況及び採用者一覧等について、振興会ウェブサイトを通じて、広く一般に公開し、申請者が迅速に入手できるようにした。	既存の採用者に対する救済措置を迅速に行ったことは、中期目標の想定をはるかに超える実績として、高く評価できる。 ・毎年度、派遣終了直後の就職状況調査に加え、終了後1年・5年・10年経過後の追跡調査を行ったことは高く評価できる。加えて、その調査結果を見ても、特に5年経過後で約90%が常勤の研究職に就職しており、海外特別研究員事業のキャリアパスとしての有効性・重要性が高く認識できる結果となっている。 ・平成29(2017)年度より開始した若手研究者海外挑戦プログラムについては、平成31年度（令和元(2019)年度）採用分より、申請希望者の多様なニーズを踏まえ、従来の年1回募集から年2回募集に増やしつつ、申請書類の簡略化や審査期間短縮を実現することにより、一定の申請者数を確保できる事業へと着実にレベルアップしており、高く評価できる。 ・令和4(2022)年度における欧米を中心とした著しい物価高等に伴う海外特別研究員、若手研究者海外挑戦プログラム採用者への影響を考慮し、当該年度中に海外の物価高が著しい地域に長期間滞在した海外特別研究員および若手研究者海外挑戦プログラム採用者に対し、臨時の救済的一時金を支給したことは大いに評価できる。 【若手研究者の組織的な海外派遣（組織支援）】 ・事業終了まで各年度計画的・継続的に支援することにより、将来性のある多様な研究人材の育成・確保に努	措置により個々の状況に応じて適切な対応を行い、日本の学術研究の国際化に大いに寄与したことは大いに評価できる。 <今後の課題・指摘事項> ・外国人研究者招へいの各種事業において、採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ着実に実施していくとともに、各種事業の周知に向け、効果的な情報発信にいかに取り組んでいくかが課題として挙げられる。 ・外国人研究者招へいプログラムの更なる充実に積極的に努めてほしい。 ・若手研究者海外挑戦プログラムのような海外渡航を前提とした事業は、感染症の影響を大きく受けたことは否めない。このような状況にもかかわらず実施できたケースもあり、それらにどのような工夫や決断、そして苦労があったのかは、今後の方策のために共有してほしい。 ・またプログラムの制度設計時に課題として、あげられていた若手研究者の海外離れのような状況は、感染症によりさらに拡大したのか、もしくはオンライン国際学会やリモート会議による研究室交流などの機会が増えたことにより、むしろ身近になったのかは検証してほしい。 <その他事項> —	ム採用者に臨時の救済的一時金を支給したことは大いに評価できる。 ・外国人研究者招へい事業は、新型コロナウイルス感染症の影響下において特例措置により個々の状況に応じて適切な対応を行い、日本の学術研究の国際化に大いに寄与したことは大いに評価できる。 <今後の課題・指摘事項> ・外国人研究者招へいの各種事業において、採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ着実に実施していくとともに、各種事業の周知に向け、効果的な情報発信にいかに取り組んでいくかが課題として挙げられる。 ・外国人研究者招へいプログラムの更なる充実に積極的に努めてほしい。 ・若手研究者海外挑戦プログラムのような海外渡航を前提とした事業は、感染症の影響を大きく受けたことは否めない。このような状況にもかかわらず実施できたケースもあり、それらにどのような工夫や決断、そして苦労があったのかは、今後の方策のために共有してほしい。 ・またプログラムの制度設計時に課題として、あげられていた若手研究者の海外離れのような状況は、感染症によりさらに拡大したのか、もしくはオンライン国際学会やリモート会議によ

状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

3－3 国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査の結果（平成 25～28 年度実績：76.8%）を踏まえ、75%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。

3－A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成 28 年度の状況（5 年経過後特別研究員－PD は 91.6%、5 年経過後海外特別研究員は 94.2%、10 年経過後特別研究員－DC は

・申請書の作成から提出まで完結させる電子申請システムについて、毎年度、申請者及び事務担当者の利便性を考慮し、使いやすいよう改修を行った。

・併せて、電子申請システムの体験版や簡易版操作手引を整備しているほか、専用のコールセンターを引き続き設置し、申請者が円滑に申請できるよう便宜を図った。

・特別研究員事業と併せて、海外特別研究員事業の制度について広く周知を図るための説明会や募集に係る申請書作成について、各機関の事務担当者に注意点を広く周知するための説明会を実施した。なお、説明会においては、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、優れた若手研究者が結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断等の後に、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する、海外特別研究員-RRA の周知に努めた。

・なお、令和 3 (2021) 年度及び令和 4 (2022) 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、説明会で周知していた事項を広く周知するためのウェブサイトを作成した。

●特別研究員事業等説明会実績

開催大学等	
令和元年度（2019 年度）採用分	麻布大学、茨城大学、信州大学、埼玉大学、名古屋大学
令和 2 年度(2020 年度)採用分	東洋大学、上智大学、大阪大学
令和 3 年度(2021 年度)採用分	東洋大学、上智大学

◆事業の評価（就職状況調査）

・毎年度、海外特別研究員の採用終了後の就職状況調査を実施した。また、調査結果をウェブサイト上で公表した。

●採用期間終了後の就職状況

区分	調査実施年度				
	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
常勤の研究職（国内）	69 人	81 人	51 人	68 人	74 人
常勤の研究職（海外）	26 人	12 人	15 人	13 人	18 人
非常勤の研究職	4 人	9 人	2 人	4 人	3 人
ポストドクター（国内）	7 人	14 人	10 人	13 人	16 人
ポストドクター（海外）	54 人	60 人	69 人	62 人	56 人
非研究職	10 人	14 人	10 人	13 人	19 人

め、若手研究者の海外派遣を促進しているほか、相手側からの研究者招へいも併せて支援することで、双方向の人的交流を促進したことは評価できる。

・事後評価では、事業趣旨に沿った評価の方法、手順等を整え、審査と同様に評価を実施し、採択事業、事後評価結果、審査・評価部会名簿の公表、また、事後評価についての意見申し立ての機会を設けることにより、透明性、信頼性確保を図っており、評価できる。さらに、総合評価 3 以上が 36 件中 36 件となっており、若手研究者の人材育成が国際共同研究と有機的に連携して実施され、事業終了後も、海外の研究機関等との研究ネットワークの継続が見込まれることが確認できたことは高く評価できる。

【外国人研究者の招へい】

・招へいの目的や外国人研究者のキャリアステージに合わせるができるよう、大学等のニーズに即した効果的かつ多様なプログラムを実施し、国内大学との交流機会を提供していることは我が国の学術研究の推進及び国際化に寄与したものと考えられ評価できる。また、採用期間が終了した外国人特別研究員（一般）の日本側受入研究者へのアンケート調査においては、年平均 88.4%が肯定的な評価をしていることから、事業の効果が窺え、中期計画を上回る成果として評価できる。

・採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ、事業の見直しにより、「外国人特別研究員（定着促進）」について平成 30 (2018) 年度より、「外国人招へい研究者（短期 S）」について令和 2 (2020) 年度より、そして「外国

る研究室交流などの機会が増えたことにより、むしろ身近になったのかは検証してほしい。この点に関連して、我が国の若手研究者の海外離れを少なくする観点から、海外特別研究員制度の採用数をより増やすことも検討課題としてほしい。

我が国の研究環境の整備が進んだ現状や、就職のことを考えて、海外離れが進んでいると思われるが、海外の研究者との共同研究を促進することや、異なる文化に直接触れることは若手研究者にとって大変良い経験となる。

・種々の制度を活用して、海外での研究を経験したことが、帰国後の研究にどのようなよい変化をもたらしたかをフォローアップすることが、今後の制度の拡大にもつながると考える。語学や人脈形成、新しい技術や知識の獲得は当然のことであるが、異なる文化に接することや国内では経験できない様々な場面をどのように乗り切ってきたかというようなことを共有することが、新しい応募の動機付けにもつながると考える。

<その他事項>

・海外特別研究員の常勤研究職への就職統計についても、引き続き企業への就職者の数の把握に努めてほしい。

88.5%)を基準とした状況変化を評価において考慮する。

その他	0人	0人	1人	0人	0人
計	170人	190人	158人	173人	186人

・採用期間終了後1年、5年及び10年経過した者を対象とした就職状況等の追跡調査を実施し、事業の効果を検証した。また、調査結果をウェブサイト上で公表した。

●海外特別研究員の常勤の研究職への就職状況

区分	調査実施年度				
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
5年経過後	91.9%	89.2%	91.5%	90.5%	92.3%

◆事業の改善・見直し

・令和2(2020)年度採用分募集要項より、申請時において常勤・非常勤の別を問わないこととし、単に我が国の大学等学術研究機関への所属状況を問う形式へと変更した。

・令和3(2021)年度採用分募集より、これまで申請機関に紙媒体での提出を求めている「申請件数一覧」について、紙媒体での提出を求めないよう変更し、申請機関への便宜を図った。

・令和3(2021)年度から、報酬の受給を伴う活動については、海外特別研究員の研究課題の遂行に支障が生じない限り、内容に制限は設けないこととし、海外特別研究員が能力に応じて多様な活動に従事することを可能とした。

【新型コロナウイルス感染症への対応】
(募集・申請関連)

・通常時は海外特別研究員の採用歴がある者の再申請を認めていないが、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度採用分募集要項においては、新型コロナウイルス感染症の影響により日本国内で採用を開始したものの海外に渡航することができなかった者の再申請を特例として認めることとした。

・令和2(2020)年4月に発出された、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言により、多くの申請機関において入構制限や在宅勤務が実施されたことを受け、当初5月6日に予定していた令和3(2021)年度採用分の申請締め切りを6月4日まで延長した。

(執行関連)

・令和元(2019)年度末における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国が入国制限を強化し、各機関が研究環境の封鎖などを実施したことにより、渡航や現地での研究の実施が困難となった採用者に対し、個々の状況を踏まえ、渡航延期や一時帰国などの取扱について柔軟な対応を実施するとともに、以下の特例措置を実施した。

ー令和元(2019)年度末頃から寄せられた、他の収入源がなく渡航延期をせざるを得ない複数の採用者からの救済支援を求める要請を踏まえ、急遽日本国内で採用を開始する特例措置を実施した(令和2(2020)年度および令和3(2021)年度)。

ー新型コロナウイルス感染症の影響により採用内定取り消しを取り消したいという要望にも柔軟に対応した(令和2(2020)年度)。

ー新型コロナウイルス感染症の影響により研究の遂行に支障が生じた海外特別研究員

人特別研究員(戦略的プログラム)」について令和4(2022)年度より、募集を終了したことは、予算の効率的な運用に努めつつ、申請の効率化と事業実施に際する利便性を向上させた取組として評価できる。

・「外国人特別研究員(一般)」および「外国人特別研究員(欧米短期)」について、令和4(2022)年度募集より、妊娠・出産・育児による中断期間を除いた期間を申請要件の年限とする見直しを実施したこと、及び、外国人特別研究員が出産・育児による不利益を被ることがないよう、採用期間の中断への対応等、一定の配慮をしつつ、事業を運営したことは、学術研究分野における男女共同参画を推進する取組として高く評価できる。

・平成30(2018)年度より、これまで一部紙媒体での提出を求めていた申請手続きを不要とし、すべて電子申請システムで行えるようにすることにより、申請受付を効率化したこと、採用期間中の手続きに係る手引き・様式及びFAQ(和文及び英文)の更新を行い、従来問い合わせの多かった事項等を整理することで、外国人研究者、受入研究者及び受入研究機関が事業を有効活用し、経費を適切に執行する環境整備を行ったこと、及び、採用後の手続きに係る様式等の署名・押印を廃止し、提出専用ウェブサイトの導入を進めことは、外国人研究者、受入研究者及び受入研究機関の事務作業を減少させ、利便性の向上に資するものとして高く評価できる。

・103の多様な国/地域から、様々なキャリアステージの外国人研究者を、我が国の多様な受入機関に招へ

を対象として、採用期間を延長し、滞在費・研究活動費を追加支援する特例措置を実施した（令和2（2020）年度から令和4（2022）年度）。

- ー通常時は出産・育児・傷病に限定されている採用の中断及び延長の取り扱いについて、採用者の状況を考慮し、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした申請も特例的に認める措置を実施した（令和2（2020）年度および令和3（2021）年度）。
- ー海外特別研究員の日本への一時帰国について、通常時は採用期間中において通算40日間という上限を設けているが、新型コロナウイルス感染症の影響及び海外特別研究員個々人の事情を考慮し、上限を超える一時帰国も柔軟に認めることとした（令和2（2020）年度および令和3（2021）年度）。
- ー新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を延期せざるを得ない採用者に対し、採用年度の翌年度に採用を開始することを認める特例措置を実施した（令和2（2020）年度および令和3（2021）年度）。
- ー採用年度の4月1日に申請資格を満たさない採用者について、最長で採用年度の1月1日まで採用開始を延期可能とする措置を実施した（令和2（2020）年度から令和4（2022）年度）。

【物価高への対応】

・令和4（2022）年度中に海外の物価高が著しい地域に滞在する海外特別研究員に対し、臨時の救済的一時金を支給した。

■若手研究者海外挑戦プログラム

・博士後期課程学生が積極的に海外での研究に従事できるよう支援するため、平成29（2017）年度に創設した「若手研究者海外挑戦プログラム」について、事業開始以来、着実に申請数を増やした。しかし、令和2（2020）年以降における新型コロナウイルス感染症の影響を受け、我が国の大学に所属する学生の海外渡航が大幅に制限されたことから、申請数・新規採用数共に減少した。

	採用年度	申請数	新規採用数
第3期中期目標期間	平成29年度	311	132
第4期中期目標期間	30年度	278	143
	31年度/令和元年度*	489	147
	令和2年度*	364	104
	3年度*	242	123
	4年度*	274	142

*令和元（2019）年度以降は、年2回の合計

（審査業務・募集業務）

・例年、書面審査業務を約2か月という限られた期間内に迅速かつ適切に行い、速やかに採用結果を開示した。さらに、翌年度採用分の募集に係る要項を作成・公開した。

いする外国人研究者招へい事業を実施し、外国人特別研究員では延べ4,848人（令和4（2022）年度1,144人、令和3（2021）年度714人、令和2（2020）年度757人、令和元（2019）年度1,083人、平成30（2018）年度1,150人）を、外国人招へい研究者では、延べ981人（令和4（2022）年度384人、令和3（2021）年度56人、令和2（2020）年度44人、令和元（2019）年度236人、平成30（2018）年度261人）を招へいし、外国人研究者及び受入研究者相互の研究の進展と我が国の研究環境の国際化を推進したことは評価できる。

・令和元（2019）年度114人、平成30（2018）年度112人、平成29（2017）年度109人、平成28（2016）年度108人の外国人特別研究員（一般）が、採用期間終了後も日本の大学等研究機関で研究を継続していることは、外国人研究者の定着として評価できる。また、外国人特別研究員の採用終了後の日本における研究活動支援のための情報提供として、事前収録のビデオ（日本の大学等研究機関へ就職している、外国人特別研究員経験者による講演）を、採用期間中の外国人特別研究員へ公開したこと、及び、日本の大学等研究機関で研究に従事する外国人特別研究員経験者へインタビューを実施し広報物を作成したことは、外国人研究者の定着をより一層推進する取組として評価できる。

・ODA被支援国のうち、アジア・アフリカ諸国等の論文博士号取得希望者に対して学位取得のための研究に必要な支援を着実に実施していることは評価できる。

	・特に令和元(2019)年度においては、申請希望者の多様なニーズに応えるため、同年度中に第2回目の募集に係る要項を作成し、年度内に公開した。当該募集要項の作成に当たっては、第1回募集時と比較して申請書類を簡略化し、より簡易に申請できるようにした。 ・さらに、令和2(2020)年度採用分募集要項からは、前年度に引き続き年2回の募集を行い申請希望者の利便性を確保するとともに、2段階書面審査を実施し、審査の合理化・迅速化を図った。 (採用手続) ・各年度において、採用後の手続を簡潔に記した手引を新たに準備すると同時に、各種手続に係る様式一式を準備した。手引及び様式を準備するに当たっては、採用者の負担を可能な限り減らすため、簡易な手続方法となるよう努めた。また、前年度採用分で問合せがあった部分や分かりにくい表現を適宜改め、全般的に手引及び様式の見直しを行った上で、採用手続を行った。また、手引及び様式は振興会ウェブサイトで公開し、容易に入手できるよう工夫に努めた。 (執行業務) ・各年度において、翌年度採用分の選考・審査業務を行う一方、当該年度採用者に対する資金支給業務を適切かつ効率的に実施した。 ・特に、類似の例のないベンチフィアの支払いに当たっては、受入機関によって異なる請求内容を丁寧に確認し、適切な支給か否かを見極めた上で、事例を収集・分析しつつ適切な執行に努めた。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 (募集・申請関連) ・令和2(2020)年4月に発出された、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言により、多くの申請機関において入構制限や在宅勤務が実施されたことを受け、当初4月17日に予定していた令和2(2020)年度採用分(第2回)の申請締め切りを6月4日まで延長した。 (執行関連) ・令和元(2019)年度末以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国が入国制限を強化し、各機関が研究環境の封鎖などを実施したことにより、渡航や現地での研究の実施が困難となった採用者に対し、<u>個々の状況を踏まえ、渡航延期や一時帰国などの取扱について柔軟な対応を実施するとともに、以下の特例措置を実施した。</u> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を延期せざるを得ない採用者に対し、採用年度の翌年度に採用を開始することを認める特例措置を実施した(令和2(2020)年度および令和3(2021)年度)。 【物価高への対応】 ・令和4(2022)年度中に海外の物価高が著しい地域に滞在する若手研究者海外挑戦プログラム採用者に対し、臨時の救済的一時金を支給した。	・来日直後の外国人研究者 446 人(令和4(2022)年度 136 人、令和3(2021)年度 43 人、令和2(2020)年度 27 人、令和元(2019)年度 116 人、平成30(2018)年度 124 人)に対して、日本語及び日本文化研修を含むオリエンテーションを実施したことは、我が国での円滑な研究活動を推進するものとして評価できる。また、学術情報を充実させた生活ガイドブックの作成・配付は、日本での円滑な研究及び生活の開始に資するものであり評価できる。 ・招へいした外国人研究者が、高等学校等において、研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを、延べ 612 回(令和4(2022)年度 135 回、令和3(2021)年度 108 回、令和2(2020)年度 97 回、令和元(2019)年度 135 回、平成30(2018)年度 137 回)実施したことは、次世代を担う生徒に対して科学や国際社会への関心を深めることに貢献するものと考えられ高く評価できる。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・外国人研究者招へいの取組において、我が国の研究機関の研究環境の国際化が停滞しないため、新型コロナウイルス感染症の影響の収束後、優れた外国人研究者の招へいの取組を迅速に再開できるよう、円滑かつ着実に事業を実施したことは評価できる。特に、<u>新型コロナウイルス感染症の影響による申請者の状況を考慮し、申請書の提出期限の延長を行うとともに、審査においても審査方法を工夫することにより、例年とほぼ同時期に採用を決定したことは高く評価できる。</u>	

■海外渡航を促進するための取組

・平成 26 (2014) 年度以降、以下の海外の対応機関等と協定に基づき、特別研究員を対象として海外の大学等研究機関の研究者と共同研究する機会を提供する取組を積極的に行った。

事業名	相手先 (対応機関名称)	実施年度
若手研究者交流事業 (スイス枠)	スイス (スイス連邦工科大学チューリッヒ校 (ETH Zurich))	平成 26 年度～令和 4 年度
ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業	EU (欧州研究会議 (ERC))	平成 28 年度～
若手研究者交流事業 (インド枠)	インド (インド科学技術庁 (DST))	平成 29 年度～令和元年度

・特に、「ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業」の募集に当たっては、毎年 1 月に特別研究員の受入れを希望する ERC 研究費支援を受けている研究者の情報を特別研究員に提供するとともに、オンラインシステムにて申込受付を開始した。また、渡航希望者が受入研究者と円滑に連絡が取り合えるよう、振興会から受入研究者宛に事業趣旨や特別研究員事業の説明を記載した英文レターを準備し、振興会ウェブサイトで公開した。

【若手研究者の組織的な海外派遣 (組織支援)】

■頭脳循環プログラム

●頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム (評価・交付：平成 30 (2018) 年度)
(評価業務)

・平成 27 (2015) 年度に採択された 12 事業について、国際事業委員会及び当該委員会の下に設置された分野別の審査・評価部会 (人社系、理工系、生物系、総合系の 4 部会) において、書面評価及び合議評価による事後評価を実施した。その結果、若手研究者の人材育成が国際共同研究と有機的に連携して実施され、事業終了後も、海外の研究機関等との研究ネットワークの継続が見込まれるなど、4 段階評価の総合的評価で 5 事業が「4」(高く評価できる)、7 事業が「3」(概ね高く評価できる) の評価を得た。事後評価結果については、事業実施機関に速やかに通知するとともに、審査・評価部会の委員名簿と併せてウェブサイトで公開した。

(交付業務)

・平成 27 (2015) 年度から 29 (2017) 年度までに採択された 36 事業に交付した平成 29 (2017) 年度補助金について、事業実施機関から提出された実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて事業実施機関への現地調査を行い、事業に要する経費が否か厳格に精査した上で交付した補助金の額の確定を実施した。

●国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業 (交付：平成 30 (2018) 年度～令和元

・新型コロナウイルス感染症に対する対応についても、前例のない事態であるにもかかわらず、採用者や受入機関のニーズを適切に把握し、採用期間延長や来日期限の延長、一時出国や中断の柔軟な取扱いなどの特例措置を行い、これまでの特例措置をまとめた専用ページをウェブサイト上に設けたことは評価できる。特に、水際対策措置の推移に応じて、都度、早期入国に向けた取組や、採用者の負担軽減に配慮した柔軟な措置を講じたことは高く評価できる。

<課題と対応>

外国人研究者招へいの各種事業において、採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ着実に実施していくとともに、各種事業の周知に向け、効果的な情報発信に取り組んでいく。

(各評価指標等に対する自己評価)

・評価指標である 3-1 (現状の支援に対する評価) については中期目標に定められた水準 (80%程度) を大きく上回る 94.2%～95.8%であり、極めて高い肯定的評価を受けている。

・評価指標である 3-2 (海外特別研究員の活動状況に関する評価) については中期目標に定められた水準 (80%程度) を大きく上回る 97.9%～100.0%であり、極めて高い肯定的評価を受けている。

・評価指標である 3-3 については中期目標に定められた水準 (75%程度) を上回る 94.0%であった。

・関連指標である 3-A については、5 年経過後就職状況は 89.2～91.9%となっており、中期目標の基準となっている平成 28 (2016) 年度の状況 (5 年経過後は 94.2%) と概ね同水準であった。

	(2019)年度、評価：令和元(2019)年度～2(2020)年度) (交付業務) ・「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」として平成28(2016)年度に採択した12事業と平成29(2017)年度に採択した12事業の計24事業について、平成29(2017)年度行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成30(2018)年度から、人材育成に重きを置いた事業内容に見直しを図った上で「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」として事業を継続させ、事業の実施に必要な補助金を令和元(2019)年度まで交付した。 ・事業実施機関からの問合せに対してこれまでの回答状況を網羅的に確認しつつ、事業を取り巻く周辺環境を考慮した上で最適な回答を提示した。また、事業実施機関から申請のあった事業計画の変更承認手続について、事業が円滑に実施されるよう迅速かつ的確に処理した。 ・事業実施機関から提出された実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて事業実施機関への現地調査を行い、事業に要する経費か否か厳格に精査した上で交付した補助金の額の確定を実施した。 ・そのほか、事業実施機関に対して実地調査を実施し、事業の進捗状況を把握するとともに、補助金の執行状況について確認し、所要の指導を行った。 (評価業務) ・第4期中期目標期間中に事業実施期間が終了した計24事業について、国際事業委員会及び当該委員会の下に設置された分野別の審査・評価部会（人社系、理工系、生物系、総合系の4部会）において、書面評価及び合議評価による事後評価を実施した。 ・令和元(2019)年度から「国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業」として事後評価を実施するに当たり、平成30(2018)年度まで実施していた「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム」の事後評価から、評価項目や事後評価資料等を見直すとともに、書面評価の担当委員を2名から3名に増員し、より幅広い視点から事業趣旨に沿った評価を実施した。 ・事後評価の結果、若手研究者が派遣先の海外研究機関との共同研究を通じて顕著な成果を上げるとともに、国際的な研究ネットワークの構築に貢献し、国際的に活躍できる若手研究者の育成が順調に進んでいるなど、4段階評価の総合的評価で8事業が「4」（高く評価できる）、12事業が「3」（概ね高く評価できる）、4事業が「2」（ある程度評価できる）の評価を得た。事後評価結果については、評価の実施年度毎に事業実施機関に速やかに通知するとともに、審査・評価部会の委員名簿と併せてウェブサイトで公開した。 【諸外国の優秀な研究者の招へい】 ■外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員、外国人招へい研究者） （募集業務等） ・招へいの目的や外国人研究者のキャリアステージに合わせることができるよう、複数のプログラムにより事業を構成し、国内公募と海外対応機関からの推薦により申請を受け付けた。 ・リーフレット（和文及び英文）を作成し、ウェブサイトでの掲載、国内大学等研究機関だけでなく、海外研究連絡センター及び海外対応機関を通じた配布によって、積極的な広報活動を行った。			

	・外国人研究者及び受入研究者が計画を十分に検討できるよう、募集要項（和文及び英文）を来日時期の1年前に作成、公開した。また、様々な計画に対応できるよう、年複数回に分けて募集した。 ・採用者や受入研究機関のニーズ等を踏まえ、事業の見直しにより、「外国人特別研究員（定着促進）」については平成30（2018）年度より、「外国人招へい研究者（短期S）」については令和2（2020）年度より、「外国人特別研究員（戦略的プログラム）」については令和4（2022）年度より、募集を終了し、予算の効率的な運用に努めた。 （申請受付・採用業務） ・募集要項において研究費の不正使用や安全保障貿易管理についての記載を充実させ、申請時点での認識共有と注意喚起を図った。 ・EUの一般データ保護規則（GDPR）に対応するなど、個人情報のより厳格な取扱いに努めた。 ・「外国人特別研究員（一般）」および「外国人特別研究員（欧米短期）」について、令和4（2022）年度募集より、妊娠・出産・育児による中断期間を除いた期間を申請要件の年限とする見直しを実施した。 ・平成30（2018）年度より、これまで一部紙媒体での提出を求めていた申請手続きを不要とし、すべて電子申請システムで行えるようにすることにより、申請受付の効率化及び受入研究機関の負担軽減を図った。 ・募集要項とともに審査区分表等を作成、公開することにより、申請者に対する選考方法の透明性を高めるとともに、幅広い分野の審査員によるピアレビューを適切に機能させた。 ・国内公募分の選考にあたっては、我が国の学界の第一線の研究者で構成される国際事業委員会において、書面審査及び合議審査による二段階審査を行った。（外国人研究者招へい事業合議審査について、従来の特別研究員等審査会は、令和3（2021）年度より開催回数及び開催方法に変更が生じることから、国際事業委員会において合議審査を行うよう審査方法を変更した。） ・「外国人特別研究員（一般）」及び「外国人招へい研究者（長期・短期）」について、不採用の申請におけるおおよその位置づけを電子申請システムにより開示することにより、情報公開を進めた。 ・選考方法について、ウェブサイト上で公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-ippa/senko.html https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-oubei-s/senko.html https://www.jsps.go.jp/j-inv/senko.html なお、採用者一覧もウェブサイト上で公開している。 https://www.jsps.go.jp/j-fellow/saiyo/index.html https://www.jsps.go.jp/j-inv/adoptlist.html （採用期間中の運営業務） ・外国人特別研究員（欧米短期）において、採用期間開始時に博士号の学位を有しない場合であっても、その後に学位記等の提出があった場合の滞在費（月額）を博士号を有する者と同額に増額する見直しを令和5（2023）年度より全ての外国人特別研究員（欧米			

短期)を対象に実施する。・外国人研究者管理システムを改修し、個々の招へい計画に応じた効率的かつ迅速な滞在費支給等を行った。

- ・採用期間中の手続きに係る手引き・様式及びFAQ(和文及び英文)の更新を行い、従来問い合わせの多かった事項等を整理することで、外国人研究者、受入研究者及び受入研究機関が事業を有効活用し、経費を適切に執行する環境整備を行った。
- ・採用後の手続きに係る様式等の署名・押印を廃止し、提出専用ホームページの導入を進めた。
- ・外国人特別研究員が出産・育児による不利益を被ることがないように、採用期間の中断への対応等、一定の配慮をしつつ、事業を運営した。

(事業の評価)

・事業の改善を目的とし、事業終了後、外国人研究者及び日本側受入研究者に対してアンケート調査への回答や報告書の提出を求めることにより実績等の把握に努めている。

第4期中期目標期間に採用期間が終了した外国人特別研究員(一般)の日本側受入研究者へのアンケート調査においては、平成30(2018)年度に89.4%、令和元(2019)年度に86.0%、令和2(2020)年度に84.0%、令和3(2021)年度に88.6%、令和4(2022)年度に94.0%が肯定的な評価をしている。

・今後の事業運営の参考とするために、令和2(2020)年度に新規採用した外特(一般)採用期間終了後の就職状況を調査し、活躍状況や事業の成果についての検証を実施した。

●令和4(2022)年度プログラム別受入実績(単位:人)

	申請・採用実績			受入実績		
	国内公募			海外 推薦*	新規来 日者実 数	総滞在 者数**
	申請数	採用数	採用率			
外国人特別研究員 (一般)	2,004	230	11.5%	84	347	711
外国人特別研究員 (欧米短期)	187	51	27.3%	69	217	256
外国人特別研究員 (戦略的プログラム)				9	18	19
外国人特別研究員 (サマー・プログラム)				78	155	158
外国人招へい研究 者(長期)	183	60	32.8%		94	113
外国人招へい研究 者(短期)	237	105	44.3%		269	271

* 延べ34の海外対応機関からの推薦。

** 総滞滞在者数:前年度からの継続滞滞在者を含む。

●令和3(2021)年度プログラム別受入実績(単位:人)

	申請・採用実績	受入実績

	国内公募			海外 推薦*	新規来 日者実 数	総滞在 者数**
	申請数	採用数	採用率			
外国人特別研究員 (一般)	2,160	230	10.6%	91	237	631
外国人特別研究員 (欧米短期)	183	55	30.1%	74	54	70
外国人特別研究員 (戦略的プログラム)				7	3	3
外国人特別研究員 (サマー・プログラム)				67	10	10
外国人招へい研究 者(長期)	160	60	37.5%		25	38
外国人招へい研究 者(短期)	262	120	45.8%		13	18

* 延べ37の海外対応機関からの推薦。

** 総滞滞在者数：前年度からの継続滞滞在者を含む。

●令和2(2020)年度プログラム別受入実績(単位：人)

	申請・採用実績				受入実績	
	国内公募			海外 推薦*	新規来 日者実 数	総滞在 者数**
	申請数	採用数	採用率			
外国人特別研究員 (一般)	2,287	230	10.1%	110	204	681
外国人特別研究員 (欧米短期)	186	55	29.6%	70	18	71
外国人特別研究員 (戦略的プログラム)				9	1	5
外国人特別研究員 (サマー・プログラム)				102	0	0
外国人招へい研究 者(長期)	187	61	32.6%		17	32
外国人招へい研究 者(短期)	414	160	38.6%		8	12

* 延べ約50の海外対応機関からの推薦。

** 総滞滞在者数：前年度からの継続滞滞在者を含む。

●令和元(2019)年度プログラム別受入実績(単位：人)

	申請・採用実績				受入実績	
	国内公募			海外 推薦*	新規来 日者実 数	総滞在 者数**
	申請数	採用数	採用率			

					数	
外国人特別研究員 (一般)	2,355	235	10.0%	98	298	794
外国人特別研究員 (定着促進)				0	0	2
外国人特別研究員 (欧米短期)	247	61	24.7%	67	97	162
外国人特別研究員 (戦略的プログラム)				13	10	28
外国人特別研究員 (サマー・プログラム)				97	97	97
外国人招へい研究 者(長期)	273	60	22.0%		57	75
外国人招へい研究 者(短期)	510	170	33.3%		147	159
外国人招へい研究 者(短期S)	19	3	15.8%		2	2

* 延べ約 50 の海外対応機関からの推薦。

** 総滞在者数：前年度からの継続滞在外者を含む。

●平成 30(2018)年度プログラム別受入実績(単位：人)

	申請・採用実績				受入実績	
	国内公募			海外 推薦*	新規来 日者実 数	総滞在 者数**
	申請数	採用数	採用率			
外国人特別研究員 (一般)	2,449	240	9.8%	99	299	808
外国人特別研究員 (定着促進)				0	0	6
外国人特別研究員 (欧米短期)	267	60	22.5%	72	114	193
外国人特別研究員 (戦略的プログラム)				27	27	41
外国人特別研究員 (サマー・プログラム)				102	102	102
外国人招へい研究 者(長期)	259	60	23.2%		57	79
外国人招へい研究 者(短期)	605	180	29.8%		170	178
外国人招へい研究 者(短期S)	12	4	33.3%		4	4

* 延べ約 50 の海外対応機関からの推薦。

** 総滞在者数：前年度からの継続滞在者を含む。

●令和4(2022)年度地域別受入実績（単位：人）

地域	受入実績（総滞在者数*）	割合
アジア	563	36.8
オセアニア	44	2.9
アフリカ	47	3.1
ヨーロッパ	635	41.6
北米	189	12.4
中南米	25	1.6
中東	25	1.6
合計	1,528	

* 総滞在者数：前年度からの継続滞在者を含む。

●令和3(2021)年度地域別受入実績（単位：人）

地域	受入実績（総滞在者数*）	割合
アジア	366	47.5
オセアニア	30	3.9
アフリカ	34	4.4
ヨーロッパ	256	33.2
北米	53	6.9
中南米	13	1.7
中東	18	2.3
合計	770	

* 総滞在者数：前年度からの継続滞在者を含む。

●令和2(2020)年度地域別受入実績（単位：人）

地域	受入実績（総滞在者数*）	割合
アジア	398	49.7
オセアニア	29	3.6
アフリカ	39	4.9
ヨーロッパ	254	31.7
北米	49	6.1
中南米	15	1.9
中東	17	2.1
合計	801	

* 総滞在者数：前年度からの継続滞在者を含む。

●令和元(2019)年度地域別受入実績（単位：人）

地域	受入実績（総滞在者数*）	割合
アジア	513	38.9
オセアニア	44	3.3
アフリカ	47	3.6
ヨーロッパ	529	40.1
北米	137	10.4
中南米	22	1.7
中東	27	2.1
合計	1,319	

●平成30年度地域別受入実績（単位：人）

地域	受入実績（総滞在者数*）	割合
アジア	540	38.3
オセアニア	34	2.4
アフリカ	36	2.6
ヨーロッパ	579	41.0
北米	169	11.9
中南米	28	2.0
中東	25	1.8
合計	1,411	

（外国人特別研究員（一般／欧米短期／戦略的プログラム／サマー・プログラム））

・令和元（2019）年度に採用され、これまでに採用期間を終了した外国人特別研究員（一般）296名中114名（38.5%）が終了後も日本の大学等研究機関で研究を継続している。

●「外国人特別研究員（一般）」の採用期間終了後の日本における大学等研究機関での研究継続について

新規採用年度	新規採用人数	継続者数	継続者数の割合
令和元（2019）年度	296	114	38.5
平成30（2018）年度	291	112	38.5
平成29（2017）年度	309	109	35.3
平成28（2016）年度	301	108	35.9

・令和3（2021）年度より、外国人特別研究員の採用終了後の日本における研究活動支援のための情報提供として、事前収録のビデオ（日本の大学等研究機関へ就職している、外国人特別研究員経験者による講演）を、採用期間中の外国人特別研究員へ公開する取組を実施した。また、令和4（2022）年度には、日本の大学等研究機関で研究に従事する外国人特別研究員経験者へインタビューを実施し広報物を作成した。

■論文博士号取得希望者への支援事業

・令和4（2022）年度より、これまで一部紙媒体での提出を求めている申請手続きを不要とし、すべて電子申請システムで行えるようにすることにより、申請受付の効率化及び受入研究機関の負担軽減を図った。

・ODA 被支援国のうち、アジア・アフリカ諸国等の論文博士号取得希望者に対して学位取得のための研究に必要な支援を実施した。

●支援状況

年度	申請者数	採用者数	継続者数	総被支援者数
令和4（2022）年度	27	9	33	42
令和3（2021）年度	37	10	32	42
令和2（2020）年度	44	10	28	38
令和元（2019）年度	40	16	34	47
平成30（2018）年度	62	20	38	58

●博士号取得状況

新規採用年度	取得年度	取得割合
令和元（2019）年度	令和3（2021）年度	29%
平成30（2018）年度	令和2（2020）年度	44%
平成29（2017）年度	令和元（2019）年度	45%
平成28（2016）年度	平成30（2018）年度	52%
平成27（2015）年度	平成29（2017）年度	48%

■外国人研究者への交流支援、生活支援

・来日直後の外国人特別研究員（一般）に対して、オリエンテーションを実施し、研究者同士の交流や採用経験者との交流機会を設けるとともに、日本語・日本文化研修や日本の研究環境に関する講義を実施した。令和2（2020）年度、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度第1回はオンラインにて実施したが、令和4（2022）年度2回目の9月実施分から3年ぶりに対面形式にて実施した。

・令和2（2020）年度と令和3（2021）年度は、外国人特別研究員を対象に、オンラインによる日本の研究環境に関する講義を実施し、YouTubeにて配信した。

・日本での円滑な研究生活を支援するため、日常生活で必要となる情報に加え、学術関連情報を充実させた生活ガイドブックを作成し、外国人研究者招へい事業の採用者に対して、採用通知時に配付した。

●オリエンテーションの実施日と参加人数実績

実施年度	参加人数
令和4（2022）年度	136
令和3（2021）年度	43
令和2（2020）年度	27
令和元（2019）年度	116

平成 30（2018）年度	124

■サイエンス・ダイアログ事業

・招へいした外国人特別研究員が、高等学校等において、研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを実施し、次世代を担う生徒の科学や国際社会への関心を深めることに貢献した。。

●実施状況

年度	開催数	参加生徒数
令和 4（2022）年度	135	5,684
令和 3（2021）年度	108	4,502
令和 2（2020）年度	97	4,488
令和元（2019）年度	135	6,502
平成 30（2018）年度	136	6,577

【新型コロナウイルス感染症への対応】

■外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員、外国人招へい研究者）

（申請受付・採用業務）

・新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、令和 2（2020）年度外国人特別研究員（一般）及び外国人招へい研究者（短期）第 2 回募集回の申請受付期限を、令和 2（2020）年 5 月 8 日から 6 月 4 日に延長した。

・令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に配慮し、特別研究員等審査会は、審査員委員が集う形式での合議審査は行わず、書面審査及び電子メール等を活用した審議により実施した。

（採用期間中の運営業務）

・令和 2（2020）年度は、緊急事態宣言の発令により研究活動に支障が生じたことを考慮し、一定の要件を満たす者に、採用期間 1 ヶ月延長を認める特例措置を実施した。

・令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度及び令和 4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響を鑑み、来日期限を延長する特例措置を実施したほか、一時出国や中断などの取扱いについて柔軟な対応を実施した。

・特例措置の内容については、受入機関に通知するとともに、ウェブサイトで公開している。

https://www.jsps.go.jp/j-fellow/korona_tokureisoti.html

https://www.jsps.go.jp/j-inv/korona_tokureisoti.html

・新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置の影響を受けた令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度採用者について、令和 4（2022）年度の指定の時期まで来日期限の延長を認めるなど採用者の立場に立った柔軟な対応を実施し、希望する採用者全員が来日し採用を開始することができた。

（外国人特別研究員（一般／欧米短期／戦略的プログラム／サマー・プログラム））

・博士号取得前後の若手研究者を夏期 2 か月招へいする外国人特別研究員（サマー・ブ

	ログラム)では、新型コロナウイルスの影響により、令和2(2020)年度は、2020 年度通年・翌年度の 2021 年度プログラム参加を可能とする措置、令和3(2021)年度は、2021 年度通年・翌年度の 2022 年度プログラム参加を可能とする措置、行動制限措置期間を採用期間に含めることを容認する等特例措置を講じた。 ■論文博士号取得希望者への支援事業 ・令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度において、事前の申請により委託契約期間を延長可能とする特例措置を実施した。 ■外国人研究者への交流支援、生活支援 ・令和2(2020)年度、令和3(2021)年度及び令和4(2022) 年度第 1 回は新型コロナウイルス感染防止対策のためオンライン形式でオリエンテーションを実施した。 ・来日直後の外国人特別研究員に対し、Zoom 配信によるオリエンテーションを実施し、研究者同士の交流や採用経験者との交流機会を設けた。 ■サイエンス・ダイアログ事業 ・新型コロナウイルス感染防止対策を目的としたオンライン形式の講義を可能とし、令和2(2020) 年度は参加校 61 校中 26 校が、令和3(2021) 年度は参加校 66 校中 28 校が、令和4(2022) 年度は参加校 81 校中 6 校が、オンライン形式の講義を選択した。				
<主な定量的指標> 【評価指標】 3－4 若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が95％程度） <その他の指標> 一 <評価の視点> 3－4 若手研究者の学術的・国際	<主要な業務実績> 【優れた若手研究者の顕彰】 ■日本学術振興会賞 ・人文学、社会科学及び自然科学の全分野において、原則 45 歳未満で博士又は博士と同等以上の学術研究能力を有する者のうち、論文等の研究業績により学術上特に優れた成果をあげている研究者を対象とした第 15 回～第 19 回日本学術振興会賞受賞候補者の推薦について、我が国の学術研究機関及び学協会に対し依頼した。 ・被推薦者について、学術システム研究センターにおける予備審査を経て、日本学術振興会賞審査会における選考結果に基づき、令和 4 (2022)年度までに合計 124 名の受賞者を決定した。 ・秋篠宮皇嗣同妃両殿下のご臨席を得て、第 15 回、第 16 回、第 19 回の授賞式を日本学士院において開催した。第 17 回、第 18 回の授賞式については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を取りやめ、秋篠宮皇嗣殿下より受賞者に対するお祝いのことばを頂き、受賞者に配布するとともに本会ウェブサイトに掲載した。 ・第 18 回より、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、推薦要項の見直しを行い、年齢要件 45 歳未満のところ、一定の期間出産・育児による休業等を取得した者については 47 歳未満に一部緩和し、推薦を募集した。 ■日本学術振興会育志賞 ・人文学、社会科学及び自然科学の全分野において、34 歳未満で大学院における学業成績が優秀であり、豊かな人間性を備え、意欲的かつ主体的に勉学及び研究活動に取り組んでいる大学院博士後期課程学生を対象とした第 9 回～第 13 回日本学術振興会育志賞受賞候補者の推薦について、我が国の大学及び学協会に対し依頼した。	（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから、評定をbとする。 ・日本学術振興会賞及び日本学術振興会育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を通して、創造性に富み優れた若手研究者の顕彰を円滑かつ着実に実施した。 ・推薦要項の見直しを行い、より広く優れた若手研究者の発掘と表彰に取り組んできた。 ・有識者による国際生物学賞審査委員会を毎年複数回開催し、最終審査には4名の著名な外国人審査委員を含めて英語で審議した。 ・受賞者の決定及び、天皇皇后両陛下及び令和元(2019)年度以降は秋篠宮	（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 <今後の課題・指摘事項> ・引き続き、優れた若手研究者の顕彰の円滑かつ着実な実施に努めて欲しい。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下において経験したオンライン形式の良さも有効に活用するなど、次世代の研究者の育成のため、多様性を確保した若手研究者の研さんの機会の実施に努めてほしい。	（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 <今後の課題・指摘事項> ・引き続き、優れた若手研究者の顕彰の円滑かつ着実な実施に努めて欲しい。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下において経験したオンライン形式の良さも有効に活用するなど、次世代の研究者の育成のため、多様性を確保した若手研究者の研さんの機会の実施に努めてほしい。	

的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期中間期間におけるアンケート調査の結果(平成25～28年度実績：91～100%)を踏まえ、各シンポジウム等において95%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。	・被推薦者について、学術システム研究センターにおける面接選考を含む予備選考を経て、日本学術振興会育志賞選考委員会における選考結果に基づき、令和4(2022)年度までに合計90名の受賞者を決定した。 ・秋篠宮皇嗣同妃両殿下のご臨席を得て、第9回、第13回の授賞式を日本学士院において開催した。第10～12回の授賞式については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を取りやめた。 ・育志賞受賞者のネットワーク構築を図ることを目的とした育志賞研究発表会を令和元(2019)年度を除く各年度実施した。令和元(2019)年度は、令和2(2020)年3月に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とした。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・第17回日本学術振興会賞について、令和2(2020)年4月1日～6日に実施した推薦受付において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、郵送物の受付期間を緩和する等、受付方法の一部変更を行った。 ・第17回～第19回の日本学術振興会賞の審査会をオンラインで開催した。 ・第11回日本学術振興会育志賞について、令和2(2020)年6月1日～5日に予定していた推薦受付において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2(2020)年7月2日～8日に延期した。 ・第11回～第13回の育志賞の面接選考、選考委員会をオンラインで開催した。 ・令和2(2020)年度～令和4(2022)年度の育志賞研究発表会をオンラインで開催した。 【国際生物学賞に係る事務】 ・毎年計4回の審査委員会を開催し、最終審査では4名の著名な外国人審査委員を含めて厳正な審議を行い、毎年度、世界的に著名な研究者1名への授賞を決定した。 ・授賞式は、平成30(2018)年度は天皇后両陛下、令和元(2019)年度以降は秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を賜り、日本学士院において挙行了した。 ・授賞式に関連して、振興会と大学との共催による国際生物学賞記念シンポジウムを開催し、その中で受賞者による特別講演会を実施した。平成30(2018)年度、令和元(2019)年度、令和4(2022)年度の3年間で計約800名が参加した。 ・令和2(2020)年度の授賞式は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事務局である日本学術振興会内において伝達式の形式に変更し、令和3(2021)年度は次年度に延期した。これを受けて令和4(2022)年度は第37回、第38回合同形式で授賞式を実施した。また記念シンポジウムは、実施機関との慎重な協議の結果、令和2(2020)年度は中止、令和3(2021)年度は次年度に延期し、令和4(2022)年度は第37回(東京大学と共催)、第38回(基礎生物学研究所と共催)の2つのシンポジウムをそれぞれ開催した。 ・国際生物学賞パンフレットを作成し、毎年約1,500件超の国内外の関係機関、研究者に配布するとともに、電子メールや新聞、雑誌等の媒体を通じた幅広い広報を行った。 ・国際生物学賞基金の拡大に努め、5年間で24,130,000円(のべ28件)の寄付を収集した。 ・基金の管理・運用については、銀行預金のほか、利付国債(2億円)、仕組預金により適切に運用した。	皇嗣同妃両殿下に御臨席賜る授賞式を滞りなく開催すると共に、振興会と大学等研究機関との共催により、一般の人も参加可能な国際生物学賞記念シンポジウムを開催し、受賞者による特別講演を通じて、学術研究の成果を広く国民にアピールしたことは、中期目標・中期計画を超えた活動として評価できる。 ・また、国際生物学賞パンフレットを作成し、毎年1,500を超える関係者に配布したことは、賞の広報につながる取組であり評価できる。 ・令和4(2022)年度は、新型コロナウイルスの影響により本年度に延期された第37回の授賞式、シンポジウムも合わせて行うなど業務量が増大したが、それぞれ円滑に実施したことは評価できる。 ・野口英世アフリカ賞(医学研究分野)の第3回及び第4回の授賞にあたり、内閣府との協議を経て、滞りなく推薦依頼・受付を行い、推薦委員会を運営しており、中期計画通り着実に業務を実施していると評価できる。 ・国際的な研さん機会を提供する事業では、HOPEミーティングを着実に実施し、参加者の95%以上が「すばらしい」又は「良い」と評価した。 ・ノーベル・プライズ・ダイアログは、共催機関との緊密な連携の下に開催し、参加者の95%以上が「また参加したい」と肯定的に評価した。 ・先端科学シンポジウムでは5カ国の共催機関と連携し、参加者の9割以上が「学術的な視野が広がった」「同種のシンポジウムにもう一度参加したい」と肯定的に評価した。 ・リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業では、主催者との連絡調整を行いながら、日本人参加者の選考・推薦・派遣を着実に実施した。	<その他事項> —	<その他事項> —

【野口英世アフリカ賞に係る事務】 ●推薦委員会の運営 学術研究に高い識見を有し、研究評価及び経験が豊富かつアフリカでの感染症等の疫病対策に造詣の深い研究者から成る推薦委員会（医学研究分野のみ）を振興会に設置し、第3回の授賞にあたり平成30(2018)年度中に第2回～第5回、第4回の授賞にあたり令和2(2020)年度中に第1回、令和3(2021)年度中に第2回～第5回の推薦委員会を開催した。 ●推薦依頼先の選定及び推薦書類の作成・配付 内閣府との協議を経て、推薦依頼書類（和英仏）を作成の上、国内外の研究機関及び研究者に推薦書類を送付した。 ●推薦受付用電子申請システムの構築 推薦書類の送付後速やかに受付を開始できるよう、受付用電子申請システムを構築し、推薦書類の受付を開始した。 ●外国人委員の選定 内閣府との協議、第2回推薦委員会での検討を経て、外国人委員を選定した。 ●審査 推薦委員会での検討を経て、選考方法や基準を決定、書面審査の後、最終的に推薦委員会において「野口英世アフリカ賞」受賞候補者を選考し、野口英世アフリカ賞委員会に推薦した。 【ノーベル賞受賞者と若手研究者との対話の場の提供】 ■HOPE ミーティング ・平成30(2018)年度には、第11回 HOPE ミーティングを物理学、化学、生理学・医学及び関連分野を対象分野に開催した。梶田隆章運営委員長（2015年ノーベル物理学賞）を始めとする6名のノーベル賞受賞者及び1名の著名研究者と、104名の参加者が参加した。会議後に行った参加者へのアンケート調査では、回答者の全員が HOPE ミーティングを「素晴らしい」又は「良い」と評価した。 ・令和元(2019)年度に開催準備を進めていた第12回 HOPE ミーティングは新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクに鑑み、開催直前に中止を決定した。また令和2(2020)年度に開催を予定していた第13回 HOPE ミーティングは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、オンライン開催も含め実施形態の検討を行ったが、事業趣旨に沿った開催は困難として延期を決定した。 ・令和3(2021)年度は、延期となっていた第13回 HOPE ミーティング（対象分野：物理学、化学、生理学・医学及び関連分野）について、本ミーティングの趣旨及び全参加者の健康に配慮した開催形態について運営委員会に諮りつつ検討を重ね、オンライン開催とすることを決定し、講演者（ノーベル賞受賞者）9名、若手研究者91名の参加を得て開催した。会議後に行った参加者へのアンケート調査では、回答者の92%が HOPE ミーティングを「素晴らしい」あるいは「良い」と評価した。 ・令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に最大限配慮するとともに、出入国に係る各国の水際対策の方針変更等にも適切に対応し、第14回 HOPE ミーティング（対象分野：物理学、化学、生理学・医学及び関連分野）を対面形式で開催した。講演者（ノーベル賞受賞者）8名（うち、2名はオンライン参加）とアジア・太平洋・アフリカ地域からの若手研究者104名が参加し、会議後に行った参加者へのアンケート	【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・国際生物学賞について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は推薦委員会をオンラインで開催し、授賞式及び記念シンポジウムの開催形態を関係者と協議の上決定したことは評価できる。 ・野口英世アフリカ賞（医学研究分野）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2(2020)年度～令和3(2021)年度の推薦委員会はオンラインで開催した。 ・HOPE ミーティングは、第12回の中止、第13回の延期を経て、令和3(2021)年度には第13回をオンライン開催、令和4(2022)年度には感染防止に最大限配慮しつつ対面・集合形式で開催するなど、感染拡大状況を踏まえた対応を行った。 ・ノーベル・プライズ・ダイアログでは、事業目的を満たしながら新型コロナウイルス感染症に対応した開催形態について共催機関と協議を重ね、令和4(2022)年に第5回を成功裏に開催した。 ・先端科学シンポジウムについて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け開催延期となった間には、事業広報のためのオンラインイベント「Open FoS」を開催し、多くの参加者から肯定的評価を得た。また令和4(2022)年度には、対応機関との調整のもと感染防止に最大限配慮し、水際対策にも適切に対応しながら、日仏・日米独・日加の3回のシンポジウムを対面・合宿形式で成功させ、参加研究者のネットワーク形成に寄与した。		

調査では、回答者の 98%が HOPE ミーティングを「すばらしい」あるいは「良い」と評価した。

・いずれの会議においても、講演、討議、参加者によるポスター発表やチームごとの発表等が行われ、活発な質疑応答・意見交換がなされた。また、日本側参加者は公募を行い、HOPE ミーティング運営委員会による書面及び合議審査を経て決定している。

■ノーベル・プライズ・ダイアログ

・「ノーベル・プライズ・ダイアログ」は、ノーベル・プライズ・アウトリーチ（ノーベル財団広報部門）が平成 24(2012)年よりスウェーデンにおいてノーベル賞授賞式の時期に開催している一般向け公開シンポジウム「Nobel Week Dialogue」を、平成 27(2015)年 3 月に、同団体との共催でスウェーデン国外では世界で初めて開催したものである。第 4 期中期目標期間中には、共催機関と協定書を締結の上、平成 31(2019)年 3 月に第 4 回となる「ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2019」を開催した。また、令和 4(2022)年 10 月には第 5 回となる「ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2022」を開催した。

・第 4 回ノーベル・プライズ・ダイアログは、国外から研究者や学生を含む多くの観客を得て開催され、ノーベル賞受賞者を含む国内外の著名な研究者・有識者が登壇し、各テーマについて様々な角度から講演、ディスカッションを行った。また、特設サイトにて全セッションの同時中継を行うとともに、開催後はノーベル財団の公式 YouTube チャンネルにて全録画を公開し、全世界に向けて発信を行った。

・第 5 回ノーベル・プライズ・ダイアログは、当初令和 3(2021)年 3 月に開催予定であったところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクに鑑み、令和 4(2022)年 10 月 23 日に延期して開催した。延期後の開催形態については、事業趣旨を踏まえつつ、変化する新型コロナウイルス感染症の状況に対応したものとすべく共催機関とオンラインでの調整を重ね、参加者数を約半数に制限したうえで、対面とオンライン・事前録画を組み合わせたハイブリッド形式での実施となった。

・プログラムの検討及び登壇者候補の選考については、ダイアログ毎、そのテーマに沿って本会に設けられた運営委員会に諮りつつ、共催機関と協議を行っている。

○ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2019

日程：平成 31(2019)年 3 月 17 日（日）

テーマ：The Age to Come 科学が拓く明るい長寿社会

パネリスト数：19 名（うちノーベル賞受賞者 5 名）

（主な登壇者）

- ・本庶 佑（2018 年生理学・医学賞）
- ・エリザベス・H・ブラックバーン（2009 年生理学・医学賞）
- ・ティム・ハント（2001 年生理学・医学賞）
- ・ランディ・シェックマン（2013 年生理学・医学賞）
- ・アンガス・ディートン（2015 年経済学賞）
- ・川島 隆太（東北大学加齢医学研究所所長）
- ・山海 嘉之（CYBERDYNE 株式会社代表取締役社長/CEO）
- ・サラ・ハーパー（オックスフォード大学教授）
- ・原山 優子（東北大学名誉教授） 等

＜課題と対応＞

・引き続き、優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰等の取組における募集、選考等を着実に進めていくよう、各事業の特性に配慮しつつ工夫に努める。

・国際生物学賞の国内外における更なる認知度向上に向けた広報の在り方を検討していく。

・国際的な研さん機会を提供する事業では、集合形式での開催とオンラインによる開催双方の長所・短所を考慮した上で、事業の趣旨・目的を十分に達成できる形式での開催を引き続き検討していく。

（各評価指標等に対する自己評価）

・評価指標である 3－4 については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け実施できなかったシンポジウム等がある中、オンラインでの開催を含め実施された HOPE ミーティング、ノーベル・プライズ・ダイアログ及び先端科学シンポジウム参加者へのアンケートでは、肯定的評価が平均して 95.6%と、中期目標に定められた水準（95%）と同程度となっている。

		参加者数：国内外約 1,000 名（回答者の 96.8%がノーベル・プライズ・ダイアログにまた参加したいと評価） 動画視聴回数：令和 4（2022）年 3 月 10 日時点で各動画視聴回数計 5,000 回超 ○ノーベル・プライズ・ダイアログ東京 2022 日程：令和 4（2022）年 10 月 23 日（日） テーマ：Water Matters 水から考える持続可能な未来 パネリスト数：23 名（うちノーベル賞受賞者 7 名） （主な登壇者） ・天野 浩（2014 年物理学賞） ・ピーター・アグレ（2003 年化学賞） ・ティム・ハント（2001 年生理学・医学賞） ・ポール・ミルグロム（2020 年経済学賞） ・コンスタンチン・ノボセロフ（2010 年物理学賞） ・ダン・シェヒトマン（2021 年化学賞） ・クルト・ヴェートリッヒ（2002 年化学賞） 等 参加者数：国内外約 400 名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者数を約半数に制限。このうち、アンケート回答者の 97.2%がノーベル・プライズ・ダイアログにまた参加したいと評価） 動画視聴回数：令和 5（2023）年 1 月 23 日時点で各動画視聴回数計 9,140 回超			
		【若手研究者への国際的な研鑽機会の提供】 ■ 先端科学シンポジウム事業 ・各国対応機関との共催で、自然科学から人文・社会科学にわたる異分野間で先端科学について討議を行うシンポジウムを、平成 30（2018）～令和 4（2022）年度に計 6 件実施し、日本側からのべ 154 名の若手研究者が参加した。 ・令和元（2019）年度には、平成 26（2014）年度を最後に開催休止となっていた日仏先端科学（JFFoS）シンポジウムを再開すべく、フランス国立科学研究センターと覚書を締結した。コロナによる延期を経て、令和 4（2022）年度に 8 年ぶりに実施。その成功を受けて次年度以降の継続が決定し、覚書再締結に向けた手続きを完了した ・令和元（2019）年度末から令和 3（2021）年度にかけて開催を予定していたシンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、オンライン開催も含め実施形態の検討を行った結果、「寝食を共にしたインフォーマルな機会を含めて議論を重ねることで、分野の異なる参加者間の結びつきを強めるのが事業趣旨であるところ、時差もある中で、オンライン開催でそうした直接的な交流を十分に確保することは難しい。」とする共催機関側の意向を踏まえ、開催を延期した。 ・令和 4（2022）年度には、対応機関との調整のもと、延期された日仏（国内開催）・日米独（米国開催）・日加（カナダ開催）の 3 件を対面・合宿方式で実施。新型コロナウイルス感染症拡大の防止に最大限配慮するとともに、出入国に係る政府レベルの水際対策の方針変更等にも適切に対応しながら、滞りなく参加者間のネットワーク形成の場を提供した。			

・長年、日本との先端科学シンポジウム実施の要望を受けていたイスラエルに関して、令和5（2023）年度中に試行的にシンポジウムを開催する方向で科学技術イノベーション省と協議を開始し、対象分野や企画委員の選定を行った。

- 第14回日独先端科学（JGFoS）シンポジウム
共催機関：フンボルト財団（AvH）
日程：平成30（2018）年9月6日～9月9日
開催場所：日本・京都市
参加者数：日本30名、ドイツ26名
- 第2回日米独先端科学（JAGFOS）シンポジウム
共催機関：米国科学アカデミー（NAS），フンボルト財団（AvH）
日程：令和元（2019）年9月26日～9月29日
開催場所：日本・京都市
参加者数：日本24名、米国21名、ドイツ26名
- 第3回日英先端科学（UK-Japan FoS）シンポジウム
共催機関：英国王立協会
日程：令和元（2019）年11月7日～11月10日
開催場所：日本・浦安市
参加者数：日本29名、英国27名
- 第10回日仏先端科学（JFFoS）シンポジウム
共催機関：国立科学研究センター（CNRS）
日程：令和4（2022）年6月24日～6月27日
開催場所：日本・京都市
参加者数：日本20名、フランス20名
- 第3回日米独先端科学（JAGFOS）シンポジウム
共催機関：米国科学アカデミー（NAS），フンボルト財団（AvH）
日程：令和4（2022）年9月15日～9月18日
開催場所：米国・カリフォルニア
参加者数：日本22名、米国19名、ドイツ21名
- 第2回日加先端科学（JCFoS）シンポジウム
共催機関：カナダ王立協会（RSC）、カナダ先端研究機構（CIFAR）
日程：令和5（2023）年3月6日～3月9日
開催場所：カナダ・バンフ
参加者数：日本29名、カナダ30名

- ・シンポジウム実施にあたっては、セッショントピックやスピーカー等の選定を含むセッションの構成に参加者である企画委員（PGM）が自ら企画するなど、参加者自身が主体的に運営に携わった。
- ・開催済みのシンポジウムにおいてシンポジウム後に行った参加者へのアンケート調査では、参加者の98.8%が「学術的な視野が広がった」、92.7%が「同種のシンポジウムにもう一度参加したい」と高く評価した。
- ・令和3（2021）年3月には、本事業シンポジウムを疑似体験することで、今後開催す

るシンポジウムへの参加希望に繋げるとともに、本シンポジウムの知名度の一層の浸透を図ることを目的とした公開シンポジウム（Open FoS）をオンラインで開催し、開催後には、本会公式 YouTube チャンネルにて一部抜粋した動画を公開した。研究者や学生を含む約 300 名（Zoom ウェビナー 232 名、YouTube ライブ配信 60 名）が参加し、ディスカッションでは様々な分野・職位（学生を含む。）の参加者から多くの質問が投稿され、活発な議論が行われた。シンポジウム後に行った参加者へのアンケートでは、参加者のうち 96%が「楽しかった」、87%が「先端科学(FoS)シンポジウムに参加したい」と回答した。

・先端科学シンポジウム事業委員会を年 1～3 回程度開催し、事業運営や枠組みについての検討や公募による候補者も含めた参加者の選考等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応の検討も行った。

■国際的な会議等への若手研究者の参加支援

リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業

・新型コロナウイルス感染症の影響により開催がなかった令和 2（2020）年度を除き、毎年日本人参加者の募集及び推薦、参加決定者への経費支援を行った。令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため初めてのオンライン開催となったが、主催者（リンダウ・ノーベル賞受賞者会議評議会及びリンダウ・ノーベル賞受賞者会議基金）と密に連絡を取り合うことで、遺漏なく参加者への支援を行った。日本人参加者候補の選考においては、国際事業委員会で審査を行った。会議後に行ったアンケートでは、参加者全員が「参加は有益だった」「他の日本人若手研究者にも本事業への参加を勧めたい」と回答した。

・平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度の間に於ける本会推薦によるリンダウ・ノーベル賞受賞者会議への日本からの参加者は計 37 名にのぼる。派遣された参加者からは、「世界各国の著名なノーベル賞受賞者や同世代の意欲的な研究者達との交流を通じ、自分の研究を客観的に捉え、科学的素養を身に付けた人間としてその知識や経験をどのように社会へ還元していくべきかを、明確に考えるきっかけを得られた」といった声が寄せられている。

○リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣実績

回数・対象分野	派遣人数	開催日程
第 68 回 生理学・医学	11 名	平成 30（2018 年）年 6 月 24 日～29 日
第 69 回 物理学	9 名	令和元（2019 年）年 6 月 30 日～7 月 5 日
第 70 回 3 分野合同	5 名	令和 3（2021 年）年 6 月 27 日～7 月 2 日（令和 2 年から 1 年の延期を経て、オンラインにて開催）
第 71 回 化学	8 名	令和 4（2022 年）年 6 月 26 日～7 月 1 日
第 7 回 経済学	4 名	令和 4 年 8 月 23 日～8 月 27 日

			日（令和2年から2年の延期を経て開催）												
		■国際ワークショップ及びセミナーの実施 ・ブラジルサンパウロ州立研究財団、インド科学技術庁との共催により、ワークショップ・セミナーを実施し、多数の若手研究者が参加した。 ・若手研究者は、実施機関が幅広く周知・選考し、質の確保に努めた。 ○ワークショップ・セミナー開催実績 <table><tr><td>年度</td><td>実施件数</td><td>参加人数</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>2件</td><td>121人</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1件</td><td>105人</td></tr></table> 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・国際的な研さん機会を提供する事業のうち、本会が主催する HOPE ミーティングについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第12回の開催を中止した。第13回は1年間の延期の後、長期にわたる若手研究者への参加機会の喪失を防ぐため、事業趣旨の達成に配慮の上、オンラインで開催した。第14回は、徹底した感染防止対策の上、対面・集合形式で開催した。 ・海外対応機関との共催で実施しているノーベル・プライズ・ダイアログ及び先端科学（FoS）シンポジウムについては、事業趣旨や共催機関の意向を踏まえ、令和2（2020）年度及び3（2021）年度におけるシンポジウムの開催延期を決定した。一方で、ポストコロナにおける事業の円滑な実施を担保するため、将来の参加者増を目的とした先端科学シンポジウムでのオンラインによる公開シンポジウム（Open FoS）を開催した。令和4（2022）年度には、会場での感染症対策や出入国に係る水際対策に最大限の配慮をしながら、ノーベル・プライズ・ダイアログについては参加者数を制限したうえでのハイブリッド形式、先端科学（FoS）シンポジウムに関しては国内1回、国外2回の計3回を対面・合宿方式で成功裏に開催した。 ・相手国が主催であるリンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業においては、主催機関による延期及びオンライン開催という決定に対して随時確認を取りながら適切に対応し、滞りなく事務手続きを行った。また、延期により参加者の募集を行わなかった年度には、事業広報リーフレットを作成するなど事業再開時に向けた準備を行った。					年度	実施件数	参加人数	平成30年度	2件	121人	令和元年度	1件	105人
年度	実施件数	参加人数													
平成30年度	2件	121人													
令和元年度	1件	105人													
		<主要な業務実績> 【卓越研究員事業】 ・平成30(2018)年度から令和4（2022）年度にかけて、のべ1,737名の研究者から申請を受け付け、我が国の第一線級の研究者等からなる卓越研究員候補者選考委員会を設置した上で、同委員会による書面審査を実施し、審査結果を文部科学省に報告した（同省において書面審査結果に基づき卓越研究員候補者のべ728名を決定）。 ・文部科学省が定めた審査方針や審査方法をウェブサイト上で公開するとともに、審査終了後にウェブサイトを通じて、任期を終了した審査員の名簿を公表するなど、審査の透明性の確保に努めた。 ・審査員に対して、審査の手引き等を配付して書面審査の基準や利害関係者の取扱いに	（４）研究者のキャリアパスの提示 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げていることから、評定をbとする。 ・事業の実施に当たっては、専門家による公正な審査体制を整備し、事業の透明性、信頼性を確保しながら、文	（４）研究者のキャリアパスの提示 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。	（４）研究者のキャリアパスの提示 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることことから評定をbとする。 卓越研究員事業の推進や新										

	ついて周知し、精度の高い審査を実施した。 ・本事業への理解促進のため、研究者を対象とした公募説明会を東京、大阪の会場で実施した。 ・平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度にかけて、電子申請システムを用いて計 115 機関から 553 件のポスト申請を受け付け、申請結果を文部科学省に報告するとともに、ポスト情報をウェブサイトで一覧化し公開した。 ・ポストを提示した研究機関と卓越研究員候補者（申請者）の当事者間交渉を支援するため、候補者（申請者）に関する情報提供を行った。（令和元(2019)年度以降は、各年度の候補者に前年度からの候補者資格の継続者を加えることとし、当事者間交渉が完了した候補者について、平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度に文部科学省が計 181 名を卓越研究員に決定した。また、補助金算定の対象となる関連研究者（提示されたポストに採用された卓越研究員以外の若手研究者）として、平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度に計 18 名が採用された。） ・平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度に卓越研究員を採用した計 75 の研究機関に対して、円滑に補助金を交付した。また、平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年度に補助金を交付した研究機関に対して、額の確定調査を適切に実施した上で、額の確定通知書を送付した。 ・次年度の公募に向け、申請や一覧化公開等のための電子申請システムを構築した。 ・文部科学省における本事業の効果的な運営に資するよう、平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度に決定された卓越研究員に対して、研究活動状況について追跡調査を実施し、その結果を文部科学省へ報告した。 ・平成 28(2016)年度から平成 30(2018)年度に卓越研究員を雇用した研究機関に対して、卓越研究員の研究活動情報等に関する成果報告書の提出を求め、文部科学省へ報告した。 ・本事業を広く周知するため、公募に関する情報をウェブサイトで公開するとともに、研究機関向けのパンフレットや研究者向けのリーフレットを作成し各研究機関への配布やウェブサイトへ掲載することで、情報発信を行った。また、本事業の概要や卓越研究員の声及び研究機関の声をまとめ、ウェブサイトで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-le/index.html 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・令和 2(2020)年度において、各機関からの令和元(2019)年度実績報告書の提出期限は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、1 ヶ月間延長した。 ・令和 2(2020)年度において、平成 29(2017)年度に卓越研究員を雇用した研究機関からの成果報告書の提出期限は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、11 日間延長した。 ・令和元(2019)年度～令和 4(2022)年度の公募説明会については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、ウェブサイト資料及び説明動画を掲載するオンライン開催とした。	部科学省の定めた審査要領に従って審査業務を着実に実施している。 ・研究機関への交付を円滑に実施し、また、額の確定調査を適切に実施している。 ・本事業の周知のため、事業パンフレットの作成や、卓越研究員及び研究機関の声をホームページに掲載するなど、情報発信に取り組んできた。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、公平性、透明性が確保された審査、円滑な交付を着実に実施していく。 （各評価指標等に対する自己評価） —	卓越研究員事業の推進や新型コロナウイルス感染症への対応など中期計画通り順調に進んでいる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —	新型コロナウイルス感染症への対応など中期計画通り順調に進んでいる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I - 4	4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化 (1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進 (2) 地域の中核・特色ある研究大学の強化促進 (3) 大学教育改革の支援 (4) 大学のグローバル化の支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第3号、第6号、第7号、第8号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくための取組として重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考URL	世界トップレベル研究拠点プログラム https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/index.html 卓越大学院プログラム https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/index.html デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 https://www.jsps.go.jp/j-x-pro/ 知識集約型社会を支える人材育成事業 https://www.jsps.go.jp/j-chishiki/index.html 地域活性化人材育成事業～SPARC～ https://www.jsps.go.jp/j-sparc/ 大学の世界展開力強化事業 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html スーパーグローバル大学創成支援事業 https://www.jsps.go.jp/j-sgu/index.html		

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成 目 標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度		平成 30 年度	令和元年 度	2 年度	3 年度	4 年度
評価指標									予算額（千円）	709, 970	662, 773	717, 405	727, 859	861, 772
大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）		－	42～77 回	72 回	58 回	50 回	31 回	49 回	決算額（千円）	620, 258	560, 184	648, 761	641, 055	770, 213
関連指標									経常費用（千円）	619, 003	565, 437	630, 054	686, 168	756, 018
大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況	世界トップレベル研究拠点プログラムにおいて、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合	－	100%	－	100%	100%	100%	－	経常利益（千円）	5, 028	-24, 499	18, 724	-41, 918	25, 419
	大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合	－	75%	79%	82%	89%	95%	83%	行政サービス実施コスト（千円）	629, 598	－	－	－	－
									行政コスト（千円）	－	629, 382	630, 054	686, 168	756, 018
									従事人員数	22	19	20	21	21

注１）予算額、決算額は「４ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注２）従事人員数については「４ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			外部評価委員による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
		<自己評価> 評価：A 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていることから評価をAとする。 ・世界最高水準の研究拠点の形成促進においては、対象拠点の数は3件の増加となる中、着実に審査・評価及び進捗管理行業務を実施して来た。特に令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の継続により、対面形式での審査会やフォローアップの実施が困難となる中で、オンライン化の充実に向け事務局が入念に準備し、委員、拠点との連携のもと、平時に劣らないきめ細やかな審査及びフォローアップを実現していることは高く評価できる。また、成果の最大化に向けた活動支援に関しても、新型コロナウイルス感染症の継続の中でも、オンライン化による継続的なアウトリーチの取組のほか、WPI 拠点やWPI プログラムの世界的な認知度調査などの調査・分析活動を充実させ、その報告書を拠点や文部科学省と共有し、今後のWPI 全体のブランディング戦略の基礎を築くなど、果敢な姿勢で当初計画を達成し様々な対象に拠点の成果を不断に届けていることは高く評価できる。 ・大学改革や人材育成等の国の助成事業について、事業ごとに委員会や部会等を合計211回開催し、審査・評価業務に従事している。事業の実施にあたっては、事業ごとにそれぞれ国の定めた制度・方針等を踏まえて、専門家によ	評価 A <評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、自己点検評価に記載のとおり、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると見込まれることから評価をAとする。 ・教育・研究に関する国の諸事業の実施機関として、振興会が選出されていることは、振興会の有する審査・評価業務に対する経験と知見が当該事業の推進に必須であると認められてのことであると評価する。その期待を裏切らず、世界トップレベル拠点形成事業、大学・大学院教育改革の支援事業及び大学のグローバル化の推進事業の様々なプログラムについて、適切に審査・評価、管理業務がなされていることは高く評価できる。また、振興会の有する審査・評価に関する知見が生かされる場合は、大学教育改革の国の新規事業の実施機関に積極的に応募し、新規2事業の実施機関として選定されたことも評価できる。 ・各事業とも新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けながらも、審査・評価、フォローアップが着実に行われ	評価 A <評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていることから評価をAとする。 ・教育・研究に関する国の諸事業の実施機関として、振興会が選出されていることは、振興会の有する審査・評価業務に対する経験と知見が当該事業の推進に必須であると認められてのことであると評価する。その期待を裏切らず、世界トップレベル拠点形成事業、大学・大学院教育改革の支援事業及び大学のグローバル化の推進事業の様々なプログラムについて、適切に審査・評価、管理業務がなされていることは高く評価できる。また、振興会の有する審査・評価に関する知見が生かされる場合は、大学教育改革の国の新規事業の実施機関に積極的に応募し、新規4事業の実施機関として選定されたことも評価できる。 ・各事業とも新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けながらも、審査・評価、フォローアップが着実に行われている。 ・世界最高水準の研究拠点の		

		る公正な審査・評価体制を整備し、事業の透明性、信頼性、継続性を確保しているとともに、審査・評価結果等の速やかなホームページ掲載、事業内容を紹介するパンフレット（英語版・日本語版）の作成など、広報戦略について検討を行い積極的な情報公開を着実に実施している。 ・審査・評価実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、新たに4事業（卓越大学院プログラム、デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業、知識集約型社会を支える人材育成事業、地域活性化人材育成事業～SPARC～）の業務を実施していることは高く評価できる。 ・委員会等において、委員の事業全般に係る意見や中間評価アンケート調査結果の概要の文部科学省への提供や、文部科学省も交えた議論を行っており、今後の政策に活かせるものと高く評価できる。 ＜課題と対応＞ ・大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業において、引き続き公正かつ迅速・円滑な審査・評価を実施していくとともに、プログラムの着実な実施に向けてフォローアップ体制の充実・許可を測りつつ、各大学の参考となりうる積極的な発信にも努めていく。	ている。 ・世界最高水準の研究拠点の形成促進においては、平成30(2018)年度に2拠点、令和3(2021)年度に1拠点、令和4(2022)年度に3拠点を新規公募し、審査委員会において三段階審査を行うほか、システムレビュー、サイエンスレビューを相当数選考し、サイエンスメリット、システム改革両面を審査するなどきめ細かい審査に対応していることは評価できる。また、補助金支援期間終了を迎える拠点に関しては、補助金支援期間延長や、WPI アカデミー拠点と認定するなど適切にフォローアップ、プログラム管理を行っていることも評価できる。さらに、成果最大化に向けた活動の支援としては、アウトリーチやブランディング、ファンドレイジングについても、効果的な支援を行っている。特に WPI サイエンスシンポジウムにおける高校生と拠点研究者の双方向的交流は、まさに若い世代への“学術の振興”と評価できる。 ・世界トップレベル研究拠点プログラム委員会では、女性委員の比率が上昇したことを評価する。 ・大学教育改革支援および大学のグローバル化の支援においては、目標・目的が異なり、活動内容も異なる多くのプログラムに対し、それぞれにプログラム委員会、審査・評価委員会等を設け、採択大学の便宜を図った管理運営がなされている。性格、目標の異なる	形成促進においては、平成30(2018)年度に2拠点、令和3(2021)年度に1拠点、令和4(2022)年度に3拠点を新規公募し、審査委員会において三段階審査を行うほか、システムレビュー、サイエンスレビューを海外の有識者も含めて相当数選考し、サイエンスメリット、システム改革両面を審査するなどきめ細かい審査に対応していることは評価できる。また、補助金支援期間終了を迎える拠点に関しては、補助金支援期間延長や、WPI アカデミー拠点と認定するなど適切にフォローアップ、プログラム管理を行っていることも評価できる。さらに、成果最大化に向けた活動の支援としては、アウトリーチやブランディング、ファンドレイジングについても、効果的な支援を行っている。特に WPI サイエンスシンポジウムにおける高校生と拠点研究者の双方向的交流は、まさに若い世代への“学術の振興”と評価できる。 ・世界トップレベル研究拠点プログラム委員会での女性委員の比率上昇は評価できる。 ・大学教育改革支援および大学のグローバル化の支援においては、目標・目的が異なり、活動内容も異なる多くのプログラムに対し、それぞれにプログラム委員会、審査・評価委員会等を設け、採択大学の便宜を図った管理運営がなされている。性格、目標の異なる委員会を毎年相当数支援しているが、委員の日程調整に

				る委員会を毎年相当数支援しているが、委員の日程調整に始まり、議事案、委員長との打ち合わせ、議事録の作成、とりまとめ等の作業が遅滞なく、適切に行われていることは、特筆すべきである。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・全てのプログラム委員会、審査・評価委員会など、新型コロナウイルスの影響により進められたオンライン化、ハイブリッド化の成果を検証し、厳密かつ信頼性があり、さらに効率的な方式を提案、実施して欲しい。 ・性格の異なる多数のプログラム、したがって性格の異なる多数の委員会を管理するために可能な振興会の職員数は確保してほしい。逆に言えば、現在の振興会職員数で管理できるプログラム数の上限を具体的に示してほしい。振興会職員の献身的で、時には限界を超えた量の労働には頭が下がるが、ライフワークバランスの取れた勤務形態を維持する必要もあると考える。 ＜その他事項＞ —	始まり、議事案、委員長との打ち合わせ、議事録の作成、とりまとめ等の作業が遅滞なく、適切に行われていることは、特筆すべきである。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・全てのプログラム委員会、審査・評価委員会など、新型コロナウイルスの影響により進められたオンライン化、ハイブリッド化の成果を検証し、厳密かつ信頼性があり、さらに効率的な方式を提案、実施して欲しい。 ＜その他事項＞ —
＜主な定量的指標＞ 【関連指標】 4－A 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業にお	＜主要な業務実績＞ ・平成 29(2017)年度より文部科学省の「WPI 総合支援事業」に採択され、「WPI プログラムによる研究拠点形成に係る審査・評価・進捗管理」及び「WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動の支援」業務を実施した。 ・審査・評価・管理業務の実施に当たっては、振興会において定めた「世界トップレベル研究拠点プログラム委員会規程」に基づき、国内外の学術研究機関の長・教員及び学識経験を有する者等からなるプログラム委員会等を組織して各種業務を遂行した。	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていると言えることから、評定を a とす	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を	（１）世界最高水準の研究拠点の形成促進 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げてい	

について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が100%（平成28年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が75%（平成25～28年度における中間評価及び事後評価の実績）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 特任教授
チュアン・ポー・リム	シンガポール科学技術研究庁 長官

(令和元(2019)年 11 月)

川合 眞紀	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 分子科学研究所長
黒川 清	政策研究大学院大学 名誉教授
小林 誠	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 特別荣誉教授 2008 年ノーベル物理学賞受賞
鈴木 典比古	公立大学法人国際教養大学 理事長・学長
永井 良三	自治医科大学 学長
中村 道治	国立研究開発法人科学技術振興機構顧問
野依 良治 (委員長)	国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター長 2001 年ノーベル化学賞受賞
濱口 道成	国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長
松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所 理事長
ハリエット・ウオルバーク	カロリンスカ医科大学 教授
クラウス・フォン・クリッツィング	マックス・プランク研究所 部局長 1985 年ノーベル物理学賞受賞
リタ・コーウェル	メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団 (NSF) 長官
ビクター・ヨセフ・ザウ	米国医学アカデミー 会長
ジャン・ジンージュスタン	フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問
リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究センター所長
リム・チュアン・ポー	シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官

(令和2(2020)年 10 月)

川合 眞紀	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 分子科学研究所長
黒川 清	政策研究大学院大学 名誉教授
鈴木 典比古	公立大学法人国際教養大学 理事長・学長
永井 良三	自治医科大学 学長
中村 道治	国立研究開発法人科学技術振興機構顧問
野依 良治 (委員長)	国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター長 2001 年ノーベル化学賞受賞
濱口 道成	国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

ロナウイルス感染症の世界的感染拡大という困難な状況にあり、「対面」「訪問」「移動」に制約がある中で、オンラインを活用し、事務局による念入りな準備のもと、国内外の委員と繋がり、拠点作業部会による現地視察及びプログラム委員会によるヒアリングを実施し、進捗状況を平時に劣らずきめ細かく把握して、各拠点の改善すべき点等を取りまとめて提示したことは、高く評価できる。

・WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務については、業務目的を踏まえ、アンケート結果等を通じた各拠点からの要望、前年度の取組の効果等を参考に検証を行いつつ、WPI 拠点や文部科学省と足並みを揃えながら適切に行っている。

・特に、アウトリーチ活動やファンドレイジング活動支援についても、新型コロナウイルスの影響で集合会議の開催が困難な状況が続く中、オンライン会議等を活用した活動を意欲的に推進したことは高く評価できる。

・中でも、令和2(2020)年度に高校生向け WPI シンポジウムをオンラインで開催したことに引き続き、令和3(2021)年度に「第10回 WPI サイエンスシンポジウム」をスーパーサイエンスハイスクール (SSH) 生徒研究発表会との合同企画として実施し、高校生による発表と WPI 拠点の研究者がフィードバックを行う双方向の交流を実現し、参加者の基礎科学及び基礎研究に対する興味・関心の向上へとつなげたことは特に高く評価できる。

・また、成果横展開のプラットフォームとなるウェブサイト「WPI Forum」の刷新・充実を進め、研究大学コンソーシアム (RUC) との共催シンポジウムの開催、採択拠点の職員を対象とした実務担当者会議など、WPI 拠点に蓄積された経

ポスターセッション」のオンラインでの実施や「研究現場の設備や環境に関する動画の視聴による視察」など、実際の現地訪問に近づけることを実現したことも、令和元(2019)年度末からの経験を踏まえた業務の更なる質的向上への取組であり、期待以上に達成したものとして高い評価に値する。

・WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務についても、新型コロナウイルス感染症の影響に対応してオンラインツールを用いた活動を積極的進めたことは高く評価できる。特に「WPI サイエンスシンポジウム」における高校生による発表と WPI 拠点の研究者がフィードバックを行う双方向の交流は、オンラインでのイベント開催が通常となる新たな生活様式への移行に適切に対応したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を奇貨として、新たに振興会事業に縁遠かった遠隔地の高校生等の参加も促すことを可能にしたものとして、今後の継続を期待したい。

また、「WPI サイエンスシンポジウム」は、JSPS の WPI と JST の SSH の二つのプログラム、すなわち日本を代表する二つのファンディングエージェンシーのコラボレーションであることも評価したい。

・Almuni 組織の確立は、各拠点の活動、成果の世界的共有や展開のために重要であると判断できるが、振興会がその確立に向けて主導的役割を果

ポスターセッション」のオンラインでの実施や「研究現場の設備や環境に関する動画の視聴による視察」など、実際の現地訪問に近づけることを実現したことも、令和元(2019)年度末からの経験を踏まえた業務の更なる質的向上への取組であり、期待以上に達成したものとして高い評価に値する。

・WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務についても、新型コロナウイルス感染症の影響に対応してオンラインツールを用いた活動を積極的に進めたことは高く評価できる。特に「WPI サイエンスシンポジウム」における高校生による発表と WPI 拠点の研究者がフィードバックを行う双方向の交流は、オンラインでのイベント開催が通常となる新たな生活様式への移行に適切に対応したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を奇貨として、新たに振興会事業に縁遠かった遠隔地の高校生等の参加も促すことを可能にしたものとして、今後の継続を期待したい。

また、「第10回 WPI サイエンスシンポジウム」は、JSPS の WPI と JST の SSH の二つのプログラム、すなわち日本を代表する二つのファンディングエージェンシーのコラボレーションであることも評価したい。

・Almuni 組織の確立は、各拠点の活動、成果の世界的共有や展開のために重要であると判断できるが、振興会がその

	<table><tr><td>松本 紘</td><td>国立研究開発法人理化学研究所 理事長</td></tr><tr><td>ハリエット・ウォルバーク</td><td>カロリンスカ医科大学 教授</td></tr><tr><td>クラウド・フォン・クリッツィング</td><td>マックス・プランク研究所 部局長 1985 年ノーベル物理学賞受賞</td></tr><tr><td>リタ・コーウェル</td><td>メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団 (NSF) 長官</td></tr><tr><td>ビクター・ヨセフ・ザウ</td><td>米国医学アカデミー 会長</td></tr><tr><td>ジャン・ジーン・ジュスタン</td><td>フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問</td></tr><tr><td>リチャード・ダッシャー</td><td>スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究センター所長</td></tr><tr><td>リム・チュアン・ポー</td><td>シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官</td></tr></table>	松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所 理事長	ハリエット・ウォルバーク	カロリンスカ医科大学 教授	クラウド・フォン・クリッツィング	マックス・プランク研究所 部局長 1985 年ノーベル物理学賞受賞	リタ・コーウェル	メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団 (NSF) 長官	ビクター・ヨセフ・ザウ	米国医学アカデミー 会長	ジャン・ジーン・ジュスタン	フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問	リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究センター所長	リム・チュアン・ポー	シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官																		
松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所 理事長																																		
ハリエット・ウォルバーク	カロリンスカ医科大学 教授																																		
クラウド・フォン・クリッツィング	マックス・プランク研究所 部局長 1985 年ノーベル物理学賞受賞																																		
リタ・コーウェル	メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団 (NSF) 長官																																		
ビクター・ヨセフ・ザウ	米国医学アカデミー 会長																																		
ジャン・ジーン・ジュスタン	フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問																																		
リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究センター所長																																		
リム・チュアン・ポー	シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官																																		
	(令和 3 (2021) 年 11 月)																																		
	<table><tr><td>天野 浩</td><td>国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 教授 2014 年ノーベル物理学賞受賞</td></tr><tr><td>石村 和彦</td><td>国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長</td></tr><tr><td>川合 眞紀</td><td>大学共同利用機関法人自然科学研究機構 分子 科学研究所長</td></tr><tr><td>黒川 清</td><td>政策研究大学院大学 名誉教授</td></tr><tr><td>永井 良三</td><td>自治医科大学 学長</td></tr><tr><td>長谷川 眞理子</td><td>国立大学法人総合研究大学院大学学長</td></tr><tr><td>濱口 道成 (委員長)</td><td>国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長</td></tr><tr><td>松本 紘</td><td>国立研究開発法人理化学研究所 理事長</td></tr><tr><td>ハリエット・ウォルバーク</td><td>カロリンスカ医科大学 教授</td></tr><tr><td>クラウド・フォン・クリッツィング</td><td>マックス・プランク研究所 部局長 1985 年ノーベル物理学賞受賞</td></tr><tr><td>リタ・コーウェル</td><td>メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団 (NSF) 長官</td></tr><tr><td>ビクター・ヨセフ・ザウ</td><td>米国医学アカデミー 会長</td></tr><tr><td>ジャン・ジーン・ジュスタン</td><td>フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問</td></tr><tr><td>リチャード・ダッシャー</td><td>スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究 センター所長</td></tr><tr><td>リム・チュアン・ポー</td><td>シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官</td></tr></table>	天野 浩	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 教授 2014 年ノーベル物理学賞受賞	石村 和彦	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長	川合 眞紀	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 分子 科学研究所長	黒川 清	政策研究大学院大学 名誉教授	永井 良三	自治医科大学 学長	長谷川 眞理子	国立大学法人総合研究大学院大学学長	濱口 道成 (委員長)	国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長	松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所 理事長	ハリエット・ウォルバーク	カロリンスカ医科大学 教授	クラウド・フォン・クリッツィング	マックス・プランク研究所 部局長 1985 年ノーベル物理学賞受賞	リタ・コーウェル	メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団 (NSF) 長官	ビクター・ヨセフ・ザウ	米国医学アカデミー 会長	ジャン・ジーン・ジュスタン	フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問	リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究 センター所長	リム・チュアン・ポー	シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官				
天野 浩	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 教授 2014 年ノーベル物理学賞受賞																																		
石村 和彦	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長																																		
川合 眞紀	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 分子 科学研究所長																																		
黒川 清	政策研究大学院大学 名誉教授																																		
永井 良三	自治医科大学 学長																																		
長谷川 眞理子	国立大学法人総合研究大学院大学学長																																		
濱口 道成 (委員長)	国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長																																		
松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所 理事長																																		
ハリエット・ウォルバーク	カロリンスカ医科大学 教授																																		
クラウド・フォン・クリッツィング	マックス・プランク研究所 部局長 1985 年ノーベル物理学賞受賞																																		
リタ・コーウェル	メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団 (NSF) 長官																																		
ビクター・ヨセフ・ザウ	米国医学アカデミー 会長																																		
ジャン・ジーン・ジュスタン	フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問																																		
リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究 センター所長																																		
リム・チュアン・ポー	シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官																																		
	(令和 4 (2022) 年 11 月)																																		
	<table><tr><td>天野 浩</td><td>国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 教授 2014 年ノーベル物理学賞受賞</td></tr></table>	天野 浩	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 教授 2014 年ノーベル物理学賞受賞																																
天野 浩	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 教授 2014 年ノーベル物理学賞受賞																																		

験・ノウハウの共有・展開も積極的に進めており、その効果も着実に上げていると評価できる。 ・とりわけ、「WPI Forum」ウェブサイトにおいて WPI 拠点で異分野の融合により新たな研究が生まれた背景や仕掛け「WPI ならではの研究創成ものがたり」として紹介したことや、WPI 拠点における多様性確保のための取組事例をウェブサイト「CHEERS!」でも閲覧できるようにしたことは、WPI 拠点のみならず国内の研究機関及び研究者に広く有益な示唆を与えるものと言える。 ・加えて、Alumni 組織の確立のためのデータベース構築について、本会においてデータベースの雛形を作成して各 WPI 拠点に提供したほか、実務担当者会議でのデモンストレーションを通じてノウハウの共有を図り、各拠点における Alumni データベース構築を支援したことは、WPI 事業により進められた国際頭脳循環に向けた取組を各拠点の資産として蓄積し、Alumni 組織の基礎を作るための重要な貢献と言える。 更に令和 4 (2022) 年度には高校生向けブックレットを制作し、スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 生徒研究発表会及び WPI サイエンスシンポジウムの会場において頒布したことや、「国際研究拠点形成総合支援事業」の要求に応え、「初等・中等教育段階」も含めた社会との協働を進めるため、 <u>小中学生とその親を主たる読者層とした定期刊行物におけるペイドパブリシティを行い、出版物のみならずインターネットや SNS など多様な媒体を駆使した施策の展開により、小中学生とその親に対して WPI に対する関心と理解の増進を図り、従来の施策ではアプローチが難しかった層が WPI を知り、関心を抱く機会を創出したことなどは、各層への WPI の認知度を高めるための開拓的な業務として特筆に値する。</u>	たして各拠点を牽引していることは、高く評価できる。 ・ウェブサイトの充実、オンラインを利用した他機関との共催シンポジウムの開催や採択拠点の職員を対象とした実務担当者会議など、WPI 拠点に蓄積された経験・ノウハウの共有・展開も積極的かつ不断に進めており、その効果も着実に上げていると評価できる。 また、海外研究連絡センター主催のフォーラムへの拠点の参画などの連携や、在京大使館と協力した情報交換会の開催など、WPI の国際的ブランド価値の向上や、拠点のファンドレイジングを支援する試みも積極的に行っている。更に、WPI 事業及び各拠点の国際的評価や、各拠点が行った研究活動の科学的・社会的インパクト等を多角的に調査・分析して調査報告書にまとめたことも、客観的エビデンスに基づくブランディング戦略の構築に大きく資するものと考えられ、高く評価できる取組である。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・WPI は評価の高い事業であり、実力のある各拠点の優れた研究実施により成果が上がっている。オンライン形式を活用することにより、渡日が難しい海外審査員も複数回の委員会に出席を依頼できる可能性が増えたことになり、このための事前準備等支援業務においても様々な向上が見られるため、今後も継続してほ	確立に向けて主導的役割を果たして各拠点を牽引していることは、高く評価できる。 ・ウェブサイトの充実、オンラインを利用した他機関との共催シンポジウムの開催や採択拠点の職員を対象とした実務担当者会議など、WPI 拠点に蓄積された経験・ノウハウの共有・展開も積極的かつ不断に進めており、その効果も着実に上げていると評価できる。 ・令和 4 (2022) 年度において、「初等・中等教育段階」も含めた社会との協働に係る新たな取組として、 <u>小中学生等を主たる読者層とした定期刊行物におけるペイドパブリシティを行ったことは、未来の学術研究を支える世代に「研究者・研究という仕事」の魅力を伝えるとともに、先端的な研究の場である WPI に対する関心と理解を広めるための素晴らしい取組と言える。冊子だけではなく誰もが閲覧できるウェブサイトの記事を掲載し、SNS を用いた WPI の研究者と視聴者との双方向の交流を行うなど、多様な媒体を駆使して効果を高める工夫を行ったことも高く評価できる。</u> WPI のプロモーション動画の制作に着手したことも、WPI のプレゼンス向上に向けた重要かつ意欲的な取組として評価に値する。 また、海外研究連絡センター主催のフォーラムへの拠点の参画などの連携や、在京大使館と協力した情報交換会の開

験・ノウハウの共有・展開も積極的に進めており、その効果も着実に上げていると評価できる。

・とりわけ、「WPI Forum」ウェブサイトにおいて WPI 拠点で異分野の融合により新たな研究が生まれた背景や仕掛けを「WPI ならではの研究創成ものがたり」として紹介したことや、WPI 拠点における多様性確保のための取組事例をウェブサイト「CHEERS!」でも閲覧できるようにしたことは、WPI 拠点のみならず国内の研究機関及び研究者に広く有益な示唆を与えるものと言える。

・加えて、Alumni 組織の確立のためのデータベース構築について、本会においてデータベースの雛形を作成して各 WPI 拠点に提供したほか、実務担当者会議でのデモンストレーションを通じてノウハウの共有を図り、各拠点における Alumni データベース構築を支援したことは、WPI 事業により進められた国際頭脳循環に向けた取組を各拠点の資産として蓄積し、Alumni 組織の基礎を作るための重要な貢献と言える。

更に令和 4(2022)年度には高校生向けブックレットを制作し、スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 生徒研究発表会及び WPI サイエンスシンポジウムの会場において頒布したことや、「国際研究拠点形成総合支援事業」の要求に応え、「初等・中等教育段階」も含めた社会との協働を進めるため、小中学生とその親を主たる読者層とした定期刊行物におけるペイドパブリシティを行い、出版物のみならずインターネットや SNS など多様な媒体を駆使した施策の展開により、小中学生とその親に対して WPI に対する関心と理解の増進を図り、従来の施策ではアプローチが難しかった層が WPI を知り、関心を抱く機会を創出したことなどは、各層への WPI の認知度を高めるための開拓的な業務として特筆に値する。

たして各拠点を牽引していることは、高く評価できる。

・ウェブサイトの充実、オンラインを利用した他機関との共催シンポジウムの開催や採択拠点の職員を対象とした実務担当者会議など、WPI 拠点に蓄積された経験・ノウハウの共有・展開も積極的かつ不断に進めており、その効果も着実に上げていると評価できる。

また、海外研究連絡センター主催のフォーラムへの拠点の参画などの連携や、在京大使館と協力した情報交換会の開催など、WPI の国際的ブランド価値の向上や、拠点のファンドレイジングを支援する試みも積極的に行っている。更に、WPI 事業及び各拠点の国際的評価や、各拠点が行った研究活動の科学的・社会的インパクト等を多角的に調査・分析して調査報告書にまとめたことも、客観的エビデンスに基づくブランディング戦略の構築に大きく資するものと考えられ、高く評価できる取組である。

<今後の課題・指摘事項>

・WPI は評価の高い事業であり、実力のある各拠点の優れた研究実施により成果が上がっている。オンライン形式を活用することにより、渡日が難しい海外審査員も複数回の委員会に出席を依頼できる可能性が増えたことになり、このための事前準備等支援業務においても様々な向上が見られるため、今後も継続してほ

確立に向けて主導的役割を果たして各拠点を牽引していることは、高く評価できる。

・ウェブサイトの充実、オンラインを利用した他機関との共催シンポジウムの開催や採択拠点の職員を対象とした実務担当者会議など、WPI 拠点に蓄積された経験・ノウハウの共有・展開も積極的かつ不断に進めており、その効果も着実に上げていると評価できる。

・令和 4(2022)年度において、「初等・中等教育段階」も含めた社会との協働に係る新たな取組として、小中学生等を主たる読者層とした定期刊行物におけるペイドパブリシティを行ったことは、未来の学術研究を支える世代に「研究者・研究という仕事」の魅力を伝えるとともに、先端的な研究の場である WPI に対する関心と理解を広めるための素晴らしい取組と言える。冊子だけではなく誰もが閲覧できるウェブサイトの記事を掲載し、SNS を用いた WPI の研究者と視聴者との双方向の交流を行うなど、多様な媒体を駆使して効果を高める工夫を行ったことも高く評価できる。

WPI のプロモーション動画の制作に着手したことも、WPI のプレゼンス向上に向けた重要かつ意欲的な取組として評価に値する。

また、海外研究連絡センター主催のフォーラムへの拠点の参画などの連携や、在京大使館と協力した情報交換会の開

	<table><tr><td>石村 和彦</td><td>国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長</td></tr><tr><td>川合 眞紀</td><td>大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長</td></tr><tr><td>永井 良三</td><td>自治医科大学 学長</td></tr><tr><td>長谷川 眞理子</td><td>国立大学法人総合研究大学院大学学長</td></tr><tr><td>濱口 道成（委員長）</td><td>国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 先進的研究開発戦略センター（SCARDA）センター長 国立研究開発法人科学技術振興機構 顧問</td></tr><tr><td>松本 紘</td><td>公益財団法人国際高等研究所 所長</td></tr><tr><td>ハリエット・ウオルバーク</td><td>カロリンスカ医科大学 教授</td></tr><tr><td>クラウス・フォン・クリッツィング</td><td>マックス・プランク研究所 部局長 1985 年ノーベル物理学賞受賞</td></tr><tr><td>リタ・コーウェル</td><td>メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団(NSF)長官</td></tr><tr><td>ビクター・ヨセフ・ザウ</td><td>米国医学アカデミー 会長</td></tr><tr><td>ジャン・ジンージュスタン</td><td>フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問</td></tr><tr><td>リチャード・ダッシャー</td><td>スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究センター所長</td></tr><tr><td>リム・チュアン・ポー</td><td>シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官</td></tr></table> プログラム委員名簿及び各拠点作業部会委員名簿については、ウェブサイトで開催している。 プログラム委員名簿：https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/07_iinkai.html 各拠点作業部会委員名簿： https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/08_followup.html ・審査・評価・進捗管理業務に加え、WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動支援を行うため、世界トップレベル拠点形成推進センター（以下「WPI センター」という。）のセンター長に WPI プログラムに深い知見を有する PD を委嘱し、業務を円滑に実施するための万全の体制を敷いている。 ■審査 □平成 30(2018)年度採択拠点 平成 30(2018) 年度新規採択拠点の公募に対する 13 件の申請について、プログラム委員会及びプログラム委員会の下に設置された審査委員会により、二段階の書類審査及びヒアリングを伴う三段階審査を行い、2 件の採択候補拠点を決定するとともに審査委員会からのコメントをとりまとめ、文部科学省に報告した（その後、同省において 2 件の採択拠点を決定・発表）。審査においては、システムレビュー 7 名及びサイエンスレビュー 40 名を選考し、国内外の研究者によるサイエンスメリットとシステム改革面の両面から詳細な審査を行うとともに、各審査委員の利益相反に配慮した。また、審査結果については、事業ウェブサイトで公	石村 和彦	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長	川合 眞紀	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長	永井 良三	自治医科大学 学長	長谷川 眞理子	国立大学法人総合研究大学院大学学長	濱口 道成（委員長）	国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 先進的研究開発戦略センター（SCARDA）センター長 国立研究開発法人科学技術振興機構 顧問	松本 紘	公益財団法人国際高等研究所 所長	ハリエット・ウオルバーク	カロリンスカ医科大学 教授	クラウス・フォン・クリッツィング	マックス・プランク研究所 部局長 1985 年ノーベル物理学賞受賞	リタ・コーウェル	メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団(NSF)長官	ビクター・ヨセフ・ザウ	米国医学アカデミー 会長	ジャン・ジンージュスタン	フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問	リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究センター所長	リム・チュアン・ポー	シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官	WPI 事業自体の存在感を国内外の多様な層に印象付けることを狙いとしたプロモーション動画の制作を令和 4 年度に開始したことも、WPI のプレゼンス向上に向けた意欲的な取組である。 このほか、WPI の国際的なブランド価値向上にむけて、海外研究連絡センターが開催するフォーラムとの協力や在京大使館との共催イベントの開催など、様々な機会を活用・創出して WPI の認知度向上に努めたことも、オンラインを活用した積極的な取組として評価に値する。また、「WPI 事業及び各拠点の国際的評価」、「各拠点が行った研究活動の科学的・社会的インパクト」、「過去に WPI に在籍した研究者の業績やキャリアパスの変化」を調査・分析して調査報告書にまとめ、本会のウェブサイトで公開したことは、WPI 事業の更なる発展のための基盤となる情報を得ると共に、WPI 事業の成果を広く社会に発信したものである。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、拠点の審査・評価・管理業務を着実に実施する。特に、令和 5(2023)年度に予定されている新規拠点採択のための審査に向けて、更なる体制整備に努める。 ・WPI の成果の最大化のため、引き続き独自性や創意工夫を凝らし、様々な媒体を通じた効果的な情報発信や、国内外のブランディングの戦略的な推進に努める。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である 4－1 については、ノーベル賞受賞者を含むプログラム委員会及び拠点作業部会のいずれも外国人を含む委員構成にするとともに、英語による資料の作成、及び会議の運営を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、中期計画の	しい。 ・世界トップレベル研究拠点プログラム委員会における日本人女性委員の比率をもう少し高めてほしい。 ＜その他事項＞ －	催など、WPI の国際的ブランド価値の向上や、拠点のファンディングを支援する試みも積極的に行っている。更に、WPI 事業及び各拠点の国際的評価や、各拠点が行った研究活動の科学的・社会的インパクト等を多角的に調査・分析して調査報告書にまとめて公開したことも、客観的エビデンスに基づくブランディング戦略の構築に大きく資するものと考えられ、高く評価できる取組である。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・WPI は評価の高い事業であり、実力のある各拠点の優れた研究実施により成果が上がっている。オンライン形式を活用することにより、渡日が難しい海外審査員も複数回の委員会に出席を依頼できる可能性が増えたことになり、このための事前準備等支援業務においても様々な向上が見られるため、今後の継続も考えられる。 ・WPI 事業の中でのダイバーシティを検討してもらいたい。 ＜その他事項＞ －
石村 和彦	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長																													
川合 眞紀	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長																													
永井 良三	自治医科大学 学長																													
長谷川 眞理子	国立大学法人総合研究大学院大学学長																													
濱口 道成（委員長）	国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 先進的研究開発戦略センター（SCARDA）センター長 国立研究開発法人科学技術振興機構 顧問																													
松本 紘	公益財団法人国際高等研究所 所長																													
ハリエット・ウオルバーク	カロリンスカ医科大学 教授																													
クラウス・フォン・クリッツィング	マックス・プランク研究所 部局長 1985 年ノーベル物理学賞受賞																													
リタ・コーウェル	メリーランド大学 名誉教授 元全米科学財団(NSF)長官																													
ビクター・ヨセフ・ザウ	米国医学アカデミー 会長																													
ジャン・ジンージュスタン	フランス宇宙基礎科学研究所 学術顧問																													
リチャード・ダッシャー	スタンフォード大学 米国・アジア技術経営研究センター所長																													
リム・チュアン・ポー	シンガポール食品庁 長官 元シンガポール科学技術研究庁 長官																													

	開した。 https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/03_sinsa.html □令和3(2021)年度採択拠点 令和3(2021)年度新規採択拠点の公募に対する7件の申請について、プログラム委員会及びプログラム委員会の下に設置された審査委員会により、二段階の書類審査と合議審査により絞り込みを行った上でヒアリングを行う三段階の審査により、1件の採択候補拠点を決定するとともに審査委員会からのコメントをとりまとめ、文部科学省に報告した(その後、同省において1件の採択拠点を決定・発表)。 審査においては、システムレビュー6名及びサイエンスレビュー30名を選考し、国内外の研究者によるサイエンスメリットとシステム改革面の両面から詳細な審査を行うとともに、各審査委員の利益相反に配慮した。また、審査結果については、事業ウェブサイトで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/03_sinsa.html □令和4(2022)年度採択拠点 文部科学省が令和4(2022)年度に新規3拠点を採択することに伴い、文部科学省及びPD、DPDと協議の上公募要領等を策定し、プログラム委員会国内委員会(国内のプログラム委員による会議。以下「国内委員会」という。)の承認を得て公募を行い、16件の申請を受け付けた。プログラム委員会及びプログラム委員会の下に設置された審査委員会により、二段階の書類審査及びヒアリングを伴う三段階審査を行い、3件の採択候補拠点を決定するとともに審査委員会からのコメントをとりまとめ、文部科学省に報告した(その後、同省において3件の採択拠点を決定・発表)。審査においては、システムレビュー7名及びサイエンスレビュー54名を選考し、国内外の研究者によるサイエンスメリットとシステム改革面の両面から詳細な審査を行うとともに、各審査委員の利益相反に配慮した。また、審査結果については、事業ウェブサイトで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/03_sinsa.html □令和5(2023)年度採択拠点 文部科学省が令和5年度に新規拠点を採択することに伴い、伴走成長方式の「WPI CORE」及び「複数のホスト機関で提案するWPI」という二つの新方式による公募の実施となったことを踏まえて各種関係文書や手続きを改定・整備した上、プログラム委員会国内委員会の承認を得て公募を行い、「WPI CORE」17件、「複数のホスト機関で提案するWPI」2件の申請を受け付けた。 ■フォローアップ ・「世界トップレベル研究拠点プログラム委員会規程」等に基づき、以下のとおり拠点構想進捗状況の把握と適切な管理を実施した。また、フォローアップにおいても各委員等の利益相反に配慮した。 □平成19(2007)年度採択拠点(5拠点) 平成28(2016)年度に補助金支援期間10年目を迎え、プログラム委員会において	策定時には予測していなかった状況下においても、新型コロナウイルス感染症の影響による困難を様々な工夫で乗り越え、例年どおりの水準で達成されている。 ・関連指標である4-Aについて、第4期中期目標期間において補助金支援期間の最終年度を迎えた拠点の最終評価及び平成29(2017)年度にWPIアカデミーに認定された拠点のアカデミー認定継続に係る評価を、それぞれプログラム委員会及び国内委員会が行い、評価を行ったすべての拠点が世界最高水準であると認定されており、中期目標に定められた割合(100%)を達成している。		

	「研究水準及び運営が世界トップレベル（“world premier” status）である」と認められて「WPI アカデミー」拠点に認定された5拠点のうち、平成28(2016)年度に補助金支援期間が終了した4拠点に対しては、AD・AOによる拠点視察訪問を毎年度実施し、その結果をプログラム委員会に報告した。また、令和2(2020)年度は当該4拠点がWPI アカデミーとしての水準を引き続き維持しているかを確認するため、AD、PD、DPD及び拠点担当のAOを中心としたWPI アカデミー拠点作業部会による現地視察（オンライン会議方式）を実施し、国内委員会において4拠点を継続してアカデミー拠点として認定することを決定した。 補助金支援期間が5年間延長された1拠点についてはPD、DPD及び拠点担当のPOを中心とした拠点作業部会による現地視察を行い、補助金支援期間最終年度に当たる令和3(2021)年度においてはプログラム委員会において最終評価を実施し、引き続き高い水準で“world premier” status を維持している旨確認した。 なお、AD・AOによる拠点視察訪問及びプログラム委員会への報告によるフォローアップは、令和4(2022)年度も継続して実施した。 □平成22(2010)年度採択拠点（1拠点） PD 及び拠点担当のPOを中心とした拠点作業部会による現地視察を行うとともに、プログラム委員会が進捗状況についてヒアリングを実施し、フォローアップ結果として、拠点の改善すべき点等を取りまとめた。補助金支援期間最終年度に当たる令和元(2019)年度においては、プログラム委員会において最終評価を実施し、「研究水準及び運営が世界トップレベル（“world premier” status）である」と認められた。また、同拠点についても申請に基づく国内委員会での審査により「WPI アカデミー」拠点に認定された。 令和2(2020)年度からはAD・AOによる拠点視察訪問を通じてアカデミー拠点の活動が世界トップレベルとして相応しい水準を確保していることを確認し、その結果をプログラム委員会に報告する形でフォローアップを行っている。当該フォローアップは令和4(2022)年度も継続して実施した。 □平成24(2012)年度採択拠点（3拠点） PD及び拠点担当のPOを中心とした拠点作業部会による現地視察を行うとともに、プログラム委員会が進捗状況についてヒアリングを実施し、フォローアップ結果として、拠点の改善すべき点等を取りまとめた。補助金支援期間最終年度に当たる令和3(2021)年度においてはプログラム委員会において最終評価を実施し、すべての評価対象機関が「研究水準及び運営が世界トップレベル（“world premier” status）である」と認められた。また、同拠点のうち2拠点については令和3(2021)年度の国内委員会での審査により、1拠点については令和4(2022)年度のプログラム委員会での審査により、「WPI アカデミー」拠点に認定された。令和4(2022)年度は、当該3拠点についてもAD・AOによる拠点視察訪問を実施し、拠点の活動が世界トップレベルとして相応しい水準を確保していることを確認した。（確認の結果は令和5(2023)年度のプログラム委員会にて報告予定。） なお、令和4(2022)年度における「WPI アカデミー」拠点へのAD・AOの訪問は、新型コロナウイルス感染症対策としての行動制限が緩和された状況を踏まえつ			

	つ、訪問者側と拠点側出席者との間でより一層円滑なコミュニケーションを図れるよう、令和4（2022）年11月から令和5年3月にかけて実際に拠点を訪問する対面会議の方式で実施した。 □平成29（2017）年度採択拠点（2拠点） PD及び拠点担当のPOを中心とした拠点作業部会による現地視察を行うとともに、プログラム委員会が進捗状況についてヒアリングを実施し、フォローアップ結果として、拠点の改善すべき点等を取りまとめた。また、補助金支援期間5年目に当たる令和3（2021）年度においては中間評価を実施し、拠点長及びホスト機関長からヒアリングを行うと共に、POが現地視察の状況を報告し、プログラム委員が各拠点の進捗状況を確認・評価すると共に、改善すべき点等を取り纏め、最終年度に向けて“world premier” statusが確保できるよう、拠点構想の改善につなげた。 □平成30（2018）年度採択拠点（2拠点） PD及び拠点担当のPOを中心とした拠点作業部会による現地視察を行うとともに、プログラム委員会が進捗状況についてヒアリングを実施し、フォローアップ結果として、拠点の改善すべき点等を取りまとめた。補助金支援期間5年目に当たる令和4（2022）年度においては中間評価を実施し、プログラム委員による各拠点の進捗状況の確認・評価結果及び改善すべき点等を取り纏めた。 □令和3（2021）年度採択拠点（1拠点） PD及び拠点担当のPOを中心とした拠点作業部会による現地視察を行うとともに、プログラム委員会が進捗状況についてヒアリングを実施し、フォローアップ結果として、拠点の改善すべき点等を取りまとめた。 □令和4（2022）年度採択拠点（3拠点） 令和4（2022）年度に新たに採択された3つのWPI拠点に対して、令和5（2023）年1月から2月にかけてPD、DPD、POによる拠点訪問を実施した。拠点訪問では拠点長及びホスト機関の長などから拠点の立ち上げ状況を聴取し、意見交換を行うとともに、WPIの趣旨に沿った研究拠点として順調な発展が望めるよう、必要に応じて助言を行った。 拠点訪問は、新型コロナウイルス感染症対策としての行動制限が緩和された状況を踏まえ、実際に拠点を訪問して対面会議の方式で行い、PD等の訪問者側と拠点側出席者との間でより一層円滑なコミュニケーションが行われるように努めた。 なお、補助金支援期間にあるその他の拠点についても令和5（2023）年1月から3月にかけてPD、DPD、POによる拠点訪問を対面会議の方式で行い、拠点長及びホスト機関の長などにプログラム委員会による中間評価又は年次フォローアップの結果を伝達するとともに、必要に応じて助言を行った。 ■PDPO・ADAO会議の開催 PD、PD代理、AD、PO及びAOが集うPDPO・ADAO会議を毎年開催し、評価者間の情			

	報共有に努めた。 ■WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援 業務の実施にあたっては、アウトリーチ担当者による会議を通じ、WPI 拠点や文部科学省との情報・方向性の共有を図った。また実施した取組は、アンケート結果や取組の効果、アウトリーチ担当者会議での各担当者からの意見等を踏まえ、振興会理事、PD、DPD、AD 等で構成される WPI センター会議において、幅広い対象を適切にカバーできているか、認知・理解の向上に繋がる種をどれだけまいたか、目的に則した取組であったか等の観点から評価し、その結果を次の取組にフィードバックした。 □WPI のブランディング等 WPI プログラム全体が社会から「見える」存在となることを目指し、以下の取組を行った。 ●WPI のブランディングに向けた取組 ・国内外に向けた情報発信媒体として、事業及び各拠点の概要と成果を示したパンフレット（日英併記）を作成・配布したほか、振興会ウェブサイトにおいても日英ほぼ同内容の情報を適宜発信した。さらに、各拠点からの要望を踏まえ、日英二言語で制作した WPI 事業紹介リーフレットについても、在京大使館、科学・技術関連機関及び本会海外研究連絡センター等に配布した。 また、国内に向けた取組としては、「WPI サイエンスシンポジウム」を WPI 拠点との協力により年 1 回開催し、幅広い世代を対象に、科学・技術や研究への理解向上と関心醸成を目的として世界最高水準の科学を紹介するとともに、研究者との直接対話の機会を提供した。同シンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の拡大により集合会議の開催が困難となった令和 2 (2020) 年度以降もオンライン会議を活用して着実に実施しており、令和 2 (2020) 年度は約 300 名、令和 3 (2021) 年度は約 570 名、令和 4 (2022) 年度は約 280 名の参加者を得た。また、平成 30 (2018) 年及び令和元 (2019) 年度はスーパーサイエンスハイスクール (SSH) 生徒発表会へのブース出展を行ったほか、令和 2 (2020) 年度は高校生向け WPI シンポジウムのオンライン開催を行い、令和 3 (2021) 年度は「WPI サイエンスシンポジウム」において集合会議とオンラインを併用したハイブリッド形式を採用しつつ高校生による研究口頭発表とポスター発表も実施し、発表に対して WPI 拠点の研究者がフィードバックを行う双方向の交流も行うなど、若い世代の基礎科学、基礎研究に対する興味・関心の向上に向けた取組も継続的に推進している。なお、令和 3 (2021) 年度における同シンポジウム参加者へのアンケートでは、高校生を中心とした回答者の 87% が「基礎科学、基礎研究に対する興味・関心が更に高まった」と答えており、当初の目的を高い水準で達成していることが確認された。同シンポジウムは令和 4 (2022) 年度もハイブリッド形式で開催し、参加者アンケートでは 98% が「基礎科学、基礎研究に対する興味・関心が更に高まった」と回答している。 一方、海外に向けた取組としては WPI の国際的ブランド価値向上のため、振興会の海外研究連絡センターと連携し、センターが在外公館等と共催するシンポジウムにおいて WPI 拠点の研究者が WPI やその成果を紹介する機会を設けるほか、令			

和2(2020)年度及び令和3(2021)年度には在京の各国大使館と連携して「WPI 大使館セミナー/S&TDC 連携セミナー」を開催(オンライン)し、WPIの事業紹介のほか、WPI 拠点からの要望を踏まえ、大使館側からは日本からも応募が可能な海外のファインディング情報の紹介を受けることにより、拠点のファンドレイジング活動にも資する双方向の情報交換を実現した。同セミナーには、令和2(2020)年度に約100名、令和3(2021)年度も約70名の参加を得ている。

令和4(2022)年度には、「国際研究拠点形成総合支援事業」における要求に応え、「初等・中等教育段階」も含めた社会との協働に係る取組として、小中学生やその親を主たる読者層とした定期刊行物においてペイドパブリシティ(記事体広告の掲載)を実施した。具体的には、株式会社朝日新聞出版が刊行する「ジュニアエラ」(発行部数25,000部)及び「AERA with Kids」(発行部数24,200部)において、合計3回にわたり7つのWPI 拠点とその研究者を紹介する記事体広告を掲載し、小中学生とその家族に対して「研究者・研究という仕事」の魅力を伝えるとともに、先端的な研究の場であるWPIに対する関心と理解の増進を図った。当該記事体広告はウェブサイト「AERA dot.」において無料で読むことができるようにしたほか、抜き刷り冊子を全国200の小学校に配布して、広告効果の向上を図った。なお、「AERA dot.」に掲載した記事体広告のページビュー数は公開から1か月間で19,000を超えたほか、読者アンケートでは「記事を読んでWPIのことをもっと知りたいと思いましたか」との問いに対して回答者の98.8%が「そう思う」又は「非常にそう思う」と回答した。

また、本企画の一環として筑波大学国際統合睡眠医科学研究機構(WPI-IIIS)の研究者を招いた「AERA with Kids」のインスタライブも開催し、研究者が視聴者からの質問に答える双方向の交流も実現することで、WPIに対する理解・関心の一層の促進にも努めた。当該インスタライブの延べ視聴回数(アーカイブ視聴を含む。)は5,000回に達した。

令和4(2022)年度においては、国内外におけるWPIのプレゼンスを高めるための更なる施策として、各WPI 拠点とWPI プログラムとの関係性を明示的に打ち出して事業自体の存在感を印象付けることを狙いとしたプロモーション動画の制作を開始した。当該動画制作においては全17のWPI 拠点での撮影を行うこととし、令和4(2022)年度においては5つの拠点でそれぞれ2日間にわたる撮影を行った。撮影にあたっては、事前に撮影者を伴って拠点に赴き、撮影内容や撮影場所等についての綿密な打合せを行い、事業の広報のみならず、個々のWPI 拠点にとっても広報効果の高い動画となるように努めた。更に、WPI のイメージをより広く社会に認知してもらうためのWPIのロゴを活用したブランディングクリップ動画も作成した。

その他の取組としては、WPIの公式Facebook アカウントにおいて、各拠点の研究成果やイベント等の周知を行ったほか、科学に興味がある一般層に向けてわかりやすく発信することを目的として、毎年度、講談社ブルーバックス公式サイト上にWPI 拠点の研究成果を記事として掲載する取組を行っている。

過去のサイエンスシンポジウム開催実績

年度	開催日時	主催拠点	テーマ	参加者数 (参加者アンケート)

				の回答に占める肯定的評価の割合)			
H30	H30 年 12 月 27 日	ITbM	トランスフォームするサイエンス～分野をつないで世界を変える～	820 名 (92%)			
R 元	R2 年 1 月 12 日	Kavli IPMU	数学の驚くべき力ー数学が繋ぐ多様な世界	約 480 名 (89%)			
R2	R3 年 2 月 7 日～ 8 日 (オンライン)	ELSI	21 世紀の「生命」研究	約 300 名 (78%)			
R3	R3 年 12 月 18 日 (ハイブリッド)	NanoLSI	未 来 へ 向 か う Nano World	約 570 名 (87%)			
R4	R4 年 11 月 23 日 (ハイブリッド)	IRCN	科学で拓く無限大の可能性	284 名 (98%)			
その他の会議開催・出席等							
年度	内 容						
H30	- SSH 生徒研究発表会へのブース出展 - AAAS 年次総会へのブース出展 - 研究大学コンソーシアム(RUC)とシンポジウムを共催 - Royal Society、在外公館との英国でのシンポジウムにおいて WPI を紹介 (ロンドン研究連絡センターとの連携)						
R 元	- SSH 生徒研究発表会へのブース出展 - 研究大学コンソーシアム(RUC)とシンポジウムを共催 - ライフサイエンスに関する 4 拠点の最新の研究成果を企業関係者に紹介するネットワーキングナイトを開催 - 米国ボストンの日本の研究成果を発信するフォーラムにて WPI 拠点の研究活動・成果を紹介 (ワシントン研究連絡センターとの連携)						
R2	- 高校生向け WPI シンポジウム 2020(オンライン) - 研究大学コンソーシアム(RUC)とシンポジウムを共催(オンライン) - S&T Diplomatic Circle との連携セミナーを開催(オンライン)						
R3	- 研究大学コンソーシアム(RUC)とシンポジウムを共催(オンライン) - S&T Diplomatic Circle との連携セミナーを開催(オンライン) - 米国ボストンの日本の研究成果を発信するフォーラムにて WPI 拠点の研究活動・成果を紹介 (ワシントン研究連絡センターとの連携)						
R4	- 研究大学コンソーシアム(RUC)とシンポジウムを共催(オンライン) - 米国ワシントン D.C. で開催された日本の研究成果を発信するフォーラムにて WPI 事業及び WPI 拠点の研究活動・成果を紹介 (ワシントン研究連絡センターとの連携) - 米国ワシントン D.C. で開催された全米科学振興協会 (AAAS) の年次						

	会合にて、WPI 事業の紹介（ワシントン研究連絡センターとの連携） ※上記には、各拠点が独自に開催しているシンポジウムやセミナーは計上していない。 ●ファンドレイジング活動の支援 ・ファンドレイジング活動に関しては、WPI 拠点が応募可能な資金獲得機会の情報提供活動を推進している。具体的には、平成 30 (2018) 年度に WPI アカデミー拠点にファンドレイジングの専門家を派遣し、拠点が主体的に行うファンドレイジング活動の支援を行った。また、WPI 拠点及びその所属機関関係者を対象としたファンドレイジングセミナーを令和 2 (2020) 年 5 月にオンラインで開催し、先行してファンドレイジングに取り組む拠点による事例発表やクラウドファンディングの専門家による講演を行い、参加者の 8 割以上から「満足した」との評価を得た。また、「WPI 大使館セミナー/S&TDC 連携セミナー」において、大使館側による「日本から応募可能な海外のファンディング情報」の紹介をプログラムに盛り込み、WPI 拠点からの要望に応えた。（再掲） - また、各拠点の事務部門長と本会及び文部科学省の WPI 担当者が情報の伝達・共有のために年 1 回開催している「事務部門長会議」において、国際的な資金調達の一助としての情報提供として令和 3 (2021) 年 11 月にエルゼビアが日本でのサービスを開始した、国際的研究資金検索サービス「Funding Institutional」についてエルゼビアの担当者からの説明を受ける機会を設けた。 - このほか、ファンドレイジングに係る基礎知識・ノウハウ及びファンドレイジング研修の資料一式、各拠点の取組事例、ファンドレイジング活動の体験インタビュー記事を、振興会が WPI 拠点の知見を国内の大学等と共有するプラットフォームとして開設したウェブサイト「WPI Forum」の関係者限定ページに掲載して拠点間のノウハウ展開を推進している。 WPI Forum : https://wpi-forum.jsps.go.jp/ ●国際頭脳循環の促進に繋がる活動の支援 ・日本の国際頭脳循環の加速・拡大に資するべく、WPI アカデミー拠点と業務委託契約を締結し、海外の研究者の招へい、WPI アカデミー拠点の研究者の海外への派遣や、国際シンポジウムの開催などの活動を毎年度支援している。 □情報収集・分析 ・令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度には、今後の WPI のブランディング戦略を検討する上での基礎資料として、世界各国の大学等研究機関、ファンディングエージェンシー、有力科学誌等における WPI 事業の定性的評価を分析するため、インタビュー調査を専門とするシュプリング・ネイチャー社等に委託して 66 人の対象者（学識経験者 55 人、編集者 3 人、政策立案者/行政関係者 8 人）に対してインタビューを行い、<u>分析した結果を調査報告書に纏めた。</u>また、<u>WPI 拠点の行った研究の科学的・社会的インパクトについても、専門家による書誌学的分析と SNS 等の分析結果を調査報告書に纏めた。</u> これらの調査では、各拠点の研究力は非常に高く評価されており、基礎研究を通じて社会的・科学的に顕著なインパクトを与えていることが示される一方、拠点			

	群としての WPI の認知度には向上の余地があることが確認され、今後のブランディング戦略における課題を明確化することができた。 また、WPI 拠点への在籍が国際的な頭脳循環にどのように貢献しているかを可視化するため、WPI 拠点に過去在籍した研究者について、WPI 在籍前、在籍中、在籍後の業績や職位等を比較して WPI 拠点を経てキャリアがどのように変化したかを明らかにする調査分析を行い、調査報告書に纏めた。 なお、これらの報告書は、いずれも本会ウェブサイトにて公開している。 調査報告書の URL : https://www.jsps.go.jp/j-toplevel/20_reports.html 令和 4(2022)年度においては、情報科学分野の研究成果は学術雑誌への論文掲載よりも学会のプロシーディング（講演要旨）として発表されることが多いことを踏まえ、情報科学分野における科学的成果の評価手法を検討するための基礎情報を得るため、情報科学分野の会議録文献を広範囲にカバーするデータベースを用いた試験的な調査・分析を行った。 □成果の共有・展開 ・WPI 拠点の知見を国内の大学等と共有するプラットフォームとして平成 30(2018)年度に「WPI Forum」ウェブサイトを開設し、外国人研究者の受入に関するノウハウ等を掲載している。開設以来コンテンツ充実に向けた取り組みを続け、令和 3(2021)年度には <u>WPI 拠点だからこそ生まれてきた融合研究や、新たな研究領域を創成した事例などを、その研究が生まれるに至った仕掛けなども含めて紹介する「WPI ならではの研究創成ものがたり」の連載を開始し、4 件のインタビュー記事を公開した。</u>令和 4(2022)年度も当該取組を継続し、4 件のインタビューを掲載した。 また、本会が研究とライフイベントの両立に関する情報発信等を行うために令和 3(2021)年 5 月に公開したウェブサイト「CHEERS!」にも「WPI Forum」のコンテンツへのリンクを設定することで、多様性のある研究環境の実現に向けた WPI 拠点の取組が、より多くの大学等に共有されるよう展開を推し進めた。 WPI Forum の URL : https://wpi-forum.jsps.go.jp/ CHEERS! の URL : https://cheers.jsps.go.jp/casestudy/ このほか、研究大学コンソーシアム（RUC）が主催するシンポジウムに共催機関として参画し、大学、研究機関の研究者や URA を対象とした分科会の企画を担当したことなどにより、WPI 拠点が培ったノウハウ等の共有・展開を図っている。 ・また、WPI 事業を通じて我が国で研究を行った経験のある研究者の Alumni 組織確立に向けて、各拠点における Alumni データベースの構築を促進するため、本会が作成した「<u>Alumni 研究者等データベース雛形</u>」を各拠点に配布した。これと併せ、各拠点事務部門の実務担当者を集めて令和 3(2021)年 5 月に開催した「実務担当者会議」において、雛形のデモンストレーションを行い、効果的な利用の促進に努めた。なお、実務担当者会議では前出の現地視察におけるポータルサイトを用いたポスターセッションについても本会の職員がシステムのデモンストレーションを行いながら詳しい説明を行った。このような取組に対して、実務担当者			

	会議参加者へのアンケートでは 81%の回答者が「参考になった」との回答を寄せている。 令和 4(2022)年度においても、新規採択拠点に対するデータベース雛形の配布を行い、Alumni データベースの構築を促した。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 令和 2 (2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大を受け、従来は集合同会議形式で行っていた会議や拠点に赴く現地視察等、審査・評価・進捗管理に係るほぼ全ての会議をオンラインにて実施することで、委員や拠点関係者の安全を確保しつつ着実に目的を達成した。令和 2 (2020)年 6 月から開始された現地視察（国内外の委員等約 50 名が参加）のオンライン化にあたっては、まだ評価者、評価される各拠点、振興会事務局の誰にとってもオンライン対応が浸透しておらず不慣れであることを想定し、オペレーション事務にかかるマニュアルを早期（5 月中）に整備し、委員、拠点と連携し、テスト接続を行い通信トラブルの事前回避を図る等、入念に事前準備を行うことで万全の体制を整え、従来の対面型現地視察等を通じて行うフォローアップに限りなく近いフォローアップを実施した。 令和 3 (2021)年度においては前年度の経験を踏まえ、オンラインで行う拠点への現地視察が実際の現地訪問により近い内容となるように工夫を凝らし、「拠点の主な研究者による研究成果発表と質疑応答」、「若手研究者によるポスターセッション」及び「研究現場の設備や環境に関する動画の視聴による視察」を内容に加え、8 拠点の現地視察では全ての拠点の作業部会メンバーから、若手研究者の現状を把握する上で有意義であったとの評価を得た。 プログラム委員会における令和 3 (2021)年度新規採択拠点の審査においては、各委員がオンライン上の Web フォームに評価を入力し、集計結果を迅速に集計・共有できる方式を導入したことにより、円滑かつ効率的な合議審査を実現した。 （なお、令和 4 年 11 月以降に実施した PD・PO、AD・AO による拠点訪問については、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和された状況を踏まえ、対面会議方式での開催を再開している。） 成果の最大化に係る業務においても、令和 2 (2020)年度以降はほぼ全ての会議や催しをオンライン会議又はオンラインと集合同会議を併用したハイブリッド形式にて実施した。特に、「WPI サイエンスシンポジウム」においてはオンライン導入後も令和 3(2021)年度にはスーパーサイエンスハイスクール (SSH) 研究発表会との合同企画とすることで高校生による研究口頭発表とポスター発表も実施し、発表に対して WPI 拠点の研究者がフィードバックを行う双方向の交流も行うなど、幅広い世代を対象として世界最高水準の科学を紹介するとともに、研究者との直接対話の機会を提供し、科学・技術や研究という営みへの理解向上と関心醸成を目指す本来の趣旨を献じている。			
< 主な定量的指標 > —	< 主要な業務実績 > ■ 基金の設置 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）	（２）地域の中核・特色ある研究大学の強化促進 補助評定：b	—	（２）地域の中核・特色ある研究大学の強化促進 補助評定：b

	第 27 条の 2 第 1 項に基づき、中期目標等の変更を受けて、国から交付された補助金により、新たに「地域中核研究大学等強化促進基金」を令和 5 (2023) 年 3 月 27 日付けで造成した。 ■体制及び関連規程の整備 ・地域の中核大学や研究の特定分野に強みを持つ大学が、その強みや特色のある研究力を核とした経営戦略の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る環境整備を支援する「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価・進捗管理、交付業務及び事業成果の最大化に向けた必要な支援業務等を行うため、組織規程を改正し、令和 5 (2023) 年 1 月 1 日付けで経営企画部に大学経営支援課を設置した。 ・本事業の効果的な運用を目指し、文部科学省と定期的に協議を行うとともに、令和 5 (2023) 年度からの事業公募に向け、「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程」を定め、審査・評価・進捗管理等の実施体制を整備した。 ・「独立行政法人日本学術振興会地域中核研究大学等強化促進基金設置規程」等の関係規程を整備し、基金の適切な管理・運用体制を構築した。	＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記 の理由により、中期計画通り、中期目標 を達成する実績を上げていることから、 評定を b とする。 ・組織規程を改正し、経営企画部に大学 経営支援課を設置するとともに、「地域 中核・特色ある研究大学強化促進事業」 の公募等に向けた業務に必要な人員を 確保し、体制を整備したことは評価で きる。 ・本事業の制度設計に係る文部科学省 の検討状況について情報収集及び定期 的に協議を行うとともに、「地域中核・ 特色ある研究大学の振興に係る事業推 進委員会規程」を定め、令和 5 (2023) 年度以降に、国の定めた制度・方針等 を踏まえた審査・評価・進捗管理等を 実施するための体制整備を行ったこと は評価できる。 ・基金造成に必要な諸規程の整備を行 い、基金の適切な管理・運用体制を構 築し、国から交付された補助金により、 本事業の実施に必要な「地域中核研究 大学等強化促進基金」を新たに造成し たことは、中期計画通り着実に業務を 実施していると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・今後、国の定めた制度・方針等を踏 まえ、振興会に設置する「地域中核・ 特色ある研究大学の振興に係る事業推 進委員会」において、公募に向けた検 討を行う。また、公募終了後は公正性 、透明性を確保した適切な審査等を実 施する。 ・事業の着実な実施に向けて、進捗管 理体制の整備・充実を図りつつ、情 報の積極的な発信にも努めていく。		＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから評定を b とする。 ・「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の実施にあたり、経営企画部に大学経営支援課を設置するなど必要な体制整備を行ったこと、また、令和 5 (2023) 年度からの公募、審査・評価・進捗管理等に向けた関係規程の整備及び基金の造成等が着実に進められていることは評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・国の定めた制度・方針等を踏まえ、文部科学省とも連携し、本事業の効果的な運用を図ることを期待する。 ＜その他事項＞ —
＜主な定量的指標＞ 【評価指標】	＜主要な業務実績＞ ●委員会等開催実績	(3) 大学教育改革の支援 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞	(2) 大学教育改革の支援 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞	(3) 大学教育改革の支援 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞

4-2 大学教育 改革の支援及び大 学のグローバル化 の支援における国 の方針を踏まえた 審査・評価等の実 施状況（委員会の 開催実績等を参考 に判断）	博士課程教育リーディングプログラム委員会	2回
	同 類型別審査・評価部会	60回
	同 P0会議	2回
	卓越大学院プログラム委員会	18回
	同 審査・評価部会	33回
	同 P0会議	3回
	デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業委員会	4回
	大学教育再生加速プログラム委員会	13回
	地（知）の拠点大学による地方創生推進事業プログラム委員会	12回
	知識集約型社会を支える人材育成事業プログラム委員会	18回
地域活性化人材育成事業～SPARC～委員会	5回	

【関連指標】

4-A 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況

<その他の指標> ー

<評価の視点>

4-A 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が100%（平成

【博士課程教育リーディングプログラム】

（平成30(2018)年度）

- ・平成24(2012)年度採択プログラム24件に対して、プログラム委員会及び類型別審査・評価部会において書面評価、現地調査、ヒアリング、合議評価を経て、補助事業終了後の教育研究活動の持続的展開及びその水準の向上とさらなる発展に資するための助言を含め、事後評価結果案をとりまとめ、プログラム委員会において審議・決定した上で、ウェブサイト等において速やかに公表した。

https://www.jsps.go.jp/j-hakasekatei/data/shinsa_kekka/h24shinsa_kekka.pdf

- ・評価はS～Cの4段階で実施し、S評価7件、A評価10件、B評価7件、C評価0件であった。

（令和元(2019)年度）

- ・平成25(2013)年度採択プログラム18件に対して、プログラム委員会及び類型別審査・評価部会において書面評価、現地調査、ヒアリング、合議評価を経て、補助事業終了後の教育研究活動の持続的展開及びその水準の向上とさらなる発展に資するための助言を含め、事後評価結果案をとりまとめ、プログラム委員会において審議・決定した上で、ウェブサイト等において速やかに公表した。

https://www.jsps.go.jp/j-hakasekatei/data/shinsa_kekka/h25shinsa_kekka.pdf

- ・評価はS～Cの4段階で実施し、S評価6件、A評価7件、B評価5件、C評価0件であった。

【卓越大学院プログラム】

（平成30(2018)年度）

- ・38の国公立大学から54件の申請を受け付け、審査・評価部会において客観的かつ公平・公正な審査を経て、プログラム委員会において13大学・15件のプログラムを選定した。審査終了後、選定結果を速やかに公表したほか、採択理由及び不採択理由を各申請大学に通知し、審査の透明性を確保した。

https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/followup_h30.html

（令和元(2019)年度）

中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていることから評定をaとする。

- ・大学改革や人材育成等の国の助成事業について、事業ごとに委員会や部会等を合計170回開催し、審査・評価業務に従事している。事業の実施にあたっては、事業ごとにそれぞれ国の定めた制度・方針等を踏まえて、専門家による公正な審査・評価体制を整備し、事業の透明性、信頼性、継続性を確保しているとともに、審査・評価結果等の速やかなウェブサイト掲載、事業内容を紹介するパンフレット（英語版・日本語版）の作成など、広報戦略について検討を行い積極的な情報公開を着

【博士課程教育リーディングプログラム】

- ・各プログラムに対して事後評価を適切に実施し評価結果をとりまとめるとともに、その結果を速やかに公表したことは、評価の透明性及び信頼性の確保の点で高く評価できる。

中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると見込まれることから評定をaとする。

- ・大学教育改革の支援に関しては、振興会の有する審査・評価業務に関する知識と経験が十分生かされ、それぞれのプログラムに対して適切な委員会や専門部会の設置、運営がなされ、事業の円滑な推進に貢献している。また、その実績に基づき、卓越大学院プログラム及び知識集約型社会を支える人材育成事業の新規2事業の実施機関に選定されたことは、高く評価できる。
- ・各プログラムに対して評価を適切に実施し評価結果をとりまとめるとともに、その結果を速やかに公表したことは、透明性、信頼性の確保の点で高く評価できる。
- ・フォローアップの一環として行われた委員現地視察においても、現地視察の実効性を担保するための様々な工夫を行ったことや、新型コロナウイルス感染症の影響下での各プログラムの取組を丁寧にフォローアップし、現地視察報告書に記載することにより、対応事例の共有を図ったことは、ポストコロナも見据えた取組と言える。
- ・審査・評価結果等の速やかなホームページ掲載、事業内容を紹介するパンフレット（英語版・日本語版）の作成など、広報戦略について検討を行い積極的な情報公開を着

中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていると見えることから評定をaとする。

- ・大学教育改革の支援に関しては、振興会の有する審査・評価業務に関する知識と経験が十分生かされ、それぞれのプログラムに対して適切な委員会や専門部会の設置、運営がなされ、事業の円滑な推進に貢献している。また、その実績に基づき、卓越大学院プログラム、デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業、知識集約型社会を支える人材育成事業及び地域活性化人材育成事業～SPARC～の新規4事業の実施機関に選定されたことは、高く評価できる。
- ・各プログラムに対して評価を適切に実施し評価結果をとりまとめるとともに、その結果を速やかに公表したことは、透明性、信頼性の確保の点で高く評価できる。
- ・フォローアップの一環として行われた委員現地視察においても、現地視察の実効性を担保するための様々な工夫を行ったことや、新型コロナウイルス感染症の影響下での各プログラムの取組を丁寧にフォローアップし、現地視察報告書に記載することにより、対応事例の共有を図ったことは、ポストコロナも見据えた取組と言える。
- ・審査・評価結果等の速やかなウェブサイト掲載、事業内

28 年度実績)、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が75%（平成25～28 年度における中間評価及び事後評価の実績))を基準とした状況変化を評価において考慮する。	・29 の国公立大学から 44 件の申請を受け付け、審査・評価部において客観的かつ公平・公正な審査を経て、プログラム委員会において9 大学・11 件のプログラムを選定した。審査終了後、選定結果を速やかに公表したほか、採択理由及び不採択理由を各申請大学に通知し、審査の透明性を確保した。 https://www.jsps.go.jp/j-takutsu-pro/followup_r1.html ・26 の全採択プログラムに対して、日常的な進捗状況の把握、相談、助言等を行うプログラムオフィサー（以下、「P0」という）による現地訪問や、フォローアップ担当の評価委員による現地視察を着実に実施した。その中で、各採択プログラムの進捗状況及び採択時に示した留意事項等への対応状況を確認し、その結果を各プログラムに示すことにより、改善を要する点等への今後の対応を求めた。また、P0 会議を開催することで、文部科学省やプログラム委員会からの情報提供や P0 との意見交換を通じ、フォローアップ体制の充実・強化に引き続き努めた。 ・各採択プログラムの概要・成果を分かりやすく説明したパンフレットを作成し広く配布するとともに、ウェブサイトにおいて公開することで、事業の広報に努めた。 https://www.jsps.go.jp/j-takutsu-pro/brochure.html （令和2（2020）年度） ・27 の国公立大学から 42 件の申請を受け付け、審査・評価部において客観的かつ公平・公正な審査を経て、プログラム委員会において4 大学・4 件のプログラムを選定した。審査終了後、選定結果を速やかに公表し採択理由及び不採択理由を各申請大学に通知したほか、審査担当委員の氏名等関係する情報も速やかに公表し、審査の透明性を確保した。 https://www.jsps.go.jp/j-takutsu-pro/followup_r2.html ・30 の全採択プログラムに対して、P0 による現地訪問や、フォローアップ担当の評価委員による現地視察を着実に実施した。その中で、各採択プログラムの進捗状況及び採択時に示した留意事項等への対応状況を確認し、その結果を各プログラムに示すことにより、改善を要する点等への今後の対応を求めた。また、P0 会議を開催することで、文部科学省やプログラム委員会からの情報提供や P0 との意見交換を通じ、フォローアップ体制の充実・強化に引き続き努めた。 ・採択プログラムに多数の留学生が参加していることに鑑み、日本人以外への広報も必要であると捉え、各採択プログラムの概要をわかりやすく説明した日本語版のパンフレットに加えて英語版のパンフレットを作成し、全国の大学へ広く配布することで事業の積極的な広報に努め、本事業の知名度向上に寄与することができた。 ・令和3（2021）年度より初めて実施する中間評価に向け、審査・評価部において事前に意見を集約した上で評価要項等の関係資料を適切に整備し、プログラム委員会において審議・決定後、ウェブサイト等を通じて迅速に公表することで、中間評価実施に際しての透明性、信頼性の確保に努めた。 https://www.jsps.go.jp/j-takutsu-pro/chukan_hyoka/kekka.html （令和3（2021）年度）	【卓越大学院プログラム】 ・大学から申請された課題について、審査要項等を適切に整備した上で、プログラム委員会及び審査・評価部において客観的かつ公平・公正な審査を実施し、その結果を関係情報と共に速やかに公表したことは、審査の透明性及び信頼性の確保の点で高く評価できる。 ・プログラムの着実な実施に向け、フォローアップを実施するとともに、関係者間の意見交換等を通じてフォローアップ体制の充実・強化に努めた点は高く評価できる。 ・各プログラムに対して中間評価を適切に実施し評価結果をとりまとめるとともに、その結果を速やかに公表したことは、透明性、信頼性の確保の点で高く評価できる。 ・パンフレットを作成・配布することで、事業の広報にも的確に取り組んでいることが確認できる。特に、令和2（2020）年度からは日本語版に加えて英語版のパンフレットを作成し、令和3（2021）年度には各プログラムのグッドプラクティスを紹介する欄を新たに設けるなど、事業の広報にも継続的に的確に取り組んでおり、高く評価できる。 ・令和3（2021）年度からは、プログラム関係者を対象に実施したアンケート調査結果を評価に活用したことは、多様な視点からの評価を可能とし、事業へのフィードバックに有用な新たな取組みとして高く評価できる。 【デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業】 ・大学から申請された課題について、審査要項等を適切に整備した上で、委員会において客観的かつ公平・公正な審査を実施し、その結果を関係情報と共に速やかに公表したことは、審査の透	実に実施していることは、透明性、信頼性の確保の点で高く評価できる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・コロナ禍において大学等の活動が今後も制約される可能性があることから、関係情報を公開することにより、各大学での取組等を共有することで今後にいかして欲しい。 ・データを見ると、ほぼ毎週1 回のペースで、ミッション、性格の異なる委員会が開催されていることになる。委員会ごとに、委員の日程調整、委員長との打ち合わせ、議案、資料の作成、議事録の作成・確認などの業務があり、特に新型コロナウイルス感染症の影響下ではオンラインで開催の対応と、振興会の担当職員業務量は膨大なものであることが容易に想定される。日常業務に加えての職務であり、これらプログラムが円滑にかつ期待通りあるいは期待以上の成果を収めていることに対する振興会職員の尽力には深く感謝したい。 ＜その他事項＞ —	容を紹介するパンフレット（英語版・日本語版）の作成など、広報戦略について検討を行い積極的な情報公開を着実に実施していることは、透明性、信頼性の確保の点で高く評価できる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・コロナ禍において大学等の活動が今後も制約される可能性があることから、関係情報を公開することにより、各大学での取組等を共有することで今後にいかして欲しい。 ・データを見ると、ほぼ毎週1 回のペースで、ミッション、性格の異なる委員会が開催されていることになる。委員会ごとに、委員の日程調整、委員長との打ち合わせ、議案、資料の作成、議事録の作成・確認などの業務があり、特に新型コロナウイルス感染症の影響下ではオンラインによる開催という対応と、振興会の担当職員業務量は膨大なものであることが容易に想定される。日常業務に加えての職務であり、これらプログラムが円滑にかつ期待通りあるいは期待以上の成果を収めていることに対する振興会職員の尽力には深く感謝したい。 ＜その他事項＞ —

	・平成 30(2018)年度採択プログラム 15 件に対して、審査・評価部会において中間評価を実施した。書面評価、現地調査、ヒアリング、合議評価を経て、評価結果案をとりまとめ、プログラム委員会において審議・決定した上で、ウェブサイト等において速やかに公表した。 https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/followup_h30.html ・評価はS～Dの5段階で実施し、S評価5件、A評価9件、B評価1件、C評価0件、D評価0件であった。 ・各採択プログラムに配置したP0がフォローアップとして現地訪問を行い、その結果を中間評価において活用したほか、書面評価にあたっては、<u>プログラム担当者及びプログラム参加学生に対して実施したアンケート調査結果を活用した。</u> ・30の全採択プログラムに対して、P0による現地訪問や、フォローアップ担当の評価委員による現地視察を実施した。その中で、各採択プログラムの進捗状況及び採択時に示した留意事項等への対応状況を確認し、その結果を各プログラムに示すことにより、改善を要する点等への今後の対応を求めた。 ・令和2(2020)年度に引き続き、日本語版のパンフレットに加えて英語版のパンフレットを作成した。また、<u>各プログラムのグッドプラクティスを紹介する欄を新たに設けることで、好事例の横展開に貢献した。</u>作成したパンフレットを全国の大学へ広く配布することで事業の積極的な広報に努め、開始4年度目である本事業の知名度向上に寄与することができた。 (令和4(2022)年度) ・令和元(2019)年度採択プログラム11件に対して、プログラム委員会及び審査・評価部会において書面評価、ヒアリング、合議評価等により中間評価を実施した。書面評価、現地調査、ヒアリング、合議評価を経て、評価結果を取りまとめ、プログラム委員会において審議・決定した上でウェブサイト等において速やかに公表した。 URL: https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/followup_r1.html ・評価はS～Dの5段階で実施し、S評価3件、A評価5件、B評価2件、C評価1件、D評価0件であった。 ・各採択プログラムに配置したP0がフォローアップとして現地訪問を行い、その結果を中間評価において活用したほか、書面評価にあたっては、プログラム担当者及びプログラム参加学生に対して実施したアンケート調査結果を活用した。 ・30の全採択プログラムに対して、P0による現地訪問や、フォローアップ担当の評価委員による現地視察を実施した。その中で、各採択プログラムの進捗状況及び採択時に示した留意事項等への対応状況を確認し、その結果を各プログラムに示すことにより、改善を要する点等への今後の対応を求めた。 ・令和3(2021)年度に引き続き、日本語版のパンフレットに加えて英語版のパンフレットを作成した。また、各プログラムのグッドプラクティスを紹介する欄を引き続き設けて好事例の横展開に貢献した。作成したパンフレットを全国の大学へ広く配布することで事業の積極的な広報に努めている。 【デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業】 (令和4(2022)年度)	明性及び信頼性の確保の点で高く評価できる。 ・事業の着実な実施に向け、フォローアップ体制を構築するとともに、フォローアップ要項において、その実施方法等を明確化した点は評価できる。 【大学教育再生加速プログラム】 ・77件に及ぶ取組に対するフォローアップを実施するとともに、<u>好事例の取組への現地視察や委員全員でのヒアリングなど、事業の効果的な実施及び事業目標の着実な達成に向けて多角的なフォローアップの仕組みを構築したことは高く評価できる。</u>また、フォローアップ結果の概要をウェブサイトに掲載し公開することで、採択大学等以外の国内大学等に対しても事業全体の進捗状況、成果及び課題等の情報発信を積極的に行っており高く評価できる。 ・事後評価を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症対応により影響がある中で、委員会で事後評価要項の決定、委員会委員による書面評価及び面接評価の実施、その後の委員会における評価結果の決定などに対応するため、<u>迅速に事務体制を整えるとともに、適切な評価を行ったことは高く評価できる。</u>また、評価要項及び調書の作成に当たっては、中間評価時から種々の改善を図ったことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症による大学の負担軽減のため、<u>調書の確認期間を短縮し、大学の調書作成期間を十分に確保したことは高く評価できる。</u> ・評価終了後は、事後評価結果等をウェブサイトで公開することにより、各大学等に参考となりうる事例について積極的な情報発信に努めており、評価の透明性、信頼性の確保が認められる。 【地(知)の拠点大学による地方創生推進事業】		

	・8件の国立・私立大学から申請を受け付け、委員会において書面審査と、オンラインを活用した合議審査を行い客観的かつ公正な審査を実施し、選定候補事業計画を決定した（その後、文部科学省が6件の採択を決定）。 ・委員会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議事内容に応じてWeb会議又はメール審議を選択して開催するなど開催方法を工夫した。 ・審査終了後、ウェブサイト等を通じて、審査結果、計画調書等を含め、積極的に関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。特に、審査結果については、委員会コメントを取りまとめ、審査の透明性を担保するだけでなく、選定事業計画に期待する取組等について社会に広く公表した。 ・他の事業を参考に、フォローアップ担当委員によるフォローアップ体制を構築し、フォローアップ要項において、その実施方法等を明確化した。 【大学教育再生加速プログラム】 ・平成26・27・28年度採択の77件の取組に対して、大学教育再生加速プログラム委員会（以下「委員会」という）において決定されたフォローアップ要項に基づくフォローアップ及び事後評価要項に基づく事後評価を実施した。 ・平成30(2018)年度及び令和元(2019)年度に実施したフォローアップにおいては、委員会委員による実施状況報告書の確認を行い、フォローアップ報告書を開示することにより、指導・助言を行った。また、委員会において必要と判断された取組に対しては、フォローアップ報告書の開示後、現地視察を実施した。現地視察については、従来は課題がある取組を対象としていたが、<u>委員会での議論を踏まえ、平成30(2018)年度からは好事例のため現地を視察すべきと委員会が判断した場合にも実施することとし、平成30(2018)年度には7件、令和元(2019)年度には1件の現地視察を実施した。</u>さらに、次年度に事後評価を控えた令和元(2019)年度においては、フォローアップ報告書の作成に当たり、平成30(2018)年度までの進捗状況に課題がある取組に対し適切なフォローアップを行うため、委員会として必要と判断した取組1件に対し、全委員によるヒアリングを実施した。 ・フォローアップ終了後、ウェブサイトを通じてフォローアップ結果の概要等を含め、関係資料を公表することで、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-ap/jigo_hyoka.html ・令和2(2020)年度に実施した事後評価においては、評価要項及び評価調書を作成するにあたり、評価における重要な観点を明確化するために、中間評価の9つの評価観点を4つに整理するとともに、補助期間終了後の事業継続性を重視し、事業定着に向けた実施体制及び継続のための取組状況にウェイトを置いた配点とした。また、当初計画の達成状況を明確にするため、評価調書において申請時の計画調書と実際の取組状況・成果を対比できる様式とした。 ・評価に当たっては、委員会委員による書面評価及び面接評価（必要と判断された1件）を行った上で、委員会において評価結果を決定した。評価結果は77件のうち20件が4段階評価で最良の「S」（計画を超えた取組が行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）、48件が「A」（計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達成できたと評価できる。）、9件が「B」（概ね計画に沿った取組が行われ、	・42件に及ぶ事業に対するフォローアップを実施するとともに、平成30(2018)年及び令和元(2019)年度の2年間で全事業に対し現地視察を実施し、大学だけでなく事業協働機関である自治体や企業からもヒアリングを行う等、事業の効果的な実施及び事業目標の達成に向けて多角的かつきめ細やかなフォローアップの仕組みを構築したことは高く評価できる。また、フォローアップ結果の概要をウェブサイトに掲載し公開することで、採択大学以外の国内大学に対して事業全体の進捗状況、成果及び課題等の情報発信を積極的に行っており高く評価できる。 ・事後評価を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症対応により影響がある中で、委員会で事後評価要項の決定、委員会委員による書面評価の実施、その後複数回の委員会における評価結果の審議・決定などに対応するため、<u>迅速に事務体制を整えるとともに、適切な評価を行ったことは高く評価できる。</u>また、評価要項及び調書の作成に当たっては、中間評価時から種々の改善を図ったことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症による大学の負担軽減のため、<u>調書の確認期間を短縮し、大学の調書作成期間を十分に確保したことは高く評価できる。</u> ・評価終了後は、事後評価結果等をウェブサイトで公開することにより、各大学等に参考となりうる事例について積極的な情報発信に努めており、評価の透明性、信頼性の確保が認められる。 【知識集約型社会を支える人材育成事業】 ・本事業における審査を実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整により、新型コロナウイルス感染症対応による影響がある中でも、円滑に委員会を運営し、事業	

一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるが、事業の目的をある程度は達成できたと評価できる。)であり、S 評価や A 評価が併せて約 88%という結果であった。

- ・評価結果については、各取組の事後評価結果を作成し開示・公表するとともに、評価において明らかとなった先駆的な取組や成果を「事後評価結果の総括」としてとりまとめ、公表することにより、成果の発信・普及に努めた。
- ・事後評価終了後、事後評価結果報告書（冊子）を作成するとともに、ウェブサイトを通じて評価要項等を含め、積極的な関係情報の提供を行い、評価の透明性に配慮した。

https://www.jsps.go.jp/j-ap/jigo_kekka.html

【地（知）の拠点大学による地方創生推進事業】

- ・平成 27(2015)年度採択の 42 件の事業に対して、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業委員会（以下「委員会」という）において決定されたフォローアップ要項に基づくフォローアップ及び事後評価要項に基づく事後評価を実施した。
- ・平成 30(2018)年度及び令和元(2019)年度に実施したフォローアップにおいては、委員会委員による実施状況報告書の確認を行い、フォローアップ報告書を開示した上で、現地視察を行い、指導・助言を行った。現地視察については、従来は課題がある事業を対象としていたが、好事例となる事業についても現地視察を行うことが必要であるという委員会での議論を踏まえ、平成 30(2018)年度及び令和元(2019)年度の 2 年間で全 42 件の事業に対し現地視察を実施し、その内、実施状況報告書において現地で確認すべきであると委員会で判断された 3 件については、平成 30(2018)年度及び令和元(2019)年度の 2 度現地視察を実施した。また、現地視察では中間評価に付された留意事項及び参考意見、開示したフォローアップ報告書の課題への対応状況の確認に加え、大学だけでなく事業協働機関である自治体や企業の担当者からもヒアリングを行い、事業の進捗状況をきめ細かく確認した。
- ・フォローアップ終了後、ウェブサイトを通じてフォローアップ結果の概要等を含め、関係資料を公表することで、評価の透明性に配慮した。

平成 30(2018)年度：https://www.jsps.go.jp/j-coc/followup_h30.html
令和元(2019)年度：https://www.jsps.go.jp/j-coc/followup_rl1.html

- ・令和 2(2020)年度に実施した事後評価においては、評価要項及び評価調書を作成するに当たり、評価における重要な観点を明確化するために、中間評価の 7 つの評価観点を 4 つに整理するとともに、補助期間終了後の事業継続性を重視し、事業定着に向けた実施体制及び継続のための取組状況にウェイトを置いた配点とした。また、当初計画の達成状況を明確にするため、評価調書において申請時の計画調書と実際の取組状況・成果を対比できる様式とした。
- ・評価に当たっては、委員会委員による書面評価を行った上で、委員会において複数回の議論がなされた後、評価結果を決定した。評価結果は 42 件のうち 12 件が 4 段階評価で最良の「S」（計画を超えた取組が行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。）、23 件が「A」（計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達

趣旨を的確に捉えた審査を実施したことは評価できる。

- ・令和 2(2020)年度の書面審査において、申請事業計画において構築する教育プログラムの体系性を複数の専門分野ごとに確認するため、当初予定がなかった専門委員を配置することにより、本事業趣旨を踏まえたより適切な審査体制を柔軟に構築したことは高く評価できる。
- ・令和 3(2021)年度の書面審査において、公募締切から書面審査開始まで、約 2 週間と短い期間であったが、事業主体である文部科学省との綿密な連絡調整により、四学期制の導入等の教学マネジメントに知見のある委員を書面審査担当委員として速やかに配置し、メニューⅢの事業趣旨に即した審査体制を構築したことは高く評価できる。
- ・メニューⅠ、Ⅱについては、採択事業計画が申請時の計画に沿って着実に取組を進めることができるよう、学部教育を対象とした国の助成事業としては初めてとなる PO を配置するなど、充実したフォローアップ体制を構築した点は高く評価できる。
- ・効果的なフォローアップが行えるよう、委員会を開催し、フォローアップに対する意識共有を図り、令和 2(2020)年度に採択された 6 件の事業計画（メニューⅠ、Ⅱ）について、フォローアップ担当委員による委員現地視察を実施することで、令和 4(2022)年度の中間評価を見据えた的確な指導、助言等を行い、事業計画の進捗状況や課題等をまとめた現地視察報告書を公表したことは、高く評価できる。
- ・令和 4(2022)年度の中間評価における現地調査では、コロナ禍により実現していなかった対面での現地調査を実施し、オンラインでは不可能な、プログラムの実習設備や実習室等の施設視察、対面による現場担当者、学生の生の

	成できたと評価できる。)、7件が「B」(概ね計画に沿った取組が行われ、一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるが、本事業の目的をある程度は達成できたと評価できる。)であり、S評価やA評価が併せて約83.3%という結果であった。 ・評価結果については、各取組の事後評価結果を作成し開示・公表するとともに、評価において明らかとなった先駆的な取組や成果を「事後評価結果の総括」としてとりまとめ、公表することにより、成果の発信・普及に努めた。 ・事後評価終了後、事後評価結果報告書(冊子)を作成するとともに、ウェブサイトを通じて評価要項等を含め、積極的な関係情報の提供を行い、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-coc/jigohyoka.html 【知識集約型社会を支える人材育成事業】 ・令和2(2020)年度においては23件、令和3(2021)年度においては6件の申請を受け付け、委員会において、書面審査とオンラインを活用した面接・合議審査を行い、客観的かつ公正な審査を実施し、知識集約型社会を支える人材育成事業委員会(以下、「委員会」という)において選定候補事業計画を決定した(その後、文部科学省が9件(メニューⅠ:5件、メニューⅡ:1件、メニューⅢ:3件)の採択を決定)。審査終了後、ウェブサイト等を通じて、審査結果、委員名簿、計画調書等を含め、積極的に関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-chishiki/sinsakekka.html ・審査は、書面審査及び面接審査の2段階審査を行った。令和2(2020)年度に実施したメニューⅠ、Ⅱの書面審査においては、申請事業計画において構築する教育プログラムの体系性を複数の専門分野ごとに適切に審査するため、<u>書面審査担当委員として、委員に加え、当初予定のなかった専門委員を配置することとした。</u>公募締切後に、申請事業計画の専門分野に沿って、学識経験のある者を専門委員として速やかに委嘱し、公募締切から書面審査開始までの短い期間であったが、各申請事業計画の複数の専門分野に対応した審査体制を迅速かつ効率的に構築した。令和3(2021)年度に実施したメニューⅢの書面審査においては、<u>事業目的のある四学期制の実施等、教学マネジメントに知見のある委員を書面審査担当委員とし、公募締切から書面審査開始までの短い期間であったが、メニューⅢの事業趣旨に即した審査体制を迅速かつ効率的に構築した。</u> ・令和2(2020)年度に採択した事業計画(メニューⅠ、Ⅱ)については、事業目的の着実な達成に資するため、他事業で培った知見・ノウハウ等を十分に生かし、<u>学部教育を対象とした国の助成事業では初めてとなるプログラムオフィサー(以下、「P0」という)を各採択事業計画に配置した。</u>あわせて、他事業におけるP0によるフォローアップの成果や課題を踏まえ、P0の位置付けを整理し、委員会で共有するとともに、採択大学にもP0の位置付けに関する説明を行った。 ・令和2(2020)年度については、2月下旬～3月上旬にかけて、採択事業計画の進捗状況の確認及びP0との顔合わせを目的として、令和3(2021)年度については、2月中旬～3月中旬にかけて、令和4(2022)年度に実施する中間評価に向けた採択事業計画の進捗状況の確認を目的として、令和2(2020)年度に採択した事業計画(メニューⅠ、Ⅱ)に対するP0現地訪問を実施した。なお、P0現地訪問	声を拾ったこと等により、適切な評価を実施したことは高く評価できる。 ・委員現地視察にP0が立ち合うことで、P0現地訪問や日常的な相談・助言で確認された各事業計画の状況や課題等を委員に情報共有することができ有益であったと評価できる。また、フォローアップ担当委員とP0が情報共有や議論を行うことで、今後のP0によるフォローアップの改善につなげることができた。 ・審査結果、委員名簿、計画調書、委員現地視察報告書等をウェブサイトで公表することにより、積極的な情報発信に努めており、公正さ、透明性、信頼性の確保が図られたことは評価できる。 【地域活性化人材育成事業～SPARC～】 ・本事業における審査を実施するに当たり、事業実施主体である文部科学省との綿密な連絡調整により、新型コロナウイルス感染症対応による影響がある中でも、円滑に委員会を運営し、事業趣旨を的確に捉えた審査を実施したことは評価できる。 ・令和4(2022)年度の書面審査において、事業の性質上、ペーパーレフェリーを学界・産業界・行政等の属性を踏まえて適切に配置することで、本事業趣旨を踏まえたより適切な審査体制を柔軟に構築したことは高く評価できる。 <課題と対応> ・大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業において、引き続き公正かつ迅速・適切な審査・評価を実施していくとともに、プログラムの着実な実施に向けてフォローアップ体制の充実・強化を図りつつ、各大学の参考となりうる積極的な発信にも努めていく。		

	に先立ち、各 P0 に対して、事業趣旨や P0 の役割を説明するなど、P0 が各採択事業計画の準備状況に応じた的確に相談、助言等を行えるよう努めた。 ・フォローアップについては、フォローアップ担当委員による委員現地視察を行うフォローアップ体制を構築し、フォローアップ要項において、その実施方法等を明確化した。加えて、令和 2 (2020) 年度に採択した事業計画（メニュー I、II）については、他事業を参考に、P0 による日常的な指導・助言等による伴走支援体制を構築した。 ・令和 2 (2020) 年度に採択された 6 件の事業計画（メニュー I、II）について、初期段階における事業趣旨に沿った事業計画の運営がなされるようフォローアップ担当委員による委員現地視察を令和 3 (2021) 年 10 月に実施した。委員現地視察においても、委員会と同様、新型コロナウイルス感染症による影響を最小限にするため、WEB 会議を用いたオンライン実施とした。委員現地視察に先立ち、委員会を開催して、中間評価を見据えた委員現地視察の効果的な実施に向けてフォローアップ担当委員の意識共有を図った。また、委員現地視察に際しては、各事業計画の資料を作成の上、個別にフォローアップ担当委員と打合せを行うことにより、各事業計画の問題点を共有しフォローアップ担当委員が的確な指導、助言等を行えるよう努めた。 ・また、委員現地視察に P0 が立ち会うことで、P0 現地訪問や日常的な相談・助言で確認された各事業計画の状況や課題等を情報共有することが可能になり、委員現地視察を実施する上で有益であった。また、フォローアップ担当委員と P0 が委員現地視察において情報共有や議論を行うことで、今後の P0 による指導・助言に役立てることができた。 ・委員現地視察終了後、フォローアップ担当委員が事業計画の進捗状況や改善を要する点をまとめた現地視察報告書と大学が作成した令和 2 (2020) 年度実施状況報告書についてホームページを通じて公表した。 https://www.jsps.go.jp/j-chishiki/followup.html ・令和 4 (2022) 年度においては、令和 2 (2020) 年度に採択した 6 件の事業計画（メニュー I、II）に対して、委員会における書面評価、現地調査、合議評価等により中間評価を実施した。評価に当たっては、委員会委員による書面評価を行った上で、委員会において複数回の議論がなされた後、現地調査を経て評価結果を決定した。 ・現地調査に先立ち、委員会を開催して、中間評価を見据えた現地調査の効果的な実施に向けて評価担当委員の意識共有を図った。また、現地調査に P0 が立ち会うことで、P0 現地訪問や日常的な相談・助言で確認された各事業計画の状況や課題等を情報共有することが可能になり、現地調査を実施する上で有益であった。さらに、調査担当委員と P0 が現地調査において情報共有や議論を行うことで、今後の P0 による指導・助言に役立てることができた。 ・評価結果は 6 件のうち 3 件が 5 段階評価で最良の「S」（計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる。）、2 件が「A」（計画どおりの取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を達成することが期待できる。）、1 件が「B」（一部で計画と同等又はそれ以上の取組も見られるものの、計画を下回る取組があり、本事業の目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要である。）であり、S	（各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である 4 - 2 については 170 回であった。 ・関連指標である 4 - A については、各事業とも 80% ほどであり、中期目標に定められた水準 (75%) を上回る成果が見られた。		

	評価やA評価が併せて約83.3%という結果であった。評価結果については、速やかに取りまとめ、大学へ開示するとともに、ウェブサイト等において公表した。令和3(2021)年度に採択した3件の事業計画(メニューⅢ)に対しては、フォローアップ担当委員による毎年度のフォローアップを実施として、フォローアップ担当委員が作成した委員フォローアップ報告書に基づいて実施した。進捗状況に課題がある取組に対し適切なフォローアップを行うため、委員会として必要と判断した取組2件に対し、書面によって追加確認した。委員フォローアップ報告書については、今後の事業運営にあたって参考となるよう、大学へ開示した。 【地域活性化人材育成事業～SPARC～】 ・令和4(2022)年度において9件の申請を受け付け、委員会において、書面審査とオンラインを活用した面接・合議審査を行い、客観的かつ公正な審査を実施し、地域活性化人材育成事業～SPARC～委員会(以下、「委員会」という)において6件の選定候補事業計画を決定した(その後、文部科学省が6件(タイプ①:3件、タイプ②:3件)の採択を決定)。審査終了後、ウェブサイト等を通じて、審査結果、委員名簿、計画調書等を含め、積極的に関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-sparc/ ・審査は、書面審査及び面接審査の2段階審査を行った。令和4(2022)年度に実施したタイプ①、②の書面審査においては、事業の性質上、ペーパーレフェリーを学界・産業界・行政等の属性を踏まえて適切に配置し、審査体制を迅速かつ効率的に構築した。 ・フォローアップについては、フォローアップ担当委員による委員現地視察を行う体制を構築し、フォローアップ要項において、その実施方法等を明確化した。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 【卓越大学院プログラム】 ・審査評価における各種書類確認業務等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、限られた人員体制の下で滞りなく着実に確認を行った。 ・会議については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、機動的にウェブ会議環境を整えて実施した。特に、面接審査及び面接評価をウェブ会議で実施するにあたり、オンラインにより参加している各部会委員が付した評点及び意見を集計するためのウェブ集計システムを構築することにより、ウェブ会議においても迅速な集計を実現し、滞りなく審査評価を実施した。 ・フォローアップにおいては、委員会の意見を踏まえ、一律にウェブ会議による視察及び訪問を行うのではなく、フォローアップ担当委員の要望及び各大学における新型コロナウイルス感染症への対応方針に配慮しながら、委員が現地に赴いての対面による視察や、ウェブ会議による参加を使い分けて行うなど、新型コロナウイルス感染症の影響下の制約がある中で感染拡大防止に配慮しつつ、現地視察の実効性を担保するための様々な工夫を行った。			

	【デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業】 ・審査における各種書類確認業務等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、限られた人員体制の下で滞りなく着実に確認を行った。 ・会議については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、機動的にウェブ会議環境を整えて実施した。 【大学教育再生加速プログラム】 ・事後評価における事後評価調書の作成において、委員会の意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえた各大学の取組状況は、大学教育再生加速プログラム全体の事業定着に向け価値ある情報であると判断し、各大学等における影響、対応状況及び今後の見通しに係る記載欄を追加した。なお、事後評価要項及び調書の作成期間は、<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、滞りなく着実に大学に調書の作成依頼を行うことができた。</u> ・採択校が提出する事後評価調書の作成期間については、委員会の意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による選定校の負担を軽減するため、<u>振興会事務局による確認作業を短期間で完了させ、調書の確認期間を短縮することにより、調書の提出期間を当初予定の1ヶ月間から1ヶ月半程度に延長した。</u> 【地（知）の拠点大学による地方創生推進事業】 ・事後評価要項及び調書の作成期間は、<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、滞りなく着実に大学に調書の作成依頼を行うことができた。</u> ・大学の事後評価調書作成期間については、<u>新型コロナウイルス感染症の影響による大学の負担を軽減するため、事業主体である文部科学省と綿密に相談しながら事後評価調書の提出期間を1ヶ月半程度確保した。</u> 【知識集約型社会を支える人材育成事業】 ・審査における各種書類確認業務等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、限られた人員体制の下で滞りなく着実に確認を行った。 ・会議については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、機動的にWEB会議環境を整えて実施した。特に、面接審査をWEB会議で実施するにあたり、オンラインにより参加している各委員が付した評点及びコメントを集計するためのウェブ集計システムを構築することにより、ウェブ会議においても迅速な集計を実現し、滞りなく審査を実施した。 【地域活性化人材育成事業～SPARC～】 ・審査における各種書類確認業務等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務を実施しながら、効率的に作業を進めることにより、限られた人員体制の下で滞りなく着実に確認を行った。 ・会議については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、機動的にウェブ			

		ブ会議環境を整えて実施した。特に、面接審査をウェブ会議で実施するにあたり、オンラインにより参加している各委員が付した評点及びコメントを集計するためのウェブ集計システムを構築することにより、ウェブ会議においても迅速な集計を実現し、滞りなく審査を実施した。												
<主な定量的指標> 【評価指標】 4－2 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断） 【関連指標】 4－A 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況 <その他の指標> － <評価の視点> 4－A 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績	<主要な業務実績> ●委員会開催実績 <table><tr><td>大学の世界展開力強化事業プログラム委員会</td><td>17回</td></tr><tr><td>同 審査・評価部会</td><td>50回</td></tr><tr><td>スーパーグローバル大学創成事業プログラム委員会</td><td>8回</td></tr><tr><td>同 審査・評価部会</td><td>9回</td></tr><tr><td>同 検証部会</td><td>3回</td></tr></table> ・令和2(2020)年度より新型コロナウイルス感染症の影響下におかれ対面での会議開催や審査・面接遂行が困難となったが、オンラインを活用した審査・評価等の実施や審査・評価システムの導入を行った。 【大学の世界展開力強化事業】 (平成30(2018)年度) ・国公立大学より申請のあった21件について、プログラム委員会（以下「委員会」）が審査要項等を決定の上、審査部会が書面・面接・合議による客観的かつ公正な審査を行い、委員会が選定候補を決定した（その後、文部科学省が10件の選定を決定）。 ・審査終了後、審査結果報告（冊子）やウェブサイトを通じて調書や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/kekka.html ・平成28(2016)年度選定の全25件について、委員会が中間評価要項等を決定の上、評価部会が書面・面接・現地調査・合議による客観的かつ公正な評価を行った（評価結果：S評価 4件、A評価 15件、A－評価 2件、B評価 3件、C評価 1件）。 ・各大学には、<u>評価コメントにおいて対応が求められる課題等</u>を示し、<u>必要な改善を促した</u>。 ・評価終了後、中間評価結果報告（冊子）やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/chukan_hyoka_kekka.html ・平成25(2013)年度選定の全7件について、委員会が事後評価要項等を決定の上、評価部会が書面・合議による客観的かつ公正な評価を行った（評価結果：S評価 2件、A評価 3件、A－評価 1件、B評価 1件）。 ・評価終了後、事後評価結果報告（冊子）やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/jigo_hyoka_kekka.html ・平成26(2014)年度選定の全9件、27年度選定の全11件、29年度選定の全11件の各取組の進捗状況についてフォローアップを実施し、事業全体の進捗状況及び各プログラムの取組、特記すべき成果等の結果を委員会に報告するとともにウ	大学の世界展開力強化事業プログラム委員会	17回	同 審査・評価部会	50回	スーパーグローバル大学創成事業プログラム委員会	8回	同 審査・評価部会	9回	同 検証部会	3回	（4）大学のグローバル化の支援 補助評定：a <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し中期目標を上回る実績を上げていることから評定をaとする。 ・大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、国の定めた方針を踏まえ専門家による公正な審査・評価体制と関係要項等を整備した上で、令和元(2019)年度後半からの新型コロナウイルス感染症の影響下においても業務を円滑に進めるための様々な工夫を行い事業ごとに委員会や部会を開催し、事業の透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、業務成果の速やかな情報公開を着実に実施したことは高く評価できる。 【大学の世界展開力強化事業】 ・国の定めた方針を踏まえ、専門家による公正な審査や中間・事後評価実施体制と関係要項等を整備した上で、透明性と信頼性に配慮した審査・評価業務と情報公開を着実に実施したことは高く評価できる。 ・大学の世界展開力強化事業においては、令和元(2019)年度後期より新型コロナウイルス感染症の影響下におかれ対面での会議開催や審査・面接遂行が困難となったが、オンラインを活用した新たな審査・評価システムや審査・評価方法を確立する等し、想定外の事態にも柔軟に対処できたことは高く評価できる。 ・オンラインを活用した審査・評価システムの導入に伴い、新型コロナウイル	（3）大学のグローバル化の支援 補助評定：a <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回るペースで実績を上げていると見込まれることから評定をaとする。 ・コロナ禍において様々な制約を受けている事業であるが、オンラインを活用することにより、審査・評価等を実施したことは高く評価できる。 ・審査・評価等の結果については、関係情報をウェブサイト等において公開することにより、審査・評価の透明性や信頼性の確保に配慮したことは高く評価できる。 ・審査・評価結果の公表に当たっては、各大学が今後取組を実施していく上での諸課題を示すことで必要となるであろう対応を促していることは高く評価できる。 ・審査・評価等の関係情報を、ウェブサイトに掲載し公開することで、選定大学以外の国内大学等に対しても積極的な情報発信が行われていることは高く評価できる。 ・スーパーグローバル創成支援事業により支援を受ける各大学の優れた取組内容を紹介する内容を含む中間評価結果	（4）大学のグローバル化の支援 補助評定：a <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画を上回って履行し、中期目標を上回る実績を上げていると見えることから評定をaとする。 ・コロナ禍において様々な制約を受けている事業であるが、オンラインを活用することにより、審査・評価等を実施したことは高く評価できる。 ・審査・評価等の結果については、関係情報をウェブサイト等において公開することにより、審査・評価の透明性や信頼性の確保に配慮したことは高く評価できる。 ・審査・評価結果の公表に当たっては、各大学が今後取組を実施していく上での諸課題を示すことで必要となるであろう対応を促していることは高く評価できる。 ・審査・評価等の関係情報を、ウェブサイトに掲載し公開することで、選定大学以外の国内大学等に対しても積極的な情報発信が行われていることは高く評価できる。 ・スーパーグローバル創成支援事業により支援を受ける各大学の優れた取組内容を紹介する内容を含む中間評価結果
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会	17回													
同 審査・評価部会	50回													
スーパーグローバル大学創成事業プログラム委員会	8回													
同 審査・評価部会	9回													
同 検証部会	3回													

（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が100%(平成28年度実績)、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が75%(平成25～28年度における中間評価及び事後評価の実績))を基準とした状況変化を評価において考慮する。	ウェブサイトで公表し、社会に向けた情報発信を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/followup.html (令和元(2019)年度) ・国公立大学より申請のあった10件について、委員会が審査要項等を決定の上、審査部会が書面・合議による客観的かつ公正な審査を行い、委員会が選定候補を決定した(その後、文部科学省が3件の選定を決定)。 ・審査終了後、審査結果報告(冊子)やウェブサイトを通じて調書や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/kekka.html ・平成29(2017)年度選定の全11件について、委員会が中間評価要項等を決定の上、評価部会が書面・面接・合議による客観的かつ公正な評価を行った(評価結果:S評価1件、A評価8件、B評価2件)。 ・各大学には、評価コメントにおいて対応が求められる課題等を示し、必要な改善を促した。 ・評価終了後、中間評価結果報告(冊子)やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/chukan_hyoka_kekka.html ・平成26(2014)年度選定の全9件について、委員会が事後評価要項等を決定の上、評価部会が書面・合議による客観的かつ公正な評価を行った(評価結果:S評価1件、A評価8件)。 ・評価終了後、事後評価結果報告(冊子)やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/jigo_hyoka_kekka.html ・平成27(2015)年度選定の全11件、28年度選定の全25件、30年度選定の全10件の各取組の進捗状況についてフォローアップを実施し、事業全体の進捗状況及び各プログラムの取組、特記すべき成果等の結果を委員会に報告するとともにウェブサイトで公表し、社会に向けた情報発信を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/followup.html (令和2(2020)年度) ・国公立大学より申請のあった32件について、委員会が審査要項等を決定の上、審査部会が書面・面接・合議による客観的かつ公正な審査を行い、委員会が選定候補を決定した(その後、文部科学省が8件の選定を決定)。 ・令和2(2020)年度新規事業公募説明会が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下で中止となったが、事業実施主体である文部科学省と密に連携し、大学からの質問対応について新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑に行った。 ・審査終了後、審査結果報告(冊子)やウェブサイトを通じて調書や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/kekka.html ・平成30(2018)年度選定の全10件について、委員会が中間評価要項等を決定の上、評価部会が書面・面接・合議による客観的かつ公正な評価を行った(評価結	ス感染症の感染拡大以前の審査と変わらず遂行できるよう、審査委員に対しきめ細やかな対応・情報管理を行い、審査を円滑に進めたことは高く評価できる。 ・令和2(2020)年度新規事業公募説明会が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下で中止となったが、事業実施主体である文部科学省と密に連携し、大学からの質問対応について新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑に行ったことは高く評価できる。 ・令和4(2022)年度中間評価における現地調査では、コロナ禍以降実現していなかった対面での現地調査を実施し、オンラインでは不可能な、プログラムの実習設備や実習室等の施設視察等を行ったこと等、<u>各局面で適切な評価を行えるよう柔軟な業務執行を行った</u>ことは高く評価できる。 ・新規採択、中間評価、事後評価及びフォローアップ終了後には、審査・評価結果等をウェブサイトで公開することにより、迅速かつ積極的な情報発信に努めており、審査・評価の透明性、信頼性の確保及び積極的な情報発信が認められ高く評価できる。 ・審査・評価結果の公表に当たっては、<u>各大学が今後取組を実施していく上での諸課題を示すことで必要となるであろう対応を促しており高く評価できる。</u> ・<u>フォローアップの結果をウェブサイトに掲載し公表することで、選定大学以外の国内大学等を含む社会に対しても事業全体の進捗状況及び各プログラムの取組、特筆すべき成果等の情報発信を着実に実施したことは高く評価できる。</u> 【スーパーグローバル大学創成支援事業】	報告書(冊子)を作成し配布したことは、同事業に採択されている大学間の相互理解を深め、優れた取組を参考とした新たな工夫を各大学が採用しうるため、適切な試みであると評価できる。 <今後の課題・指摘事項> ・コロナ禍において大学等の活動が今後も制約される可能性があることから、関係情報を公開することにより、各大学での取組等を共有することで今後にいかして欲しい。 <その他事項> —	報告書(冊子)を作成し配布したことは、同事業に採択されている大学間の相互理解を深め、優れた取組を参考とした新たな工夫を各大学が採用しうるため、適切な試みであると評価できる。 <今後の課題・指摘事項> ・コロナ禍において大学等の活動が今後も制約される可能性があることから、関係情報を公開することにより、各大学での取組等を共有することで今後にいかして欲しい。 <その他事項> —

	果：S評価 1件、A評価 8件、A-評価 1件）。 ・各大学には、評価コメントにおいて対応が求められる課題等を示し、必要な改善を促した。 ・評価終了後、中間評価結果報告（冊子）やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/chukan_hyoka_kekka.html ・平成 27(2015)年度選定の全 11 件について、委員会が事後評価要項等を決定の上、評価部会が書面・合議による客観的かつ公正な評価を行った（評価結果：S評価 4件、A評価 6件、A-評価 1件）。 ・評価終了後、事後評価結果報告（冊子）やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/jigo_hyoka_kekka.html ・平成 28(2016)年度選定の全 25 件、29 年度選定の全 11 件、令和元(2019)年度選定の全 3 件の各取組の進捗状況についてフォローアップを実施し、事業全体の進捗状況及び各プログラムの取組、特記すべき成果等の結果を委員会に報告するとともにウェブサイトで公表し、社会に向けた情報発信を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/followup.html （令和 3 (2021)年度） ・国私立大学からの申請について、委員会が審査要項等を決定の上、審査部会が書面・合議による客観的かつ公正な審査を行い、委員会で選定候補順位を報告した（その後、文部科学省が 20 件の選定を公表）。 ・審査終了後、審査結果報告（冊子）やウェブサイトを通じて調書や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/kekka.html ・令和元(2019)年度選定の全 3 件について、委員会が中間評価要項等を決定の上、評価部会が書面・面接・現地調査・合議による客観的かつ公正な評価を行った（評価結果：A評価 2件、B評価 1件）。 ・各大学には、評価コメントにおいて対応が求められる課題等を示し、必要な改善を促した。 ・評価終了後、中間評価結果報告（冊子）やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/chukan_hyoka_kekka.html ・平成 28(2016)年度選定の全 25 件について、委員会が事後評価要項等を決定の上、評価部会が書面・合議による客観的かつ公正な評価を行った（評価結果：S評価 6件、A評価 12件、A-評価 7件）。 ・特に中間評価でC評価を受けたプログラムについては、文部科学省と連携してフォローアップを行い、その結果、より良い成果につながった。 ・評価終了後、事後評価結果報告（冊子）やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/jigo_hyoka_kekka.html ・平成 29(2017)年度選定の全 11 件、30 年度選定の全 10 件、令和 2 (2020)年度選定の全 8 件の各取組の進捗状況についてフォローアップを実施し、事業全体の進	・平成 30(2018)・令和元(2019)・3 (2021)・4 (2022)年度において、フォローアップの結果を委員会に報告するとともに、ウェブサイトに掲載し公表することで、選定大学以外の国内大学等を含む社会に対しても事業全体の進捗状況及び各プログラムの取組等の情報発信を着実に実施したことは高く評価できる。 ・中間評価において、評価部会や面接を全てオンラインで実施する等、新型コロナウイルス感染症の影響に柔軟に対応し、円滑に業務執行したことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において大学の負担軽減を行ったことは高く評価できる。 ・中間評価の過程で得られた各大学における優れた取組（グッドプラクティス）等をまとめた冊子の配布やウェブサイトでの公開を通じて、関連情報を広く社会に提供したことは高く評価できる。 ・中間評価結果等を冊子配付やウェブサイトで公表することにより、迅速かつ積極的な情報発信に努め、評価の透明性、信頼性の確保に配慮したことは高く評価できる。 ・令和 5(2023)年度の事業終了を見据え、事業全体の検証を行う検証部会を設置するにあたり、事業実施主体である文部科学省との間で部会設置から運営まで綿密な意見交換及び調整を進め、着実に実施してきたことは高く評価できる。 ＜課題と対応＞ ・大学のグローバル化を支援する国の助成事業において、引き続き公正かつ迅速・適切な審査・評価を実施していくとともに、プログラムの着実な実施に向けてフォローアップ体制の充実・強		

	捗状況及び各プログラムの取組、特記すべき成果等の結果を委員会に報告するとともにウェブサイトで公表し、社会に向けた情報発信を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/followup.html (令和4(2022)年度) ・国公立大学からの申請について、委員会が審査要項等を決定の上、審査部会が書面・面接・合議による客観的かつ公正な審査を行い、委員会が選定候補を決定した(その後、文部科学省が14件の選定事業を決定)。 ・審査終了後、審査結果報告(冊子)やウェブサイトを通じて調書や部会委員名簿を含め関係情報を公表することで、審査の透明性に配慮した。 ・令和2(2020)年度選定の全8件について、委員会が中間評価要項等を決定の上、評価部会が書面・面接・現地調査・合議による客観的かつ公正な評価を行った(評価結果:S評価 1件、A評価 3件、A-評価 2件、B評価 2件)。 ・中間評価では現地調査を行い、大学役員を含む事業担当者やプログラムの参加学生とのインタビューを通じて事業の実情に関する精密な調査を行った。特に、コロナ禍以降実現していなかった対面での現地調査を実施し、オンラインでは不可能な、プログラムの実習設備や実習室等の施設視察等を行う等、有意義な現地調査となった。 ・各大学には、評価コメントにおいて対応が求められる課題等を示し、必要な改善を促した。 ・評価終了後、中間評価結果報告(冊子)やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 ・平成29(2017)年度選定の全11件について、委員会が事後評価要項等を決定の上、評価部会が書面・合議による客観的かつ公正な評価を行った(評価結果:S評価 1件、A評価 9件、A-評価 1件)。 ・評価終了後、事後評価結果報告(冊子)やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性に配慮した。 ・平成30(2018)年度選定の全10件、令和元(2019)年度選定の全3件、3(2021)年度選定の全20件の各取組の進捗状況についてフォローアップを実施し、事業全体の進捗状況及び各プログラムの取組、特記すべき成果等の結果を委員会に報告するとともにウェブサイトで公表し、社会に向けた情報発信を行った。 http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html 【スーパーグローバル大学等事業】 ●スーパーグローバル大学創成支援事業 (平成30(2018)・令和元(2019)・3(2021)・4年度(2022)) ・採択の37大学へフォローアップ調査を実施した。具体的には、「共通の成果指標と達成目標(国際化、ガバナンス改革、教育改革)」、「大学独自の成果指標と達成目標」、「国際的評価の向上につながる取組」、「大学の特性を踏まえた特徴ある取組」の観点から、各大学の取組内容や達成目標の進捗について調査を行い、とりまとめた結果を各年度開催のスーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会に報告した。 ・事業全体の進捗状況及び各プログラムの取組等のフォローアップ結果は、我が	化を図りつつ、各大学の参考となりうる情報の積極的な発信にも努めている。 (各評価指標等に対する自己評価) ・評価指標である4-2については87回であった。 ・関連指標である4-Aについては、各事業とも90%ほどであり、中期目標に定められた水準(75%)を上回る成果が見られた。	

	国の高等教育の国際競争力の向上のための参考として活用するとともに、事業成果の還元のため、ウェブサイトを通じて公表し、社会に向けた情報発信を行った。 http://www.jsps.go.jp/j-sgu/follow-up.html http://www.jsps.go.jp/j-sgu/iinkai.html (令和2(2020)年度) ・全37件について、スーパーグローバル大学創成支援事業として2回目となる令和2(2020)年度の間評価を、委員会が中間評価要項等を決定の上、評価部会が書面・面接・現地調査(必要に応じて)・合議による客観的かつ公正な評価を行った(評価結果:S評価8件、A評価25件、B評価4件)。 ・中間評価において、オンラインを活用した新たな審査・評価方法を確立し、評価部会や面接を全てオンラインで実施する等、新型コロナウイルス感染症の影響に柔軟に対応し、円滑に業務執行した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による大学の負担軽減のため、調書の確認期間を短縮し、大学の調書作成期間を十分に確保した。 ・評価結果について事業全体の成果を中間評価結果の総括としてまとめた。 ・各大学には、評価コメントにおいて対応が求められる課題等を示し、必要な改善を促した。 ・同事業により支援を受ける各大学の優れた取組内容を紹介する内容を含む中間評価結果報告書(冊子)を作成し配布した。 ・評価終了後、評価決定から3日後という短期間で、中間評価結果等をウェブサイトで公開することにより、迅速かつ積極的な情報発信に努め、また、中間評価結果報告書(冊子)やウェブサイトを通じて部会委員名簿等を含め関係情報を公表することで、評価の透明性、信頼性の確保に配慮した。 http://www.jsps.go.jp/j-sgu/index.html (令和4(2022)年度) ・令和5(2023)年度の事業終了を控え、事業全体の検証を行う検証部会を開催した。その運営に関し文部科学省との間で綿密な連絡調整に努めた。			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	5 強固な国際研究基盤の構築 (1) 事業の国際化と戦略的展開 (2) 諸外国の学術振興機関との協働 (3) 在外研究者コミュニティの形成と協働 (4) 海外研究連絡センター等の展開		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第3号
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】 強固な国際研究基盤の構築に当たっては、振興会の業務全般を横断する基盤的機能を有する組織の整備という初めての取組を行うこととしており、また、これまで長期的に実施してきた事業の在り方を検討する際には、多様な関係者の理解を得ながら実施するプロセスが不可欠であることから、難易度は高い。		関連する政策評価・行政事業レビュー
参考URL	グローバルリサーチカウンシル（GRC） https://www.jsps.go.jp/j-grc/index.html 日中韓フォーサイト事業 https://www.jsps.go.jp/j-foresight/index.html 招へい研究者への交流支援、研究者ネットワークの強化 https://www.jsps.go.jp/english/e-plaza/index.html		外国人研究者再招へい事業（BRIDGE Fellowship Program） https://www.jsps.go.jp/j-plaza/bridge/index.html JSPS Researchers Network(JSPS-Net) https://www-jsps-net.jsps.go.jp/ 海外研究連絡センターにおける調査・情報収集 https://www-overseas-news.jsps.go.jp/

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度		
評価指標								予算額（千円）	
同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）	－	56	56	45	44	49	76	決算額（千円）	
海外研究連絡センター等における活動状況（B水準：ホームページによる情報発信数が年間840件程度）	年間840件程度	年間652～1,181件	715	1,858	576	611	666	経常費用（千円）	
関連指標								経常利益（千円）	
国際交流事業の採用者による国際共著論文数	－	年間341～422件	331	365	318	415	370	行政サービス実施コスト（千円）	
								行政コスト（千円）	
								従事人員数	

注1）予算額、決算額は「5 強固な国際研究基盤の構築」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2）従事人員数については「5 強固な国際研究基盤の構築」の事業担当者数を計上（重複を含む）

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			外部評価委員による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
		＜自己評価＞ 評価：B 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評価をBとする。 ・当初の予定通り国際統括本部において国際戦略を策定するとともに、学術振興機関長会議に積極的に参画し、海外の学術振興機関とのパートナーシップを強化するなど、計画通り着実に業務を実施している。 ・同窓会の新規設立等により外国人研究者と日本人研究者とのネットワークの強化を図ったことは、計画を上回る実績を上げたと評価できる。 ・海外研究連絡センターにおいて着実に海外情報の収集や発信を行っている。 ・海外研究連絡センター及び学術情報分析センターを含む関係各所、各国の学術振興機関及び研究者ネットワークと意見・情報交換を行い、計画通り順調に強固な国際研究基盤を構築していると評価できる。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による諸外国の学術機関等との交流に代えて、オンラインを介した学術振興機関長との交流を積極的に実施することで、これまで以上に海外の学術振興機関とのパートナーシップの強化を図るなど、中期計画通り着実に業務を実施している。 ・新型コロナウイルス感染症の多大な影響がありながらも、同窓会支援業務や海外研究連絡センター業務について臨機応変に対応するだけでなく、オン	評価 B ＜評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評価をBとする。 ・日本学術振興会の国際戦略を策定し、国際事業を推進すべく、理事長直轄組織として国際統括本部が設置されたことが特筆される。今後の活動を期待したい。 ・本中期目標期間に新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが発生したが、その影響下においても国際的な取り組みに尽力し、その各種事業情報を国内の研究機関へ適宜発信されていることを評価したい。 ・学術振興機関長会議に積極的に参画するとともに、海外の学術振興機関との緊密な連携関係が、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもオンラインを介して維持され、海外の学術振興機関との国際パートナーシップが維持・強化されていることは高く評価される。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、JSPS 同窓会活動に対する支援や、ソーシャル・ネットワーク・サービス強化による若手研究者の学術交流の維持・発展に努力していることは特筆に値する。 ・海外研究連絡センターの継	評価 B ＜評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから、評価をBとする。 ・日本学術振興会の国際戦略を策定し、国際事業を推進すべく、理事長直轄組織として国際統括本部が設置されたことを高く評価する。日本学術振興会の国際的研究活動の支援体制の充実と、今後の新たな展開が大いに期待される。 ・本中期目標期間に新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが発生したが、その影響下においても国際的な取り組みに尽力し、その各種事業情報を国内の研究機関へ適宜発信されていることを評価したい。 ・学術振興機関長会議に積極的に参画するとともに、海外の学術振興機関との緊密な連携関係が、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもオンラインを介して維持され、海外の学術振興機関との国際パートナーシップが維持・強化されていることは高く評価される。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、JSPS 同窓会活動に対する支援や、ソーシャル・ネットワーク・サービス強化による若手研究者の学術交流の維持・発展に努力して		

		ラインでのイベント開催等のための環境整備をいち早く行い、対面でのイベントに代わり積極的に代替策を遂行するなど、着実に海外情報の収集や発信を行っていることは、高く評価できる。 ＜課題と対応＞ ・諸外国との強固かつ双方向の国際研究基盤を構築・発展させるため、既存のネットワークを発展させながら、最新の国際的な動向を注視し、国際的視点に立って各事業を推進していく。	統的で活発な活動は高く評価される。大学機関が連絡センターを海外事務所として利用していること、連絡センターのオンライン業務に即した環境整備が迅速に行われたことも評価したい。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・我が国の国際研究基盤をさらに充実させ、学術研究の国際競争力を維持・強化することが強く望まれる。 ・文部科学省と連携して、日本学術振興会で我が国の学術発展のための国際戦略を検討してほしい。そのために、事業の国際化に対する戦略的展開を立案する有識者会議を国際統括本部に設置することも一案。 ＜その他事項＞ ・新型コロナウイルス感染症への対応において、個々の計画については柔軟に対応して成果を上げてきたことが高く評価される一方で、我が国では海外との往来がとりわけ厳しく制限されたことにより、国際交流の今後への悪影響も懸念される。そうした点にも留意し、必要な対応を検討してほしい。 ・日中韓の学術交流に対して幾つかの障壁が存在するが、日本学術振興会は国際学術交流の基本理念に立脚して、これらの国の学術機関との事業を推進してもらいたい。	いることは特筆に値する。 ・海外研究連絡センターの継続的で活発な活動は高く評価される。大学機関が連絡センターを海外事務所として利用していること、連絡センターのオンライン業務に即した環境整備が迅速に行われたことも評価したい。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・我が国の研究力向上のためには、これまで以上に国際研究基盤を充実させることが求められている。学術研究の国際競争力を維持・強化するための国際戦略を立案し、それを実施することが強く望まれる。 ・文部科学省とも連携のうえ、日本学術振興会で我が国の学術発展のための国際戦略を検討してほしい。そのために、事業の国際化に対する戦略的展開を立案する有識者会議を国際統括本部に設置することも一案ではないか。 ＜その他事項＞ ・日本学術振興会で我が国の学術発展のための国際戦略を検討してほしい。そのために、事業の国際化に対する戦略的展開を立案する有識者会議を国際統括本部に設置することが望まれる。 ・日中韓の学術交流に対して幾つかの障壁が存在するが、日本学術振興会は国際学術交流の基本理念に立脚して、これらの国の学術機関との事業を推進してもらいたい。

<主な定量的指標> 【関連指標】 5-A 国際交流事業の採用者による国際共著論文数 <その他の指標> 【評価指標】 5-1 前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況（有識者の意見を踏まえ判断） 5-2 国際的な取組の内容に関する発信状況（有識者の意見を踏まえ判断） <評価の視点> 5-1 事業の在り方に係る検討を経て、効果的な改善・強化が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。 5-2 国際的な取組を体系的に整理し、効果的な周知がなされたか、有識者の意見を踏まえ判断する。 5-A 学術の国	<主要な業務実績> 【国際共同研究等に係る基本的な戦略】 ・国際統括本部において、各種事業の国際的な活動や海外関係機関等の動向・現状を共有する国際統括本部会議及び連絡会を開催し、最新の情報を海外研究連絡センター及び学術情報分析センターを含む関係各所と随時共有し、必要に応じて意見交換した。 - また、振興会評議員等の外部有識者や文部科学省の意見も聴取し、令和元年（2019年）5月に「日本学術振興会第4期中期計画に係る国際戦略」を策定しウェブサイト上に公開した。 JSPS 国際戦略： https://www.jsps.go.jp/j-kokusai/data/JSPS_kokusaisenryaku.pdf ■事業説明会の実施 ・大学等研究機関や学会からの要望に応じて事業説明会に赴き、学術国際交流事業の制度や募集の内容等に係る認知度の向上と理解の促進に努め、研究者や URA を含む大学等研究機関関係者から好評を得た。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・オンラインでも事業説明を行ったほか、対面での説明会に代えて、事業説明の動画をオンライン（振興会 YouTube チャンネル）で公開した。 ■各国の学術振興機関との意見・情報交換 ・我が国との研究者交流に関心のある各国の学術振興機関からの面会要望に応え、学術国際交流事業の制度や募集の内容等に係る認知度の向上と理解の促進に努めるとともに、両国の研究者交流の発展等を目的とした意見・情報交換を行い、各国の学術動向の最新情報を得た。 ・平成 30(2018)年度から令和 4 (2022)年度にかけて、二国間科学技術協力合同委員会に計 36 件出席し、振興会の事業内容を説明するとともに、意見・情報交換を行った。	（1）事業の国際化と戦略的展開 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評定を b とする。 ・国際統括本部が主導して「日本学術振興会第4期中期計画に係る国際戦略」を策定し、国際統括本部会議における関係各所との情報共有・意見交換を行い、着実に業務を実施していることは評価できる。 ・振興会の業務に係る国際的な取組について、事業情報の提供を行うとともに、リーフレットを国内の大学・研究機関等に送付するなど、積極的に情報発信を行っている。さらに各国の学術振興機関等との意見・情報交換を行ったことは、振興会の取組の認知度の向上と理解の促進につながるものであり評価できる。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・国際事業委員会委員に新型コロナウイルス感染症の影響下における我が国の研究の国際化が停滞しないよう意見を求めるなど、着実に業務を実施していることは評価できる。 ・オンラインでの事業説明に留まらず、事業説明の動画を作成し、YouTube で公開していることは、積極的な情報発信として評価できる。 <課題と対応> ・積極的に事業の国際化を進めていくとともに、事業説明会、ウェブサイト等による効果的な情報発信を引き続き行っていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である 5-1 について、事業	（1）事業の国際化と戦略的展開 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定を b とする。 ・理事長直轄の国際統括本部が設置され、国際事業全般を俯瞰する仕組みが構築され、第4期の国際戦略が策定され、各国国際事業の取組を滞りなく推進できたことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても国際的な取り組みに関する情報を国内の研究機関へ適宜発信されている。 <今後の課題・指摘事項> ・事業の国際化に対する戦略的展開を立案するため、有識者の意見を聴取する仕組みを国際統括本部に設けて、我が国の学術発展に資する国際戦略を策定してほしい。 ・国際共同研究の更なる充実と積極的に努めてほしい。 <その他事項> —	（1）事業の国際化と戦略的展開 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから、評定を b とする。 ・理事長直轄の国際統括本部が設置され、国際事業全般を俯瞰する仕組みが構築され、第4期の国際戦略が策定され、各国国際事業の取組を滞りなく推進できたことは高く評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、国際的な取り組みに関する情報が国内の研究機関へ適宜発信されたことも評価したい。 <今後の課題・指摘事項> ・事業の国際化に関する戦略的展開を立案するため、有識者の意見を聴取する仕組みを国際統括本部に設けるなどして、我が国の学術発展に資する国際戦略を策定してほしい。 ・国際共同研究の更なる充実と積極的に努めてほしい。 <その他事項> —

	際的な競争・協働の中で我が国のプレゼンス向上の状況を把握するため、国際交流事業の採用者による国際共著論文数について毎年度確認を行うとともに、その状況変化を評価において考慮する。		の効果的な改善・強化に向けて有識者と意見交換したことは改善に向けて着実な取組がなされていると評価できる。 ・評価指標である5－2については、国際的な取組に係る事業を目的別に整理したリーフレットを配布した他、学術国際交流事業に関する説明を行い、計画通りの水準である。 ・関連指標である5－Aについては318～415件であり、前中期目標期間実績等（年間341～422件）と同水準である。		
	<主な定量的指標> 一 <その他の指標> 【評価指標】 5－3 諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断） <評価の視点> 5－3 質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築する観点から、各国の学術振興機関との交流状況に応じて適切に協定の廃止・改訂や、新規立ち上げが行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。	<主要な業務実績> 【諸外国の学術振興機関との連携】 ■グローバルリサーチカウンスル（Global Research Council：GRC） ・第4期中期目標期間において、第7回から第10回のGRC年次会合（新型コロナウイルス感染拡大の影響により、第9回は1年延期後オンライン開催、第10回はハイブリッド開催）に振興会理事長が出席し、課題の共有とその解決のため各国の学術振興機関と連携するとともに、理事長がGRC理事会（Governing Board）メンバーを務める等積極的に運営に関わり、日本のプレゼンスを高めた。 ・Governing Boardを中心に、議題に沿って議論を交わし、「ピア／メリット・レビューの原則に関する宣言」（2018年）、「社会的・経済的效果への期待に応えるための原則に関する宣言」（2019年）、「ミッション指向の研究の原則に関する宣言」及び「パブリック・エンゲージメントの原則に関する宣言」（2020年）、「迅速な研究成果が求められる状況下での研究倫理、研究公正及び研究風土のための原則と実施に関する宣言」及び「科学技術の人材育成の原則に関する宣言」（2022年）と題する成果文書が採択された。 （アジア・太平洋地域会合） ・アジア・太平洋地域の学術振興機関長が参加し、議題に沿って議論が交わされた。 ・令和4（2022）年11月のアジア・太平洋地域会合については、タイ国家科学研究所（TSRI）・タイ国立研究評議会事務局（NRCT）主催、科学技術振興機構（JST）及び振興会の共催により、タイ（バンコク）を拠点としてハイブリッド形式で開催された。 ■日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs） ・A-HORCsにおいて重要とされた研究テーマに基づき、翌年には当該テーマにおける日中韓の研究者が一同に会し、国際共同研究開始につながるネットワーク構築を目的とする「北東アジアシンポジウム」を開催するとともに、そのさらに翌年には、当該テーマに基づき、日中韓3カ国を中核としたアジア地域における世	（2）諸外国の学術振興機関との協働補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評定をbとする。 ・グローバルリサーチカウンスルのGoverning Boardを中心に対面・オンライン双方の交流を積極的に実施することで、海外の学術振興機関とのパートナーシップを強化し、各国共通の課題解決に向けて着実に活動をしていることは評価できる。 ・日中韓学術振興機関長会議の合意に基づいたシンポジウム開催について、着実に業務を実施していることは評価できる。 ・日中韓フォーサイト事業では、中間評価、事後評価において概ね高い評価を受けたほか、北東アジアシンポジウムの実施分野において公募を行い、のべ18件の交流支援を行うことにより、日中韓3か国を中核としたアジアにおける研究拠点の構築に寄与したことは評価できる。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・関係機関と協議し、状況に応じて適切な形式で会議・シンポジウムを開催す	（2）諸外国の学術振興機関との協働補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 ・海外の学術振興機関との緊密な連携関係を確保しており、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもこれら海外機関との国際連携事業が順調になされていることは高く評価できる。 ・グローバルリサーチカウンスルと日中韓学術振興機関長会議の実施は一時延期されたが、オンライン等を介した連携は続けられ、パートナーシップが強化されていることは評価される。また、日中韓フォーサイト事業の実施に対して柔軟な対応がなされている。 <今後の課題・指摘事項> ・海外各国の学術振興機関と	（2）諸外国の学術振興機関との協働補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 ・海外の学術振興機関との緊密な連携関係を確保しており、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもこれら海外機関との国際連携事業が順調になされていることは高く評価できる。 ・グローバルリサーチカウンスルと日中韓学術振興機関長会議の実施は一時延期されたが、オンライン等を介した連携は続けられ、パートナーシップが強化されていることは評価される。また、日中韓フォーサイト事業の実施に対して柔軟な対応がなされている。 <今後の課題・指摘事項> ・海外各国の学術振興機関と

界的水準の研究拠点構築等を支援する「日中韓フォーサイト事業」を実施。このように、A-HORCs において日中韓3カ国にとって重要とされたテーマを、研究者のネットワーク構築及びその後の国際交流推進による研究水準の構築につなげるなど、学術振興機関長会議の決定内容を研究者の取組に反映させる仕組を設けている。

・北東アジアシンポジウム開催実績

年度、回数	テーマ	開催日程	主催国(開催地)
平成 30(2018)年度 第20回	21世紀の原子核物理学 (Nuclear physics in the 21st century)	平成30年9月 19日～20日	日本(名古屋)
令和元 (2019)年度 第21回	知能IoT (IoT with Intelligence)	令和元年9月 17日～18日	中国(北京)
令和3 (2021)年度 第22回	北東アジアにおけるフ ューチャー・アースの 推進：気候変動とその 影響を踏まえて (Approaches for Future Earth in Northeast Asia - Climate Change and Its Effects)	令和3年11月 4日～5日(令 和2年から1 年延期)	韓国(オンライ ン開催)
令和4 (2022)年度 第23回	細胞老化：病態生理か ら治療へ (Cellular senescence: from pathophysiology to treatment)	令和4年9月 1日～2日	日本(東京)(中 国はオンライン 参加)

【新型コロナウイルス感染症への対応】

・令和2(2020)年度に韓国 NRF の主催により韓国(済州島)で開催される予定であった第18回 A-HORCs 及び第22回北東アジアシンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け令和3(2021)年度に延期され、主催国である韓国側との協議を経て、オンラインで開催された。第18回 A-HORCs には振興会から理事長が出席した。

・令和4(2022)年度の第19回 A-HORCs は振興会が主催機関となり、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、関係機関と協議の上、オンラインにて開催した。北東アジアシンポジウムは、各国の感染症対策方針を踏まえ、中国からの参加者はオンライン参加とする一方、日韓の参加者は会場に参集するハイブリッド形式にて開催した。

■ 日中韓フォーサイト事業

ることで、新型コロナウイルス感染症の影響下でも学術振興機関ネットワークの維持・発展に寄与したことは評価できる。

＜課題と対応＞

・今後も学術振興機関長会議や、多国間の学術振興機関ネットワークにおいて果たすべき役割を積極的に担うとともに、戦略的に重要な諸外国の学術振興機関とのパートナーシップを強化し、各国共通の課題解決に向けて着実に活動を続けていく。

(各評価指標等に対する自己評価)

・評価指標である5-3について、各国の学術振興機関長等と世界の最新の学術交流状況を共有し、一部の事業は機関長会議で重要とされた研究テーマに基づき着実に実施しているほか、交流状況に応じて各国学術振興機関との交流協定等を適切に見直している。

の緊密な連携を継承・発展させる努力を続けて欲しい。

＜その他事項＞

—

の緊密な連携を継承・発展させる努力を続けて欲しい。

＜その他事項＞

—

・日中韓3カ国の実施機関が連携し、A-HORCs において重要と認められた分野において公募を行い、平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度までにのべ 18 課題（9 機関）における共同研究・セミナー・研究者交流への支援を行った。

・事業の進捗状況等を確認し、適切な助言を行うとともに、その課題を継続すべきかどうかを判断するため中間評価を行った。また、事業の成果及び効果を把握するため採択を終了した課題に対する事後評価を実施した。

●中間・事後評価の実施・公表実績

令和 4 (2022) 年度までに行った中間評価 8 件のうち、5 件で想定通りとの評価を得た。また、令和 4 (2022) 年度までに行った事後評価 8 件のうち、8 件で想定通り、又は想定以上との評価を得た。

	実施課題数	評価結果（中間評価：平成 30 年度以前採択課題／平成 31 年度以降採択課題、事後評価：平成 27 年度以前採択課題／平成 28 年度以降採択課題）
中間評価	8	B/A: 想定どおりの成果をあげつつあり、現行の努力を継続することによって目標の達成が概ね期待できる／5 課題 C/B: ある程度の成果をあげつつあるが、目標達成のために一層の努力が必要である／3 課題
事後評価	8	A/S: 想定以上の成果をあげており、当初の目標は達成された／1 課題 B/A: 想定どおりの成果をあげており、当初の目標は達成された／7 課題

※ 評価は、平成 30 (2018) 年度までの採択課題に係る中間評価及び平成 27 (2015) 年度までの採択課題に係る事後評価は A～D の 4 段階で、平成 31 (2019) 年度以降の採択課題に係る中間評価と平成 28 (2016) 年度以降の採択課題に係る事後評価は S～C の 4 段階で実施。

評価結果：

https://www.jsps.go.jp/j-foresight/11_hyouka.html

（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う弾力的な運用）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和 2 (2020) 年度から令和 4 (2022) 年度の間に以下の運用を実施した。

	①研究交流経費総額の 50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。 ②弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により該当年度事業計画の実施期間延長を可能とした。 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限措置等の影響を受けながらも、各課題では、必要に応じてオンラインを活用した共同研究の実施、ウェブ会議システムを利用した研究発表やセミナーの開催などにより、研究交流を推進した。 渡航を要とする計画を含む課題は、前述の特例措置を利用し、該当年度事業計画の実施期間を延長した。 ■各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップについて ・各種学術交流事業において各国の学術振興機関と交流協定等を締結し、強固なパートナーシップを持続的に形成するだけでなく、交流状況を踏まえながらその見直しも行っている。第4期中期目標期間を通じて、対応機関との間の経費負担等の改善を図る改訂や次年度以降継続的に共催シンポジウムを開催するための覚書締結等を行った。			
<主な定量的指標> 【評価指標】 5-4 同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断） <その他の指標> ー <評価の視点> 5-4 同窓会主体の活動が活発に行われたか、また外国人研究者と在外日本人研究者コミュニティ等が連携する機会が提供されたか、同窓会イベント等の開催実績、会員数等を参考に判断する。	<主要な業務実績> ・振興会事業経験者による研究者コミュニティ（JSPS 同窓会）について、20 か国（平成 29(2017) 年度末 18 か国）のコミュニティが行う諸活動（シンポジウム・年次総会の開催、Web やニューズレターを通じた広報など）の支援を行った。うち、ノルウェー及びマレーシアに関しては、同窓会設立の要望を受け、設立に向けた各種の情報提供、他の同窓会の例などを参考にしたアドバイスを積極的に行った結果、令和元(2019)年度に新規同窓会として認定された。また、アジア、アフリカ、欧州、中南米といった幅広い地域から新規同窓会設立に関する問い合わせが数多く寄せられている。令和 4 (2022) 年度末時点で同窓会会員数は 8,329 名（平成 29(2017) 年度末 7,759 名）であり、会員に対しては行事予定等をメールで送付するなどして情報提供に努めている。また、同窓会は主催行事としてシンポジウムや学術セミナー等を開催し、日本から基調講演者を招き日本との学術交流を深めているほか、振興会事業説明会も開催し、積極的に振興会事業の広報活動を行った。新型コロナウイルス感染症の影響下においては、オンラインによる同窓会の活動を積極的に支援した。 ・海外研究連絡センター等の協力を得ながら、各国の研究者コミュニティに所属する研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化する機会を提供することを目的に、外国人研究者再招へい事業（BRIDGE Fellowship Program）を実施し、170 名の研究者を招へいした。新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置の影響を受けた令和元(2019)年度～令和 2 (2020) 年度採用者については、令和 4 (2022) 年度の指定の時期まで来日期限の延長を認めるなど採用者の立場に立った柔軟な対応を実施し、希望する採用者全員が来日し採用を開始することができた。 平成 30(2018) 年度と令和元(2019) 年度には、事業のフォローアップも兼ねて、	（3）在外研究者コミュニティの形成と協働 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評定を b とする。 ・振興会事業経験者による研究者コミュニティ（JSPS 同窓会）について、20 か国（平成 29(2017) 年度末 18 か国）のコミュニティが行う諸活動（シンポジウム・年次総会の開催、Web やニューズレターを通じた広報など）の支援を行ったことは評価できる。同窓会会員数は令和 4 (2022) 年度末時点現在で 8,329 名（平成 29(2017) 年度末 7,759 名）と 5 年間で着実に増加しており、会員に対しては行事予定等をメールで送付するなどして情報提供に努めたことは評価できる。 また、同窓会は主催行事としてシンポジウムや学術セミナー等を開催し、日本から基調講演者を招き日本との学術交流を深めているほか、振興会事業説明会も同時に開催し、積極的に振興会事業の広報活動を行ったことは評価で	（3）在外研究者コミュニティの形成と協働 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定を b とする。 ・新規同窓会の設立を積極的に支援したこと、また新型コロナウイルス感染症の影響下においても同窓会のオンラインでの活動を積極的に支援したことは高く評価できる。 ・多様な地域での研究者のネットワークを発展・強化するため、第 4 期にソーシャルネットワークサービス JSPS-Net の運用を開始したことは評価できる。 <今後の課題・指摘事項> ー <その他事項>	（3）在外研究者コミュニティの形成と協働 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると云えることから評定を b とする。 ・新規同窓会の設立を積極的に支援したこと、また新型コロナウイルス感染症の影響下においても同窓会のオンラインでの活動を積極的に支援したことは高く評価できる。 ・多様な地域での研究者のネットワークを発展・強化するため、第 4 期に JARC-Net をソーシャルネットワークサービス JSPS-Net に統合させ、本格運用を開始したことは評価できる。 <今後の課題・指摘事項> ー

	来日したフェローやホスト研究者へのインタビューを実施し、振興会事業を終えて帰国した研究者ネットワークを改めて維持・強化することができるようになった。また、インタビューの結果を踏まえ、令和元(2019)年度より採用期間(45日→30日)及び支援単価(15,000円→13,000円)等の変更を加え、より多くの招へい枠を確保し、事業のさらなる効率化とネットワーク強化による学術交流の発展という波及効果を目指している。 ・日本への留学・滞在経験を有する海外の研究者との国際的な研究協力に関心を持つ日本人研究者が情報を登録する留日経験研究者データベース(Japan-Affiliated Research Community Network: JARC-Net)の運用を平成30(2018)年12月末をもって終了し、JARC-Netのデータベースを平成28(2016)年度より開始した在外日本人研究者等のためのソーシャル・ネットワーク・サービス(JSPS-Net)に統合した。その結果、JSPS-Netには令和4(2022)年度末時点で3,568名(平成29(2017)年3月末1,016名)の登録を得ている。登録者に対して、会員間の検索機能やグループ作成機能を提供するとともに、JSPSの公募事業の案内等の情報提供を行った。さらに、様々な分野で活躍する研究者が自らの研究生活について語る「My Research Life」機能や、若手研究者の受入を希望する研究者と若手研究者とのマッチングをするサービス、及び、会員の日本との関わり、日本での研究生活の思い出、現在の研究生活、他の会員へのメッセージなどを掲載する「Member's Voice」機能を設置している。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・外国人研究者再招へい事業に関して、新型コロナウイルス感染症に対する対応として採用期間延長等の柔軟な取扱いなどの特例措置を行った。	きる。 ・海外研究連絡センター等の協力を得ながら、各国の研究者コミュニティに所属する研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化する機会を提供することを目的に、外国人研究者再招へい事業(BRIDGE Fellowship Program)を実施し、170名の研究者を招へいたことは評価できる。 ・世界で活動する各国の研究者のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援するため、研究者・グループのための研究者ソーシャルネットワークサービス(JSPS Researchers Network(JSPS-Net))の運用し、研究者コミュニティの交流機会の拡大に努めたことは評価できる。登録者数は令和4(2022)年度末時点で3,568名と5年間順調に増加しており、登録者に対して会員間の検索機能やグループ作成機能を提供するとともに、JSPSの公募事業の案内等の情報提供を行ったことは評価できる。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、感染拡大初期より、オンラインによる同窓会の活動を積極的に支援し、さらなるネットワーク強化による学術交流の発展を目指していることは、中期計画通り実施していると評価できる。 ・外国人研究者再招へい事業に関して、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、前例のない事態であるにもかかわらず、採用期間延長等の柔軟な取扱いなどの特例措置を講じ、希望する採用者全員の採用開始を支援したこ	—	＜その他事項＞ —

			とは高く評価できる。		
			＜課題と対応＞ 引き続き同窓会の活動を着実に支援していく。		
			（各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である5－4については、第4期中期目標期間中に270件、年平均54件の同窓会イベント等の開催実績があり、新型コロナウイルス感染症拡大のリスクに鑑み、実施できなかったイベントがあるなか基準値通りの水準であった。また、全同窓会会員数が8,329名と5年間で着実に増加しており、順調に業務を実施している。		
＜主な定量的指標＞ 【評価指標】 5－5 海外研究連絡センター等における活動状況 （B水準：ホームページによる情報発信数が年間840件程度） ＜その他の指標＞ ー ＜評価の視点＞ 5－5 現地の事務所を利用した効果的な情報収集・情報発信を実施する観点から、前中期目標期間における実績（平成25～28年度実績：年間652～1,181件）を踏まえ、全センターのホームページ	＜主要な業務実績＞ ・海外の学術振興機関との協議及びその他の連携に関しては、センター所在地域の主要な対応機関や大学等との協力関係を維持・強化すべく、各センター所在地近辺の対応機関等との共催でのイベントを積極的に開催したほか、情報交換及び将来の事業連携の検討を相談するなどした。新型コロナウイルス感染症の拡大以降はイベントの開催が限定されたこともあり、毎年定期的に開催してきたイベントが開催できなかったものもあったほか、令和2（2020）年度には半年～1年近くセンターを不在にせざるを得なかったものの、現地対応機関等との情報交換を絶やさずにオンラインも活用することで、ネットワークを維持することができている。第4期中期目標期間中、1～2年ぶりに対応機関等との共催イベントを再開できたセンターもあり、対応機関等との協力関係は新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えて維持・強化された。 ・外国人研究者招へい事業その他の振興会事業の実施に関して、本会事業の事業説明会（オンライン含む）を各センターにおいて随時開催したほか、外国人特別研究員の推薦枠や再招へい事業（BRIDGEプログラム）の公募・審査等とそれに伴う業務、外国人特別研究員の渡日前オリエンテーション等の実施により、本会事業の円滑な遂行に貢献した。新型コロナウイルス感染拡大以降は、外国人特別研究員が渡航を制約される中、採用されたフェローが最寄りの海外研究連絡センターに入国に関して相談するケースが増大し、フェローの状況に応じて丁寧に対応することでフェローの混乱を軽減することができた。令和4（2022）年度には日本入国に際しての水際対策が緩和されたことに伴い、一時中断していた渡日前オリエンテーションの再開を予定している。また事業説明会については、オンラインと対面の両方のメリットを活かしつつ、開催地の状況に応じて適切な形式を選択し、着実に実施した。	（4）海外研究連絡センター等の展開 補助評価：b ＜補助評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評価をbとする。 ・海外研究連絡センターにおいて現地の学術振興機関や大学等と共催でシンポジウム等を着実に開催し、新たな研究者ネットワークの構築を促進していることは評価できる。 ・大学等海外活動展開協力・支援事業として、計6大学等に6箇所の海外研究連絡センターの利用機会を提供することで、大学の海外展開を支援したほか、国公私立大学の職員を対象に国際学術交流研修を実施するなど、中期計画通り着実に業務を実施していると評価できる。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・イベントの中止・延期のほか、センター赴任者の緊急帰国及びその後の再渡航、海外実務研修受講予定者の渡航延	（4）海外研究連絡センター等の展開 補助評価：b ＜補助評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評価をbとする。 ・海外研究連絡センターの活発で継続的な事業展開は特筆に値する。新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化している時期においても、諸外国の学術振興機関や大学等との学術シンポジウムをオンラインも含めて毎年度100件以上開催されたことは特筆に値する。 ・海外研究連絡センターの存在意義がより一層大きくなっている中で、我が国の大学や研究者等の海外活動への支援や、新型コロナウイルス感染症の影響下において速やかにオンライン業務に即した環境	（4）海外研究連絡センター等の展開 補助評価：b ＜補助評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評価をbとする。 ・海外研究連絡センターの活発で継続的な事業展開は極めて重要であり、その効果は高く評価される。新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化している時期においても、諸外国の学術振興機関や大学等との学術シンポジウムをオンラインも含めて毎年度100件以上開催された。 ・海外研究連絡センターの存在意義がより一層大きくなっている中で、我が国の大学や研究者等の海外活動への支援や、新型コロナウイルス感染症の影響下において速やかにオンライン業務に即した環境	

で年間 840 件程度の情報発信が行われることを達成水準とする。	・大学の海外活動拠点の構築や大学職員の海外研修の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 (2020) 年度の海外実務研修は中止せざるを得なかったが、令和 2 (2020) 年度を除き、平成 30 (2018) 年度 16 名、平成 31 (2019) / 令和元 (2019) 年度 16 名、令和 3 (2021) 年度 10 名、令和 4 (2022) 年度 15 名に対し、センターでの海外実務研修を実施した。 また、我が国の大学等の海外活動展開への協力・支援については、平成 30 (2018) 年度 6 機関、平成 31 (2019) / 令和元 (2019) 年度 7 機関、令和 2 (2020) 年度 7 機関、令和 3 (2021) 年度 6 機関、令和 4 (2022) 年度 6 機関が利用し、我が国の大学等の国際化を支援した。 ・日本人研究者を含む現地の研究者の国際研究ネットワーク構築とそのフォローアップについては、各センターにおいて、現地の日本人研究者データベースの構築や日本人研究者を対象とした研究交流会の開催、ニューズレターや HP により現地で活躍する日本人研究者の紹介（インタビュー）などを通し、現地でのネットワーク構築に資する取組を実施した。また、現地の研究者の同窓会の管理運営を支援し、各同窓会において理事会や総会の開催を支援したほか、同窓会との共催シンポジウム等を開催した。新型コロナウイルス感染拡大以降は原則オンラインでの対応となったが、オンラインにより地理的に遠い場合でも集まりやすいメリットを活用することで継続してネットワーク構築に取り組むことができた。 ・シンポジウムの実施等による我が国の学術情報の発信や海外の学術動向などに関する情報収集については、中期目標期間を通して年度あたり 100～200 件程度のシンポジウム等を開催し、年度あたり延べ 6,000～9,000 名程度の参加者を得た。また、事業説明会は中期目標期間を通して年度あたり 40～90 回程度開催できた。新型コロナウイルス感染症拡大以降には、オンラインやハイブリッドでのイベントを実施せざるを得ない状況が続いたが、オンラインのメリットも活かし、効果的な情報発信を実施した。 各センターが収集した学術情報・高等情報については、ホームページにより情報発信を行い、令和 4 (2022) 年度までに 4,426 件を発信したことから、中期目標期間中に目標としていた 4,200 件（年間 840 件×5 年）を上回る記事を公開できた。新型コロナウイルス感染拡大以降、一時的に情報収集が制限された時期があったものの、その後は継続的に情報発信することができた。 ・地域研究等を海外で行う研究者の支援については、該当のセンターにおいて、現地調査等を目的に渡航する日本人研究者に対して、受入機関の紹介、調査許可取得の支援、調査器具の預かり等を実施した。また、治安情報及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う現地の感染状況や入国に関する情報についても情報提供を行うことができた。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・イベントの中止・延期のほか、センター赴任者の緊急帰国及びその後の再渡航、海外実務研修受講予定者の渡航延期対応など、新型コロナウイルス感染症の影響に臨機応変に対応した。	期対応に追われたが、臨機応変に対応できており、新型コロナウイルス感染症の影響下においても着実に業務を実施したことは評価できる。 ・オンラインでのイベント開催等のための環境整備をいち早く行い、対面でのイベントに代わり積極的に代替策を遂行したことは評価できる。 ＜課題と対応＞ ・各国学術振興機関との関係構築等を通じて国際的な学術研究ネットワークの形成を支援する。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である 5－5 については令和 4 (2022) 年度までに 4,426 件を発信したことから、目標としていた 4,200 件（年間 840 件×5 年）を達成できた。	整備を積極的に実施したことは評価できる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・大学をめぐる状況が厳しさを増している現在、海外展開も以前に比べて難しくなっていることも考えられる。情報を密に交換しながら、大学をできるだけ支援してほしい。 ＜その他事項＞ ・海外研究連絡センターの存在意義・価値はより一層大きくなったと考えられ、継続的な支援が望まれる。	整備を積極的に実施したことは評価できる。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・大学をめぐる状況が厳しさを増している現在、海外展開もこれまでとは異なった視点に立つ新たな戦略が必要となる。その意味で、情報を密に交換しつつ、大学の国際戦略を支援してほしい。海外研究連絡センターの存在意義は一層大きくなっている。継続的な支援が望まれる。 ＜その他事項＞ ・海外研究連絡センターの存在意義・価値はより一層大きくなったと考えられ、継続的な支援が望まれる。

		・オンラインでのイベント開催等のための環境整備をいち早く行い、対面でのイベントに代わり積極的に代替策を遂行した。			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6	6 総合的な学術情報分析基盤の構築 (1) 情報の一元的な集積・管理体制の構築 (2) 総合的な学術情報分析の推進 (3) 学術動向に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第6号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考URL	学術システム研究センター（調査報告等） https://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html 学術情報分析センター https://www.jsps.go.jp/j-csia/index.html		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
評価指標								予算額（千円）	333,395	345,156	341,971	322,751	356,763
情報の分析や調査研究の成果の発信状況 （B水準：中期目標 期間中に 10 件程度）	中期目標 期間中に 10 件程度	—	4 件 （適時の成果 の公表を含 む）	2 件	2 件	2 件	2 件	決算額（千円）	335,160	345,777	373,980	358,873	392,940
								経常費用（千円）	333,564	345,777	332,779	335,531	392,155
								経常利益（千円）	13,190	38,410	41,719	34,441	121,918
学術動向調査の実施 件数（B水準：中期目 標期間中に 614 件程 度）	中期目標 期間中に 614 件程度	614 件	128 件	129 件	129 件	129 件	139 件	行政サービス実施 コスト（千円）	328,501	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	413,321	332,779	335,531	392,155
								従事人員数	4	5	5	4	3

注1）予算額、決算額は「6 総合的な学術情報分析基盤の構築」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2）従事人員数については「6 総合的な学術情報分析基盤の構築」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			外部評価委員による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
		<自己評価> 評価： B 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評価をBとする。 ・総合的な学術情報分析基盤の構築について、情報セキュリティの確保、管理体制の構築及び維持に着実に取り組むとともに、学術情報分析センター及び学術システム研究センターにおいて着実に業務を実施している。 <課題と対応> ・情報の一元的な管理に向けた取組を今後も引き続き進めていく。	評価	B	評価	B
			<評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評価をBとする。 ・新たに学術情報分析センターが設置され、日本学術振興会の動向調査能力が付与されたことが評価される。 ・情報の集積と整理を行う一元管理、さらには情報セキュリティの確保にも効果的に対処できるようになったことも評価できる。 ・科研費審査委員選考支援システムの開発が進められ、膨大な科研費申請案件を審査員の入選が迅速化されることが期待される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・学術システム研究センターが作成する研究動向調査等の結果を、科研費等の政策立案や審査方法の改善に有効に活用して欲しい。 <その他事項> —		<評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評価をBとする。 ・新たに学術情報分析センターが設置され、日本学術振興会の動向調査能力が付与されたことが評価される。 ・情報の集積と整理を行う一元管理、さらには情報セキュリティの確保にも効果的に対処できるようになったことも評価できる。 ・科研費審査委員選考支援システムの開発が進められ、膨大な科研費申請案件を審査員の入選が迅速化されることが期待される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・学術システム研究センターが作成する研究動向調査等の結果を、科研費等の政策立案や審査方法の改善に有効に活用して欲しい。そのために、自由度を保ちつつ、方向性をもった研究動向調査の依頼が可能であるかの検討をして欲しい。 ・学術システム研究センター主任研究員の業務負担の軽減が図られるような支援システムの開発を引き続き検討して	

					ほしい。 ＜その他事項＞ —
＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ 【評価指標】 6－1 情報の一元的な管理の状況 （取組実績を参考に判断） ＜評価の視点＞ 6－1 事業の枠を超えた活用を可能とする情報基盤が構築されているか、情報の一元的な管理に係る取組実績を参考に判断する。	＜主要な業務実績＞ 【情報の一元的な集積・管理】 （1）諸事業に係る情報を一元的に集約・管理する基盤の構築 振興会の諸事業が取り扱っている情報について、引き続き業務システムの調査やヒアリングを経て整理し、リスト化を行い、横断的に事業情報を管理していくための基盤を構築した。 （2）管理体制の構築 今後の諸事業に係る情報の追加や更新等に追従して対応できるように、引き続き業務システムにおけるカスタマイズ等の仕様変更を事前にチェックするフローを確立し、情報基盤が陳腐化しないように管理する体制を整えた。	（1）情報の一元的な集積・管理 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通りに実績を上げたことから、評定をbとする。 ・諸事業が取り扱う情報について整理し、事業横断的な情報基盤を構築し、かつ今後も維持管理していくための体制を整えており、中期計画通り着実に業務を実施したと評価できる。 ＜課題と対応＞ 諸事業の情報整理とリスト化を更に進め、一元管理する情報基盤を構築する。合わせて運用管理体制等を整えるなど必要な取り組みも実施していく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である6－1については、必要な取り組みを行っており、情報基盤の構築に向けて毎年度着実に実施した。	（1）情報の一元的な集積・管理 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・情報の整理や一元化を実施する礎は整備されたので、日本学術振興会が保有する膨大な学術・研究情報の有効活用に本格的に取り組んでほしい。 ・さらに、海外の当該情報も収集して、我が国の学術基盤の立ち位置を客観的に示してほしい。 ＜その他事項＞ —	（1）情報の一元的な集積・管理 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・情報の整理や一元化を実施する礎は整備されたので、日本学術振興会が保有する膨大な学術・研究情報の有効活用に本格的に取り組んでほしい。 ・さらに、海外の当該情報も収集して、我が国の学術基盤の立ち位置を客観的に示してほしい。 ＜その他事項＞ —	
＜主な定量的指標＞ 【評価指標】 6－2 情報の分析や調査研究の成	＜主要な業務実績＞ 【学術情報分析センター】 ・学術情報分析センターの設置 学術情報分析センターは、平成30(2018)年3月末まで設置されていたグローバル学術情報センターを改組し、平成30(2018)年4月に設置された。	（2）総合的な学術情報分析の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を	（2）総合的な学術情報分析の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況について	（2）総合的な学術情報分析の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況について	

果の発信状況（B水準：中期目標期間中に10件程度） ＜その他の指標＞ ー ＜評価の視点＞ 6－2 振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析する観点から、10件程度のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果について発信することを達成水準とする。	同センターは、所長の下、分析研究員及び分析調査員により構成しており、分析研究員3～4名（大学等の学術研究機関において教授または准教授の職にある者3名が兼務し、うち1名は副所長。令和3(2021)年度から非常勤の専門職1名を増員。）は、それぞれのテーマに係る調査分析を総括するとともに、振興会の諸事業に係る調査分析に関し助言を行った。また、分析調査員3～5名（常勤3～4名、非常勤1名）は、分析研究員の指導の下、当該テーマに係る調査分析の業務を担うとともに、事業動向など事務的な調査分析業務を処理した。 ・連絡会議の設置 学術情報分析センターの業務の円滑な推進を図るため、学術情報の分析に係る関係機関その他の有識者の委員により構成される連絡会議を設置し、会議を開催するとともに、適時に学術情報分析センターの活動に対する助言を得た。 ・JST研究開発戦略センター（CRDS）職員との意見交換を実施 次期中期目標期間における学術情報分析センターの在り方を見据え、他法人の取組も参考とするため、CRDS職員と同センターの組織や取組について意見交換を行った。 ・情報の把握・分析基盤の構築 ＜科研費助成事業の研究課題情報、研究者情報及び成果情報の紐付け＞ 科研費の採択研究課題、研究者、研究成果の高い精度による紐付けを通じたデータ基盤を整備することにより、科研費に関連する様々な分析を可能とした。 ＜特別研究員経験者の所属・職、科研費獲得及び成果に関する情報の紐付け＞ 特別研究員経験者について、所属・職、科研費の獲得、発表論文等の情報の紐付けを通じた分析を可能とした。 ＜学術国際交流諸事業の横断的な分析のための情報の紐付け＞ 学術国際交流諸事業により支援を受けた研究者の紐付けを行い、諸事業を横断的に分析するための基盤を整備した。 ＜特別研究員事業、海外特別研究事業、学術国際交流事業等の改善に資するエビデンスデータ等の作成＞ 「独立行政法人日本学術振興会の令和元(2019)年度における業務の実績に関する評価」における主務大臣の評価「特別研究員事業、海外特別研究事業、国際交流事業等については、国内外の情勢により変化が求められることから、各事業の改善に資するエビデンスデータ等の提供にも注力いただきたい。」に対応し、特別研究員採用者及び学術国際交流事業に関する情報の紐付けに加え、海外特別研究員採用者の紐付けを行い、エビデンスデータを構築した。 ・学術システム研究センターにおける科研費の審査委員等の選考の支援 学術システム研究センターとも連携を密にし、以下の業務を実施した。 ＜「審査意見書作成候補者選考支援システム」の開発＞ 確率的潜在意味解析（LDA）の取組の成果に基づき、支援システムを開発し、平成30(2018)年度に実装した科研費の特別推進研究、基盤研究（S）の審査意見書作成候補者選考を支援するシステムの改良を平成31(2019)年度以降進めた。 ＜「審査委員等候補者検索システム」の開発＞ 令和元(2019)年度以降、特別推進研究、基盤研究（S）以外の科研費の種目を対	上げたことから、補助評定をbとする。 ・情報の把握・分析基盤を構築するとともに、科研費助成事業、人材育成事業、学術国際交流事業といった振興会の諸事業を対象に、各担当部署等からの要望や学術システム研究センターからの意見等を踏まえ数多くのテーマを設定し、当該担当部署等とも連携しつつ情報の把握・分析の取組を進めたことは高く評価できる。その成果は振興会内の関連部署に提供しており、諸事業の改善・高度化に向けた検討に資するものであると評価できる。 ・情報発信については、今中期目標期間中にJSPS-CSIA REPORTを毎年2件以上刊行し、中期計画を上回る成果を上げていると評価できる。 ・連絡会議は、振興会と他の学術情報の分析を行う機関との間で相互に情報やノウハウを共有するための効果的な枠組みとして機能していると評価できる。 ・学術システム研究センターとも連携を密にし、科研費の審査意見書作成候補者選考支援システムの改良、審査委員等候補者検索システムの実用化に向けた検討、海外レビュー選考支援システムを開発したことは学術システム研究センター研究員の業務の支援に大きく貢献するものであると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・把握・分析のテーマの多くは、長期的な観点における調査分析が求められることから、次年度以降も継続的な取組を行う。 ・審査委員等候補者検索システム及び海外レビュー選考支援システムについては、引き続き改良を進めていく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である6－2については、今中期目標期間中に12件刊行してお	は、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 ・グローバル学術情報センターを改組して新たに学術情報分析センターが設置され、従来弱いとされていた日本学術振興会の学術動向調査能力や研究動向調査能力が向上したことが高く評価される。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・振興会による調査分析は、豊富な研究者のデータを基盤としており、どの項目をみても大変有用で他では実施できないものも多い。これらの結果がどのように活用されているか、どのような施策につながったかは、後になって明確になることも多いので、引き続きフォローアップを行う必要がある。 ＜その他事項＞ ー	は、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 ・グローバル学術情報センターを改組して新たに学術情報分析センターが設置され、従来弱いとされていた日本学術振興会の学術動向調査能力や研究動向調査能力が向上したことが高く評価される。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・振興会による調査分析は、豊富な研究者のデータを基盤としており、どの項目をみても大変有用で他では実施できないものも多い。これらの結果がどのように活用されているか、どのような施策につながったかは、後になって明確になることも多いので、引き続きフォローアップを行う必要がある。 ＜その他事項＞ ー

象とした審査委員の選考を支援する新たなシステムの実用化に向けた検討を進めた。

<「海外レビュー選考支援システム」の開発>

科研費新種目の「国際先導研究」において、海外レビューによる審査が行われるため、令和3(2021)年度に科研費担当部署からの「海外レビューの選考方法・ツールの開発」の要望を踏まえ、「審査委員候補者検索システム検討合同タスクフォース」で検討し、令和4(2022)年度に実装した。

・振興会の諸事業に関する調査分析

科研費助成事業、人材育成事業、学術国際交流事業といった振興会の諸事業を対象に、各担当部署等からの要望や学術システム研究センターからの意見を踏まえテーマを設定し、当該担当部署等とも連携しつつ、情報の把握・分析の取組を実施した。その成果に基づき、今後、振興会諸事業の改善・高度化に向けた検討に資することを目的として以下の報告書等（内部検討資料）を作成し、関連部署に提供した。

通番	名称
1	基礎データ集（毎年）
2	特別研究員経験者の研究活動の状況に関する分析（令和元年度）
3	文献データベースを用いた外国人特別研究員経験者の研究活動の分析（令和元年度）
4	文献データを用いた日本と英独瑞との間の研究協力状況（平成30年度）
5	海外のファンディングエージェンシーの学際的研究の推進方策に関する調査（令和元年度）
6	国際的に卓越した研究者の創出における科研費助成事業による支援の効果（令和2年度）
7	人文学・社会科学分野に焦点を絞った振興会事業による支援の成果の分析手法について（令和2年度）
8	日本学術振興会研究者養成事業における特別研究員のキャリアに関する調査・分析報告書（令和2年度）
9	日本学術振興会顕彰事業における日本学術振興会賞受賞者のキャリア調査・分析（令和2年度、令和3年度）
10	日本学術振興会顕彰事業における日本学術振興会育志賞受賞者のキャリア調査・分析（令和2年度、令和3年度）
11	学術国際交流事業の研究代表者、参加者を対象とした分析（令和2年度、令和3年度）
12	主要国における研究者養成の仕組み（令和2年度）
13	日本の論文に占める科研費論文の状況 — 文献の助成情報からの助成機関名等の抽出等（令和3年度）
14	米国 NSF 等におけるピアレビュー（特にバーチャルパネル）について（令和3年度）

り、中期計画の目標を達成した。

		<table><tr><td>15</td><td>日本学術振興会研究者養成事業における特別研究員のキャリアパスの分析（令和3年度）</td></tr><tr><td>16</td><td>科研費における研究課題の成果文献に関する調査分析（令和3年度）</td></tr><tr><td>17</td><td>特別研究員 PD の研究機関移動の効果（令和3年度）</td></tr><tr><td>18</td><td>基金化の学術研究に対する効用の分析 ― FWC I の分布の基金化前後比較（令和3年度）</td></tr><tr><td>19</td><td>科研費の採択率、充足率と研究成果等の関係性（令和3年度）</td></tr><tr><td>20</td><td>HOPE ミーティング参加者のキャリア分析（令和3年度）</td></tr><tr><td>21</td><td>科研費研究成果に関する計量書誌学的評価指標等調査報告（令和4年度）</td></tr><tr><td>22</td><td>先端科学（FoS）シンポジウム参加者の研究活動状況の分析（令和4年度）</td></tr><tr><td>23</td><td>学術国際交流事業経験者の研究活動の Scopus による分析（令和4年度）</td></tr></table>	15	日本学術振興会研究者養成事業における特別研究員のキャリアパスの分析（令和3年度）	16	科研費における研究課題の成果文献に関する調査分析（令和3年度）	17	特別研究員 PD の研究機関移動の効果（令和3年度）	18	基金化の学術研究に対する効用の分析 ― FWC I の分布の基金化前後比較（令和3年度）	19	科研費の採択率、充足率と研究成果等の関係性（令和3年度）	20	HOPE ミーティング参加者のキャリア分析（令和3年度）	21	科研費研究成果に関する計量書誌学的評価指標等調査報告（令和4年度）	22	先端科学（FoS）シンポジウム参加者の研究活動状況の分析（令和4年度）	23	学術国際交流事業経験者の研究活動の Scopus による分析（令和4年度）											
15	日本学術振興会研究者養成事業における特別研究員のキャリアパスの分析（令和3年度）																														
16	科研費における研究課題の成果文献に関する調査分析（令和3年度）																														
17	特別研究員 PD の研究機関移動の効果（令和3年度）																														
18	基金化の学術研究に対する効用の分析 ― FWC I の分布の基金化前後比較（令和3年度）																														
19	科研費の採択率、充足率と研究成果等の関係性（令和3年度）																														
20	HOPE ミーティング参加者のキャリア分析（令和3年度）																														
21	科研費研究成果に関する計量書誌学的評価指標等調査報告（令和4年度）																														
22	先端科学（FoS）シンポジウム参加者の研究活動状況の分析（令和4年度）																														
23	学術国際交流事業経験者の研究活動の Scopus による分析（令和4年度）																														
・分析ツール等の利用に関する説明会の開催 学術情報分析センターが調査分析の際に活用している文献データベースの Scopus や分析ツールの SciVal について、振興会職員の育成やスキルアップと自らの業務において補完的な分析が行えるよう、その使用方法や分析手法に係る説明会（研修）を令和4(2022)年度に3回実施した。 ・調査分析の成果の情報発信 調査分析の成果を、JSPS-CSIA REPORT（CSIA は学術情報分析センターの英文名称「Center for Science Information Analysis」の略）として毎年2件以上刊行した。																															
<table><tr><td>通番</td><td>刊行時期</td><td>名称</td></tr><tr><td>1</td><td>平成30年7月</td><td>日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開</td></tr><tr><td>2</td><td>平成30年12月</td><td>日本学術振興会特別研究員事業によるポストドクターのフェローシップと海外研鑽の効果について ポストドクター等の動向分析から見えるもの①</td></tr><tr><td>3</td><td>平成31年3月</td><td>出産・育児による研究中断を経験した若手研究者支援への取り組みー「特別研究員 - RPD(Restart Postdoctoral Fellowship)」の現状と推移ー</td></tr><tr><td>4</td><td>平成31年3月</td><td>学術情報分析センター平成30年度活動報告</td></tr><tr><td>5</td><td>令和2年3月</td><td>日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開</td></tr><tr><td>6</td><td>令和2年3月</td><td>主要国のファンディングエージェンシーにおける学際的研究の推進方策</td></tr><tr><td>7</td><td>令和3年3月</td><td>日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開</td></tr><tr><td>8</td><td>令和3年3月</td><td>海外のファンディングエージェンシーにおける審査・評価システムの最近の動向</td></tr></table>					通番	刊行時期	名称	1	平成30年7月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開	2	平成30年12月	日本学術振興会特別研究員事業によるポストドクターのフェローシップと海外研鑽の効果について ポストドクター等の動向分析から見えるもの①	3	平成31年3月	出産・育児による研究中断を経験した若手研究者支援への取り組みー「特別研究員 - RPD(Restart Postdoctoral Fellowship)」の現状と推移ー	4	平成31年3月	学術情報分析センター平成30年度活動報告	5	令和2年3月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開	6	令和2年3月	主要国のファンディングエージェンシーにおける学際的研究の推進方策	7	令和3年3月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開	8	令和3年3月	海外のファンディングエージェンシーにおける審査・評価システムの最近の動向
通番	刊行時期	名称																													
1	平成30年7月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開																													
2	平成30年12月	日本学術振興会特別研究員事業によるポストドクターのフェローシップと海外研鑽の効果について ポストドクター等の動向分析から見えるもの①																													
3	平成31年3月	出産・育児による研究中断を経験した若手研究者支援への取り組みー「特別研究員 - RPD(Restart Postdoctoral Fellowship)」の現状と推移ー																													
4	平成31年3月	学術情報分析センター平成30年度活動報告																													
5	令和2年3月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開																													
6	令和2年3月	主要国のファンディングエージェンシーにおける学際的研究の推進方策																													
7	令和3年3月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開																													
8	令和3年3月	海外のファンディングエージェンシーにおける審査・評価システムの最近の動向																													

		<table><tr><td>9</td><td>令和4年3月</td><td>日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開</td></tr><tr><td>10</td><td>令和4年3月</td><td>公開情報による科学研究費等の研究助成に関する調査の方法</td></tr><tr><td>11</td><td>令和5年3月</td><td>「研究成果の質」に着目した基金化の効果の検証手法の一提案・解説</td></tr><tr><td>12</td><td>令和5年3月</td><td>日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開</td></tr></table>	9	令和4年3月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開	10	令和4年3月	公開情報による科学研究費等の研究助成に関する調査の方法	11	令和5年3月	「研究成果の質」に着目した基金化の効果の検証手法の一提案・解説	12	令和5年3月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開			
9	令和4年3月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開															
10	令和4年3月	公開情報による科学研究費等の研究助成に関する調査の方法															
11	令和5年3月	「研究成果の質」に着目した基金化の効果の検証手法の一提案・解説															
12	令和5年3月	日本学術振興会諸事業による国際的な活動の展開															
<主な定量的指標> 【評価指標】 6－3 学術動向調査の実施件数 （B水準：中期目標期間中に 614 件程度） <その他の指標>— <評価の視点> 6－3 学術の振興を図るための諸事業を長期的観点に立って効果的に展開する観点から、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究について、前中期目標期間における実績（614 件）と同程度実施することを達成水準とする。	<主要な業務実績> 【学術システム研究センター】 ・学術システム研究センター研究員を研究担当者として振興会と研究員が所属する研究機関が委託契約を締結し、学術研究動向等に関する調査研究を実施した。 学術動向調査の実施件数 <table><tr><td>H30 年度</td><td>R1 年度</td><td>R2 年度</td><td>R3 年度</td><td>R4 年度</td><td>計</td></tr><tr><td>128</td><td>129</td><td>129</td><td>129</td><td>139</td><td>654</td></tr></table> ・学術研究動向等に関する調査研究は、各研究員の専門分野または周辺分野における最新かつ広範な研究動向、各分野における課題や今後の方向性、国内外の学術振興方策に関する調査研究であり、その成果を次のような振興会の審査・評価業務の向上や、事業全般に対する提案・助言等に活用した。 >科研費における審査・評価業務：学術動向を踏まえつつ、公募要領、審査区分表、審査の手引き等の見直し等、審査の改善等について検討した。公募要領等の見直しはその後の公募に反映された。特に審査区分表の見直しについては、令和5（2023）年度公募に反映された。 >特別研究員事業における審査・評価業務：学術動向を踏まえつつ、書面審査セットの見直しや審査方法など、審査制度の改善について検討した。書面審査セットの見直しや審査方法については、各年度の募集・審査に反映された。 >科研費・特別研究員事業等における審査委員等の候補者案の作成及び審査結果の検証。 >日本学術振興会賞の査読及び日本学術振興会育志賞の予備選考 ・なお、新型コロナウイルス感染症の学術研究動向等への影響については、令和3（2021）年4月に報告書が提出された令和2（2020）年度の調査研究成果や令和4（2022）年4月に報告書が提出された令和3（2021）年度の調査研究成果として、学会運営や若手研究者キャリアパスの観点からの報告があった。 ・研究計画の作成及び研究成果の公開 前年度の委託契約に基づく調査研究成果として提出された『調査研究実績報告書』を取りまとめ、毎年6月頃にウェブサイトで公開している。令和3（2021）年度の委託契約に基づく報告書については、今般の新型コロナウイルス感染症の学術への影響に関する報告に「新型コロナウイルス関係」の見出しを付し、閲覧者に対する配慮を行った。なお、未発表の研究情報や個人情報が含まれる場合には、公開の可否について個別に検討を行っている。 https://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計	128	129	129	129	139	654	（3）学術動向に関する調査研究の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから、評定をbとする。 ・学術研究の動向について、学術システム研究センターの研究員の専門的な知見に基づき、人文学、社会科学から自然科学に渡る全ての学術領域をカバーする学術研究動向等に関する一貫した調査研究を着実に実施している。その成果は、審査区分表の見直しの検討や審査委員選考等の業務に活用され、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立っている。また、研究成果は、知的財産権や個人情報に注意しながら、積極的に公開している。 <課題と対応> ・引き続き学術研究動向等に関する調査研究を実施し、振興会事業の企画・立案等に活用していく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である6－3については中期目標に定められた水準（中期目標期間中に 614 件）を越えて（654 件）実施し、中期目標を達成した。（達成率 106.5％）	（3）学術動向に関する調査研究の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 <今後の課題・指摘事項> ・学術システム研究センターが作成する研究及び学術動向調査等の結果を分析し、科研費等の政策立案や審査方法の改善に有効に活用する仕組みを構築してほしい。 ・従来の科学技術系の学術動向分析に加え、人文社会科学研究及びその国際化の動向調査を積極的に行ってほしい。 さらに、文理融合の研究推進支援にも努めてほしい。 ・センター研究員の調査報告書は、公開されている内容を見る限り、フリーフォーマットで、その分野のトピックスを記述しているもので、これを誰がどのように活用しているのかは不明である。せっかくセンター研究員に専門的な視点から調査していただくのであれば、たとえば「当該分野におけるコロナ感染症の影響」とか「若手研究者の活躍」	（3）学術動向に関する調査研究の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 <今後の課題・指摘事項> ・学術システム研究センターが作成する研究及び学術動向調査等の結果を分析し、科研費等の政策立案や審査方法の改善に有効に活用する仕組みを構築してほしい。そのためにも、自由度を維持しつつ、方向性をもった動向調査が依頼できないか、下記について検討して欲しい。 ・従来の科学技術系の学術動向分析に加え、人文社会科学研究及びその国際化の動向調査を積極的に行ってほしい。 さらに、文理融合の研究推進支援にも努めてほしい。 ・センター研究員の調査報告書は、公開されている内容を見る限り、フリーフォーマットで、その分野のトピックスを記述しているもので、これを誰がどのように活用しているのかは不明である。せっかくセンター研究員に専門的な	
H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計												
128	129	129	129	139	654												

	令和 5 (2023) 年度の委託契約に基づく調査計画書の作成においては、計画の例示として新型コロナウイルス感染症の学術への影響に関する項目を追加し、選択肢として提示した。 ・ 科研費特設分野研究及び科研費特設審査領域の研究代表者交流会の実施 科研費の基盤研究 (B、C) では令和元 (2019) 年度公募まで審査区分として「特設分野研究」、挑戦的研究では令和 2 (2020) 年度公募まで「特設審査領域」が設定されていたが、この特設分野研究、特設審査領域は、学術システム研究センターで学術研究動向等の調査研究を踏まえた検討の結果を、文科省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部に提案し、これに基づき設定されたものである。センターでは特設分野研究、特設審査領域に採択された研究代表者を対象に、既存の分野を超えた新たなネットワークの構築と新しい学術の芽が生まれることを期待して、研究代表者交流会を開催した。研究代表者交流会にはセンター研究員も参加し、最新の研究動向の把握に努めた。 研究代表者交流会の実施 <table><tr><td rowspan="6">特 設 分 野 研 究</td><td>グローバル・スタディーズ</td><td>1 回 (H30 年度)</td></tr><tr><td>人工物システムの強化</td><td>1 回 (H30 年度)</td></tr><tr><td>複雑系疾病論</td><td>1 回 (H30 年度)</td></tr><tr><td>オラリティと社会</td><td>2 回 (H30 年度～R1 年度)</td></tr><tr><td>次世代の農資源利用</td><td>2 回 (H30 年度～R1 年度)</td></tr><tr><td>情報社会におけるトラスト</td><td>2 回 (H30 年度～R1 年度)</td></tr><tr><td rowspan="2">特 設 審 査 領 域</td><td>高度科学技術社会の新局面</td><td>3 回 (H30 年度～R2 年度)</td></tr><tr><td>超高齢社会研究</td><td>3 回 (H30 年度～R2 年度)</td></tr></table>	特 設 分 野 研 究	グローバル・スタディーズ	1 回 (H30 年度)	人工物システムの強化	1 回 (H30 年度)	複雑系疾病論	1 回 (H30 年度)	オラリティと社会	2 回 (H30 年度～R1 年度)	次世代の農資源利用	2 回 (H30 年度～R1 年度)	情報社会におけるトラスト	2 回 (H30 年度～R1 年度)	特 設 審 査 領 域	高度科学技術社会の新局面	3 回 (H30 年度～R2 年度)	超高齢社会研究	3 回 (H30 年度～R2 年度)		さらには「AI や DX による研究開発手法の変革」というような共通の切り口やテーマを決めて実施していただくのもひとつの方策ではないか？ <その他事項> —	視点から調査していただくのであれば、たとえば「当該分野におけるコロナ感染症の影響」とか「若手研究者の活躍」さらには「AI や DX による研究開発手法の変革」というような共通の切り口やテーマを決めて実施していただくのもひとつの方策ではないか？ <その他事項> —
特 設 分 野 研 究	グローバル・スタディーズ		1 回 (H30 年度)																			
	人工物システムの強化		1 回 (H30 年度)																			
	複雑系疾病論		1 回 (H30 年度)																			
	オラリティと社会		2 回 (H30 年度～R1 年度)																			
	次世代の農資源利用		2 回 (H30 年度～R1 年度)																			
	情報社会におけるトラスト	2 回 (H30 年度～R1 年度)																				
特 設 審 査 領 域	高度科学技術社会の新局面	3 回 (H30 年度～R2 年度)																				
	超高齢社会研究	3 回 (H30 年度～R2 年度)																				

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I - 7	7 横断的事項 (1) 電子申請等の推進 (2) 情報発信の充実 (3) 学術の社会的連携・協力の推進 (4) 研究公正の推進 (5) 業務の点検・評価の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学術振興会法第15条第5号、第7号、第9号 独立行政法人通則法第32条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	
参考URL	振興会ホームページ 和： https://www.jsps.go.jp/index.html 、英： https://www.jsps.go.jp/english/index.html メールマガジン（バックナンバー） https://www.jsps.go.jp/j-mailmagazine/backnumber.html ひらめき☆ときめきサイエンス https://www.jsps.go.jp/j-hirameki/index.html 卓越研究成果公開事業 https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu/index.html 学術の社会的連携・協力の推進事業 https://www.jsps.go.jp/renkei_suishin/index.html 不正使用・不正行為受付窓口 https://www.jsps.go.jp/j-kousei/madoguchi.html 研究公正推進事業 https://www.jsps.go.jp/j-kousei/index.html		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
評価指標								予算額（千円）	667,067	859,095	737,896	485,322	593,891
振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）	—	4,783,818件	8,899,354件	5,286,704件	4,576,218件	4,797,012件	4,559,379件	決算額（千円）	832,517	835,777	538,216	580,262	682,192
								経常費用（千円）	741,015	743,516	529,899	488,183	707,115
								経常利益（千円）	32,373	163,105	44,308	144,858	38,241
								行政サービス実施コスト（千円）	509,113	—	—	—	—
大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（B水準：中期目標期間中に8件程度）	8件程度	10件	4件	1件	6件	2件	1件	行政コスト（千円）	—	749,048	529,899	488,183	707,115
研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催）	毎年度2回程度	6回	2回	2回	2回	2回	2回	従事人員数	9	10	7	8	6

注1）予算額、決算額は「7 横断的事項」の支出額を記載。人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注2）従事人員数については「7 横断的事項」の事業担当者数を計上（重複を含む）。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価			
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
		＜自己評価＞ 評価：B 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評価をBとする。 ・電子申請等の推進について、募集要項・応募様式等の書類をホームページから入手可能な状態とし、電子申請システムによる各事業の応募（申請）受付、審査業務、交付業務の実施や、e-Radの連携活用の推進、適切な情報セキュリティ対策を実施している。特に、振興会で応募審査から交付まで所管している種目について全て電子申請システムで管理することを可能とするなど、計画に基づき着実に業務を実施していると評価できる。 また、新型コロナウイルスの影響に伴う申請手続きの変更等への対応を着実に行うなど、柔軟に業務を実施している。 ・科研費において、特別推進研究、基盤研究（S）の中間評価について、報告書提出から評価結果通知を一貫して行える機能を構築したことや、研究計画調書の引き戻し機能を電子申請システムに実装し、応募書類の誤送信や提出漏れといった研究機関及び応募者の締切前後の物理的・心理的負担を軽減したことは高く評価できる。 ・審査の電子化を推進し、電子審査システムの Web ブラウザ上で研究計画調書を閲覧する機能を導入するなど、審査委員の負担の軽減を積極的に図っていることも評価に値する。 ・ひらめき☆ときめきサイエンスにつ	評価	B	評価	B
			＜評価に至った理由＞		＜評価に至った理由＞	
			中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価をBとする。		中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評価をBとする。	
			＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞	
—		—				
＜その他事項＞		＜その他事項＞				
—		—				

		いては、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に鑑み、交付申請留保の仕組みを設け、プログラムの準備や開催日の検討が困難となった研究者のニーズに応えた点で評価できる。 ・情報発信の充実について、広報企画室を新設することで広報活動に係る体制を整備し、10年ぶりとなる大規模リニューアルを行ったことは評価できる。 公募情報や新型コロナウイルス感染症に関連する対応等、ウェブサイトによる迅速な情報提供を行った。また、ウェブサイト及び概要をはじめとした各種事業のパンフレットでわかりやすい情報発信を行ったほか、一般国民や若手研究者をターゲットにしたウェブサイトによる情報発信など、効果的な情報発信が着実に実施されている。 個人情報等に配慮しつつ、学術システム研究センターによる学術研究動向等に関する調査研究成果の公表や学術情報分析センターによる JSPS-CSIA REPORT の公表、海外学術動向ポータルサイトにおける海外の情報発信、「科研費 研究成果トピックス」による優れた研究成果の公開等により、得られた成果等を積極的に社会に提供している。 ・学術の社会的連携・協力の推進について、産学協力委員会及び産学協力研究委員会が精力的に活動し、国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催し刊行を通じ委員会の成果発信を行っており、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、着実に事業を運営し、中期計画通り着実に業務を実施していると評価できる。 ・研究公正の推進について、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除のため、審査結果等を他の競争的研究費の配分機関に対して迅速に提供している、各研究機関における不正防止に対する取組の状況等について、チェック		

			リストにより研究機関における体制整備状況を把握しているなど、業務を着実に実施している。 また、事業実施にあたっての研究倫理教育プログラムの履修義務付けや不正があった場合の厳格な対応については、事業説明会や公募要領において周知・徹底することにより着実に実施している。 ・自己点検評価及び外部評価を、毎年度それぞれ適切に実施し、評価結果をウェブサイトで適切に公表しており、中期計画通り着実に業務が実施されていると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、研究不正防止に向けた取組や、自己点検評価及び外部評価等を着実に実施する。		
＜主な定量的指標＞ 一 ＜その他の指標＞ 【評価指標】 7－1 電子申請等の推進状況（応募手続や審査業務等の電子化実績等を参考に判断） ＜評価の視点＞ 7－1 研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システムが整備されているか、応募手続や審査業務等の電子化の実績及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステム	＜主要な業務実績＞ 【公募事業における電子化の推進】 ・公募要領等をウェブサイトから入手可能な状態とすること、電子申請システムにより各事業の応募受付等を実施すること、また対象事業等の拡充を実施すること、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の連携活用を推進すること、適切な情報セキュリティ対策を実施することなど、計画を着実に実施している。 ・科学研究費助成事業において電子申請システムと e-Rad の双方向連携を実施するなど、e-Rad の連携活用を推進した。 ・第4期中期目標期間中に、電子申請システムでの Web 入力に対応していない様式についても、アップローダによる提出を可能とするとともに、交付内定等の各種通知についても電子申請システム上でダウンロードさせる形式とするなど、書類授受のペーパーレス化を達成した。 ・電子申請システムの設計・開発において、情報セキュリティポリシー及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施し、可能な限り脆弱性を保有しないように努めた。また、電子申請システムの基幹部分において、必要に応じてアップグレードを行い、セキュリティを確保した。 ■科学研究費助成事業 ・令和3（2021）年度に実施した、令和4（2022）年度助成事業の公募から、例年4	（1）電子申請等の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評定をbとする。 ・募集要項・応募様式等の書類をウェブサイトから入手可能な状態とし、電子申請システムによる各事業の応募（申請）受付、審査業務、交付業務の実施や、e-Rad の連携活用の推進、適切な情報セキュリティ対策の実施等、中期計画通り着実に業務を実施していると評価できる。 ・電子申請システムで対応していない様式についても、アップローダによる提出とするとともに、交付内定等の各種通知についても電子申請システム上でダウンロードさせる形式とするなどペーパーレス化を着実に推進している。 ・電子申請システムにおいて、新型コロナ	（1）電子申請等の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・電子申請システムの充実を図ると同時に、セキュリティ対策もよりいっそう強化してほしい。 ・科学研究費助成事業の公募・審査・交付業務の早期化を実現したことによって研究者の利便性が格段に高まったことは高く評価できるが、早期化の要望は従前よりあり、逆に言えば、なぜこれまで実現できなかったのか。研究現場の要望をしっかりと受け止め	（1）電子申請等の推進 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると見えることから評定をbとする。 ・電子申請システムの対象事業等の拡充を図るとともに、e-Rad の連携活用の推進、適切な情報セキュリティ対策の実施等に取り組むなど、着実に実施していることが特筆される。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・電子申請システムの充実を図ると同時に、セキュリティ対策もよりいっそう強化してほしい。 ・科学研究費助成事業の公募・審査・交付業務の早期化	

の改修実績等を参考に判断する。	月に審査結果通知が行われていた基盤研究等について、研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう公募・審査・交付業務などを早期化するため、審査結果通知の仕組みを電子申請システム上に構築し、通知時期の早期化を実現した。(約7万2千件の研究課題に対して2月末に審査結果を通知。) 前年度のうちに審査結果が通知されることで、研究スタッフの継続雇用や物品調達の準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できるようになり、研究者や研究機関の利便性が格段に高まった。 ・奨励研究、国際共同研究加速基金(国際先導研究、帰国発展研究)、研究成果公開促進費については応募だけで無く、新規に交付申請や実績報告書等の交付業務についても電子申請システムで実施できるよう改修を行った。 ・電子申請システムにアップロード可能な添付ファイルの上限サイズを順次拡張し、研究計画調書の引き戻し機能を実装するなど、利用者の利便性向上のための取り組みを着実に実施している。 ・特別推進研究、基盤研究(S)の評価において、評価報告書の受付・評価業務を電子申請システム等により行うことで、ペーパーレス化を達成した。特に、評価件数の多い中間評価については、研究代表者からの評価報告書提出から評価結果通知を一貫して電子申請システム上で行える機能を構築した。今後、事後評価についても同様の機能を構築する予定である。 ・電子審査システムのWebブラウザ上で研究計画調書を閲覧する機能を導入するなど、審査委員の負担の軽減を積極的に図り、審査の電子化を推進した。 ・(再掲)研究者用ハンドブックについて、従来、PDFファイルのみの掲載としていたところ、電子化の推進の一環として、スマートフォンやタブレット端末等による閲覧を想定した操作性の向上のため、令和4(2022)年6月に電子ブック形式による掲載を行った。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・補助金の繰越申請手続きについて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う繰越の場合には、専用の選択肢を設けることにより通常の繰越に比べて必要となる入力項目を削減するなど、研究者の手続き簡素化に配慮した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う基金の補助事業期間再延長承認申請手続きについて、科研費電子申請システムにより受け付けるよう改修を行った。 ■特別研究員事業、海外特別研究員事業等 ・特別研究員事業、海外特別研究員事業の申請受付・審査業務を電子申請システムにより行った。また、審査方法の変更に伴う改修等において、システムの機能等の充実を図り、利用者の利便性を向上させた。 ・特別研究員事業においては、令和3(2021)年度審査実施分までは、審査委員に	ナウイルスの影響に伴う申請手続きの変更等への対応を着実にを行った。 ・JSPSで応募審査から交付まで所管している種目について全て電子申請システムで管理することを可能とした。 ・科研費においては、特別推進研究、基盤研究(S)の中間評価について、報告書提出から評価結果通知を一貫して行える機能を構築したことや、研究計画調書の引き戻し機能を電子申請システムに実装し、応募書類の誤送信や提出漏れといった研究機関及び応募者の締切前後の物理的・心理的負担を軽減したことは高く評価できる。 ・研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう、審査結果通知の仕組みを電子申請システム上に構築し、通知時期の早期化を実現した。前年度のうちに審査結果が通知されることで、研究スタッフの継続雇用や物品調達の準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できるようになり、利便性が高まったことは高く評価できる。 ・奨励研究、国際共同研究加速基金(国際先導研究、帰国発展研究)、研究成果公開促進費については応募だけで無く、交付申請や実績報告等も含めペーパーレス化を達成した。 ・<u>審査の電子化を推進し、電子審査システムのWebブラウザ上で研究計画調書を閲覧する機能を導入するなど、審査委員の負担の軽減を積極的に図っていることも評価に値する。</u> ・研究者用ハンドブックについて、利用者の目線に立ち、従来のPDFファイル以外の掲載方法を工夫することにより、利便性の向上を図っていることも評価に値する。 <課題と対応> —	て、真に研究者の立場に立った仕組みになっているか、常に確認することが重要ではないか。 <その他事項> —	を実現したことによって研究者の利便性が格段に高まったことは高く評価できる。 <その他事項> —

送付する審査資料は紙媒体のみの対応としていたが、審査委員からの意見も踏まえ、令和4(2022)年度審査実施分より、希望する審査委員については、電子媒体のみによる審査を可能とする対応を実施した。

- ・特別研究員事業においては、特別研究員採用内定者が申請時と同様の「電子申請システム」上で採用手続を行うことを可能とするシステムの拡張を行い、令和4(2022)年1月から、運用を開始した。さらに、令和4(2022)年度に受入研究機関事務担当者向けに実施したアンケートの結果を踏まえて、受入研究機関において、自機関で受け入れる採用内定者の手続の進捗を把握できるよう、更に機能を充実させ、令和5(2023)年1月より運用を開始した。また、特別研究員採用者が自身の登録データをWeb上で確認するとともに、オンラインで採用後の各種申請等を行うことを可能とするウェブシステム「日本学術振興会特別研究員(採用後)マイページ」(通称:「学振マイページ」)を構築し、令和3(2021)年6月から運用を開始した。

- ・若手研究者海外挑戦プログラムにおいて、令和2(2020)年度採用分より導入することとした2段階書面審査を実施するため、令和元(2019)年度から2年度にかけて必要な改修を行った。

■学術の国際交流事業

- ・既に電子化を行っている事業については、第4期中期目標期間中も引き続き申請受付・審査業務を電子申請システムにより行った。

- ・推薦書の添付が必要な「外国人特別研究員」及び「外国人招へい研究者」においても、平成30(2018)年度に推薦書等の提出を含めた完全電子申請化を実現し、利便性を高めた。

- ・国際共同研究事業のうち、リードエージェンシー方式による応募・審査業務を実施できるようにするため、令和元(2019)年度から2年度にかけて、電子申請システムの改修を行った。

- ・HOPE ミーティングにおける申請受付用務を電子申請システムにより行えるようにするため、令和2(2020)年度に新たに電子申請システムの開発を行った。

- ・論文博士号取得希望者に対する支援事業における申請受付用務全般を電子申請システムにより行えるようにするため、令和3(2021)年度に電子申請システムの改修を行った。

- ・第4期中期目標期間において、半年毎に、各事業の担当から電子申請システムの改修希望を聴取して取り纏め、システム開発業者から見積を徴取した上で、学術国際交流事業全体としての費用対効果を勘案し、必要部分についての改修を行った。

(各評価指標等に対する自己評価)
評価指標である7-1については、研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システム整備、応募手続や審査業務等の電子化及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修等を行い、目標水準に達している。

<主な定量的指標> 【評価指標】 7-2 振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断） <その他の指標> ー <評価の視点> 7-2 振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、ホームページへのアクセス件数（平成26～28年度の各年度平均実績：478万件）、コンテンツごとのアクセス動向等を参考に判断する。	<主要な業務実績> 【広報と情報発信の強化】 ・振興会ウェブサイトについて、コンテンツごとのアクセス動向等を踏まえ、利用者のニーズに応える的確かつ見やすいものとなるよう、サイトの構成やデザインの大幅な見直し、スマートフォン対応、ウェブアクセシビリティの改善に係る検討を行い、令和5（2023）年2月に大規模なリニューアルを実施した。 ・本会の「ウェブアクセシビリティガイドライン（2011年11月制定）」について、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 の達成基準を網羅するよう大幅に改定を行った。 ・ひらめき☆ときめきサイエンス事業では、児童・生徒や教員に積極的に研究の魅力や振興会の役割を紹介するとともに、各種業務をペーパーレス化したことにより着実に業務を実施した。 ・平成30（2018）年度には、本会が賛助会員として参加している日本科学技術ジャーナリスト会議の月例会として、振興会を会場に、科研費100周年を振り返る機会を設ける等、発信内容の充実を図った。また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、積極的な情報発信を行った。 ■ウェブサイトの活用 ・ウェブサイトがより見やすく分かりやすいものとなるよう、平成30（2018）年度にCMSの移行作業、令和4（2022）年度に大規模なリニューアルを実施した。振興会ウェブサイトへのアクセス数は、平成30（2018）年度8,899,354件（移行作業に伴うアクセスを含む）、令和元（2019）年度5,286,704件、令和2（2020）年度4,576,218件、令和3（2021）年度4,797,012件、令和4（2022）年度4,559,379件であった。 ・公募情報を中心とする、振興会の業務内容に関し、最新情報を速やかにウェブサイトにて提供し、利用者に広く迅速な情報発信を行った。 ・ウェブサイトリニューアルに際し、一般国民向けに、振興会という組織や主な実施事業について、分かりやすく数字やイラストを用いて紹介する「ひと目でわかる学振」コンテンツを企画・制作し、新たに掲載した。 ・若手研究者が自ら情報を得て、支援を受けやすくするため、振興会が行う研究費助成、研究者養成、シンポジウム・セミナー、学術国際交流の事業のうち、若手研究者向け及び博士後期課程学生向けの支援メニューを横断的に抽出し、一覧化したページをウェブサイトに新たに作成した。 若手研究者向けの支援事業一覧：https://www.jsps.go.jp/j-list/for_young_researchers.html 博士後期課程学生向けの支援事業一覧：https://www.jsps.go.jp/j-list/for_phd_student.html ・（再掲）学術分野における男女共同参画の推進を目的としたウェブサイト「CHEERS!」を令和3（2021）年5月11日から公開し、「CHEERS!」において、継続的に研究者や研究機関における優良事例、海外の研究現場における事例、及び振興会の支援制度に係る情報を発信した。令和5（2023）年1月から「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を開始するにあたり、メールマガジンやTwitterによる予告も含めた重層的な情報発信やプレスリリースを行った。 https://cheers.jsps.go.jp/	（2）情報発信の充実 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記 の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評定をbとする。 【広報と情報発信の強化】 ・令和4（2022）年度にウェブサイトのデザインやページ構成の大幅な見直し、スマートフォン対応、ウェブアクセシビリティの改善等、10年ぶりとなる大規模リニューアルを行い、着実に業務を実施していると評価できる。 ・公募情報や新型コロナウイルス感染症に関連する対応等、ウェブサイトによる迅速な情報提供を行った。また、ウェブサイト及び概要をはじめとした各種事業のパンフレットによりわかりやすい情報発信を行ったほか、一般国民や若手研究者をターゲットにしたウェブサイトによる情報発信など、効果的な情報発信が着実に実施されている。 ・メールマガジンやソーシャルメディア等、媒体の特性を活かした広報活動を着実に行った。特にメールマガジンについては登録者数25,000人前後を維持しており、Twitterもフォロワー数が伸びている。 【成果の社会還元・普及・活用】 ・ひらめき☆ときめきサイエンスについては、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に鑑み、交付申請留保の仕組みを設け、プログラムの準備や開催日の検討が困難となった研究者のニーズに応えた点で評価できる。 また、交付業務を電子申請システムにより行えるようにすることで業務効率化が図られており、改善を行いながら着実に事業を実施したと評価できる。 ・個人情報等に配慮しつつ、学術システム研究センターによる学術研究動向等に関する調査研究成果の公表や学術情	（2）情報発信の充実 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 <今後の課題・指摘事項> ・ホームページについて、平成30（2018）年度にはCMSの移行作業を行った結果、アクセス状況が8,899,354件と飛躍的に増加した。しかし、その後、令和3（2021）年度には4,797,012件と漸減しており、令和4（2022）年度にリニューアルに向けた作業を開始することになっているのは、大変評価できる。 ・我が国の科学研究の実情や博士課程進学者の伸び悩みといった状況を考えると、振興会の活動について理解を深め、その成果に関する情報を、より広く、より効果的に発信することが求められている。 新たな発想も加え、情報発信のより一層の強化を図ってほしい。 <その他事項> ー	（2）情報発信の充実 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから、評定をbとする。 ・令和4（2022）年度には、一般国民向けに振興会の組織・職員や主な事業について、分かりやすく数字やイラストを用いて紹介する「ひと目でわかる学振」コンテンツを新たに掲載した。 ・令和4（2022）年度に開始した「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」について、ウェブサイト「CHEERS!」における公開やプレスリリースのほか、メールマガジンやTwitterによる予告も含めた重層的な情報発信を行い、同事業募集開始案内のTwitter投稿に対する表示回数は15万回に達したことは高く評価される。 ・ウェブサイトの見やすさ・分かりやすさの確保に向け、令和4（2022）年度にデザインやページ構成の大幅な見直し等を行い、10年ぶりとなる大規模リニューアルを行ったことは評価できる。 <今後の課題・指摘事項> ・我が国の科学研究の実情や博士課程進学者の伸び悩みを鑑みる、学術振興会の活動について社会的に理解を深め、その成果に関する情報発信に努めることが求められている。

	■概要等の発行 ・振興会の事業内容及び成果について編集した概要を毎年度発行し、全国の国公私立大学等への配布等を行った。そのほか、科学研究費助成事業、学術国際交流事業等の事業ごとにパンフレット等を分かりやすく作成・編集し国内外の関係者に広く周知した。作成した概要やパンフレット等は以下の振興会ウェブサイトでも電子媒体でも公開した。 上記概要や各事業のパンフレット等の一部は、日本語版に加え英語版を作成した。 日本語版： https://www.jsps.go.jp/publications/index.html 英語版： https://www.jsps.go.jp/english/publications/index.html ・(再掲)株式会社朝日新聞出版が刊行する「ジュニアエラ」(発行部数 25,000 部)及び「AERA with Kids」(発行部数 24,200 部)において、合計 3 回にわたり 7 つの WPI 拠点とその研究者を紹介する記事体広告を掲載し、小中学生とその家族に対して「研究者・研究という仕事」の魅力を伝えるとともに、先端的な研究の場である WPI に対する関心と理解の増進を図った。当該記事体広告はウェブサイト「AERA dot.」において無料で読むことができるようにしたほか、抜き刷り冊子を全国 200 の小学校に配布して、広告効果の向上を図った。 ■メールマガジンの発信 ・毎月およそ 25,000 名の登録者にメールマガジン「学振便り (JSPS Monthly)」を配信した。公募情報や行事予定の紹介に加え、科研費関連ニュース等、事業内容や公募・イベント情報の周知に努め、情報発信の強化を図った。公募情報については、受け手にわかりやすいよう、目的別に整理して発信した。 ■ソーシャルメディアの活用 ・多様な媒体による迅速な情報発信を行うため、メールマガジン配信時や Cheers! 及び JSPS-Net 等の各ウェブサイト更新時に合わせて速やかに Twitter へ掲載した。 https://twitter.com/jsps_sns ・WPI や HOPE ミーティング事業、先端科学 (FoS) シンポジウム事業、ノーベル・プライズ・ダイアログでは、公募やイベントの情報を一元的かつ迅速に発信するため、フェイスブック等を活用している。 https://ja-jp.facebook.com/wpi.japan/ https://www.facebook.com/jspskenkyo2 https://www.facebook.com/jspsshope/ 【成果の社会還元・普及・活用】 ■ひらめき☆ときめきサイエンス	報分析センターによる JSPS-CSIA REPORT の公表、海外学術動向ポータルサイトにおける海外の情報発信、「科研費 研究成果トピックス」による優れた研究成果の公開等により、得られた成果等を積極的に社会に提供している。 ・卓越研究成果公開事業において、参画機関の新たなデータベースの登録・公開を行うなど着実に事業を実施した。 <課題と対応> ・ターゲットや重点的・優先的に取り組む課題等を明確化した次期中期目標期間における広報戦略の策定に向け、検討を進める。 (各評価指標等に対する自己評価) ・評価指標 7-2 について、ウェブサイトへのアクセス数は平成 30(2018)年度 8,899,354 件、令和元(2019)年度 5,286,704 件、令和 2(2020)年度 4,576,218 件、令和 3(2021)年度 4,797,012 件、令和 4(2022)年度 4,559,379 件であった(平均実績 5,623,733 件)。CMS の移行作業に伴うアクセス数の増加があった平成 30(2018)年度を除いても、令和元(2019)年度～令和 4(2022)年度の平均実績は 4,804,828 件であり、評価指標の目標水準の考え方で示されている平成 26～28 年度の各年度平均実績(4,783,818 件)と同程度のアクセス数が得られており、中期目標に定められた水準を達成していると評価できる。		<その他事項> —

	・(再掲) 児童・生徒や教員に積極的に研究の魅力や振興会の役割を紹介するとともに、各種業務をペーパーレス化したことにより着実に業務を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に鑑み、プログラムの準備や開催日の検討が困難となった場合には交付申請を留保できるよう対応を行った。 ■学術システム研究センターによる学術研究動向等に関する調査研究 (再掲) 前年度の委託契約に基づく調査研究成果として提出された『調査研究実績報告書』を取りまとめ、毎年 6 月頃にウェブサイトで公開している。令和 3 (2021) 年度の委託契約に基づく報告書については、今般の新型コロナウイルス感染症の学術への影響に関する報告に「新型コロナウイルス関係」の見出しを付し、閲覧者に対する配慮を行った。なお、未発表の研究情報や個人情報が含まれる場合には、公開の可否について個別に検討を行っている。 https://www.jsps.go.jp/j-center/chousa_houkoku.html 令和 5 (2023) 年度の委託契約に基づく調査計画書の作成においては、計画の例示として新型コロナウイルス感染症の学術への影響に関する項目を追加し、選択肢として提示した。 ■学術情報分析センターによる調査分析 ・学術情報分析センターにおいて実施した調査分析の成果の一部について、JSPS-CSIA REPORT としてウェブサイトで公開した。 https://www.jsps.go.jp/j-csia/survey_and_analysis.html ■海外研究連絡センターによる収集情報 ・海外研究連絡センターが収集した海外の学術・高等教育動向に関する情報を集約した「海外学術動向ポータルサイト」において、最新のニュースやレポートを発信した。 https://www-overseas-news.jsps.go.jp/ ■科研費による研究成果の公開 ・(再掲) 科研費によって生み出された優れた研究成果について、「科研費 研究成果トピックス」としてウェブサイト等で紹介した。 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/37_topics/index.html ■卓越研究成果公開事業 ・第 4 期中期目標期間中、本事業に参画している学協会等の卓越した研究成果約 650 件をデータベース化して公開した (累計公開件数 3,298 件)。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 ・新型コロナウイルス感染症に関連する対応として提出書類の期限延長やイベントの中止等に関する情報をまとめて振興会ウェブサイトに掲載することによって、分かりやすい情報提供に努めた。			

<主な定量的指標> 【評価指標】 7-3 大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（B水準：中期目標期間中に8件程度） <その他の指標> — <評価の視点> 7-3 適時適切な研究テーマの設定により、学界と産業界の交流・連携を促進する観点から、平成29年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計8委員会全てを中期目標期間中に刷新することを達成水準とする。	<主要な業務実績> 【学術の社会的連携・協力の推進】 ■新たな事業方針に基づく事業運営 令和元(2019)年度に新たな事業方針を決定し、各委員会の活動を支援するとともに、新たな産学協力委員会の選定を行った。 ■産学協力総合研究連絡会議の開催 産学協力総合研究連絡会議を開催し、以下のとおり新たな事業方針に基づく産学協力委員会の選定を行った。 ①公募の実施 令和元(2019)年10月、新たに産学協力委員会の公募を行った。 また、次年度以降の公募要領については、前年度の課題を踏まえた見直しを行った。 ②厳格な審査の実施及び新たな委員会の設定 審査要項等に基づき産学協力総合研究連絡会議において厳格な審査を行い、会議の選定結果を踏まえ、産学協力委員会として設定する委員会を令和元(2019)年度に6件、令和2(2020)年度に2件、令和3(2021)年度には1件、令和4(2022)年度には5件決定した。 ■委員会対応業務の効率化 問い合わせが多く寄せられていた経費執行等の事項や従来運用で取り扱っていた事項をルール化し、令和2年度に各委員会に周知し、委員会対応業務の更なる効率化を図った。 ■産学協力委員会及び産学協力研究委員会の活動 大学、企業等の研究者・技術者が学界・産業界の要請や研究動向についての情報交換等を行い、学術の社会的連携・協力の推進を図る場を設けるなど、産学協力の橋渡しを行った。 ■研究開発専門委員会の活動 今後の発展を促すべき適切な研究課題、学界及び産業界からのニーズの高まりが予想される先導的な研究課題について議論する場として、平成30(2018)年度に委員会を4件設置した。 ■国際シンポジウム開催の支援 産学協りに資するため、テーマの重要性、事業計画の妥当性、成果の発信と学術の国際交流の促進、援助の必要性といった観点で、産学協力によるシンポジウムの開催を支援した。(支援件数 平成30(2018)年度：4件 令和元(2019)年度：3件) 【新型コロナウイルス感染症への対応】 各委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、オンラインで情	(3) 学術の社会的連携・協力の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評定をbとする。 ・新たな事業方針を定め、公募・採択の形式により委員会を設置した。 ・産学協力委員会及び産学協力研究委員会が精力的に活動し、セミナー、シンポジウム等を開催し委員会の成果発信を行うなど、着実に事業を運営した。 ・学術関係国際会議については、案件の新規受託はなかったが、周知に努め着実に事務を実施しており、今後も引き続き周知に努める。 <課題と対応> ・引き続き公募や審査にあたり課題を洗い出し、公募要領及び審査要項を見直しつつ、新たな産学協力委員会を設定していく。 (各評価指標等に対する自己評価) 評価指標である7-3については、中期目標期間中に14件となり、中期目標に定められた水準(中期目標期間中8件程度)を達成している。	(3) 学術の社会的連携・協力の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —	(3) 学術の社会的連携・協力の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 ・新たな事業方針に基づき、大学と産業界の研究等による情報交換の場として新たに14の委員会を設定したことは特筆される。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —

	報交換を行うなど、工夫して積極的に活動を行った。 ■情報発信 学術の社会的連携・協力の推進事業について、振興会のウェブサイトにて情報発信に努めた。 事業の概要 https://www.jsps.go.jp/renkei-suishin/jigyo.html 公募の概要 https://www.jsps.go.jp/renkei-suishin/koubo.html#gaiyou 産学協力委員会一覧 https://www.jsps.go.jp/renkei-suishin/index2_5.html 産学研究協力委員会一覧 http://www.jsps.go.jp/renkei-suishin/index2_2.html 【学術関係国際会議開催に係る募金事務】 ・指定寄附金による募金及び特定公益増進法人としての募金について、第4期中期目標期間中に新規受託した募金事務はなかった。 ・引き続きウェブサイトでの募金事務の受託基準、依頼方法、申請書類、FAQ等を掲載して、周知に努めている。 ■情報発信 振興会のウェブサイトにて情報発信に努めた。 学術関係国際会議開催募金事務の受託 https://www.jsps.go.jp/j-donation/oversea.html			
<主な定量的指標> 【評価指標】 7-4 研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年2回程度開催） <その他の指標> 一 <評価の視点>	<主要な業務実績> 【研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除】 ・研究費の不合理な重複等を避けるため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用して、審査結果等を他の競争的研究費の配分機関に対して迅速に提供した。 【研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止】 ■研究機関における研究費の管理・監査や公正な研究活動の推進に向けた体制整備 ・事業実施にあたり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等自己評価チェックリストや「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストを文部科学省に提出することを研究機関に求めることにより、各研究機関における研究費の管理・監査や公正な研究活動の推進に向けた体制整備の把握に努めた。 ・科研費では文部科学省と連携して実地検査を行い（平成30(2018)年60機関、令和元(2019)年60機関、令和2(2020)年38機関、令和3(2021)年37機関、令和4(2022)年39機関）、各研究機関の科研費管理体制の実態や不正防止の取組状況	（4）研究公正の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評定をbとする。 ・研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除については、審査結果等を他の競争的研究費の配分機関に対して迅速に提供し着実に実施している。 ・各研究機関における不正防止に対する取組の状況等については、チェックリストにより研究機関における体制整備状況を把握した。さらに、その実態や不正防止の取組状況の把握については、科研費において実地検査を行うことにより着実に実施している。また、事業実施にあたっての研究倫理教育プロ	（4）研究公正の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 <今後の課題・指摘事項> ・大学をめぐる昨今の厳しい状況は、研究費の不正使用や研究活動の不正行為を誘発したり、またそれらが発覚しにくくなったりしているとも指摘されている。不正防止に向けてよりいっそう実効性をもたせた取組を継続するとともに	（4）研究公正の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 ・研究倫理プログラム履修義務や不正があった場合の厳格な対応についての周知や研究倫理教育教材の開発・改修等、計画通りに実施した。 <今後の課題・指摘事項> ・研究費の不正使用や研究活動の不正行為を防ぐべく、よりいっそう実効性をもたせた

7-4 研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催することを達成水準とする。	の把握に努めた。また、管理体制の改善を要する点等についての検査記録を研究機関に通知し、必要に応じてフォローアップを行うこととした。 ■研究者を含む関係者の意識改革の促進 ・事業説明会等の場において、実地検査で把握した事例の周知を通じて、研究機関の教職員に対して不正使用、研究活動の不正行為の防止策について注意喚起、指導等を実施した。 ■研究者の理解の明確化 ・事業実施にあたり、研究者の意識改革の取組として、参画する全ての研究者に研究倫理教育プログラムの履修を義務付けた。 ・公募要領において、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は、交付決定の取消や契約の解除、研究資金の返還及び振興会が交付する研究資金を一定期間交付しないなど厳格に対応する旨を周知した。 ■その他 ・振興会が実施する事業に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の告発等受付窓口を設置している。 【研究公正推進事業】 ■研究倫理教育教材の開発・改修 ・人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野に共通する標準的な研究倫理に関する教育教材として開発した図書教材『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編（平成27年3月31日発行））をもとにした研究者向け e-learning 教材『eL CoRE』（日本語版・英語版）のサービス提供を引き続き実施するとともに、令和2（2020）年度には、利用者のアンケート結果をもとに、操作性の向上のための改修を行った。また、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度には、今後の改修に向けて有識者の意見を聴取した。 ・研究機関における大学院生向け研究倫理教育のニーズ調査に基づき、平成30（2018）年度に開発を行った大学院生向け e-learning 教材『eL CoRE』（日本語版・英語版）のサービス提供を引き続き実施した。 https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html ・上記 e-learning 教材の更なる活用のため、研究者向け e-learning 教材の履修者を対象とした研究倫理セミナー「研究者倫理教育にグループワークを導入する」を毎年度開催した。その中で、反転学習としてグループワークを導入する際のポイントやグループワークに適した事例の作成方法を解説するとともに、模擬グループワークの体験を行った。なお、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度および令和4（2022）年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で実施した。	グラムの履修義務付けや不正があった場合の厳格な対応については、事業説明会や公募要領において周知・徹底することにより着実に実施している。これらの取組は、継続して実施しているものであり、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に実効性を持たせていると評価できる。 ・研究倫理教育教材については、既存の e-learning 教材のサービス提供を継続しつつ、利用者のアンケート結果をもとに、今後の内容改善に向けて有識者を交え検討した。また、研究機関における電子書籍の導入増加に応えるため、図書教材の電子版のサービス提供を令和4（2022）年度より開始した。さらに、研究倫理セミナーを開催するとともに、他の研究資金配分機関と共催して研究公正シンポジウムを開催した。これらは、公正な研究活動を推進するために有効かつ適切な取組となっていると評価できる。 ＜課題と対応＞ 引き続き、研究不正防止に向けた取組を実施していく。 （各評価指標等に対する自己評価） ・評価指標である7-4については、中期目標期間を通して、中期目標に定められた水準（毎年度2回程度開催）と同程度にセミナー及びシンポジウムを開催し、順調に実績をあげており、目標水準を達成している。	に、不正事案の発生状況やその内容などを分析し、防止対策の有効性を確認したり、より有効にするために生かしてほしい。 ＜その他事項＞ —	取組を継続するとともに、不正事案の発生状況やその内容などの分析が求められている。 ＜その他事項＞ —

	・研究機関における電子書籍の導入増加に応えるため、『科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―』電子版のサービス提供に向けて検討を行った（令和3（2021）年度）。 ■研究機関における研究倫理教育の高度化に係る支援 （再掲）・上記 e-learning 教材の更なる活用のため、研究者向け e-learning 教材の履修者を対象とした研究倫理セミナー「研究者倫理教育にグループワークを導入する」を開催した。その中で、反転学習としてグループワークを導入する際のポイントやグループワークに適した事例の作成方法を解説するとともに、模擬グループワークの体験を行った。なお、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度および令和4（2022）年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で実施した。 ・科学技術振興機構および日本医療研究開発機構との共催で、研究公正シンポジウムを、毎年1回東京で開催した。			
<主な定量的指標> ー <その他の指標> 【評価指標】 7－5 業務の点検・評価の実施状況（B水準：自己点検評価及び外部評価を毎年度実施） <評価の視点> 7－5 継続的な業務運営の改善を図る観点から、自己点検評価及び外部評価を毎年度実施することを達成水準とする。	<主要な業務実績> 【自己点検評価】 毎事業年度の終了後に、各事業年度における業務の実績について、自己点検評価を実施した。また、平成30(2018)年度には、第3期中期目標期間における業務実績について自己点検評価を実施した。さらに、令和4（2022）年度には第4期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績について自己点検評価を実施しており、中期目標期間を通して、必要な自己点検評価を実施した。 自己点検評価においては、毎年度、計画・評価委員会を開催し、自己点検評価報告書をまとめて外部評価委員会に提出した。なお、計画・評価委員会には、学術システム研究センターの所長・副所長、学術情報分析センターの所長・副所長、世界トップレベル研究拠点推進センター長、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センター長も委員として参画している。 【外部評価】 外部評価委員会には、学会や産業界を代表する6名の有識者に就任いただいている。 外部評価委員会では、毎年度、計画・評価委員会から提出された自己点検評価報告書を基に振興会における管理運営や各事業の実施状況について総合的に評価を行った。 令和4（2022）年度に実施した、令和3（2021）事業年度における業務実績に係る外部評価では、外部評価委員会の下部組織である「外部評価委員会作業チーム」を設置し、会計の専門家による外部評価委員への助言を行う体制を整備した。 ●第7期外部評価委員会 名簿 （任期：平成29(2017)年5月1日～令和元(2019)年4月30日）	（5）業務の点検・評価の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていることから、評定をbとする。 ・自己点検評価及び外部評価を、毎年度それぞれ適切に実施し、評価結果をウェブサイトで適切に公表しており、中期計画通り着実に業務が実施されていると評価できる。 ・自己点検評価及び外部評価を通じて、業務の現状・課題の把握・分析を行い、業務の改善や見直し、効率的な実施に役立てており、適切にPDCAサイクルを実施しており、中期計画通り着実に業務が実施されていると評価できる。 <課題と対応> ・業務の改善等につなげるため、引き続き自己点検評価及び外部評価を通じて業務の現状・課題の把握・分析に努める。 （各評価指標等に対する自己評価）	（5）業務の点検・評価の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていることから、評定をbとする。 <今後の課題・指摘事項> 第5期中期目標期間においても、引き続き自己点検評価及び外部評価を適切に実施し、日本学術振興会における業務の現状・課題の把握・分析に努めることを求める。 <その他事項> ー	（5）業務の点検・評価の推進 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 <今後の課題・指摘事項> ー <その他事項> ー

(所属は任期当時のもの)	
青木 克己	長崎大学名誉教授、長崎大学国際連携研究戦略アドバイザー
射場 英紀	トヨタ自動車(株)電池材料技術・研究部長
巽 和行	名古屋大学特任教授
辻 篤子	名古屋大学特任教授
古瀬 奈津子	お茶の水女子大学基幹研究院教授
観山 正見	広島大学学長室特任教授

●第8期外部評価委員会 名簿

(任期：令和元(2019)年5月1日～令和3(2021)年4月30日)

(所属は任期当時のもの)	
射場 英紀	トヨタ自動車(株)電池材料技術・研究部長 (令和元年度) トヨタ自動車(株)CPE (チーフプロフェッショナルエンジニア) (令和2年度)
片岡 幹雄	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授
巽 和行	名古屋大学特任教授 (令和元年度) 名古屋大学名誉教授 (令和2年度)
辻 篤子	名古屋大学特任教授 (令和元年度) 科学ジャーナリスト (令和2年度)
古瀬 奈津子	お茶の水女子大学基幹研究院教授 (令和元年度) お茶の水女子大学名誉教授 (令和2年度)
観山 正見	広島大学特任教授

●第9期外部評価委員会 名簿

(任期：令和3(2021)年5月1日～令和5(2023)年4月30日)

射場 英紀	トヨタ自動車(株)CPE (チーフプロフェッショナルエンジニア)
片岡 幹雄	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授
巽 和行	名古屋大学名誉教授
辻 篤子	中部大学特任教授
古瀬 奈津子	お茶の水女子大学名誉教授
観山 正見	岐阜聖徳学園大学学長

●外部評価委員会作業チーム 名簿

(任期：令和4(2022)年6月1日～令和5(2023)年4月30日)

青山 伸一	公友監査法人公認会計士
新保 博之	新保博之税理士事務所公認会計士
辻 篤子	中部大学特任教授 (外部評価委員会委員)
観山 正見	岐阜聖徳学園大学学長 (外部評価委員会委員)

【評価結果の公表】

毎年度の事業について、自己点検評価・外部評価の結果を事業年度の終了後3

・評価指標である7-5については、自己点検評価及び外部評価を毎年度実施したことから、目標水準を達成している。

	月以内にウェブサイト上に公開した。 毎年度の事業について、前年度の業務実績に関する評価結果をどのように事業に反映したかをとりまとめ、事業年度の終了後3月以内にウェブサイト上に公開した。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 振興会における管理運営や各事業等において、新型コロナウイルス感染症により受ける影響を最小限にするために行った工夫や柔軟な措置等について、また、ポストコロナに向けて行った積極的な取組や検討について、自己点検評価報告書に具体的に記載した。また、それらの対応について、自己点検評価における各事業等の評価に反映した。			

4. その他参考情報

業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する事項 1 組織の編成及び業務運営 2 一般管理費等の効率化 3 調達等の合理化 4 業務システムの合理化・効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標・中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			外部評価委員による評価	
	業務実績		自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	＜主要な業務実績＞		＜自己評価＞ 評定：B ＜評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると見込まれることから、評定をBとする。 ・業務運営、一般管理費等の効率化、調達等の合理化、業務システムの合理化・効率化のいずれの事項についても、計画通り着実に実施しており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。 ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事務業務や会議のリモートでの実施を推奨し、そのためのインフラ整備を進めるなど、業務を停止させることなく着実に継続できるよう努めている。	評定 B	評定 B
			＜課題と対応＞	＜評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評定をBとする。 ・新型コロナウイルス感染症の広がりの中、業務や会議のリモート化やそのためのインフラ整備が適切に進められ、また、柔軟に対応することによって、適切に業務が遂行されたことは高く評価できる。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞	＜評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をBとする。 ・新型コロナウイルス感染症の広がりの中、業務や会議のリモート化やそのためのインフラ整備が適切に進められ、また、柔軟に対応することによって、適切に業務が遂行されたことは高く評価できる。 ＜今後の課題＞ コロナ禍への対応のため業務の見直しが柔軟に進められており、これを契機として、引

			・本中期目標、中期計画通り実施しており、業務運営の効率化に当たっては、引き続き研究者等へのサービス低下を招かないように配慮して実施する。	—	き続き業務の合理化を推進していくことが望まれる。 一般管理費等について、目標を定め毎期低減できている点評価されるが、業務の合理化を目的とした臨時的な費用など、戦略的な視点をもって支出計画に盛り込んでいくことがあってもよいと思われる。 ＜その他事項＞ 業務のリモート化については、それぞれの業務の責任の所在が不明瞭にならないように気をつけて欲しい。
	＜主要な業務実績＞ 【理事長のリーダーシップによる業務運営】 ■役員会 理事長及び理事により構成され、監事も出席する役員会を原則月に2回定期的に開催し、予算、事業計画、規程の制定等、組織の運営に係る重要事項について審議し実施することで、理事長の強力なリーダーシップによる機動的な業務運営を図っている。 【効果的・効率的な業務運営の実現】 ■組織体制の整備 業務を効果的・効率的に運営するための体制整備として、主に以下のような組織改編、担当業務の整理を行った。 (平成30(2018)年度) ・国際的な取組の戦略的かつ機動的な推進を図るため、国際統括本部を設置。 ・事業の成果等の情報の把握及び分析並びに情報発信等を図るため、グローバル学術情報センターを学術情報分析センターに改組。 ・各事業における情報システム・データの管理業務を行うため、情報企画課を設置。 ・研究公正業務を行うため監査・研究公正室を設置。 ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業を実施するため、人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進センターを設置。 (令和元(2019)年度) ・国際共同研究に係る業務を一元的に運営するため、国際企画課から研究協力第二課に移管。	1 組織の編成及び業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから、評定をbとする。 ・理事長のリーダーシップのもと、業務運営が適切かつ円滑に進められるよう、役員会を設置し、重要事項を審議し実施している。 ・事業の開始や終了、広報やシステム関連機能の強化といった、国の施策や社会の潮流に対応できる組織体制の整備を積極的に実施し、また、担当業務の整理により効率的な運営を図った。 ・国の政策を踏まえ、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)等を活用して審査結果等をより迅速に提供するほか、KAKEN に科研費の情報を速やかに掲載するなど、関連する事業を実施している機関等との適切な連携・協力を行っている。 ・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)への科研費の研究進捗評価結果等の提供や、JST 及び国立研究開発法	1 組織の編成及び業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 ・理事長のリーダーシップの下に順調に実績を積み上げている。同時に、効果的かつ効率的な業務運営などについても中期目標が適切に遂行されている。 ＜今後の課題＞ ・国全体として、より効率的、かつバランスのとれた研究支援を行うため、他のファンディングエージェンシーとの連携をいっそうの強化が求められる。 ＜その他事項＞ —	1 組織の編成及び業務運営 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 ・理事長のリーダーシップの下に順調に実績を積み上げている。同時に、効果的かつ効率的な業務運営などについても中期目標が適切に遂行されている ＜今後の課題＞ ・さまざまな支援の取り組みがあるが、国全体として、より効率的、かつバランスのとれた研究支援を行うため、コミュニケーションを図るなど他のファンディングエージェンシーとの連携のいっそうの強化が求められる。 ・業務を効果的・効率的に運営するため、機動的に組織改編を行っている点、評価され	

	(令和3(2021)年度) ・本会全体の筆頭課としての役割を、総務課から経営企画課に移管。 ・広報企画室を情報企画課から経営企画課に移管。 ・研究者養成課の顕彰事業および卓越研究員事業を海外派遣事業課に移管し、海外派遣事業課の名称を「人材育成企画課」に変更。 ・情報企画課情報システム室の科研費システムの担当を研究助成企画課に移管。 ・国際共同研究加速基金に係る業務を、研助企画課から研助三課（新設）に移管。 ・国際統括本部の機能強化のため、国際企画部と国際事業部の二部体制を構築。 (令和4(2022)年度) ・次期中期計画に向けた検討や、概算要求・予算編成及び振興会内の諸課題に係る企画立案・総合調整など、法人経営を適切にマネジメントする観点から経営支援課を新設。 ・令和4(2022)年度補正予算により造成された基金による地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の実施に伴い、大学経営支援課を新設。 ・振興会の人事機能の強化のため、人事企画課を新設。 【他機関との連携】 ・他のファンディングエージェンシーとは、科研費電子申請システムからのデータ連携で府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に科研費の審査結果等を迅速に提供するなどにより連携を図った。 ・国立情報学研究所(NII)の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)に科研費の採択情報や成果等を速やかに公開し、他のファンディングエージェンシーや大学等が科研費の情報を自由に活用できるようにしている。 ・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)とは、科研費の「特別推進研究」及び「基盤研究(S)」の評価結果の提供を行い、更に国際業務での意見・情報交換を行った。令和3(2021)年度からは、評価結果の提供時期を2ヶ月程度早め、JSTの要請に基づき、特別推進研究及び基盤研究(S)の新規採択者に対してアンケートを実施するなど科研費の研究代表者から戦略的創造研究推進事業に相応しい研究者を推薦する仕組みを構築するとともに、さらなる連携の方策について検討を開始した。 【新型コロナウイルス感染症への対応】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下において、理事長のリーダーシップの下、出勤が必要な業務を除いては在宅勤務の実施、会議等も原則リモートで実施した。リモート環境下でもスムーズな業務運営、かつ機密性を確保するため、情報システムのインフラ整備等を行った。令和2(2020)年度には、通勤ラッシュを避けるため、出勤時間を7:00～10:30の範囲で設定を可能とする、時差出勤に対応した新たな勤務時間を導入した。	人日本医療研究開発機構(AMED)との研究公正に関するシンポジウムの共催等、関係機関との密接な連携・協力関係を構築している。 ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事務業務や会議のリモートでの実施を推奨し、そのためのインフラ整備に力を注ぐなど、業務を停止させることなく着実に継続できるよう努めている。 <課題と対応> ・既に構築されている他機関との適切な連携・協力関係を今後も継続的に維持していく。		るが、組織を変更することによるコスト負担、業務効率悪化が生じることもあるため、既存組織での柔軟な対応とバランスをとった業務運営が望まれる。 <その他事項> —
	<主要な業務実績>	2 一般管理費等の効率化	2 一般管理費等の効率化	2 一般管理費等の効率化

	運営費交付金を充当して行う事業について、第4期中期目標期間の中期計画予算においては、人件費、公租・公課、及び本部建物借料等の効率化が困難な経費を除き、初年度予算から毎年度、一般管理費については前年度比△3.00%、その他の事業費については前年度比△1.00%の効率化を行う計画としている。 なお、中期計画予算は、毎年度経費の効率化を行いつつ、一方で新規追加・拡充分など、社会的需要、国の政策的需要を踏まえて文部科学省が財政当局と協議のうえ追加する事業費も想定されており、これらは各事業年度の予算編成過程において具体的に決定する計画となっている。これらのことから独立行政法人の運営費交付金を充当して行う事業費における効率化を織り込んだ予算とは、必ずしも対前年度比で減少するものではなく、不断に事業の見直し・再構築（リストラクチャ）を含むものとなっている。 第4期中期目標期間においては、この計画を踏まえ編成された運営費交付金の交付を受け、理事長のリーダーシップの下それを充当する事業予算を計画しつつ、限られた予算を最大限に活かすため、その執行の状況を定期的に把握するなど、きめ細かい予算管理を行った。（毎年度4月当初に配分した予算について、その執行状況を踏まえて理事長のガバナンスの下予算実施計画の見直しを検討し、予算の変更配分案について12月に本会の最高意思決定機関である役員会に報告した。） 更に、後述する「独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」に基づく調達方法等の見直し等による経費削減等に引き続き取り組みこれらを通して中期計画予算で予定された効率化を実施することが出来た。 また、執行実績においても、着実に効率化を図った。 【人件費の効率化】 ・振興会は、①学術研究の助成、②若手研究者の養成、③学術に関する国際交流の推進、④大学改革の支援のための事業を行う我が国唯一の学術振興機関であり、これらの事業を適切かつ着実に実施するためには、高度な専門性が求められる。例えば高い言語能力を有する職員や研究推進のため業務に高度な対応ができる博士課程修了者を採用するなど優秀な人材を確保していることから、学歴勘案では、国に比べてやや高い給与水準となっている。 ・国家公務員の給与支給基準を基礎とする新たな俸給表を導入し、給与水準の検証や適正化に、より適切に取り組んでいる。 ・平成30(2018)年度～令和3(2021)年度の人件費削減の進捗状況や給与水準の在り方について主務大臣の検証を受けた結果、進捗状況は適正であり、適正な水準に見直されている旨の意見を受けており、検証結果はウェブサイトで公表した。（令和4(2022)年度実績については令和5(2023)年6月30日にウェブサイトで公表を予定している。） ◇ラスパイレス指数の推移 <table><tr><td></td><td>H30 年度</td><td>R1 年度</td><td>R2 年度</td><td>R3 年度</td></tr><tr><td>対国家公務員指数</td><td>105.8</td><td>103.6</td><td>100.8</td><td>105.2</td></tr><tr><td>地域勘案</td><td>94.8</td><td>92.4</td><td>90.0</td><td>93.5</td></tr></table>		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	対国家公務員指数	105.8	103.6	100.8	105.2	地域勘案	94.8	92.4	90.0	93.5	補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから、評定をbとする。 ・運営費交付金を充当して行う事業について、第4期中期目標期間においては、毎事業年度、人件費、公租・公課、及び本部建物借料等の効率化が困難な経費を除く一般管理費については前年度比△3.00%、その他の事業費については前年度比△1.00%の効率化を踏まえた運営費交付金の交付を受け、効率的な財務運営に努めることにより交付を受けた金額の範囲内で執行することができおり、中期計画通り達成されていると評価できる。 ・振興会の事業を適切に実施するためには、高度な専門性が求められることから、優秀な人材を確保する必要があることなどから、国に比べて、やや高い給与水準となっているが、地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていることから、給与水準は適正であると評価する。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、国家公務員の給与改善に関する取組を踏まえ、適正な水準の維持に努めていくことが求められる。	補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 ・一部の部分を除き計画通り事業費や一般管理費は順調に効率化が図られている。 ・令和3年度においては、振興会の予算配分・見直しのプロセスが適切に行われているか、予算の執行状況等を元に確認を行い、振興会において一般管理費等の効率化を達成するための体制が整備され適切に運営されていることを、外部の公認会計士を含む外部評価委員会作業チームにて確認した。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —	補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 ・一部の部分を除き計画通り事業費や一般管理費は順調に効率化が図られている。 ・令和3(2021)年度においては、振興会の予算配分・見直しのプロセスが適切に行われているか、予算の執行状況等を元に確認を行い、振興会において一般管理費等の効率化を達成するための体制が整備され適切に運営されていることを、外部の公認会計士を含む外部評価委員会作業チームにて確認した。 ＜今後の課題＞ 可能な範囲の業務効率化により、建設的な業務などの検討をお願いしたい。 ＜その他事項＞ —
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度															
対国家公務員指数	105.8	103.6	100.8	105.2															
地域勘案	94.8	92.4	90.0	93.5															

		<table><tr><td>学歴勘案</td><td>104.4</td><td>101.9</td><td>99.1</td><td>102.6</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>94.2</td><td>91.3</td><td>88.8</td><td>91.3</td></tr></table>	学歴勘案	104.4	101.9	99.1	102.6	地域・学歴勘案	94.2	91.3	88.8	91.3																
学歴勘案	104.4	101.9	99.1	102.6																								
地域・学歴勘案	94.2	91.3	88.8	91.3																								
	<主要な業務実績> 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度「独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」（以下、「合理化計画」という。）を策定し、合理化計画に沿って、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施した。また、合理化計画の策定にあたっては、契約監視委員会を開催し、外部委員の意見をもとに役員会において決定した。 監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を毎年度 2 回開催し、前年度の契約状況の点検を行うとともに、各年度の計画（案）の審議を行った。また議事概要についても本会ウェブサイトで公開した。 計画に記載した「重点的に取り組む分野」「調達に関するガバナンスの徹底」に係る取組実績は以下の通りである。 1. 重点的に取り組む分野 （1）一者応札・応募改善に係る取組 毎年度の調達において一者応札の可能性が見込まれた場合には、公告期間の延長、仕様書の見直し等による調達のやり直しを行った。また、応札しなかった業者や、令和元(2019)年度からは必要に応じて担当課へのヒアリングを実施し、応札への障壁となっている要因や今後の方策等の情報共有を図った。また、複数年度で一者応札が継続している案件については、公告スケジュールや仕様書等の見直し等に取り組んだ。その結果、令和 2 (2020)年度まで複数年度にわたり一者応札であった 2 件について、令和 3 (2021)年度調達で複数者の応札を得ることができた。 また、本会調達ウェブサイトの改善や、令和 2 (2020)年度より開始した入札説明会のオンライン化等により、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、本会調達情報へのリモートアクセスを促進した。 ○第 4 期中期目標期間における一者応札・応募状況 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td></tr><tr><td>【一者応札数件数】</td><td>14 件 (3.0 億円)</td><td>26 件 (20.2 億円)</td><td>23 件 (15.3 億円)</td><td>21 件 (16.6 億円)</td><td>21 件 (42.2 億円)</td></tr><tr><td>うち一般競争入札の結果一者応札</td><td>8 件 (2.6 億円)</td><td>14 件 (3.7 億円)</td><td>11 件 (2.5 億円)</td><td>9 件 (2.2 億円)</td><td>11 件 (29.2 億円)</td></tr><tr><td>うち随契確認公募</td><td>6 件 (0.4 億円)</td><td>12 件 (16.5 億円)</td><td>12 件 (12.8 億円)</td><td>12 件 (14.4 億円)</td><td>10 件 (13.0 億円)</td></tr></table>		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	【一者応札数件数】	14 件 (3.0 億円)	26 件 (20.2 億円)	23 件 (15.3 億円)	21 件 (16.6 億円)	21 件 (42.2 億円)	うち一般競争入札の結果一者応札	8 件 (2.6 億円)	14 件 (3.7 億円)	11 件 (2.5 億円)	9 件 (2.2 億円)	11 件 (29.2 億円)	うち随契確認公募	6 件 (0.4 億円)	12 件 (16.5 億円)	12 件 (12.8 億円)	12 件 (14.4 億円)	10 件 (13.0 億円)	3 調達等の合理化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから、評定をbとする。 ・「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、毎年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施するとともに、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を毎年度 2 回開催することにより契約状況の点検を着実に実施している。また議事概要についても本会ウェブサイトで公開している。 <課題と対応> 引き続き、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に努めていくことが求められる。	3 調達等の合理化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 ・調達等合理化の取組の推進が計画通り順調にはかかられている。 <今後の課題> — <その他事項> —	3 調達等の合理化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 ・調達等合理化の取組の推進が計画通り順調にはかかられている。 <今後の課題> — <その他事項> —
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																							
【一者応札数件数】	14 件 (3.0 億円)	26 件 (20.2 億円)	23 件 (15.3 億円)	21 件 (16.6 億円)	21 件 (42.2 億円)																							
うち一般競争入札の結果一者応札	8 件 (2.6 億円)	14 件 (3.7 億円)	11 件 (2.5 億円)	9 件 (2.2 億円)	11 件 (29.2 億円)																							
うち随契確認公募	6 件 (0.4 億円)	12 件 (16.5 億円)	12 件 (12.8 億円)	12 件 (14.4 億円)	10 件 (13.0 億円)																							

			円)	円)	円)	円)	円)			
			【競争入札 等総数】	40 件	43 件	46 件	49 件	44 件		
			(2) 契約方法等の見直しによる経費節減及び業務の効率化の推進 各年度において経費節減や業務の効率化が見込まれるものについて検討し、下記の取組を実施した。 (主な取組実績) ① 労働者派遣契約の包括化（平成 30(2018)年度）：ニーズに応じた派遣職員が安定的に共有される仕組みの導入とともに、労働者派遣契約の入札件数の大幅減により入札事務を軽減した。 ② 外国人研究者招へい事業に係る国際航空券手配の包括化（平成 30(2018)年度）：発注先を一本化し、発券手数料を定額化することにより年間約 600 万円（推定額）の節減につながった。 ③ 学術システム研究センター開催会議のペーパーレス化の促進（令和元(2019)年度）：会議室フロアの無線アクセスポイントや有線 LAN の増設の調達により紙代、コピー台の経費削減とともに、印刷に係る業務負担の軽減、紙資料の保管場所スペースの有効活用につながった。 ④ 本会ウェブサイトの運用・更新、コンテンツ管理業務に係る委託業務の見直し（令和元(2019)年度）：常時 2 名の作業員の確保（繁忙期には増員可能）が可能となり、本会職員が作業管理業務に専念することができるようになったことで、ウェブサイトの運用・更新、コンテンツ管理業務を安定的に運用できるようになった。 ⑤ 外国人研究者招へい事業に係る国際航空券手配の包括契約の複数年度化（令和 2(2020)年度）：複数年度契約化（最長 3 年間）により、契約単価が下がり、年間約 80 万円（推定額）の経費節減と入札事務の軽減につながった。 ⑥ コピー用紙の共同調達開始（令和 2(2020)年度）：日本芸術文化振興会他 3 機関との共同調達を実施した。共同調達の結果、最も発注数量が多い A4 サイズの単価が下がったため、前回本会が単独で実施した調達より安く調達できることとなり、約 5 万円（推定額）の経費節減と入札事務の軽減につながった。 ⑦ FAX 回線契約の見直し（令和 3(2021)年度）：各フロア 1 台に整理した結果、8 回線を解約し、年間基本料約 24 万円（推定額）の経費節減を図ることができた。 ⑧ 自動車借上げ及び運行管理業務の契約の複数年度化（令和 3(2021)年度）：複数年度化により、約 390 万円（推定額）の経費節減と入札事務の軽減につながった。 ⑨ 携帯電話等のレンタル契約の複数年度化（令和 4(2022)年度）：レンタル契約期間を単年から 2 年に契約期間を延ばし、単年契約時より契約単価について約 2 割の効率化が図られた。 ⑩ 省エネ性能の高い冷蔵庫への更新（令和 4(2022)年度）：社会情勢から入							

居するビルの電気料金が改定されたため、消費電力を考慮し、現有品より省エネ性能が高い冷蔵庫への更新を行い、電気使用量の節減を図っている。

なお、中長期的に更改が見込まれているデータベース・システムについては、システムの最適化に向けた検討に継続して取り組んだ。平成 30(2018)年度にはコンサルタント業者へのシステム最適化計画案策定支援業務の委託について仕様書の検討に着手し、令和元(2019)年度には当該システムと関連システムの開発・運用を行っている業者による現状分析を実施した。令和 2(2020)年度にはコンサルタント業者へ過去事例のヒアリングを行い、最適化計画の方向性について検討を行いつつ、委託業務の仕様書の作成を進めた。令和 3(2021)年度には入札不調に終わったものの、最適化計画案策定支援業務の調達を実施するとともに、現行システムにおいて使用されている極端に古い開発言語の改修作業に着手した。令和 4(2022)年度には置換したソースコードに対する性能評価の基準策定及び策定した基準に基づく性能評価の結果を踏まえ、最適化計画の進め方と現行システムのレガシー化解消のための古い開発言語からの脱却に向けた検討会を実施し、検討結果を踏まえた最適化計画検討支援業務の調達を行うための準備を行った。

2. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

履行できる者が一者しかいないとして随意契約するものについて、他に競争参加者がいないことを確認し、随意契約の透明性を高めるための手続きである「随意契約事前確認公募」を、平成 30(2018)年度に試行的に開始した。令和元(2019)年度に本公募手続きの運用上の詳細な手続き等に係る「随意契約事前確認公募実施要領」(理事長裁定)を整備し、各年度の調達において本公募手続きを積極的に実施した。

また、競争性のない随意契約の締結にあたっては、各年度の調達において契約を締結する都度、総務担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検証・検討チーム」により会計規程に照らしその妥当性を確認した。

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

平成 30(2018)年度に「契約・資産管理手続きに関するマニュアル」の作成及び当マニュアルに係る e ラーニングを開始した。毎年マニュアル及び e ラーニングの問題を更新し、令和 2(2020)年度からは受講者へのアンケートを追加し、アンケートによるフィードバックを活用した更新を行った。

また、会計課調達担当の職員に対して「物品等調達事務に従事する者の留意事項」を毎年配布し、令和 3(2021)年度から公正取引委員会が提供している入札談合等関与行為防止法に係る研修用動画の視聴を開始することにより職員の意識向上や、不正の発生の未然防止に努めた。

さらに、令和元(2019)年度に金券等の利用取扱基準を改正し、各課で保管している使用見込みのない金券等を出納役に返却する規定を新たに整備するとともに、令和元(2019)年度より金券等の管理に係る実地検査の実施を開始し

	た。毎年度検査を行うことにより、職員に対し、使用が見込まれない金券を長期手許保管しないことや、施錠できる場所に保管すること等、金券等の管理に関する意識の向上をはかり、不正の発生の未然防止に努めた。 (3) 適切な予定価格の設定及び情報システム調達の仕様書案の検証について 情報システム等の開発、改修、保守・運用に係る契約については、毎年の調達において、全件 CIO（情報化統括責任者）補佐官による目的・使途と仕様の審査を行い予定価格に反映させた。また、それ以外の調達案件にあっても過去の実績を参照する他、積極的に他の独立行政法人、国立大学法人等の納入実績を照会し、それを参考にした。 また、令和3（2021）年度から情報セキュリティやサプライチェーンリスク等に留意が必要な調達案件について、仕様書作成過程において CIO 補佐官の検証を受け、確認事項を仕様書に反映させる取組を開始した。			
	<主要な業務実績> ■情報インフラの整備 (1) 業務システムの開発・改善 ・振興会ネットワークの負荷状態を視覚的にモニタリングできるように改善を行った。 ・各会議室に Web 会議用の有線ネットワークを整備した。 ・業務システム保守業者が外部から振興会ネットワークへリモート接続する場合の接続方法の見直しを行い、セキュリティをより強固なものにした。 (2) 情報管理システムの活用推進 ・情報システム管理台帳及び端末管理台帳を整備し、振興会内の情報システムの一元的な管理を行った。 (3) 情報共有化システムの整備 ・グループウェア内の掲示板及びポータルページ活用を促進し、必要な情報を振興会全体で共有できるようにした。 ・情報共有を効率化するため、役職員に対してチャットツールを整備した。 ・Web 会議システムの利用促進に資するよう Web 会議ライセンスを追加した。 ■業務運営の配慮事項 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、自宅から職場環境へリモート接続して在宅勤務が円滑に行える環境を維持し、研究者等へのサービス低下を招かないよう配慮した。 ・令和2（2020）年度、研究者等の事務負担を軽減するため、押印廃止や電子媒体による各種書類の受付等の推進、また、振興会から発出する文書についても原則として押印を廃止し、業務の効率化を図った。	4 業務システムの合理化・効率化 補助評価：b <補助評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから、評価を b とする。 ・振興会ネットワークの整備や見直し、セキュリティ強化のための対策を行った。 ・振興会内の情報システムの一元的な管理を行った。 ・グループウェアの利活用促進、チャットツールの導入、Web 会議システムのライセンスを追加するなどの対応を行った。 ・在宅勤務が円滑に行える環境を維持し、研究者等へのサービス低下を招かないよう配慮した。 ・令和2（2020）年度には、押印廃止や電子媒体による各種書類の受付等を推進し、研究者等の負担軽減及び振興会業務の効率化を図った。 <課題と対応> —	4 業務システムの合理化・効率化 補助評価：b <補助評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評価を b とする。 ・自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・振興会の情報インフラが整備され、新たな情報システムを活用した会議開催等、在宅勤務環境の整備などが適切に進められている。 <今後の課題> — <その他事項> —	4 業務システムの合理化・効率化 補助評価：b <補助評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから評価を b とする。 ・自己点検評価に記載の内容で示された通り、中期計画通り概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ・振興会の情報インフラが整備され、新たな情報システムを活用した会議開催等、在宅勤務環境の整備などが適切に進められている。 <今後の課題> コロナ禍により導入が加速されたオンライン会議やリモートワークであるが、その長所を最大限に活かす業務体制を検討してほしい。 <その他事項> —

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項 1 予算、収支計画及び資金計画 2 短期借入金の限度額 3 重要な財産の処分等に関する計画 4 剰余金の使途		
	当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
	中期目標・中期計画				
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		外部評価委員による評価	
		業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
		<主要な業務実績>	<自己評価> 評価：B <評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評価をBとする。 ・中期目標期間における総利益の発生要因は、予算配分時に予見できなかった執行残額等。利益剰余金については、発生要因を的確に把握。実物資産の保有については、必要最低限。金融資産については、管理状況、資産規模ともに適切であり、保有目的は明確。以上から、計画通り着実に実施しており、効率的な業務運営がなされていると評価できる。 <課題と対応> ・引き続き予算の効率的な執行に努め、適切な決算処理手続きを遂行す	評価	B
				<評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評価をBとする。 <今後の課題> — <その他事項> —	<評価に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評価をBとする。 <今後の課題> — <その他事項> —

<主要な業務実績>

平成 30(2018)～令和 4(2022)年度収支計画

(単位：百万円)

	中期計画額	計画額 (*)	実績額 (*)	差引増減額
経常費用	1,293,726	1,335,274	1,300,564	△34,710
経常収益	1,293,695	1,335,243	1,305,831	△29,412
臨時損失	—	—	544	544
臨時利益	—	—	554	554
純損失	31	31	—	△31
純利益	—	—	5,277	5,277
前中期目標期間繰 越積立金取崩額	31	31	87	56
総利益	—	—	5,364	5,364

* 計画額及び実績額は、平成 30(2018)～令和 4(2022)年度までの計画額の合計である。
※単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

【財務状況】

■中期目標期間における総利益

・5,364 百万円

■中期目標期間における総利益の発生要因

・中期目標期間における総利益については、予算配分時に予見できなかった執行残額等であり、経営努力による利益ではないため、目的積立金の申請は行わない。

■利益剰余金

平成 30(2018)年度 155 百万円

令和元(2019)年度 598 百万円

令和 2(2020)年度 1,317 百万円

令和 3(2021)年度 2,140 百万円

令和 4(2022)年度 5,364 百万円

■繰越欠損金

・該当なし。

■溜まり金

・精査した結果、該当なし。

【実物資産】

■保有状況

実物資産の名称と内容、規模

る。

1 予算、収支計画及び資金計画

補助評定：b

<補助評定に至った理由>

中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通りに実績を上げたことから、評定を b とする。

・中期目標期間における総利益の発生要因は、予算配分時に予見できなかった執行残額等であり、決算処理手続きにおいて利益と整理しているもの。このため法人運営において事業の実施に影響を及ぼさないと認識している。

・利益剰余金についても、発生要因を的確に把握している。

・実物資産の保有については、必要最低限である。

・金融資産については、管理状況、資産規模ともに適切であり、保有目的も明確である。

<課題と対応>

・引き続き予算の効率的な執行に努め、適切な決算処理手続きを遂行する。

1 予算、収支計画及び資金計画

補助評定：b

<補助評定に至った理由>

中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定を b とする。

<今後の課題>

—

<その他事項>

—

1 予算、収支計画及び資金計画

補助評定：b

<補助評定に至った理由>

中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定を b とする。

<今後の課題>

—

<その他事項>

—

平成 30(2018)年度 車両：計 5 台（5 カ所の海外研究連絡センターにて保有）
 令和元(2019)年度 車両：計 5 台（5 カ所の海外研究連絡センターにて保有）
 令和 2(2020)年度 車両：計 4 台（4 カ所の海外研究連絡センターにて保有）
 令和 3(2021)年度 車両：計 4 台（4 カ所の海外研究連絡センターにて保有）
 令和 4(2022)年度 車両：計 4 台（4 カ所の海外研究連絡センターにて保有）
 ※振興会本部が所有する車両（公用車）はない。

【金融資産】

■保有状況

①金融資産の名称と内容、規模

(単位：億円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
現金及び預金	964	1,003	1,070
うち定期預金	50	222	100
投資有価証券(10 年もの 国債)	2 (1 億円×2)	—	—

	令和 3 年度	令和 4 年度
現金及び預金	1,225	2,906
うち定期預金	200	270
投資有価証券	—	—

②保有の必要性（事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性）

（学術研究助成業務勘定）

・学術研究助成基金から交付する助成金の支払計画を踏まえ、支払い時期が到来するまでの間に資金を運用し、生じた利子（利息の受取実績額：17 百万円）を基金に充てることにより、有効に管理している。
 ・保有方法については、日本学術振興会法附則第二条の二第 3 項に基づき、独立行政法人通則法第四十七条に規定する金融機関への預金により保有しており、その管理は適切である。

（地域中核研究大学等強化促進業務勘定）

・地域中核研究大学等強化促進業務勘定は令和 4 年度より新たに設けられた勘定であり、地域中核研究大学等強化促進基金から交付する助成金の支払計画を踏まえ、支払い時期が到来するまでの間に資金を運用し、生じた利子を基金に充てることにより有効に管理することとしています。
 ・保有方法については、日本学術振興会法附則第二条の二第 3 項に基づき、独立行政法人通則法第四十七条に規定する金融機関への預金により保有しており、その管理は適切である。

■資金の運用体制の整備状況

・基金の運用責任者は理事長であり、運用業務は総務部長が行い、運用業務に係る事務は会計課長が行うことが基金管理委員会規程等で定められており、適切な運用体制を構築している。

	・監事及び外部監査人による監査を受け適正である旨の報告を受けている。 ■資金の運用に関する法人の責任の分析状況 ・上記運用体制から、責任は明確になっている。 ■貸付金・未収金等の債権と回収の実績 ・未収金の主なものは、科学研究費補助金等の繰越しに伴う国庫返納のため、各年度に補助金等の交付を受けた大学等に対し期限を定め返還を求めた。これらについては、それぞれ令和元(2019)年5月8日、令和2(2020)年5月15日、令和3(2021)年4月23日、令和4(2022)年4月28日、令和5(2023)年4月21日までに全額の回収を終了した。 ■回収計画の有無とその内容（無い場合は、その理由） ・科学研究費補助金等の繰越しに係る、大学等から振興会への返還額の回収については、返還の期限を定めるなど計画的に実施した。 【知的財産等】 ■保有の有無及びその保有の必要性の検討状況 ・該当なし。 ■知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況 ・該当なし。 ■出願に関する方針の有無 ・該当なし。 ■出願の是非を審査する体制整備状況 ・該当なし。 ■活用に関する方針・目標の有無 ・該当なし。 ■知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況 ・該当なし。 ■実施許諾に至っていない知的財産について、 ① 原因・理由、② 実施許諾の可能性、 ③ 維持経費等を踏まえた保有の必要性、 ④ 保有の見直しの検討・取組状況、 ⑤ 活用を推進するための取組 ・該当なし。			
	<主要な業務実績> 平成30(2018)～令和4(2022)年度において、運営費交付金の受入に遅延は生じず、短期	2 短期借入金の限度額 補助評定：－	2 短期借入金の限度額 補助評定：－	2 短期借入金の限度額 補助評定：－

		借入金の実績はない。			
		＜主要な業務実績＞ 平成 30(2018)～令和 4(2022)年度において、重要な財産を処分する計画はなく、実績についても該当なし。	3 重要な財産の処分等に関する計画 補助評定：－	3 重要な財産の処分等に関する計画 補助評定：－	3 重要な財産の処分等に関する計画 補助評定：－
		＜主要な業務実績＞ 平成 30(2018)～令和 4(2022)年度において剰余金の使用実績は無い。	4 剰余金の使途 補助評定：－	4 剰余金の使途 補助評定：－	4 剰余金の使途 補助評定：－

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の充実・強化 2 情報セキュリティの確保 3 施設・設備 4 人事 5 中期目標期間を超える債務負担 6 積立金の使途		
	当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間 最終年度値	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標・中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			外部評価委員による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	＜主要な業務実績＞	＜自己評価＞ 評価：B ＜評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから、評価をBとする。 ・内部統制の充実・強化、情報セキュリティの確保、 人事、 積立金の使途のいずれの事項についても、計画通り着実に実施される見込みであり、適切な業務運営がなされていると評価できる。 ＜課題と対応＞ ・中期計画通り実施しており、今後も内部統制の充実・強化、情報セキュリティの確保、職員の育成・充実に努め、これらの取組を通して適切	評価 B ＜評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると言えることから、評価をBとする。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —	評価 B ＜評価に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていいると言えることから評価をBとする。 ＜今後の課題＞ よりいっそう、適切な業務運営を確保してほしい。 ＜その他事項＞ —		

			な業務運営を確保する。		
		<主要な業務実績> 【統制環境】 - 適切な業務運営を図るため、内部統制に関する規程を整備し運用している。 - 初任者を対象に、コンプライアンス研修を行うとともに、次年度の新規採用予定者を対象にビジネスマナーとともに組織における仕事の進め方や法令遵守等基礎的な内部統制に関する研修を行っている。 - 内部統制の推進のため、定期的に、法人文書管理に関する研修及び契約・資産管理手続きに関するコンプライアンス研修を e-learning 形式で実施した。 - 役職員倫理規程、独立行政法人日本学術振興会行動規範を内部 HP に掲載し、役職員に周知している。 - 役職員の法令等違反行為に関する内部通報窓口、外部通報窓口を設けている。外部通報窓口については外部 HP で周知するなど、法令等違反行為を早期に発見・対応する体制を整備している。 - 役員会、月曜会等、役員と幹部職員が重要事項を審議したり、情報交換したりする会議を定期的に開催し、理事長の指示が全職員に伝達できる体制を整備し、その資料は全職員が閲覧可能とする等効率的に業務運営している。 【リスクの評価と対応】 - 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、緊急事態宣言等の措置等を踏まえ、リスクの評価と対応について検討を重ね、令和3(2021)年度には「新型コロナウイルス感染症に関する対応ガイドライン」を取りまとめて、その後も状況を注視し改正を行っている。 - 感染拡大防止への対応として、機密性を保持しつつ在宅勤務を実施するためのシステム環境の整備を実施している。令和3(2021)年度には、職員の感染リスク低減と業務の安定的運営のため、他の文部科学省文教団体と連携し、職員とその家族を対象とした職域接種を実施した。 - 監事及び外部有識者から成る契約監視委員会を毎年度2回開催した。 【モニタリング】 - 監査・研究公正室による内部監査、監事による監事監査、会計監査人による法定監査を以下の通り行った。 ■監査・研究公正室による内部監査 ・毎年度、内部監査計画書に基づき、内部統制の整備及び運用状況について監査を実施。 ■監事による監事監査 ・毎年度、監事監査計画書に基づき、業務運営、予算・決算及び組織・人員に対して、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているか等の監査を実施。内部監査部門である監査・研究公正室及び会計監査人と連携し、財務諸表及び決算報告等にかかる監事監査を実施。 ■会計監査人による法定監査 ・毎年度、会計監査人による監査計画概要書に基づき内部統制の有効性に係る評価を受けた。	1 内部統制の充実・強化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから、評定をbとする。 - 研修を通して内部統制に関する職員の理解を深めるとともに、内部通報窓口、外部通報窓口の設置等により、業務運営上のリスクの把握と対応を迅速に行う体制を整備、運用している。 - 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、緊急事態宣言等の措置等を踏まえ、リスク評価と対応について協議し、「新型コロナウイルス感染症に関する対応ガイドライン」を取りまとめるとともに、業務の継続と職員の感染拡大防止のため職域接種を行う等、措置を講じている。 - 役員会、月曜会等の機会を通して理事長の指示が全役職員に伝達される体制が整備され、効率的に運用されている。 - 役職員倫理規程と行動規範を役職員に周知し、法令遵守に対する意識向上を図った。 - 内部監査、監事監査、会計監査人による法定監査を実施し、内部統制の仕組みが適切に運用されているか点検・検証を行ったことから、中期計画通り着実に業務を実施することが見込まれる。 ・内部監査、監事監査、会計監査人による法定監査を実施し、内部統制の仕組みが適切に運用されているか点検・検証を行っていることから、	1 内部統制の充実・強化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 研修などを通して、内部統制に関する体制の強化が適切に図られている。 <今後の課題> — <その他事項> —	1 内部統制の充実・強化 補助評定：b <補助評定に至った理由> 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 - 研修などを通して、内部統制に関する体制の強化が適切に図られている。 <今後の課題> - リスクをどう評価してどう対応するか、今回の新型コロナウイルス感染症のもとの経験を今後に生かしてほしい。 <その他事項> —

			中期計画通り着実に業務を実施することが見込まれる。 ＜課題と対応＞ ・中期計画通り実施しており、今後も統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリングをバランスよく継続することにより、内部統制の充実・強化を図る。		
		＜主要な業務実績＞ ・「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」と照らし合わせて、情報セキュリティ・ポリシーや手順書等について必要な改正を行った。 ・振興会の保有する情報システムについて、外部の専門業者によるセキュリティ監査（「ポリシー準拠性監査」を含む。）を実施し、その結果をもとに対策を講じた。 ・新規採用の職員等に Learning Management System（LMS）で情報セキュリティ研修を受講するように義務付けた。 ・情報セキュリティ・ポリシーの遵守状況を確認するため、全職員を対象とした自己点検を実施した。 ・情報システム・機器・役務等、調達の業務フローの見直しを行い、情報システム等の調達仕様については情報部門が全て確認、合議を行った。 ・CISO 補佐官業務については、外部の専門家に業務を委託した。また CISO 補佐官の助言に基づき、情報セキュリティ研修資料の更新を行った。 ・標的型攻撃メール訓練とフォローアップのための e ラーニング講座を実施するなど、振興会の情報セキュリティ対策の強化に資する取組を行った。 ・情報システムの運用継続計画（BCP）について見直しを行うとともに、BCP に基づきシステムの運用を行った。	2 情報セキュリティの確保 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていることから、評定を b とする。 ・「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」と照らし合わせて、情報セキュリティ・ポリシーや手順書等について必要な改正を行った。 ・外部の専門業者によるセキュリティ監査を実施し、その結果をもとに対策を講じた。 ・標的型攻撃メール訓練とフォローアップのための e ラーニング講座を実施した。 ＜課題と対応＞ —	2 情報セキュリティの確保 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定を b とする。 ・外部の専門業者によるセキュリティ監査を実施して必要な対策を講じるなど、セキュリティ対策が強化されていると判断する。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・情報セキュリティの重要性が増しており、その強化のためによりいっそうの努力が求められる。 ＜その他事項＞ —	2 情報セキュリティの確保 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目標を達成する実績を上げていると言えることから評定を b とする。 ・外部の専門業者によるセキュリティ監査を実施して必要な対策を講じるなど、セキュリティ対策が強化されていると判断する。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ・情報セキュリティの重要性が増しており、その強化のためによりいっそうの努力が求められる。 ＜その他事項＞ —
		＜主要な業務実績＞ 施設・設備に関する計画はない。	3 施設・設備に関する計画 補助評定：—	3 施設・設備に関する計画 補助評定：—	3 施設・設備に関する計画 補助評定：—
		＜主要な業務実績＞ 振興会業務を実施するための人材確保、人員配置、処遇、職場環境、人事評価など振興会全体の人事機能を担う組織として、令和 4(2022)年 4 月 1 日付けで新たに人事企画課を設置した。	4 人事に関する計画 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中期計画通り、中	4 人事に関する計画 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、中期計画通り、中期目	4 人事に関する計画 補助評定：a ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下記の理由により、中

	【人事管理方針】 ・我が国の学術振興を担う唯一の資金配分機関として、学術の振興を図る目的を達成するための人材を常に確保していく必要がある。こうした人材の確保・配置及び育成を振興会の環境の変化に適切に応えつつ、計画的かつ公平・公正に実施していくため、毎年人事管理方針を策定した。 ・令和4(2022)年度からは、振興会業務が適切に実施される体制を整備することを目的として、全課室長を対象に人事企画課との意見交換を個別に実施し、各課室の業務や職員の状況把握に努め、人員配置を検討する際の参考とした。 【人事評価】 ・〈役員〉 理事長が文部科学大臣の行う業績評価の結果を勘案し、期末手当の額を100分の80以上100分の110以下の範囲内で増減できることとしている。 ・〈職員〉 複数の評定者による客観的かつ公平な勤務評定を行い、職員の勤務実績等の評価結果を勤勉手当や人事配置等へ具体的に反映した。 【質の高い人材の確保】 〈人事交流〉 ① 他機関からの受入 ・大学等学術研究機関の研究者を支援するに当たっては、当該機関における業務経験を持つ人材を活用することが業務の効率的・効率的な運営上有益であることから、国立大学法人等から出向者を人事交流により受け入れ、適切な人事配置を行った。 ◇国立大学からの出向者数 <table> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr> <tr> <td>77名</td><td>67名</td><td>56名</td><td>45名</td><td>45名</td></tr> </table> ・これらの者に振興会の業務を経験させることにより研究助成や国際交流等の経験を積ませ、将来、国立大学等において業務を行うための有益なスキルを身につけさせる等、育成することができた。 ② 他機関への出向 ・振興会プロパー職員の育成と業務水準の向上を目的とし、文部科学省や国立大学法人等と連携し、振興会プロパー職員の出向機会を確保した。 ・令和4(2022)年度から、出向中のプロパー職員と人事企画課とで個別面談等を実施し、各職員が出向先で健康の不安なく勤務できているか確認を行うとともに、出向の成果としての業務能力の伸長を窺い、また、他機関での業務経験に基づく情報交換を行った。 〈国際学術交流研修〉 ・国私立大学の職員を研修として受入れ、高度な国際実務能力と国際交流に関する幅広い見識を有する大学職員の養成を図った。 〈新規採用〉 ・質の高い人材確保に向けて、振興会での業務の魅力を伝えるため、座談会やインタビューを含む職員募集ウェブサイトの更新、職員募集リーフレットの作成を行ったほか、	H30	R1	R2	R3	R4	77名	67名	56名	45名	45名	期目標を達成する実績を上げていることから、評定をbとする。 ・今後の交流人事のあり方や、職員の育成についての方策について検討し、限られた人員で事業効果の最大化を図れるよう体制を整備する方針を毎年策定している。 ・職員の勤務評定については、勤務実績等の評価結果を職員の処遇に適切に反映させ、勤務評定の実効性を上げるとともに複数の評定者が関わることで、客観的かつ公平な実施を行っている。 ・国立大学等における豊富な事務経験を有する人材や有望な新規職員を確保に努め、その経験を活かせる部署に配置し、業務を効率的・効果的かつ機動的に実施できるようにしている。 ＜課題と対応＞ ・引き続き人事評定を反映させた人事配置に努める等の取組をすることにより、職員の育成・充実を図っていく。	標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 ・限られた人員で事業効果の最大化を図るための体制整備方針を定めたほか、職員の資質向上の方策が実施されている。 ＜今後の課題＞ ・国立大学法人等からの出向者が減少の一途をたどっている。大学改革などへの対応のために業務量が増え、人材育成を目的とした人事交流の余裕がなくなってきたと見られる。人事交流の停滞は、振興会と大学の双方にとって好ましいことではなく、人材の質と量の両面での対応を考えてほしい。 ＜その他事項＞ —	期計画を上回って履行し、最終的には中期目標を上回る実績を上げていると言えることから評定をaとする。 ・この5年の間において業務量が年々増加している中で、令和4年4月に人事企画課を新設し、振興会内の業務と人員体制の現状把握・分析に取り組み、人事機能強化を図るための各種改革に着手し始めたことは大きな一歩であり、高く評価できる。特に、優秀な職員の確保に向けた積極的な採用活動、職員による高度な専門性獲得を可能とする各種研修の整備、振興会職員の働きやすさ向上に資する人事関係制度の整備に見られる振興会の取組姿勢は、今後の職能の多様化を見据えた前進と評価できる。 ・大学院博士課程修了者までもターゲットとした優秀な人材確保を狙って、インターンシップや大学と連携しての採用説明会の開催に乗り出し、また、インターネットを通じた広報にも力を入れている。優秀な職員の確保は振興会組織の発展に不可欠であり、振興会ではこうした採用活動を積極的に進めている。この取組は、博士課程修了者のキャリアパスの多様化の面でも重要であり、成果を期待したい。 ・今後の学術振興において研究の国際化が一層求められていくのと同じように、
H30	R1	R2	R3	R4										
77名	67名	56名	45名	45名										

	令和4年度は新たにインターンシップの実施、大学の就職支援部門との新たな連携構築を基にした大学主催の採用説明会への積極的参加等の取り組みを行った。 ・振興会業務の特性を踏まえ、優秀な大学院博士課程修了者を積極的に採用し活用すべく、<u>博士課程修了者における本会職員採用試験の受験要件の緩和を検討し(令和5(2023)年度職員採用試験から受験資格を拡大)</u>、また、博士課程学生や博士課程修了者を対象とした就職支援サイト等の効果的な利用をはじめ広報活動に注力した。 【職員の研修】 ・職員の専門性及び意識の向上を図るため、国内及び国外における各種研修等を実施した。 (受講が必須な研修) ・<u>初任者研修(利便性向上のため、令和4(2022)年度にオンライン化。)</u> ・<u>内定者研修(令和4(2022)年度にリニューアルし、内容を充実。)</u> ・<u>新人職員フォローアップ研修(令和4(2022)年度に新設)</u> ・情報セキュリティ研修 ・契約・資産管理手続き担当者のコンプライアンス研修 ・<u>職員の心身の健康の保持増進活動に取り組むための研修：メンタルヘルス研修(セルフケア研修とラインケア研修の二種目構成として新たに導入)、管理職のためのメンタルヘルスマネジメント研修、ハラスメント防止研修、ハラスメント相談員研修(ハラスメント相談員は受講必須)</u> (任意の研修) ・英語力の向上を目的とした新任職員語学研修 ・スキルアップ研修：職務能力向上のための自己啓発研修 ・その他外部研修：放送大学を活用した科目の履修、財務省主催の会計事務職員研修等 ・その他、<u>職員が若手段階においてより積極的に海外で研鑽する機会を用意し、本会の国際業務の中核となる人材の育成を目指して、令和4(2022)年度に以下の研修制度の整備を行った。(令和5(2023)年から派遣予定。)</u> <u>海外研修：</u> 職員自らの企画立案をベースに、海外の研究機関にて本会業務に関連した研究に従事する、あるいは、海外の研究助成機関にてインターン等に従事するもの。 <u>海外研究連絡センター実務研修：</u> 振興会の海外研究連絡センターにて実務に従事しつつ、現地の語学学校等にて語学力の向上を図るもの。 【その他】 振興会の職員全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、令和4年度に人事関係制度の整備・検討を行った。 ・心身のリフレッシュを図る新しい特別休暇の導入に向けた検討及び準備 ・有期雇用職員の特別休暇と産前産後休暇の改善に向けた検討及び準備 ・<u>メンター制度の本運用を開始</u> ・在宅勤務に関するルール制定に向けた検討及び準備 ・<u>ハラスメント会外相談窓口の設置に向けた検討及び準備</u>		振興会職員にも業務の国際化に対応できる資質の向上が求められる。振興会ではこのことを踏まえ、職員自ら企画立案し海外の研究機関にて研究に従事する、あるいは海外の研究助成機関においてインターン等に従事する海外研修、振興会の海外研究連絡センターにおいて実務に従事する海外研究連絡センター実務研修の二つの研修制度の整備を行っている。 ・新型コロナウイルスの影響が広がるなかで、その対応のために職員には相当の負担がかかったと思われるが、滞りなく業務が遂行されたことに、敬意を表したい。そうした緊急時対応に限られるものではないが、職員全員が働きやすい環境を整備することが組織として求められている。この点振興会では、テレワークなど在宅勤務に関するルールを整備するとともに、若手職員の職場環境への円滑な適応のためのメンター制度の導入や、会内での相談窓口に加えて新たに外部のハラスメント相談窓口の設置の準備を行うなど、各種改革に積極的に着手している。 <今後の課題> ・国立大学法人等からの出向者が減少の一途をたどっている。大学改革などへの対応のために業務量が増え、人材育成を目的と

					した人事交流の余裕がなく なっていると思われる。 人事交流の停滞は、振興 会と大学の双方にとって好 ましいことではなく、人材 の質と量の両面での対応を 考えてほしい。 ＜その他事項＞ ・新型コロナウイルス感染 症への対応は、緊急時対応 でありながら、思いがけず 長期化することになった。 職員に過度の負担をかける ことは本来望ましいことで はないので、こうした事態 への対応について、今回の 経験を今後に活かすことを 考えてほしい。 ・振興会は、他機関からの 出向者が多く、さまざまな 知見や経験の交流の場とな っていることが強みでもあ るが、半面、そうした知見や 経験の蓄積という意味では 弱みとなる面もある。振興 会が果たすべき役割が今後 さらに大きくなっていくこ とを考えれば、知見や経験 が最大限に活かされるよ う、プロパー職員を増やし ていくことが重要ではない だろうか。
		＜主要な業務実績＞ ・中期目標期間を超える債務負担はない。	5 中期目標期間を超える債務負担 補助評定：－	5 中期目標期間を超える 債務負担 補助評定：－	5 中期目標期間を超える 債務負担 補助評定：－
		＜主要な業務実績＞ ・前中期目標期間最終年度における積立金残高 960,975,378 円のうち、今中期目標期間の業務財源として繰越承認を受けた額は 87,464,077 円である。これらは、海外研究連絡センターに係る前払費用等であり、平成 30(2018)年度に 85,421,135 円、令和元年度に 2,019,505 円、令和 2(2020)年度に 23,437 円が取り崩され取崩しが完了しており、	6 積立金の使途 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況については、下 記の理由により、中期計画通り、中	6 積立金の使途 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況につい ては、中期計画通り、中期目	6 積立金の使途 補助評定：b ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画の実施状況につい ては、中期計画通り、中期目

		令和 3 (2021) 年度以降の実績はない。	期目標を達成する実績を上げていることから、評定をbとする。 ・前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、日本学術振興会法に定める業務の財源に充てており、中期計画通り着実に業務を実施している。 <課題と対応> —	標に向かって順調に実績を上げていると見込まれることから、評定をbとする。 <今後の課題> — <その他事項> —	標を達成する実績を上げていると言えることから評定をbとする。 <今後の課題> — <その他事項> —

4. その他参考情報

令和 5 年 6 月 30 日

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛 殿

独立行政法人日本学術振興会
監事
小長谷 有紀
監事（非常勤）
西島 和三

令和 4 年度監事監査報告

独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）の令和 4 年度における業務執行状況および会計経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項および独立行政法人日本学術振興会に関する省令第 1 条の 2 に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

I 監査の方法およびその内容

令和 4 年 9 月 9 日付で提出した監査計画に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら情報の収集に努め、令和 4 年度における学振の業務執行、会計経理ならびに重点監査項目について、以下のとおり監査を実施した。

業務執行については、通常通り、役員会、評議員会を始めとする重要な会議に出席し、学振の意思決定プロセスを監視した。とりわけ、規定などの重要な規則の改正等においてその内容を監視し、必要に応じて理事長に改善案を具申した。また、総務・経営企画等の管理部門全般、国際事業、人材育成事業、研究助成事業など部門ごとにヒアリングを実施した。さらに、さまざまな審査の場に陪席し、適切な会議運営が実施されているかを監視した。

会計経理については、予算執行について適宜報告を受け、適正な執行が行われたかどうかを監査した。また、令和 5 年 4 月（電子メールによる会議方式）および 5 月に計 2 回開催された契約監視委員会を主催し、令和 4 年度において学振が発注した物品・役務等に係る契約の適正さについて事後点検を行った。

令和 4 年度の重点項目としては「振興会における情報システムならびに情報分析」と「振興会における広報」の 2 つを設定していた。前者については、長年にわたって指摘されてきたシステムの移行に係る業務を監視するとともに、情報分析についてヒアリングを実施し、課題を明示した。後者については、諸活動のうち「研究公正」及び「男女共同参画」に積極的に関与した。

Ⅱ 監査の結果

1. 業務執行について

(1) 法令等に従った業務執行および中期目標達成に向けての実施状況

【総括的監査意見】

役員会、評議員会を始めとする主要な会議に出席し、学振全体の運営および各事業部の業務執行状況を恒常的に確認した。運営および業務は、学振の設置目的および法令等の定めに従って適切に執行されており、中期目標が着実に達成されたと評価される。また、本年度は第5期中期目標中期計画の提出にあたり、新たにブレインストーミングの場として役員懇談会が設置されるなど、学振全体を通じて意思疎通が試みられたことは評価される。

特筆すべきこととして、以下の3点が挙げられる。

【若手研究者の研究環境向上について】

令和5年1月に公募開始した「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」は学術システム研究センターでのこれまでの議論を生かした制度であり、学振が研究者の立場に沿って提案を成し得た好例である。また、海外特別研究員の円安対策として令和4年12月に救済的一時金の支給に踏み切った。このように若手研究者の現況について恒常的に配慮し、研究環境の向上に努めてきたことは大いに評価されるべきである。

【男女共同参画の取り組み】

学界におけるジェンダーバランスをめぐる課題は国際的に比較して速やかに解決しなければならない重要案件であるなか、学振では引き続き学術システム研究センター研究員の女性割合を向上することができた。また、特別研究員及び海外特別研究員が出産を理由に研究の中断を余儀なくされる場合に支援金を支給するよう制度を改善した。さらに、顕彰活動（育志賞）に関して女性の推薦を増やすべく制度改善を決定したことも、学界に対して学振のメッセージとなり大いに寄与するものと判断される。

【新規業務への対応について】

これまでの大学研究支援に加えて、新たに経営面での支援を念頭においた「地域中核・特色ある研究大学等強化促進事業」(1,498億円規模)を受託することとなり、それに伴う組織整備などを着実に進めたことは特筆に値する。

(2) 組織・体制について

第4期中期目標期間の最終年度内に人事企画課において、プロパー人材を育成する環境が整備され、定年年齢の段階的引上げ、特別休暇制度の充実、在宅勤務に関するルール確立、ハラスメント防止に関する規程の改訂などが実現された。こうした整備は適切に運営されており、現時点で問題は認められない。

- (3) 役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実の有無
役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められない。

2. 会計経理について

- (1) 執行、現金等の出納ならびに保管、財務諸表および決算報告ならびに事業報告書
会計経理の執行については、法令および独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、学術研究助成業務勘定、地域中核研究大学等強化促進業務勘定の財務諸表および決算報告書は、帳簿および証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。また、法定監査を行う会計監査人より、監査の結果、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けた。

- (2) 契約の締結および執行

随意契約の事前確認公募への移行、一者応札を回避するための告知、一者応札だった場合の調査検討など、公正な執行に努めていることを確認した。

- (3) 資産の取得、管理および処分

学振本部において定期的に実査が行われていることを確認した。また、海外研究連絡センターについては新型コロナウイルス感染症の一応の収束を見据えて、ストックホルムとカイロの現地訪問をそれぞれ実施した。前者については監事自ら訪問したことが現場から高く評価されたため、今後とも引き続き監事等による訪問が肝要であろう。

3. 重点監査項目について

- (1) 振興会における情報システムならびに情報分析について

旧来のプログラムの移行（マイグレーション）を進めてきたが、昨年度末に業者の側の人手不足ゆえに発注することができず、本年度にずれ込んだところ、業務基盤システムの更新と重なり、機器更新を優先せざるを得なかったため、マイグレーションの実施へのプロセスは一時的に停止されることとなった。今のところ、サービス上の問題は発生していないが、来期業務の最優先事項となることは疑いない。

学術情報分析センターについては、外部からの期待に応えるだけの分析は進んでいない。まず、戦略をもち、機能を明確にした上で、センター長を迎えるという手順で進められるものと期待される。

- (2) 振興会における広報について

スマートフォン対応を含む、ホームページ全体のリニューアルが行われ、非常に見やすくなった。次の第5期には、この新しいスタイルにふさわしい更なる内容の

充実が期待される。

学術の振興に必要な広報で活動もある「研究公正」と「男女共同参画」のシンポジウムについては学振が主体的に企画運営し、また WPI のシンポジウムについては小学生向け広報を企画担当した。こうした多様な試みが学振スタッフのキャパシティビルディングにもなっていることを確認した。

Ⅲ 今後さらなる検討と実施を希望する事項

(1) 新たな広報活動について

臨時的ないし恒常的に、理事長等による記者会見、メディア懇談会、紙面インタビューなどの実施が可能であると思われる。

(2) 情報システムに関する人材確保について

情報システム上の最大の技術的課題については、維持そのものが困難となりつつある旧来のプログラムをレガシー化することなく、同時代的なソフトに移管（マイグレーション）することによって解消できる見通しが整ったものの、学振内部で同課題を継続的に担当する人材は依然として確保されているわけではない。システムの維持・更新に関する人材を早急に確保する必要があると思われる。

(3) 学術情報分析センターについて

全国の研究者からの応募申請と採択課題は、学術支援の動向を総合的に把握するうえで、他に類例のない貴重なデータであり、その分析が大いに期待されている。データ分析に関してまず方針を定める必要があると思われる。

(4) 国際統括本部について

同本部は、さまざまな部署で実施されている国際的活動について横断的に情報を共有する機能を果たしている。この連携機能を活かしつつ、さらに海外拠点の機能を拡充させながら、今後の方針を定める必要があると思われる。

Ⅳ 監事監査への対応について

一般に、新規業務の発生は、当該業務そのものにリスクが想定されるばかりでなく、いわゆる皺寄せにより他の業務においてリスクが発生しやすくなる。学振においては第5期から本格化する「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の開始がその内容、規模いずれの面からも重要な新規業務であり、これを円滑に推進することを含めた業務運営体制を全体として新たに構築する必要があるため、年1回程度各部署より監事に対して報告いただくようお願いしたい。

附 属 資 料

独立行政法人日本学術振興会中期計画等の策定及び評価等に関する規程

〔平成28年3月22日〕
規程第13号

改正 平成29年 4月28日 規程第21号
改正 平成30年 3月31日 規程第12号
改正 平成30年11月12日 規程第71号
改正 令和 5年 1月 5日 規程第 1号
改正 令和 5年 5月22日 規程第24号

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が、国民の負託に応え、研究者の自由な発意に基づく学術研究を振興するという使命を確実に果たしていくため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条及び第31条により規定される中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定及びその実績に関する評価等に関し必要な事項を定めることにより、適正かつ効率的な業務の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自己点検 振興会の業務に関して、振興会の役員及び職員により振興会が自ら行う点検をいう。
- 二 外部評価 前号の自己点検に対して、振興会の役員及び職員でない外部有識者により行われる評価をいう。
- 三 独立行政法人評価 通則法第32条第1項に基づき文部科学大臣が行う評価をいう。

（中期計画の策定）

第3条 振興会が通則法第29条第1項の中期目標の指示を受けたときは、理事長は、これを達成するための中期計画案の作成を、各部の長（国際統括本部については国際統括本部長、監査・研究公正室においては監査・研究公正室長、学術システム研究センター、学術情報分析センター及び世界トップレベル拠点形成推進センターについては経営企画部長）に指示する。

- 2 理事長は、前項の指示に当たって、当該中期計画の作成において踏まえるべき基本方針を定めるものとする。
- 3 前項の基本方針を定めるに際し、理事長は、振興会の業務について高い学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

- 4 当該中期計画には、第10条第1項第1号に掲げる中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する外部評価及び独立行政法人評価の結果を反映させるものとする。
- 5 中期計画には、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第4条から第12条までに規定する業務の区分ごとに、標準となる業務の手順を定めるものとする。
- 6 中期計画は、役員会及び評議員会の審議を経て、理事長が決定する。

（年度計画の策定）

第4条 理事長は、当該事業年度の開始前に、中期計画が求める目標の達成に必要な当該事業年度の措置について、その事業年度の年度計画案を策定する。

- 2 当該年度計画には、当該事業年度の直前の事業年度における業務の実績に関する外部評価及び独立行政法人評価の結果を反映させるものとする。
- 3 年度計画は、役員会の審議を経て、理事長が決定する。

（計画・評価委員会）

第5条 中期計画等の策定に係る調整及び自己点検の実施に当たり、作業を円滑に進めるため、振興会に計画・評価委員会を置く。

- 2 計画・評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 理事長
 - 二 理事
 - 三 国際統括本部長
 - 四 審議役
 - 五 各部の長及び参事
 - 六 学術システム研究センターの所長及び副所長
 - 七 学術情報分析センターの所長及び副所長
 - 八 世界トップレベル拠点形成推進センターのセンター長
 - 九 監査・研究公正室長

（計画・評価委員会の運営）

第6条 計画・評価委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、計画・評価委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代行する。
- 4 前各項に掲げる事項の他、計画・評価委員会の運営に必要な事項は別に定める。

（外部評価委員会）

第7条 第11条第1項第2号に規定する外部有識者による外部評価を実施するため、振興会に外部評価委員会を置く。

- 2 外部評価委員会は、学界及び産業界を代表する外部の有識者等で構成する。

(外部評価委員会の運営)

第8条 外部評価委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、外部評価委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 前各号に掲げる事項の他、外部評価委員会の運営に必要な事項は、委員会で定める。

(監事の出席等)

第9条 監事は、第5条に規定する計画・評価委員会及び前条に規定する外部評価委員会に出席し、意見を述べることができる。

(自己点検及び外部評価の実施等)

第10条 自己点検及び外部評価は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれかに該当するかに応じ当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 三 前各号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

2 前項の評価は、通則法第30条第1項に基づき振興会が作成する中期計画及び通則法第31条第1項に基づき振興会が定める年度計画の各事項について行うものとする。

(自己点検及び外部評価の進め方)

第11条 前条の自己点検及び外部評価は、次の各号に定める進め方により行う。

- 一 理事長は、前条の報告や改善状況を踏まえ、毎事業年度終了後に、振興会の業務全般に係る自己点検を実施する。
- 二 前号の自己点検に対し、外部有識者による外部評価を実施する。

(独立行政法人評価のために行う評価の実施等)

第12条 理事長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、自己点検及び外部評価の結果に基づき、通則法第32条第2項に規定する自ら行う評価を実施し、これに関する報告書を作成するものとする。

(中期計画等の公表)

第13条 第3条に規定する中期計画、第4条に規定する年度計画及び前条に規定する評価に関する報告書は、広く周知を図ることができる方法により公表するものとする。

(改善の指示等)

第14条 理事長は、第10条第1項第1号から第3号までの評価の結果に基づき、改善が必要と認められる事項について、当該事務を所掌する各部の長に改善措置の検討を指示するものとする。

2 前項の指示を受けた各部の長は、すみやかに改善措置を作成し、その結果を理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項の改善措置の実施状況を検証し、十分な改善が認められない場合は、各部の長に改めて改善を指示するものとする。

(評価結果の反映)

第15条 理事長は、第10条第1項第1号から第3号までに規定する評価の結果及び前条の改善措置の状況を、第3条第5項の業務の区分ごとの事業予算の配分額に適切に反映させるものとする。

(関係者の責務)

第16条 自己点検及び外部評価の実施に係る者は、職員の人事に関する記録その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この規程に定める事項の他、この規程の執行に関し必要な事項については、理事長が別に定めることができるものとする。

附 則 (平成28年規程第13号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第21号)

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第12号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第71号)

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

附 則 (令和5年規程第1号)

この規程は、令和 5 年 1 月 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年規程第 2 4 号）

この規程は、令和 5 年 5 月 2 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

独立行政法人日本学術振興会自己点検評価実施要領

（令和4年1月31日
理事長 裁定）

1. 目的

この要領は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が毎事業年度の終了後に自己点検評価を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 対象

（1）自己点検評価の対象は、次の通りとする。

- i）各事業年度における業務の実績
- ii）中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後には、当該中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- iii）中期目標期間の最後の事業年度の終了後には、当該中期目標の期間における業務の実績

（2）自己点検評価は、独立行政法人通則法第29条第2項第2号から第5号に定める事項について、中期目標において設定した項目を評価単位として実施する。

3. 計画・評価委員会

自己点検評価は、振興会に置かれた計画・評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

4. 自己点検評価の手法

振興会は、自己点検評価における基本的な考え方と具体的な評価方法を示した評価手法を作成する。

5. 自己点検評価報告書の作成

（1）各部等の長は、各部における業務の実施状況等に関する資料として、文部科学省が示す様式に基づき以下の各調書を作成し、委員会に報告する。

- ① 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）
- ② 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

（2）委員会は、各部等の長からの報告に基づき自己点検評価を行い、前項の項目別評定調書に基づき自己点検評価報告書を作成し、理事長に提出する。

6. 自己点検評価報告書の外部評価委員会への提出

理事長は、自己点検評価報告書の内容が適正であると判断した場合、外部評価委員会に提出する。

附則（令和4年1月31日）

この要領は、令和4年1月31日に施行する。

独立行政法人日本学術振興会計画・評価委員会規程

平成28年3月22日

規 程 第 1 4 号

改正 平成29年 4月28日 規程第22号

改正 平成30年 3月31日 規程第13号

改正 平成30年11月12日 規程第72号

改正 令和 5年 5月22日 規程第23号

(設置)

第1条 独立行政法人日本学術振興会に、計画・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 中期計画及び年度計画の作成に関すること
- 二 自己点検に関すること
- 三 その他計画・評価に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 理事長
- 二 理事
- 三 国際統括本部長
- 四 審議役
- 五 各部の長及び参事
- 六 学術システム研究センターの所長及び副所長
- 七 学術情報分析センターの所長及び副所長
- 八 世界トップレベル拠点形成推進センターのセンター長
- 九 監査・研究公正室長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 （平成28年規程第14号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程（平成16年規程第5号）は廃止する。

附 則 （平成29年規程第22号）

- 1 この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 （平成30年規程第13号）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年規程第72号）

- 1 この規程は、平成30年11月15日から施行する。

附 則 （令和5年規程第23号）

- 1 この規程は、令和5年5月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程

平成16年2月20日

規程第4号

改正 平成21年3月25日 規程第4号

改正 平成25年4月1日 規程第17号

改正 平成26年4月9日 規程第15号

改正 平成28年3月31日 規程第48号

改正 平成30年3月31日 規程第14号

改正 令和2年4月9日 規程第11号

改正 令和4年5月13日 規程第13号

改正 令和5年4月28日 規程第21号

(設置)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第2条 委員会は、文部科学大臣から示された中期目標を達成するための計画（中期計画）に記載された外部評価を行うことを目的とする。

2 委員会は、振興会の業務運営について評価を行い、その結果を理事長に報告する。

3 委員会は、学界及び産業界を代表する有識者等による外部の委員（以下「委員」という。）で組織する。

(委員の任命)

第3条 委員は、理事長が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会に出席することのできない委員は、書面をもって票決をなし、又は他の委員に票決を委任することができるものとし、この場合には出席したものとみなす。

4 緊急その他やむを得ない事情であると委員長が認める場合は、委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を全委員に送付し、意見を徴することで議事を開くことができるものとし、その結果をもって議決とすることができる。

5 前項の場合において、委員会の議事は全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(資料の提出等の要求)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、振興会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成16年2月17日から施行する。

2 この規程の最初に任命される委員の任期は第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年6月30日までとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員名簿

いせき 井関	さちこ 様子	東京医科歯科大学医歯学総合研究科 教授
いば 射場	ひでき 英紀	トヨタ自動車（株）先端材料技術部・CPE （チーフプロフェッショナルエンジニア）
かたおか 片岡	みきお 幹雄	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授
たつみ 巽	かずゆき 和行	名古屋大学名誉教授
つじ 辻	あつこ 篤子	中部大学特任教授
ふるせ 古瀬	なつこ 奈津子	お茶の水女子大学名誉教授
みやま 観山	しょうけん 正見	岐阜聖徳学園大学学長
よねむら 米村	いくよ 郁代	公認会計士

※50音順、敬称略

任期：令和5年5月1日～令和7年4月30日

独立行政法人日本学術振興会外部評価実施要領

〔令和 5 年 5 月 16 日
外部評価委員会決定〕

1. 評価の区分

1) 事業年度評価【各事業年度終了時の評価】

年度計画の実施状況を調査・分析し、各事業年度における業務の実績全体について総合的な評価を行い、以降の業務運営の改善に資する。

2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）【中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績の評価、中期目標期間終了時の評価】

中期目標期間に係る業務の実績（見込評価においては、中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績）を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況等の全体について総合的な評価を行い、業務運営の改善（見込評価においては、業務継続の必要性、組織の在り方その他業務及び組織の全般にわたる検討）に資する。

2. 事業年度評価

事業年度評価においては、中期目標及び中期計画に定められた各項目の毎事業年度の実施状況について、下記の通り実施する。

1) 評価項目

中期目標で定められた項目を評価の単位とし、評価項目ごとに事業が中期目標及び中期計画に従って適切に実施されているかどうかを評価する。その際、業務実績、中期目標・中期計画の達成状況及び法人内のマネジメントの状況等についてよりの確な評価を実施するため、必要に応じて、評価項目の下に補助評価項目を設定する。

2) 評価基準

各評価項目の評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評点を付すことにより行うこととし、Bを標準とする。補助評価項目における評点はs、a、b、c、dとし、評価項目と同様の評価基準とする。

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、予測し難い外部要因により業務が計画通りに実施できなかった場合や、当該外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、業務実績等を総合的に勘案し、評価において考慮するものとする。

3) 評価方法

振興会から提出される自己点検評価報告書等に基づき、中期目標及び中期計画に照らし、概ね以下の手順に沿って評価をとりまとめる。

- ① 振興会から、自己点検評価報告書等によりヒアリングを実施
- ② 各委員による評価案の作成
- ③ 委員会の合議による項目評価の実施
- ④ 委員会による総合的な評価（総論）の実施

3. 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

1) 項目別評価

中期目標で定められた項目を評価の単位として、その達成状況等についての評価を行う。

2) 評価基準

各評価項目の評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評点を付すことにより行うこととし、Bを標準とする。補助評価項目における評点はs、a、b、c、dとし、評価項目と同様の評価基準とする。

S：法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値の120%以上）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値の100%以上120%未満）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値の80%以上100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、予測し難い外部要因により業務が計画通りに実施できなかった場合や、当該外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、業務実績等を総合的に勘案し、評価において考慮

するものとする。

3) 評価方法

振興会から提出される自己点検評価報告書等に基づき、中期目標及び中期計画に照らし、概ね以下の手順に沿って評価をとりまとめる。

- ① 振興会から、自己点検評価報告書等によりヒアリングを実施
- ② 各委員による評価案の作成
- ③ 委員会の合議による項目評価の実施
- ④ 委員会による総合的な評価（総論）の実施

独立行政法人日本学術振興会令和4事業年度における業務実績及び 第4期中期目標期間における業務実績に関する評価手法について

令和5年1月
独立行政法人日本学術振興会

I. 序文

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、中期計画において自己点検評価・外部評価を実施することを定めている。この自己点検評価・外部評価は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）が示すように、独立行政法人として、適正かつ効率的に業務が実施できるよう自ら点検するとともに、外部有識者の評価を受けることによって、その結果を業務運営の改善に反映させようとするものである。

本「評価手法について」は、令和4事業年度における業務実績に関する自己点検評価・外部評価（以下「年度評価」という。）及び第4期中期目標期間における業務実績に関する自己点検評価・外部評価（以下「期間評価」という。）を実施するに当たり、その基本的な考え方と具体的な実施手法をまとめたものである。

II. 背景

振興会は、通則法及び独立行政法人日本学術振興会法の規定に基づき、「中期目標管理法人」として位置づけられており、その業務運営に当たっては、主務大臣が3～5年の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人はこれを達成するための計画（中期計画・年度計画）を作成することとされている。通則法では、法人の業務実績について、第32条及び35条の規定に基づき、①毎事業年度終了後（②及び③の場合を除く）、②中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後、③中期目標期間の最後の事業年度終了後に、主務大臣が評価を実施し、必要に応じて当該法人に業務運営の改善その他の必要な措置を命ずることができるとされている。

III. 評価のあり方

振興会が実施する学術振興に係る業務の実績に対する評価は、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に十分に配慮したものでなければならない。

評価を実施する際には、研究者の発意に対して適切な審査・評価、支援などが行われているか、また、長い時間をかけて成果が現れる研究に対して適切に支援を行う体制となっているか、などの観点から評価を行うことが重要である。

このような特性を踏まえた上で、以下の「評価指針」と「評価結果」の2点に留意する必要がある。

<評価指針>

1. 「独立行政法人の評価に関する指針」（参考資料1）

「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日 総務大臣決定、令和4年3月2日改定）（以下「評価の指針」と言う。）は、主務大臣が評価を実施するに当たり指針とすべき事項を取りまとめたものであり、振興会の自己点検評価・外部評価を実施する際もこれに沿って実施する必要がある。

2. 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）による指摘を踏まえた評価（参考資料 2）

平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」では、各独立行政法人等について講ずべき措置を定めるとともに、法人の事務・事業の特性に応じてガバナンスの高度化等の取り組みを行うこととされており、これらの指摘を踏まえた業務運営がなされているか、評価の際に留意する必要がある。

<評価結果>

1. 独立行政法人日本学術振興会の自己点検評価における外部評価及び文部科学大臣による評価結果を踏まえた評価

振興会の事業に関する自己点検評価における外部評価及び文部科学大臣による評価において指摘された事項については、適切に業務が実施され、かつ必要な改善が行われたか等を検証し、令和 4 事業年度における業務実績に係る評価にその結果を反映することが必要である。

2. 総務省独立行政法人評価制度委員会の点検結果を踏まえた評価（参考資料 3）

総務省の独立行政法人評価制度委員会は、令和 4 年 12 月 5 日に「独立行政法人の令和 3 年度業務の実績に係る評価等の点検結果等について」を取りまとめた。本結果においては、『「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」に掲げる視点等を踏まえて点検した結果、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった』とされている。

IV. 評価実施方法

1. 評価の単位

中期目標で定められた項目を評価単位とする。その際、業務実施、目標、計画の達成状況及び、法人内のマネジメントの状況等について十分に説明し得るよう、必要に応じて、中期目標で定められた項目の下に、補助評価単位を設定する。

2. 自己点検評価報告書の記載事項

(1) 当事務及び事業に関する基本情報

中期目標を設定した項目ごとの評価単位、当該事業実施に係る根拠等を記載する。

(2) 主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

(3) 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己点検評価

① 主な評価指標（評価指標、関連指標、目標水準の考え方）

中期目標で定められた評価指標、関連指標、目標水準の考え方

② 法人の業務実績等

上記①を踏まえ、当該年度の事務・事業の実施状況について、その概要を簡潔に記載する。

③ 自己点検評価（評定及び課題と対応）

年度評価においては令和4年度における事務・事業の実施状況に対して、期間評価においては、第4期中期目標期間における事務・事業の実施状況を踏まえ、それぞれ総合的な分析・評価を行うとともに、中期目標で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。その際、目標・計画（予算）と実績（決算）の差異について要因分析を実施するとともに、業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにする。また、今後の業務実施に当たって留意すべき点、今後の改善方策や方向性等も併せて記載する。

3. 評価の基準

年度評価における各評価項目の評定は、「評価の指針」に基づき、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うこととし、Bを標準とする。補助評価項目における評点はs、a、b、c、dとし、評価項目と同様の評価基準とする。

期間評価における評定においては、これに準じて行う。

- S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする）。
- B：【標準】中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。この場合もBを標準とし、補助評価項目も同様とする。

S：－

- A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- B：【標準】目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。
- C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。
- D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

4. 評価の留意事項

- (1) 評価を付す際には、なぜその評価に至ったかの根拠を合理的かつ明確に記述する。
- (2) 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評価を一段階引き上げることにについて考慮する。ただし、評価を引き上げる場合は、評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。
- (3) 最上級の評価「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評価にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、量的な面として、

- ・ 法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策提示に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

- (4) 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

- (5) 令和2年度及び令和3年度における業務実績に関する自己点検評価及び、第4期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する自己点検評価と同様、年度評価及び期間評価においても、評価の際には、新型コロナウイルス感染症による影響への対応を考慮するものとする。

独立行政法人日本学術振興会
令和4事業年度における業務実績及び
第4期中期目標期間における業務実績に
関する評価手法について

参考資料

目 次

参考資料1-1 独立行政法人の評価に関する指針（令和4年3月2日改定）（抜粋）	1
参考資料1-2 改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」 の適用について	11
参考資料1-3 独立行政法人の評価に関する指針（平成27年5月25日改定）（抜粋）	13
参考資料2 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抜粋）	18
参考資料3 独立行政法人の令和3年度業務の実績に係る評価等の点検結果等について（報告）	25

独立行政法人の評価に関する指針（平成 31 年 3 月 12 日改定）
（抜粋）

平成 26 年 9 月 2 日策定
平成 27 年 5 月 25 日改定
平成 31 年 3 月 12 日改定
総 務 大 臣 決 定

I 本指針について

1 本指針の位置付け

- (1) 本指針は、通則法第 28 条の 2 第 1 項規定の「第 32 条第 1 項、第 35 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに第 35 条の 11 第 1 項及び第 2 項の評価」に関する指針である。
主務大臣は本指針に基づき所管する法人の評価を実施する必要がある。
- (2) 主務大臣は本指針に基づいた評価を実施するため、評価の基準を個別具体的に作成し、それに基づいて評価を実施するものとする。

2 評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本的考え方

本指針は以下の考え方の下に策定されたものであり、主務大臣はこれに基づき評価を実施しなければならない。

- (1) 法律、閣議決定及びその他政府の種々の方針において、当該法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、当該法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項への取組状況についても評価を行う。
- (2) 主務大臣の下での PDCA サイクルを十分に機能させるという、通則法の改正により平成 27 年 4 月に実施された制度改正の趣旨を踏まえ、当該法人の業務実績評価（独立行政法人評価制度委員会や政独委が指摘した事項を含む。）に加え、関連する国の政策評価、行政事業レビュー及び行政評価・監視の結果を活用して評価する。
- (3) 評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評定（以下「項目別評定」という。）と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。
※「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの 3（3）、Ⅲの 4（3）及びⅣの 2（3）の評価単位を示す。
- (4) 評価は、目標及び計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によって行うものとする。なお、研究開発に係る事務及び事業については、研究開発業務の特性等を踏まえ、適切な評価軸に基づき評価を行う。
- (5) 評価に当たっては、各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する。
また、その際、政府の政策実現への寄与など、当該法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえたものとする。
- (6) 評価に当たっては、独立行政法人制度創設の趣旨を踏まえ各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持ち、その業務がどれほどの投入資源を費やしているかについて業務の成果・効果と対比して評価する。
- (7) 評価に当たっては、早急な財務内容の改善など、法人個々に対する社会的要請をも踏まえるものとする。
- (8) 評価に当たっては、当該法人が通則法第 32 条第 2 項、第 35 条の 6 第 3 項及び第 4 項、第 35 条の 11 第 3 項及び第 4 項に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を活用して評価するものとする。
- (9) 主務大臣による評価は、当該法人の業務運営の改善のほか、組織及び業務の全般にわたる検討、新中期目標の策定に活用されることが求められていることから、極めて重要である。簡素・効率的で実効性の高い目標管理・評価の仕組みの下、法人の評価が適正かつ厳正に行われ、評価結果に基づき業務の改善が促されることにより、評価の実効性が確保される。

評価結果に基づく業務の改善とは、具体的には、

- ・目標の達成状況が悪い部門の改善（資源の再配分を含む）
 - ・目標の達成状況が良い部門の更なる向上（資源の更なる重点投下を含む）
 - ・業績向上努力（例えば、業務改善により、「C」以下の評定だった項目を翌年度「B」以上の評定にするなど）の評価を通じた更なる改善努力の促進
- といったものが考えられる。
- (10) 従来、府省評価委が各自で設定していた評定区分、総合評定の方法、評価の結果の様式等を標準化し統一性を向上させることにより、他法人や過年度実績との比較可能性を高めるとともに、目標・計画の実施状況、進捗状況及び達成の状況を標準化された評価書で明らかにすることにより、国民にとって分かりやすい評価を実現し、透明性の確保・国民への説明責任の徹底（見える化）が図られるものとする。
- (11) 通則法第 32 条第 4 項、第 35 条の 6 第 7 項及び第 35 条の 11 第 6 項の評価の結果（以下「評価書」という。）は、目標の達成状況及び計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載し、公表するものとする。

3 本指針の適用範囲

本指針の適用範囲は次のとおりである。

(1) 中期目標管理法

- ① 通則法第 32 条第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（年度評価）
- ② 中期目標期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）
 - i. 通則法第 32 条第 1 項第 2 号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）
 - ii. 通則法第 32 条第 1 項第 3 号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）

（注）日本私立学校振興・共済事業団法第 26 条第 1 項により準用される通則法第 32 条第 1 項に基づく同事業団の助成業務の実績の評価については、「Ⅱ 中期目標管理法の評価に関する事項」の規定を適用する。

(2) 略

(3) 略

Ⅱ 中期目標管理法の評価に関する事項

1 総論

中期目標管理法は、国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的としていることから、業務の質の向上と業務運営の効率化の両立を促す評価が重要である。

そのため、評価においては、中期計画の実施状況について、中期目標の達成及び達成見込みについても留意しつつ評価を行う。

また、業務運営上の課題についても留意し、当該課題を検出した場合には、改善方策についても提示する。また、過去の評価において示した改善方策の対応状況についても適正に評価する。

中期目標管理法の実施する研究開発に係る事務及び事業の目標策定において、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの 4（5）に基づき国立研究開発法人の研究開発の成果の最大化に関する事項の規定を準用した場合には、国立研究開発法人の評価に関する事項の規定を準用して項目別評定を行う（研究開発に関する審議会に係る事項を除く）。その際、「国立研究開発法人」を「法人」に、「中長期目標」及び「中長期計画」を「中期目標」及び「中期計画」に読み替えるものとする。ただし、その場合においても総合評定については中期目標管理法の規定に基づくものとする。

2 評価体制

政策実施機関としての法人の業務の実績の評価に当たっては、政策に関する責任の一貫性及び評価的確性を確保するため、当該法人を所管する部局が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局など主務大臣による評価結果を取りまとめる部局等で評価結果を点検する。

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

主務大臣が行う各評価は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき行うものとする。

(1) 年度評価

① 年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

② 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）は、評価の結果を中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討、新中期目標の策定等に活用することを目的とすることから、目標期間における業務の実績を最終的に判定し、当該法人の政策実施機能の担い手としての有効性を判断する必要がある。そのため、当該目標期間中に達成すべきとされた目標の達成状況を目標項目ごとに的確に把握できることが重要である。

一方、年度評価は、「目標期間中の業務運営は、法人の自主性・自律性に委ねる」という中期目標管理法人の特性に鑑みれば、中期目標期間評価とは異なり、当該目標期間中の各年度において、中期目標の着実な達成を確保する上で支障となると考えられるものなどの業務運営上の課題を的確に抽出できることが重要である（特に、当該目標期間終了時における目標の達成が危ぶまれる場合には、その理由を分析し、指導や業務改善命令により是正する必要があるほか、分析結果によっては、中期計画の変更を求める必要があり、そうした課題の有無の把握は重要である。）。

そのため、年度評価については、業務運営上の課題の抽出に特化させるようなメリハリをつけることによって、より一層、効率的にその効果を発揮させることができると考えられることから、事務・事業の特性や目標の内容、目標の重要性等、目標・計画の達成状況などに応じて、例えば

i) 中期目標期間終了時における着実な目標の達成を確保する上で支障となると考えられる当該法人の業務運営上の課題、他の部門における業務運営改善の検討に資するような事例、他の部門への資源の再配分の可能性や必要性の検討に資するような事例等の抽出

ii) 中期目標の策定過程において、中期目標期間終了時に達成されるべき成果やその水準を具体化できず、中期目標期間中に結論を得るような目標を定めている場合の進捗状況や成果の把握といったものに重点化して評価を行うことが考えられる。

一方、中期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、それ以外の目標に比べ、その達成状況や達成に向けた業務運営状況に、より一層注意を払う必要があると考えられることから、必ず重点化の対象項目とする。

上記の「重点化」とは、目標期間終了時における目標達成の上で重要なもののみ従来の単位・精度で評価を行うこととする一方、それ以外の項目については、簡素・効率的な評価となるような工夫を促すことにより、評価にメリハリをつけようとするものである。そのため、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価となるよう工夫する。（例：評価書は主務大臣や法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）

上記の措置により、法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、法人との十分な意思疎通を図り、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

③ 年度評価は、各事業年度における業務の実績について、当該法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、当該法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

④ 年度評価は、目標・計画の達成状況にかかわらず、当該法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく当該法人全体の評定に反映させるなど、当該年度における当該法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。

⑤ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。

(2) 中期目標期間評価（見込み評価、期間実績評価）

① 見込み評価

- i. 見込み評価は、評価の結果を中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織全般にわたる検討及び新中期目標の策定に活用することを目的とする。
- ii. 見込み評価は、中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、当該法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。
- iii. 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中期目標が適切に策定されるよう留意する。
- iv. 「3（1）年度評価」の④及び⑤については、見込み評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。

② 期間実績評価

- i. 期間実績評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。
また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。
- ii. 中期目標期間終了時において、中期目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、当該法人の中期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況の全体について総合的な評定を行うものとする。
- iii. 見込み評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績とに大幅な乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中期目標等の変更の必要性について検討する。
なお、見込み評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込み評価を活用することができる。
- iv. 「3（1）年度評価」の④及び⑤については、期間実績評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。

4 自己評価結果の活用等

- (1) 通則法第32条第2項に基づき作成する自己評価書は、国民に対する説明責任の履行及び当該法人の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とする。

あわせて、主務大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。

- (2) 主務大臣は、当該法人に対して、主務大臣の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自己評価書の作成を求める。

なお、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」（平成30年9月3日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会）により、業績評価については、自己評価書において詳細情報が提供され、事業報告書においてその概要情報が提供されると整理されている。

- (3) 主務大臣は、年度評価及び中期目標期間評価において、客観性を考慮しつつ自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。当該法人から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。

特に、年度評価については、3（1）の②の重点化の趣旨を踏まえ、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一となる場合には、主務大臣による評価においては、目標が達成できた状態であること及び「B」であるとする自己評価における分析が妥当であることが明らかであればよいことから、主務大臣が作成する評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されてい

ない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、主務大臣と当該法人とで、評価に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評価に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

- (4) 主務大臣は、当該法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。
- (5) 法人は、上記の主務大臣の評価の円滑化に資するよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。
 - ① 本指針の（Ⅱの3）「各評価の目的・趣旨・基本方針」、（Ⅱの5）「評価の単位の設定」及び（Ⅱの6）「評価の方法等」（当該法人として実施可能なものに限る）を踏まえ、中期目標、中期計画及び年度計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。
 - ② 当該法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。
 - ③ 業務実績、目標・計画の達成状況及び当該法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、事務・事業の特性に応じて適切な単位で評価を行う。その際、自己評価書の作成が当該法人の過度な負担とならないよう配慮しつつ、主務大臣が行う評価にも活用できるよう留意する。

なお、主務大臣は、年度評価の重点化に伴い、重点化の対象としない項目の実績の分析や項目別評価の評価書の作成の単位の設定に当たっては、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するとともに、自己評価書の作成が当該法人の過度な負担とならないよう配慮することとする。これにより、目標単位ごとの評価とその根拠については、各目標項目と自己評価書における評価等との関係を整理したものを求めるにとどめるよう考慮することとする。
 - ④ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。
 - ⑤ 自己評価及び主務大臣による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策が示されているものについては、次年度以降の自己評価書においてその実施状況を記入する。

5 評価単位の設定

項目別評価は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、原則、中期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

なお、中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

また、年度評価については、重点化するに当たり、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評価とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評価の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価単位となるよう工夫する。（例：評価書は主務大臣や法人のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）

上記の措置により、法人における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を法人自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、法人との十分な意思疎通を図り、法人における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

6 評価の方法等

主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

(1) 評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

- ① 当該法人に対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。

- ② 評価に当たって当該法人の長からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど、役員等から必要な情報を収集し、当該法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。
- ③ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
- ④ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
- ⑤ 定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績1単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとまりごとの財務情報等を活用する。
- ⑥ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
- ⑦ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
- ⑧ 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。
- ⑨ 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握しがたい場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。
- ⑩ 上記のほか、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。
 - i. 外部有識者の知見の活用（ただし、利害関係者を排除するなど手続の妥当性に留意するものとする。）
 - ii. 当該法人に対する現地調査
 - iii. 同業種の民間企業との比較・分析

(2) 評価の視点

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、当該法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

その際、次のような目標については、その内容に応じた適切な方法による評価を行う。

- ① 目標策定時点において最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を明らかにすることが、国の政策や当該法人の役割（ミッション）等に照らして必ずしも適切ではない又は明らかにできないような目標については、
 - i) 中期目標において、当該中期目標期間中に取り組む内容とその水準、期限及びそれらの設定の考え方が明らかにされている場合は、その内容に従って適切に評価を行う。
 - ii) 中期目標において、上記 i) の記述ができていない場合、最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組やその方向性が定められている場合は、それ以降の期間において、達成されるべき成果やその水準について検討し、明確化を図るとともに、最終的な目標の達成に至る当該法人の長によるマネジメントの具体的な取組内容が最終的な目標の達成に資するものとなっているかどうかとの観点から評価を行う。
 - iii) 上記 i) 及び ii) により難しい場合は、年度評価又は見込評価の時点等具体的な評価の視点や方法を定めることが可能になった時点で、それらを具体的に定めることも考えられる（その場合、それまでの間の年度評価においては、成果の把握等可能な範囲で目標達成に向けた状況を把握すること。）。
- ② 当該法人がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うことや当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化することに関する目標については、具体的な取組内容が支援や協働体制の確立・強化の実施を求めた趣旨に沿ったものであるかどうかとの観点からも適切に評価を行う。
- ③ 当該法人やその事務・事業の特性等に応じた人材確保・育成に関する目標については、人材確保・育成方針を策定しているかどうか、また、当該方針の内容やそれに基づく具体的な取組は、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった当該法人の強みの維持・向上に資するものとなっているかどうかとの観点から適切に評価を行う。
- ④ 法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標については、具体的な取組内容に応じて適切に評価を行う。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）において、「各法人が P D C A サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分 （略）

8 評価書の作成

（１）評価書の様式

評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成するものとする。

（２）記載すべき事項

評価書は、以下の事項を記載するものとする。

① 評価の概要

i 評価対象に関する事項

ア 法人名

イ 対象年度（年度評価）

ウ 対象期間（中期目標期間評価）

ii 評価の実施者に関する事項

ア 共管法人の場合には評価の分担の概要

イ 評価を担当した部局、作成者（課長名）

ウ 評価を点検した部局、作成者（課長名）

iii 評価の実施に関する事項

ア 理事長ヒアリングなど、評価に際し実施した手続

イ 外部有識者の知見を活用した場合にはその概要(構成員、意見聴取等の活動実績等)

iv その他評価に関する重要事項

② 総合評定

i 評語による評定

ii 記述による全体評定

iii 当該法人が実施した事項のうち、中期目標・中期計画・年度計画記載のない事項で、全体評定において考慮すべき事項

iv 見込評価においては、業務及び組織の全般的な見直し並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策

v 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

vi 中期計画の変更が必要な場合には当該事項

vii 中期目標期間評価において、次期中期目標の変更が必要な場合には当該事項

- viii 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見
- ③ 項目別評価の総括表
 - i 項目別評価で付された評語の経年による一覧表示
 - ii 各項目に付された重要度・困難度が分かるように記載
 - iii 評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「-」とし、総合評価に反映しない。
- ④ 項目別評価
 - i 当該事務及び事業に関する基本情報
 - ア 当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策、個別法の条文番号など）
 - イ 政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号、行政事業レビューのレビューシート
の番号を記載し、対応する達成手段を明らかにする。）
 - ウ 当該項目の重要度、困難度（目標策定の際に定めたものを記載）
 - ii 主要な経年データ
 - ア アウトプット及び（又は）アウトカム情報
 - イ インプット情報（予算額、決算額、経常費用、行政コスト、人員数など）
 - iii 目標、計画、評価に関する事項
 - ア 対応する中期目標・中期計画・年度計画
 - イ 業務実績、自己評価
 - ウ 用いた評価指標、評価の視点
 - エ 評価及びその根拠
 - オ 業務運営上の課題及び改善方策
 - カ 目標水準の変更が必要な場合にはその概要
 - キ 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見
 - iv その他参考情報（必要に応じ実施する予算差異分析、財務分析など）
- (3) 記載における留意点
 - ① 評価書は国民に対し当該法人の業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとする。
 - ② 経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。
 - ③ 見込評価と中期目標期間実績評価の項目別評価は、それぞれ並列して表記し、見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう努める。
 - ④ 記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。

V その他留意すべき事項

- 1 評価結果の活用等に関する事項
 - (1) 法人は、評価結果を、評語及び記述による評価を踏まえ、現行の中（長）期計画、年度計画又は事業計画の見直し、次期以降の中（長）期計画、年度計画又は事業計画の策定、当該法人内部の組織体制の見直し、人事計画、当該法人内部の予算配分、業務手法の見直し、役職員の処遇等に活用するものとする。
 - (2) 主務大臣は、評価結果を、評語及び記述による評価に応じて、現行の中（長）期目標、中（長）期計画、年度目標又は事業計画の見直し、事業の改廃を含む事務及び事業の見直し、新中期目標の策定、国の政策評価、政策等に反映させるほか、運営費交付金の算定を含む予算要求等に適切に反映させる。特に、「S」評価を付した場合は、予算要求において当該法人の業務経費に重点的に配分する等、法人のインセンティブを高めるよう努めるものとする。
 - (3) 主務大臣は、項目別評価で「D」評価を付した場合、業務の廃止を含めた抜本的な見直しを命ずるものとする。
また、総合評価で「D」評価を付した場合には、組織又は業務の廃止を含めた抜本的な改善その他の必要な措置を命ずるものとする。
 - (4) 主務大臣は、通則法第35条第1項及び第35条の7第1項に定める、中（長）期目標期間終了時の法

人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、見込評価の結果を十分に活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じるものとする。

例えば、評価において組織ぐるみの談合の発生など内部統制の不全、ガバナンスの欠如が明らかになり、引き続き当該法人に事務及び事業を行わせたとしても効率的な業務運営や中（長）期目標の達成が期待できない場合、当該法人の存続の必要性が立証できない場合などには、当該法人は組織の抜本的な改廃がなされる必要がある。

また、中期目標若しくは年度目標において策定した「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」又は中長期目標において策定した「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上」に関する目標が達成できなかった場合、その原因分析の結果、当初見込んだ需要がなかった場合や他の主体により業務を実施することが適切であったことなどが判明した場合には、当該業務は廃止される必要がある。

- (5) 評価の過程で特に対応が必要な業務運営上の課題が検出された場合には、翌年度以降、当該課題への当該法人の対応状況について適正に評価する。

2 評価結果等の公表に関する事項

- (1) 評価結果は下記3のスケジュールに従い遅滞なく公表するものとする。
- (2) 評価結果の他、評価に活用したデータ等についても、経年で並べるなど外部での活用のしやすさや、検証可能性の確保に留意した上で、積極的な公表に努める。
- (3) 通則法第28条の4に定める、法人による評価結果の業務運営の改善等への反映の取組の公表の状況について、以下の点に留意してチェックする。
 - ① 過去の事業年度、中（長）期目標期間に係る評価結果を踏まえ、中（長）期計画、年度計画、事業計画への反映、事務及び事業の改廃、予算要求への反映、組織及び人事その他業務改善への反映等、事業年度内に実施した措置状況を具体的に記載する。
 - ② 評価結果との対応関係を、いつの事業年度の業務実績評価に係るものかも含め明らかにする。
 - ③ 将来に措置することが予定されている事項についても記載する。
- (4) 評価書等は、広く国民に周知できる方法で公表するものとする。
- (5) 独立行政法人評価制度委員会による評価の実効性を確保するため、法律により委員会に対し通知が求められている見込評価及び効率化評価に係る評価書のほか、年度評価及び期間実績評価の評価書についても参考として委員会に通知する。
- (6) 法人は、評価結果の業務運営の改善等への反映の取組について、翌事業年度に行う主務大臣の評価の中で記載内容をチェックできるよう、自己評価書の提出時期に合わせて取りまとめて公表するとともに、主務大臣に提出する。

3 評価のスケジュールに関する事項

評価結果を予算や業務運営の改善等に適切に反映できるよう、概算要求時を目途に各評価を完了させるよう努めるものとする。

具体的には、以下のようなスケジュールが想定される。

- (1) 自己評価
6月末までに提出、速やかに公表
- (2) 主務大臣による評価等
 - ① 年度評価（全法人共通）
8月上旬を目途に評価を完了し、当該法人に通知、公表する。
なお、見込評価を行う際には、7月末を目途に評価を完了し、当該法人に通知、公表する。
 - ② 見込評価及び業務全般の見直し（中期目標管理法人、国立研究開発法人）
見込評価については8月上旬を目途に完了、業務全般の見直し結果の作成は8月中旬に完了し、

当該法人及び委員会に通知、公表する。

③ 期間実績評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

8月中旬を目途に評価を完了し、当該法人に通知、公表する。

④ 効率化評価（行政執行法人）

8月中旬を目途に評価を完了し、当該法人及び委員会に通知、公表する。

(3) 評価結果等の中期目標等への反映

① 新中（長）期目標案の作成（中期目標管理法人、国立研究開発法人）

1月上旬を目途に作成、委員会に通知

② 新中（長）期目標、年度目標（行政執行法人）の作成2月下旬を目途に決定、当該法人に指示

③ 新中（長）期計画（案）、事業計画（案）の作成、認可3月末までに主務大臣の認可を得る。

4 共管法人の取扱いに関する事項

複数の主務大臣が所管する法人の評価については、各主務大臣が所管する業務に関する評価はそれぞれの主務大臣が分担し、評価全体に関する事項及び共通して所管する事項の評価については主務大臣間で協議するなど、各主務大臣が連携して評価を行うものとする。

その際、評価手続の重複を排除するなど、効率的な評価に努めるものとする。

原則として、法人の年度評価、見込評価、期間実績評価などの各評価について一つの評価書を作成するものとする。

5 本指針の見直しについて

総務大臣は、評価の実効性や法人に関する種々の政府方針等を踏まえ、主務大臣の下でのPDCAサイクルの実効性をより高める観点や法人の実効性のあるマネジメントをより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000605565.pdf 参照)

(別紙)

改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び
「独立行政法人の評価に関する指針」の適用について

改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。
以下「目標策定指針」という。)及び「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月
2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。)の適用は、下記のとおりとする。

記

1. 目標策定指針の適用時期

基本的には、指針の改定後、直近の新目標策定時から適用する。

- ① 中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、平成 31 年度以降に新目標の策定作業が行われる法人(2020 年度から新目標期間が始まる法人)から順次適用
- ② 行政執行法人については、平成 31 年度策定作業から一斉適用

2. 評価指針の適用時期

(1) 見直し後の評定基準(「S」「A」「B」「C」「D」への当てはめ基準)の適用時期

① 中期目標管理法人及び国立研究開発法人

指針の改定後、直近の新目標期間の開始時から適用する。

→ 直近での適用は、2020 年度から新目標期間が始まる法人の 2021 年度実施の年度評価(2020 年度実績に対する年度評価)から

<理由>

- ・ 改定後の目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で 2020 年度から目標期間が始まる目標であるため(現行指針による目標下では、改定案にしたがって評価すると評価が緩むおそれがある。)
- ・ 同一の目標期間中に、異なる基準による評定が混在することによる支障・不都合を避けるため。

② 行政執行法人

2021 年度実施の評価(2020 年度実績に対する評価)から一斉適用

<理由>

- ・ 改定後の目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で 2020 年度の年度目標であるため(現行指針による目標下では、改定案にしたがって評価すると評価が緩むおそれがある。)

(2) 見直し後の評価基準以外の事項の適用時期

基本的には、指針の改定と同時に適用する。

→ 実務的には、平成 31 年度実施の評価（平成 30 年度実績に対する評価）から一斉適用

<理由>

- ・ 「見直し後の評価基準以外の事項」とは、
 - i) 年度評価の重点化（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）
 - ii) 年度評価における重点化対象事項以外の事項の評価単位の柔軟化
（中期目標管理法人の主務大臣評価及び自己評価並びに国立研究開発法人の主務大臣評価及び自己評価）
 - iii) 見込評価の活用による期間実績評価の効率化（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）
 - iv) 年度評価における自己評価、主務大臣評価がいずれも「B」である場合の評価理由の記載の簡略化（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）
 - v) 評価の活用方法の明示
- であり、いずれの事項も、改定前の目標策定指針に基づく目標に対する評価に適用すること及び同一の目標期間中に取扱が変わることについて、特段の支障はないと考えられるため。
- ・ 関係組織・団体への支援・協働体制の確立・強化や人材育成等、新たな視点による目標に対する評価の視点の適用については、当該目標が設定された年度の実績に対する評価から適用

3. 目標期間中に目標変更等の機会がある法人については、上記にかかわらず、主務大臣において、目標変更等の機会を捉えて、今回の指針改定の趣旨の目標への反映を積極的に検討されたい。なお、その場合であっても、改定後の評価基準の適用は、指針の改定後、直近の新目標期間の開始時からとする。

以上

独立行政法人の評価に関する指針（平成 27 年 5 月 25 日改定）
（抜粋）

平成 26 年 9 月 2 日策定
平成 27 年 5 月 25 日改定
総 務 大 臣 決 定

I 本指針について （略）

II 中期目標管理法人の評価に関する事項

1～6 （略）

7 項目別評価及び総合評価の方法、評価区分

(1) 年度評価

① 項目別評価

i. 評価区分

(ア) 原則として、S、A、B、C、D の 5 段階の評価を付すことにより行うものとする。

(イ) 「B」を標準とする。

- ・ 各評価項目の業務実績と評価区分の関係は以下のとおりとする。
 - S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
 - A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする）。
 - B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。
 - C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。
 - D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。
- ・ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評価に当てはめることも可能とする。
 - S：－
 - A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
 - B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。
 - C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）
 - D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

ii. 項目別評価の留意事項

(ア) 評価を付す際には、なぜその評価に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。

(イ) 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評価を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評価を引き上げる場合は、評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

(ウ) 最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- ・ 法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明瞭に説明するものとする。

(エ) 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

(オ) 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

(カ) 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設定するものとする。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

なぜその評定に至ったのかについての過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

その際、各項目について設定された重要度を考慮するものとする。

i. 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定を踏まえ、総合的な視点から以下の事項を記述する。

(ア) 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策

特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。

- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

(イ) 全体評定に影響を与える事象

- ・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評定に影響を与える事象
- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1(2)の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
- ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

(ウ) その他特記事項

ii. 評語による評定

(ア) 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

(イ) 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

(ウ) 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S: 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A: 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる

B: 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii. 総合評定の留意事項

(ア) あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するもの

とする。

(イ) 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(ウ) なお、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

① 項目別評定

i. 評定区分

(ア) 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

(イ) 「B」を標準とする。

(ウ) 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上120%未満）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

(エ) なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

ii. 項目別評定の留意事項

(ア) 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのか根拠を明確に記載する。

(イ) 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

(ウ) 最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- ・ 法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

- (エ) 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。
なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。
- (オ) 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評価を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設定するものとする。
- (カ) 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績の見込みと中期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。
- (キ) 評価にあわせ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評価

総合評価は、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価に基づき、法人全体の業務実績に対し評価を付して行う。

総合評価を行うに当たっては、項目別評価を基礎とし、政策上の要請等、全体評価に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

総合評価の過程が明らかになるよう、項目別評価に基づき総合評価を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

i. 記述による全体評価

記述による全体評価は、項目別評価の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

(ア) 項目別評価の総括

- ・ 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。
特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

(イ) 全体評価に影響を与える事象

- ・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評価に影響を与える事象
- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1(2)の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成の状況
- ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

(ウ) その他特記事項

ii. 評価による評価

(ア) 評価による評価は、項目別評価及び記述による全体評価を総合的に勘案して行う。

(イ) 評価は、S、A、B、C、Dの5段階の評価を付すことにより行うものとする。

(ウ) 評価による評価を行う際には、各項目の重要度を考慮する。

(エ) 各評価項目の業務実績と評価区分の関係は、以下のとおりとする。

S：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii. 総合評価の留意事項

(ア) 見込評価においては、評価の他、以下の事項を記載する。

- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策
- ・ 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

(イ) 期間実績評価においては、評価のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項

(ウ) あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評価において十分に考慮するも

のとする。

- (エ) 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。
- (オ) なお、中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。
- (カ) 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

8 評価書の作成 (略)

V その他留意すべき事項 (略)

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抜粋）

平成 25 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

Ⅰ 独立行政法人改革等の基本的な方向性

- 独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的として導入された。
- 独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で成果をあげている一方、様々な問題点が指摘されたことから、第1次安倍内閣において、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革に着手した。それ以降、様々な議論・検討が行われ、制度全般の改革に係る法案も2回国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となるなど、独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯がある。このため、今回の改革は、今までの改革の集大成として実現を図る必要がある。
- 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- ・ 組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる
 - ・ 制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする
 - ・ 数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す
 - ・ 各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する
- との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。
- また、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが必要不可欠か否かを検証し、国の事業を独立行政法人に移管した上で特別会計を廃止するなど、講ずべき措置を取りまとめた。
 - 今後、この改革に必要な措置を速やかに講じ、新たな制度・組織の下で、法人の有する政策実施機能が十分に発揮され、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することにより、これまでの集大成としての改革が実現するよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。

Ⅱ 独立行政法人制度の見直し

Ⅰの基本的な方向性を踏まえ、運用を含めた制度の見直しについて、以下の措置を講ずる。

1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。

具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。

① 中期目標管理により事務・事業を行う法人

国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）

② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人

「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）

③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。

ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しい服務を適用するため、その役職員は国家公務員とする。

中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人のガバナンスは以下の2. から4. に記載するとおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、5. で後述する。

2. PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCA サイクルが十分に機能することが必要である。このPDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣自らが業績評価を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

(1) 効率的かつ実効性のある評価体制の構築

- 主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとする。これにより、主務大臣の下での政策のPDCA サイクルを強化するとともに、評価手続の効率化を図る。
- 主務大臣は、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようにする。
- 主務大臣は、政策の実施部門である法人の業績評価結果を政策の企画立案部門である国の政策評価及び政策への反映に活用する。また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。

(2) 目標設定及び業績評価の在り方

- 総務大臣は、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針（基準や評語等）を策定する。
主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指針に基づき目標設定を具体的に行うとともに、毎年度、評価事務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。また、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。
- 法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図るとともに、業績評価結果の反映状況を毎年度公表する。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。

(3) 法人分類に応じた評価手続の整備

① 中期目標管理型の法人における評価手続

- 中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。
- 主務大臣は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、業務継続の必要性の検討にとどまらず、組織自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行い、所要

の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。

② 単年度管理型の法人における評価手続

- 主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。
- 主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。

(4) 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等

- 第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果（単年度管理型の法人にあっては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果）を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べるができることとする。
- さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができることとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。
- 第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べるができることとする。
- 総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自律的なPDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

- ③ 監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。
- ④ 法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ⑤ 役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。
- ⑥ 中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応させるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも8月末までには承認するよう努める。
- ⑦ 会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。
- ⑧ 役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

(2) 法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入

- ⑨ 役職員が非公務員である法人の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入する。

(3) 主務大臣による事後的な是正措置

- ⑩ 法人及び役職員の違法行為や不正行為、法人の著しく不適正な業務運営に対し、主務大臣が違法・不正行為の是正、業務運営の改善の命令をそれぞれ行えるようにする。

4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するように運用を改善する。

各法人の給与水準について、その事務・事業の特性等を踏まえた水準とすることができるよう、法人ごとに柔軟な取扱いを可能とする一方、法人及び主務大臣の説明責任を強化する。

法人が行う調達について、各法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的なものとなるよう、随意契約によることができる場合を明確化するなどの見直しを行う。さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。

(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

- ⑪ 法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。
- ⑫ 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないように運用において十分に留意する。
- ⑬ 中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。
- ⑭ 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。

また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。

これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行う。

- 毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として5割）を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。
- 法人の積立金の処分については、中期目標期間をまたいで円滑に事務・事業を執行させるとともに、中期目標期間の最終年度においても経営努力を促すため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、
 - ・資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合
 - ・中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合に該当するものについては、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。
- 法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法（平成11 年法律第103 号）により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。
- 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を

充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。

- 単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

(2) 報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上

- 独立行政法人の役職員の報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するものの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。

しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。また、職員表彰や賞与の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。

- 法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
- 各法人は、長の報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。
- 法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案し、役職員が公務員である法人の役職員については国家公務員の給与を参酌するなど、設定の考え方を具体的に明記する。
- 法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、法人の分類に応じ、
 - ① 役職員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など、当該法人が必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえながら説明するものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員の給与水準が高い法人は、高い水準であることの合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。
 - ② 役職員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌して当該水準が妥当であると考えられる理由を説明するものとする。監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。
- 主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのものの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。
- また、役員の退職手当への業績反映について、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、一般の報酬・給与の弾力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。

(3) 調達の合理化

- 各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。

総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

(4) 情報公開の充実

- 各法人の事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。
- 各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。
- 法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。

5. 研究開発型の法人への対応 (略)

III 独立行政法人の組織等の見直し

1. 組織等の見直しの基本的考え方

- 国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることを目的とする。
- 「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図る。
- 民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化を行う。また、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点から必要な見直しを行う。
- 類似の業務や互いに密接に関連する業務を実施している法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合する。その際、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意する。
- 独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人については、他の法人との統合を検討する。
- 法人間における業務実施の連携強化について積極的に取り組むほか、外部委託の活用の実態等を踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化を一層推進する。

2. 各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

3. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

- 法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるため、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、これに応じてガバナンスを高度化するなど、制度・運用の見直しを行うことにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにするとともに、その効率性を確保することが必要である。
- このため、法人が行う以下の6つの業務について、以下の方針でガバナンスの高度化等の取組を行う。

(略)

⑥ 助成・給付業務

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付（研究開発等の資金配分を含む。）を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。

- 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。
 - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30 年法律第179 号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されること
- を補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

⑦ その他横断的見直し事項

- 補助金等適正化法等に基づくチェック事項に関する評価の簡素化
 - ・法令や補助金等交付要綱への適合性や金額の妥当性については、補助金等適正化法等に基づき主務大臣が毎年度チェックしていることから、中期目標管理においては、これらを除いた業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について主務大臣による評価を実施する。

上記の事務・事業の特性に応じた制度・運用の見直しのうち、各法人等について特に講ずべき措置は、別紙記載のとおりとする。

IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等 （略）

各法人等について講ずべき措置（別紙）

文部科学省所管

【日本学術振興会】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 科学技術振興機構との連携を強化する。
- ファンディング機能を有する代表的機関として、国からの補助金等を用いて行う資金の助成・給付業務について、不正防止策を強化するとともに、受給団体のガバナンス強化に対する支援を行う。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/pdf/sankou-k3.pdf> 参照)

独立行政法人の令和3年度業務の実績に係る評価等の点検結果等について（報告）

令和4年12月5日
独立行政法人評価制度委員会評価部会

主務大臣による独立行政法人の令和3年度業務の実績に係る評価（年度評価）、令和3年度に中（長）期目標期間を終了した法人の中（長）期目標期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）及び国立研究開発法人の中間期間終了時までの中長期目標期間における業務の実績に係る評価（中長期目標期間中間評価）について、「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和4年4月8日独立行政法人評価制度委員会決定）に掲げる視点等を踏まえて点検した結果、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。

もっとも、以下の2点については、今後の評価の実施等に際し、各主務大臣において留意する必要があると考えられる。

- (1) 年度評価は、毎年のPDCAサイクルのチェック機能を果たすため、特に、複数年連続でC以下評定を付す場合には、主務大臣自らが、従前の改善策等について適切に機能しているか検証した上で、次期において、取り組むべき方針を明らかにする等、法人が評価結果を踏まえて改善等の行動を的確にとることができるようにする必要がある。

一方で、今回の点検の結果、一部の法人において、複数年連続して所期の成果を下回っている項目において、従前の改善策等の検証に関する記載が主務大臣による評価の中で確認できないものがあった。事業の性質や外的要因により、法人の取組だけでは現行の目標水準の達成が困難な場合もあると考えられることから、主務大臣において抜本的な改善策等を十分に検討し、当該法人の使命、ミッションに照らしつつ、当該法人を取り巻く環境や業務の特性等を考慮した上で適切な目標を設定し、独立行政法人が担う政策実施のPDCAサイクルを的確に回すことが必要であると考ええる。

- (2) 今回、一部の法人の中（長）期目標期間実績評価書について、主務大臣が独自の様式を使用しており、その結果、項目別評定において、見込評価と期間実績評価の差異を比較できないものがあった。

（注）「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）においては、「見込評価と中期目標期間実績評価の項目別評定は、それぞれ並列して表記し、見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう努める」とこととされており、「評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成する」となされている。

評価書の様式を標準化し統一を図ることにより、他法人の評価等との比較可能性を高めるとともに、国民への説明責任の徹底（見える化）が図られることから、総務省行政管理局長が定める様式に基づき評価書を作成することが必要であると考ええる。

なお、PDCAサイクルを的確に機能させ、国民に適時の情報提供を行う観点から、評価指針においては、「評価結果を予算や業務運営の改善等に反映できるよう、概算要求時を目途に各評価を完了させるよう努める」となされている。このことを踏まえ、主務大臣においては、年度評価及び見込評価は8月上旬を目途に、期間実績評価は8月中旬を目途に評価を完了させるなど、適時に評価を実施するよう、改めて御留意願いたい。

以上

独立行政法人日本学術振興会が達成すべき
業務運営に関する目標
(中期目標)

平成30年3月1日

令和4年7月21日改正

令和5年2月28日改正

文部科学省

目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	1
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1	総合的事項	1
2	世界レベルの多様な知の創造	2
3	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	5
4	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	6
5	強固な国際研究基盤の構築	8
6	総合的な学術情報分析基盤の構築	10
7	横断的事項	11
IV	業務運営の効率化に関する事項	12
V	財務内容の改善に関する事項	13
VI	その他業務運営に関する重要事項	13

※ III 1～7の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、III 1～7及びIV～VIの各項目を評価の単位とする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っている。

人類社会の持続的発展とともに国の国際競争力の強化に貢献する卓越した知は、研究者一人ひとりの自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく果敢な挑戦によって生み出されるものであり、研究者の自由な発想を源泉として新たな知を生み出す学術研究の役割は極めて大きい。平成 28 年 1 月 22 日に閣議決定された「科学技術基本計画」においては、学術研究の推進を初めて盛り込み、「イノベーションの源泉」として、「挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点から改革と強化」を進めるべきものと位置付けており、振興会は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものとして、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められる。

一方、情報通信技術の急速な進化やグローバル化は学術研究に大きな構造変化をもたらし、世界レベルでの学術研究の競争も激しさを増す中、研究者が国内外の垣根なく協働していく時代にある。このような変化の中、振興会には、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができる国際的な研究基盤を構築するとともに、事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支える業務基盤を確立し、国や分野の枠にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を支えることが一層求められる。

このような役割を果たすため、振興会の中期目標は、以下のとおりとする。

（別紙）政策体系図

II 中期目標の期間

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

我が国の学術振興の中核機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割を十分に果たすため、研究者を中心とする幅広い関係者の意見を取り入れるとともに、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に基づき、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

(1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営

学術の振興を目的とする振興会の事業の特性に配慮し、評議員会や学術研究に対する高い識見を持つ学識経験者の意見を反映させるとともに、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れることにより、研究者コミュニティの信頼を得つつ、効果的な業務運営を行う。

(2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、事業の実施に必要な調査・研究機能や審査・評価業務に係る機能を充実・強化する。また、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行う。

(3) 学術研究の多様性の確保等

年齢や性別、分野、機関にかかわらず研究者が自らの能力を発揮できるよう多様性を確保するとともに、研究の長期的視点、継続性等を踏まえて事業を推進する。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

【評価指標】

- 1－1 研究者等の意見聴取状況（評議員会の開催実績等を参考に判断）
- 1－2 学術システム研究センターによる各種事業への提案・助言の状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 1－3 学術研究の多様性の確保と現代的要請を踏まえた業務運営状況（有識者の意見を踏まえ判断）

【目標水準の考え方】

- 1－1 研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、評議員会の開催実績や学識経験者からの意見聴取実績及びそれら意見を踏まえた業務運営状況を参考に判断する。
- 1－2 第一線級の研究者の知見を生かした、各種事業への提案・助言が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 1－3 学術研究の多様性を確保する観点から、幅広い分野等への支援や女性研究者の参画を促進するとともに、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。

2 世界レベルの多様な知の創造

我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出する。

(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的・先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。科研費事業は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業（文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に規定する事業）により実施する。その際、国の事業としての一体性を確保し、それぞれの研究種目に応じて長期的観点や国際的な観点も考慮して審査・評価業務を適切、公正に行うとともに、研究の進捗状況に応じた柔軟な運用を確保しつつ早期の交付に努める。

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直した科研費審査システム改革について、研究者コミュニティにおける新たな審査システムの理解向上に資する取組を行いその定着を図りつつ、課題等の把握に努める。また、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行い、その結果を踏まえて必要な改善に取り組む。

科研費事業のうち、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、業務の効率化と研究者の利便性の向上を図る観点から、中期目標期間中に振興会への業務の一元化を行うための体制を整備する。

(2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

国を越えた学術研究を振興する観点から、学術研究を支援する事業における国際性を高めるとともに、国際的な共同研究等を支援する。

特に、諸外国の学術振興機関とのマッチングファンドによる国際共同研究については、世界レベルの研究を円滑・確実に支援する新たな枠組みを検討・調整し、中期目標期間の早期に導入する。

(3) 学術の応用に関する研究等の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会的問題の解決につながるような学術研究等を行う。

【重要度：高】【難易度：高】

世界レベルの多様な知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することや、前例のない国際共同研究への新たな支援枠組みの導入に際しては、相手国との間で、異なる諸制度の調整を行い、研究者にとって使いやすい仕組みを構築する必要があることから難易度は高い。

【評価指標】

2-1 科研費の審査・評価の公正性、透明性（有識者の意見を踏まえ判断）

- 2－2 科研費の交付処理状況（B水準：ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知）
- 2－3 国際共同研究における新たな枠組みの導入による申請・審査過程の効率化・国際化（有識者の意見を踏まえ判断）
- 2－4 学術の応用に関する研究における適切な課題設定に向けた取組状況（有識者からの意見聴取実績等を参考に判断）

【関連指標】

- 2－A 科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査^(※)結果
 (※)「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦すること十分に寄与していると思いますか」という質問
- 2－B 事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合
- 2－C 二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合
- 2－D 事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合

【目標水準の考え方】

- 2－1 資金配分機関として公正性、透明性を確保した適切な審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 2－2 交付処理の迅速性を確保する観点から、ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知することを達成水準とする。
- 2－3 英語での申請に加え、相手国対応機関と審査を分担することにより、審査過程の効率化・国際化が図られたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 2－4 様々な学術的・社会的要請に応えた課題設定に向けた取組が行われたか、有識者からの意見聴取実績や情報収集の取組等を参考に判断する。
- 2－A 卓越した研究成果が持続的に生み出されるための環境の整備状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度調査における実績（指数5.6^(※)）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
 (※) 指数5.5以上で、最も高い水準である「状況に問題はない」とされる。
- 2－B 独創的・先駆的な学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成25～28年度の評価において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：73%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
- 2－C 国際的な共同研究の促進と国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成25～28年度の調査において、研究成果の

発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：75%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

- 2-D 国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：84%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。

（1）自立して研究に専念できる環境の確保

若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、目的や対象者に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する「特別研究員事業」を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

（2）国際舞台で活躍する研究者の養成

国際舞台で活躍する世界レベルの研究者を養成するため、目的や対象者に応じた多様な方法により、「海外特別研究員事業」等、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

また、目的やキャリアステージに応じた優れた外国人研究者の招へいや研究者の交流を行い、国際的な頭脳循環の中で若手研究者の研究環境の国際化を図る。

（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供

研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者を顕彰することにより、研究者の研究意欲を高め、研究の発展を促進する。また、優れた若手研究者に対し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じて国際的な研さんの機会を提供することにより、学術的・国際的視野を広げ、リーダーとなる人材の育成を図る。

【重要度：高】

次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高め

ていくための取組として重要であるため。

【評価指標】

- 3－1 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）
- 3－2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）
- 3－3 外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が75%程度）
- 3－4 若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が95%程度）

【関連指標】

- 3－A 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

【目標水準の考え方】

- 3－1 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3－2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3－3 国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査の結果（平成25～28年度実績：76.8%）を踏まえ、75%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3－4 若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果（平成25～28年度実績：91～100%）を踏まえ、各シンポジウム等において95%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3－A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度の状況（5年経過後特別研究員-PDは91.6%、5年経過後海外特別研究員は94.2%、10年経過後特別研究員-DCは88.5%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における教育

研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能の強化を行う。

(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進

国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。

(2) 地域の中核・特色ある研究大学の強化促進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進する。

(3) 大学教育改革の支援

大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育改革に取り組むことで、我が国の大学教育を牽引することができるよう、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

(4) 大学のグローバル化の支援

我が国の大学教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

【評価指標】

- 4-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の実施状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等を参考に判断）
- 4-2 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援等における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）

【関連指標】

- 4-A 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況

【目標水準の考え方】

- 4-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備の状況等を参考に判断する。

- 4-2 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。
- 4-A 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が100%（平成28年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が75%（平成25～28年度における中間評価及び事後評価の実績））を基準とした状況変化を評価において考慮する。

5 強固な国際研究基盤の構築

国際的な競争が激しさを増す中で、我が国の研究者が学術研究を先導し、そのプレゼンスを高めていくことができるよう、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築する。

（1）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、各種事業を通じた国際的な活動の動向や海外関係機関等の動きなどを定期的に集約・共有するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開できる体制を整備し、積極的に事業の国際化に取り組む。

また、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について検討し、中期目標期間の早期に一定の結論を得て、必要な改善・強化を行う。

さらに、中期目標期間の早期に、国際的な取組の種別や内容が研究者にとってより分かりやすくなるよう体系的に整理し、発信する。

（2）諸外国の学術振興機関との協働

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けた多国間の学術振興機関ネットワークにおいて主導的な役割を果たすとともに、各国学術振興機関とのパートナーシップを形成し、質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築・強化する。

（3）在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会の事業を経験した外国人研究者や在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動支援を行うことにより、我が国と諸外国との学術交流を持続的に発展させる。

（4）海外研究連絡センター等の展開

海外研究連絡センター等が、所在地域の学術振興機関、在外公館、その他の海外拠点等と連携し情報の収集と発信に努め、我が国の大学等のグローバル化を支援するとともに、我が国の学術研究のプレゼンスの向上に寄与する。

【難易度：高】

強固な国際研究基盤の構築に当たっては、振興会の業務全般を横断する基盤的機能を有する組織の整備という初めての取組を行うこととしており、また、これまで長期的に実施してきた事業の在り方を検討する際には、多様な関係者の理解を得ながら実施するプロセスが不可欠であることから、難易度は高い。

【評価指標】

- 5－1 前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5－2 国際的な取組の内容に関する発信状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5－3 諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5－4 同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）
- 5－5 海外研究連絡センター等における活動状況（B水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度）

【関連指標】

- 5－A 国際交流事業の採用者による国際共著論文数

【目標水準の考え方】

- 5－1 事業の在り方に係る検討を経て、効果的な改善・強化が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5－2 国際的な取組を体系的に整理し、効果的な周知がなされたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5－3 質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築する観点から、各国の学術振興機関との交流状況に応じて適切に協定の廃止・改訂や、新規立ち上げが行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5－4 同窓会主体の活動が活発に行われたか、また外国人研究者と在外日本人研究者コミュニティ等が連携する機会が提供されたか、同窓会イベント等の開催実績、会員数等を参考に判断する。
- 5－5 現地の事務所を利用した効果的な情報収集・情報発信を実施する観点から、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度実績：年間 652～1,181 件）を踏まえ、全センターのホームページで年間 840 件程度の情報発信が行われることを達成水準とする。

- 5－A 学術の国際的な競争・協働の中で我が国のプレゼンス向上の状況を把握するため、国際交流事業の採用者による国際共著論文数について毎年度確認を行うとともに、その状況変化を評価において考慮する。

6 総合的な学術情報分析基盤の構築

事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支えることができるよう、振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築する。

(1) 情報の一元的な集積・管理

事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。

(2) 総合的な学術情報分析の推進

振興会の諸事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行うことにより、総合的視点に立った企画・立案と事業改善に資する。

(3) 学術動向に関する調査研究の推進

振興会の諸事業を長期的観点に立って効果的に展開するため、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究を行うとともに、その結果を新たな事業の企画・立案等に活用する。

【評価指標】

- 6－1 情報の一元的な管理の状況（取組実績を参考に判断）
- 6－2 情報の分析や調査研究の成果の発信状況（B水準：中期目標期間中に10件程度）
- 6－3 学術動向調査の実施件数（B水準：中期目標期間中に614件程度）

【目標水準の考え方】

- 6－1 事業の枠を超えた活用を可能とする情報基盤が構築されているか、情報の一元的な管理に係る取組実績を参考に判断する。
- 6－2 振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析する観点から、10件程度のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果について発信することを達成水準とする。
- 6－3 学術の振興を図るための諸事業を長期的観点に立って効果的に展開する観点から、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究について、前中期目標期間における実績（614件）と同程度実施することを達成水準とする。

7 横断的事項

振興会の事業が、研究者のみならず社会からもより高い支持、信頼を得られるよう、横断的な取組を行う。

(1) 電子申請等の推進

研究者の負担軽減や業務効率化の観点から、電子申請等に必要な情報システムを整備する。

(2) 情報発信の充実

振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備する。その上で、受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信に取り組むとともに、情報発信の在り方について更なる検討を進め、中期目標期間の早期に一定の結論を得る。

(3) 学術の社会的連携・協力の推進

大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進することにより、相互のインターフェイス機能の充実を図る。

(4) 研究公正の推進

助成・支援事業の実施に当たり、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策を徹底するとともに、研究者の所属機関に対し、研究費の適切な管理・執行を促す。

(5) 業務の点検・評価の推進

自己点検評価や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善を図る。

【評価指標】

- 7-1 電子申請等の推進状況（応募手続や審査業務等の電子化実績等を参考に判断）
- 7-2 振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）
- 7-3 大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（B水準：中期目標期間中に8件程度）
- 7-4 研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催）
- 7-5 業務の点検・評価の実施状況（B水準：自己点検評価及び外部評価を毎年度実施）

【目標水準の考え方】

- 7-1 研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システムが整備されているか、応募手続や審査業務等の電子化の実績及び制度改善や研究者等の意見を踏まえ

たシステムの改修実績等を参考に判断する。

- 7-2 振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、ホームページへのアクセス件数（平成 26～28 年度の各年度平均実績：478 万件）、コンテンツごとのアクセス動向等を参考に判断する。
- 7-3 適時適切な研究テーマの設定により、学界と産業界の交流・連携を促進する観点から、平成 29 年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計 8 委員会全てを中期目標期間中に刷新することを達成水準とする。
- 7-4 研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度 2 回程度開催することを達成水準とする。
- 7-5 継続的な業務運営の改善を図る観点から、自己点検評価及び外部評価を毎年度実施することを達成水準とする。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 組織の編成及び業務運営

国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ、機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。

効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。

また、法人の行う業務については、既存事業の見直し等により、効率化を進める。なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。

さらに、他のファンディングエージェンシーや大学等の幅広い関係機関との適切な連携・協力関係を構築する。

2 一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比 3 % 以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比 1 % 以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3 調達等の合理化

引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。

4 業務システムの合理化・効率化

ICT等を活用した業務システム整備に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

V 財務内容の改善に関する事項

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、事業ごとに適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、規程の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行う。

2 情報セキュリティへの対応

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、情報セキュリティ対策を推進する。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

3 施設・設備

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

4 人事

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うなど、職員の能力の向上を図る。また、振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、振興会の核となる職員の育成・充実に努める。

日本学術振興会の政策的位置付け

別紙

主な政府方針

■第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)

- ・若手研究者の育成・活躍促進
- ・大学院教育改革の推進
- ・国際的な研究ネットワーク構築の強化
- ・学術研究の推進に向けた改革と強化
- ・国際共同研究の推進と世界トップレベルの研究拠点の形成 等

■科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年6月2日閣議決定)

- ・博士課程学生への経済的支援を充実
- ・若手研究者等が独立して研究可能な競争的資金による独創的な研究を促進
- ・大学等研究機関における、高いポテンシャルを有する海外研究機関との研究者の派遣・受入れ
- ・相手国・地域のポテンシャル・分野と協力フェーズに応じた多様な国際共同研究及び研究交流を促進 等

■教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)

- ・博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図る
- ・各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進 等

独立行政法人日本学術振興会法

(振興会の目的)

第三条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

日本学術振興会が果たすべき役割

学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関(ファンディングエージェンシー)として、研究者の活動を安定的・継続的に支援

世界レベルの多様な知の創造

研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出

知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成

大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能を強化

強固な国際研究基盤の構築

諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築

総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築

文部科学省の政策目標における位置づけ

～「文部科学省政策評価基本計画」(平成25年3月29日 文部科学大臣決定)における「文部科学省の使命と政策目標」より抜粋～

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- － 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

政策目標7 イノベーション創出に向けたシステム改革

- － 施策目標7-2 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

- － 施策目標8-1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化
- － 施策目標8-2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進

独立行政法人日本学術振興会が
中期目標を達成するための計画
(中期計画)

平成30年3月30日

令和4年8月26日改正

令和5年3月10日改正

独立行政法人日本学術振興会

目 次

I	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	総合的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	世界レベルの多様な知の創造・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成・・・・・・・・	4
4	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化・・・・・・・・	6
5	強固な国際研究基盤の構築・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6	総合的な学術情報分析基盤の構築・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7	横断的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	10
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置・・・・・・・・	12
III	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・	13
IV	短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・	13
V	重要な財産の処分等に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・	13
VI	剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・	13
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項・・・・・・・・	13
	別紙・・・・・・・・・・・・・・・・	15

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 総合的事項

（1）研究者等の意見を取り入れた業務運営

研究者の自由な発想に基づく学術研究の成果は、人類社会共通の知的資産として文化的価値を形成するものであり、学問領域を限定せず、分野の性格に応じた適切な支援方法により、幅広くバランスをとって振興する必要がある。特に、長期にわたる試行錯誤を必要とする知的創造活動としての基礎研究への支援や、将来の学術研究を担う優秀な研究者の養成について十分配慮する必要がある。このため、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れた業務運営を行う。

業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的に開催する。事業実施に当たっては、評議員会等での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、効果的に成果が上がるよう業務運営に反映させる。

（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、学問領域の専門的な知見に基づき、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努める。

同センターの組織運営に当たっては、運営委員会における高い識見に基づく審議及び意見を参考とし、その際、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについても、同委員会において意見を得る。

さらに、同センターの業務内容の透明性の向上を図る観点から、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。

（3）学術研究の多様性の確保等

研究者が、年齢、性別、分野、機関にかかわらず自らの能力を発揮することができるよう、事業の推進に当たっては、学術研究の多様性を確保するとともに、学術研究が無限の発展可能性を有していることを踏まえ、長期的視点を加えた継続的かつ着実な支援に努める。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承などに配慮する。

幅広い分野等への支援や女性研究者の参画促進、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が適切になされているか、評議員会において意見を得る。

また、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援の状況について、男女共同参画推進委員会において検証し、必要な改善方策を検討する。

2 世界レベルの多様な知の創造

学術研究を支援する我が国唯一の資金配分機関として、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出するため、科学研究費助成事業を確実に実施するとともに、研究の国際化と国際的な共同研究等を推進する。

(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。

- ・科研費事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。
- ・科研費事業の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。
- ・科学研究費委員会において、科研費事業の毎年度の審査方針等を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。

文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、文部科学省との連携の下、振興会への一元化を行うための体制の整備を図る。

① 審査・評価の充実

学術システム研究センター等の機能を活用し、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

公募に当たっては、科学研究費委員会において決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表する。

審査・評価に当たっては、科学研究費委員会に置かれた各部会において、それぞれの研究種目の目的・性格に応じ、厳正に実施する。

科研費審査システム改革については、新たな審査システムの理解向上を図るため、審査委員等研究者に向けた説明会等、普及活動を実施する。また、審査等を通じて新たな審査システムの課題等を把握し、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行った上で、その結果を踏まえた必要な改善に取り組む。

審査・評価については、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。

② 助成業務の円滑な実施

科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業の特性に配慮しつつ、研究費が有効に活用されるよう早期交付に努める。特に、採否に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、4月上旬までに迅速かつ確実に行う。

研究費の交付に当たっては、研究の進捗状況に応じて前倒して使用することや次年度以降に使用すること等を可能とするなど、弾力的に運用する。

③ 研究成果の適切な把握

科研費事業の研究課題の研究成果について適切に把握するとともに、産業界や他の研究機関等において活用できるようホームページ等において広く公開する。

(2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

- ・諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、又は新興国等の新たなニーズに対応し、二国間の共同研究やセミナー・シンポジウムの開催を支援する。
- ・海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う共同研究を推進する。その際、相手国対応機関と審査を分担し、審査を一方の機関で行うリードエージェンシー方式による新たな枠組みを検討し、平成30年度中に導入する。
- ・先端研究分野における世界的水準の研究交流拠点の形成やアジア・アフリカ地域における諸課題解決に資する中核的な研究交流拠点の形成を推進する。
- ・科研費事業のうち国際共同研究加速基金において、国を越えた学術研究を支援する。

また、学術研究を支援する事業において、研究の国際性を高めるための取組を検討し、実施する。

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。また、国際共同研究における新たな枠組みについては、その導入による申請・審査過程の効率化・国際化が図られたかについての意見を得る。

(3) 学術の応用に関する研究等の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるために、国の審議会等による報告等を踏まえつつ、学術の発展や社会問題の解決につながるような学術研究等を行う。

・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業

文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について（報告）」を踏まえ、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。

事業の実施に当たっては、委員会を設けて課題を設定するとともに、研究の進捗状況等について評価する。様々な学術的・社会的要請に応える課題設定に向けた取組として、有識者から意見聴取や情報収集等を行う。また、ホームページへの掲載やセミナー・シンポジウムの開催等により、広く研究成果を発信する。

人文学・社会科学のデータの共有、利活用を促進するオールジャパンの基盤の構築を推進する。

3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成するため、優れた若手研究者に対する経済的支援や海外で研さんを積むことができる環境の整備等に取り組む。

事業を実施するに当たっては、第一線で活躍する若手研究者も含む人材育成企画委員会を置き、人材育成に係る諸課題について検討を行う。

(1) 自立して研究に専念できる環境の確保

大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員」として採用し、研究奨励金を支給する。

博士の学位を有する者で特に優れた研究能力を有する者については、世界レベルでの活躍を期待して、能力に応じた処遇を確保する。

対象者に応じた多様な採用区分を設け、採用計画を毎年度整備し、幅広い研究分野における優れた若手研究者を計画的・継続的に採用する。

また、学術研究分野における男女共同参画を進めるため、出産・育児に配慮した取組を推進する。

① 審査の適切な実施

特別研究員の選考に当たっては、我が国の第一線の研究者を審査委員とする特別研究員等審査会を設置し、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に審査を実施する。

若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成30年度より新たな審査区分を導入して審査を実施する。若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針を整備するとともに、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員は、学術システム研究センターからの推薦に基づき、理事長が選考する。

② 事業の評価と改善

採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ80%程度の肯定的評価を得る。

また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

③募集・採用業務の円滑な実施

研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複支給を防止するための取組を引き続き行う。

(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成

若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。また、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする取組を実施することにより、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援する。

各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会又は国際事業委員会において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。

① 若手研究者の海外派遣

我が国の大学等学術研究機関に所属する常勤の研究者や博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、滞在費等を支給する。また、採用期間終了後の就職状況調査や、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、事業の実施状況や支給の効果等について必要に応じて評価・検証を行う。その際、採用者への支援に関する調査及び採用者の受入先への研究活動に関する調査については、それぞれ80%程度の肯定的評価を得る。また、これらの評価・検証結果を活かし、学術システム研究センターや人材育成企画委員会等での議論を踏まえ、事業の趣旨に留意しながら、必要に応じ、運用上又は制度上の改善を図る。

我が国の大学院に在籍する博士後期課程学生の中から海外に挑戦する優れた若手研究者を採用し、海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供するため、滞在費等を支給する。

頭脳循環により優れた研究者の育成を図るため、研究機関の国際研究戦略に沿って、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関と行う世界水準の国際共同研究に携わり、様々な課題に挑戦する機会を提供する大学等研究機関の支援等を行う。

② 外国人研究者の招へい

内外の研究者が我が国の大学等研究機関で切磋琢磨する国際的な研究環境を創出し、若手研究者の養成等に資するため、優秀な若手研究者や世界的研究業績を有する著名研究者等、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者招へいのための取組を推進し、我が国の研究機関の研究環境の国際化について、75%程度の受入研究者からの肯定的評価を得る。また、外国人研究者招へい事業については、事業の質をより高める観点からの検証を行う。

加えて、招へいした外国人研究者の協力を得て、我が国の将来を担う高校生に科学や国際社会への関心を深める機会を提供する。

(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供

優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。

① 研究者の顕彰

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される研究者の養成に資するため、優れた若手研究者を顕彰する「日本学術振興会賞」及び大学院博士課程学生を顕彰する「日本学術振興会育志賞」を実施する。

また、国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞に係る事務、野口英世博士の功績に因み、アフリカの医学研究・医療活動分野において卓越した業績を挙げた研究者を顕彰する賞（野口英世アフリカ賞）のうち医学研究分野の審査業務を担当し、着実に実施する。

② 国際的な研さん機会の提供

我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の幅広い若手研究者の育成及び相互のネットワーク形成を促すため、若手研究者の集中的な討議の機会を提供するシンポジウム・セミナー等の取組を実施する。その際、振興会が実施するシンポジウム等に参加したことによる効果について、95%程度の参加者から肯定的評価を得る。

(4) 研究者のキャリアパスの提示

全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示する卓越研究員事業について、国の方針を踏まえ、審査及び交付業務を行う。卓越研究員候補者の審査に関しては、審査の公正性、透明性を確保し実施する。

4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等の教育研究機能を強化するため、大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化に関わる国の助成事業について、審査・評価等業務を実施する。また、事業による成果等について情報発信を行う。

(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進

国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成を目的とした国の助成事業について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価等業務を行うとともに、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

審査・評価等の実施に当たっては以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保するとともに、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備する。

- ・ 審査・評価等を担う委員会の設置
- ・ 審査に関する情報の公表
- ・ 利益相反に配慮した審査の実施
- ・ 審査・評価等終了後の委員名の公表

- ・評価結果等の公表

また、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務として、当該事業全体としてのブランドを維持・向上させる活動を行うとともに、世界最高水準の研究拠点の形成に係る情報収集・分析や経験・ノウハウの共有・展開を行う。

（２）地域の中核・特色ある研究大学の強化促進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として行う地域中核・特色ある研究大学強化促進事業について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価・進捗管理、交付業務及び事業成果の最大化に向けた必要な支援業務等を行う。

審査・評価等の実施に当たっては以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。

- ・審査・評価等を担う委員会の設置
- ・審査に関する情報の公表
- ・利益相反に配慮した審査の実施
- ・審査・評価等終了後の委員名の公表
- ・評価結果等の公表

また、地域の中核・特色ある研究大学の振興に必要な情報収集・分析を行うとともに、経験・ノウハウの共有・展開を図る。その他、事業の成果及び課題について広く情報発信を行うとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。

（３）大学教育改革の支援

大学の学部や大学院の教育改革を支援する以下のような国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。

- ・世界をリードする教育拠点の形成支援
- ・地域再生・活性化の拠点としての大学の取組の支援
- ・革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する意欲的な取組の支援

審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。

- ・審査・評価等を担う委員会の設置
- ・審査に関する情報の公表
- ・利益相反に配慮した審査の実施
- ・審査・評価等終了後の委員名の公表
- ・評価結果等の公表

また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善

や国における施策の検討に活用されるよう努める。

(4) 大学のグローバル化の支援

大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、審査・評価等実施機関の公募が行われ、振興会の有する審査・評価等に関する知見が活用できる場合には、当該事業への応募及び実施機関として選定されるよう努め、審査・評価等業務を行う。

審査・評価等の実施に当たっては国の定めた制度・方針に従うとともに、以下の取組を行い、審査・評価等の公正性、透明性を確保する。

- ・審査・評価等を担う委員会の設置
- ・審査に関する情報の公表
- ・利益相反に配慮した審査の実施
- ・審査・評価等終了後の委員名の公表
- ・評価結果等の公表

また、事業の成果及び課題について情報発信するとともに、当該情報が事業の改善や国における施策の検討に活用されるよう努める。

5 強固な国際研究基盤の構築

諸外国との強固かつ双方向の国際研究基盤を構築・発展させるため、我が国を代表する資金配分機関として、戦略的・機動的に国際的な取組を展開する体制を整備するとともに、諸外国の学術振興機関、海外研究連絡センター、在外研究者コミュニティ等と協働する取組を推進する。

(1) 事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、新たに設置する国際統括本部において、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等の動向等を集約・共有する会合を定期的に開催するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について、必要に応じて外部有識者の意見も聴取した上で検討し、平成30年度中を目途に基本的な戦略を策定する。その戦略に基づき、事業の見直しを要するものについては順次着手可能なものから着手し、中期目標期間中に必要な改善・強化を行う。

また、振興会の業務に係る国際的な取組を体系的に整理し、研究者や国民にとって分かりやすい情報発信の在り方を検討・実施するとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。

さらに、事業の在り方に係る検討を踏まえ、事業の効果的な改善・強化や周知が行われたかについて、有識者の意見を得る。

(2) 諸外国の学術振興機関との協働

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けて議論を行うための学術振興機関長会議や、多国間の学術振興機関ネットワークにおいて積極的に役割を果たす。また、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを行う。その際、各国の学術振興機関等との交流状況に応じた適切な協定の見直し等が行われているかについて、有識者の意見を得る。

(3) 在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会の事業により我が国での研究滞在を終えて母国に帰国した外国人研究者や、在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動の支援を行う。

在外研究者コミュニティの活動の支援においては、我が国と諸外国との学術交流が持続的に発展するよう留意する。

(4) 海外研究連絡センター等の展開

海外研究連絡センター及び海外アドバイザーは、所在する地域の学術振興機関、在外公館、その他の関係機関の海外拠点等と連携し、当該地域の学術動向等に係る情報の収集及び発信を行う。その際、全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間 840 件程度(前中期目標期間実績:年間 652~1,181 件)の情報発信を行う。

また、学術研究ネットワーク形成支援や我が国の大学等のグローバル化支援の拠点としての機能を果たす観点から、世界の学術振興機関との関係構築、大学の海外展開の支援、セミナー、シンポジウムの開催等を実施する。

6 総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に活用する基盤を構築し、事業の成果の把握、分析を行うとともに、事業の改善や高度化に向けた取組を実施する。

(1) 情報の一元的な集積・管理

情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する体制を整備するとともに、事業横断的な分析を可能とするための情報の整理に取り組む。

(2) 総合的な学術情報分析の推進

学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。その際、関係機関との連携協力を進める。

分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案するとともに、必要に応じホームページ等において情報発信を行う。分析や

調査研究の成果の発信については、中期目標期間中に 10 件程度のテーマについて実施する。

(3) 学術動向に関する調査研究

学術システム研究センターにおいて、学問領域の専門的な知見に基づき、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。

国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、海外研究連絡センターにおける収集情報などにより、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を継続的に行う。特に、学術システム研究センターの研究員全員に専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果を取りまとめ、事業の企画・立案に活かす。

これらの調査・研究については、前中期目標期間の実績と同程度の件数を実施する（前中期目標期間実績：614 件）。また、その成果については、必要に応じ報告書等に取りまとめホームページ等において公表する。

7 横断的事項

(1) 電子申請等の推進

公募事業については、研究者、審査委員及び大学等研究機関の負担を軽減し、業務を効率的に実施するため、情報システムを活用する。その際、応募や審査に係る機密性の高い情報を保護するため、情報セキュリティを確保する。

公募事業の応募手続き及び審査業務については、「電子申請システム」を整備し、費用対効果を勘案しつつ、電子化を推進する。電子化に当たっては、府省共通研究開発管理システムとの連携を図りつつ、積極的に推進する。

なお、両システムに共通する機能については、業務効率化の観点から十分な検証を行い、重複開発を行わないように調整を図る。

(2) 情報発信の充実

① 広報と情報発信の強化

振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備するとともに、研究者、関係機関、国民等の受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信を行う。

情報発信に際しては、広報誌等出版物、メールマガジン、ホームページ等の内容充実や見やすさ・分かりやすさの確保に努めるほか、ホームページへのアクセス動向等を踏まえ、最新情報を多様な媒体を活用しながら迅速かつ効果的に提供する。

また、振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、更なる検討を進め、平成30年度中を目途に一定の結論を得る。

② 成果の社会還元・普及・活用

- (i) 学術システム研究センター等の調査・研究の成果、学術情報分析センターの分析結果、海外研究連絡センターの収集情報、及び科研費事業をはじめ振興会が実施する各事業において支援対象者から提出された実績報告書等については、知的所有権等に配慮した上で、事業の企画立案等に活用するとともに、ホームページへの掲載や出版等により、研究者をはじめ社会に積極的に提供し、広く社会還元を目指すとともに普及を図る。
- (ii) 学術研究の進展により生じた卓越した研究成果を広く一般に公開することにより、学術研究の成果・普及及びその重要性についての理解促進に努める。また、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する。

(3) 学術の社会的連携・協力の推進

大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての産学協力研究委員会等を、研究者の発意に基づいて設置する。その際、学界と産業界の研究者等が協力し、平成29年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計8委員会全てを刷新し、新たなテーマを設定した委員会・研究会を8件程度設置する。委員会等の設置に当たっては、学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される研究のシーズや分野及びその推進の方法・体制等について検討する産学協力総合研究連絡会議を開催し、審議結果を積極的に外部に情報発信する。また、国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。

学術関係国際会議の開催のため、免税措置を受けられない主催者に代わり、特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

(4) 研究公正の推進

助成・支援事業のマネジメントの一環として、不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。

このため、政府等の方針を踏まえ、研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供する。

また、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、文部科学省との適切な役割分担の下、各研究機関の不正防止に対する取組について、必要に応じ、事業ごとに適切な指導を行う。

さらに、研究機関を対象とする調査や利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、研究倫理教育教材の開発・改修を進める。また、研究機関における研究

倫理教育の高度化を支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催する。

(5) 業務の点検・評価の推進

毎年度、自己点検評価を実施するとともに、学界や産業界などを代表する有識者による外部評価体制を整備し、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行う。また、その結果については、業務運営の改善に反映する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織の編成及び業務運営

理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。その際、効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。

また、業務の運営に当たっては、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。

2 一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比3%以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3 調達等の合理化

引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、毎年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、契約の公正性、透明性を確保するとともに、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。

4 業務システムの合理化・効率化

情報化統括責任者（CIO）の指揮の下、業務プロセス全般について不断の見直しを行い、

業務・システムに係る最適化の推進、調達についての精査を行う。

効率的な業務運営を実現するため、ICT等を活用した業務システム整備に取り組む。

その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

なお、業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（中期計画の予算）

別紙１－１～１－４のとおり

2 収支計画

別紙２－１～２－４のとおり

3 資金計画

別紙３－１～３－４のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は78億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

Ⅵ 剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制の充実・強化

法令等の遵守を徹底しつつ業務を行い、『「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について』（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るための規程を整備する。また、内部監査等により内部統制が適切に運用されているか継続的に点検・検証し、必要に応じて改善する。

2 情報セキュリティの確保

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」や、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を踏まえ、振興会の情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、研修の実施やシステム監査の実施等、情報セキュリティ対策を推進する。

3 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

4 人事に関する計画

振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、以下の取組を実施することにより振興会の核となる職員の育成・充実を図る。

- ① 職員の業績等の人事評価を定期的に実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。
- ② 大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。
- ③ 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、事業を効率的に実施するため、当該期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

6 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本学術振興会法に定める業務の財源に充てる。

平成30年度～平成34年度 予算 (総括表)

(単位：百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
収入									
運営費交付金	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
国庫補助金収入	0	1,142,241	12,164	152,884	0	0	510	0	1,307,799
科学研究費補助金	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
地域中核研究大学等強化促進基金補助金	0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
事業収入	4	88	66	0	96	0	0	10	265
寄附金事業収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	1,154,810	121,723	152,985	2,136	1,636	3,224	1,881	1,439,906
支出									
一般管理費	0	2,545	0	3	0	0	0	1,881	4,429
うち人件費	0	485	0	1	0	0	0	1,124	1,610
物件費	0	2,060	0	1	0	0	0	757	2,818
事業費	1,510	12,492	109,513	101	2,102	1,635	1,404	0	128,757
うち人件費	147	733	904	101	395	74	176	0	2,531
物件費	1,363	11,759	108,609	0	1,707	1,561	1,228	0	126,228
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
地域中核研究大学等強化促進事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,510	1,157,522	121,792	3,152	2,136	1,635	3,311	1,881	1,292,940

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費見積り]

中期目標期間中に支出する人件費の見積りは、6,229 百万円である。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) \text{ (運営費交付金)} = B(y) \text{ (一般管理費)} + C(y) \text{ (事業費)} - D(y) \text{ (事業収入)}$$

$$B(y) \text{ (一般管理費)} = \{ B(y-1) \text{ (前年度一般管理費)} - E(y-1) \text{ (前年度一般管理費の人件費)} \\ - F(y-1) \text{ (前年度公租公課)} - \kappa 1(y-1) \text{ (前年度一般管理費本部建物借料)} \} \times \beta \text{ (消費者物価指数)} \times \alpha 1 \text{ (一般管理費効率化係数)} + E(y) \\ \text{ (一般管理費の人件費)} + F(y) \text{ (公租公課)} + \iota 1 \text{ (新規追加・拡充一般管理経費)} + \kappa 1(y) \text{ (一般管理費本部建物借料)} + \zeta 1 \text{ (当該年度特殊経費)}$$

$$C(y) \text{ (事業費)} = \{ C(y-1) \text{ (前年度事業費)} - G(y-1) \text{ (前年度事業費の人件費)} - \kappa 2(y-1) \\ \text{ (前年度事業費本部建物借料)} \} \times \beta \text{ (消費者物価指数)} \times \gamma \text{ (業務政策係数)} \times \alpha 2 \text{ (事業費効率化係数)} + G(y) \text{ (事業費の人件費)} + \iota 2 \text{ (新規追加・} \\ \text{拡充事業経費)} + \kappa 2(y) \text{ (事業費本部建物借料)} + \zeta 2 \text{ (当該年度特殊経費)}$$

$$D(y) \text{ (事業収入)} = D(y-1) \text{ (前年度事業収入)} \times \eta \text{ (事業収入政策係数)} \times \theta \text{ (収入調整係数)}$$

各経費及び各係数値については、以下のとおり。

A(y) : 運営費交付金

B(y) : 運営費交付金額の一般管理費

C(y) : 運営費交付金額の事業費

D(y) : 事業収入

E(y) : 一般管理費の人件費 (退職手当を含む) = E(y-1) (前年度一般管理費の人件費) ×
δ (人件費調整係数)

F(y) : 公租公課

G(y) : 事業費の人件費 (退職手当を含む) = G(y-1) (前年度事業費の人件費) × δ (人件費
調整係数)

κ 1(y) : 当該事業年度における一般管理費に計上する本部建物借料。

κ 2(y) : 当該事業年度における事業費に計上する本部建物借料。

α 1 : 一般管理費効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏
まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を
決定。

α 2 : 事業費効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算
編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な
係数値を決定。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な
係数値を決定。

- δ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- $\zeta 1$: 当該事業年度における一般管理費に計上する特殊経費。事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。
- $\zeta 2$: 当該事業年度における事業費に計上する特殊経費。事故の発生、退職者の人数の増減、法令改正等に伴い必要となる措置等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。
- η : 事業収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- θ : 収入調整係数。過去の実績における事業収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- $\iota 1$: 新規追加・拡充一般管理費。新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する事業に伴い増加する一般管理費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。
- $\iota 2$: 新規追加・拡充事業費。新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する事業のため増加する事業費。各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・運営費交付金の見積りについて、公租公課、新規追加・拡充事業経費、本部建物借料及び特殊経費については各事業年度の予算編成過程において具体的に決定するが、ここでは、各事業年度において便宜的に平成 30 事業年度の値を用いている。また $\alpha 1$ (一般管理効率化係数) を各事業年度 3.0% の縮減、 $\alpha 2$ (事業効率化係数) を各事業年度 1.0% の縮減とし、 θ (収入調整係数) は一律 1 として試算。
- ・物件費の見積りについて、 β (消費者物価指数) は変動がないもの ($\pm 0\%$) とし、 γ (業務政策係数) は一律 1 として試算。
- ・人件費の見積りについて、 δ (人件費調整係数) は変動がないもの ($\pm 0\%$) とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・事業収入の見積りについては、 η (事業収入政策係数) は据え置き ($\pm 0\%$) として試算。

平成 3 0 年度～平成 3 4 年度 予算 (一般勘定)

(単位: 百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
収入									
運営費交付金	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
国庫補助金収入	0	707,831	12,164	3,049	0	0	510	0	723,553
科学研究費補助金	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
事業収入	4	11	66	0	96	0	0	10	188
寄附金事業収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	720,323	121,723	3,150	2,136	1,636	3,223	1,881	855,582
支出									
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,881	1,881
うち人件費	0	0	0	0	0	0	0	1,124	1,124
物件費	0	0	0	0	0	0	0	757	757
事業費	1,511	12,492	109,512	101	2,102	1,636	1,405	0	128,759
うち人件費	147	733	904	101	395	74	176	0	2,531
物件費	1,363	11,759	108,609	0	1,707	1,561	1,228	0	126,228
科学研究費補助事業費	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業費	0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費	0	0	24	0	34	0	0	0	58
計	1,511	720,323	121,792	3,150	2,136	1,636	3,311	1,881	855,739

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 3 0 年度～平成 3 4 年度 予算 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
収入									
国庫補助金収入									
学術研究助成基金補助金	0	434,410		0		0	0	0	434,410
事業収入	0	77	0	0		0	0	0	77
計	0	434,487	0	0	0	0	0	0	434,487
支出									
一般管理費	0	2,545		0		0	0	0	2,545
うち 人件費	0	485		0		0	0	0	485
物件費	0	2,060		0		0	0	0	2,060
学術研究助成事業費	0	434,654	0	0		0	0	0	434,654
計	0	437,199	0	0	0	0	0	0	437,199

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※基金補助金は翌中期計画期間分の支出分を含めた金額を一括で収入額に計上し、事業費は前中期目標期間の収入分を含めた金額を一括で支出額に計上しているため収支が一致しない。

平成30年度～平成34年度 予算 (地域中核研究大学等強化促進業務勘定)

(単位：百万円)										
区	分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
収入	国庫補助金収入									
	地域中核研究大学等強化促進基金補助金	0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
	事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
支出	一般管理費	0	0	0	3	0	0	0	0	3
	うち人件費	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	物件費	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	地域中核研究大学等強化促進事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	3	0	0	0	0	3

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※基金補助金は翌中期計画期間分の支出分を含めた金額を一括で収入額に計上しているため収支が一致しない。

平成３０年度～平成３４年度 収支計画（総括表）

区 分		総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
費用の部										
経常費用		1,512	1,158,042	121,937	3,152	2,181	1,638	3,321	1,946	1,293,729
業務経費		1,511	12,492	109,512	101	2,133	1,636	1,405	0	128,788
科学研究費補助事業費		0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助事業費		0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助事業費		0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助事業費		0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助事業費		0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費		0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成事業費		0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
地域中核研究大学等強化促進事業費		0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄附金事業費		0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業費		0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業費		0	0	24	0	34	0	0	0	58
一般管理費		0	2,545	0	3	0	0	0	1,881	4,429
減価償却費		1	520	146	0	14	2	9	65	757
収益の部										
経常収益		1,512	1,158,042	121,937	3,152	2,150	1,638	3,321	1,946	1,293,698
運営費交付金収益		1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金収益		0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金収益		0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金収益		0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金収益		0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金収益		0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益		0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金収益		0	437,122	0	0	0	0	0	0	437,122
地域中核研究大学等強化促進基金補助金収益		0	0	0	3	0	0	0	0	3
業務収益		4	88	66	0	96	0	0	10	265
寄附金事業収益		0	0	91	0	0	0	113	0	204
産学協力事業収益		0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業収益		0	0	24	0	34	0	0	0	58
資産見返負債戻入		1	520	146	0	14	2	9	65	757
純損失		0	0	0	0	31	0	0	0	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額		0	0	0	0	31	0	0	0	31
総利益		0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度～平成34年度 収支計画（一般勘定）

(単位：百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
費用の部 経常費用 業務経費 科学研究費補助事業費 研究拠点形成等補助事業費 大学改革推進等補助事業費 国際化拠点整備事業費補助事業費 科学技術人材育成費補助事業費 国際研究拠点形成促進事業費補助事業費 寄附金事業費 産学協力事業費 受託事業費 一般管理費 減価償却費	1,512	720,666	121,938	3,150	2,181	1,638	3,320	1,946	856,350
	1,511	12,492	109,512	101	2,133	1,636	1,405	0	128,790
	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
	0	0	0	869	0	0	0	0	869
	0	0	0	274	0	0	0	0	274
	0	0	0	305	0	0	0	0	305
	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
	0	0	91	0	0	0	113	0	204
	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
	0	0	24	0	34	0	0	0	58
	0	0	0	0	0	0	0	1,881	1,881
	1	343	146	0	14	2	9	65	580
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部 経常収益 運営費交付金収益 科学研究費補助金収益 研究拠点形成等補助金収益 大学改革推進等補助金収益 国際化拠点整備事業費補助金収益 科学技術人材育成費補助金収益 国際研究拠点形成促進事業費補助金収益 業務収益 寄附金事業収益 産学協力事業収益 受託事業収益 資産見返負債戻入	1,512	720,666	121,938	3,150	2,150	1,638	3,320	1,946	856,319
	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
	0	0	0	869	0	0	0	0	869
	0	0	0	274	0	0	0	0	274
	0	0	0	305	0	0	0	0	305
	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
	4	11	66	0	96	0	0	10	188
	0	0	91	0	0	0	113	0	204
	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
	0	0	24	0	34	0	0	0	58
	1	343	146	0	14	2	9	65	580
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損失 前中期目標期間繰越積立金取崩額 総利益	0	0	0	0	31	0	0	0	31
	0	0	0	0	31	0	0	0	31
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 30 年度～平成 34 年度 収支計画 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
費用の部									
学術研究助成事業費	0	437,375	0	0	0	0	0	0	437,375
一般管理費	0	434,654	0	0	0	0	0	0	434,654
減価償却費	0	2,545	0	0	0	0	0	0	2,545
		177	0	0	0	0	0	0	177
収益の部									
学術研究助成基金補助金収益	0	437,375	0	0	0	0	0	0	437,375
業務収益	0	437,122	0	0	0	0	0	0	437,122
資産見返負債戻入	0	77	0	0	0	0	0	0	77
		177	0	0	0	0	0	0	177
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 30 年度～平成 34 年度 収支計画 (地域中核研究大学等強化促進業務勘定)

区 分		総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
費用の部										
経常費用		0	0	0	0	0	0	0	0	3
地域中核研究大学等強化促進事業費		0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般管理費		0	0	0	0	0	0	0	0	3
減価償却費		0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部										
経常収益		0	0	0	0	0	0	0	0	3
地域中核研究大学等強化促進基金補助金収益		0	0	0	0	0	0	0	0	3
業務収益		0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返負債戻入		0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益		0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益		0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 30 年度～平成 34 年度 資金計画 (総括表)

区 分		総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
資金支出										
業務活動による支出		1,514	1,158,939	121,923	3,154	2,144	1,637	3,315	2,375	1,295,001
次期繰越金		31	80,402	2,437	149,840	42	34	132	40	232,958
資金収入										
業務活動による収入		1,514	1,156,227	121,855	152,987	2,144	1,637	3,228	2,351	1,441,943
運営費交付金による収入		1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金による収入		0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金による収入		0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金による収入		0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金による収入		0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金による収入		0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入		0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
学術研究助成基金補助金による収入		0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
地域中核研究大学等強化促進基金補助金による収入		0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
寄附金事業による収入		0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業による収入		0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業による収入		0	0	24	0	34	0	0	0	58
その他の収入		7	1,505	198	2	104	1	4	480	2,301
前期繰越金		31	83,113	2,505	7	42	34	220	40	85,992

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度～平成34年度 資金計画（一般勘定）

(単位：百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
資金支出									
業務活動による支出	1,514	721,739	121,924	3,152	2,144	1,637	3,314	2,351	857,775
次期繰越金	31	479	2,437	7	42	34	132	40	3,203
資金収入									
業務活動による収入	1,514	721,739	121,855	3,152	2,144	1,637	3,226	2,351	857,618
運営費交付金による収入	1,507	12,481	109,446	101	2,006	1,636	1,405	1,871	130,452
科学研究費補助金による収入	0	707,831	0	0	0	0	510	0	708,340
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	869	0	0	0	0	869
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	274	0	0	0	0	274
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	305	0	0	0	0	305
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	12,164	0	0	0	0	0	12,164
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	1,600	0	0	0	0	1,600
寄附金事業による収入	0	0	23	0	0	0	25	0	48
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	1,284	0	1,284
受託事業による収入	0	0	24	0	34	0	0	0	58
その他の収入	7	1,428	198	2	104	1	4	480	2,224
前期繰越金	31	479	2,505	7	42	34	220	40	3,359

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 30 年度～平成 34 年度 資金計画 (学術研究助成業務勘定)

(単位：百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
資金支出									
業務活動による支出	0	437,199	0	0	0	0	0	0	437,199
次期繰越金	0	79,923	0	0	0	0	0	0	79,923
資金収入									
業務活動による収入	0	434,487	0	0	0	0	0	0	434,487
学術研究助成基金補助金による収入	0	434,410	0	0	0	0	0	0	434,410
その他の収入	0	77	0	0	0	0	0	0	77
前期繰越金	0	82,634	0	0	0	0	0	0	82,634

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 3 0 年度～平成 3 4 年度 資金計画（地域中核研究大学等強化促進業務勘定）

(単位：百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
資金支出									
業務活動による支出	0	0	0	3	0	0	0	0	3
次期繰越金	0	0	0	149,833	0	0	0	0	149,833
資金収入									
業務活動による収入	0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
地域中核研究大学等強化促進基金補助金による収入	0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4(2022)年度
独立行政法人日本学術振興会
年度計画

令和4年3月28日
令和4年5月27日改正
令和4年9月5日改正
令和5年3月13日改正

目 次

I	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	1
1	総合的事項	1
2	世界レベルの多様な知の創造	2
3	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	5
4	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	9
5	強固な国際研究基盤の構築	1 1
6	総合的な学術情報分析基盤の構築	1 3
7	横断的事項	1 4
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 6
III	予算、収支計画及び資金計画	1 8
IV	短期借入金の限度額	1 8
V	重要な財産の処分等に関する計画	1 8
VI	剰余金の使途	1 8
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	1 8
	別紙	2 1

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第三十一条の規定により、平成30年3月30日付け29文科政第97号で認可を受けた独立行政法人日本学術振興会の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、令和4（2022）年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

（1）研究者等の意見を取り入れた業務運営

学術研究を実際に行う研究者を含めた各界の学識経験者から成る評議員に各事業の実施状況や重要事項等について意見を聞くことにより、学術研究の特性を踏まえ、研究者の意見を取り入れた業務運営を図る。

また、学術研究に対する特に高い見識を有する学識経験者を学術顧問に委嘱し、振興会の業務に関する特定の事項について、専門的な助言を求める。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による学術研究への影響や政府の研究インテグリティに関する動向などを踏まえ、各業務の運営にあたっては、研究活動が円滑に進められるよう、研究者の意見や事業の趣旨等を踏まえながら柔軟かつ適切な措置を講じる。

（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を所長、副所長、主任研究員及び専門研究員として配置することにより、人文学、社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を整備する。その上で、学術振興策や学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行う。

重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し、必要に応じてワーキンググループやタスクフォースを設置し、機動的に対応する。特に、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行うよう努めるとともに、各種事業への提案・助言が適切に行われたかについて、運営委員会において意見を得る。

さらに、事業における審査・評価等のプロセス等を含め、同センターの活動について分かりやすく積極的な情報発信を行う。

（3）学術研究の多様性の確保等

各事業において多様な分野、研究機関等を支援対象とすることを募集の段階から周知するとともに多様な審査委員を確保し、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた支援を行うとともに、我が国として途絶えさせてはならない学問分野の継承に配慮する。

加えて、振興会の諸事業における女性研究者の参画や支援について、「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」に基づき、必要な方策を検討・

実施するとともに、その進捗状況について男女共同参画推進委員会において確認を行う。

2 世界レベルの多様な知の創造

(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）については、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業により実施する。事業の実施に当たっては、文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、以下により、滞りなく確実に実施する。さらに、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会等における審議状況を踏まえつつ、科研費制度の改善・充実について、文部科学省との連携の下、必要な検討を行う。

① 審査・評価の充実

学術システム研究センター等の機能を活用して以下の業務を実施し、科学研究費委員会において、その公正性、透明性についての意見を得る。

(i) 審査業務

- ・文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会において、科研費事業の審査方針等を決定し、審査を行う。
- ・審査委員については、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターの機能を活用して選考を行う。また、審査委員の選考に当たっては、研究分野の事情も考慮に入れつつ、若手・中堅層（49歳以下）の研究者を基盤研究（B）、（C）及び若手研究といった研究種目の審査委員として積極的に登用していくとともに、審査終了後に検証を行い、審査委員の選考や審査体制の改善につなげる。
- ・新たな審査システム（「科研費審査システム改革 2018」及びその後の改善事項）について、幹事説明会や審査の手引等を通じて審査委員の理解向上を図る。また、新たな審査システムのさらなる改善を行うため、審査委員に対するアンケートや審査会での意見交換等を通じて課題等の把握に努めるとともに、オンライン審査・評価の効果的な活用など審査委員の負担軽減に向けた検討を行う。

(ii) 評価業務

- ・特別推進研究については研究進捗評価及び中間評価、基盤研究（S）については研究進捗評価、中間評価及び事後評価、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）については中間評価を実施する。またその評価結果については、ホームページにおいて広く公開する。

② 助成業務の円滑な実施

(i) 募集業務（公募）

- ・公募に当たっては、科学研究費委員会において決定した審査方針等について、研究者等が応募前に確認できるよう広く公表・説明等を行い、研究計画調書の様式や公募要領を研究者等が迅速に入手できるようにする（外国人研究者の利便性向

上を図るための英語版の公募要領等の作成を含む)。

- ・研究機関からの要望に応じて、説明会を行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図る。

(ii) 交付業務

- ・科学研究費委員会の審査結果及び文部科学省からの通知に基づき、研究費が有効に活用されるよう交付業務を迅速に行う。
- ・内定に関する通知は、ヒアリング審査等の実施が必要な研究課題を除き、4月上旬までに行う。
- ・研究費の交付に当たっては、研究費の前倒し使用や次年度使用を活用し、研究計画等の進捗状況に応じた弾力的な運用を行う。
- ・令和3(2021)年度に補助事業期間が終了する課題に係る額の確定、並びに令和4(2022)年度に継続する基金事業の課題に係る状況の確認を行う。

③ 研究成果の適切な把握

(i) 研究成果の把握・公表

令和4(2022)年度に受理した研究実施状況報告書、研究実績報告書の研究実績の概要等、及び研究成果報告書を科学研究費助成事業データベース(KAKEN)に速やかに公開し、学術的・社会的意義について国民に分かりやすい形での情報提供に努める。また、公開情報の充実のため、採択課題における研究の概要に加え、一部の研究種目については審査結果の所見を公開するなど、引き続き科学研究費助成事業データベース(KAKEN)の運用を行う。

(ii) 広報誌等

科研費による研究成果を紹介した「科研費 研究成果トピックス」、研究費の規模が大きい研究課題の概要を記した「我が国における学術研究課題の最前線」等、最近の科研費による研究成果をホームページ等に公開し、科研費の情報発信・広報普及活動を積極的に行う。

(2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

我が国の研究水準の向上や国際競争力の強化を一層進めるため、以下の取組を行い、国際的な共同研究等を総合的に推進する。

① 諸外国との二国間交流の支援

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究やセミナーの開催、研究者交流を支援する。加えて、多様な国との交流ニーズに応えるため、国交のある全ての国・地域を対象としたオープンパートナーシップ共同研究・セミナーを支援するとともに、オープンパートナーシップセミナーの「大学間連携枠」により、大学コンソーシアム等による組織的な取組を支援する。これらについて、各国の研究水準・研究ニーズや外交的観点等、学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ、円滑に実施する。

また、大学院教育の国際化及び博士課程における若手研究者の育成のため、ドイ

ツ研究振興協会（DFG）と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。

② 国際的な共同研究の推進

海外の学術振興機関との連携の下、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究事業を実施する。令和4（2022）年度は、継続課題への支援や欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラムの新規課題への支援に加えて、ドイツ研究振興協会（DFG）及びスイス科学財団（SNSF）との連携により、審査にリードエージェンシー方式を導入した国際共同研究プログラムを実施する。

科研費事業のうち国際共同研究加速基金においては、他の科研費同様に文部科学省が定める基本的考え方・役割分担に基づき、国際的な学術研究を支援する。

若手研究者が真に国際的な視野を持つリーダーとして活躍できるよう、志を同じくした研究者との交流や相互連携の強化を図る。

③ 研究交流拠点の形成支援

先端的又は地域共通課題の解決に資する研究分野において、世界的水準又は地域における中核的な研究交流拠点の構築を図る研究拠点形成事業を実施する。また、日中韓の学術振興機関との協定等に基づき、アジアにおける世界的水準の研究拠点の構築を図る日中韓フォーサイト事業を実施する。

これらの事業の実施に当たっては、国際事業委員会等において、審査の公正性・透明性を確保し、厳正な審査を行う。

（3）学術の応用に関する研究等の実施

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業において、平成24年7月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会報告「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について」を踏まえた「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」及び「グローバル展開プログラム」による共同研究の推進に加え、令和3年1月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会人文学・社会科学特別委員会報告「人文学・社会科学を軸とした学術知共創プロジェクト（審議のまとめ）」を踏まえた「学術知共創プログラム」による共同研究を推進し、先導的な人文学・社会科学研究を推進する。

令和4（2022）年度は、令和3（2021）年度までに採択された「領域開拓プログラム」、「実社会対応プログラム」、「グローバル展開プログラム」及び「学術知共創プログラム」の研究テーマのフォローアップを行う。また、令和元（2019）年度に採択された「グローバル展開プログラム」の研究評価を行う。さらに、学術知共創プログラムの研究テーマの公募を行うとともに、同プログラムの課題の設定に当たっては、上記の審議のまとめを踏まえつつ、様々な学術的・社会的要請に応える課題を設定する

ために、有識者からの意見聴取等を行う。加えて、同プログラムの研究テーマの審査の際に、令和2（2020）年度に検証し取りまとめを行った評価指標を使用する。プログラムの実施に当たっては、透明性・信頼性の確保及び適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報の公開に努める。さらに、研究成果についてシンポジウムの開催等により情報発信を行う。

人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の実施に当たっては、委員会を設置し事業の適切かつ円滑な運営を図り、併せて連絡協議会を開催し、振興会、拠点機関及び国立情報学研究所の三者間の連携と協議を実施する。また、総合データカタログのみならず、オンライン分析システムについても運用を開始する。併せて、5年間全体を通した本事業の実績をとりまとめ、得られた成果及び課題を公開する。

3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

（1）自立して研究に専念できる環境の確保

大学院博士課程（後期）学生又は博士の学位を有する者等で優れた研究能力を有し、我が国の大学その他の研究機関で研究に専念する若手研究者を「特別研究員-DC」及び「特別研究員-PD」として採用し、研究奨励金を支給する。また、我が国の将来の研究を担う優れた若手研究者を養成する観点から、PD採用者のうち国際コミュニティの中核に位置する大学その他の研究機関で研究に専念する者を「特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）」に採用し、研究奨励金を支給する。

さらに、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、出産・育児により研究を中断し、研究現場復帰を希望する優れた若手研究者を「特別研究員-RPD」として採用し、研究奨励金を支給する。

このほか、特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施するとともに、出産・育児による中断期間中も短時間の研究を行う者については、中断後の研究の円滑な再開が可能となるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する取扱いを実施する。また、「特別研究員-DC」に採用された者が博士の学位を取得し所定の手続を経た場合は、採用期間の残期間について、「特別研究員-PD」に資格を変更するとともに研究奨励金の支給額を「特別研究員-PD」の支給単価に変更する取扱いを実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動等に支障が生じた特別研究員に対して、採用中断及び延長を可能とする特例取扱いの運用など、必要に応じて特別研究員の状況の変化に応じた柔軟な対応を行う。

① 審査の適切な実施

審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、円滑に審査を実施する。

若手研究者の挑戦性・創造性に富んだ研究を促すよう、平成30（2018）年度より導入した審査区分の下、若手研究者の主体性を重視し、目的や対象者層に応じた審査方針等を整備するとともに、審査基準及び評価方法の審査委員への周知、複数の

審査委員による書面審査等により、公正かつ精度の高い審査を実施する。また、審査の透明性を確保する観点から、審査方針等をホームページ等で公開する。

審査委員の選考について、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターが候補者名簿案を作成する。

また、不採用者に対し、その詳細な評価結果を開示する。

② 事業の評価と改善

特別研究員採用期間終了後の進路状況等の調査を行い、研究奨励金支給の効果等について確認する。また、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。

特別研究員等審査会の審査結果について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検証を行い、審査委員の選考や審査体制等の改善に反映させる。

「特別研究員-SPD」については、研究の進捗状況等について評価を行い、その結果を本人に通知する。

事業趣旨に留意しながら、若手研究者の実態等を踏まえつつ、必要に応じて事業内容の検討・見直しを行う。改善・見直し内容については十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。

③ 募集・採用業務の円滑な実施

研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、募集要項等に重複受給の制限に関する取扱いを掲載するとともに、採用内定者情報を同機構に提供し、重複チェック等を行う。

特別研究員事業等についての説明会を開催し、事業内容等の周知を図る。

(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成

国際舞台で活躍できる世界レベルの研究者を育成するため、若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。

また、国内の大学等研究機関における研究環境の国際化を支援するため、様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいする。

各種事業における選考審査は、特別研究員等審査会又は国際事業委員会において、審査の独立性、公正性、透明性を確保しつつ、厳正に実施する。

① 若手研究者の海外派遣

(i) 海外特別研究員

海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

また、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断等を経た優れた若手研究

者を海外の大学等研究機関に派遣する海外特別研究員-RRA 事業に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

両事業については、採用期間終了後の就職状況調査を行い、調査結果をホームページ等で国民に分かりやすい形で公表する。また、採用者への支援に関する調査、採用者受入先への研究活動に関する調査を実施し、それぞれ 80%程度の肯定的評価を得る。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により渡航や現地の研究活動に支障が生じた採用者に対して、採用中断及び延長を可能とする特例取扱いの運用等、必要に応じて採用者の状況の変化に応じた柔軟な対応を行う。

(ii) 若手研究者海外挑戦プログラム

海外という新たな環境へ挑戦する優秀な博士後期課程学生を海外の大学等研究機関に派遣する「若手研究者海外挑戦プログラム」に係る募集・審査・採用業務を円滑に実施する。

申請希望者の多様なニーズに応えるため、引き続き年 2 回の募集を着実に実施する。

また、募集に係る広報活動を積極的に実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により渡航や現地の研究活動に支障が生じた採用者に対して、渡航延期や一時帰国の取扱いの運用等、必要に応じて採用者の状況の変化に応じた柔軟な対応を行う。

報告書等については、ホームページを通じて広く公開する。

② 外国人研究者の招へい

(i) 外国人研究者招へい事業

様々なキャリアステージにある優れた外国人研究者を招へいするための事業を実施する。

「外国人特別研究員」では、多様な国からの若手研究者の招へいを着実に実施する。とりわけ、海外対応機関との連携及び海外研究連絡センターを通じた積極的な広報活動等を通じて、優秀な若手研究者の確保に努める。

また、外国人特別研究員の募集に当たっては、令和 3 年度に引き続き、妊娠・出産・育児のライフイベントによる研究中断を経た者の申請要件を緩和することで学術研究分野における男女共同参画を推進する。

「外国人招へい研究者」では、優れた研究業績を有する外国人研究者を招へいし、共同研究、討議や意見交換、講演等の機会を与える。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により来日に支障が生じた採用者に対して、必要に応じて採用者の状況の変化に応じた柔軟な対応を行う。

(ii) 論文博士号取得希望者への支援事業

論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジア・アフリカ諸国等（我が国の ODA 被支援国に限る）の若手研究者を支援する事業を実施する。

(iii) 招へい研究者への交流支援

長期に来日する研究員に対しては、我が国での研究生活を円滑に開始するためのオリエンテーションの実施や日本語研修支援等を行い、日常生活面においても支援する。

さらに、我が国の将来を担う高校生等を対象に、科学や国際社会への関心を深めさせることを目的とし、外国人研究者が高等学校等において、自身の研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログ事業を実施する。

令和4（2022）年度においては、外国人研究者招へい事業が我が国の研究機関の研究環境の国際化にどの程度貢献しているかアンケート調査を実施し、75%程度の肯定的評価を得るとともに、より事業の質を高めるための方策について、引き続き検討する。

(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供

優れた研究能力を有する研究者に対する顕彰や、若手研究者に対する国際的な研さんを積む機会の提供などの取組を行う。

① 研究者の顕彰

(i) 日本学術振興会賞

我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルに発展させるため、創造性豊かな優れた研究を進めている若手研究者を見いだし、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援する日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

(ii) 日本学術振興会育志賞

我が国の学術研究の発展への寄与が期待される若手研究者の養成に資するため、優秀な大学院博士課程学生を顕彰する育志賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

(iii) 国際生物学賞

国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰することにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第37回・第38回顕彰に係る事務を行うとともに、第39回顕彰に向けた準備の事務を積極的に実施する。また、国内外に向けて本賞の意義や内容の周知活動に努める。

② 国際的な研さん機会の提供

国際舞台でグローバルに活躍できる我が国の若手研究者を育成するとともに、我が国と先進諸国やアジア・アフリカ諸国等の若手研究者との相互ネットワーク形成を促していくため、HOPE ミーティング、先端科学シンポジウム、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議、ノーベル・プライズ・ダイアログ等の国際的なシンポジウム・セミナー等の参加を通して、国際的な研さんを積む機会を提供する。

令和4（2022）年度においては、振興会が実施するシンポジウム等に参加したこ

とによる効果を確認するため、各シンポジウム等においてアンケート調査を実施し、95%程度の肯定的評価を得る。

(4) 研究者のキャリアパスの提示

新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、大学等において安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示することを目的とした国の事業である「卓越研究員事業」について、審査及び交付業務を行う。

令和4（2022）年度は、卓越研究員候補者選考委員会において、新たに公募する卓越研究員の審査を行うとともに、研究機関に対する交付業務を行う。

4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進

高いレベルの研究者を中核とした研究拠点構想を集中的に支援し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える研究拠点」の形成を目的とした国の助成事業である「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」について、国の定めた制度・方針に従い、審査及び評価・進捗管理業務を行うとともに、WPI アカデミーも含めた WPI の価値最大化のための全体戦略を見据えた上で、当該事業で得られた成果の最大化に向けた活動への支援業務を行う。

令和4（2022）年度は、新たな拠点の採択審査を行うとともに、平成30（2018）年度に採択された2拠点について中間評価を、その他の3拠点（平成29（2017）年度に採択された2拠点及び令和3（2021）年度に採択された1拠点）について年次評価を行う。

審査・評価等の実施に当たって、審査・評価等を行う委員会における国際的な体制を整備するとともに、公正な審査・評価等が行われるよう利益相反への配慮を行う。また、透明性を担保するため、審査・評価等の終了後にはその結果を委員名とともにホームページにおいて公表する。さらに、評価・進捗管理業務を専門的な観点から行うため、プログラムを担当するプログラム・ディレクター（アカデミー・ディレクターを兼務）及び拠点ごとのプログラム・オフィサー、アカデミー・オフィサー等を配置する。

WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動への支援業務として、高校生を始めとした社会の多様な層から WPI プログラム全体が「見える」存在となることを目指し、WPI プログラム及び拠点の活動・成果を発信するための広報・アウトリーチ活動を実施し、国際頭脳循環の更なる加速・拡大に資する取組等を強力に推進する。また、WPI プログラム全体の運営戦略の検討に資するべく、WPI 拠点到係る研究論文の分析指標データを収集・分析する。さらに、WPI プログラムの実施により得られた国際研究拠点形成に係る経験・ノウハウの共有・展開を行う。

(2) 地域の中核・特色ある研究大学の強化促進

地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図ることを目的とした国の事業である「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」について、国の定めた制度・方針に従い、審査・評価・進捗管理、交付業務及び事業成果の最大化に向けた必要な支援業務等を行う。

令和4（2022）年度は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、令和5（2023）年度からの事業公募に向けた体制整備等を進める。

（3）大学教育改革の支援

大学の学部や大学院の教育改革を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

令和4（2022）年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。

① 卓越大学院プログラム

各大学の持つ学術研究・大学院教育における強みを核として、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成することを目的とした国の助成事業である「卓越大学院プログラム」について、委員会を開催し、審査・評価等業務を行う。

令和4（2022）年度は、令和元年度に採択された11件の事業の中間評価を行うとともに、これまでに採択された30件の事業のフォローアップを行う。

② 知識集約型社会を支える人材育成事業

全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、産業界や地域社会等との協働により、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材育成を行えるような、新たなタイプの教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する大学の取組を支援することで、知識集約型社会を支える人材育成を推進することを目的とした国の助成事業である「知識集約型社会を支える人材育成事業」について、委員会を開催し、審査・評価等業務を行う。

令和4（2022）年度は、令和2（2020）年度に採択された6件の事業の中間評価を行うとともに、フォローアップを行う。令和3（2021）年度に採択された3件の事業のフォローアップを行う。

③ 地域活性化人材育成事業～SPARC～

大学等が地域の中核として機能していくため、地域社会と大学間連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域が真に求める人材を育成する機関に転換する

ことを目的とした国の助成事業である「地域活性化人材育成事業～SPARC～」について、委員会を開催し、審査・評価等業務を行う。

令和4（2022）年度は、新たに公募する事業の審査を行う。

④ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～Xプログラム～

データサイエンス・コンピュータサイエンス分野のマイナー・ダブル学位プログラム等を設定し、人文社会科学系分野の大学院において、データサイエンス・コンピュータサイエンスの素養を持った人材を育成することを目的とした国の助成事業である「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～X プログラム～」について、委員会を開催し、審査・評価等業務を行う。

令和4（2022）年度は、新たに公募する事業の審査を行う。

（4）大学のグローバル化の支援

大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、国の定めた制度・方針を踏まえ、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図りつつ、情報公開に努める。

令和4（2022）年度は、以下の事業に係る審査・評価等を行う。

① 大学の世界展開力強化事業

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流の実施等を推進する国際教育連携やネットワークの形成の取組の支援を目的とした国の助成事業である「大学の世界展開力強化事業」について、委員会を開催し、審査・評価業務を行う。

令和4（2022）年度は、新たに公募する事業の審査を行う。また、令和2（2020）年度に採択された8件の事業の中間評価、平成29（2017）年度に採択された11件の事業の事後評価を行うとともに、平成30（2018）年度に採択された10件、令和元（2019）年度に採択された3件及び令和3（2021）年度に採択された20件の事業のフォローアップを行う。

② スーパーグローバル大学創成支援事業

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革など国際化を徹底して進める大学や、学生のグローバル対応力育成のための体制強化を進める大学を支援し、我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を目的とした国の助成事業である「スーパーグローバル大学創成支援事業」について、委員会を開催し、評価業務を行う。

令和4（2022）年度は、平成26（2014）年度に採択された37件の事業のフォローアップ等を行う。

5 強固な国際研究基盤の構築

（1）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、国際統括本部において、各種事業を通じた国際的な活動の動向や、海外関係機関等の動向等を集約・共有する会合を行う等、情報共有を随時行う。また、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開する仕組みを構築し、積極的に事業の国際化に取り組む。

令和元（2019）年度に策定した国際的な活動に関する基本的な戦略に基づき、着実に事業を実施していくとともに、必要に応じ、相手国対応機関と、事業の見直しに向けた協議を行う。

また、振興会の業務に係る国際的な取組について、ホームページ上で研究者や国民にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、説明会の開催等、積極的な情報発信を行う。

（2）諸外国の学術振興機関との協働

諸外国の学術振興機関とのネットワークを強化・発展させるべく、世界各国の主要な学術振興機関の長によるグローバルリサーチカウンスル（GRC）に引き続き積極的に参画し、各国共通の課題に係る認識を共有するとともに、その課題解決に向けた取組を進める。

また、日中韓によるハイレベルな研究活動促進に向けた議論を行う日中韓学術振興機関長会議（A-HORCs）に積極的に参画し、関係機関との協力を推進するとともに、A-HORCs の合意に基づき北東アジアシンポジウム及び日中韓フォーサイト事業を着実に実施する。

加えて、各国学術振興機関との交流協定等に基づくパートナーシップを形成する。交流協定については、戦略的に重要な諸外国との交流を推進する観点から、引き続き交流状況を検証し、必要性及び予算状況に応じて廃止、改訂又は新規立ち上げを検討する。

（3）在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会事業を終えて帰国した研究者のネットワーク強化を図るため、世界 20 か国において形成された研究者コミュニティ（同窓会）による活動を支援するとともに、海外研究連絡センター等の協力を得ながら、新たに体制が整った研究者コミュニティ（同窓会）の活動を支援する。

また、在外日本人研究者との連携を強化するとともに、日本への滞在経験を持つ諸外国の研究者や、諸外国との研究協力に関心を持つ在外日本人を含む日本人研究者等に向けた情報発信及び登録者間のネットワーク構築・強化を図るために運用しているソーシャル・ネットワーク・サービス（JSPS-Net）の充実を図る。

（4）海外研究連絡センター等の展開

我が国の研究者や大学等研究機関の国際的なネットワーク形成を支援する拠点としての機能を果たす観点から、学術振興機関との関係構築、セミナー・シンポジウムの開催、我が国の大学の海外展開の支援を行う。また、海外研究連絡センター所在国に

渡航中の特別研究員・海外特別研究員を含む日本人研究者に対し、現地でのネットワーク構築に資する情報を提供する。海外の学術動向や高等教育に関する情報収集・調査については、体系的な情報収集及び国内への情報発信の充実を図り、令和4（2022）年度は全センターからの情報を集約し、ホームページにおいて、合わせて年間840件程度の情報発信を行う。

我が国の大学等のグローバル化支援においては、海外の学術動向や高等教育に係る情報を大学関係者に提供することに加え、将来的な大学の国際交流を担当する職員の育成を目的として若手職員を対象に「国際協力員」として海外実地研修を行う機会を提供する。

6 総合的な学術情報分析基盤の構築

（1）情報の一元的な集積・管理体制の構築

事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、振興会の諸事業に係るデータについて、情報セキュリティの確保や個人情報の保護を徹底した上で、業務の状況を勘案しつつ集約・共有及び一元的な管理を進める。

（2）総合的な学術情報分析の推進

学術情報分析センターにおいて、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。その際、関係機関との連携協力を進める。

分析や調査研究の成果については、学術システム研究センターや諸事業の担当部署に提供・提案することにより諸事業の改善・高度化に向けた検討に資する。また、調査研究の成果をホームページ等において公開し、幅広い層に向けた情報発信を行う。情報発信については2件の報告書の他、適時に成果の公表を行う。

（3）学術動向に関する調査研究

学術システム研究センターにおいて、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等に関する調査・研究を実施し、その結果を取りまとめ、振興会事業の企画・立案等に活用する。

国内外における学術振興施策については、学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、関係者からの聞き取り等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。

学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集、分析を行う。特に、学術システム研究センターの研究員が専門分野に係る学術動向研究を年間125件程度実施し、その成果をより適切な審査委員の選考や評価システムの整備等に反映させ、振興会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。

また、これらの成果については、必要に応じて報告書等に取りまとめ、ホームページ等において公表する。

7 横断的事項

(1) 電子申請等の推進

研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則として全ての公募事業において、引き続きホームページから入手可能な状態とする。

研究者からの申請書類を電子的に受け付ける「電子申請システム」については、本格運用を開始している公募事業を継続して実施する。

なお、実施に当たっては、内閣府が開発・運用を行っている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の連携活用を推進し、柔軟に対応する。

また、システムの設計・開発に当たっては、情報セキュリティ・ポリシー及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を含む政府機関における一連の対策を踏まえた情報セキュリティ対策を実施する。システムの基幹部分において必要に応じてアップグレードを行い、セキュリティを確保する。

(i) 科学研究費助成事業

応募手続・審査業務・交付業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善に伴う電子申請システムの見直しを行い、研究者・研究機関の利便性向上を図る。

(ii) 研究者養成事業

申請手続、審査業務について電子申請システムを活用するとともに、制度改善等に伴い電子申請システムの見直しが必要な場合は、随時開発を行うことにより、申請者、審査委員の利便性向上を図る。

また、採用手続書類及び採用後の提出書類についても、電子申請システム又は専用 Web ページでの情報入力や、電子媒体での提出が一層簡便になるようシステム改修等を進め、採用者・研究機関の更なる利便性向上を図るとともに業務の簡素化を行う。

(iii) 学術の国際交流事業

既に電子申請システムを用いて申請手続・審査業務を行っている事業は、当該システムを活用する。

また、採用手続書類及び採用後の提出書類についても、電子申請システム又は専用 Web ページでの情報入力や、電子媒体での提出が可能となるようシステム改修等を進め、一層の電子化を推進する。

なお、推薦書等の第三者による認証が必要な調書の提出を伴う事業については、調書の提出以外の申請手続において電子申請システムを活用する。

(2) 情報発信の充実

① 広報と情報発信の強化

振興会の活動及びその成果に係る一層効果的な情報発信の在り方について、引き続

き外部有識者の意見も聴取した上で検討を行い、効果的な情報発信に取り組むとともに発信内容の充実を図る。

また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、積極的な情報発信を行う。

(i) ホームページの活用

振興会の業務内容に関し、公募情報や新型コロナウイルス感染症に関連する対応など関係者が必要とする最新情報をホームページで迅速に提供する。また、コンテンツごとのアクセス動向等を踏まえ、利用者のニーズに応える的確かつ見やすいものとなるようサイトの構成やデザインを見直すとともに、スマートフォン対応やウェブアクセシビリティ対応を含むホームページ改善を引き続き行う。

(ii) 概要等の発行

振興会の事業内容及び成果について分かりやすく編集した概要(和文・英文)を作成し、電子版にて広く周知するほか、必要に応じて事業ごとにリーフレット等を発行・配布する。

(iii) メールマガジンの発信

インターネットを活用したメールマガジンにより、公募案内や行事予定等の情報提供を行う。

(iv) ソーシャルメディアの活用

多様な媒体による迅速な情報発信を行うため、公募やイベントの情報等について、必要に応じてソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用する。

② 成果の社会還元・普及・活用

(i) ひらめき☆ときめきサイエンス

我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすい形で直に伝える「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」の取組を支援する。

(ii) 卓越研究成果公開事業

学術の進展により生じた卓越した研究成果をデータベースにより広く一般に公開することを目的とする「卓越研究成果公開事業」を実施する。

(3) 学術の社会的連携・協力の推進

学界と産業界の第一線の研究者等からのボトムアップによる発意に基づき、自由な研究発表、情報交換を行う場(委員会)を設け、産学協力の橋渡しを行う。

令和4(2022)年度は、以下の取組を行い、学術の社会的連携・協力を推進する。

- ・公募を行い、産学協力総合研究連絡会議による審査を経て、委員会を選定する。
- ・委員会について、規定類の見直しなどを行い、委員会对応業務の効率化を図る。
- ・産学の研究者の要請や研究動向に関し自由に情報・意見交換を行うための委員会

活動を支援する。

また、学術関係国際会議の開催のため、指定寄附金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

(4) 研究公正の推進

研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、各事業の特性に応じ、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的研究費の配分機関に対して迅速に提供する。

研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為を防止するため、必要に応じ、事業毎に各研究機関における不正防止に対する取組の状況等を把握し、指導を行う。また、各事業に参画する全ての研究者に対して、事業説明会や公募要領への記載等の方法により、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為については厳格に対応する旨周知するとともに、研究倫理教育に関するプログラムの履修を徹底させる。

公正な研究活動を推進するため、既に e ラーニングとしてサービス提供済みの研究者向け及び大学院生向け研究倫理教育教材について、利用者を対象とするアンケートから抽出したニーズを踏まえ、必要に応じて改修を進める。また、上記 e ラーニングの有効活用を目的とした反転学習を導入するための研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナーを行うほか、国立研究開発法人科学技術振興機構や国立研究開発法人日本医療研究開発機構等と連携し、シンポジウムを開催する。

(5) 業務の点検・評価の推進

独立行政法人通則法第三十二条の規定に基づき、自己点検評価を実施するとともに、学界及び産業界を代表する有識者等により構成される外部評価委員会を開催し、管理運営や各事業の実施状況等について外部評価を行う。

評価の結果は、ホームページ等において公表するとともに業務運営の改善に役立てる。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織の編成及び業務運営

理事長のリーダーシップにより、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。

業務の増大に対応するため、効率的な組織編成及び業務環境の体制を検討する。

業務の運営に当たっては、日本学術会議や国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学生支援機構、大学等との連携・協力関係を構築する。

2 一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比3%以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3 調達等の合理化

調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるためその理由等を公表する。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、令和4（2022）年度調達等合理化計画を策定し、調達の現状と要因の分析、重点的に取り組む分野の設定、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施することにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。なお、調達等合理化計画の策定及び自己評価結果等については、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、その審議概要をホームページに公開する。

4 業務システムの合理化・効率化

（1）情報インフラの整備

（i）業務システムの開発・改善

業務基盤システムと電子申請システムを含めた振興会ネットワーク内の通信について包括的に監視し、セキュリティの強化を図る。

（ii）情報管理システムの活用推進

振興会内に存在する電子データを管理・監視する方法について、業務への影響なども考慮しながら検討を進める。

（iii）情報共有化システムの整備

振興会事業全般の情報共有をより一層推進するため、グループウェアを積極的に活用する。また、振興会外の関係者との情報共有に係る時間やコストを削減するため、WEB会議システムの活用を推進する。

（2）業務運営の配慮事項

情報インフラの整備に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

なお、業務の効率化、人件費の効率化等の可能性を検討する際、研究者等へのサー

ビスの低下を招かないよう配慮する。

Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙 1－1～1－4 のとおり

2 収支計画

別紙 2－1～2－4 のとおり

3 資金計画

別紙 3－1～3－4 のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 78 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産等を譲渡、処分する計画はない。

Ⅵ 剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生したときは、広報・情報提供の充実、調査・研究の充実、情報化の促進に充てる。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制の充実・強化

内部統制の推進に関する職員の理解増進のため、初任者に対する研修を実施する。また、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みや、職員から役員に必要な情報が伝達される仕組みを整備・運用し、内部統制の充実・強化を図る。

職員の法令遵守（コンプライアンス）に対する意識向上を図るため、研修等により役職員倫理規定と職員行動規範について役職員に周知する。

さらに、内部監査、監事監査及び会計監査人による法定監査を実施することにより、内部統制の仕組みが適切に運用されているか点検・検証を行い、必要に応じて改善する。

2 情報セキュリティの確保

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、PDCA サイクルの構築及び定着を図るため、情報セキュリティ・ポリシーの遵守状況についての評価を行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じた改善を行う。職員等に対して情報セキュリティに関する意識を高めるために、情報セキュリティ研修、自己点検及び標的型メール攻撃訓練を実施する。

さらに、高度化する情報セキュリティ対策に対応するため、外部の専門家に委託している最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官の助言を活用しながら業務を進める。

情報システムが災害・事故等の非常時に停止することにより、業務の遂行ができなくなることを避けるため、情報システムの早期復旧及び継続利用を目的とした、情報システム運用継続計画に基づき運用する。また、情報システム運用継続計画について、更に実効性の高いものにするための改善を行う。

振興会の保有する個人情報及び特定個人情報等については、日常の取扱いや監査、及び漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応に関する保護管理体制を整備し、実施する。

3 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

4 人事に関する計画

（1）人事評定

職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

（2）人事交流

国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。

（3）職員の研修計画

職員の専門性及び意識の向上を図るため、研修を実施する。また、資質の向上を図るため、外部で実施される研修に職員を参加させる。

主な研修：

- ① 新任職員語学研修
- ② 海外の機関での研修
- ③ 情報セキュリティ研修
- ④ コンプライアンス研修
- ⑤ スキルアップ研修
- ⑥ 放送大学科目の履修
- ⑦ 会計研修

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって債務負担を行うことがある。

(単位:百万円)

令和4年度(2022年度) 予算(総括表)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知 の創造	知の開拓に挑戦する次 世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の 構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	機能的事項	法人共通	金 額
収入									
運営費交付金	317	2,665	22,611	21	456	352	363	390	27,175
国庫補助金収入	0	237,573	691	150,674	0	0	77	0	389,015
科学研究費補助金	0	139,649	0	0	0	0	77	0	139,726
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	54	0	0	0	0	54
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	99	0	0	0	0	99
大学改革推進等補助金	0	0	0	47	0	0	0	0	47
人材育成連携拠点形成費等補助金	0	0	0	41	0	0	0	0	41
科学技術人材育成費補助金	0	0	691	0	0	0	0	0	691
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	597	0	0	0	0	597
学術研究助成基金補助金	0	97,924	0	0	0	0	0	0	97,924
地域中核研究大学等強化促進基金補助金	0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
事業収入	0	34	12	0	1	4	0	2	53
寄附金事業収入	0	0	18	0	0	0	5	0	23
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	137	0	137
受託事業収入	0	0	0	0	7	0	0	0	7
計	317	240,271	23,331	150,695	465	357	582	392	416,411
支出									
一般管理費	0	509	0	3	0	0	0	0	904
うち 人件費	0	97	0	1	0	0	0	0	330
物件費	0	412	0	1	0	0	0	0	574
事業費	317	2,683	22,623	21	457	357	363	0	26,821
うち 人件費	26	125	148	21	108	47	61	0	536
物件費	292	2,559	22,474	0	349	310	301	0	26,285
科学研究費補助事業費	0	139,649	0	0	0	0	77	0	139,726
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	54	0	0	0	0	54
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	99	0	0	0	0	99
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	47	0	0	0	0	47
人材育成連携拠点形成費等補助事業費	0	0	0	41	0	0	0	0	41
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	691	0	0	0	0	0	691
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	597	0	0	0	0	597
学術研究助成事業費	0	96,966	0	0	0	0	0	0	96,966
地域中核研究大学等強化促進事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄附金事業費	0	0	18	0	0	0	17	0	35
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	137	0	137
受託事業費	0	0	0	0	7	0	0	0	7
計	317	239,807	23,331	862	465	357	594	392	266,125

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度(2022年度) 予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知 の創造	知の開拓に挑戦する次 世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の 構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	機能的事項	法人共通	金 額
収入									
運営費交付金	317	2,665	22,611	21	456	352	363	390	27,175
国庫補助金収入	0	139,649	691	838	0	0	77	0	141,255
科学研究費補助金	0	139,649	0	0	0	0	77	0	139,726
国際化拠点整備事業費補助金	0	0	0	54	0	0	0	0	54
研究拠点形成費等補助金	0	0	0	99	0	0	0	0	99
大学改革推進等補助金	0	0	0	47	0	0	0	0	47
人材育成連携拠点形成費等補助金	0	0	0	41	0	0	0	0	41
科学技術人材育成費補助金	0	0	691	0	0	0	0	0	691
国際研究拠点形成促進事業費補助金	0	0	0	597	0	0	0	0	597
事業収入	0	18	12	0	1	4	0	2	38
常附金事業収入	0	0	18	0	0	0	5	0	23
産学協力事業収入	0	0	0	0	0	0	137	0	137
受託事業収入	0	0	0	0	7	0	0	0	7
計	317	142,332	23,331	859	465	357	582	392	168,635
支出									
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	392	392
うち 人件費	0	0	0	0	0	0	0	231	231
物件費	0	0	0	0	0	0	0	161	161
事業費	317	2,683	22,623	21	457	357	363	0	26,821
うち 人件費	26	125	148	21	108	47	61	0	536
物件費	292	2,559	22,474	0	349	310	301	0	26,285
科学研究費補助事業費	0	0	0	0	0	0	77	0	139,726
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	54	0	0	0	0	54
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	99	0	0	0	0	99
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	47	0	0	0	0	47
人材育成連携拠点形成費等補助事業費	0	0	0	41	0	0	0	0	41
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	691	0	0	0	0	0	691
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	597	0	0	0	0	597
常附金事業費	0	18	18	0	0	0	17	0	35
学術振興特別援助事業	0	0	0	0	0	0	5	0	5
国際生物字賞	0	0	18	0	0	0	0	0	18
藤田記念医学振興援助事業	0	0	0	0	0	0	12	0	12
育志賞顕彰事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	137	0	137
受託事業費	0	0	0	0	7	0	0	0	7
計	317	142,332	23,331	859	465	357	594	392	168,647

※各欄預算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度(2022年度) 予算(学術研究助成業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な 知の創造	知の開拓に挑戦する 次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
収入									
国庫補助金収入	0	97,924	0	0	0	0	0	0	97,924
学術研究助成基金補助金	0	15	0	0	0	0	0	0	15
事業収入	0	97,939	0	0	0	0	0	0	97,939
計									
支出									
一般管理費	0	509	0	0	0	0	0	0	509
うち 人件費	0	97	0	0	0	0	0	0	97
物件費	0	412	0	0	0	0	0	0	412
学術研究助成事業費	0	96,966	0	0	0	0	0	0	96,966
計	0	97,475	0	0	0	0	0	0	97,475

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※基金補助金収入に対する支出は複数年度にわたり行われるため、年度予算の収支は一致しない。

令和4年度(2022年度) 予算(地域中核研究大学等強化促進業務勘定)

(単位:百万円)

区	分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
収入	国庫補助金収入									
	地域中核研究大学等強化促進基金補助金	0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
	事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
支出	一般管理費	0	0	0	3	0	0	0	0	3
	うち 人件費	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	物件費	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	地域中核研究大学等強化促進事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	3	0	0	0	0	3

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
※基金補助金収入に対する支出は複数年度にわたり行われるため、年度予算の収支は一致しない。

令和4年度(2022年度) 収支計画(総括表)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知 の創造	知の開拓に挑戦する次 世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の 構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
費用の部									
経常費用	319	240,438	23,517	862	473	359	606	428	267,001
業務経費	317	2,683	22,623	21	457	357	383	0	26,821
科学研究費補助事業費	0	0	0	0	0	0	77	0	139,726
国際化拠点整備事業費補助事業費	0	0	0	54	0	0	0	0	54
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	99	0	0	0	0	99
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	47	0	0	0	0	47
人材育成連携拠点形成費等補助事業費	0	0	0	41	0	0	0	0	41
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	691	0	0	0	0	0	691
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	0	597	0	0	597	0	597
学術研究助成事業費	0	96,966	0	0	0	0	96,966	0	96,966
地域中核研究大学等強化促進事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄附金事業費	0	0	18	0	0	0	17	0	35
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	137	0	137
受託事業費	0	0	0	0	7	0	0	0	7
一般管理費	0	509	0	3	0	0	0	392	904
減価償却費	1	631	185	0	8	2	12	36	876
収益の部									
経常収益	319	240,438	23,517	862	473	359	606	428	267,001
運営費交付金収益	312	2,640	22,581	17	435	348	350	343	27,025
科学研究費補助金収益	0	0	0	0	0	0	77	0	139,726
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	54	0	0	0	0	54
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	99	0	0	0	0	99
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	47	0	0	0	0	47
人材育成連携拠点形成費等補助金収益	0	0	0	41	0	0	0	0	41
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	691	0	0	0	691	0	691
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	597	0	0	597	0	597
学術研究助成基金補助金収益	0	97,456	0	0	0	0	97,456	0	97,456
地域中核研究大学等強化促進基金補助金収益	0	0	0	2	0	0	0	0	2
業務収益	0	34	12	0	1	4	0	2	53
寄附金事業収益	0	0	18	0	0	0	17	0	35
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	137	0	137
受託事業収益	0	0	0	0	7	0	0	0	7
貸与引当金見返に係る収益	3	20	20	3	14	3	8	31	103
退職給付引当金見返に係る収益	2	9	10	1	7	2	4	16	51
資産見返負債戻入	1	631	185	0	8	2	12	36	876
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄順算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙2-2)
(単位:百万円)

令和4年度(2022年度) 収支計画(一般勘定)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知 の創造	知の開拓に挑戦する次 世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の 構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
費用の部									
経常費用	319	142,903	23,517	859	473	359	606	428	169,464
業務経費	317	2,683	22,623	21	457	357	383	0	26,821
科学研究費補助事業費	0	0	0	0	0	0	77	0	139,726
国際化拠点整備事業補助事業費	0	0	0	54	0	0	0	0	54
研究拠点形成費等補助事業費	0	0	0	99	0	0	0	0	99
大学改革推進等補助事業費	0	0	0	47	0	0	0	0	47
人材育成連携拠点形成費等補助事業費	0	0	0	41	0	0	0	0	41
科学技術人材育成費補助事業費	0	0	691	0	0	0	0	0	691
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	0	0	18	597	0	0	0	0	597
寄附金事業費	0	0	0	0	0	0	17	0	35
産学協力事業費	0	0	0	0	0	0	137	0	137
受託事業費	0	0	0	0	7	0	0	0	7
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	392	392
減価償却費	1	571	185	0	8	2	12	36	816
収益の部									
経常収益	319	142,903	23,517	859	473	359	606	428	169,464
運営費交付金収益	312	2,640	22,581	17	435	348	350	343	27,025
科学研究費補助金収益	0	0	0	0	0	0	77	0	139,726
国際化拠点整備事業費補助金収益	0	0	0	54	0	0	0	0	54
研究拠点形成費等補助金収益	0	0	0	99	0	0	0	0	99
大学改革推進等補助金収益	0	0	0	47	0	0	0	0	47
人材育成連携拠点形成費等補助金収益	0	0	0	41	0	0	0	0	41
科学技術人材育成費補助金収益	0	0	691	0	0	0	0	0	691
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	0	0	0	597	0	0	0	0	597
業務収益	0	18	12	0	1	4	17	2	38
寄附金事業収益	0	0	18	0	0	0	0	0	35
産学協力事業収益	0	0	0	0	0	0	137	0	137
受託事業収益	0	0	0	0	7	0	0	0	7
賞与引当金見返に係る収益	3	17	20	3	14	3	8	31	99
退職給付引当金見返に係る収益	2	9	10	1	7	2	4	16	51
資産見返負債戻入	1	571	185	0	8	2	12	36	816
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度(2022年度)収支計画(学術研究助成業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な 知の創造	知の開拓に挑戦する 次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
費用の部									
学術研究助成事業費	0	97,535	0	0	0	0	0	0	97,535
一般管理費	0	96,966	0	0	0	0	0	0	96,966
減価償却費	0	509	0	0	0	0	0	0	509
		60	0	0	0	0	0	0	60
収益の部									
学術研究助成基金補助金収益	0	97,535	0	0	0	0	0	0	97,535
業務収益	0	97,456	0	0	0	0	0	0	97,456
賞与引当金見返に係る収益	0	15	0	0	0	0	0	0	15
資産見返負債戻入	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	0	60	0	0	0	0	0	0	60
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度(2022年度) 収支計画(地域中核研究大学等強化促進業務勘定)

(別紙2-4)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
費用の部									
経常費用	0	0	0	3	0	0	0	0	3
地域中核研究大学等強化促進事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般管理費	0	0	0	3	0	0	0	0	3
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部									
経常収益	0	0	0	3	0	0	0	0	3
地域中核研究大学等強化促進基金補助金収益	0	0	0	2	0	0	0	0	2
業務収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返負債戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度(2022年度) 資金計画(総括表)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知 の創造	知の開拓に挑戦する次 世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の 構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
資金支出									
業務活動による支出	317	239,810	23,332	862	465	357	594	392	266,129
次期繰越金	62	107,551	4,944	149,846	83	67	423	80	263,055
資金収入									
業務活動による収入	317	240,271	23,331	150,695	465	357	582	392	416,411
運営費交付金による収入	317	2,665	22,611	21	456	352	363	390	27,175
科学研究費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	77	0	139,726
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	54	0	0	0	0	54
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	99	0	0	0	0	99
大学改革推進等補助金による収入	0	0	0	47	0	0	0	0	47
人材育成連携拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	41	0	0	0	0	41
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	691	0	0	0	0	0	691
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	597	0	0	0	0	597
学術研究助成基金補助金による収入	0	97,924	0	0	0	0	0	0	97,924
地域中核研究大学等強化促進基金補助金による収入	0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
帯附金事業による収入	0	0	18	0	0	0	5	0	23
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	137	0	137
受託事業による収入	0	0	0	0	7	0	0	0	7
その他の収入	0	34	12	0	1	4	0	2	53
前期繰越金	62	107,090	4,944	13	83	67	435	80	112,773

※各欄横算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙3-2)

令和4年度(2022年度) 資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知 の創造	知の開拓に挑戦する次 世代の研究者の養成	大学等の強みを生かし た教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の 構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
資金支出	317	142,335	23,332	859	465	357	594	392	168,651
業務活動による支出	62	943	4,944	13	83	67	423	80	6,614
次期繰越金									
資金収入	317	142,332	23,331	859	465	357	582	392	168,635
業務活動による収入	317	2,665	22,611	21	456	352	363	390	27,175
運営費交付金による収入	0	139,649	0	0	0	0	77	0	139,726
科学研究費補助金による収入	0	0	0	54	0	0	0	0	54
国際化拠点整備事業費補助金による収入	0	0	0	99	0	0	0	0	99
研究拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	47	0	0	0	0	47
人材育成連携拠点形成費等補助金による収入	0	0	0	41	0	0	0	0	41
科学技術人材育成費補助金による収入	0	0	691	0	0	0	0	0	691
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	0	0	0	597	0	0	0	0	597
常附金事業による収入	0	0	18	0	0	0	5	0	23
産学協力事業による収入	0	0	0	0	0	0	137	0	137
受託事業による収入	0	0	0	0	7	0	0	0	7
その他の収入	0	18	12	0	1	4	0	2	38
前期繰越金	62	946	4,944	13	83	67	435	80	6,629

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度(2022年度) 資金計画(学術研究助成業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な 知の創造	知の開拓に挑戦する 次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした 教育研究機能の強化	強固な国際研究 基盤の構築	総合的な学術情報分析 基盤の構築	横断的事項	法人共通	金 額
資金支出									
業務活動による支出	0	97,475	0	0	0	0	0	0	97,475
次期繰越金	0	106,608	0	0	0	0	0	0	106,608
資金収入									
業務活動による収入	0	97,939	0	0	0	0	0	0	97,939
学術研究助成基金補助金による収入	0	97,924	0	0	0	0	0	0	97,924
その他の収入	0	15	0	0	0	0	0	0	15
前期繰越金	0	106,144	0	0	0	0	0	0	106,144

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4年度(2022年度) 資金計画(地域中核研究大学等強化促進業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	総合的事項	世界レベルの多様な知の創造	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	強固な国際研究基盤の構築	総合的な学術情報分析基盤の構築	横断的事項	法人共通	金額
資金支出									
業務活動による支出	0	0	0	3	0	0	0	0	3
次期繰越金	0	0	0	149,833	0	0	0	0	149,833
資金収入									
業務活動による収入	0	0	0	149,836	0	0	0	0	0
地域中核研究大学等強化促進基金補助金による収入	0	0	0	149,836	0	0	0	0	149,836
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和4事業年度及び第4期中期目標期間における 業務実績に関する自己点検評価・外部評価の実施経緯

令和5年1月

「独立行政法人日本学術振興会令和4事業年度における業務実績及び第4期中期目標期間における業務実績に関する評価手法について」の決定

令和5年4月25日

独立行政法人日本学術振興会計画・評価委員会を開催

議題 1) 令和4事業年度における業務実績に関する自己点検評価および第4期中期目標期間における業務実績に関する自己点検評価について

令和5年5月16日

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（第1回）を開催（Web会議）

議題 1) 委員長の選出について
2) 外部評価の実施方法について
3) 外部評価担当項目について
4) 業務実績に関する評価について
5) その他

令和5年6月8日

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（第2回）を開催（ハイブリッド会議）

議題 1) 決算等の状況について
2) 令和4事業年度及び第4期中期目標期間における業務実績に関する外部評価コメント及び評定について
3) その他

令和5年6月22日

独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会（第3回）を開催（ハイブリッド会議）

議題 1) 外部評価結果の総括（案）について
2) 第5期中期目標・中期計画について

令和5年6月23日

外部評価委員会から独立行政法人日本学術振興会理事長に対する外部評価の結果の報告

令和5年6月30日

文部科学大臣へ「令和4事業年度における業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書及び第4期中期目標期間における業務実績に関する自己点検評価・外部評価報告書」を提出

独立行政法人日本学術振興会

自己点検評価・外部評価報告書（令和4事業年度、第4期中期目標期間）

令和5年7月発行

発行・連絡先 独立行政法人日本学術振興会 経営企画課

東京都千代田区麹町5-3-1

TEL 03-3263-1849

FAX 03-3237-8238

ホームページ <https://www.jsps.go.jp/>